

5. 財務関係

(2) 住民監査請求及び住民訴訟に関する調 (平成21年4月1日 から 平成24年3月31日 まで)

① 都道府県分

ア 住民監査請求の件数 (総括表)

(単位：件)

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの	うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
北海道	H21.4.1～H22.3.31	6		4		3	1	1	1	
	H22.4.1～H23.3.31	2						1	1	
	H23.4.1～H24.3.31	7	4	1		1		2		
	計	15	4	5	0	4	1	4	2	0
青森県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31	1		1			1			
	計	2	0	1	0	0	1	1	0	0
岩手県	H21.4.1～H22.3.31	1						1		
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31									
	計	2	0	0	0	0	0	2	0	0
宮城県	H21.4.1～H22.3.31	5	1	3		2	1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	2		2			2			
	H23.4.1～H24.3.31	3		2			2	1		
	計	10	1	7	0	2	5	2	0	0
秋田県	H21.4.1～H22.3.31	2						2		
	H22.4.1～H23.3.31	4						3	1	
	H23.4.1～H24.3.31	2						1	1	
	計	8	0	0	0	0	0	6	2	0
山形県	H21.4.1～H22.3.31	1		1		1				
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31	1						1		
	計	3	0	1	0	1	0	2	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の			うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
福島県	H21.4.1～H22.3.31	3		3		3				
	H22.4.1～H23.3.31	3		3		3				
	H23.4.1～H24.3.31									
	計	6	0	6	0	6	0	0	0	0
茨城県	H21.4.1～H22.3.31	15	5	9	3	1	5	1		
	H22.4.1～H23.3.31	5		5	1		4			
	H23.4.1～H24.3.31	10		9	2		7	1		
	計	30	5	23	6	1	16	2	0	0
栃木県	H21.4.1～H22.3.31	2		1			1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	3						2	1	
	H23.4.1～H24.3.31	2						1	1	
	計	7	0	1	0	0	1	4	2	0
群馬県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31	1		1			1			
	H23.4.1～H24.3.31	5		4			4	1		
	計	6	0	5	0	0	5	1	0	0
埼玉県	H21.4.1～H22.3.31	3		2			2	1		
	H22.4.1～H23.3.31	4						4		
	H23.4.1～H24.3.31	6						6		
	計	13	0	2	0	0	2	11	0	0
千葉県	H21.4.1～H22.3.31	6		4		2	2	2		
	H22.4.1～H23.3.31	9	1	5		3	2	3		
	H23.4.1～H24.3.31	3		2			2	1		
	計	18	1	11	0	5	6	6	0	0
東京都	H21.4.1～H22.3.31	27	0	25	4	2	19	1	0	1
	H22.4.1～H23.3.31	21	0	21	2	3	16	0	0	0
	H23.4.1～H24.3.31	11	0	8	1	1	6	3	0	0
	計	59	0	54	7	6	41	4	0	1

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるも の			うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
神奈川県	H21.4.1～H22.3.31	6		4		3	1	2		
	H22.4.1～H23.3.31	4		3		3			1	
	H23.4.1～H24.3.31	5	1	2			2	2		
	計	15	1	9	0	6	3	4	1	0
新潟県	H21.4.1～H22.3.31	7		2			2	5		
	H22.4.1～H23.3.31	1		1		1				
	H23.4.1～H24.3.31	3		2			2	1		
	計	11	0	5	0	1	4	6	0	0
富山県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31									
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	H21.4.1～H22.3.31	2		1	1			1		
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	2						2		
	計	4	0	1	1	0	0	3	0	0
福井県	H21.4.1～H22.3.31	5		2	1		1	2	1	
	H22.4.1～H23.3.31	1							1	
	H23.4.1～H24.3.31	1							1	
	計	7	0	2	1	0	1	2	3	0
山梨県	H21.4.1～H22.3.31	2		1		1		1		
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31	1						1		
	計	4	0	1	0	1	0	3	0	0
長野県	H21.4.1～H22.3.31	7		2			2	5		
	H22.4.1～H23.3.31	8		6		2	4	1	1	
	H23.4.1～H24.3.31	2		1			1	1		
	計	17	0	9	0	2	7	7	1	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うちその他 のもの			
岐阜県	H21.4.1～H22.3.31	2		1			1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	3		3	1	2				
	H23.4.1～H24.3.31									
	計	5	0	4	1	2	1	1	0	0
静岡県	H21.4.1～H22.3.31	2						2		
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	2						2		
	計	4	0	0	0	0	0	4	0	0
愛知県	H21.4.1～H22.3.31	6		5		1	4	1		
	H22.4.1～H23.3.31	2		1			1	1		
	H23.4.1～H24.3.31	2		1			1	1		
	計	10	0	7	0	1	6	3	0	0
三重県	H21.4.1～H22.3.31	2		2	2					
	H22.4.1～H23.3.31	2		1		1		1		
	H23.4.1～H24.3.31	1		1	1					
	計	5	0	4	3	1	0	1	0	0
滋賀県	H21.4.1～H22.3.31	3		2		1	1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31	2						2		
	計	6	0	2	0	1	1	4	0	0
京都府	H21.4.1～H22.3.31	5		1			1	4		
	H22.4.1～H23.3.31	2						2		
	H23.4.1～H24.3.31	1						1		
	計	8	0	1	0	0	1	7	0	0
大阪府	H21.4.1～H22.3.31	6		5	1	2	2	1		
	H22.4.1～H23.3.31	5		2			2	3		
	H23.4.1～H24.3.31	7		1		1		5	1	
	計	18	0	8	1	3	4	9	1	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うちその他 のもの			
兵庫県	H21.4.1～H22.3.31	4		2			2	2		
	H22.4.1～H23.3.31	7		3			3	4		
	H23.4.1～H24.3.31	8		5	3	1	1	2	1	
	計	19	0	10	3	1	6	8	1	0
奈良県	H21.4.1～H22.3.31	3		1	1			2		
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31	3						3		
	計	7	0	1	1	0	0	6	0	0
和歌山県	H21.4.1～H22.3.31	4		1	1			2	1	
	H22.4.1～H23.3.31	3						2	1	
	H23.4.1～H24.3.31	2		1	1			1		
	計	9	0	2	2	0	0	5	2	0
鳥取県	H21.4.1～H22.3.31	1						1		
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	1							1	
	計	2	0	0	0	0	0	1	1	0
島根県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	1						1		
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0
岡山県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	1							1	
	計	1	0	0	0	0	0	0	1	0
広島県	H21.4.1～H22.3.31	2						2		
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	5		2		1	1	3		
	計	7	0	2	0	1	1	5	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うちその他 のもの			
山口県	H21.4.1～H22.3.31	1		1	1					
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	4						4		
	計	5	0	1	1	0	0	4	0	0
徳島県	H21.4.1～H22.3.31	3		1		1		2		
	H22.4.1～H23.3.31	5	1	2	2			2		
	H23.4.1～H24.3.31	7	4	1		1		2		
	計	15	5	4	2	2	0	6	0	0
香川県	H21.4.1～H22.3.31	8		5			5	3		
	H22.4.1～H23.3.31	7		2			2	5		
	H23.4.1～H24.3.31	22		21	1		20	1		
	計	37	0	28	1	0	27	9	0	0
愛媛県	H21.4.1～H22.3.31	3		3			3			
	H22.4.1～H23.3.31	1		1	1					
	H23.4.1～H24.3.31									
	計	4	0	4	1	0	3	0	0	0
高知県	H21.4.1～H22.3.31	10		6	3	1	2	4		
	H22.4.1～H23.3.31	2		2	2					
	H23.4.1～H24.3.31	7		5		2	3	2		
	計	19	0	13	5	3	5	6	0	0
福岡県	H21.4.1～H22.3.31	3		1		1		2		
	H22.4.1～H23.3.31	5		1			1	4		
	H23.4.1～H24.3.31	1		1		1				
	計	9	0	3	0	2	1	6	0	0
佐賀県	H21.4.1～H22.3.31	2		1			1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	2						2		
	H23.4.1～H24.3.31	1		1			1			
	計	5	0	2	0	0	2	3	0	0

都道府県名	期間	住民監査請求 の件数	うち取下げの あった件数	うち却下の件 数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の件 数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないもの	うちその他 の理由のもの	うちその他 のもの			
長崎県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31	2		1	1			1		
	H23.4.1～H24.3.31	5		1			1	4		
	計	7	0	2	1	0	1	5	0	0
熊本県	H21.4.1～H22.3.31	4						4		
	H22.4.1～H23.3.31	3		2			2	1		
	H23.4.1～H24.3.31									
	計	7	0	2	0	0	2	5	0	0
大分県	H21.4.1～H22.3.31	3		2			2	1		
	H22.4.1～H23.3.31	2		2			2			
	H23.4.1～H24.3.31	3		1			1	2		
	計	8	0	5	0	0	5	3	0	0
宮崎県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	1						1		
	計	1	0	0	0	0	0	1	0	0
鹿児島県	H21.4.1～H22.3.31	4		4		4				
	H22.4.1～H23.3.31									
	H23.4.1～H24.3.31	6		3		2	1	3		
	計	10	0	7	0	6	1	3	0	0
沖縄県	H21.4.1～H22.3.31	3		3		1	2			
	H22.4.1～H23.3.31	1	1							
	H23.4.1～H24.3.31	2		1			1	1		
	計	6	1	4	0	1	3	1	0	0
合計	H21.4.1～H22.3.31	184	6	111	18	30	63	63	3	1
	H22.4.1～H23.3.31	128	3	70	10	18	42	48	7	0
	H23.4.1～H24.3.31	160	9	78	9	11	58	66	7	0
	計	472	18	259	37	59	163	177	17	1

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	① 北海道函館土木現業所職員等 ② 砂防ダムに付随する橋梁の管理等について財産の管理を怠る事実 ③ 橋梁等の修復及び供用	(21.7.8)	1		① 21.8.4 ② 却下(不受理) ③ 怠る事実により発生した損害の事実や必要な措置の記載が認められない。	無
北海道	① 北海道胆振支庁職員 ② 支笏洞爺国立公園駐車場工事に伴う振動等による身体的な被害 ③ 身体的な被害の回復	(21.8.10)	1		① 21.8.28 ② 却下(不受理) ③ 住民監査請求の対象となる行為に当たるとは認められない。	無
北海道	① 知事 ② 北海道議会の会派及び議員に交付した政務調査費のうち調査研究費、車両リース代及びガソリン代の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等	21.8.24	1	直接陳述聴取(1日)	① 21.10.5 ② 一部認容、一部棄却 ③ 車両リース代及びガソリン代の支出について、支出の額、按分などについて調査を行い、必要な措置を講じるよう勧告する。その他の請求については、棄却する。	有
北海道	① 知事 ② 北海道議会議員に交付した政務調査費のうち人件費の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還	21.8.24	1	直接陳述聴取(1日)	① 21.10.5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない。	有
北海道	① 知事 ② 北見道路建設に係る直轄事業負担金の支出が違法又は不当 ③ 直轄事業負担金の支出の差止め	21.8.28	17	直接陳述聴取(1日)	① 21.10.5 ② 却下 ③ 負担金の支出について、相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えているとは認められない。	有
北海道	① 北海道函館土木現業所職員等 ② 砂防指定区域の測量調査費の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還	(21.9.24)	1		① 21.11.27 ② 却下(不受理) ③ 違法又は不当な行為が特定されているとは認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
北海道	① 知事 ② 適切な調査を怠り、過大な補助金を支出したことが違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還	22.9.13	1	請求人に陳述の意思がないため実施しなかった。	① 22.10.29 ② 認容 ③ 補助対象経費とすべき額と補助金との差額は補助金の過大な交付であり違法又は不当な支出であるため必要な措置を講ずるよう勧告する。	無
北海道	① 知事 ② 北海道議会の会派及び議員に交付した政務調査費のうち調査研究費、車両リース代及びガソリン代の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等	22.10.1	1	直接陳述聴取(1日)	① 22.11.1 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない。条例改正等については消極的に解する。	有
北海道	① 知事 ② 北見道路建設に係る直轄事業負担金の支出が違法又は不当 ③ 知事に対する損害賠償の請求又は国に対する不当利得返還の請求	23.4.13	67	直接陳述聴取(1日)	① 23.5.27 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない。	有
北海道	① 北海道総務部税務課職員等 ② 市町村に対し訓令又は通達等の措置を執らなかつたことによる不動産取得税の賦課徴収の怠る事実 ③ 不動産取得税の適正な賦課徴収	23.6.8	1		① 23.6.22 ② 取下げ ③	無
北海道	① 知事 ② 学校法人に交付した補助金の対象経費に学校法人の不正な支出が含まれていることが違法又は不当 ③ 学校法人に対する知事の損害賠償請求等	23.8.1	1		① 23.9.30 ② 取下げ ③	無
北海道	① 知事 ② 法令の基準を満たさない道道の設計施工により生じた怪我と物品の損傷が違法又は不当 ③ 道道施工不良箇所の改善並びに怪我及び物品損傷に係る損害賠償等	23.11.7	1		① 23.11.17 ② 取下げ ③	無
北海道	① 知事 ② 学校法人に対する補助金の交付において適正な審査を怠つたことが違法又は不当 ③ 補助金の適正な審査を怠つた職員に対する知事の損害賠償請求	(23.11.8)	1		① 23.12.2 ② 却下(不受理) ③ 北海道に発生した損害の事実が認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
北海道	① 知事 ② 北海道議会の会派及び議員に交付した政務調査費のうち調査委託費、事務所経費及び人件費等の支出が違法又は不当 ③ 違法又は不当な支出額の返還及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等	23.11.9	1	直接陳述聴取(1日)	① 23.12.26 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法又は不当な支出とは認められない。条例改正等については消極的に解する。	有
北海道	① 知事 ② 職員が行ったコンピュータソフトウェア不正複写に係る損害賠償費用が職員の負担とされていないことが違法又は不当 ③ 不正複写を行った職員に対する知事の損害賠償請求	24.3.5	1		① 24.3.28 ② 取下げ ③	無
小計	15件					有 6件 無 9件
青森県	① 知事 ② 政務調査費に係る返還請求(違法・不当な支出) ③ 交付した議員に対する返還措置の勧告	22.7.7	1	22.7.22 口頭及び書面	① 22.8.27 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由は認められない	有
青森県	① 知事 ② 臨港道路の財産管理に係る請求(財産の管理を怠っている) ③ 怠る事実の是正勧告	(24.3.9)	1		① 24.3.28 ② 却下(不受理) ③ 対象となる財産が不存在	無
小計	2件					有 1件 無 1件
岩手県	① 知事 ② 岩手県議会議員の海外行政視察への旅費、印紙購入費及び現地通訳料の支出は違法・不当 ③ 損害の補填措置を講ずるよう勧告すること	21.6.4	1	21.6.26 30分程度 口頭意見陳述	① 21.7.30 ② 棄却 ③ 本件海外行政視察の派遣手続は地方自治法に違反しない。議員派遣は「議案の審査又は岩手県の事務に関する調査」に限定されない。	無
岩手県	① 知事 ② 教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の給与について、月額報酬を支給する旨の規定は地方自治法第203条の2第2項に違反して無効 ③ 月額報酬の支払差止め、本件各委員の勤務日数に応じた報酬を支給するよう勧告すること	22.5.11	1	30分程度 口頭意見陳述 (請求人が希望しなかったため未実施)	① 22.7.8 ② 棄却 ③ 県議会が月額報酬を支給することが相当と判断し、条例を制定したことは立法裁量の範囲を逸脱濫用したものであるということはいできない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
計	2件					有 0件 無 2件
宮城県	① 知事 ② 平成20年度に支出した国直轄負担金のうち、1億5,600万円は地方財政法に違反する支出である ③ 国に対し不当利益返還請求すること	21.4.30	1		① 21.6.26 ② 棄却 ③ 当該経費の負担は違法とは言えず、請求に理由はない	有
宮城県	① 知事 ② 特別職の非常勤委員に対し月額報酬を支払うことは違法である ③ 勤務日数に応じた報酬を支払うよう勧告すること	21.5.15	1		① 21.6.19 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象とは認められない	有
宮城県	① 知事 ② 県教委による県立高等学校一律共学化の決定は違法で、関連の財務会計行為についても違法である ③ 執行済予算については是正、未執行予算については事前の防止に必要な措置を講ずること	21.7.8	1		① 21.7.24 ② 取下げ ③ 請求人より請求書の訂正・修正の申し出が有り、取下げ・再請求となったもの	無
宮城県	① 知事 ② 県教委による県立高等学校一律共学化の決定は違法で、関連の財務会計行為についても違法である ③ 執行済予算については是正、未執行予算については事前の防止に必要な措置を講ずること	21.7.27	1		① 21.8.17 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象とは認められない	有
宮城県	① 知事 ② 県が設置した原発の安全性に係る検討会議等は不当である ③ それらに要した経費等を返還するよう勧告すること	22.3.5	1		① 22.3.26 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性・不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
宮城県	① 県教委職員 ② 塩釜高校の同窓会規約は無効であり、業務に従事した職員に対する公金の支出も違法である ③ 同窓会業務に従事した職員の相当額の給与を返還する等の措置を講ずること	22.8.12	1		① 22.9.3 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性・不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
宮城県	① 県教委職員 ② 仙台三高改築記念事業の実施及びこれに基づく会計業務委託契約は違法・不当である ③ 事業の業務に従事した職員の給与の返還等の措置を講ずること	22.8.12	1		① 22.9.3 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性・不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
宮城県	① 県教委職員 ② 石巻支援学校の校庭整備に係る予算措置及び予算執行は違法・不当である ③ 工事費の返還等を勧告するよう求める	23. 8. 1	27		① 23. 9. 2 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性・不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
宮城県	① 知事 ② 仙台空港アクセス線に係る資産を取得することは違法・不当である ③ 資産取得費支出を中止するよう勧告すること	23. 11. 2	1		① 23. 12. 7 ② 却下 ③ 財務会計上の違法性・不当性が客観的、具体的、個別的に摘示されていない	無
宮城県	① 知事 ② 仙台空港アクセス線に係る資産を、県が不当に高い価格で取得することは違法である ③ 資産取得契約の解除、取得費の返還を求めるよう勧告すること	24. 2. 2	17	1日 意見陳述	① 24. 3. 30 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為に違法・不当は存しない	無
計	10件					有 3件 無 7件
秋田県	① 知事及び関係職員 ② 違法な契約の締結・履行（随意契約による過大な委託料の支出） ③ 委託料の返還、事前防止のための措置	21. 4. 15	1	期間：1日 方法：口頭	① 21. 5. 19 ② 棄却 ③ 契約に違法性はなく、支出額も過大ではない	無
秋田県	① 知事及び関係職員 ② 違法な公金支出（重大な欠陥のある生活保護法施行事務監査に要した旅費及び給与等の支出） ③ 支出した金額の賠償等必要な措置	21. 6. 24	1	期間：1日 方法：口頭	① 21. 8. 24 ② 棄却 ③ 実効性のある監査が行われており、支出に違法性又は不当性はない。	無
秋田県	① 本件支出に関わった職員 ② 違法な公金支出（競技団体へ支出した補助金が不適正処理されていたとするもの） ③ 補助金の返還	22. 12. 3	3	期間：1日 方法：口頭	① 23. 1. 27 ② 一部認容、一部却下 ③ 請求のうち当該行為後1年を経過している部分是不受理。競技団体の補助金不適正処理により県に損害が生じていることから、損害額を算定のうえ返還を求めること。	無
秋田県	① 本件支出に関わった職員 ② 違法な公金支出（競技団体が不適正に旅費を受給したとするもの） ③ 旅費の返還	23. 1. 28	2	期間：1日 方法：口頭	① 23. 3. 28 ② 棄却 ③ 旅費支給事務に違法性又は不当性はなく、県に損害は生じていない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
秋田県	① 知事及び関係職員 ② 財産の管理を怠る事実（市による県民税払込額不足による損害補填措置の未実施） ③ 損害賠償請求等必要な措置	23. 2. 18	2	期間：1日 方法：口頭	① 23. 4. 15 ② 棄却 ③ 現時点では損害有無の判定や損害額の算定は困難であり、怠る事実はない。	有
秋田県	① 本件支出に関わった職員 ② 違法な公金支出（競技団体へ支出した補助金が不適正処理されていたとするもの） ③ 補助金の返還	23. 3. 25	2	請求人の意向により実施せず。	① 23. 5. 20 ② 棄却 ③ 補助金交付事務に違法性又は不当性はない。損害額は競技団体から返還されたことが確認できた。	無
秋田県	① 知事ら本件損害回復に責任を有する職員 ② 財産の管理を怠る事実（市による県民税払込額不足により生じた損害補填措置の未実施） ③ 損害賠償請求等損害回復のために必要な措置	23. 8. 1	4	期間：1日 方法：口頭	① 23. 9. 30 ② 棄却 ③ 県の対応を怠った事実があるとはいえない。払込不足額は市から払い込まれたことが確認できた。	有
秋田県	① 知事ら本件損害回復に責任を有する職員 ② 財産の管理を怠る事実（独立行政法人への過大な保険料支出により生じた損害補填措置の未実施） ③ 責任ある職員への損害賠償請求等必要な措置	24. 3. 12	3	期間：1日 方法：口頭	① 24. 5. 11 ② 認容 ③ 過大な保険料支出による損害回復のために必要な措置を講じること。	無
計	8件					有 2件 無 6件
山形県	① 知事 ② 違法な公金の支出(非常勤行政委員会委員の報酬を月額で支給していることは違法) ③ 月額支給を止め、勤務日数に応じて支給することを求める	21. 10. 21	7	21. 11. 9 証拠の提出及び意見の陳述	① 21. 12. 17 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等に該当しない	有
山形県	① 知事 ② 県議会議員政務調査費に係る返還請求権の行使 ③ 違法・不当と判断される支出について、返還・請求措置を求める	23. 3. 28	3	23. 4. 20 証拠の提出及び意見の陳述	① 23. 5. 27 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	有
山形県	① 知事 ② 県議会議員政務調査費に係る返還請求権の行使 ③ 違法・不当と判断される支出について、返還・請求措置を求める	24. 3. 26	2	24. 4. 16 証拠の提出及び意見の陳述	① 24. 5. 25 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	有
計	3件					有 3件 無 0件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福島県	① 土木部長 ② 適法な契約がないまま起工し公金を支出 ③ 適法な契約の締結による公金の支出	21. 3. 31	1		① 21. 4. 28 ② 却下 ③ 当該契約に違法性はない	有
福島県	① 知事 ② 教育委員会委員等の月額報酬の支給 ③ 月額1万5千円を超える部分を支出しないこと	21. 4. 7	4		① 21. 4. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有
福島県	① 知事 ② 教育委員会委員等の月額報酬の支給 ③ 月額1万5千円を超える部分を支出しないこと	21. 5. 26	4		① 21. 6. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
福島県	① 教育長・公安委員長 ② 教育委員会委員等の月額報酬の支給 ③ 月額1万5千円を超える部分を支出しないこと	21. 12. 2	2		① 22. 1. 26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有
福島県	① 警察本部長 ② 公安委員会委員の月額報酬の支給 ③ 月額1万5千円を超える部分を支出しないこと	22. 4. 27	2		① 22. 5. 31 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有
福島県	① 知事 ② 空港管理費の支出 ③ 管理費のうち使用料収入相当額相当額を超える部分の支出差止	22. 7. 6	2		① 22. 9. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
福島県	① 知事 ② 空港管理費の支出 ③ 管理費のうち使用料収入相当額相当額を超える部分の支出差止	22. 10. 22	1		① 22. 12. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	有
計		7件				有 5件 無 2件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（公衆用道路を個人の自宅敷地に使用させている） ③ 違法行為を改める是正措置請求	21.5.21	3	21.6.5 意見陳述 3人参加	① 21.7.14 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実はない。	無
茨城県	① 知事 ② トンネル工事に係る違法・不正な公金支出（開通の目処が立たず損害が広がる恐れがある） ③ 工事差し止め、公金の返還及び原形復元勧告	21.8.13	1		① 21.10.9 ② 却下 ③ 違法・不当な公金支出を証す書面の添付がない。請求期限経過。	無
茨城県	① 県職員 ② 不当な公金支出（公衆用道路の用地買収について） ③ 関与職員への損害賠償請求	21.9.10	3		① 21.10.30 ② 却下 ③ 請求期限経過。	無
茨城県	① 県職員 ② 行政財産の違法処分による所有権喪失（県が公衆用道路として取得した行政財産を違法に処分した） ③ 土地所有権喪失に伴う損害補填請求	21.9.24	3		① 21.11.6 ② 却下 ③ 請求人主張の事実はない。	無
茨城県	① 県職員 ② 県及び市の職員の職務規程等違反による業者の不法埋立て（県及び市の撤去費用は損害支出となる） ③ 県及び市職員の懲戒請求、前市長の訴追・給与返却、現市長への訓告請求	21.9.29	13		① 21.11.19 ② 取下げ ③ 本人申出（再度請求するため）	無
茨城県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（公有財産の公衆用道路を個人の自宅敷地に使用させている） ③ 違法行為を改める是正措置請求	21.10.20	3		① 21.11.20 ② 却下 ③ 同一請求人による同一内容の監査請求（棄却した請求の再請求）	無
茨城県	① 知事 ② トンネル工事に係る違法・不正な公金支出 ③ 前回監査請求（21.8.13）の再監査請求	21.10.27	1		① 21.10.30 ② 取下げ ③ 本人申出（再度請求するため）	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	① 知事 ② 駅前広場工事に係る不当な公金（補助金）支出 ③ 工事差し止め、公金の返還及び原形回復請求	21.11.17	1		① 21.12.16 ② 取下げ ③ 本人申出	無
茨城県	① 県職員 ② 県及び市の職員の職務規程等違反による業者の不法埋立て（県及び市の撤去費用は損害支出となる） ③ 県及び市職員の懲戒請求、前市長の訴追・給与返却、現市長への訓告請求	21.11.25	13		① 22.1.7 ② 却下 ③ 職員の処分を求める請求は県の財務会計行為ではない。	無
茨城県	① 県職員 ② 不当な公金支出（公衆用道路の用地買収について） ③ 県が被った損害補填請求	21.11.30	3		① 22.1.7 ② 却下 ③ 請求期限経過。	無
茨城県	① 県職員 ② 財産の管理を怠る事実（公衆用道路を個人の自宅敷地に使用させている） ③ 違法行為の是正、損害補填請求	21.11.30	3		① 22.1.7 ② 却下 ③ 同一請求人による同一内容の監査請求（棄却した請求の再々監査）	有
茨城県	① 知事 ② 国への違法な交付金申請及び工事に係る違法な公金支出 ③ 工事差し止め請求	22.1.12	1		① 22.1.20 ② 取下げ ③ 本人申出（再度請求するため）	無
茨城県	① 知事 ② 県から国への違法な交付金申請（偽造資料に基づく）及び工事費支出 ③ 工事差し止めと損害金の精査請求	22.1.25	1		① 22.2.22 ② 却下 ③ 請求人主張は憶測に過ぎない。	無
茨城県	① 知事 ② トンネル工事入札予定価格の水増しに伴う補助金額の水増し請求（財務会計からの違法・不当な支出） ③ 工事差し止め及び損害金の算出請求	22.2.4	1		① 22.2.17 ② 取下げ ③ 本人申出	無
茨城県	① 知事 ② 県からUR機構への違法・不当な補助金支出 ③ UR機構からの補助金返還及び同機構への22年度補助金の支出差し止め請求	22.3.17	4		① 22.4.15 ② 却下 ③ 補助金の執行について違法・不当とする事実はない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	① 知事 ② 県による行政財産の土地の縮減及び私人自宅敷地への便宜供与(贈与)処分 ③ 県による便宜供与処分の取り消し請求	22.7.5	1		① 22.9.1 ② 却下 ③ 便宜供与に当たる違法・不当な処分に該当しない。	有
茨城県	① 県職員 ② 県による行政財産の遺棄処分及び個人への便宜供与 ③ 行政財産の遺棄行為に対する県民の損害補填請求	22.7.5	1		① 22.9.1 ② 却下 ③ 違法・不当な財産上の管理には該当しない。	無
茨城県	① 知事 ② 県の不適正経理及び不当な支出 ③ 県民の損害の返還及び職員処分請求	22.10.6	6		① 22.11.30 ② 却下 ③ 請求期限経過。	有
茨城県	① 法務局登記官(県職員の指定なし) ② 法務局登記官の登記簿謄本改ざんによる県有地の私人への無償譲与 ③ 登記官に対する県損害の補填措置請求	22.12.2	1		① 23.1.13 ② 却下 ③ 損害補填等措置を求める対象ではない。	無
茨城県	① 土地家屋調査士(県職員の指定なし) ② 土地家屋調査士の違法な登記申請(境界損壊犯罪)に対する不当な公金支出 ③ 土地家屋調査士に対する県の囑託費用の返還請求	22.12.2	1		① 23.1.13 ② 却下 ③ 損害補填等措置を求める対象ではない。	有
茨城県	① 知事 ② 過失行為で取得した行政財産 ③ 県の被った損害補填請求	23.4.28	1		① 23.6.21 ② 却下 ③ 請求期限経過。	無
茨城県	① 知事若しくは県職員 ② 財産の管理を怠る事実(取得した305㎡を4.62㎡しかない無価値な行政財産にした) ③ 県の被った2000万円の損害補填請求	23.5.11	1		① 23.6.21 ② 却下 ③ 財産の管理を怠る事実はない。	有
茨城県	① 知事若しくは県職員 ② 財産の管理を怠る事実(公衆用道路としての行政財産4.62㎡は草茫々の管理状況にある) ③ 怠る事実を改め公衆用道路の管理請求	23.7.11	1	23.8.26 意見陳述 1人参加	① 23.9.9 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実はない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
茨城県	① 監査委員 ② 監査委員への不当な公金支出（でたらめな監査を行う監査委員の給料・手当について） ③ 県の被った損害補填請求	23. 8. 26	1		① 23. 10. 4 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的主張がなされていない。	無
茨城県	① 知事 ② 土地家屋調査士への不当な公金支出（登記嘱託費用） ③ 損害補填を勧告するための監査実施請求	23. 9. 20	1		① 23. 11. 11 ② 却下 ③ 違法性・不当性は認められない。	無
茨城県	① 知事 ② 行政財産と私有地との境界を消滅させた違法行為 ③ 違法行為の是正勧告請求	23. 9. 20	1		① 23. 11. 11 ② 却下 ③ 違法性・不当性は認められない。	無
茨城県	① 知事 ② 行政財産の個人への無償譲与（行政財産305㎡のうち300. 38㎡について） ③ 県の被った損害の算定及び補填請求	23. 9. 20	1		① 23. 11. 11 ② 却下 ③ 違法性・不当性は認められない。	無
茨城県	① 監査委員 ② 監査委員への不当な公金支出（虚偽の監査結果通知書を作成・行使する監査委員への手当について） ③ 県の被った損害補填請求	23. 10. 11	1		① 23. 11. 11 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的主張がなされていない。	無
茨城県	① 知事 ② 土地家屋調査士に委任して行った境界線削除（登記委託料は不当な公金支出） ③ 県の被った損害補填請求	23. 11. 14	1		① 23. 12. 19 ② 却下 ③ 違法性・不当性は認められない。	無
茨城県	① 知事若しくは県職員 ② 国通達に定めのない補助金交付要項の制定（違法な要項に基づく市への違法な公金支出） ③ 社会的に通用する措置請求	24. 3. 12	1		① 24. 5. 1 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的主張がなされていない。請求期限経過。	有
計		30件				有 7件 無 23件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（非常勤行政委員の月額報酬） ③ 月額支給を止め、日額支給の勧告を求める	21.5.20	1	21.6.11 口頭陳述	① 21.7.2 ② 却下 ③ 実質的に報酬支出の根拠である条例そのものの違法性の審査を求めており、監査の対象になるものではない	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（補助金） ③ 違法な支出額の返還と差し止めを求める	21.11.25	1	21.12.22 口頭陳述	① 22.1.19 ② 棄却 ③ 違法性は認められない	無
栃木県	① 担当職員 ② 公金の支出（国庫補助金返納に伴う加算金） ③ 賠償請求	22.4.8	1	請求人が希望せず	① 22.5.27 ② 棄却 ③ 損害賠償請求は適当でない	無
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	22.5.26	1	22.6.30 口頭陳述	① 22.7.12 ② 一部認容、一部棄却 ③ 一部理由があると認め必要な措置を勧告（その余は違法・不当な支出は認められない）	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 違法な支出による損害を補填する必要な措置	22.6.1	3	22.6.22 口頭陳述	① 22.7.23 ② 棄却 ③ 違法とする理由は認められない	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 違法・不当な支出を返還させるための必要な措置	23.6.3	1	23.6.27 口頭陳述	① 23.7.21 ② 一部認容、一部棄却 ③ 一部理由があると認め必要な措置を勧告（その余は違法・不当な支出は認められない）	有
栃木県	① 知事 ② 公金の支出（政務調査費） ③ 違法な支出による損害を補填する必要な措置	23.9.9	2	23.9.29 口頭陳述	① 23.11.1 ② 棄却 ③ 違法とする理由は認められない	有
計		7件				有 5件 無 2件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
群馬県	① 不明 (対象となる職員が指定されていない) ② 不明 (怠る事実等が示されていない) ③ 不明 (講じさせる措置が示されていない)	(22. 10. 14)	1		① 22. 11. 11 ② 却下 (不受理) ③ 請求の要件を欠き不適法(怠る事実等及び講じさせる措置が不明)	無
群馬県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 (県有施設の管理運営) ③ 管理運営を民間委託すること	(24. 3. 6)	1		① 24. 4. 3 ② 却下 (不受理) ③ 請求の要件を欠き不適法(違法性・不当性及び損害発生の可能性が不明)	無
群馬県	① 知事 ② 財産の取得・管理・処分 (債権の保有)、公金の支出 (補助金の支出) ③ 債権の売却及び補助金の返還	(24. 3. 6)	1		① 24. 4. 3 ② 却下 (不受理) ③ 請求の要件を欠き不適法(違法性・不当性が不明)	無
群馬県	① 知事及び教育長 ② 公金の支出 (県有施設建設費及び運営費) ③ 運営費削減の必要な措置	(24. 3. 6)	1		① 24. 4. 3 ② 却下 (不受理) ③ 請求の要件を欠き不適法(違法性・不当性及び講じさせる措置が不明)	無
群馬県	① 知事及び議長 ② 公金の支出 (政務調査費) ③ 議員歳費差し止めと行政委員会の設置	(24. 3. 6)	1		① 24. 4. 3 ② 却下 (不受理) ③ 請求の要件を欠き不適法(違法性・不当性が不明)	無
群馬県	① 知事 ② 知事公舎の目的外使用、不正改修、光熱水費等の不正支出 ③ 県費の支出及び損害回復のための請求	24. 3. 16	2	24. 3. 23 請求人1名、代理人1名が出席し、監査委員の面前で1時間の陳述。	① 24. 5. 1 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法又は不当と言うべきものはない (棄却) 請求期間の要件を満たしていない (却下)	有
計		6件				有 1件 無 5件
埼玉県	① 知事等 ② 財産管理及び使用料徴収 ③ 使用料の返還等	21. 4. 1	1	21. 5. 7 請求人及び総務部等の陳述	① 21. 5. 29 ② 棄却 ③ 使用料免除は是認でき、請求に理由がない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	① 職員 ② 行政指導に対する費用（係る給与） ③ 不当な行政指導であり、返還	21.4.21	1		① 21.5.20 ② 却下 ③ 不当とする事実を証する書類の提出がなく、要件を具備していない。	無
埼玉県	① 知事 ② 市町村への補助金 ③ 補助金の差し止め等	21.10.22	1		① 21.12.1 ② 却下 ③ 違法・不当とする事実を証する書類の提出がなく、要件を具備していない。	無
埼玉県	① 職員 ② 工事に係る支出 ③ 不必要かつ不適切であり、工事費の返還	22.9.3	4	22.9.29 請求人及び総務部の陳述	① 22.10.22 ② 棄却 ③ 工事は必要であり、請求内容に理由がない。	無
埼玉県	① 知事 ② 県政調査費の支出 ③ 違法であり、返還	22.10.8	1	22.10.29 請求人及び議会事務局の陳述	① 22.11.26 ② 棄却 ③ 支出は違法ではなく、請求内容に理由がない。	無
埼玉県	① 知事 ② 県政調査費の支出 ③ 違法であり、返還	22.10.8	1	22.10.29 請求人及び議会事務局の陳述	① 22.11.26 ② 棄却 ③ 支出は違法ではなく、請求内容に理由がない。	無
埼玉県	① 職員 ② 会場使用料の支出 ③ 不適切な支出であり、返還	22.11.29	1	22.12.16 請求人の陳述	① 23.1.21 ② 棄却 ③ 支出は適法であり、請求に理由がない。	無
埼玉県	① 知事 ② 県政調査費の支出 ③ 違法であり、返還	23.4.4	8	23.4.21 請求人及び議会事務局の陳述	① 23.5.27 ② 棄却（一部却下） ③ 条例等に逸脱しておらず、請求に理由がない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	① 職員 ② 工事の実施 ③ 工事費負担は不適切であり、支出金額の返還等	23.5.19	4	23.6.16 請求人及び総務部の陳述	① 23.7.12 ② 棄却 ③ 県の判断は妥当性を欠くものとは言えず、請求に理由がない。	有
埼玉県	① 職員 ② 工事の実施 ③ 議決を経っていない支出であり、支出金額の返還等	23.6.7	1	23.7.1 請求人及び総務部の陳述	① 23.8.2 ② 棄却 ③ 本件支出は議決を必要としないため、請求に理由がない。	無
埼玉県	① 知事等 ② 財産の売却 ③ 無効であり、原状回復、売却に係る費用の返還	23.11.25	7	23.12.14 請求人及び総務部の陳述	① 24.1.24 ② 棄却（一部却下） ③ 売却に違法性等はないため、請求に理由がない。	有
埼玉県	① 知事 ② 県政調査費の支出 ③ 返還	23.11.28	6	23.12.15 請求人及び議会議事務局の陳述	① 24.1.24 ② 棄却 ③ 違法な支出ではなく、請求内容に理由がない。	有
埼玉県	① 職員 ② 工事請負契約及び工事費用の支出 ③ 違法であり、工事の中止、支出の差し止め等	24.1.30	7	24.2.16 請求人及び職員の陳述	① 24.3.21 ② 棄却 ③ 工事は違法等ではなく、請求には理由がない。	無
計		13件				有 4件 無 9件
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 議員に対する不当利得返還請求	21.6.1	7	21.7.1 口頭による陳述	① 21.7.29 ② 一部棄却、一部却下 ③ 財産の管理を怠る事実がない（棄却）、個別的具体的な摘示がない（却下）。	無
千葉県	① 知事 ② ア.公金の支出（不適正な経理処理） イ.職員の処分（不適正な経理処理） ③ 関係者に対する利息を含めた返還請求及び職員の処分等	21.9.24	1	21.10.15 口頭による陳述	① 21.11.18 ② 一部棄却、一部却下 ③ ア.返還請求を怠る事実がない（棄却）、個別的具体的な摘示がない（却下）等 イ.財務会計上の行為等ではない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	① 知事 ② ア. 公金の支出 (喫煙を行った職員に対する給与の支給) イ. 職員の服務 (勤務時間内の喫煙) ③ 職員に対する返還請求及び勤務時間内の喫煙の禁止	21. 9. 25	1		① 21. 11. 6 ② 却下 ③ ア. 個別的具体的な摘示及び違法性・不当性の摘示がない。 イ. 財務会計上の行為等ではない。	無
千葉県	① 知事 ② ア. 公金の支出 (喫煙室の設置維持) イ. 職員の服務 (勤務時間内の喫煙) ③ 公金支出の差止め及び職員の勤務時間内の喫煙の禁止	21. 9. 25	1		① 21. 11. 6 ② 却下 ③ ア. 違法性・不当性の摘示がない。 イ. 財務会計上の行為等ではない。	無
千葉県	① 知事 ② 職員の処分 (不適正な経理処理) ③ 職員の処分	22. 1. 18	4		① 22. 2. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等ではない。	無
千葉県	① 職員 (警察本部長) ② 職員の処分 (不適正な経理処理) ③ 職員の処分	22. 3. 3	4		① 22. 3. 24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等ではない。	無
千葉県	① 職員 (課長) ② (社) 千葉県社会福祉協議会の支出 (生活福祉資金貸付事業) ③ 課長等に対する損害賠償請求	22. 5. 24	1		① 22. 6. 22 ② 却下 ③ 県の財務会計上の行為等ではない。	無
千葉県	① 職員 (担当職員) ② 職員の職務執行 (千葉県県営住宅設置管理条例の執行) ③ 厳格な職務執行	22. 8. 20	1		① 22. 8. 20 ② 取下げ ③	無
千葉県	① 知事等 ② 将来の公金の支出 (携帯用オーディオメーター購入) ③ 公金支出の差止め	22. 9. 22	1		① 22. 10. 20 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等ではない。(相当の確実さで予測されない。)	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 議員に対する不当利得返還請求	22.9.24	1	22.11.8 口頭による陳述	① 22.11.29 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実がない。	無
千葉県	① 知事 ② 行政財産の使用許可（自動販売機の「設置管理契約」） ③ 「設置管理契約」の拡大	22.10.1	1		① 22.10.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為等ではない。	無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（滞千葉朝鮮学園への補助金） ③ 補助金の返還請求（平成21年度分）及び支出の差止め（平成22年度分）	22.11.30	1	22.12.21 口頭による陳述	① 23.1.21 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし。	有
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 議員に対する不当利得返還請求	23.1.21	1		① 23.2.15 ② 却下 ③ 一事不再理	無
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 議員に対する不当利得返還請求	23.2.25	1	23.3.17 口頭による陳述	① 23.4.22 ② 一部棄却、一部却下 ③ 財産の管理を怠る事実がない（棄却）、違法性・不当性の摘示がない（却下）。	有
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 議員に対する不当利得返還請求等	23.3.10	1		① 23.4.11 ② 却下 ③ 損害なし、違法性・不当性の摘示がない。	無
千葉県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費） ③ 議員に対する不当利得返還請求等	23.5.20	1	23.6.8 口頭による陳述	① 23.7.14 ② 一部棄却、一部却下 ③ 財産の管理を怠る事実がない（棄却）、違法性・不当性の摘示がない（却下）。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	① 知事 ② ア. 公金の支出（景観形成事業） イ. 市の公金の支出等（市街地再開発事業） ③ 公金支出の差止め（景観形成事業）及び市の公金支出の差止め等（市街地再開発事業）	23.11.4	5		① 23.11.22 ② 却下 ③ ア. 違法性・不当性の摘示がない。 イ. 県の財務会計上の行為等ではない。	無
千葉県	① 知事 ② 公金の支出（国民健康保険保険基盤安定負担金） ③ 知事等に対する損害賠償請求	24.3.19	1		① 24.4.20 ② 却下 ③ 個別的具体的な摘示及び違法性・不当性の摘示がない。	有
計		18件				有 4件 無 14件
東京都	① NPO法人理事長等 ② 補助金の会計処理 ③ 裏金の返還を求める	21.4.7	1		① 21.5.22 ② 却下 ③ 都の財務会計行為ではない	無
東京都	① 水道局長 ② 公金の支出（ペットボトル水製造） ③ 差止めを求める	21.4.14	1		① 21.5.22 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の賦課を怠る（固定資産税） ③ 適正評価を求める	21.4.15	1		① 21.5.27 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 交通局長及び下水道局長 ② 財産の管理を怠る（電気代） ③ 適正な電気代徴収を求める	21.4.21	1		① 21.5.27 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 下水道局長 ② 財産の管理を怠る（下水道用地） ③ 使用許可の取消等を求める	21.4.24	1		① 21.6.3 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 下水道局長 ② 公金の支出 (作業服製造) ③ 返還を求める	21.5.26	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① 21.7.23 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出 (旅費等) ③ 返還を求める	21.6.8	1		① 21.7.15 ② 却下 ③ 制度濫用	有
東京都	① 下水道局長 ② 公金の支出 (作業服製造) ③ 返還を求める	21.8.10	1		① 21.8.28 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 下水道局長 ② 契約の締結 ③ 損害分の返還を求める	21.9.8	1		① 21.10.21 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 福祉保健局障害者施策推進部長 ② 公金の支出 (補助金) ③ 返還を求める	21.9.24	3		① 21.11.5 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 福祉保健局障害者施策推進部長 ② 公金の支出 (補助金) ③ 返還を求める	21.9.28	3		① 21.11.5 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 福祉保健局障害者施策推進部長 ② 公金の支出 (補助金) ③ 返還を求める	21.10.7	1		① 21.11.18 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 下水道局長 ② 公金の支出 (クリーニング代) ③ 損害分の返還を求める	21.10.7	1		① 21.11.11 ② 却下 ③ 期間徒過、違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出 (補助金) ③ 返還を求める	21.10.13	1		① 21.11.5 ② 却下 ③ 期間徒過、違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 報酬条例の規定 ③ 報酬支払の差止めを求める	21.10.16	4		① 21.11.11 ② 却下 ③ 非財務会計行為	有
東京都	① 福祉保健局障害者施策推進部長 ② 公金の支出 (補助金) ③ 返還を求める	21.10.19	6		① 21.11.18 ② 却下 ③ 非都民、違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 福祉保健局障害者施策推進部長 ② 公金の支出 (補助金) ③ 返還を求める	21.11.4	4		① 21.11.18 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出 (郵便代) ③ 返還を求める	21.11.18	1		① 21.12.9 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 財産の管理を怠る (都営住宅用地) ③ 原状回復を求める	21.11.25	1		① 22.1.13 ② 却下 ③ 損害発生の可能性なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 知事 ② 公金の支出（補助金） ③ 返還を求める	21.11.30	1		① 22.1.13 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（監査委員の給与等） ③ 返還を求める	21.11.30	1		① 22.1.13 ② 監査不能 ③ 全員除斥	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（負担金） ③ 返還を求める	21.12.9	4		① 22.1.28 ② 却下 ③ 期間徒過、違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（過誤納還付金等） ③ 返還を求める	21.12.11	1		① 22.1.28 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（還付加算金） ③ 返還を求める	21.12.24	1		① 22.1.28 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（調査費用等） ③ 返還を求める	21.12.24	1		① 22.1.28 ② 却下 ③ 期間徒過、非財務会計行為	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（還付加算金） ③ 返還を求める	21.12.24	1		① 22.1.28 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 知事 ② 公金の支出 (還付加算金) ③ 返還を求める	21. 12. 24	1		① 22. 1. 28 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出 (用地費) ③ 損害賠償を求める	22. 4. 1	13		① 22. 4. 26 ② 却下 ③ 期間徒過	有
東京都	① 知事 ② 財産の管理を怠る (都営住宅用地) ③ 駐車料金の返還を求める	22. 4. 16	1		① 22. 5. 20 ② 却下 ③ 損害発生の可能性なし	無
東京都	① 城南職業能力開発センター大田校校長 ② 財産の管理を怠る (図書) ③ 調査報告を求める	22. 5. 20	1		① 22. 6. 24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出 (委託料) ③ 返還を求める	22. 6. 1	1		① 22. 7. 8 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 下水道局長 ② 公金の支出 (弁護士報酬) ③ 返還を求める	22. 7. 8	1		① 22. 8. 5 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出 (補助金) ③ 返還を求める	22. 9. 21	1		① 22. 10. 21 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（還付加算金） ③ 損害賠償を求める	22.10.21	1		① 22.11.25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし、非財務会計行為	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（補助金） ③ 交付取消しを求める	22.11.30	1		① 23.1.11 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 財産の管理を怠る（損害賠償請求権） ③ 必要な措置を求める	22.12.6	2		① 23.1.11 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（用地費） ③ 用地取得の防止を求める	22.12.6	1,328		① 23.1.20 ② 却下 ③ 非都民、違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（還付加算金） ③ 評価の是正を求める	22.12.21	1		① 23.2.3 ② 却下 ③ 相当の确实さなし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（過誤納還付金等） ③ 評価の是正を求める	23.2.7	1		① 23.3.17 ② 却下 ③ 相当の确实さなし、非財務会計行為	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（旅費） ③ 返還等を求める	23.2.14	1		① 23.3.24 ② 却下 ③ 期間徒過、違法性・不当性の摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 知事 ② 公金の支出（補助金） ③ 返還を求める	23. 2. 15	1		① 23. 3. 24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 資産評価を修正しない ③ 評価の是正を求める	23. 2. 18	1		① 23. 3. 17 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（補助金） ③ 交付保留を求める	23. 2. 28	1		① 23. 3. 24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（委託料） ③ 必要な措置を求める	23. 3. 22	1		① 23. 5. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る（固定資産税） ③ 適正な賦課・徴収を求める	23. 3. 23	1		① 23. 5. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（報酬） ③ 返還を求める	23. 3. 30	1		① 23. 5. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（報酬） ③ 返還を求める	23. 3. 30	1		① 23. 5. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
東京都	① 知事 ② 公金の支出（用地費） ③ 用地取得の防止を求める	23. 3. 30	59		① 23. 5. 12 ② 却下 ③ 現に訴訟係属中の事案であるため	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（報酬） ③ 返還を求める	23. 4. 1	1		① 23. 5. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（弁護士報酬） ③ 返還を求める	23. 4. 6	1		① 23. 5. 12 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 公金の支出（過誤納還付金等） ③ 返還を求める	23. 4. 18	1		① 23. 5. 19 ② 却下 ③ 期間徒過	有
東京都	① 新宿都税事務所長 ② 公金の賦課を怠る（固定資産税） ③ 損失補填を求める	23. 4. 27	1		① 23. 5. 26 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の賦課を怠る（固定資産税） ③ 必要な措置を求める	23. 6. 30	1		① 23. 8. 25 ② 棄却 ③ 違法に怠る事実なし	有
東京都	① 新宿都税事務所長 ② 公金の賦課を怠る（固定資産税） ③ 損失補填を求める	23. 7. 27	1		① 23. 9. 5 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	① 知事 ② 公金の支出（郵便代） ③ 返還を求める	23. 8. 2	1		① 23. 9. 5 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
東京都	① 知事 ② 公金の賦課・徴収を怠る（固定資産税） ③ 損失補填を求める	23. 10. 3	1		① 23. 10. 31 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	有
東京都	① 知事 ② 財産の管理を怠る（損害賠償請求権） ③ 請求権の行使を求める	23. 10. 6	1		① 23. 11. 17 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
東京都	① 知事 ② 公金の支出、契約の締結（用地取得） ③ 損害補填を求める	24. 3. 2	1,023	24. 4. 5 出頭し口述	① 24. 4. 26 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有
東京都	① 知事 ② 契約の締結（用地取得） ③ 損害補填を求める	24. 3. 28	86	24. 3. 2受理の請求と同一行為に係る請求と見なして不実施	① 24. 4. 26 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	有
計		59件				有 24件 無 35件
神奈川県	① 統計課ほか関係職員 ② 違法・不当な公金の支出（統計課の国庫委託事業に係る違法な経理処理） ③ 関係職員に対する損害額の賠償等	21. 5. 7	1		① 21. 5. 22 ② 却下 ③ 損害発生の実事又は可能性の具体的な摘示なし	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（県議会議長・副議長の海外訪問に係る違法な自動車借上げ料等） ③ 議長・副議長に対する不当利得の返還請求	21. 6. 26	5 (団体)	21. 7. 17に聴取	① 21. 8. 24 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	① 平塚土木事務所長 ② 違法・不当な公金の支出（土地売買契約に係る違法な費用負担） ③ 違法な支出の賠償請求・返還請求	21.9.14	1	請求人が希望しなかったため、未実施	① 21.11.4 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（外国人世帯に対する違法な生活保護） ③ 生活保護費の支給の相手方に対する不当利得返還	21.11.18	4		① 21.12.15 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	有
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（外国人世帯に対する違法な生活保護） ③ 生活保護費の支給の相手方に対する不当利得返還	22.1.4	4		① 22.1.25 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（外国人世帯に対する違法な生活保護） ③ 生活保護費の支給の相手方に対する不当利得返還	22.2.10	4		① 22.3.11 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	無
神奈川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（交付目的外に支出された政務調査費の返還請求の未実施） ③ 目的外支出額の返還請求	22.5.17	7	22.6.8に聴取	① 22.7.13 ② 認容 ③ 目的外支出とした項目について、交付先の県議会の各会派等がその内容を修正し、収支報告書の再提出を行ったことを確認するなど、必要な措置を講じること。	無
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（朝鮮学校に対する違法な補助金支出） ③ 補助金の支給の相手方に対する不当利得返還請求	22.9.8	3		① 22.9.24 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	有
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（朝鮮学校に対する違法な補助金支出） ③ 補助金の支給の相手方に対する不当利得返還請求	22.10.12	3		① 22.10.26 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（朝鮮学校に対する違法な補助金支出） ③ 補助金の支給の相手方に対する不当利得返還請求	22. 11. 10	3		① 22. 11. 29 ② 却下 ③ 違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	無
神奈川県	① 知事ほか ② 違法・不当な契約の締結（県職員住宅跡地売買に係る無効な覚書） ③ 当該覚書の無効及び覚書無効による譲渡の相手方の優先的地位の無効の確認	23. 4. 6	44 (団体1含む)	23. 4. 22に聴取	① 23. 5. 20 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	無
神奈川県	① 平塚土木事務所長 ② 違法・不当な契約の締結（入札における最低制限価格制度の違法性等を理由とする違法不当な業務委託契約） ③ 違法な支出の返還請求・賠償請求	23. 7. 4	1		① 23. 8. 12 ② 却下 ③ 損害発生的事实又は可能性の具体的な摘示なし	有
神奈川県	① 一部のみ特定（病院事業課） ② 県の財務行為に対する言及なし ③ 地方独立行政法人が運営する病院の発行するカルテの精査等	23. 12. 19	1		① 24. 1. 10 ② 却下 ③ 請求対象が県の機関及び職員の行為ではない、県の財務会計上の行為の違法性・不当性の具体的・個別的な摘示なし	無
神奈川県	① 知事ほか ② 違法・不当な財産の処分（県有地（元川崎南高校）売却後の瑕疵のある土地であったことを理由とした損害賠償請求の恐れ） ③ 当該県有地の処分に係る入札中止の勧告	24. 1. 25	4	24. 2. 20に聴取	① 24. 3. 12 ② 棄却 ③ 請求人主張の違法・不当性認められず	有
神奈川県	① 特定されていない ② 財産の管理を怠る事実（歯科医院が保険者（横浜市）に対して不当に請求し受領した診療報酬の返還請求の未実施） ③ 当該医院あるいは保険者に対する不当利得返還請求	24. 3. 5	1		① 24. 3. 12 ② 取下げ ③ 請求期間途過等（請求人に要件不備により補正が必要な旨伝えたところ、取下げがあったもの）	無
計		15件				有 5件 無 10件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
新潟県	① 知事及び会計管理者 ② 平成20年度新採用職員に対する給与費の支出 ③ 違法・不当な公金支出と同額を県に返還させるとともに無駄な経費をかけないよう知事に勧告	21.4.2	1	21.5.14 口頭	① 21.5.28 ② 棄却 ③ 採用発令の効力は辞令交付式前に生じており、辞令交付式前の時間も職務専念義務はあり、また赴任についても公務による旅行であるからその旅行期間中は勤務時間に勤務したものと認められる。したがって、請求人の主張には理由がない。	無
新潟県	① 支出命令権者・受領した本人・知事 ② 人事異動に伴う赴任旅費の支出 ③ 支出命令権者・受領した本人に返還させる措置を求める。知事に対し業務上不要な支出は行わないよう必要な措置をとるよう勧告。	21.5.7	1	21.6.12 口頭	① 21.5.25 ② 棄却 ③ 近接地の移転であっても赴任に伴う移転として取り扱うことは差支えなく、請求人の主張には理由がない。	無
新潟県	① 支出命令権者・病院事業管理者 ② 人事異動に伴う赴任旅費の支出 ③ 支出命令権者・病院事業管理者に対し、違法・不当な公金支出と同額を県に返還させる。病院事業管理者に対し、情報公開の実施、費用対効果の検討し、高額・不要な経費を支弁しないよう勧告。知事に対し情報公開の実施、費用対効果の検討をするよう勧告。	21.9.8	1	21.10.19 口頭	① 21.11.9 ② 棄却 ③ いずれも支給の要件を満たし、支出は適正な手続きによりなされており、請求人の主張には理由がない。	有
新潟県	① 知事 ② 委員への月額報酬の支出 ③ 知事に対し違法な支出額の支払いを求めるとともに行政委員に月額報酬を支払うことをやめ、各委員の勤務日数に応じて報酬を支給するよう勧告	21.9.14	1	21.11.6 口頭	① 21.12.3 ② 棄却 ③ 報酬が月額又は年額で定まっている非常勤の特別職については、その身分を有していることをもって報酬を支給することが原則であり、監査対象期間に職務を行うことが不可能と認められる長期療養等の事情は存在せず請求人の主張には理由がない。	無
新潟県	① 教育委員会及び選挙管理委員会 ② 委員長・委員への月額報酬の支出 ③ 月額報酬を支出しないような措置を委員会に勧告	21.11.16	1		① 21.11.16 ② 却下 ③ 実質的に条例そのものの監査を求めているが、条例の違法性が重大かつ明白であるとはいえず監査の対象とならない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
新潟県	① 知事及び会計管理者 ② 研修委託業務における講師旅費等の支出 ③ 違法・不当な公金支出と同額を県に返還させるとともに無駄な経費をかけないよう知事に勧告	22.3.31	1	22.5.11 口頭	① 22.5.25 ② 棄却 ③ 専門的な外部講師の利用は一定の合理性があり違法不当な支出に当たるとはいえない。	無
新潟県	① 知事及び会計管理者 ② 平成21年度新採用職員に対する給与費の支出 ③ 違法・不当な公金支出と同額を県に返還させるとともに無駄な経費をかけないよう知事に勧告	22.3.31	1		① 22.4.23 ② 却下 ③ 同一事案についての再監査請求である。	無
新潟県	① 知事、基金事務局、県監査委員、基金理事長（知事） ② 県と基金との間の金銭消費貸借契約、基金の実施する補助金 ③ 基金理事長は目的外使用者等に不当利得返還請求を行う、不当利得返還請求を行わない場合は自ら支払う。基金事務局は基金事業関連の情報を全面開示すべき。補助金の不適正使用についての適切な防止策が講じられるまでは新規の補助金の支出を停止する等。	22.4.9	135		① 22.4.23 ② 却下 ③ 財務会計行為等に該当しない。行為の結果としての県の財産的損失の発生が明記されていない。財団の補助金の交付は県の財務会計行為等には該当しない。	有
新潟県	① 議会事務局総務課長補佐 ② 県議会議員への費用弁償（応招旅費）の支出 ③ 条例が定める費用弁償の額は、費用の弁償以上の日額となっており地方自治法に違反している。地方自治法第242条第1項の規定により必要な措置を請求する。	23.8.9	1		① 23.9.14 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性又は不当性について、単なる憶測や主観だけであり、具体的かつ客観的に示していない。	有
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費（人件費）の支出 ③ 政務調査費の人件費のうち、1人分の2分の1を超える部分は不当利得であり、議員及び会派に知事が返還を請求することを求める。	24.1.27	1		① 24.3.9 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性又は不当性について、単なる憶測や主観だけでなく、具体的かつ客観的に示していない。	無
新潟県	① 知事 ② 平成22年度政務調査費の支出 ③ （A議員）収支報告書等において目的の名称がなく政務調査費の充当は認められない。（B議員）平成21年度のガソリン代に平成22年度の政務調査費を充当しているのは違法である。（C議員）収支報告書の提出期限を超えた領収書は違法である。以上の議員に対し知事が不当利得返還請求をすることを求める。	24.3.30	1	24.5.29 口頭（請求人出頭せず）	① 24.5.28 ② 棄却 ③ （A議員）政務調査費の支出が目的から逸脱した違法なものであるという具体的な説明がなされているとは認められない。（B議員）政務調査費の支出の年度所属区分については現金主義を採用することも許される。（C議員）収支報告書の訂正があり返還済みである。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
計	11件					有 4件 無 7件
石川県	① 知事 ② 審査会の事務局が実施した口頭意見陳述に会長、副会長が同席したが、職務ではなく今後の審査の参考のために参加したのであり、職務として旅費、報酬の支給は不適切である。 ③ 旅費及び報酬の返還請求を行う勧告を請求	21. 4. 20	1	21. 5. 28 13:00～14:00 口頭陳述	① 21. 6. 17 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当しない	無
石川県	① 知事 ② 県道敷地が隣接所有者の物置等の敷地の一部として違法に占有、利用されており、道路管理を違法、不当に怠る事実該当する。 ③ 建築物の撤去など、原状回復に必要な措置を講ずる勧告を請求	21. 9. 29	1		① 21. 11. 4 ② 却下 ③ 請求期限を経過しているなど、請求要件を満たさない	無
石川県	① 知事 ② 政務調査費の交付を受けた議員のうち、領収書その他書面の不足する支出、目的外の支出等があり、違法支出である。 ③ 違法支出総額から交付額を超える支出額の差額を返還請求する勧告を請求	23. 4. 6	1	23. 5. 10 14:00～15:00 口頭陳述	① 23. 6. 10 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当しない	無
石川県	① 知事 ② 政務調査費の交付を受けた議員のうち、領収書その他書面の不足する支出、目的外の支出等があり、違法支出である。 ③ 違法支出総額から交付額を超える支出額の差額を返還請求する勧告を請求	24. 3. 30	1	24. 4. 23 15:00～16:00 口頭陳述	① 24. 5. 24 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当しない	有
計	4件					有 1件 無 3件
福井県	① 知事 ② 不当な公金の支出 ③ 2008年度県議会政務調査費の一部返還を求める。	21. 9. 10	5	21. 10. 7 請求人が監査において請求の要旨を陳述	① 21. 11. 9 ② 認容 ③ 請求内容の一部を交付対象外支出と認め、知事に対し必要な措置を講じることを勧告	無
福井県	① 三国土木事務所長 ② 不当な公金の支出 ③ 契約に基づき支出した交通安全施設整備工事境界復元測量業務契約は不当なものであり、委託料の返還を求める。	21. 11. 19	1		① 21. 12. 18 ② 却下 ③ 請求の期限を経過している。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福井県	① 坂井農林総合事務所長 ② 虚偽内容の補助金申請 ③ 「里山エリア再生交付金事業」補助金申請時に内容の是正を指導するなど必要な措置を講ずることを求める。	21.12.9	1	21.12.24 請求人が監査において請求の要旨を陳述	① 22.2.4 ② 棄却 ③ 当該補助事業は適正に執行されており、違法不当な公金の支出は認められない。	無
福井県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 福井県が(社)福井食肉流通公社に対し支払った補助金等を県に返還させることを求める。	22.2.5	1		① 22.2.25 ② 却下 ③ 請求人から既に同一の事実について住民監査請求がなされている。(一事不再理)	有
福井県	① 福井県警察本部長他 ② 違法不当な公金の支出 ③ 不適正な経理処理にかかる福井県警の自主調査は不十分であり、不正経理返還額を見直すよう求める。	22.3.11	5	22.4.12 請求人が監査において請求の要旨を陳述	① 22.5.7 ② 棄却、一部却下 ③ 国費分については監査委員の権限が及ばないため却下。県費分については不適正とされた金額の算定に誤りはなかった。	有
福井県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 2009年度県議会政務調査費の一部返還を求める。	22.9.30	5	請求人に陳述の意向を確認したが、請求人からはこれを行わない旨の意思表示があった。	① 22.11.29 ② 認容 ③ 請求内容の一部を交付対象外支出と認め、知事に対し必要な措置を講じることを勧告	有
福井県	① 知事 ② 違法な公金の支出 ③ 2010年度県議会政務調査費の一部返還を求める。	23.11.4	3	23.11.18 請求人が監査において請求の要旨を陳述	① 23.12.27 ② 認容 ③ 請求内容の一部を交付対象外支出と認め、知事に対し必要な措置を講じることを勧告	無
計		7件				有 3件 無 4件
山梨県	① 知事 ② 違法・不当な財産管理 ③ 行政財産の使用許可の取り消し	21.10.30	4		① 21.12.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
山梨県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県議会議員の政務調査費の返還	22. 1. 5	8	期間：1日 面接（書面も可）	① 22. 2. 17 ② 一部却下、一部棄却 ③ 主張は理由がない	無
山梨県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 県議会議員の海外視察費の返還	23. 2. 24	7	期間：1日 面接（書面も可）	① 23. 4. 14 ② 棄却 ③ 主張は理由がない	有
山梨県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法な貸付金の支出等の差し止め	23. 7. 29	113	期間：1日 面接（書面も可）	① 23. 9. 30 ② 一部却下、一部棄却 ③ 主張は理由がない	無
計		4件				有 1件 無 3件
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 建設工事・調査等に県の公金を支出しないことを求める	21. 12. 22	3, 239	22. 1. 13 口頭	① 22. 2. 19 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求には理由がない	有
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 建設工事・調査等に県の公金を支出しないことを求める	22. 1. 8	206	22. 1. 13 口頭	① 22. 2. 19 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求には理由がない	有
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 特別職給与、議員報酬等の返還を求める	22. 1. 14	1	22. 1. 28 文書	① 22. 3. 11 ② 棄却 ③ 法的に賠償を求める損害が発生していないため、請求には理由がない	有
長野県	① 監査委員 ② 議選委員の除斥 ③ H22. 1. 14監査請求に係る議選委員の除斥を求める	22. 2. 1	1		① 22. 2. 15 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
長野県	① 知事 ② 県優良技術者表彰委員の懲戒処分 ③ 県優良技術者表彰の評価の再審査と評価委員の懲戒処分を求める	22. 2. 25	1		① 22. 3. 19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない	無
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 適正な入札と関係職員の懲戒処分を求める	22. 3. 4	1	22. 4. 9 文書	① 22. 4. 30 ② 棄却 ③ 違法な支出はなく、請求には理由がない	無
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法不当な契約による入札落札差額相当の返金及び関係職員の追及を求める	22. 3. 8	1	22. 4. 9 文書	① 22. 4. 30 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求には理由がない	無
長野県	① 知事 ② 違法な報酬の支払い ③ 非常勤行政委員の月額等報酬返還及び日額報酬を求める	22. 4. 30	42	請求人の希望なし	① 22. 6. 29 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求には理由がない	有
長野県	① 知事 ② 許可の取り消し ③ 違法な使用許可取り消し及び損害賠償を求める	22. 5. 26	1		① 22. 6. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない	有
長野県	① 監査委員 ② 監査委員の立証責任 ③ 調査権限を有する監査委員の職権による調査を求める	22. 5. 31	1		① 22. 6. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当せず、要件を具備していない	無
長野県	① 知事 ② 違法な使用許可取り消しと損害賠償 ③ 管理費の返還及び施設取去命令を求める	22. 6. 18	1	22. 7. 23 文書	① 22. 8. 23 ② 認容 ③ 適正な占用料を徴収するために必要な措置を行うよう勧告	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	① 知事 ② 施設の収去 ③ 違法な施設の収去を求める	22. 10. 22	1		① 22. 11. 15 ② 却下 ③ 違法、不当とする事実はなく、損害は生じておらず要件を具備していない及び一事不再議	有
長野県	① 知事 ② 占有料徴収の無効 ③ 徴収した占有料の返還を求める	22. 12. 20	1		① 23. 1. 14 ② 却下 ③ 違法、不当とする事実はなく要件を具備していない及び一事不再議	有
長野県	① 監査委員、知事 ② 占有料徴収の無効 ③ H22. 6. 11監査結果の再監査を求める	23. 1. 27	1		① 23. 2. 4 ② 却下 ③ 一事不再議	有
長野県	① 監査委員 ② 許可処分に係る監査請求 ③ H22. 6. 11監査結果の再監査を求める	23. 3. 23	1		① 23. 4. 12 ② 却下 ③ 違法、不当とする事実はなく要件を具備していない及び一事不再議	無
長野県	① 監査委員 ② 監査委員報酬の返還 ③ 監査委員報酬の返還及びH23年度監査の差止	23. 9. 15	1		① 23. 10. 12 ② 却下 ③ 請求事項を特定できる具体性を欠き要件を具備していない	無
長野県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 違法不当に充当された政務調査費の返還	24. 1. 27	14	請求人の希望なし	① 24. 3. 26 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出はなく、請求には理由がない	有
計		17件				有 10件 無 7件
岐阜県	① 知事 ② 違法な公金の支出 (適正価格を大きく超えた高額な対価で取得) ③ 違法な支出分の返還	21. 8. 28	1		① 21. 9. 28 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出は認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
岐阜県	① 知事、非常勤行政委員 ② 行政委員の月額報酬の違法性 ③ 月額報酬の差し止め、不当利得金の返還	(22.2.12)	105		① 22.3.26 ② 却下 (不受理) ③ 条例そのものについては監査請求の対象とならない	有
岐阜県	① 前知事、県会議員 ② 事業費等の不当な支出 ③ 事業費等の返還	(23.1.6)	1		① 23.2.28 ② 却下 (不受理) ③ 期間制限の適用を受ける	無
岐阜県	① 知事 ② 病人患者に負担増で不利益な行為の履行 ③ 関係職員の行政処分	(23.2.2)	1		① 23.2.28 ② 却下 (不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
岐阜県	① 知事 ② 農地転用許可に対する行政の対応 ③ 不当な行政を正すことを請求	(23.3.8)	1		① 23.3.28 ② 却下 (不受理) ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
計		5件				有 1件 無 4件
静岡県	① 知事 ② 占用料免除措置 (減免要件に該当しない) ③ 占用料未納分の徴収	21.4.2	1	21.4.28 13:30~15:00 意見陳述 (公開)	① 21.5.26 ② 棄却 ③ 免除は違法・不当ではない	有
静岡県	① 知事 ② 私有地立木の伐採に係る支出 ③ 私有地立木の伐採に係る支出の返還	22.2.10	37	22.3.9 10:00~11:30 意見陳述 (公開)	① 22.4.9 ② 一部棄却、一部却下 ③ 関係者の寄付により補填済み	無
静岡県	① 知事 ② 保守点検業務委託に係る指名競争入札 (違法) ③ 契約の無効及び一般競争入札の実施	23.6.16	1	23.7.11 10:00~11:30 意見陳述 (公開)	① 23.8.12 ② 棄却 ③ 違法性はなく、契約は有効	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
静岡県	① 知事 ② 違法な契約の締結（指名競争入札による契約の締結は違法であって、前年度の契約額からの上昇分は県の損害である） ③ 当該契約を無効とし一般競争入札により再度入札を実施すること、職員に対する損害賠償請求	23.6.24	1	1日 証拠の提出及び意見陳述	① 23.8.12 ② 棄却 ③ 指名競争入札としたことに違法性はなく、職員の賠償責任は生じない。	有
計	4件					有 3件 無 1件
愛知県	① 知事、企業庁長 ② 木曾川水系連絡導水路費用負担金の支出（本件導水路は流水正常機能の維持でも新規利水でも必要なし。） ③ 支出の差止め等	(21.6.2)	83		① 21.7.29 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当の理由等を具体的に摘示していない。	有
愛知県	① 知事、企業庁長 ② 木曾川水系連絡導水路費用負担金の支出（本件導水路は流水正常機能の維持でも新規利水でも必要なし。） ③ 支出の差止め等	(21.6.10)	13		① 21.7.29 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当の理由等を具体的に摘示していない。	有
愛知県	① 知事、議会 ② 「あいち森と緑づくり税条例」の制定 ③ 違法な条例制定の是正	(21.8.6)	1		① 21.9.8 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為についての請求とはいえない。	無
愛知県	① (財) 全国商業高等学校協会、愛知商業高等学校校長 ② 全商検定試験における学校施設光熱水費の支出 ③ 学校施設光熱水費の請求	22.2.12	1	22.3.17 請求人の陳述	① 22.3.30 ② 棄却 ③ 試験実施は、学校設置目的等に含まれるので、請求する必要はない。	無
愛知県	① 知事 ② 愛知高速交通株式会社への出資 ③ 出資の是正	(22.2.27)	1		① 22.3.30 ② 却下(不受理) ③ 出資は県議会の議決に基づくものであるが、請求人は県議会の議決に基づく行為の違法といった特段の事情について具体的な摘示をしていない。	無
愛知県	① 知事 ② 全国商業高等学校校長協会の会費の支出 ③ 各校長からの返還	(22.3.31)	1		① 22.5.13 ② 却下(不受理) ③ 違法・不当な公金の支出等の事実を証する書面が添付されていない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	① 知事 ② 木の香る学校づくり推進事業交付金の交付 ③ 豊橋市長からの交付金の返還	(22. 10. 15)	1		① 22. 11. 26 ② 却下(不受理) ③ 先行行為の重大かつ明白な瑕疵等について具体的な摘示をしていない。	無
愛知県	① 知事 ② 平成21年度政務調査費としての自動車リース料等の支出 ③ 議会各会派からの政務調査費の返還	23. 2. 18	9	23. 3. 18 請求人及び代理人の陳述	① 23. 4. 14 ② 棄却 ③ 政務調査費としての自動車リース料等の支出は、条例等によるものである。	有
愛知県	① 教育長 ② 厚生諸費振替事業費負担金の支出 ③ 負担金の支出の差止め	23. 8. 23	1	請求人が陳述を希望しなかったため不実施	① 23. 10. 19 ② 棄却 ③ 支出の違法・不当は認められない。	無
愛知県	① 知事 ② 選挙用ポスター作成費用の支出 ③ ポスター業者からの作成費用の返還	(23. 10. 25)	3		① 23. 11. 24 ② 却下(不受理) ③ 財務会計行為の違法性・不当性を具体的に摘示していない。	無
計	10件					有 3件 無 7件
三重県	① 知事 ② 違法な土地売買契約の締結 ③ 未了となっている不動産登記の三重県への帰属、実測平面図の訂正等	21. 4. 22	1		① 21. 6. 2 ② 却下 ③ 当該行為のあった日又は終わった日から1年経過(正当な理由なし)	無
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な非常勤行政委員の報酬支出 ③ 無勤務月分に係る報酬の返還等	22. 3. 29	3		① 22. 5. 11 ② 却下 ③ 当該行為のあった日又は終わった日から1年経過(正当な理由なし)	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
三重県	① 知事 ② 違法又は不当な非常勤行政委員の報酬支出 ③ 無勤務月分に係る報酬の返還等	22.5.31	3	通知日:22.6.25 実施日:22.7.6 ①請求人の陳述、質疑(関係部局職員の立会い有り) ②関係部局職員の陳述、質疑(請求人の立会い有り)	① 22.7.21 ② 棄却 ③ 当該報酬の支出に違法性、不当性はない	無
三重県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(知事公舎の貸与に係る手続きの瑕疵) ③ 知事の公舎からの退去等	22.9.2	1		① 22.10.1 ② 却下 ③ 当該手続きは財務会計上の「財産の管理」に該当しない	無
三重県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実(要綱等の要件を満たさない補助金に係る返還請求権の不行使) ③ 補助金の返還等	24.2.23	1		① 24.3.21 ② 却下 ③ 当該行為のあった日又は終わった日から1年経過(正当な理由なし)	無
計	5件					有 0件 無 5件
滋賀県	① 知事 ② 権利の違法な制限(健康福祉サービス評価システムは、社会福祉事業の経営者が自己評価等の措置を講ずる権利を制限している) ③ 事業に係る事務の無効確認の請求	(21.4.7)	1		① 21.4.20 ② 却下(不受理) ③ 財務会計上の行為又は怠る事実当たらない。	無
滋賀県	① 知事 ② 違法に財産の管理を怠る事実(費用対効果もなく、合理性を欠いた河川改修工事を行っている) ③ 知事に対し、怠る事実を改める措置を求める請求	(21.10.6)	1		① 21.10.21 ② 却下(不受理) ③ 河川は県の公有財産ではないから、請求の対象とならない。	無
滋賀県	① 知事、会計管理者 ② 違法な契約の締結及び公金の支出(県中長期河川整備アクションプログラム策定に係る業務委託の契約額が高額で無効であり、無効な契約に基づく代金支出は違法である) ③ 契約の無効確認および知事に対する損害賠償請求	21.10.26	1	1日 監査委員の面前で請求内容について陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	① 知事、関係職員 ② 違法又は不当な公金の支出（不適切会計処理に伴う国庫への加算金支出を公費で支出したのは、違法又は不当である） ③ 知事及び関係職員に対する損害賠償請求	22. 10. 15	1	1日 監査委員の面前で請求内容について陳述	① 22. 12. 13 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	無
滋賀県	① 知事 ② 違法な契約の締結及び公金の支出（琵琶湖の水草の有効利用に関する業務委託契約は法律に違反し無効であり、無効な契約に基づく代金支出は違法である。また、違法な事業執行に公金を支出している） ③ 委託契約の無効確認並びに事業の違法確認及び告発	23. 4. 21	1	1日 監査委員の面前で請求内容について陳述	① 23. 6. 13 ② 棄却 ③ 委託契約は違法だが、県に損害は発生しておらず、監査請求の要件を満たさない。また、事業に違法性はない。	有
滋賀県	① 知事 ② 違法な公金の支出（産業廃棄物処理施設の設置に関し、地方自治法第2条第14項の最少の経費で最大の効果をの原則に違反する交付金を支出している） ③ 知事に対する交付金の支出停止の勧告	23. 6. 17	3	1日 監査委員の面前で請求内容について陳述	① 23. 8. 11 ② 棄却 ③ 当該公金の支出に違法性はない。	有
計		6件				有 3件 無 3件
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出（対象外経費への補助金支出） ③ 府補助金の返還請求	21. 7. 8	1	21. 8. 10 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① 21. 9. 7 ② 棄却 ③ 返還を求めるまでの違法又は不当とするに足る事由は認められない。	無
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出（教育委員会委員に対する月額報酬の支給） ③ 教育委員会委員に対する月額報酬の差止め請求	21. 11. 12	6	21. 12. 4 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① 22. 1. 12 ② 棄却 ③ 差止めを求めるまでの違法または不当とするに足る事由は認められない。	有
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出（国の基準を超えた地域手当の支給） ③ 地域手当受給者への返還及び支給割合の是正請求	22. 2. 12	1	22. 2. 26 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① 22. 4. 13 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とするに足る事由は認められない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	① 関係職員 ② 違法不当な公金の支出 (ダム開発事業費の支出) ③ 支出決定を行った職員に対する公金の返還及び支出差止め請求	22. 3. 16	10	22. 4. 15 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① 22. 5. 17 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とすることに足りる事由は認められない。	有
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出 (教育委員会委員に対する月額報酬の支給) ③ 教育委員会委員に対する月額報酬の支払停止及び返還請求	22. 3. 25	2		① 22. 4. 19 ② 却下 ③ 同一請求人からの同一の財務会計上の行為に関する監査請求であり、適法な監査請求と認められない。	有
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出 (朝鮮学校に対する補助金の支出) ③ 府補助金の返還及び補助金の廃止請求	22. 12. 17	1		① 23. 3. 2 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とすることに足りる事由は認められない。	無
京都府	① 中丹広域振興局長 ② 違法不当な公金の支出 (交付金の過大支出) ③ 府交付金過大支出分の返還請求	23. 2. 16	1	23. 3. 16 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① 23. 4. 18 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金の支出とすることに足りる事由は認められない。	有
京都府	① 知事 ② 違法不当な公金の支出 (交付要件を満たさない施設整備補助金の交付決定) ③ 府補助金の差止め請求	24. 2. 24	1	24. 4. 9 2時間以内で監査委員の面前での口頭による陳述	① 24. 4. 24 ② 棄却 ③ 本件補助金の支出手続きについて、違法又は不当とすることに足りる事由は認められない。	有
計		8件				有 6件 無 2件
大阪府	① 知事 ② 町会役員が行った駐車場管理業務委託費の支出が不明朗 ③ 駐車場管理委託業務の見直し等を求める	21. 4. 27	1		① 21. 5. 15 ② 却下 ③ 財務会計行為でない	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (企業立地補助金) ③ 補助金支出の差止等	21. 4. 28	309	21. 6. 3 出頭し口述	① 21. 6. 26 ② 棄却 ③ 本件補助金の交付は、違法・不当でない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（陳情に係る旅費） ③ 旅費の返還	21.5.19	1		① 21.6.16 ② 却下 ③ 違法・不当性の摘示なし	無
大阪府	① 知事 ② 府立上方演芸資料館の設立について ③ 背任行為をしたと考えられる職員の告発を求める	21.10.29	1		① 21.12.4 ② 却下 ③ 期間徒過	無
大阪府	① 知事 ② 土地の無償貸付 ③ 差止を求める	21.11.24	3		① 22.1.15 ② 却下 ③ 財務会計行為でない	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（不適切な工事） ③ 工事費の返還	22.1.12	1		① 22.1.29 ② 却下 ③ 違法・不当性の摘示なし	無
大阪府	① 大阪府泉北府税事務所長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実（個人事業税又は法人事業税の賦課徴収） ③ 税務調査の実施、過去に遡及して地方税を賦課徴収すること	22.12.16	11	23.2.10 出頭し口述	① 23.3.7 ② 棄却 ③ 違法又は不当に怠る事実は認められない。	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（大阪朝鮮高級学校他10校に対する大阪府私立外国人学校振興補助金） ③ 補助金の返還	23.2.2	1	23.3.14 出頭し口述	① 23.3.28 ② 棄却 ③ 本件補助金の交付は、違法・不当でない。	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（一部部局の咲洲庁舎への移転費用） ③ 損害賠償請求等	23.2.24	1	23.3.14 出頭し口述	① 23.3.28 ② 棄却 ③ 本件移転費用の支出は、違法・不当でない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な契約の締結（府営住宅跡地の売買契約） ③ 所有権移転登記の差止め	23.3.7	1		① 23.3.29 ② 却下 ③ 違法・不当性の摘示なし	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な契約の締結（府立高校跡地の売買契約） ③ 契約の解除	23.3.9	1		① 23.4.15 ② 却下 ③ 違法・不当性の摘示なし	無
大阪府	① 知事 ② 府民牧場の無償譲渡 ③ 無償譲渡の中止	23.7.8	3		① 23.8.3 ② 却下 ③ 財務会計行為が不存在	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な行政財産の目的外使用許可及び使用料免除（府営住宅の敷地内における消火栓標識柱設置に係る行為） ③ 行政財産使用許可及び行政財産使用料免除決定の取消請求	23.9.26	1	23.10.28 出頭し口述	① 23.11.15 ② 認容 ③ 消火栓標識柱が存在しないもの及び枚方市道上にあるものについて、使用許可決定及び使用料免除決定を取り消した上、枚方市に引き継ぐなど必要な措置をとること。行政財産使用許可申請における添付書類の不備を改めること。使用料の免除の可否について検証すること。	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（十分な耐震性調査、適正な不動産調査を行わずに咲洲庁舎（WTCビル）を購入・移転したことによる費用） ③ 知事に対する損害賠償請求、違法性・不当性の是正	23.10.19	474	23.11.25 出頭し口述	① 23.12.14 ② 棄却 ③ WTCビルの購入費及び移転に伴う費用の支出は違法・不当でない。	有
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（保育所新設に係る補助金の交付） ③ 差止を求める	24.1.30	1	24.3.2 出頭し口述	① 24.3.28 ② 棄却 ③ 補助金の交付は違法・不当でない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（知事が補助金の返還請求を怠っている。） ③ 知事及び相手方に対する損害賠償請求	24. 2. 8	8	24. 3. 2 出頭し口述	① 24. 3. 28 ② 棄却 ③ 違法又は不当に怠る事実は認められない。	無
大阪府	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（教職員が欠勤した時間相当分の給与について、知事が違法又は不当に返還請求を怠っている。） ③ 必要な措置を求める	24. 3. 2	2	24. 4. 13 出頭し口述	① 24. 4. 27 ② 棄却 ③ 欠勤した時間相当分の給与はすでに減額して支給されている。	無
大阪府	① 知事 ② 違法・不当な退職手当の支給（特別退職措置要綱により、職員の退職手当に関する条例第5条の3の規定を適用して退職手当の加算を行うことが違法・不当。） ③ 必要な措置を求める	24. 3. 15	1	陳述を行わない旨の申出により不実施	① 24. 5. 9 ② 棄却 ③ 退職手当の加算は、違法・不当でない。	無
計		18件				有 1件 無 17件
兵庫県	① 教育長 ② 財産の管理（県立学校敷地での通学用自動車の駐車） ③ 損害の補填	21. 6. 17	11	期間：30分間 方法：口頭による陳述	① 21. 8. 12 ② 棄却（一部却下） ③ 学校敷地の不法な占有とはいえない（棄却）。目的外使用許可そのものは財務会計行為ではない（却下）。	無
兵庫県	① 北播磨県民局長 ② 公金の支出（西脇市への補助金） ③ 損害の補填	21. 6. 29	1		① 21. 7. 22 ② 却下 ③ 違法性の疎明がない。	無
兵庫県	① 労働委員会事務局長 ② 公金の支出（労働委員会の訴訟費用） ③ 損害の補填	21. 7. 6	143		① 21. 7. 22 ② 却下 ③ 違法性の疎明がない。	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出（県費負担教職員に支給した通勤手当） ③ 損害の補填	21. 8. 11	2		① 21. 9. 18 ② 棄却 ③ 損害は既に補填されている。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(県職員に支給した日額旅費、給与) ③ 損害の補填	22. 5. 17	1	期間：30分間 方法：口頭による陳述	① 22. 7. 16 ② 棄却（一部却下） ③ 出張の事実がなかったとはいえない等（棄却）。違法性の疎明がない（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(派遣職員の人件費) ③ 損害の補填	22. 8. 27	21		① 22. 9. 21 ② 却下 ③ 財務会計行為が特定されていない。	有
兵庫県	① 知事、教育長 ② 公金の支出(県費負担教職員に支給した給与、職員互助会に支出した共済費) ③ 損害の補填	22. 11. 10	1	期間：30分間 方法：口頭による陳述	① 23. 1. 7 ② 棄却（一部却下） ③ 職務専念義務違反は認められない等（棄却）。請求期間の途過し、又は違法性の疎明がない（却下）。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(不適正経理に係る支出) ③ 損害の補填	22. 11. 29	5	期間：30分間 方法：口頭による陳述	① 23. 1. 28 ② 棄却 ③ 私的な流用はなく、県に損害が生じたとはいえない。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(政務調査費) ③ 損害の補填	23. 1. 18	2	期間：30分間 方法：口頭による陳述と新たな証拠の提出	① 23. 3. 18 ② 棄却 ③ 使途基準等で禁止される支出ではない。	無
兵庫県	① 知事 ② 財産の管理(滋賀県造林公社への貸付金の債権放棄) ③ 損害の補填	23. 2. 23	12		① 23. 3. 22 ② 却下 ③ 違法性の疎明がない。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(丹波市内の公共工事に係る支出) ③ 損害の補填	23. 2. 25	1		① 23. 3. 22 ② 却下 ③ 違法性の疎明がない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	① 知事、教育長 ② 公金の支出(県立学校教職員に支給した給与、県費負担教職員に支給した給与、職員互助会に支出した共済費) ③ 損害の補填	23.5.9	2	期間：30分間 方法：口頭による陳述と新たな証拠の提出	① 23.7.8 ② 認容(一部棄却、一部却下) ③ 勤務をしていない時間に係る給与相当額の損害補填を求めること(勧告)。職員互助会への支出が給与条例主義に反しない(棄却)。違法性の疎明がない(却下)。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(公文書の公開請求に係る写しの作成費用) ③ 損害の補填	23.5.27	1		① 23.6.10 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(シカ捕獲専任班編制事業に係る支出) ③ 損害の補填	23.9.7	2		① 23.9.21 ② 却下 ③ 違法性の疎明がない。	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出(県立学校教職員に支給した給与、県費負担教職員に支給した給与、県立学校のFAX等に要する費用) ③ 損害の補填	23.10.17	2	期間：30分間 方法：口頭による陳述と新たな証拠の提出	① 23.12.16 ② 棄却(一部却下) ③ 給与の支出が違法又は不当とはいえない(棄却)。違法性の疎明がない(却下)。	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出(県立学校技能労務職員研修の宿泊旅費の支給等) ③ 損害の補填	23.12.9	3		① 23.12.22 ② 却下 ③ 請求期間の途過等のため。	無
兵庫県	① 教育長 ② 公金の支出(県立学校技能労務職員研修の宿泊旅費の支給) ③ 損害の補填	23.12.27	2		① 24.1.17 ② 却下 ③ 請求期間の途過のため。	無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出(県立芸術文化センターによる県民創作公演に対する負担金) ③ 損害の補填	24.1.13	2		① 24.2.3 ② 却下 ③ 請求期間の途過のため。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	① 知事 ② 公金の支出 ((学)兵庫朝鮮学園に対する補助金) ③ 交付決定の取消し	24.2.1	2	期間:30分間 方法:口頭による陳述と新たな証拠の提出	① 24.3.30 ② 棄却 ③ 公の支配に属しない教育事業への支出とはいえない。	有
計	19件					有 2件 無 17件
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出 (非常勤の行政委員に対して、違法な条例に基づき月額報酬を支給) ③ 月額報酬の支出の差し止め	21.4.15	8	1日 口頭	① 21.6.9 ② 棄却 ③ 月額報酬の支出に違法性はない	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出 (宗教法人の施設の補修に補助金を交付等) ③ 交付先に対する返還請求権の行使	21.7.7	1		① 21.7.27 ② 却下 ③ 補助金の交付があった日から1年以上経過	無
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 (交付した政務調査費の用途が違法であるのに、返還請求権の行使を怠っている) ③ 交付先に対する返還請求権の行使	22.2.24	11	1日 口頭	① 22.4.20 ② 棄却 ③ 政務調査費の用途に違法性はない	有
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 (工事請負契約が履行されていないのに、契約の解除権の行使を怠っている等) ③ 契約相手に対する契約の解除権の行使等	22.9.6	1	1日 口頭	① 22.10.29 ② 棄却 ③ 契約の解除権の不行使に違法性はない等	無
奈良県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 (適正化法に基づく加算金の支出について、関係職員等に対する賠償請求権の行使を怠っている) ③ 関係職員等に対する賠償請求権の行使	23.6.6	9	1日 口頭	① 23.8.1 ② 棄却 ③ 地方自治法第243条の2の賠償責任は認められない	有
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出 (議員等に水増し請求された旅費を支出等) ③ 該当者に対する賠償請求権の行使	23.8.23	10	1日 口頭	① 23.10.19 ② 棄却 ③ 旅費の支出に違法性はない等	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
奈良県	① 知事 ② 違法な公金の支出（業務委託契約に関する委託料が著しく高額） ③ 知事及び関係職員に対する賠償請求権の行使	24.3.2	10	1日 口頭	① 24.4.27 ② 棄却 ③ 委託料の支出に違法性はない等	有
計	7件					有 5件 無 2件
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出（知事及び関係職員は急傾斜地等の工事負担金を違法・不当に支出している） ③ 知事及び関係職員に対し工事費として支出した費用の返還を求めている	21.5.22	4	1日 資料提出及び口頭説明	① 21.6.29 ② 一部却下、一部棄却、一部認容 ③ 支出より1年以上を経過したものについては却下、対象となった年度の支出金額のうち一部に事業の対象とならないものが含まれていたため返還するよう勧告。その他については、違法不当な支出は認められないものとして棄却。	無
和歌山県	① 知事及び関係職員 ② 公金の支出（知事及び関係職員は急傾斜地等の工事負担金を違法・不当に支出している） ③ 知事及び関係職員に対し工事費として支出した費用の返還を求めている。	21.8.26	1	請求人による辞退	① 21.10.22 ② 一部却下、一部棄却 ③ 支出より1年以上を経過したものについては却下、対象となった年度については、違法不当な支出は認められないものとして棄却。	無
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出（知事及び関係職員は県道工事に伴う用地買収費用を違法・不当に支出している） ③ 用地買収費用を受け取った地権者から費用の返還を求めている。	21.11.25	1		① 21.12.15 ② 却下 ③ 用地買収費用の支出から一年以上経過	無
和歌山県	① 知事及び関係職員 ② 公金の支出（知事及び関係職員は急傾斜地等の工事負担金を違法・不当に支出している） ③ 知事及び関係職員に対し工事費として支出した費用の返還を求めている	22.3.31	1	1日 資料提出及び口頭説明	① 22.5.24 ② 棄却 ③ 違法不当な支出とは認められない。	有
和歌山県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（違法に補助金の交付を受けているにもかかわらず返還請求を怠っている。） ③ 関係職員及び交付先に対し補助金の返還を求めている。	22.6.23	3	1日 資料提出及び口頭説明	① 22.7.20 ② 棄却 ③ 補助金全額が返還され、請求に理由がない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
和歌山県	① 知事 ② 違法若しくは不当に公金の部課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実（交付金相当額を施設にかかる行政財産使用料に上乗せして使用者から徴収していないこと及び当時の関係者に対し損害賠償を請求していない。） ③ 交付金相当額の使用料徴収を怠った関係職員に対し損害賠償の請求を求めている。	22.8.6	3	1日 資料提出及び口頭説明	① 22.10.1 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に公金の部課徴収を怠る事実及び財産の管理を怠る事実に該当しない。	無
和歌山県	① 知事 ② 違法若しくは不当に公金の部課徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実（交付金相当額を施設にかかる普通財産貸付料に上乗せして使用者から徴収していないこと及び当時の関係者に対し損害賠償を請求していない。） ③ 交付金相当額の貸付料徴収を怠った関係職員に対し損害賠償の請求を求めている。	22.8.12	3	1日 資料提出及び口頭説明	① 22.10.1 ② 認容 ③ 交付金相当額について貸付料の是正を求める。	無
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出（審査会の意見を加味せず知事は意見書を作成しているため審査会開催に要した費用は不当である。） ③ 知事に対し審査会開催経費の返還を求めている。	23.3.23	5	1日 資料提出及び口頭説明	① 23.5.19 ② 棄却 ③ 不当な支出とは認められない。	無
和歌山県	① 知事 ② 公金の支出（県議会議員は政務調査費を違法・不当に充当・使途している。） ③ 各議員に対する損害賠償請求あるいは返還請求を求めている。	23.7.15	3		① 23.7.21 ② 却下 ③ 政務調査費の支出から1年以上経過	有
計		9件				有 2件 無 7件
鳥取県	① 知事及び県議会議員 ② 平成20年度における鳥取県議会議員6名の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書及びその添付書類を調査したところ、政務調査費の使途として不適正なもの又は適正な使途として疑問なものがある。6名の議員は、政務調査費の使途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。 ③ 6名の議員をはじめとして全議員について、再度、政務調査費の使途の調査、収支報告書の写しと証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な使途による政務調査費を県に対し返還させること。6名の議員以外の議員についても、不当な支出について、これを是正させる措置をとること。	21.10.20	3	法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、平成21年11月9日に公開により陳述を聴取した。	① 21.12.10 ② 棄却 ③ 本件請求に係る財務会計行為には、違法性又は不当性はなく、請求人が主張する内容に理由がないものと認める。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
鳥取県	① 知事及び県議会議長 ② 平成21年度における鳥取県議会全議員の政務調査費について、公文書開示請求により入手した政務調査費収支報告書及びその添付書類を調査したところ、31名の議員について政務調査費の用途として不適正なもの又は適正な用途として疑問なものがある。政務調査費の用途として不適正なものについては、県に返還する義務がある。 ③ 全議員に対して、再度、政務調査費の用途の調査、収支報告書の写し及び証拠書類の写しとの突合などを行い、不適正な用途による政務調査費を県に対し返還させること。全議員に対して、不当な支出を是正させること。	23. 5. 2	3	法第242条第6項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、証拠の提出はなかったが、陳述の申出があり、平成23年5月16日に公開により陳述を聴取した。	① 23. 6. 22 ② 一部認容 ③ ア. 不適切な支出及び金額が特定できない支出について、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずることを勧告。 イ. ガイドラインにおいて、県外政務調査活動の交通費について、「領収書の徴収ができない場合は、早見表により算定した、通常利用する交通機関に係る料金を政務調査費の対象とする。」という取扱いを改め、交通費についても宿泊費と同様領収書による実費を原則とする取扱いの徹底を図り、各議員等へ周知することを勧告。	無
計	2件					有 0件 無 2件
島根県	① 知事 ② 不適正な補助金の交付 ③ 補助金の返還等	23. 6. 30	1		① 23. 8. 22 ② 棄却 ③ 当該補助金の交付手続きは適正に行われていた。	無
計	1件					有 0件 無 1件
岡山県	① 知事 ② 議員（54人）の違法な政務調査費支出 ③ 議員に対する返還請求	23. 4. 22	1 (法人)	陳述会開催1回	① 23. 6. 20 ② 認容 ③ 209,963円の返還を勧告	有
計	1件					有 1件 無 0件
広島県	① 知事 ② 国家賠償法第1条第2項の規定による求償権の行使を怠っている。 ③ 元教育長及び現教育長に対する、いわゆる破り年休に係る県損害金の賠償請求。	21. 7. 24	2	21. 8. 11 陳述の機会の付与に係る書面通知 21. 8. 20 陳述	① 21. 9. 25 ② 棄却 ③ 国家賠償法に定める「重大な過失」があったとは認められない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
広島県	① 教育委員会及び小学校長 ② 不当な旅行命令の決裁に基づき、旅費が支給されている。 ③ 旅費の返還請求	22.3.5	1	22.4.2 陳述の機会の付与に係る書面通知 22.4.12 陳述	① 22.4.28 ② 棄却 ③ 旅行命令は校長として許容される裁量の範囲内のものと認められ、これに基づく支出は違法・不当と認められない。	無
広島県	① 道路公社職員 ② 道路公社が行った契約 ③ 一般競争入札の落札に係る道路公社の判断理由の開示	23.9.10	1		① 23.10.17 ② 却下 ③ 県の執行機関又は職員による財務会計上の行為ではない。	無
広島県	① 道路公社職員 ② 道路公社が行った契約 ③ 一般競争入札の落札に係る道路公社の判断理由の開示	23.11.17	1		① 23.12.2 ② 却下 ③ 同一人から同一内容について、再度の請求をすることはできない。	無
広島県	① 地域事務所支局長 ② 一般国道の拡幅工事に係る無駄な経費の支出 ③ 跨道橋設置工事を即座に中止し、信号を設置して住民の安全を図ること。	23.12.21	6	24.1.17 陳述の機会の付与に係る書面通知 24.1.24 陳述	① 24.2.16 ② 棄却 ③ 道路の構造という技術的な理由により、跨道橋設置による立体交差とせざるを得なかったと認められる。	無
広島県	① 検査職員及び担当職員 ② 委託業務報告書が虚偽かつ法令に違反する内容であるにもかかわらず、これを適正として経費を支出している。 ③ 職員に対して県に賠償するよう決定することを求める。	24.3.12	1	24.3.26 陳述の機会の付与に係る書面通知 24.4.4 陳述	① 24.5.8 ② 棄却 ③ 実績報告書の内容が法令に違反した内容であるとは認められず、職員による履行確認及び委託料の額の確定に係る行為が県に損害を与えたものとは認められない。	有
広島県	① 検査職員及び担当職員 ② 委託業務報告書が違法・不当な内容であるにもかかわらず、これを適正として経費を支出している。 ③ 職員に対して県に賠償するよう決定することを求める。	24.3.19	1	24.3.26 陳述の機会の付与に係る書面通知 24.4.4 陳述	① 24.5.8 ② 棄却 ③ 実績報告書の内容が法令に違反した内容であるとは認められず、職員による履行確認及び委託料の額の確定に係る行為が県に損害を与えたものとは認められない。	有
計		7件				有 3件 無 4件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山口県	① 知事 ② 違法な委託契約に基づく補助金の支出 ③ 相手方に対する損害賠償請求	22. 2. 4	1		① 22. 2. 22 ② 却下 ③ 当該行為終了から1年経過	無
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な補助金の交付 ③ 相手方に対する損害賠償請求	23. 4. 28	1	23. 6. 1 陳述の機会設定	① 23. 7. 1(補正期間8日間あり) ② 棄却 ③ 当該支出に違法、不当な点は無く、請求人の主張に理由がない	有
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な補助金の交付 ③ 相手方に対する損害賠償請求	23. 6. 21	1	23. 7. 22 陳述の機会設定	① 23. 8. 12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点は確認できず、請求人の主張に理由がない	無
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な補助金の交付 ③ 相手方に対する損害賠償請求	23. 11. 21	1		① 24. 1. 24(補正期間6日間あり) ② 棄却 ③ 当該支出に不適當な点は無く、請求人の主張に理由がない	無
山口県	① 知事 ② 違法又は不当な補助金の交付 ③ 相手方に対する損害賠償請求	24. 2. 14	1	24. 3. 2 陳述の機会設定	① 24. 4. 10 ② 棄却 ③ 当該支出に不適切な点は無く、請求人の主張に理由がない	有
計		5件				有 2件 無 3件
徳島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (印刷製本費の支出) ③ 損害金の返還	21. 6. 1	1	21. 6. 11 口頭陳述	① 21. 7. 21 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求に理由がない。	無
徳島県	① 知事、副知事 ② 違法・不当な公金の支出 (県が出資する第三セクター法人の決算における減損損失) ③ 損害金の返還	22. 1. 18	2		① 22. 3. 3 ② 却下 ③ 要件不備 (財務会計行為に該当しない。)	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (印刷製本費の支出) ③ 損害金の返還	22. 2. 10	14	22. 3. 11 口頭陳述	① 22. 3. 15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求に理由がない。	有
徳島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (タクシーチケット購入費用) ③ 損害金の返還	22. 4. 1	3	22. 4. 28 口頭陳述	① 22. 5. 24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求に理由がない。	有
徳島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (政務調査費の支出) ③ 損害金の返還	22. 8. 19	1		① 22. 9. 3 ② 却下 ③ 要件不備 (期間徒過)	有
徳島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (自動販売機設置料の未徴収) ③ 損害金の返還	22. 9. 15	1		① 22. 10. 1 ② 取下げ ③ 不明 (未確認)	無
徳島県	① 知事 ② 違法な契約の締結・履行 (業務委託契約) ③ 損害金の返還	22. 11. 17	9		① 22. 12. 17 ② 却下 ③ 要件不備 (期間徒過)	無
徳島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 (業務委託料の支出) ③ 損害金の返還	22. 12. 27	5	23. 1. 26 口頭陳述	① 23. 2. 24 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求に理由がない。	有
徳島県	① 南部総合県民局 ② 違法な契約の締結・履行 (業務委託契約) ③ 損害金の返還	23. 4. 6	1		① 23. 5. 13 ② 取下げ (補正途中取下げ) ③ 不明 (未確認)	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
徳島県	① 未記載 ② 特定不能 ③ 特定不能	23.5.13	1		① 23.6.15 ② 却下 ③ 要件不備（財産的損害の摘示がなされていない。）	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出（職員駐車場利用料未徴収） ③ 損害金の返還	23.8.2	6		① 23.9.30 ② 取下げ ③ 請求対象の整理のため	無
徳島県	① 知事 ② 違法な公金の支出（職員駐車場利用料未徴収） ③ 損害金の返還	23.9.2	6		① 23.9.30 ② 取下げ ③ 請求対象の整理のため	無
徳島県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出（土地賃借料の支出） ③ 損害金の返還	23.9.30	6	23.10.18 口頭陳述	① 23.11.25 ② 棄却 ③ 当該支出に違法な点はなく、請求に理由がない。	無
徳島県	① 知事 ② 違法な契約の締結・履行（県有地の売渡契約） ③ 契約解除及び売渡土地の返還請求の行使	23.12.15	1	24.1.12 口頭陳述	① 24.2.8 ② 棄却 ③ 請求人の主張には違法な点はなく、請求に理由がない。	有
徳島県	① 知事 ② 契約の締結・履行（普通財産使用契約の不法使用） ③ 契約締結の履行請求	24.3.21	3		① 24.4.18 ② 取下げ ③ 請求対象年度の変更	無
計		15件				有 6件 無 9件
香川県	① 知事（違法又は不当な公金支出について責任を有する者） ② 違法又は不当な公金の支出（社会福祉法人に対する施設整備資金借入金金利負担軽減補助金） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告すること	21.5.8	1		① 21.6.10 ② 却下 ③ 当該支出の違法性が具体的に示されているとは認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 知事（氏名不詳の県職員） ② 違法又は不当な公金の支出（国の直轄事業に係る負担金） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告すること	21.6.3	1		① 21.7.15 ② 却下 ③ 当該行為について、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示されていると認められない	無
香川県	① 知事（氏名不詳の県職員） ② 違法又は不当な公金の支出（国の直轄事業に係る負担金に、県が負担する必要のない国の公務員の給料や退職手当のような人件費のほか、国の宿舍の営繕費その他不必要な費用が含まれている） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告すること	21.7.15	1		① 21.7.27 ② 却下 ③ 当該行為について、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示されていると認められない	無
香川県	① 知事（氏名不詳の県職員） ② 違法又は不当な公金の支出（国の直轄事業に係る負担金） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告	21.7.27	1		① 21.8.19 ② 却下 ③ 当該行為について、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示されていると認められない	無
香川県	① 知事（氏名不詳の県職員） ② 違法又は不当な公金の支出（県議会議員及び議会事務局職員の中国出張旅費） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告すること	21.11.13	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成21年11月25日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 21.12.16 ② 棄却 ③ 当該支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない	無
香川県	① 知事（氏名不詳の県職員） ② 違法又は不当な公金の支出（県議会議員及び議会事務局職員のペルー等出張旅費） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告	21.11.26	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成21年12月8日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 22.1.21 ② 棄却 ③ 当該支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 知事（氏名不詳の県職員） ② 違法又は不当な公金の支出（県議会議員及び議会事務局職員の北欧視察団出張旅費） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告すること	22.1.4	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成22年1月25日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 22.3.1 ② 棄却 ③ 当該支出は違法又は不当な公金の支出に該当するものとは認められない	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出（内海ダム再開発事業費） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、一切の公金を支出し、契約を締結し、又は債務その他の義務を負担しないよう勧告すること、監査手続が終了するまでの間、一切の公金の支出、契約の締結等を停止すべきことを勧告すること	22.2.15	203		① 22.3.29 ② 却下 ③ 県の財務会計行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示したものは認められない	有
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費に係る不当支出の返還請求を怠っている） ③ 政務調査費支出について責任を有する者に対して、当該支出に係る返還請求を行うよう勧告すること	22.4.14	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成22年4月26日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 22.6.14 ② 棄却 ③ 全額が減額修正された事実を除く支出については、明らかに違法又は不当な支出であると認められるものは存在しない	無
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費における違法なパソコン購入費の支出に係る損害賠償請求を怠っている） ③ 違法な怠る事実に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう知事に対して勧告すること	22.7.26	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成22年8月16日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 22.9.9 ② 棄却 ③ 明らかに違法又は不当な支出であると認められるものは存在しない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実（政務調査費における違法なパソコン購入費の支出に係る損害賠償請求を怠っている） ③ 違法な怠る事実に係る損害の補填を求めるほか、「必要な措置」をとるよう知事に対して勧告すること	22.7.28	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成22年8月16日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 22.9.9 ② 棄却 ③ 明らかに違法又は不当な支出であると認められるものは存在しない	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出（市からの派遣職員に係る地域手当の支出） ③ 違法又は不当な公金支出（負担金）について損害の補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう知事に対して勧告すること	22.12.16	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成23年1月25日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 23.2.7 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められない	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出（県費負担教職員に係る地域手当の支出） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告すること	23.2.7	1		① 23.2.24 ② 却下 ③ 対象とする財務会計行為等を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的、具体的に摘示したものとはいえない	無
香川県	① 知事（違法又は不当な公金支出について責任を有する者） ② 違法又は不当な公金の支出（議員派遣に係る費用弁償の支出） ③ 違法な公金支出（議員派遣に係る旅費相当額）について損害補填をさせるための必要な措置をとること	23.2.17	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成23年3月9日に設けたところ、同日に請求人の出席があり、請求の趣旨を補充する陳述が行われた。	① 23.4.18 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法又は不当な公金支出に該当するものとは言えない（1年の期間を経過）	無
香川県	① 知事、教育長、高校教育課長等 ② 違法又は不当な公金の支出（被処分者（教師）に係る給与の支出） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求める	23.3.1	1		① 23.3.25 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されたものとはいえない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 知事（違法又は不当な公金支出について責任を有する者） ② 違法又は不当な公金の支出（認可外保育施設虐待死事件での全責任者の給与等） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求める	23. 4. 14	1		① 23. 5. 16 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されたものとはいえない	無
香川県	① 教育委員 ② 違法又は不当な公金の支出（高校校長の給与） ③ 違法又は不当な公金支出について代償（求償）を求める	23. 5. 2	1		① 23. 6. 3 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されたものとはいえない	無
香川県	① 教育委員会の責任者 ② 違法又は不当な公金の支出（高校校長・教育委員・教育長に係る給与等及び弁護士着手金） ③ 違法又は不当な公金支出について求償を求める	23. 5. 2	1		① 23. 6. 8 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されたものとはいえない	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出（弁護士着手金） ③ 違法又は不当な公金支出について求償を求める	23. 5. 6	1		① 23. 6. 15 ② 却下 ③ 先に同一請求人から提出され、却下の通知を行った請求と同一内容	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出（弁護士着手金） ③ 違法又は不当な公金支出について求償を求める	23. 5. 10	1		① 23. 6. 15 ② 却下 ③ 先に同一請求人から提出され、却下の通知を行った請求と同一内容	無
香川県	① 監査委員 ② 違法又は不当な公金の支出（監査委員の報酬） ③ 違法又は不当な公金支出について賠償請求を求める	23. 5. 12	1		① 23. 6. 15 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されたものとはいえない 監査委員の業務に直接の利害関係のあるものであり、監査を実施することができない	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出（高校校長の給与） ③ 違法又は不当な公金支出について代償（求償）を求める	23. 5. 19	1		① 23. 6. 27 ② 却下 ③ 先に同一請求人から提出され、却下の通知を行った請求と同一内容	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
香川県	① 監査委員及び教育委員 ② 違法又は不当な公金の支出（教育委員会行政部門管理者等の給与など） ③ 違法又は不当な公金支出について賠償請求を求める	23.5.24	1		① 23.6.27 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されたものとはいえない 監査委員に求償を求める部分は、監査委員の業務に直接の利害関係のあるものであり、監査を実施することができない	無
香川県	① 知事 ② 違法又は不当な財産の取得（県立中央病院の移転整備地の用地購入費） ③ 違法又は不当な財産の取得に係る公金支出についての損害補填と、移転整備工事の中止を求める	23.6.9	1		① 23.7.13 ② 却下 ③ 県の財務会計行為等の違法性、不当性を具体的かつ客観的に示したものとはいえない 当該土地購入費の支払日から1年以上が経過し、かつ、請求人が当該土地購入を知りえなかったことにつき正当な理由も認められない	無
香川県	① 県職員（責任者） ② 違法又は不当な財産の取得・管理・処分（工業団地未分譲地の含み損） ③ 損失分（含み損）の求償を求める	23.6.15	1		① 23.7.14 ② 却下 ③ 財務会計行為等の違法性、不当性を具体的・客観的に摘示したものではない	無
香川県	① 監査委員及び前監査委員 ② 違法又は不当な財産の取得・管理・処分（工業団地未分譲地の含み損） ③ 損失分（含み損）の求償、県職員並びに監査委員及び前監査委員の給与の求償を求める	23.6.20	1		① 23.7.25 ② 却下 ③ 先に同一請求人から提出され、却下の通知を行った請求と同一内容	無
香川県	① 県職員（担当課の担当者、責任者）及び監査委員 ② 違法又は不当な財産の取得・管理・処分（工業団地未分譲地の含み損） ③ 損失分（含み損）の求償を求める	23.6.27	1		① 23.7.25 ② 却下 ③ 先に同一請求人から提出され、却下の通知を行った請求と同一内容	無
香川県	① 収用委員会会長、同委員会事務局職員（県職員） ② 違法又は不当な公金の支出（収用委員会会長の報酬及び事務局職員の給与）並びに収用委員会会長の任免及び収用裁決 ③ 違法又は不当な公金支出について求償を求めるほか、収用委員会会長の解任及び収用裁決の取消しを求める	23.7.4	1		① 23.8.18 ② 却下 ③ 財務会計行為等に該当しない 財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に示されたものとはいえない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	① 教育長 ② 財産の管理を怠る事実（部室棟建築工事中断）及び違法又は不当な公金の支出（部室棟工事費） ③ 財産の管理を怠る事実の是正を求めるとともに、違法又は不当な公金の支出について損害賠償を求める	23. 7. 11	2		① 23. 8. 18 ② 却下 ③ 工事が4年間中断していることだけでは「財産の管理を怠る事実」に該当しない。支払日から1年以上が経過し、かつ、請求人が当該工事の施工やその内容を知りえなかったことにつき正当な理由も認められない	無
香川県	① 県職員（ダム建設事業担当）、収用委員 ② 違法又は不当な公金の支出（同事業に携わっている職員及び収用委員の過去1年間の給与及び報酬） ③ 違法又は不当な公金支出について求償を求める	23. 7. 11	1		① 23. 8. 18 ② 却下 ③ 県の財務会計行為等の違法性、不当性を具体的かつ客観的に示したもとはいえない	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（椋川ダム建設事業費用として支払済の用地買収金等） ③ 違法又は不当な公金支出について求償を求める	23. 7. 21	1		① 23. 8. 31 ② 却下 ③ 県の財務会計行為等の違法性、不当性を具体的かつ客観的に示したもとはいえない	有
香川県	① 知事、県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（地下水利用対策協議会の会費及び同協議会事務局職員（県職員）の給与、県債残高8,447億円） ③ 違法又は不当な公金支出について損害賠償を求める	23. 8. 15	1		① 23. 9. 27 ② 却下 ③ 県の財務会計行為等の違法性、不当性を具体的かつ客観的に示したもとはいえない	無
香川県	① 県警察職員、県職員及び管理責任者 ② 違法又は不当な公金の支出（認可外保育施設虐待死事件の県警察職員及び県担当職員及び管理責任者の給与等）及び財産の管理を怠る事実（事件に係る損害賠償金について担当職員等に対する賠償請求） ③ 違法又は不当な公金支出について損害賠償を求めるほか、違法な財産の管理を怠る事実に係る損害の求償を求める	23. 8. 22	1		① 23. 9. 27 ② 却下 ③ 先に同一請求人から提出され、却下の通知を行った請求と同一内容。求償を行わないことに対する違法性、不当性を具体的かつ客観的に示したもとは認められ	無
香川県	① 教員採用試験の担当者及び上司又は教育委員 ② 違法又は不当な公金の支出（教員採用試験担当者及び上司の給与等） ③ 違法又は不当な公金支出について本人らへ求償し、あるいは自ら代弁すべき	23. 8. 26	1		① 23. 9. 27 ② 却下 ③ 人事、服務上の処分等の内容の違法性ないしは不当性を主張しているに過ぎず、財務会計行為等の違法性、不当性が具体的かつ客観的に摘示したものでない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（ダム建設事業費用） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、公金支出を受けた事業者への求償を求める	23.9.26	1		① 23.10.25 ② 却下 ③ 先に同一請求人から提出され、却下の通知を行った請求と同一内容	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な財産の管理行為及び財産の管理を怠る事実（河川区域内で土盛） ③ 違法又は不当な公金支出について損害補填を求めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告	23.11.17	1		① 23.12.26 ② 却下 ③ 財産の管理を怠る事実や財産の管理行為の違法性、不当性を具体的かつ客観的に示したもとはいえない	無
香川県	① 県職員 ② 違法又は不当な公金の支出（救急医療システムに係る運営費の支出） ③ 違法又は不当な公金支出を差し止めるほか、その他の「必要な措置」を講ずるよう勧告することを求める	24.2.21	1	請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を平成24年3月13日に設ける旨の通知文書を送付し、請求人からこれを行わない旨の回答文書の送付があった。	① 24.3.26 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出に該当するものとは認められない	無
計		37件				有 3件 無 34件
愛媛県	① 知事 ② 特定の歴史教科書を選定対象から除外すること ③ 公金支出の差止め若しくは関係職員に対する損害賠償請求	21.5.27	34		① 21.6.25 ② 却下 ③ 事実証明書が添付されていない。また、違法・不当とする具体的根拠が示されていない。	無
愛媛県	① 知事 ② 違法な契約の締結（契約が根拠のない決定に基づいてなされている。） ③ 契約の解除及び前公営企業管理者に対する損害賠償請求	21.7.1	1		① 21.7.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が違法又は不当であるとする客観的根拠が示されていない。	有
愛媛県	① 知事 ② 工事請負契約違反の事実（前払金の使途が契約に違反している等） ③ 前払金の返還	21.7.1	1		① 21.7.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が違法又は不当であるとする客観的根拠が示されていない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
愛媛県	① 知事 ② 弁護士費用の支出（異常に高額である。） ③ 当時の公営企業管理者に対する損害賠償請求	22.5.14	1		① 22.6.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為が違法又は不当であるとする客観的根拠が示されていない。また、監査の対象とする支出の一部については請求期間を徒過している。	有
計	4件					有 2件 無 2件
高知県	① 知事 ② 公務遂行中の交通事故に係る自賠責保険の適用を怠り県に損害を与えた。 ③ 担当職員に対する損害賠償請求	21.4.13	1		① 21.4.24 ② 却下 ③ 保険不適用の決定日から1年以上経過	無
高知県	① 知事 ② 県が被害者に支払った賠償金を担当職員に求償しないのは違法 ③ 担当職員に対する賠償金の求償	21.4.13	1	21.5.11 口頭陳述	① 21.6.8 ② 棄却 ③ 職員に重過失がなく、求償権の不行使は違法でない。	無
高知県	① 知事 ② 県が交通事故のため病気休暇中の職員に支払った給与を加害者に代位請求しないのは違法（16件） ③ 加害者に対する給与相当額の代位請求	21.6.15	2	21.7.1 口頭陳述	① 21.8.12 ② 棄却 ③ 代位請求権がない等により、違法性はない。	無
高知県	① 知事 ② 国直轄事業負担金のうち人件費等は、事業と関係なく、支払は違法、不当 ③ 国に対する負担金の返還請求	21.10.9	4	21.10.26 口頭陳述	① 21.12.3 ② 棄却 ③ 違法性はない。	有
高知県	① 知事 ② 不要な出張による旅費の支出は違法 ③ 担当職員に対する旅費の返還請求	21.10.27	1		① 21.11.12 ② 却下 ③ 旅費支出から1年以上経過	無
高知県	① 知事、県警本部長 ② 交通事故の示談金額が法令に則ってなく支出は違法 ③ 相手方に対する相当額の返還請求	21.10.27	1		① 21.11.12 ② 却下 ③ 損害可能性が認められない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
高知県	① 知事、県警本部長 ② 県警車両と市民との交通事故を損害賠償審査会で審査しないのは違法 ③ 不正が疑われる事案に係る監査の実施	21.10.27	1		① 21.11.12 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	無
高知県	① 県警本部長 ② 捜査用報償費の支出は違法 ③ 実態解明と不正な報償費の返還請求	21.10.27	1		① 21.11.12 ② 却下 ③ 個々の支出が特定されてない。	無
高知県	① 県警本部長 ② 国家賠償訴訟について県が職員個人の訴訟費用を負担するのは違法 ③ 支払の差止め	21.10.27	1	21.11.26 口頭陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 県は職員の訴訟費用を負担していない。	無
高知県	① 知事 ② 所得税を源泉徴収せず違法に報酬等を支出 ③ 担当職員に対する損失額の損害賠償請求	22.1.22	2		① 22.2.1 ② 却下 ③ 報酬等の支出から1年以上経過	無
高知県	① 知事 ② 事務処理に不法行為のあった職員への給与、賞与支給は違法 ③ 担当職員に対する給与等の返還請求	22.4.1	1		① 22.4.27 ② 却下 ③ 給与等の支出から1年以上経過	無
高知県	① 知事 ② 不要な出張による旅費の支出は違法 ③ 担当職員に対する旅費の返還請求	22.4.14	1		① 22.4.27 ② 却下 ③ 旅費支出から1年以上経過	無
高知県	① 担当職員 ② 教員募集要項（日程変更前の当初の要項）の印刷製本費等の支出は違法 ③ 担当職員に対する損害賠償請求	23.5.10	3	23.6.6 口頭陳述	① 23.7.5 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
高知県	① 担当職員 ② 外部記録媒体の紛失に伴う謝罪文の印刷費等の支出は違法 ③ 担当職員に対する損害賠償請求	23. 5. 27	3	23. 6. 16 口頭陳述	① 23. 7. 25 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	有
高知県	① 担当職員 ② 県議会議員の海外出張に係る経費支出は違法 ③ 当該議員に対する公費返還請求	23. 9. 15	1		① 23. 10. 7 ② 却下 ③ 違法性の具体的摘示がない。	無
高知県	① 担当部長、職員 ② 担当職員のA市に対する介護保険法に基づく指導助言が違法、不当 ③ A市に対する適切な指導助言	23. 10. 19	1		① 23. 11. 1 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	無
高知県	① 担当職員 ② 海外視察に係る政務調査費の支出は違法 ③ 当該議員に対する政務調査費の返還請求	23. 11. 8	1		① 23. 11. 21 ② 却下 ③ 違法性の具体的摘示がない。	無
高知県	① 担当職員 ② 請求人に対する行政書士法に基づく懲戒処分は、担当職員に事実誤認があり違法 ③ 担当職員に対する弁護士費用の請求	23. 11. 28	1		① 23. 12. 13 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない。	無
高知県	① 担当職員 ② B市に対する新規就農に係る補助金支出は違法 ③ 補助金支出の差止め	24. 1. 13	1		① 24. 2. 1 ② 却下 ③ 違法性の具体的摘示がない。	無
計	19件					有 3件 無 16件
福岡県	① 知事 ② 非常勤行政委員に支払う月額報酬規定（条例）の自治法違反行為 ③ 月額報酬ではなく勤務日数に応じた報酬の支給	21. 7. 7	5	1日間・口頭	① 21. 9. 1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
福岡県	① 知事 ② 補助対象外経費を補助対象経費に組入れた虚偽の実績報告書に基づく額の確定 ③ 補助金全額の取消	22. 2. 16	1	1日間・口頭	① 22. 4. 12 ② 棄却 ③ 違法不当な手段により補助金交付を受けた事実は認められない。	無
福岡県	① 知事 ② 長期間にわたる虚偽報告による委託金の過払い ③ 過去5年分の過払金返還	22. 3. 8	1	1日間・口頭	① 22. 4. 26 ② 棄却 ③ 県だよりの配布部数と市政だよりの配布部数との差には合理的な理由があり、報告は虚偽とは認められない。	無
福岡県	① 知事 ② 虚偽の実績報告書による額の確定 ③ 補助金全額の取消	22. 5. 10	1	1日間・口頭	① 22. 7. 6 ② 棄却 ③ 虚偽報告の事実は認められない。	無
福岡県	① 知事 ② 違法不当な旅費及び日当の支出 ③ 天皇陛下御即位20年奉祝福岡県民の集いに要した旅費及び日当の返還	22. 7. 26	75	1日間・口頭	① 22. 9. 24 ② 棄却 ③ 当該集いは県の事務として妥当性を欠くものではなく、職務命令は適正を欠くものとは言えない。	無
福岡県	① 知事 ② 不当な補助金交付 ③ 公金支出の差止め請求	22. 11. 15	1	1日間・口頭	① 22. 12. 28 ② 却下 ③ 請求人の主張は補助金支出の違憲性の判断を求めるものであり、住民監査請求になじまない。	無
福岡県	① 知事 ② 補助金の交付決定 ③ 交付決定の取消	23. 2. 28	19	1日間・口頭	① 23. 4. 27 ② 棄却 ③ 教育基本法に違反しているとは認められない。また、請求人の主張は補助金支出の違憲性の判断を求めるものであり、住民監査請求になじまない。	有
福岡県	① 知事 ② 政務調査費の違法な支出 ③ 不当利得の返還	23. 3. 8	1	1日間・口頭	① 23. 5. 9 ② 棄却 ③ 当該政務調査費の支出に違法性はない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福岡県	① 福岡県教育次長他3名 ② 違法な財産（教科書）の取得 ③ 教科書を取得しないこと及び使用しないこと	23.12.20	3		① 24.1.31 ② 却下 ③ 財務会計上の行為がなく、損害も発生していない。	有
計		9件				有 3件 無 6件
佐賀県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 職員に対し、損害の補てんをするための必要な措置を講じること。	21.5.27	38	1日 口頭陳述	① 21.7.30 ② 棄却 ③ 損害賠償責任を負うべき過失があったとは断言できない。	無
佐賀県	① 知事 ② 公金の賦課をしない違法な怠る行為 ③ 知事に対する損害賠償請求	22.3.3	1		① 22.3.30 ② 却下 ③ 公金の賦課を怠るという事実は存在しない。	無
佐賀県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 職員に対し、損害の補てんをするための必要な措置を講じること。	22.5.13	31	1日 口頭陳述	① 22.7.13 ② 棄却 ③ 著しく妥当性を欠いた裁量権の乱用があったとは断言できない。	有
佐賀県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 県議会議員に対し、損害の補てんをするための必要な措置を講じること。	22.11.5	9	1日 口頭陳述	① 23.1.7 ② 棄却 ③ 政務調査費の用途基準に照らし、裁量権の逸脱があったと認められない。	無
佐賀県	① 知事 ② 違法な支出 ③ 知事に対する損害賠償請求	23.11.15	1		① 23.12.27 ② 却下 ③ 違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない。	無
計		5件				有 1件 無 4件
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金の返還	21.3.9	1		① 21.5.1 ② 請求棄却 ③ 違法又は不当な支出ではない。	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金の返還	22.10.6	1	22.11.11 関係課職員も立ち合わせて実施	① 22.12.2 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出ではない。	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金の返還	23.1.21	1		① 23.2.28 ② 却下 ③ 期間経過	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 負担金の返還	23.6.7	1	23.7.26 関係課職員も立ち合わせて実施	① 23.8.18 (補正期間あり) ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出ではない。	無
長崎県	① 知事 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 損害額の請求	23.9.1	1		① 23.11.29 (補正期間あり) ② 棄却 ③ 怠る事実は認められない。	有
長崎県	① 地方独立行政法人 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 報酬の返還	23.10.11	1		① 23.10.19 ② 却下 ③ 地方独立行政法人の業務のため	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 交付金の返還	23.10.24	1		① 23.12.15 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出ではない。	無
長崎県	① 知事 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金の返還	24.2.20	1	24.3.15 関係課職員も立ち合わせて実施	① 24.3.27 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出ではない。	無
計		8件				有 2件 無 6件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
熊本県	① 知事 ② 違法な公金の支出（ダム建設事業の支出等に違法性・不当性がある） ③ 知事に対する公金の返還（損害賠償）及び支出の差止め	21. 5. 19	164	21. 6. 26 陳述及び証拠としての書面提出	① 21. 7. 15 ② 棄却 ③ 当該事業の手続き及び支出に違法・不当な点はなく、請求に理由がない	有
熊本県	① 知事 ② 違法な公金の支出（ダム建設事業の支出等に違法性・不当性がある） ③ 知事に対する公金の返還（損害賠償）及び支出の差止め	21. 5. 28	790	21. 7. 1 陳述及び証拠としての書面提出	① 21. 7. 22 ② 棄却 ③ 当該事業の手続き及び支出に違法・不当な点はなく、請求に理由がない	無
熊本県	① 知事 ② 違法な契約の締結（ダム本体工事契約を締結することに違法性がある） ③ 知事に対するダム本体工事の契約締結の差止め	21. 9. 28	8	21. 10. 23 陳述及び証拠としての書面提出	① 21. 11. 24 ② 棄却 ③ 当該工事契約を締結することに違法な点はなく、請求に理由がない	無
熊本県	① 知事 ② 違法な公金の支出（行政委員会委員（非常勤）の月額報酬支給に違法性がある） ③ 知事に対する行政委員会委員（非常勤）の月額報酬支給の差止め	21. 10. 15	1	21. 10. 29 陳述及び証拠としての書面の提出	① 21. 12. 10 ② 棄却 ③ 当該行政委員会委員の月額報酬支給に違法な点はなく、請求に理由がない	無
熊本県	① 知事 ② 違法な契約の締結（ダム本体工事請負契約に違法性・不当性がある） ③ 知事に対するダム本体工事請負契約の解除	22. 6. 18	4		① 22. 7. 1 ② 却下 ③ 一時不再理	無
熊本県	① 知事 ② 違法な契約の締結（ダム本体工事請負契約に違法性・不当性がある） ③ 知事に対するダム本体工事請負契約の解除	22. 8. 2	2		① 22. 8. 12 ② 却下 ③ 一時不再理	無
熊本県	① 知事 ② 違法な財産の管理（河川整備方針は無効である） ③ 知事に対するダム本体着工の差止め	22. 8. 11	1		① 22. 9. 27 ② 棄却 ③ 当該河川整備方針に違法性な点はなく有効であり、請求に理由がない	無
計		7件				有 1件 無 6件

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 知事に対する損害賠償の請求	21.8.5	2		① 21.9.2 ② 却下 ③ 住民監査請求権の濫用に当たる	有
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 支出に関与した職員らに対して損害賠償請求するなどの必要な是正措置を講ずること	21.11.27	1	1日 証拠の提出及び 意見陳述	① 22.1.26 ② 棄却 ③ 旅行命令及び旅費の支出等の財務会計行為に、違法性、不当性は認められない	無
大分県	① 知事等 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 不当利得を得た者に対する返還請求	22.1.22	1		① 22.2.18 ② 却下 ③ 違法性又は不当性が具体的かつ客観的に示されていない	無
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 知事に対する損害賠償の請求	22.6.16	2		① 22.7.16 ② 却下 ③ 住民監査請求権の濫用に当たる	無
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 知事に対する損害賠償の請求	22.7.22	2		① 22.8.18 ② 却下 ③ 住民監査請求権の濫用に当たる	有
大分県	① 県警本部長 ② 違法又は不当な公金の支出等 ③ 損害を補填する措置等の請求	23.8.24	1	1日 証拠の提出及び 意見陳述	① 23.10.20 ② 一部棄却、一部却下 ③ 財務会計行為に先行する原因行為に、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵は存在しない	無
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使	23.12.27	1		① 24.1.19 ② 却下 ③ 違法性又は不当性が具体的かつ客観的に示されていない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大分県	① 知事 ② 違法又は不当な公金の支出、契約の締結・履行 ③ 契約の締結の解除、履行の差止め等	24. 3. 30	1	1日 証拠の提出及び 意見陳述	① 24. 5. 28 ② 棄却 ③ 財務会計行為に先行する原因行為に、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵は存在しない	無
計	8件					有 2件 無 6件
宮崎県	① 知事 ② 違法な公金の支出（工事代金の支出は違法不当である） ③ 損害賠償請求	23. 12. 22	1	24. 1. 20 意見陳述	① 24. 2. 17 ② 棄却 ③ 工事には必要性及び安全性への配慮が認められ、代金の支出は違法不当ではない。	有
計	1件					有 1件 無 0件
鹿児島県	① 職員 ② 違法・不当な家宅捜索及びそれに係る公金の支出 ③ 違法・不当な公金の支出による損害を幹部職員に補填させるよう求める	21. 6. 16	1		① 21. 7. 1 ② 却下 ③ 財務会計行為の違法性・不当性についての記述がない等	有
鹿児島県	① 職員 ② 違法な捜査不行使及びそれに係る公金の不支出 ③ 捜査を開始し、それにより適正な公金の支出を行うよう求める	22. 2. 5	1		① 22. 3. 2 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない	無
鹿児島県	① 知事 ② 行政委員の月額報酬を定めた条例の違法・無効 ③ 勤務日数に応じた報酬を支給するよう求める	22. 3. 29	2		① 22. 4. 23 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない	有
鹿児島県	① 職員 ② 職務怠慢及び当該職員の給与の不当な支出 ③ 給与の満額支出による損失について返還を求める	22. 3. 31	1		① 22. 5. 11 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない	有

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
鹿児島県	① 知事 ② 不適正な価格による違法な用地取得 ③ 知事等に対し、本件土地取得に関していかなる公金支出もしないことを勧告するよう求める	23.4.8	10	23.5.18 陳述あり	① 23.6.6 ② 棄却 ③ 土地取得等及びこれに伴い予測される公金支出については、違法・不当とは認められず、請求には理由がない	有
鹿児島県	① 知事 ② 補助金の交付を受けている私立学校の不正行為 ③ 学校が自ら不正を糾さない場合、補助金返還を命じるとともに、県の所管課に厳正な職務執行を行うよう勧告することを求める	23.6.20	1		① 23.7.4 ② 却下 ③ 違法性・不当性についての根拠が示されていない等	無
鹿児島県	① 職員 ② 職務怠慢及び当該職員の給与の不当な支出 ③ 給与の満額支出による損失について返還を求める	23.10.26	1		① 23.12.14 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない	有
鹿児島県	① 職員 ② 二級河川敷地の不法占拠の放置 ③ 不法占拠対策を行い使用料を徴収するよう求める	24.3.21	1		① 24.4.18 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当しない	無
鹿児島県	① 知事 ② 行政の責任範囲を逸脱した病虫害防除作業の実施 ③ 県の作業費を農家に請求することを求める	24.3.26	1	24.5.11 陳述あり	① 24.5.24 ② 棄却 ③ 違法・不当に財産の管理を怠る事実はなく、請求には理由がない	無
鹿児島県	① 教育委員会 ② わいせつ行為を行った校長への退職手当支給 ③ 校長を懲戒免職とし退職手当を支給しないことを求める	24.3.28	1	24.5.11 陳述あり	① 24.5.24 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出又は違法・不当に財産の管理を怠る事実はなく、請求には理由がない	無
計	10件					有 5件 無 5件
沖縄県	① 沖縄県知事 ② 違法な公金支出（法令に違反した事業である） ③ 知事に対する損害賠償請求、今後の公金支出、契約の差止め	21.4.1	7		① 21.4.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性、不当性を具体的に示しているとは認められない	無

都道府県名	請求事項 ①請求対象者 ②請求対象行為・事実の概要 ③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
					①監査結果通知年月日 ②監査結果 ③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
沖縄県	① 沖縄県知事及び関係職員 ② 違法な公金支出（交際費及び旅費は、根拠がない） ③ 損害の補填、不当利得の返還を求める	21.10.5	1		① 21.11.30 ② 却下 ③ 違法性、不当性を具体的に示しているとは認められない	無
沖縄県	① 沖縄県知事及び関係職員 ② 違法な公金支出（食糧費は、根拠がない） ③ 損害の補填、不当利得の返還を求める	21.11.30	1		① 21.12.17 ② 却下 ③ 違法性、不当性を具体的に示しているとは認められない	無
沖縄県	① 関係職員 ② 違法な公金支出（私用な宿泊に基づく宿泊料である） ③ 公務にあたるか調査、公費詐欺に関係した職員の処分	22.5.20	1		① 22.6.1 ② 取下げ ③ 請求人が違法性はないと認めて取り下げた。	無
沖縄県	① 沖縄県知事 ② 法令に違反した事業である ③ 公金支出の差し止め、契約締結の禁止	23.5.27	276		① 23.6.28 ② 却下 ③ 先行行為に明白な違法事由が認められない	有
沖縄県	① 沖縄県知事 ② 違法な公金支出（違法な行為を行った教育長に対する給与支出は違法である） ③ 損害の補填、今後の支出の差し止め	24.2.22	1	24.4.6 口頭陳述	① 24.4.18 ② 棄却 ③ 支出決定が違法、不当である主張には理由がない	無
計		6件				有 1件 無 5件

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査の結果が不服の場合	委員の執行が不服の場合	議会、その他機関の執行が不服の場合	長の職務執行が違法でない場合	監査委員の勧告を期間外に行わない場合	議会、その他機関の執行が違法でない場合	長の職務執行が違法でない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	同第5項による請求	請求却下	請求棄却		
北海道	①北海道及び道教委に対し、道立学校移転に係る新たな公金支出、契約締結・履行、債務負担の差し止め請求 ②道教委の道立学校校舎改築の基本計画決定に対する無効確認または取消請求 ③知事に対する違法契約締結に伴う損害金(18億8,480万円余)の請求 ④教育長に対する違法契約締結に伴う損害金(7,724万円余)の請求	16.11.4	○					○	○			○						16.9.17 住民監査請求 16.10.8 請求不受理 19.7.12札幌地裁 請求一部却下、一部棄却 19.7.26控訴 21.7.16札幌高裁 控訴棄却
北海道	知事に対し政務調査費(人件費)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	21.10.21	○									○						札幌地裁係属中
北海道	知事に対し政務調査費(調査研究費、車両リース代及びガソリン代)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	21.10.30	○									○						札幌地裁係属中
北海道	知事に対し自動車専用道路直轄事業負担金の支出に係る損害賠償を請求する事件	21.10.30	○									○						札幌地裁係属中 当初は差し止め請求であったが、22.5.31訴えの変更(1号→4号)
北海道	知事に対し政務調査費(調査委託費)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	22.12.1	○									○						札幌地裁係属中
北海道	知事に対し自動車専用道路直轄事業負担金の支出に係る損害賠償を請求する事件	23.6.24	○									○						札幌地裁係属中
北海道	知事に対し政務調査費(調査委託費、事務所費及び人件費)の支出に係る損害賠償請求権の行使を請求する事件	24.1.25	○									○						札幌地裁係属中
計	7件		7件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	7件	0件	1件	0件	0件	0件	0件		
青森県	知事に対して、議員費用弁済に係る不当利得返還請求を行うことを求める	20.9.4	○									○		○				22.3.26青森地裁 請求棄却 22.9.30仙台高裁 控訴棄却

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等		
			監査の結果が不服の場合	委員の執行は不適当な場合	議会、その他関係機関の措置がない場合	長が関係機関の措置を講ずるべき場合	監査が法定内に行われない場合	委員の執行が不適当な場合	議会、その他関係機関の措置を講ずるべき場合	長が関係機関の措置を講ずるべき場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求			請求却下	請求棄却
計		3件																
福島県	単価契約による道路維持補修業務委託は違法であることから、委託業者に支出された額に利子（年5%）を含めた額を、福島県知事が請求することを求める。	21.5.21	○															22.3.23福島地裁請求棄却 22.3.31住民側控訴 22.9.10仙台高裁控訴棄却 22.9.22住民側上告 24.1.17最高裁上告棄却
福島県	知事に対する非常勤行政委員（教育及び公安を除く）報酬の日額15,000円を超える部分の差止請求	21.5.26	○															24.2.28福島地裁一部棄却、一部却下 24.3.15確定
福島県	教育長に対する教育委員会委員報酬の日額15,000円を超える部分の差止請求	22.2.18	○															24.2.28福島地裁一部却下、一部棄却 24.3.15確定
福島県	警察本部長に対する公安委員会委員報酬の日額15,000円を超える部分の差止請求	22.6.4	○															24.2.28福島地裁一部却下、一部棄却 24.3.15確定
福島県	福島県知事が、福島空港につき、福島空港管理費から福島空港使用料収入を控除した差額分の負担金を支出したことの違法確認訴訟。	23.1.19	○															24.3.27福島地裁却下 ※24.4.11確定
計		5件																
茨城県	知事に対し、議員会に違法な政務調査費の支出に伴う不当利得（1億546万9,931円）の返還の請求をすることを求める請求	18.5.12	○															21.9.9水戸地裁請求棄却
茨城県	①知事に対し、県議会議員選挙公営費の支出先に違法な当該選挙公営費の支出に伴う損害賠償又は不当利得（3,989万1,557円）の返還の請求をすることを求める請求 ②知事に対し、知事個人に上記損害賠償の請求をすることを求める請求 ③知事に対し、上記支出を行った職員に賠償命令をすることを求める請求 ④知事の当該支出に係る不当利得返還請求を怠る事実の違法確認請求	20.8.26	○															22.7.22水戸地裁請求棄却（一部却下）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査の結果が不服の場合	委員の勧告がある場合	議会の執行が不服の場合	長官の措置がある場合	監査委員が法内に行わない場合	委員の勧告が行われない場合	議会の執行が措置を講じない場合	長官の職務をい	第1項第1号の請求	同第2号の請求	同第3号の請求	同第4号の請求	同第5号の請求	請求却下			請求棄却
茨城県	知事の行政財産の管理を怠る事実の違法確認請求	22. 2. 15	○					○						○					22. 7. 22水戸地裁請求却下
茨城県	①知事に対し、土地区画整理事業に係る補助金の支出の差止めを求める請求 ②知事に対し、補助金の受給者に違法な補助金の支出に伴う損害賠償（1億1,464万5,000円）の請求をすることを求める請求	22. 5. 17	○					○											24. 2. 2取下げ
茨城県	知事に対し、知事個人に違法な行政財産の管理・処分に伴う損害賠償（2,000万円）の請求をすることを求める請求	22. 9. 17	○																22. 12. 24水戸地裁請求却下 23. 7. 20東京高裁破棄差戻し ※24. 6. 28水戸地裁請求棄却
茨城県	①知事に対し、関係経理職員に虚偽の支出負担行為に伴う損害賠償又は不当利得（2,061万2,385円）の返還の請求をすることを求める請求 ②知事に対し、知事個人又は当該支出に権限のある職員への請求を怠る事実の違法確認請求	22. 12. 24	○							○	○								※24. 4. 20水戸地裁請求却下
茨城県	知事に対し、受託業者に違法な委託料の支出に伴う不当利得（95万3,204円）の返還の請求をすることを求める請求	23. 2. 2	○											○					23. 9. 2水戸地裁請求棄却
茨城県	知事に対し、知事個人に違法な財産の管理を怠る事実に伴う損失補填（2,000万円）の請求をすることを求める請求	23. 8. 3	○											○	○				23. 12. 15水戸地裁請求却下
茨城県	知事に対し、知事個人に違法な補助金の交付に伴う損害（4億6,970万円）の請求をすることを求める請求	24. 6. 26	○																現在、水戸地裁係属中
計		9件	9件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	2件	8件	2件	3件	0件	0件	0件	0件		
栃木県	知事等に対する違法な署名活動に伴う損害金（133円）の請求	20. 6. 9	○											○	○				22. 2. 24宇都宮地裁請求一部認容 23. 1. 31東京高裁控訴棄却 24. 3. 1最高裁上告棄却

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査の結果が不服の場合	委員の執行は不適当な場合	議会の執行は措置を講じない場合	長官の職務執行に支障を及ぼす場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
栃木県	非常勤行政委員の報酬に対する公金支出差止め請求	21. 7. 27	○				○									22. 12. 16宇都宮地裁請求棄却 23. 10. 12東京高裁控訴棄却 ※24. 9. 14最高裁上告棄却	
栃木県	県議会内会派に対する政務調査費の返還請求(平成20年度分)	22. 8. 10	○													現在、宇都宮地裁係属中	
栃木県	県議会内会派に対する政務調査費の返還請求(平成20年度分)	22. 8. 24	○													23. 3. 16請求取下げ	
栃木県	県議会内会派に対する政務調査費の返還請求(平成21年度分)	23. 8. 19	○													現在、宇都宮地裁係属中	
栃木県	県議会内会派に対する政務調査費の返還請求(平成22年度分)	23. 11. 30	○													現在、宇都宮地裁係属中	
計	6件		6件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	5件	0件	1件	0件	0件	0件		
群馬県	知事に対する違法な公金支出に伴う損害賠償請求又は不当利得返還請求	24. 6. 1	○													前橋地裁係属中	
計	1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件		
埼玉県	知事に対する県有地の違法・不当な売却に係る、契約の無効確認及び原状回復措置等の請求	21. 4. 24	○							○	○					24. 5. 16さいたま地裁請求棄却 24. 5. 29控訴 東京高裁係属中	
埼玉県	平成21年度の埼玉県議会政務調査費に係る返還の請求(約230万円)	23. 6. 24	○								○					さいたま地裁係属中	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査の結果が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、その他機関の措置がない場合	長の関与がある場合	監査が法定内ない場合	委員の執行は措置を講じない場合	議会、その他機関の措置を講じない場合	長の関与がある場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下			請求棄却
埼玉県	知事に対する不必要かつ不適切な工事支出に係る返還等の請求	23. 8. 11	○									○							24. 10. 10 さいたま地裁 請求却下 24. 10. 18 控訴 東京高裁係属中
埼玉県	知事等に対する県有地の売却に係る、契約の無効確認及び原状回復措置等の請求	24. 2. 23	○								○	○							さいたま地裁係属中
埼玉県	平成22年度の埼玉県議会政務調査費に係る返還の請求（約60万円）	24. 2. 28	○									○							さいたま地裁係属中
計	5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	5件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
千葉県	学校法人千葉朝鮮学園に対して、平成21年度及び22年度に支出した補助金は、違法であるとして、朝鮮学園に補助金1,124万円の返還請求をするよう知事に請求	23. 2. 15	○									○							23. 10. 11千葉地裁 請求棄却 24. 3. 14東京高裁 控訴棄却（確定）
千葉県	違法な政務調査費の支出について、当該金員（総額2,765,671円）を相手方に返還請求するよう知事に請求	23. 5. 20	○									○							24. 2. 14千葉地裁 請求棄却（確定）
千葉県	違法な政務調査費の支出について、当該金員（総額8,652,855円）を相手方に返還請求するよう知事に請求	23. 8. 12	○									○							千葉地裁 係属中（弁論終結）
千葉県	国民健康保険基盤安定負担金の支出が違法であるとして、知事及び各監査委員に対し損害賠償を求めることを知事に請求	24. 5. 14	○									○							千葉地裁 係属中（弁論終結）
計	4件		4件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	4件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
東京都	清掃工場建設工事談合に係る損害賠償について、受注者に対する請求及び知事外1名に対する怠る事実の違法確認請求事件	12. 7. 14	○								○	○			○				19. 3. 20東京地裁 21. 4. 3 東京高裁 （一部和解） 21. 5. 12東京高裁 （判決） 21. 12. 10最高裁 確定

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の執行結果が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、その他関係機関の執行は不服の場合	長の関与がない場合	監査委員の執行は違法でない場合	議会、その他関係機関の執行は必要ない場合	長の関与がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	同第5項による請求	請求却下	請求棄却		
東京都	知事外3名に対する、ガラパゴス及びワシントンDCへの海外出張に係る不当利得返還請求事件	16.5.19	○									○	○					18.6.16東京地裁 19.2.14東京高裁 21.4.28最高裁 確定
東京都	知事外に対する、知事交際費に係る損害賠償請求事件	16.5.19	○											○				19.1.30東京地裁 19.9.26東京高裁 21.5.20最高裁 確定
東京都	都営住宅の自治会に対する、当該住宅敷地の不適正使用に係る不当利得返還請求事件	20.1.17	○													○		21.2.20東京地裁 21.7.22東京高裁 確定
東京都	都議会議員選挙における候補者外に対する、選挙運動用ポスター代過大請求に係る損害賠償請求事件	20.3.13	○											○				21.9.18東京地裁 確定
東京都	普通財産の貸付けを受けた者に対する、当該財産の貸付料に係る不当利得返還請求事件	20.8.20	○										○					21.8.3東京地裁 22.1.20東京高裁 確定
東京都	知事外1名に対する、カフェテリアプランに係る損害賠償請求事件	20.9.4	○											○				21.6.24東京地裁 確定
東京都	知事に対する、都職員の給与振込口座（第二口座）への振込手数料に係る損害賠償請求事件	21.4.17	○											○				H22.2.5東京地裁 確定
東京都	知事に対する、選挙管理委員会の委員長及び委員の報酬に係る支出差止請求事件	21.5.8	○								○							22.9.30東京地裁 23.2.9東京高裁 確定
東京都	知事外4名に対する、新銀行東京への出資に係る損害賠償請求事件	21.6.10	○														○	東京地裁係属中
東京都	都議会議員に対する、同議員の費用弁償に係る不当利得返還請求事件	21.8.3	○											○				22.1.28東京地裁 確定
東京都	知事外2名に対する、選挙管理委員会及び労働委員会の委員の報酬に係る支出差止請求事件	21.11.27	○											○				24.2.29東京地裁 一部却下、一部棄却 確定
東京都	事業所管課の課長に対する、郵便料金に係る損害賠償請求事件	22.1.15	○														○	22.7.28東京地裁 22.12.22東京高裁 23.11.10最高裁 確定

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査の結果が不服の場合	委員の執行は不適当な場合	議会、その他関係機関の執行は措置がない場合	長の関与がある場合	監査委員の執行は不適当な場合	議会、その他関係機関の執行は措置がない場合	長の関与がある場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下	請求棄却		
東京都	補助金の交付を受けた者及び知事に対する、当該補助金交付に係る損害賠償請求事件	22. 2. 9	○									○	○					22. 7. 23東京地裁確定
東京都	国に対する、国直轄事業負担金に係る不当利得返還請求事件	22. 2. 22	○															23. 9. 16東京地裁 ※24. 4. 26東京高裁棄却（確定）
東京都	主税局長外2名に対する、都税還付加算金に係る損害賠償請求事件	22. 2. 26	○										○					22. 12. 22東京地裁 23. 5. 26東京高裁確定
東京都	主税局長外2名に対する、都税還付加算金に係る損害賠償請求事件	22. 2. 26	○										○					22. 12. 22東京地裁確定
東京都	知事外5名に対する豊洲新市場予定地取得に伴う損害賠償請求事件	22. 5. 24	○															東京地裁係属中
東京都	知事に対する、都議会定例会開会日の音楽演奏経費に係る支出差止請求事件	22. 8. 6	○						○									東京地裁 22. 11. 19取下げ
東京都	補助金の交付を受けた者及び知事に対する、当該補助金交付に係る損害賠償請求事件	22. 11. 17	○															23. 10. 18東京地裁 24. 1. 30東京高裁 ※24. 8. 29最高裁棄却（確定）
東京都	知事外4名に対する、都税還付加算金に係る損害賠償請求事件	23. 2. 14	○															23. 10. 7東京地裁却下 24. 6. 21東京高裁差戻し 現在、東京地裁係属中
東京都	知事に対する豊洲新市場予定地取得に係る公金支出等差止請求事件	23. 2. 17	○						○									東京地裁 23. 6. 17取下げ
東京都	都税事務所長に対する、都税還付加算金に係る支出差止請求事件	23. 3. 7	○						○				○					23. 8. 9東京地裁確定
東京都	知事及び固定資産評価員に対する、同員の報酬に係る損害賠償請求事件	23. 6. 9	○															※24. 6. 1東京地裁棄却（確定）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等	
			監査の結果が不服の場合	委員の勧告がある場合	議会の執行は措置が不十分な場合	長官の職務執行に支障がある場合	監査が法定にない場合	委員の勧告を聞かずに執行した場合	議会の執行は措置が不十分な場合	長官の職務執行に支障がある場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	同第5項による請求	請求却下			請求棄却
東京都	知事外1名に対する、訴訟代理人への着手金に係る損害賠償請求事件	23.6.9	○									○							24.2.8東京地裁 ※24.7.11東京高裁一部却下、一部棄却（確定）
東京都	知事及び固定資産評価審査委員会各委員に対する、同委員の報酬に係る損害賠償請求事件	23.6.10	○									○	○					23.11.1東京地裁確定	
東京都	東京都に対する、固定資産税等賦課処分取消請求事件	23.6.17	○						○									23.12.16東京地裁 ※24.4.10東京高裁却下（確定）	
東京都	都税事務所長に対する、固定資産税等に係る怠る事実の違法確認請求事件	23.9.26	○								○							24.7.17東京地裁棄却 現在、東京高裁係属中	
東京都	都税事務所長に対する、固定資産税に係る怠る事実の違法確認請求事件	23.10.6	○								○							H24.6.26東京地裁棄却 現在、東京高裁係属中	
東京都	都税事務所長に対する、固定資産税等に係る怠る事実の違法確認請求事件	23.11.30	○								○							24.2.21東京地裁 ※24.6.7東京高裁却下（確定）	
東京都	知事に対する豊洲新市場予定地取得に伴う損害賠償請求事件	24.5.24	○									○						東京地裁係属中	
計	31件		31件	0件	0件	0件	5件	1件	4件	22件	5件	9件	2件	1件	0件				
神奈川県	県立博物館職員が行った調査が違法であるとして、知事に対し当該職員に支給した給与の返還請求をすべきことを求めるもの	19.1.19	○									○	○					20.2.27横浜地裁請求棄却 20.11.13東京高裁請求棄却 21.6.19最高裁上告不受理	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等		
			監査の結果が不服の場合	委員の執行は不服の場合	議会、その他機関の措置がある場合	長の関与がない場合	監査が法定内に行われない場合	委員の執行は間接的に行われる場合	議会、その他機関の措置を講ずる必要がある場合	長の関与を要しない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	同第5項による請求	請求却下			請求棄却	原告一部勝訴
神奈川県	県が締結した用地調査事務等委託単価契約が違法であるとして、知事に対し当該委託料の賠償請求をすべきことを求めるもの	19. 7. 30	○												○					20. 10. 15横浜地裁請求棄却 21. 4. 15東京高裁請求棄却 21. 9. 10最高裁上告不受理
神奈川県	財団法人に対する負担金支出、金融機関に対する損失補償金支出が違法であるとして、知事に対し返還請求をすべきことを求めるもの	19. 11. 28	○												○					23. 10. 5横浜地裁請求棄却 24. 3. 21東京高裁請求棄却（確定）
神奈川県	県議会議員らの海外訪問に要した自動車借上げ料等の支出が違法であるとして知事に返還請求すべきことを求めるもの	21. 9. 24	○												○					24. 1. 18横浜地裁請求棄却（確定）
神奈川県	永住外国人に対する生活保護費の支給が違法であるとして知事に受給者への返還請求を求めるもの	22. 4. 7	○												○					22. 10. 27横浜地裁請求棄却 23. 3. 24東京高裁請求棄却（確定）
神奈川県	朝鮮学校に対する補助金の支出が違法であるとして、知事に対し各朝鮮学校への返還請求をすべきことを求めるもの	22. 12. 22	○												○					23. 5. 25横浜地裁請求棄却（確定）
神奈川県	土木事務所長が締結した委託契約が違法であるとして、知事に対し当該契約に係る委託料相当額を賠償請求すべきことを求めるもの	23. 9. 12	○												○					現在、横浜地裁係属中
神奈川県	県立高校跡地につき主的に売払いの差止めを、予備的に入札の差止めを求めるもの	24. 4. 9	○								○									現在、横浜地裁係属中
計	8件		8件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	7件	0件	6件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
新潟県	知事に対して、違法な公金（旅費）支出に係る返還請求を求めるもの	21. 4. 24	○												○					24. 8. 20新潟地裁請求一部認容 現在、東京高裁係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果が不服がある場合	議会の執行は措置が不服がある場合	長官の執行は措置がない場合	監査委員が法定にない場合	委員を問わなければならない場合	議会の執行は措置がない場合	長官の執行は措置がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	同第5項による請求	請求却下	請求棄却		
長野県	監査委員に対する住民監査請求に関する議会選出委員除斥請求	22. 2. 11	○								○	○						22. 9. 7長野地裁却下
長野県	知事に対する建設工事・調査等への公金差し止め請求	22. 3. 19	○					○										長野地裁係属中 (同一監査請求2件の一括監査結果における訴訟)
長野県	知事、職員、管理職、議会関係者の個人に対して、会計検査院実施検査で指摘された国庫補助金返還により県が被った損害の返還請求	22. 4. 13	○								○	○						22. 6. 3長野地裁却下
長野県	知事に対する宗教施設の使用許可取り消し請求	22. 5. 22	○						○				○					23. 2. 25長野地裁却下 23. 3. 4控訴 23. 9. 8東京高裁控訴棄却 23. 9. 19上告 24. 2. 3最高裁上告棄却
長野県	知事に対する行政委員月額等報酬の支出差止請求	22. 7. 1	○					○										24. 3. 23取下げ
長野県	知事に対する宗教施設の取去請求	22. 9. 3	○						○				○					23. 2. 4長野地裁却下 23. 2. 14控訴 23. 6. 8東京高裁控訴棄却 23. 6. 22上告 24. 1. 17最高裁上告棄却
長野県	知事に対する違法不当に財務会計そのた管理を怠る事実の違法確認	23. 1. 7	○								○							23. 1. 7長野地裁却下 23. 9. 17控訴 24. 2. 16東京高裁請求棄却 24. 3. 1上告 最高裁係属中
長野県	知事に対する違法不正な手続による債権管理を怠る事実の確認及び県が被った被害額の補填請求	23. 6. 20	○								○	○	○					24. 3. 9長野地裁却下

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果又は不服がある場合	議会の執行又は措置がなされていない場合	長の関する措置がない場合	監査委員が法定にない場合	委員の執行又は措置がなされていない場合	議会の執行又は措置がなされていない場合	長の関する措置がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	同第5項による請求	請求却下	請求棄却		
愛知県	知事に対する愛知県議会議員政務調査費住民訴訟事件	23. 5. 12	○								○							名古屋地裁係属中
計	4件		4件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	2件	0件	2件	0件	0件	0件			
滋賀県	知事に対し、県議会会派に対する補助金及び政務調査費の不当利得（8,449万3,051円）の返還請求をするよう求めた事件	17. 8. 30	○								○		○					22. 12. 21 大津地裁 請求一部却下、一部棄却 23. 9. 30 大阪高裁 請求一部却下、一部棄却（確定）
滋賀県	知事に対し、県議会会派及び議員2名に対する政務調査費の不当利得（133万3,802円）の返還請求をするよう求めた事件	18. 10. 11	○								○		○					21. 5. 19 大津地裁 請求棄却 21. 12. 24 大阪高裁 請求棄却（確定）
滋賀県	知事に対する、非常勤行政委員への月額制の報酬支給の差止め請求	19. 11. 22	○						○				○					21. 1. 22 大津地裁 請求容認 22. 4. 27 大阪高裁 請求一部容認、一部棄却 23. 12. 15 最高裁 第1審判決取消し、及び上告一部却下、一部棄却
滋賀県	知事に対する、ダム事業執行に係る契約締結及び公金支出の差止め請求	20. 7. 28				○				○			○					21. 9. 15 大津地裁 請求一部却下、一部棄却 22. 2. 16 大阪高裁 請求棄却 23. 6. 30 最高裁 上告却下
滋賀県	知事が、非常勤行政委員について特別職報酬条例の月額制を日額制に改正し、かつ、改正条例の交付を怠ることの違法確認請求	21. 4. 14				○					○		○					21. 11. 5 大津地裁 請求却下 22. 3. 4 大阪高裁 請求棄却（確定）
滋賀県	知事に対し、県が損失補償契約に基づき(株)日本政策金融公庫に支払った元利金の不当利得（28億8,046万8,127円）の返還請求をするよう求めた事件	21. 5. 20	○								○		○					22. 5. 13 大津地裁 請求棄却（確定）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の結果又は不服がある場合	委員の執行又は措置が不服がある場合	議会、その他機関の執行又は措置が違法でない場合	長、他の関係機関の執行又は措置が違法でない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
計		2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	0件	0件	0件		
兵庫県	知事に対し、平成12年度から平成16年度までの職員互助会等への補助金支出が給与条例主義に反すること等から違法であるとして、同補助金相当額につき、職員互助会等に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	18. 5. 24	○							○				○		23. 4. 15最高裁 上告不受理（確定）	
兵庫県	知事、教育長、警察本部長に対し、職員互助会等への補助金支出が給与条例主義に反すること等から違法であるとして、平成17年度と同補助金相当額につき、知事ら個人に対する損害賠償請求及び職員互助会等に対する不当利得返還請求の義務付けを求めるとともに、平成18年度以降の同補助金支出の差止めを求めたもの	18. 11. 20	○				○			○				○		23. 4. 15最高裁 上告不受理（確定）	
兵庫県	知事に対し、執行機関と県議会議員等との会合等に係る弁当代への食糧費の支出が違法であるとして、同食糧費相当額につき、会合出席者に対する損害賠償請求又は不当利得返還請求、知事個人に対する損害賠償請求、支出担当職員に対する賠償命令の各義務付けを求めたもの	18. 11. 22	○							○			○			21. 4. 28最高裁 上告不受理（確定）	
兵庫県	知事及び教育長に対し、職員互助会及び学校厚生会への補助金支出等が給与条例主義に反すること等から違法であるとして、平成19年度及び平成20年度と同補助金相当額及び派遣職員の人件費相当額につき、知事ら個人に対する損害賠償請求、職員互助会等に対する不当利得返還請求の義務付け等を求めたもの	20. 3. 3	○							○				○		23. 5. 16 一審被告が控訴取下げ（23. 1. 26神戸地裁一部却下、一部認容、一部棄却が確定）	
兵庫県	知事に対し、外郭団体への職員派遣が違法であるとして、平成19年度の派遣職員の人件費相当額（県が派遣職員に直接支給したもの及び外郭団体に対する派遣職員の人件費を含む補助金・委託料）につき、知事個人に対する損害賠償請求及び各外郭団体に対する不当利得返還請求の義務付けを求めるとともに、平成20年度の派遣職員人件費の支出の差止めを求めたもの	20. 9. 16	○							○				○		23. 10. 20大阪高裁 控訴一部却下、一部棄却（確定）	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等			
			監査の結果が場	査察員は不服	委員の執行は不服	議会、その他機関の措置がある場合	長の関与がない場合	監査が法定内	査察員が間	委員の執行は措置	議会、その他機関の措置を講	長の関与を講	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求			請求却下	請求棄却	原告一部勝訴
兵庫県	知事に対し、非常勤の行政委員会の委員の報酬を月額で支給することが違法であるとして、同委員報酬相当額につき、知事個人、教育長個人、警察本部長個人に対し損害賠償を請求すること及び各行政委員会の委員らに対し不当利得返還請求をすることの義務付けを求めるとともに、以後の委員報酬の支出の差止めを求めたもの	21. 6. 23	○								○										※24. 8. 29最高裁上告棄却、上告不受理(確定)
兵庫県	知事に対し、外郭団体への職員派遣が違法であるとして、平成21年度及び平成22年度の派遣職員の人件費相当額(県が派遣職員に直接支給したもの及び外郭団体に対する派遣職員の人件費を含む補助金・委託料)につき、知事個人に対する損害賠償請求及び外郭団体に対する不当利得返還請求の義務付けを求めたもの	22. 10. 19	○											○							24. 4. 26神戸地裁請求棄却 ※24. 12. 6大阪高裁控訴棄却(確定)
兵庫県	知事に対し、財団法人兵庫朝鮮学園に対する補助金支出が違法であるとして、同補助金に係る補助金交付決定の取消しを求めたもの	24. 4. 27	○							○											現在、神戸地裁係属中
計	8件		8件	0件	0件	0件	0件	3件	1件	0件	7件	0件	2件	3件	0件	0件					
奈良県	各委員に月額報酬を支給するとした条例は、近時の勤務実態を前提とする限り、地方自治法第203条の2第2項の趣旨に反するものとして、その効力を有しないから違法であるとして、知事に対し、その支出の差止めを求めたもの	21. 7. 6	○								○										24. 1. 20大阪高裁(確定)
奈良県	平成19年度に会派及び議員に交付した政務調査費は法律上の原因を欠く不当利得であるとして、知事に対し、交付を受けた会派等に返還を請求するよう求めたもの	22. 5. 17	○																		※24. 7. 27大阪高裁棄却(確定)
奈良県	国庫補助事業に係る不適正な経理処理に伴い、ペナルティとして課された加算金は違法な経理処理がなければ本来発生しない費用であり、知事に対して、当該処理を行った職員らに地方自治法第243条の2第1項に基づく損害賠償をするよう求めたもの	23. 9. 1	○																		24. 9. 20奈良地裁原告請求一部認容 現在、大阪高裁係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査委員の執行結果が不服の場合	議会の執行は、その他関係機関の措置が不服の場合	長官の執行は、その他関係機関の措置が不服の場合	監査委員の執行は、その他関係機関の措置が不服の場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	同第5項による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
奈良県	外国出張に係る副知事及び職員並びに議員の旅費等が不正に請求されたので、知事に対して県が受けた損害を当該副知事及び職員並びに議員に請求することを求めたもの	23.11.15	○							○						24.7.19奈良地裁 県勝訴 現在、大阪高裁係属中	
奈良県	業務委託契約に係る違法な支出により県が被った損害を、知事及び関係職員に対し損害賠償を求めるよう知事を訴えたもの	24.5.25	○							○						現在、奈良地裁係属中	
計	5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	4件	0件	1件	0件	0件	0件		
和歌山県	知事ほか6名に対し平成22年度の特急急傾斜地崩壊対策事業及び急傾斜地崩壊対策緊急整備事業に関し、支出した公金1億6975万円の返還を求める請求	22.6.18	○				○				○					※24.4.24大阪高裁 請求棄却（結審）	
和歌山県	知事に対し県議13名に平成18年度に支出した政務調査費3744万円を返還するよう請求することを求める請求	23.8.19	○								○					和歌山地裁で係争中	
計	2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件		
岡山県	知事に対する弁護士費用支出に係る監査委員への損害賠償（1,801,220円）の請求	20.12.4	○								○	○				23.9.1 広島高等岡山支部 控訴棄却	
岡山県	知事に対する違法な政務調査費交付に係る議員への返還（94,166,896円）の請求	23.7.14	○								○					岡山地裁で係争中	
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件		
広島県	知事に対する、業務委託契約に係る違法な公金の支出等について県職員に対して損害賠償を求めることの請求	24.6.6	○								○					現在、広島地裁係属中	
広島県	知事に対し、広島県に損害を加えた当時の教育長らに対する損害賠償請求等を求める請求	21.10.21	○								○	○				23.11.30広島高裁 一部却下、一部棄却	
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件		

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査の結果が不服の場合	委員の執行は不適当な場合	議会、その他関係機関の措置がない場合	長官の執行は必要ない場合	監査員が法定にない場合	委員の執行は必要ない場合	議会、その他関係機関の措置がない場合	長官の執行は必要ない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下		
山口県	知事の行った補助金の交付が無効であることの確認	23. 7. 28	○					○									※24. 9. 5山口地裁請求却下 24. 9. 19確定
山口県	知事に対し山口県議会議員が不当利得した損害金(4,948,742円)の請求を求める	24. 5. 9	○								○						現在、山口地裁係属中
計	2件		2件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
徳島県	知事に対する不法に支出された委員の月額報酬(6,297万円)についての損害賠償請求	21. 1. 8	○					○			○		○				23. 3. 18徳島地裁請求棄却 23. 11. 7高松高裁請求棄却
徳島県	知事に対する月額報酬に改正する議案の提出を怠ったことに対する違法確認請求	21. 4. 28	○							○			○				22. 1. 15徳島地裁請求棄却
徳島県	知事に対する違法に適用した減損会計による株価損失(31億3,109万円)に対する損害賠償請求	22. 4. 1	○								○		○				23. 1. 14徳島地裁請求棄却
徳島県	知事に対する違法に支出した講演冊子の作成代金(30万円)の損害賠償請求	22. 4. 14	○								○		○				23. 9. 30徳島地裁請求棄却
徳島県	知事に対する県職員が違法に使用したタクシーチケット(34万円)の返還等の請求	22. 6. 21	○								○		○				23. 12. 12徳島地裁請求棄却 24. 2. 24高松高裁控訴取下げ
徳島県	知事に対する違法に支出した政務調査費(4億3,256万円)の返還請求	22. 10. 1	○								○						23. 12. 26徳島地裁請求却下 ※24. 7. 12高松高裁請求棄却(確定)
徳島県	知事に対する違法な随意契約等により生じた損害(4,707万円)の賠償命令請求	23. 3. 25	○								○						※24. 6. 22徳島地裁請求却下(確定)
徳島県	知事に対する県有地所有権移転登記の抹消等の請求を怠ったことに対する違法確認請求	24. 3. 8	○							○							現在、徳島地裁係属中
計	8件		8件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	6件	0件	5件	0件	0件	0件	0件	

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査の結果が不服がある場合	委員の執行は不服がある場合	議会、その他機関の執行は不服がある場合	長が他の職員に措置がない場合	監査が法定内ない場合	委員の執行は不服がある場合	議会、その他機関の執行は必要ない場合	長が他の職員に措置がない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下	請求棄却		
高知県	教育長等に対し行政委員に対する月額での報酬の支出を差し止めるとともに、知事に対し既支出の報酬について教育長等に返還請求するよう求めるもの ※当初の訴え：知事に対し、行政委員に対する月額での報酬の支出を差し止めるよう求めるもの	21.4.6	○							○								24.3.27高知地裁 請求棄却 現在、高松高裁係属中
高知県	知事に対し、県が支出していたH20年度の直轄工事負担金の一部(212,654,544円)について国に主位的に返還請求、予備的に賠償請求するよう求めるとともに、H21年度の直轄工事負担金の一部について担当職員に賠償命令するよう求めるもの ※当初の訴え：知事に対し、県が支出したH20年度の直轄工事負担金一部(212,545,148円)について国に返還請求するよう求めるとともに、H21年度の直轄工事負担金の一部について支出差止めを求めるもの	21.12.25	○															現在、高知地裁係属中
高知県	知事に対し、教職員募集要項の再印刷等に係る経費(266,415円)について担当職員に賠償命令するよう求めるもの	23.7.15	○															24.5.25高知地裁 請求一部認容 現在、高松高裁係属中
高知県	知事に対し、USBメモリ等紛失の詫び状送付に係る経費(778,286円)について担当職員に賠償命令するよう求めるもの	23.8.5	○															24.9.18高知地裁 請求棄却 現在、高松高裁係属中
計	8件		7件	0件	0件	1件	2件	0件	2件	8件	1件	2件	0件	0件	0件			
福岡県	知事に対する違法補助金支出に伴う補助金の返還請求	23.5.20	○							○		○						現在、福岡地裁係属中
福岡県	知事に対する違法支出に伴う不当利得の返還請求	23.6.8	○									○						現在、福岡地裁係属中
福岡県	教育委員長に対する教科書選定取得等の取消請求	24.2.16	○							○	○							24.8.6福岡地裁 請求棄却 現在、福岡高裁係属中

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等		
			監査委員の結果が不服がある場合	委員の執行は不服がある場合	議会、その他機関の執行は不服がある場合	長の機関にない場合	監査委員が法定にない場合	委員の執行は必要ない場合	議会、その他機関の執行は必要ない場合	長の機関にない場合	第1項第1号による請求	同第2号による請求	同第3号による請求	同第4号による請求	同第5号による請求			請求却下	請求棄却
計		3件		3件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
佐賀県	知事に対し、電子申請システムの開発・運用に関わった歴代の警察本部長と会計課長に損害賠償（約4億5千万円）を請求することなどを求めるもの	22.8.3	○								○								現在、佐賀地裁係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
長崎県	公金支出差止等請求事件（知事に対する団体への公金の支出に係る差止請求等）	18.8.23	○					○			○		○						20.1.28長崎地裁請求棄却 22.12.6福岡高裁請求棄却（確定）
長崎県	損害賠償請求事件（知事に対する事業への公金の支出に係る損害賠償請求）	21.5.28	○								○		○						22.3.9長崎地裁請求一部却下、一部棄却（確定）
長崎県	採砂許可取消等請求事件（知事に対して業者に対する不当利得返還請求及び採砂許可等取消しを求める訴訟）	23.12.28	○						○		○								現在、長崎地裁係属中
計		3件		3件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	3件	0件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
熊本県	知事に対するダム建設事業に係る公金の返還（246百万円）及び公金の差止め（700百万円）の請求	21.8.13	○					○			○								現在、熊本地裁係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
大分県	政務調査費の詳細が不明であり、政務調査目的で正当に支出されたものと認めることはできないとして、議会各会派に対し平成17年度政務調査費159,273,773円の支払を請求するよう知事に求めるもの	19.7.6	○								○		○						23.3.10県側が控訴 24.1.31福岡高裁控訴棄却（確定）
大分県	佐伯港港湾環境整備事業は、経済的合理性を著しく欠き、また公有水面埋立免許が違法であるとして、知事に対して同事業に関し一切の公金の支出、契約の締結等の差止めを求めるもの	20.4.30	○					○				○							23.8.19控訴 24.3.28福岡高裁訴え却下（確定）

都道府県名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由					請求事項					訴訟の結果				第12項の規定に基づく請求に対する支払い	訴訟の係属状況等
			監査の結果が不服がある場合	委員の執行は不服がある場合	議会、その他職員の措置がない場合	長が他の職員にない場合	監査が法定内に行われない場合	委員の執行は措置がない場合	議会、その他職員の措置がない場合	長が他の職員にない場合	第1項による請求	同第2項による請求	同第3項による請求	同第4項による請求	請求却下	請求棄却		
鹿児島県	元警察署長及び署員への給与満額支払いは違法として、県に対し、両名に一部を返還させるよう求めた訴え	24. 1. 7	○									○						24. 11. 6鹿児島地裁一部却下、一部棄却 24. 11. 19控訴 福岡高裁宮崎支部係属中
計	5件		5件	0件	0件	0件	2件	0件	0件	3件	1件	2件	0件	0件	0件			
沖縄県	沖縄県知事に対する公金支出差し止め請求	23. 7. 22	○															那覇地裁係属中
計	1件		1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件			
合計	190件		187件	0件	2件	1件	45件	10件	19件	147件	17件	62件	6件	1件	0件			

② 市町村分
ア 住民監査請求の件数（総括表）

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
北海道	H21.4.1～H22.3.31	21		10		6	4	8	3	
	H22.4.1～H23.3.31	27		13	2	3	8	14		
	H23.4.1～H24.3.31	24		15	3	1	11	8	1	
	計	72	0	38	5	10	23	30	4	0
青森県	H21.4.1～H22.3.31	2						2		
	H22.4.1～H23.3.31	2		1			1	1		
	H23.4.1～H24.3.31	4		2	2			2		
	計	8	0	3	2	0	1	5	0	0
岩手県	H21.4.1～H22.3.31	2		1			1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31	3		3		2	1			
	計	6	0	4	0	2	2	2	0	0
宮城県	H21.4.1～H22.3.31	10						9	1	
	H22.4.1～H23.3.31	7		1		1		5	1	
	H23.4.1～H24.3.31	3	1					2		
	計	20	1	1	0	1	0	16	2	0
秋田県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31	5		1			1	4		
	H23.4.1～H24.3.31	1						1		
	計	6	0	1	0	0	1	5	0	0
山形県	H21.4.1～H22.3.31	1						1		
	H22.4.1～H23.3.31	2		1			1	1		
	H23.4.1～H24.3.31									
	計	3	0	1	0	0	1	2	0	0
福島県	H21.4.1～H22.3.31	12		7	1		6	5		
	H22.4.1～H23.3.31	6		2		2		4		
	H23.4.1～H24.3.31	4		2			2	2		
	計	22	0	11	1	2	8	11	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数						うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
茨城県	H21.4.1～H22.3.31	10	1	5	1	1	3	4		
	H22.4.1～H23.3.31	19	1	9	1		8	8	1	
	H23.4.1～H24.3.31	14		5	3		2	8	1	
	計	43	2	19	5	1	13	20	2	0
栃木県	H21.4.1～H22.3.31	8		2		1	1	6		
	H22.4.1～H23.3.31	9		4		3	1	4	1	
	H23.4.1～H24.3.31	10		2		2		8		
	計	27	0	8	0	6	2	18	1	0
群馬県	H21.4.1～H22.3.31	5		3		2	1	2		
	H22.4.1～H23.3.31	11		7	1		6	4		
	H23.4.1～H24.3.31	3		3		2	1			
	計	19	0	13	1	4	8	6	0	0
埼玉県	H21.4.1～H22.3.31	17	3	4		1	3	9	1	
	H22.4.1～H23.3.31	25	1	6	1	3	2	17	1	
	H23.4.1～H24.3.31	22	1	12	3	1	8	9		
	計	64	5	22	4	5	13	35	2	0
千葉県	H21.4.1～H22.3.31	41	1	9	2	5	2	23	6	2
	H22.4.1～H23.3.31	37	1	13	4	6	3	21	0	2
	H23.4.1～H24.3.31	31	1	11	3	3	5	16	1	2
	計	109	3	33	9	14	10	60	7	6
東京都	H21.4.1～H22.3.31	51	2	21	4	6	11	26	1	1
	H22.4.1～H23.3.31	38	1	14	6	5	3	21	2	
	H23.4.1～H24.3.31	35		16	3	10	3	19		
	計	124	3	51	13	21	17	66	3	1
神奈川県	H21.4.1～H22.3.31	35		14	2	1	11	15	3	3
	H22.4.1～H23.3.31	43	2	22	1	11	10	19		
	H23.4.1～H24.3.31	30		20	2	8	10	9	1	
	計	108	2	56	5	20	31	43	4	3

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数	うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるもの			うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
					うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の				
新潟県	H21.4.1～H22.3.31	5		4	1	2	1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	2		1			1	1		
	H23.4.1～H24.3.31	4		1		1		3		
	計	11	0	6	1	3	2	5	0	0
富山県	H21.4.1～H22.3.31									
	H22.4.1～H23.3.31	22		9		9		12	1	
	H23.4.1～H24.3.31	4		3			3	1		
	計	26	0	12	0	9	3	13	1	0
石川県	H21.4.1～H22.3.31	4		3	1	1	1		1	
	H22.4.1～H23.3.31	4		1		1		3		
	H23.4.1～H24.3.31	2		2		2				
	計	10	0	6	1	4	1	3	1	0
福井県	H21.4.1～H22.3.31	2		1			1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	4		2			2	1	1	
	H23.4.1～H24.3.31	4		1			1	2	1	
	計	10	0	4	0	0	4	4	2	0
山梨県	H21.4.1～H22.3.31	3		1			1	2		
	H22.4.1～H23.3.31	10		8			8	2		
	H23.4.1～H24.3.31	4		3			3	1		
	計	17	0	12	0	0	12	5	0	0
長野県	H21.4.1～H22.3.31	28		17		6	11	10	1	
	H22.4.1～H23.3.31	70		42		17	25	24	3	1
	H23.4.1～H24.3.31	32		16		6	10	15	1	
	計	130	0	75	0	29	46	49	5	1
岐阜県	H21.4.1～H22.3.31	10		3	1		2	7		
	H22.4.1～H23.3.31	17	1	3			3	12	1	
	H23.4.1～H24.3.31	9	1	2	1		1	6		
	計	36	2	8	2	0	6	25	1	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数						うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
静岡県	H21.4.1～H22.3.31	11	1	3	1	1	1	4	3	
	H22.4.1～H23.3.31	4		4		3	1			
	H23.4.1～H24.3.31	3	1	1		1		1		
	計	18	2	8	1	5	2	5	3	0
愛知県	H21.4.1～H22.3.31	22	1	5		1	4	16		
	H22.4.1～H23.3.31	18		6	1	1	4	11	1	
	H23.4.1～H24.3.31	25	2	9	4	1	4	13	1	
	計	65	3	20	5	3	12	40	2	0
三重県	H21.4.1～H22.3.31	24		8	2	1	5	15		1
	H22.4.1～H23.3.31	20		7		1	6	10	3	
	H23.4.1～H24.3.31	18		8	1		7	10		
	計	62	0	23	3	2	18	35	3	1
滋賀県	H21.4.1～H22.3.31	8		3		2	1	5		
	H22.4.1～H23.3.31	8		2		1	1	5	1	
	H23.4.1～H24.3.31	11		3	1		2	7	1	
	計	27	0	8	1	3	4	17	2	0
京都府	H21.4.1～H22.3.31	28		12	6		6	13	3	
	H22.4.1～H23.3.31	19		8	2	3	3	7	4	
	H23.4.1～H24.3.31	16		12	1	3	8	4		
	計	63	0	32	9	6	17	24	7	0
大阪府	H21.4.1～H22.3.31	57	1	20	2	5	13	35	1	
	H22.4.1～H23.3.31	60	1	36		8	28	20	2	1
	H23.4.1～H24.3.31	41	1	14	3	5	6	26		
	計	158	3	70	5	18	47	81	3	1
兵庫県	H21.4.1～H22.3.31	53		31	6	8	17	18	4	
	H22.4.1～H23.3.31	60	1	31	3	5	23	20	3	5
	H23.4.1～H24.3.31	34		14	2	1	11	20		
	計	147	1	76	11	14	51	58	7	5

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数						うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
奈良県	H21.4.1～H22.3.31	21		5	2	1	2	12	3	1
	H22.4.1～H23.3.31	16		6	1	3	2	7	2	1
	H23.4.1～H24.3.31	32	1	11	4	3	4	13	5	2
	計	69	1	22	7	7	8	32	10	4
和歌山県	H21.4.1～H22.3.31	4						3	1	
	H22.4.1～H23.3.31	3		1			1	2		
	H23.4.1～H24.3.31	3	1	1			1		1	
	計	10	1	2	0	0	2	5	2	0
鳥取県	H21.4.1～H22.3.31	1		1			1			
	H22.4.1～H23.3.31	1						1		
	H23.4.1～H24.3.31	4						4		
	計	6	0	1	0	0	1	5	0	0
島根県	H21.4.1～H22.3.31	1						1		
	H22.4.1～H23.3.31	2						1	1	
	H23.4.1～H24.3.31	2						2		
	計	5	0	0	0	0	0	4	1	0
岡山県	H21.4.1～H22.3.31	10		3	3			5	2	
	H22.4.1～H23.3.31	15	1	6	3		3	7	1	
	H23.4.1～H24.3.31	12		5	1	4		6	1	
	計	37	1	14	7	4	3	18	4	0
広島県	H21.4.1～H22.3.31	15		4	2	1	1	10	1	
	H22.4.1～H23.3.31	16	1	5	2		3	9	1	
	H23.4.1～H24.3.31	13	3	5	1		4	5		
	計	44	4	14	5	1	8	24	2	0
山口県	H21.4.1～H22.3.31	2						2		
	H22.4.1～H23.3.31	5		3			3	2		
	H23.4.1～H24.3.31	4	1	1	1			2		
	計	11	1	4	1	0	3	6	0	0

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数						うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
徳島県	H21.4.1～H22.3.31	10		4	1	3		3	2	1
	H22.4.1～H23.3.31	11	1	4	1	2	1	6		
	H23.4.1～H24.3.31	15	1	6	1	4	1	6	1	1
	計	36	2	14	3	9	2	15	3	2
香川県	H21.4.1～H22.3.31	20	1	9	1	6	2	10		
	H22.4.1～H23.3.31	29		17		15	2	10	2	
	H23.4.1～H24.3.31	23	1	8		6	2	14		
	計	72	2	34	1	27	6	34	2	0
愛媛県	H21.4.1～H22.3.31	3						3		
	H22.4.1～H23.3.31	4						3	1	
	H23.4.1～H24.3.31	4		2			2	2		
	計	11	0	2	0	0	2	8	1	0
高知県	H21.4.1～H22.3.31	3		1	1			1	1	
	H22.4.1～H23.3.31	10		6		1	5	4		
	H23.4.1～H24.3.31	8		4	1	1	2	4		
	計	21	0	11	2	2	7	9	1	0
福岡県	H21.4.1～H22.3.31	24		6	2	2	2	17		1
	H22.4.1～H23.3.31	11		5	1		4	4	2	
	H23.4.1～H24.3.31	20	2	5		2	3	10	1	2
	計	55	2	16	3	4	9	31	3	3
佐賀県	H21.4.1～H22.3.31	7		2			2	5		
	H22.4.1～H23.3.31	4		1		1		3		
	H23.4.1～H24.3.31	5		3			3	2		
	計	16	0	6	0	1	5	10	0	0
長崎県	H21.4.1～H22.3.31	6		4	3		1	2		
	H22.4.1～H23.3.31	7		1		1		4	1	1
	H23.4.1～H24.3.31	8		4	1	1	2	4		
	計	21	0	9	4	2	3	10	1	1

都道府県名	期 間	住民監査請求の 件数						うち棄却の 件数	うち勧告を 行った件数	うち合議不調 により監査結 果を出さな かった件数
			うち取下げの あった件数	うち却下の 件数	うち期間途 過によるも の	うち財務会 計上の行為 でないとし たもの	うちその他 の理由のも の			
熊本県	H21.4.1～H22.3.31	11	2	3	1	1	1	5	1	
	H22.4.1～H23.3.31	10		3		1	2	5	2	
	H23.4.1～H24.3.31	16		6	1	3	2	8	2	
	計	37	2	12	2	5	5	18	5	0
大分県	H21.4.1～H22.3.31	3		2		1	1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	4		2	1		1	2		
	H23.4.1～H24.3.31	3		1		1		2		
	計	10	0	5	1	2	2	5	0	0
宮崎県	H21.4.1～H22.3.31	5		3		3		1	1	
	H22.4.1～H23.3.31	2		2	1		1			
	H23.4.1～H24.3.31	4		3	2	1		1		
	計	11	0	8	3	4	1	2	1	0
鹿児島県	H21.4.1～H22.3.31	2		1			1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	7		4		3	1	3		
	H23.4.1～H24.3.31	5	1	1		1		3		
	計	14	1	6	0	4	2	7	0	0
沖縄県	H21.4.1～H22.3.31	4		3	1	1	1	1		
	H22.4.1～H23.3.31	4		1		1		3		
	H23.4.1～H24.3.31	9		3		1	2	6		
	計	17	0	7	1	3	3	10	0	0
合計	H21.4.1～H22.3.31	622	13	238	47	69	122	321	40	10
	H22.4.1～H23.3.31	711	12	321	32	111	178	328	39	11
	H23.4.1～H24.3.31	581	19	249	45	77	127	287	19	7
	計	1,914	44	809	124	257	428	936	98	28

イ 請求事項等内訳表

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	札幌市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（議員会派控室の受付職員への給料等を、法的根拠もないのに、議員控室配置職員雇用交付金として支出しているのは違法または不当である。） ③ 損害額の補てん	21. 4. 30	1	1日（口頭）	① 21. 6. 19 ② 一部棄却（一部却下） 請求日において1年を経過した部分 ③ は正当な理由なく不適法それ以外の部分は違法・不当性なし	無
北海道	札幌市	① 市長 不当な公金の支出（新ごみ出しルール宣伝広告について、税金を必要とする重要なことではなく、また確認した15名について誰も広告を見ていないなど、新聞4社への広告掲載費用が税金の無駄遣いである。） ② ③ 損害額の補てん、違法な指導等を取消し適正な制度運用を行う	(21. 7. 3)	1		① 21. 7. 16 ② 不受理却下 ③ 請求の特定を欠く、違法・不当性の摘示を欠く	無
北海道	札幌市	① 不明 ② 道路構築物改修等について、道路の表層にクラックが入っている理由、補強土壁全体が傾いた理由など、市が管理する道路の状況について疑問を呈し、その原因と今後の対策を示すよう求めた事例 ③ 原因と今後の対策を示すこと	(21. 7. 17)	1		① 21. 8. 14 ② 不受理却下 ③ 請求の特定を欠く、違法・不当性の摘示を欠く	無
北海道	札幌市	① 市長 違法不当な公金の支出（札幌ドームの指定管理者たるA社に対して支出している指定管理費用のうち事業所税相当分について、同社が納めるべきものを事実上札幌市が負担しているのは違法または不当である。） ② ③ 事業所税に相当する金額の返還の請求	21. 12. 18	1	1日（口頭）	① 22. 2. 9 ② 認容 事業所税補てん部分は違法。 ③ 札幌市の損害額について、未払い分は支出の差止めを、残りは同社に対して返還を勧告。	無
北海道	札幌市	① 市長 違法不当な公金の支出（軌道事業会計への補助金の支出等について、軌道事業会計は約5億円の貯金を持ち、公営企業として独立採算で行うべき事業であるのに、市の一般会計から補助金が支出されているのは違法又は不当である。） ② ③ 損害額の補てん	22. 8. 9	1	1日（口頭）	① 22. 9. 29 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	無
北海道	札幌市	① 交通事業管理者 ② 違法不当な公金の支出（軌道事業会計への補助金の支出等について、交通局が受け取った補助金が、本来の補助目的に反するような用途に利用されているのは違法又は不当である） ③ 損害額の補てん	22. 8. 9	1	1日（口頭）	① 22. 9. 29 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	札幌市	① 副市長 不当な公金の支出（副市長が使用したタクシーチケットのうち、用務欄に「会合」とだけ書かれていた8件について、私的用途なのか公務なのかを調査し、私的用途に使われているものがあれば、副市長はタクシー代金を札幌市に返還するよう求めた事例） ② タクシー代金の返還	23.3.1	1	1日（口頭）	① 23.4.15 ② 一部棄却（一部却下） ③ 会合内容を非公開とした1件分は棄却。他7件は違法・不当性の摘示を欠く	無
北海道	札幌市	① 市長 違法不当な公金の支出（北海道朝鮮初中高級学校に対する補助金支出について、北海道朝鮮初中高級学校は朝鮮総連の不当な支配下にあつて、政治活動を行ったり教育内容に問題があるため、同校に対してH22年度補助金180万円を交付したことは、憲法・教育基本法に違反する違法又は不当な支出である。） ③ 補助金の返還及び今後の補助金支出の中止	23.3.23	1	1日（口頭）	① 23.5.17 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	有
北海道	札幌市	① 市長 違法不当な公金の支出（北海道朝鮮初中高級学校に対する補助金支出について、北海道朝鮮初中高級学校は、その教育内容に反日本的価値観を醸成する内容が極めて多く含まれており、このような学校に対して、H22年度補助金180万円を交付したことは、憲法に違反する違法又は不当な支出である。） ③ 補助金の返還及び今後の補助金支出の中止	23.6.23	6	1日（口頭）	① 23.8.9 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	無
北海道	札幌市	① 市長 違法不当な公金の支出（H22年度における札幌市議会の各会派による政務調査費支出について、そのうち業務委託費・事務所費・人件費の一部として支出されたものは違法または不当な公金の支出である。） ② 損害額の補てん	23.11.18	1	1日（口頭）	① 24.1.13 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	有
北海道	札幌市	① 建設局理事 違法不当な公金の支出（厚別区での下水道新設工事における調査と工事内容について、札幌市が行った本件工事は、不当違法な工事であり、工事代金や調査費の支払いによって札幌市の損害が生じている。） ② 代金相当額の返還	24.1.10	1	1日（口頭）	① 24.3.6 ② 一部棄却（一部却下） ③ 監査対象事項は違法・不当性なく棄却、その他については却下	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	札幌市	① 市長 違法不当な公金の支出（派遣職員が加入する年金制度について、株式会社札幌ドームへ派遣されている札幌市職員2名が、派遣期間中も札幌市職員共済組合の共済年金に加入し続けているのは不当違法である。） ② ③ 共済年金の事務を所管している札幌市職員共済組合の職員の手間代、紙代、振込手数料等の返還	(24.3.30)	1		① 24.4.18 ② 不受理却下 ③ 請求の特定を欠く。	無
北海道	函館市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長ほか関係職員に対する損害賠償請求，民間事業者に対する不当利得の返還請求	21.5.28	9	21.6.18(13:15～13:52) 陳述の聴取	① 21.7.27 ② 認容 ③ 適切な措置を講ずるよう市長に勧告	無
北海道	函館市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 行政委員の月額報酬に係る支給方法の改善請求	21.6.30	8	21.7.28(13:30～14:10) 陳述の聴取	① 21.8.26 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない	無
北海道	函館市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長ほか担当職員に対する損害賠償請求，民間会社等に対する不当利得の返還請求	21.8.4	9	21.9.8(13:30～14:20) 陳述の聴取	① 21.10.2 ② 棄却 ③ 請求人の請求には理由がない	有
北海道	函館市	① 市長 ② 違法・不当に財産の管理を怠る事実 ③ 市長ほか関係職員および民間事業者に対する損害賠償請求	23.2.17	8		① 23.3.2 ② 却下 ③ 請求人の請求には理由がない	無
北海道	函館市	① 市長 ② 違法・不当に財産の管理を怠る事実 ③ 市長ほか関係職員および民間事業者に対する損害賠償請求	23.3.31	7		① 23.4.7 ② 却下 ③ 前回請求と同一の請求とみなす	無
北海道	函館市	① 市長 ② 違法・不当に財産の管理を怠る事実 ③ 関係職員に対する懲戒処分，前市長等に対する損害賠償請求	23.12.6	6		① 23.12.22 ② 却下 ③ 前回請求と同一の請求とみなす	無
北海道	小樽市	① 市長 ② 新病院建設に係る実施設計契約（建設費の財源確保が不確実な中での不要不急な財務会計行為） ③ 市長及び港湾部長に対する損害賠償請求など	23.3.25	1	23.3.30公開	① 23.4.8 ② 却下 ③ 要件不備	無
北海道	旭川市	① 市長及び市職員 ② 市議会会派に対する補助金（政務調査費）の支出 ③ 監査	22.3.25	1	請求人より必要としない旨の申し出があり，実施せず	① 22.5.11 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	旭川市	① 市長及び市職員 ② 市議会会派に対する補助金（政務調査費）の支出 ③ 監査	22.4.7	1	請求人より必要としない旨の申し出があり、実施せず	① 22.5.26 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
北海道	旭川市	① 市長及び市職員 ② 市議会会派に対する補助金（政務調査費）の支出 ③ 監査	22.4.19	1	請求人より必要としない旨の申し出があり、実施せず	① 22.5.31 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
北海道	旭川市	① 市長及び市職員 ② 市議会会派に対する補助金（政務調査費）の支出 ③ 監査	22.5.10	1	請求人より必要としない旨の申し出があり、実施せず	① 22.6.18 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない（請求の一部について、政務調査費の支出対象から除外されたことにより請求人の主張に理由がなくなった）	無
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実など3項目（市条例による船だまりの使用について、特定のポートが認められないのは不当である。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	21.7.9	1		① 21.7.14 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為ではない。	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 違法な公金の支出など3項目（3セクへの土地の無償貸付け等は違法である。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	21.9.9	1		① 21.10.29 ② 棄却 ③ 一事不再理の原則	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 違法若しくは不当に徴収を怠る事実など6項目（3セクが収納した港湾施設使用料を、市に納付しないのは違法不当である。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	21.11.2	1		① 21.11.26 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実など8項目（船だまり内の仮置場使用について、3セクには許可し、市民には許可しないのは違法である。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	22.11.2	1		① 22.12.27 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為ではない。	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 違法な契約の締結（H4年に締結した3セクの債務に係る損失補償契約は違法である。） ③ 市長に対する契約に基づく損失補償の差止め	23.1.20	1		① 23.2.17 ② 棄却 ③ 期間途過	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	室蘭市	① 市長 ② 財産の取得の差止め（3セクの建物及び土地に係る市の購入予定価格は不当に高額である。） ③ 市長に対する財産の取得の差止め	23.3.14	1		① 23.3.28 ② 棄却 ③	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当な公金の支出など3項目（H17海上係留施設使用に係る書類の不備及び還付処理の遅延があったことから、偽造、詐欺の恐れがある。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	23.12.28	1		① 24.2.10 ② 棄却 ③ 期間経過	無
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当な公金の支出など3項目（3セク指定管理者委託料は不当に水増し請求されている。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	24.1.23	1		① 24.2.10 ② 棄却 ③ 事実を証する書面の添付がない。	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実など7項目（船だまり内の仮置場使用について、3セクには許可し市民には許可しないのは違法である。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	24.2.23	1		① 24.4.16 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当な公金の支出など3項目（3セク指定管理者委託料は不当に水増し請求されている。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	24.2.28	1		① 24.4.16 ② 棄却 ③ 事実を証する書面の添付がない。	有
北海道	室蘭市	① 市長 ② 不当な公金の支出（違法な目的による港湾施設建設費の支出は不当である。） ③ 市長に対する損害賠償請求など	24.3.1	1		① 24.4.16 ② 棄却 ③ 期間経過	有
北海道	釧路市	① 市長 ② ①H22.8とH23.8に「介護保険料」として年金から引き去りした行為は、各年6月の年金から引去で既に完納しており、違法。 ③ ②①の「誤徴収」による返済業務により多大な費用を支出した。 ①市長は違法行為を是正すること。 ③ ②①市長は「誤徴収」による返済業務に係る不当な公金支出を返還すること。	23.12.7	1	1日 口頭	① 24.1.25 ② 一部棄却（一部却下） ③ H22.8 請求分は、当該徴収及び還付通知が行われてから1年が経過しているため地方自治法第242条第2項の規定により却下。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	釧路市	① 市長 ①H22.8とH23.8に「介護保険料」として年金から引き去りした行為は、各年6月の年金から引去で既に完納しており、違法。 ②①の「誤徴収」による返済業務により多大な費用を支出した。 ③ ①市長は違法行為を是正すること。 ②①市長は「誤徴収」による返済業務に係る不当な公金支出を返還すること。	23.12.7	1	1日 口頭	① 24.1.25 ② 一部棄却（一部却下） H23.8請求分は、介護保険法第140条 ③ 第2項による仮徴収であって適法な措置と認められるので棄却。	無
北海道	釧路市	① 市長 ①H22.8とH23.8に「介護保険料」として年金から引き去りした行為は、各年6月の年金から引去で既に完納しており、違法。 ②①の「誤徴収」による返済業務により多大な費用を支出した。 ③ ①市長は違法行為を是正すること。 ②①市長は「誤徴収」による返済業務に係る不当な公金支出を返還すること。	23.12.7	1	1日 口頭	① 24.1.25 ② 一部棄却（一部却下） その還付業務に係る公金の支出についても、同法第139条第2項による還付業務であって適法な措置と認められるので棄却。 ③	無
北海道	北見市	① 市長 ② 兼職の副市長に給与等を支給することは違法な公金の支出である ③ 自治区长職相当分の給与支出への是正と副市長が得た不当利得の返還請求	21.12.22	1	陳述機会の付与 1日 非公開	① 22.2.3 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
北海道	紋別市	① 市長 ② 市立老人ホーム民間移管受託事業候補者に対する決定通知について ③ 受託事業候補者に対する「受託者決定に至らない」とした通知内容は、札幌高裁判決により取り消すことになったので、市はその旨を通知すべき。	21.12.11	1	21.12.16～21.12.30 書面	① 22.1.29 ② 却下 法242条第1項の規定により、法定要件に不適合である（財務会計上の違法又は不当な行為及びその理由がない）。 ③	無
北海道	紋別市	① 市長 ② 市立老人ホーム民間移管受託事業者である社会福祉法人慈愛会と市の間に締結した、移管に関する協定書の取扱いについて ③ 市は、H21.12.11に締結した社会福祉法人慈愛会との譲渡契約や協定書の締結を、最高裁の結果が出るまで凍結すべき。	21.12.11	1	21.12.16～21.12.30 書面	① 22.1.29 ② 棄却 安養園の移管等に関し必要な事項について交した協定書の締結には、違法又は不当な行為は認められない。 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	紋別市	① 議長 ② 市議会において、市立老人ホームの移管に関する協定書締結に向けた強引な誘導があったことについて 紋別市議会議長は、市議会運営委員会と市議会議案を強引に上程し、札幌高裁の判決を無視して社会福祉法人慈愛会と市立老人ホームの協定書締結を進めるよう後押しした。	21.12.11	1	21.12.16～21.12.30 書面	① 22.1.29 ② 却下 法242条第1項の規定により、法定要件に不適格である（請求対象者とならない）。	無
北海道	紋別市	① 前副市長 ② 市立老人ホーム民間移管受託事業候補者選定に係る審査内容と、その結果に対する異議申立ての決定書について ③ 前副市長は、民間移管受託事業候補者選定委員会で福正会を何点と評価したか。審査結果に係る異議申し立てに対し、どんな手法で誰と議論して決定書を作成したのか。	21.12.11	1	21.12.16～21.12.30 書面	① 22.1.29 ② 却下 法242条第1項の規定により、法定要件に不適格である（財務会計上の違法又は不当な行為及びその理由がない）。	無
北海道	紋別市	① 市長 ② 「市立老人ホーム民間移管に係る受託事業候補者募集要綱」における応募資格要件について ③ 要綱では、応募資格者から役員理事及び監事に本市の元特別職を排除しているが、名誉毀損にならないのか。	21.12.11	1	21.12.16～21.12.30 書面	① 22.1.29 ② 却下 法242条第1項の規定により、法定要件に不適格である（財務会計上の違法又は不当な行為及びその理由がない）。	無
北海道	滝川市	① 市長等 ② ㈱滝川農業開発公社の経営責任について ③ 市が支出した損失補償の一部を損害賠償請求	23.2.2	7		① 23.2.21 ② 却下 ③ 住民監査請求対象外	無
北海道	石狩市	① 市長 ② 指定管理者の協定に違反する事業報告の認定による経費の支出 ③ 管理経費の補てん及び翌年度の是正措置請求	21.5.20	1		① 21.7.17 ② 棄却 市の指示により適正な修正報告書が提出されており、不当な支出は認められない。次年度分も不当な支出が予見される状況にない。	無
北海道	森町	① 町長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為 ③ 公金の違法不当な支出に対し、適正な是正措置を講ずる請求	22.10.26	2		① 22.12.17 ② 棄却 ③ 違法又は不当なものとは認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	今金町	① 町長 ② 財産の管理 ③ 財産管理の是正措置、相手方に対する損害賠償請求	22.4.26	1	22.5.19 証拠の提出及び陳述	① 22.6.15 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
北海道	今金町	① 町長 ② 財産の管理 ③ 行政財産使用許可処分の取り消し	22.9.8	1	22.9.16 証拠の提出及び陳述	① 22.10.25 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
北海道	京極町	① 町長 ② 高額医療費未収金及び下水道料金賦課漏れの損害 ③ 必要な措置を求める	21.6.10	1		① 21.7.31 ② 棄却 ③ 地方自治法242条の要件を満たさず	無
北海道	長沼町	① 町長 ② 旅費支給の合法性についての照会 ③ 航空機の使用による旅費の精算について	22.6.21	1	1日(口頭)	① 22.8.20 ② 棄却 ③ 当該主張に理由がないと判断	無
北海道	長沼町	① 町長 ② 旅費支給の合法性についての照会 ③ 航空機の使用による旅費の精算について	22.9.8	1		① 22.9.17 ② 却下 ③ 住民監査請求対象外	無
北海道	長沼町	① 町長 ② 行政区長への報酬・費用弁償支出について ③ 報酬・費用弁償の支出について	24.2.27	1		① 24.3.6 ② 却下 ③ 住民監査請求対象外	無
北海道	羽幌町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 行為の取り消し、公金の返還	22.9.17	1		① 22.11.4 ② 却下 ③ 町の被る損害の発生が無く、財産管理上の瑕疵も存在しないため	無
北海道	羽幌町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 行為の取り消し、公金の返還	22.9.28	1		① 22.11.2 ② 却下 ③ 請求の行為について、不当とする理由が見当たらないため	無
北海道	湧別町	① 町長 ② 家屋課税台帳と現況との不一致 ③ 賦課若しくは徴収に不当な怠る事実の損害を防止すること	23.3.25	1	期間：1日 方法：口頭	① 23.5.19 ② 却下 ③ 住民監査請求としては不適合	無
北海道	湧別町	① 町長 ② 焼却目的で焼却炉を設置していた行為がごみ処理手数料の徴収もれにあたる ③ 是正措置及び過料措置、告訴措置を求める	23.4.7	1	期間：1日 方法：口頭	① 23.5.19 ② 却下 ③ 住民監査請求としては不適合	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	湧別町	① 町長 ② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実がある ③ 監査契約に基づく監査及び告訴措置を求める	23.4.11	1	期間：1日 方法：口頭	① 23.6.1 ② 一部認容（一部却下） 却下：評価漏れの建物が断定できない ③ 認容：明確な課税基準を設定するよう勧告	有
北海道	湧別町	① 町長 ② 固定資産税を賦課徴収を怠る事実がある ③ 賦課徴収を求める	23.6.23	1	期間：1日 方法：口頭	① 23.8.1 ② 却下 ③ 住民監査請求としては不適合	無
北海道	湧別町	① 町長 ② 児童センター業務委託が違法 ③ 契約破棄措置及び予算執行停止措置、身分保障措置、賠償措置	23.7.12	1	期間：1日 方法：口頭	① 23.9.5 ② 却下 ③ 住民監査請求としては不適合	有
北海道	湧別町	① 町長 ② 子育て支援センター業務委託が違法である ③ 契約破棄措置及び身分保障措置、金員の返還措置	23.7.12	1	期間：1日 方法：口頭	① 23.9.5 ② 却下 ③ 住民監査請求としては不適合	無
北海道	湧別町	① 町長 ② 子育て支援センター業務委託が違法である ③ 契約破棄措置及び身分保障措置、金員の返還措置	23.9.30	1	期間：1日 方法：口頭	① 23.11.25 ② 却下 ③ 住民監査請求としては不適合	無
北海道	湧別町	① 町長 ② 保育所業務委託が違法である ③ 契約の差止め措置、身分回復措置、予算執行の差止め措置、金員返還措置等	24.1.23	1	期間：1日 方法：口頭	① 24.3.15 ② 却下 ③ 住民監査請求としては不適合	無
北海道	滝上町	① 監査委員 ② 公金詐欺事件に係る中間報告での内容について 中間報告で疑いのあった額に対し、詳細に監査・確認し公表すべき。また、他にみられる不備なものについても同様に詳細に監査・確認し公表すべき ③	22.3.18	3		① 22.5.6 ② 認容 ③ 請求内容について精査し、法的根拠も含めて進める。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	壮瞥町	① 町職員 (1) 町有地の工事（道路補修）について、広く公の利益になる工事として行われたが、道路の先は私有地であり、特定の個人しか使用していない。また、当該工事は、町有地の境界からさらに奥の私有地も補修していたので公金を使う工事としてこの部分には不要である。 (2) 当該工事により、法面から水が湧き出たため、湧き水の対応を求めたところ、水の処理を行うとの対応であった。その湧き水を処理するために更に公金するのであれば、公金の無駄遣いである。 ③ 1) 関係者は責任を取り、私費をもって弁償し、補修工事のうち道路補修工分の工事費を町に返還すること。 2) 湧き水の処理については、私費をもって対応すること。 3) 町民と議会に対し文書をもって謝罪すること。	22.9.8	2	陳述を与えた期間：1日 方法：役場庁舎一室で、監査委員を前に陳述。	① 22.10.28 ② 棄却（一部却下） ③ 1) について、目的、契約方法、工事受渡、支出等財務会計上の行為には違法性、不当性は認められないので棄却。 2) 3) について、住民監査請求の適格性を欠いているため却下。	無
北海道	壮瞥町	① 町職員 町有地の工事（土工）について、工事完成に伴い、工事完成通知書の提出及び工事完了検査が実施されたが、完成後、工事を行った部分が、盛り上がり土の山が出現した。 ③ 1) 関係者を懲戒処分にすること。 2) 速やかに埋め戻し工事を行うこと。 3) 町民と議会に対し文書をもって謝罪すること。	22.9.8	2	陳述を与えた期間：1日 方法：役場庁舎一室で、監査委員を前に陳述。	① 22.10.28 ② 棄却（一部却下） ③ 当該について、工事完成通知書、工事完成検査調書及び支出等財務会計上の行為には違法性、不当性は認められないので棄却。 1) 2) 3) について、住民監査請求の適格性を欠いているため却下。	無
北海道	安平町	① 町長 ② 違法な契約の締結（町有財産の無償貸付は条例に違反する。） ③ 有償貸付への契約変更	23.4.18	1	23.5.9に庁舎内会議室において請求人へ陳述の機会を与えた	① 23.6.3 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性無し	無
北海道	日高町	① 町長 ② 町と個人との不必要な土地賃貸借契約 ③ 契約内容の変更	23.7.19	2		① 23.9.9 ② 棄却 ③ 現契約に違法性、不当性はない	無
北海道	浦河町	① 町長 ② 温泉掘削費用 ③ 偽装温泉に要した費用の返納・補填負担	23.5.24	1	郵送による請求であり、陳述は求めている	① 23.6.7 ② 却下 ③ 当該行為の日から1年を経過	無
北海道	新ひだか町	① 町長 ② 民事裁判を受ける必要はない。 【話合してほしい】 ③ 裁判費用は執行すべきではない。	21.12.28	1		① 22.1.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない（事実証明書等の不備）	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
北海道	新得町	① 町長 ② 違法な土地の売買契約（町の損害及び公平性の損失） ③ 土地売買契約の取り消し	23.2.14	1		① 23.3.3 ② 却下 ③ 時効及び住民実態証明不可	有
北海道	広尾町	① 町長・教育長 ② 課税評価額の誤り ③ 返還	22.4.1	1	22.4.13 口頭陳述	① 22.4.30 ② 却下 ③ 正当な理由に該当しない。	無
北海道	池田町	① 町長 ② 町職員による公金の支出 ③ 補助事業にかかる不当な公金の支出	23.2.21	1	23.3.10文書通知	① 23.3.31 ② 棄却 ③ 不当な支出の事実が確認できなかった。	無
計		72件					有 15件 無 57件
青森県	青森市	① 市長 ② 青森市職員互助会への助成金の支出 ③ 青森市が助成金を交付している青森市職員互助会において、職員の福利厚生事業として市職員とその被扶養者家族の私的旅行に支払っている助成金は不当な支出であり青森市が被った損害の返還を求めるもの	22.1.7	1		① 22.3.8 ② 棄却（一部却下） ③ 互助会に対する共済費の支出は不当とは認められず、市の損害についても発生しているとは認められない	無
青森県	青森市	① 市長 ② 青森市職員互助会への助成金の支出（再請求） ③ H20年度1年分を監査したものではない（同年度第4四半期分にあたるH21年1月分から3月分までを監査）ことから、改めてH20年度分全般に亘り、再監査を求めるもの	22.4.5	1		① 22.4.30 ② 却下 同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と ③ 同一の行為又は怠る事実について重ねて監査請求を重ねて行うことはできない	無
青森県	青森市	① 市長 ② 条例に基づかない青森市自治基本条例検討委員会の設置及び委員報酬の支出 ③ 違法に設置された青森市自治基本条例検討委員会の即時解散と委員報酬の返還を求めるもの	23.12.20	1		① 24.2.1 ② 棄却 当該委員会の解散は住民監査請求の対象とはならない。また、報酬の支給により市に損害を与えていない	無
青森県	青森市	① 市長 ② 青森市油川市民センター館長に対する賃金の支出 ③ 指定管理者である青森市油川市民センター管理運営協議会において就業規則で館長の賃金額を規定していなかった期間の賃金相当額の返納を求めるもの。支出相当額の返還を補填するための必要な措置及び条例改正等の措置を請求。	24.2.16	1		① 24.3.27 ② 棄却 ③ 賃金の金額は不当なものではなく、館長に係る人件費相当の指定管理料の支出により市は何ら損害を被っていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
青森県	弘前市	① 代表監査委員 ② 違法な入札(契約)の締結(公正な競争が排除された) ③ 契約を破棄するなど、是正措置を講ずるよう弘前市長へ勧告すること	21.9.24	2	期間:1日 方法:対面式で行い、請求人が請求の要旨を補足した	① 21.11.20 ② 棄却 ③ 一当該入札(契約)に違法性はない	有
青森県	八戸市	① 市長 ② 浄化槽汚泥運搬委託料の支出は不要であるが、H5年度から毎年度継続して支出されている。本来は必要がない。 ③ 毎月発生している運搬、支出負担の停止	22.11.1	1		① 22.12.21 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性又は不当性は認められない。	無
青森県	板柳町	① 町長 ② 町老人クラブ連合会への補助金 ③ 補助金返還等の必要な措置の勧告を請求	(23.6.13)	1		① 23.7.5 ② 不受理却下 ③ 期間経過	無
青森県	板柳町	① 町長 ② 町老人クラブ連合会への補助金 ③ 補助金返還等の必要な措置の勧告を請求	(23.7.13)	1		① 23.7.26 ② 不受理却下 ③ 期間経過	無
計		8件					有 1件 無 7件
岩手県	花巻市	① 教育委員会就学養育課長 ② 不当な公金の支出、不適切な予算執行について ③ 過去5年間の会計処理の適否の精査及び返還等適切に措置すること	22.1.28	1	22.2.19 1日 証拠の提出及び陳述	① 22.3.24 ② 棄却(一部却下) ③ 当該予算執行に適性を欠く点は見受けられない	無
岩手県	遠野市	① 市長等執行機関及び職員 ② 違法不当な財産の管理(里道及び水路上に違法な鉄板敷き砂利の撤去等について) ③ 違法に設置された鉄板及び敷き砂利の撤去と市有財産の適法な管理、契約書及び地籍測量図等の関係書類の整備、境界杭の打設等について)	23.6.27	2		① 23.7.8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないことから、住民監査請求の対象とはならない法定要件を欠く不適法な請求と判断し却下する。	無
岩手県	遠野市	① 市長等執行機関及び職員 ② 違法不当な財産の管理(里道及び水路上に違法な鉄板敷き砂利の撤去等について) ③ 違法に設置された鉄板及び敷き砂利の撤去と市有財産の適法な管理、契約書及び地籍測量図等の関係書類の整備、境界杭の打設等について)	23.7.25	1		① 23.8.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないことから、住民監査請求の対象とはならない法定要件を欠く不適法な請求と判断し却下する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岩手県	遠野市	① 市長等執行機関及び職員 違法不当な財産の管理(里道及び水路に違法な鉄板敷き砂利の撤去等について、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を求めようとする) ② 撤去等について、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を求めようとする。 ③ 里道及び水路に違法な鉄板敷き砂利の撤去等について、損害賠償請求権又は不当利得返還請求権の行使を求めようとする。	23.12.26	2		① 24.1.10 ② 却下 ③ 同一住民が同一内容について再度の住民監査請求を行ったので却下する。	有
岩手県	奥州市	① 市長 ② 病院事業会計において、4条予算に計上せず3条予算に計上したことは、違法又は不当な公金の支出行為に当たる。 ③ 4条予算に計上しない措置の取り止め	21.4.17	2	1日 監査委員の前で口述	① 21.6.3 ② 却下 ③ 違法、不当な公金の支出に該当しない。	無
岩手県	滝沢村	① 村長 ② H21年度村長交際費の不当支出 ③ 不当支出(3件)に係る滝沢村への返還請求	22.11.29	1	22.12.7 1日間	① 23.1.21 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
計		6件					有 1件 無 5件
宮城県	仙台市	① 市長 ② 負担金の違法な支出(国が直轄事業負担金のうち用地取得費を市に負担させたのは地方財政法違反。) ③ 国への支払請求など適切な措置	21.4.30	1団体	陳述を必要としない旨の申出があり不実施	① 21.6.23 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
宮城県	仙台市	① 市長 ② 議員に対する費用弁償の違法・不当な支出(市議会議員に支給している費用弁償は実際に要する交通費を上回っている。) ③ 支出額相当額の返還など損害補填に必要な措置、今後の損害を防止する条例改正等の措置	21.6.3	1団体	陳述を必要としない旨の申出があり不実施	① 21.7.30 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
宮城県	仙台市	① 市長 ② 違法な報酬の支給(常勤の行政委員の給与を月額で定めた条例は無効) ③ 月額報酬の支払いを止め、勤務日数に応じた報酬を支給する措置	21.7.8	1団体	陳述を必要としない旨の申出があり不実施	① 21.9.3 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
宮城県	仙台市	① 市長 ② 違法・不当な政務調査費の目的外支出、市議会会派に政務調査費を支出し続けることは違法不当。 ③ 違法・不当な政務調査費の返還請求措置及び執行停止の措置	22.3.30	1団体	陳述を必要としない旨の申出があり不実施	① 22.5.26 ② 一部認容 ③ 一部に理由があるとして返還を勧告	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結、違法不当な委託金の支出（一般廃棄物処理業務の委託契約） ③ 業務委託金の返還請求ないし損害賠償請求措置及び支出の差止め措置	22. 7. 16	1団体	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① 22. 9. 13 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 政務調査費の違法・不当な支出（特定議員に交付した目的外の支出） ③ 違法・不当な政務調査費の返還請求措置	22. 7. 30	1団体	陳述を必要としない旨の申出があり不実施	① 22. 9. 27 ② 一部認容 ③ 一部に理由があるとして返還を勧告	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 違法・不当な土地の用途変更、定期借地権設定契約（土地区画整理事業） ③ 用途変更・定期借地権設定契約を行った市有地の原状回復措置	22. 12. 14	5	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① 23. 2. 8 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
宮城県	仙台市	① 市長 ② 特定の学校法人への違法・不当な補助金の支出 ③ 補助金支出の差止め措置	23. 8. 1	3団体	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① 23. 9. 5 ② 取下げ ③ 改めて請求を出しなおすため	無
宮城県	仙台市	① 市長 ② 特定の学校法人への違法・不当な補助金の支出 ③ 補助金支出の差止め措置	23. 9. 21	3団体	1日 意見陳述及び新たな証拠の提出	① 23. 11. 18 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
宮城県	白石市	① 市長 ② 市議会、市長選挙に係る公費負担によるタスキ購入 ③ 返還請求と改善の措置	22. 1. 25	1	22. 2. 10 証拠の提出及び意見の陳述	① 22. 12. 24 ② 棄却 ③ タスキ支給の措置の措置に違法性はない	無
宮城県	白石市	① 市長 ② 違法な政務調査費（図書購入）の支出 ③ 不当な支出のあった会派から返還を求める	22. 11. 11	1	22. 11. 22 証拠の提出及び意見の陳述	① 22. 12. 24 ② 棄却 ③ 違法性、不当性は認められない	無
宮城県	多賀城市	① 市長 ② 補助金の交付決定は違法（事業の進展がみられないにも関わらず交付している） ③ 交付先に対し補助金の返還を求めること	22. 3. 16	1	1日 監査委員事務局において証拠の提出及び陳述の機会を直接受ける機会を設けた	① 22. 4. 23 ② 棄却 ③ 違法性又は不当な行為は認められていない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
宮城県	栗原市	① 市職員 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 道路法に違反した補助事業の執行のため、道路の拡幅を県に求めるべき	22.4.8	1		① 22.6.1 ② 却下 ③ 請求の対象とならない事項	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 条例違反による不当な使用料の支出 ③ 防止・是正措置を求めるもの	21.6.29	8	1日 非公開	① 21.8.21 ② 棄却 ③ 条例違反には当たらない	有
宮城県	大崎市	① 市長 ② 病院建設事業費は不当な公金の支出 ③ 予算の執行停止を求めるもの	21.12.3	6	1日 非公開	① 22.1.22 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出に当たらない	無
宮城県	大崎市	① 市長及び病院事業管理者 ② 病院建設事業費は不当な公金の支出 ③ 財政支出を行わないことを求めるもの	22.1.22	5	1日 非公開	① 22.3.9 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出に当たらない	無
宮城県	大崎市	① 市長 ② 条例違反による不当な公金の支出 ③ 公告中(工事)の手続きの執行停止、是正を求めるもの	22.11.19	6	1日 非公開	① 23.1.14 ② 棄却 ③ 条例違反には当たらない	無
宮城県	村田町	① 町長 ② 違法な予算の執行(不当な公金の支出) ③ 違法な予算の執行(不当な公金の支出)	21.6.4	1	1日間 請求の趣旨など請求書記載事項を補充するため請求人の陳述を行った。	① 21.8.3 ② 棄却 ③ 当該予算執行に違法、不当な事実は認められない	無
宮城県	涌谷町	① 町長 ② 入札参加資格のない者の入札 ③ 契約の破棄、入札のやり直し	22.10.20	1		① 22.11.25 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
宮城県	涌谷町	① 町長 ② 専決処分による違法な支出 ③ 支出した経費の返還	24.3.27	1		① 24.5.16 ② 棄却 ③ 専決処分は妥当	無
計		20件					有 7件 無 13件
秋田県	秋田市	① 関係職員 ② 違法又は不当な契約の締結(公募型プロポーザルによる手続が公平性等を欠いている) ③ 契約のやり直し	22.9.9	1	22.10.8 日時を定めて請求人から出頭してもらい、監査委員が聴取した	① 22.11.4 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性等はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
秋田県	秋田市	① 市長ほか関係職員 ② 不当な公金の支出（費用対効果がマイナスの中で事業が進められている） ③ 費用対効果の再計算、事業内容の再検討、公費支出の差し止めおよび返還	(23. 2. 18)	1		① 23. 3. 8 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条の請求要件を欠いており、住民監査請求の対象とならない	無
秋田県	秋田市	① 市長ほか関係職員 ② 違法又は不当な公金の支出（市および補助金交付先の事業執行が不適正であり、市に損害が生じている） ③ 公費支出の返還および差し止め	23. 3. 14	1	23. 4. 7 日時を定めて請求人から出頭してもらい、監査委員が聴取した	① 23. 5. 12 ② 棄却（一部却下） ③ 当該公金支出に違法性等はなく、また、一部については地方自治法第242条の請求要件を欠いており住民監査請求の対象とならない	無
秋田県	横手市	① 市長 ② 補助金支出の差し止め ③ 小規模介護施設等緊急整備費補助金の支出差し止め	24. 3. 15	1	24. 3. 27 陳述会	① 24. 4. 26 ② 棄却（一部却下） ③ 関係諸規程に基づいて行われており、直ちに違法とは言えない	無
秋田県	北秋田市	① 市長 ② 違法又は不当に公金の賦課・徴収を怠る行為 ③ 不納欠損により市が被った損害賠償請求	23. 3. 31	3	請求人3人による陳述及び新たな証拠の提出	① 23. 5. 26 ② 棄却 ③ 重大な被害が発生していると認めることはできなかったことから損害賠償を求めることはできない	有
秋田県	仙北市	① 市長・財産区担当職員 ② 工事に伴う補助金の額が不当である ③ 補助金額の更正	22. 4. 28	1	22. 6. 11午前10時30分～午前11時00分まで、仙北市監査委員事務局から請求人への通知による。	① 22. 6. 21 ② 棄却 ③ 補助金の支出に関する違法性並びに不当性の事実認められない	無
計			6件				有 1件 無 5件
山形県	山形市	① 市長 ② H19年度分（4月分を除く）山形市議会政務調査費の違法支出 ③ 違法な支出に対する返還請求をしないことに対する措置要求。	21. 4. 1	3	21. 4. 10 1時間 公開による意見陳述	① 21. 5. 27 ② 一部棄却（一部却下） ③ 支出基準を逸脱したものではない等	無
山形県	小国町	① 町長 ② 前町有地埋設物除去費用支出は不当 ③ 町長が支出額を町へ返却すること	22. 6. 22	3	一日、口述	① 22. 8. 17 ② 棄却 ③ 不当といえない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山形県	小国町	① 町長 ② 職員の不服申し建てにかかる弁護士委託料支出 ③ 支出差し止め	(22.10.7)	4		① 22.10.15 ② 不受理却下 ③ 法による請求の対象外	無
計		3件					有 1件 無 2件
福島県	福島市	① 市長 ② 財産の取得・管理、公金の支出 ③ 土地の違法使用・公金の支出の是正	21.5.15	1	21.7.3に証拠の提出と4名の監査委員に対する陳述の機会を与えた	① 21.7.10 ② 棄却 財産の取得・管理に不当性はないので棄却、公金の支出に不当性はなく棄却	無
福島県	福島市	① 市長 ② 財産の管理・公金の支出 ③ 土地の違法使用・公金の支出の是正	21.5.18	1	21.7.3に証拠の提出と4名の監査委員に対する陳述の機会を与えた	① 21.7.10 ② 一部棄却(却下) 財産の管理により市に損害はもたらさないで却下、公金の支出に違法性はないので棄却	無
福島県	福島市	① 市長 ② 使用貸借した駐車場を契約に反した運用をしている。通勤手当の支給は違法である。 ③ 駐車場の契約どおりの運用と通勤手当支給の是正	21.5.18	1	21.7.3に証拠の提出と4名の監査委員に対する陳述の機会を与えた	① 21.7.10 ② 一部棄却(却下) 駐車場使用は市に損害はもたらさないで却下、公金の支出に違法性はないので棄却	無
福島県	福島市	① 市長 ② 公金の徴収 ③ 当該公金の徴収業務及び欠損処理は違法である	21.5.25	1	21.7.3に証拠の提出と4名の監査委員に対する陳述の機会を与えた	① 21.7.10 ② 棄却 ③ 請求に理由がないものとして棄却	無
福島県	福島市	① 市長 ② 財産の管理 ③ 市の土地の管理に誤りがあり損害を生じている	21.6.1	1	21.7.3に証拠の提出と4名の監査委員に対する陳述の機会を与えた	① 21.7.10 ② 却下 ③ 損害を生じていないので却下	無
福島県	福島市	① 市長 ② 財産の管理 ③ 使用貸借している土地の利活用をはかるべきである	21.6.1	1	21.7.3に証拠の提出と4名の監査委員に対する陳述の機会を与えた	① 21.7.10 ② 却下 ③ 請求の要件を欠いているため却下	無
福島県	福島市	① 市長 ② 契約の締結、財産の管理(経費負担契約が不当、財産管理が不当) ③ 経費負担契約、財産管理の是正	21.7.10	1	21.8.25に証拠の提出と4名の監査委員に対する陳述の機会を与えた	① 21.9.3 ② 棄却 正当な契約に基づく負担であり、財産管理も不当とはいえないことから棄却	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福島県	福島市	① 市長 ② 未納となっている公金の不納欠損処分は不当 ③ 強制執行により回収すべき	(21.9.14)	1		① 21.11.5 ② 不受理却下 ③ 請求期間が1年を超えており未納金の具体的摘示もないため不受理却下	無
福島県	福島市	① 市長 ② 誤った財産の管理をしている ③ 時効の援用により当該財産の取得手続きを進めるべき	(21.9.24)	1		① 21.11.5 ② 不受理却下 ③ 市に損害をもたらさないため不受理却下	無
福島県	福島市	① 市長 ② 公金の徴収（公金回収の機会を逸した） ③ 公金が徴収できなくなり、損害を生じた	(21.12.16)	1		① 22.1.27 ② 不受理却下 ③ 損害を生じている事実を証する書面の添付がないため不受理却下	無
福島県	福島市	① 市長 ② 財産の管理 ③ 財産区の財産移管手続きに問題があり市に損害を与えている	(22.2.26)	1		① 22.4.12 ② 不受理却下 ③ 同一市民の、同一財務会計上の再度の住民監査請求であるため不受理却下	無
福島県	福島市	① 市長 ② 使用料の徴収（対応に問題があり損害を与えている） ③ 強制執行により回収すべき	(24.1.10)	1		① 24.2.29 ② 不受理却下 ③ 請求の対象を個別、具体的に摘示していないため不受理却下	無
福島県	郡山市	① 市長 ② H21年度包括外部監査（郡山市と外部監査委託契約に基づく誠実な履行義務を果たしておらず、債務不履行） ③ 郡山市が包括外部監査人に対して支払った監査費用の全額返還	22.7.29	4	22.8.6に通知を請求人宛て郵便物等配達証明にて発送。陳述の機会は22.8.23に1時間30分。非公開で、監査委員の面前にて行った。	① 22.9.22 ② 棄却 ③ 市財務規則等の規定に基づき適正に行われている	無
福島県	いわき市	① 市長 違法若しくは不当な財産の処分、並びに公金の支出（市立病院の建物（全部）を無償で譲渡したこと、さらには支出した補助金の額が妥当でないこと。） ② ③ 相当の対応	22.9.17	1	22.10.6、全監査委員が出席し、請求人が陳述を行った。	① 22.10.27 ② 棄却 ③ 違法性及び不当性は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福島県	いわき市	① 市長 ② 不当な公金の支出（損害賠償請求訴訟に伴う弁護士費用の支出は不必要な経費の支出にあたる。） ③ 損害賠償請求訴訟の提起に伴う費用の差止及び既払金の返還並びに市の被った損害の填補	23. 2. 14	4		① 23. 2. 21 ② 却下 ③ 支出の原因である訴訟の提起の是非を対象とせざるを得ず、それは財務会計上の行為から外れる。	無
福島県	二本松市	① 市長 ② 不要な公金の支出（建築確認に関する費用の支出） ③ 職員の処分並びに事務執行の公正及び適正化の請求	(23. 4. 27)	1		① 23. 5. 19 ② 不受理却下 ③ 要件審査による不受理却下	無
福島県	南相馬市	① 市長 ② 違法に公金の賦課を怠る（固定資産税及び都市計画税を課税していない。） ③ 固定資産税及び都市計画税を課税すること。	21. 6. 15	2		① 21. 6. 24 ② 却下 ③ 固定資産税は課税することが確認され、都市計画税は用途区域外であり、課税対象ではないため、請求の要件を欠くもの。	無
福島県	会津美里町	① 町長 ② 契約の締結 ③ 一般廃棄物収集運搬業務委託契約の随意契約は違法である	22. 10. 20	1	22. 11. 26 1日間 口頭による陳述	① 22. 11. 25 ② 棄却 ③ 正当な契約に基づく負担であるため棄却	有
福島県	会津美里町	① 町長 ② 契約の締結 ③ 一般廃棄物収集運搬業務委託契約に係る見積り合わせを、前年度3月に実施したことは違法である	22. 10. 20	1	22. 11. 26 1日間 口頭による陳述	① 22. 11. 25 ② 棄却 ③ 手続きの不当性はないため棄却	無
福島県	会津美里町	① 町長 ② 財産の管理 契約の締結 ③ 設置条例が無い施設の維持管理契約は違法である。	23. 6. 23	1	23. 7. 4 1日間 口頭による陳述	① 23. 7. 28 ② 棄却 ③ 公の施設の定めのない施設への公金支出は不当性が無いため棄却	有
福島県	塙町	① 町長 ② 米山荘の誠慈会への移譲に関する措置請求 ③ 移譲先の再検討を行うこと	23. 1. 21	3	請求人から必要ない旨の 申出あり	① 23. 2. 10 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
福島県	塙町	① 町長 ② 林間工業団地賃貸契約金額に係る監査請求 ③ 契約の解除又は契約金額の見直し	23. 9. 26	1	請求人から必要ない旨の 申出あり	① 23. 11. 17 ② 棄却 ③ 勧告に至る理由がない	無
計		22件					有 2件 無 20件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	土浦市	① 市長及び関係部門職員 1. 17.3月策定の水道事業基本計画は実態と合わない過大な計画である。2. 不必要な移設計画の公金支出は違法である。(右配水場の移設・新設計画に係る経費3,496,500円) ③ 水道事業基本計画の見直しと不当な公金支出の賠償請求	22.6.22	1,008		① 22.7.13 ② 却下 1. 水道事業基本計画を策定する行為は財務会計上の行為と認められない。 ③ 2. 不必要であるとする移設計画の公金支出行為については違法性・不当性が具体的に示されていない。	有
茨城県	常総市	① 市長 委託料の用途の違法、委託料の不当な支出(委託先の市民討議会負担金が市が支出した委託料に含まれているのは、協定書に反しており、また、印鑑代は市が負担することが不当であるので、市は損害を被った。) ③ 委託先に対する委託料の一部の返還請求。別の団体に対しても委託先と同様ならば返還請求。	22.11.12	1	22.12.15 非公開	① 23.1.6 ② 却下 委託先については、請求期間途過。 ③ 別の団体については、請求対象の特定を欠く。	有
茨城県	常総市	① 市長 委託料の不当な支出(委託先が帳簿上違法な操作及び行為を行った。また、通信会社に不要な支出を行った。さらに、講師謝礼の支払いに委託契約上問題がある。よって、市が支払った委託料の一部は、不当な公金の支出であるから、市は損害を被った。) ③ 委託先に対する委託料のうち市が不当に支払った分の返還請求	22.11.17	1	22.12.15 非公開	① 23.1.6 ② 認容(一部棄却、却下) 委託先の請求誤りと市の確認の怠りによる委託料の違法な過払い(29,839円)について、返還を求めること。帳簿上違法な操作が行われたとされたもの一部及び講師謝礼の一部については、違法又は不当ではない。その他については、請求期間途過。	有
茨城県	常総市	① 市長 違法な委託料の支出、情報公開請求の処理(実績報告書が未提出の状況で委託先へ公金を支出している。また、委託業務でない事業に関与していない者の人件費を含んだ委託料を支出している。さらに、市が情報公開請求について条例に基づいた処理を行っていない。) ③ 委託先に対する実績報告書作成代金及び人件費に当たる委託料の返還請求並びに条例に従った情報公開請求の処理要求	23.1.14	1	23.2.14 非公開	① 23.3.9 ② 棄却(一部却下) 実績報告書なしに委託料を支払うことは、違法又は不当ではない。その後の実績報告書の提出により委託先への実績報告書作成相当分の委託料の請求権は存在しない。人件費を含んだ委託料については、別の委託事業に出勤しているので、違法又は不当な支出ではない。情報公開請求については、請求の要件を欠く。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	常総市	① 市長 違法、不当な委託料の支出（委託先は、契約に定めた求人活動を行わず、事業を遂行できる人材を雇用することができず、外部組織に委託契約の一部を再委託した。） ② ③ 委託先に対する委託料の返還請求	23.1.21	1	23.2.14 非公開	① 23.3.9 ② 棄却 当初から委託契約の一部について業者委託が予定されており、また、契約書には再委託の禁止が明記されていないので、違法又は不当な支出ではない。 ③	無
茨城県	常総市	① 市長 違法な委託料の支出（委託先は、協定書に基づき市民討議会の負担金を支出しているが、市と締結した委託契約の委託料から支出しているので、市は二重に費用を負担している。） ② ③ 委託先に対する委託料の返還請求	23.1.31	1	23.2.14 非公開	① 23.3.23 ② 棄却 ③ 委託料の返還により、監査対象事項である事実が無くなった。	無
茨城県	常総市	① 市長 委託事業における違法支出及び情報公開の処理（委託先の請求金額と異なる金額を支出しており、また、委託先の会計処理が杜撰であり、さらに、市は情報公開請求において虚偽内容の通知を行い、条例に基づいた処理を行っていない。） ② ③ 委託先に対する委託料の返還請求及び委託契約の解除と損害賠償請求。監査委員に対し、委託先への立入調査及び情報公開請求の虚偽内容の通知に関わった者の告発要求。市に対し、委託先に不足金を支払うよう要求。	23.2.25	1	23.3.23 非公開（請求取下げのため中止）	① 23.3.17 ② 取下げ ③ 職員措置請求対応のために職員の負担が増し、震災により被災している市民の援助に支障が及ぶことは避けたい。	無
茨城県	常総市	① 市長 委託事業における損害（契約不履行、事業中止により市や市民に損害を与えた。また、帳簿作成を市が代行したため、作成に要する人件費分の不当利得がある。） ② ③ 委託先に対する違約金及び損害賠償請求並びに不当利得の返還請求並びに事業中止の際の県提出書類に要した費用の請求	23.12.14	1	24.1.6 非公開	① 24.2.8 ② 棄却（一部却下） 契約不履行、不当利得は存在せず、事業継続でも県へ書類提出の義務があるので、請求の理由がない。また、市民が損害を被っただけでは、請求の要件を欠く。 ③	無
茨城県	常総市	① 市長及び職員 ② 不適切な金員の支出（会議、要望等の際の飲食費や、市長当選の際の祝電料金を期成同盟会が支出している。） ③ 職員及び期成同盟会に対する金員の返還請求	24.3.1	1	24.3.29 非公開	① 24.4.25 ② 棄却（一部却下） ③ 期成同盟会は市の機関ではなく、請求の要件を欠く。また、期成同盟会への負担金は、不当な公金の支出には該当しない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	常総市	① 市長及び職員 不適切な金員の支出（会議、要望等の際の飲食費や、市長当選の際の祝電料金を期成同盟会が支出している。また、期成同盟会の助成先にも不適切な支出がある。） ② ③ 職員及び期成同盟会に対する金員の返還請求	24.3.1	1	24.3.29 非公開	① 24.4.25 ② 棄却（一部却下） ③ 期成同盟会は市の機関ではなく、請求の要件を欠く。また、期成同盟会への負担金は、不当な公金の支出には該当しない。	無
茨城県	常総市	① 市長及び職員 不適切な金員の支出（会議、要望等の際の飲食費や、市長当選の際の祝電料金を期成同盟会が支出している。また、期成同盟会の助成先の決算に不明金がある。） ② ③ 期成同盟会に対する金員の返還請求	24.3.1	1	24.3.29 非公開	① 24.4.25 ② 棄却（一部却下） ③ 期成同盟会は市の機関ではなく、請求の要件を欠く。また、期成同盟会への負担金は、不当な公金の支出には該当しない。	無
茨城県	常総市	① 市長及び職員 不適切な金員の支出（会議、要望等の際の飲食費や、市長当選の際の祝電料金を期成同盟会が支出している。また、期成同盟会に用途のはっきりしない定期預金が存在し、さらに、期成同盟会の助成先の決算に不明金がある。） ② ③ 市長、職員及び期成同盟会に対する金員の返還請求	24.3.1	1	24.3.29 非公開	① 24.4.25 ② 棄却（一部却下） ③ 期成同盟会は市の機関ではなく、請求の要件を欠く。また、期成同盟会への負担金は、不当な公金の支出には該当しない。	無
茨城県	常総市	① 市長及び職員 不適切な金員の支出（会議の際の飲食費を期成同盟会が支出している。） ② ③ 市長、職員及び期成同盟会に対する金員の返還請求	24.3.1	1	24.3.29 非公開	① 24.4.25 ② 棄却（一部却下） ③ 期成同盟会は市の機関ではなく、請求の要件を欠く。また、期成同盟会への負担金は、不当な公金の支出には該当しない。	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 補助金交付における違法な財務会計からの支出 ③ 二重に交付した補助金、市長に対する損害賠償請求	23.11.4	1		① 23.12.27 ② 却下 ③ 請求期間経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 補助金交付における違法な財務会計からの支出 ③ 二重に交付した補助金、市長に対する損害賠償請求	24.3.26	1		① 24.4.11 ② 却下 ③ 23.12.27と同一人による同一内容の請求	無
茨城県	常陸太田市	① 市長 ② 補助金申請時の公文書偽造による公金横領 ③ 市長に対する着服金の損害賠償請求	24.3.26	1		① 24.5.24 ② 棄却 ③ 具体的な違法性なし	有
茨城県	取手市	① 市長 ② 不当・不公正な公金の支出 ③ 最上位計画に違反した事業について、予算の執行停止及び支出金額全額を市長個人に全額負担を求めるもの	23.9.8	13	1日・口頭陳述	① 23.10.25 ② 棄却 ③ 計画の方向性に逸脱したのではなく、不当不正な支出ではない	無
茨城県	取手市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（政務調査費） ③ 政務調査費の支出に違法性があり、市長に対して全額返還を求めるもの	24.1.12	1	1日・口頭陳述	① 24.3.9 ② 一部認容 対象経費ではない違法な支出があると判断。市に損害を与えたことにより政務調査費の一部を返還するよう勧告	無
茨城県	つくば市	① 職員、担当課、市長 ② 職員の1時間分の業務放棄について ③ 市に対して1時間分の給与の返還及び給与支払い停止	23.2.3	2		① 23.3.3 ② 却下 ③ 要件審査の結果、不適法なもの	無
茨城県	つくば市	① 担当者、担当課長、財務責任者、市長 ② 配達証明郵便の支出は地方財政法第4条に違反 ③ 配達証明郵便費用の返還	23.6.7	2		① 23.7.25 ② 却下 要件審査の結果、不適法なもの	無
茨城県	鹿嶋市	① 市長及び関係職員 市が実施した農業集落排水整備事業は違法・不当。また、違法・不当な事業を実施した市長及び関係職員に対し、市は損害の返還請求権の行使を怠った。 ③ 違法・不当な支出の根拠及び市に生じた損害	21.11.17	8	21.12.2 請求者から意見陳述 21.12.22 請求者から書面が提出される	① 22.2.15 ② 棄却 ③ 事業は適法であり、市に返還請求権の行使を怠る事実はない。	無
茨城県	那珂市	① 不明 ② 対象行為は不明。有害鳥獣の捕獲・保護事業の公金支出に関するもの。 ③ 有害鳥獣捕獲・保護事業の内容、公金使徒等々の不透明さを明確にするよう求める	21.10.15	1		① 21.11.10 ② 却下 ③ 審査請求内容に不備が多く審査要件を満たさないため、21.10.27付けで補正を求めたが補正の提出がなく、却下するに至った。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	坂東市	① 前市長、現市長、市民生活部長 ② 埋め立てに対する指導・命令の条例違反 ③ 前市長の訴追及び在職中の給与返還、現市長・市民生活部長の懲戒免職	22.2.12	1	22.3.18 監査委員による聴取	① 22.3.18 ② 却下 ③ 住民監査請求要件の不適法	無
茨城県	稲敷市	① 市長 ② 低価格による契約締結並びに不当な公金支出（財産の取得） ③ 再入札の執行による正当価格での公金支出	23.1.25	1	無	① 23.2.25 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由の記載が欠けている	無
茨城県	稲敷市	① 市長 ② 低価格による契約締結並びに不当な公金支出（財産の取得） ③ 再入札の執行による正当価格での公金支出	23.1.25	1	無	① 23.2.25 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由の記載が欠けている	無
茨城県	桜川市	① 市長 ② 市有地の無断賃貸借契約の違法 ③ 市有地賃貸借料を市へ支払わせるための措置請求	22.3.25	2		① 22.4.8 ② 取下げ ③ 請求内容を変更し、請求書再提出	無
茨城県	桜川市	① 市長 ② 市有地を契約なく無断使用された（財産管理を怠る事実に関する監査請求） ③ 市有地の使用料請求の措置請求	22.4.26	2	22.5.13 請求人による証拠の提出及び陳述のための委員会開催	① 22.6.3 ② 棄却 ③ 財産管理を違法に怠る事実はない	無
茨城県	桜川市	① 工事に対する市関係者 ② 市の予算措置を無視した工事の違法性 ③ 不正な工事をさせた市関係者に対する損害賠償請求	22.5.24	1	22.6.7 請求人による証拠の提出及び陳述のための委員会開催	① 22.6.15 ② 棄却 ③ 工事は違法であるが、市の損害は認められない	無
茨城県	桜川市	① 市長 ② 市有地の無断賃貸借契約の違法（財産管理を怠る事実に関する監査請求） ③ 市有地賃貸借料を市へ支払わせるための措置請求	22.6.14	2	22.7.2 請求人による証拠の提出及び陳述のための委員会開催	① 22.7.23 ② 棄却 ③ 市有地賃貸借契約に違法性はない	無
茨城県	桜川市	① 市長及び工事に対する市関係者 ② 違法な契約の締結（高額な物品売買契約の方法） ③ 他社の見積額との差額の弁済請求	22.8.10	3		① 22.9.3 ② 却下 ③ 住民監査請求になじまない	有
茨城県	桜川市	① 前都市整備課係長 ② 市の予算措置を無視した工事の違法性 ③ 不正な工事をさせた市関係者に対する損害賠償請求	22.10.5	1		① 22.10.26 ② 却下 ③ 住民監査請求として不適法	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	桜川市	① 市長 ② 違法な契約の締結（高額な物品売買契約） ③ 他社の見積額との差額の弁済請求	22.12.21	1		① 23.1.27 ② 却下 ③ 法242条第1項の要件を欠く	無
茨城県	桜川市	① 市長 ② 工事における水増し請求 ③ 過払い返還請求の措置請求	22.12.24	1	23.1.21 請求人による証拠の提出及び陳述のための委員会開催	① 23.1.27 ② 棄却 ③ 市に損害を与えたと認められない	有
茨城県	桜川市	① 市長 ② 工事における水増し請求 ③ 過払い返還請求の措置請求	23.1.26	1		① 23.3.22 ② 却下 ③ 法242条第2項の規定に適合しない	無
茨城県	大洗町	① 町長 ② 不当な契約の締結（財産取得契約は予算の裏づけを欠く） ③ 契約の停止	23.12.20	1		① 24.1.17 ② 却下 ③ 請求対象事項を欠く	無
茨城県	大子町	① 町長 ② 法定外公共物である町の土地（用水路）に擁壁工事をしたのは違法である。 ③ 公有財産管理の適正執行	21.5.8	1		① 21.7.1 ② 棄却 ③ 違法性はない	無
茨城県	大子町	① 町長 ② (財)大子町開発公社及び袋田交流センター委員会にした行政財産の使用許可は違法である ③ 町長は相手方に利得金の返還を請求せよ	21.8.27	1		① 21.10.16 ② 棄却 ③ 違法性はない	無
茨城県	大子町	① 町長 ② 公有財産である農業用水路敷地の一部不法占有を容認していることは違法である ③ 公有財産管理の適正執行	21.9.11	1		① 22.1.15 ② 却下 ③ 一事不再理	無
茨城県	大子町	① 町長 ② 袋田交流センター整備事業に対する補助金交付は違法である ③ 補助金の返還請求	21.11.20	1		① 22.1.15 ② 却下 ③ 期間途過のため	無
茨城県	大子町	① 町長 ② テレビ共同施設設置の施策決定、工事費の支出は違法である ③ 工事費の返還請求	21.12.10	1		① 22.1.15 ② 棄却 ③ 違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
茨城県	大子町	① 町長 ② 行政運営上必要としない事案を町議会に付議したことにより、違法若しくは不当な公費の支出がある ③ 損害額の返還請求	21.12.17	1		① 22.1.20 ② 却下 ③ 法第242条第1項による請求事件として著しく乖離するため	無
茨城県	大子町	① 町長 ② 国土調査時の境界確認に誤りがある ③ 境界の立会確認を求める	23.7.19	1		① 23.8.18 ② 却下 ③ 期間途過のため	無
茨城県	五霞町	① 町長 ② 違法行為による農業委員の辞任までの報酬 ③ 報酬返還命令を請求	22.7.27	2	22.9.1 監査委員及び事務局立会 いのもと1時間の陳述を 行った。	① 22.9.22 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
計		43件					有 7件 無 36件
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実（政務調査費のうち広報 広聴費（郵便切手）を不適切に使用している。） ③ 政務調査費の返還を求める措置請求	21.6.29	1	21.7.16 監査委員が日時を指定 し、請求者に来庁しても らい、陳述を行った。	① 21.8.13 ② 棄却 ③ 違法性、不当性が認められない。	無
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠っている。 ③ 忠魂碑の原状回復のための費用又は損害賠償を求める措置請求	22.10.5	1	22.10.18 監査委員が日時を指定 し、請求者に来庁しても らい、陳述を行った。	① 22.11.17 ② 棄却 ③ 市が忠魂碑等の所有権を有している とは言えず、忠魂碑等の管理を違法 又は不当に怠った事実はない。	有
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（市が企業に対して交付した補助金 は違法・不当である。） ③ 企業立地補助金の返還を求める措置請求	23.5.27	1団体	23.6.16 監査委員が日時を指定 し、請求者に来庁しても らい、陳述を行った。	① 23.7.19 ② 棄却 ③ 企業立地補助金の必要性が認められ る。また、法令に違反していない。	有
栃木県	宇都宮市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理（行政財産の使用を減免したことは 違法である。） ③ 減免した使用料の返還を求める措置請求	24.2.8	1	24.2.29 監査委員が日時を指定 し、請求者に来庁しても らい、陳述を行った。	① 24.4.3 ② 棄却 ③ 使用料の減免は、法、条例、規則等 に基づき適正に行っており、違法性 は無い。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
栃木県	栃木市	① 市長 ② 違法または不当な公金の支出、違法または不当な契約の締結、履行 ③ 合併成立が法的に整う以前に締結した電算システム統合関連契約は不当であり、財産の取得に関する規程を設けることなく合併協議会の関係市町を代表して栃木市が電算システム統合事業に関わる契約を締結したことは違法である。	21.9.25	3	請求人に対し、陳述する機会を設けた。 陳述…1日 陳述人…3名	① 21.11.16 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	無
栃木県	栃木市	① 前市長、前副市長、前部長、係長以下関係者 ② 違法または不当な公金の支出、違法または不当な財産の取得、違法または不当に公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 土地開発公社による土地購入の前提となった「太平山麓における活性化整備計画」にかかる支出の返還並びに当該事業における手付金及び借入金の弁済を求める。また、市税滞納差押解除及び市税の未収納は職務怠慢であり、弁済を求める。	23.3.4	496	請求人に対し、陳述する機会を設けた。 陳述…1日 陳述人…4名（共同代表人）	① 23.4.27 ① 認容 ② 却下 ③ 却下 ③ ②・③請求期間が過ぎていたため	有
栃木県	栃木市 (旧都賀町)	① 町長 ② 違法または不当な公金の支出、違法または不当な契約の締結、履行 ③ 合併成立が法的に整う以前に締結した電算システム統合関連契約は不当であり、合併新市に係る一連の契約の無効確認と財政支出執行の停止を求める。	21.10.7	2	陳述の機会なし。	① 21.12.2 ② 棄却 ③ 負担金の支出はされていない。栃木市の発注や契約行為に対して都賀町の監査委員が意見できないため。	無
栃木県	日光市	① 市長 ② 不当で違法な補助金の交付 ③ 補助金の返還	21.9.10	1	陳述（口頭） 21.9.30実施	① 21.10.22 ② 棄却 ③ 当該補助金に不当性、違法性はない	無
栃木県	真岡市	① 市長 ② 市議会議員行政視察の旅費の支給 ③ 旅費の返還	23.5.25	1		① 23.7.20 ② 棄却 ③ 不当支出とは判定しえない	無
栃木県	大田原市	① 市長 ② 裁判で確定した損害賠償金の即時請求 ③ 市内の男性から債権を即時請求することを求めた請求	21.10.7	43	請求人の陳述なし	① 21.10.28 ② 却下 ③ 違法性がないものと解する	無
栃木県	大田原市	① 市長 ② 違法な債権放棄 ③ 市が被った損害を即時請求することを求めた請求	22.4.1	6	請求人の陳述なし	① 22.4.28 ② 却下 ③ 違法行為であるとする根拠がない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還及び今後の是正措置	21.6.25	1	1日、面接	① 21.8.25 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還及び今後の是正措置	21.9.28	1	1日、面接	① 21.11.27 ② 却下 ③ 要件不備	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還及び今後の是正措置	21.9.30	1	1日、面接	① 21.11.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還及び今後の是正措置	22.5.13	1	1日、面接	① 22.7.12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還及び今後の是正措置	23.1.18	1	1日、面接	① 23.3.18 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還及び今後の是正措置	23.9.8	1	1日、面接	① 23.11.7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
栃木県	那須烏山市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 公金の返還及び今後の是正措置	24.1.30	1	1日、面接	① 24.3.30 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
栃木県	上三川町	① 町長 ② 時間外勤務命令 ③ 時間外勤務の命令方法の実態は違法	23.11.1	1	1日 面会による	① 23.12.15 ② 棄却 ③ 本件請求は理由がない	有
栃木県	野木町	① 町長 ② 工事契約の公正・適正 ③ 慣例での事務決裁の是正・議会監視による防止	22.4.21	1		① 23.5.27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないため	無
栃木県	野木町	① 町長 ② 公金支出防止請求 ③ 慣例での事務決裁の是正・議会監視による防止	23.2.2	7		① 23.2.25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないため	無
栃木県	野木町	① 町長 ② 不作為違反確認請求 ③ 慣例での事務決裁の是正・議会監視による防止	23.2.17	1		① 23.2.22 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないため	有
栃木県	野木町	① 町長 ② 公金の不当な支出防止 ③ 慣例での事務決裁の是正・議会監視による防止	23.5.17	1		① 23.6.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないため	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
栃木県	野木町	① 町長 ② 不作為違反確認請求（再提出分） ③ 慣例での事務決裁の是正・議会監視による防止	23.6.6	1		① 23.6.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でないため	無
栃木県	野木町	① 町長 ② 不当な財務支出 ③ 慣例での事務決裁の是正・議会監視による防止	24.2.1	3	24.3.25陳述・非公開	① 24.3.26 ② 棄却 ③ 主張に理由がないため	無
栃木県	岩舟町	① 町長 ② 違法な公金支出が予想 ③ 補正予算の撤回	23.1.5	17	1日間 口頭陳述	① 23.2.14 ② 棄却 ③ 違法性がない	無
栃木県	岩舟町	① 町長 ② 保育園建設に係る不当な公金支出、それに伴う不当な財産処分 ③ 不当な財産処分の撤回（解体の中止） 保育園建設の中止	23.4.22	12	1日間 口頭陳述	① 23.6.8 ② 棄却 ③ 「違法もしくは不当な財産処分」ないし「違法もしくは不当な公金支出」にはあたらない	無
計		27件					有 6件 無 21件
群馬県	前橋市	① 市長及び当市教育委員会 ② 違法な使用料の不徴収及び奨励金の支出。 ③ 一部の団体が排除された私的な活動であるため、公民館利用料の徴収および実行委員会に支出した奨励金の返還を求める。	23.2.15	1		① 23.2.22 ② 却下 住民監査請求として、必要な要件を満たしていない。（市に違法又は不当に財産（債権）の管理を怠る事実があったとは認められない。） ③	無
群馬県	前橋市	① 市長 ② 違法な補助金の支出。 ③ 補助金の交付決定の取消し、および取消しに係る部分の補助金について、当該自治会に返還を求める。	23.2.15	1		① 23.2.22 ② 却下 住民監査請求として、必要な要件を満たしていない。（違法不当性を客観的に摘示しているとは認められない。） ③	無
群馬県	前橋市	① 市長 ② 交付金の不当な交付。 ③ 職務を放棄している委員に対して交付した交付金の返還を要求。	23.2.15	1		① 23.2.22 ② 却下 住民監査請求として、必要な要件を満たしていない。（違法不当性について摘示されていない。） ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容				①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
群馬県	前橋市	① 市長 ② 適正な利用料を徴収していない。 ③ 市営住宅の集会所を占有利用したのに対し適切な利用料もしくは使用利益相当の損害賠償を請求するよう請求。	23.2.15	1		① 23.2.22 ② 却下 ③ 住民監査請求として、必要な要件を満たしていない。(違法不当性が客観的に摘示されていない。)	無
群馬県	高崎市	① 市長 ② 政務調査費 ③ 実態調査及び公表	22.12.27	1		① 23.2.7 ② 却下 ③ 法242条に規定する要件を満たしていない	無
群馬県	桐生市	① 市長等 ② 公金の支出(用地借上料関係) ③ 用地借上げ料の返還	22.9.17	1		① 22.10.14 ② 却下 ③ 要件不備	無
群馬県	桐生市	① 市長 ② 議会費の支出(政務調査費関係) ③ 政務調査費の返還	22.10.6	1	22.10.19意見陳述	① 22.12.3 ② 棄却 ③ 返還にはあたらない	無
群馬県	藤岡市	① 市長 ② 違法な支出。(売れ残る可能性のある、土地開発公社の工業団地造成費不足分を、一般会計から支出した。また土地開発公社が、金融機関から融資を受ける際に、債務保証した額のうち現実に履行した額が違法支出である。) ③ 契約の解除、市長に対する損害賠償請求	21.11.16	9	1回(21.12.1)代理人(弁護士)による口頭意見陳述	① 22.1.7 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
群馬県	安中市	① 市長 ② 損害賠償(損害の回収) ③ 相手方に対する損害賠償請求	21.4.1	1		① 21.4.22 ② 却下 ③ 対象外と判断する	無
群馬県	安中市	① 市長 ② 損害賠償請求(再提訴) ③ 連帯保証行為の取り消し	21.9.10	1		① 21.10.1 ② 却下 ③ 違法性、不当性はない	無
群馬県	安中市	① 市長 ② 損害賠償(損害の回収) ③ 相手方に対する損害賠償請求	21.10.16	1		① 21.11.9 ② 却下 ③ 違法性はない	無
群馬県	安中市	① 市長 ② 違法な契約の締結(独占禁止法違反行為) ③ 相手方に対する損害賠償請求	22.10.5	11	22.10.27 陳述(1時間程度)及び証拠の提出の機会を設ける	① 22.11.29 ② 棄却 ③ 違法性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法を設ける	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
群馬県	安中市	① 市長 ② 違法な契約の締結（独占禁止法違反行為） ③ 相手方に対する損害賠償請求	22.10.12	1	22.10.27 陳述（1時間程度）及び証拠の提出の機会を設ける	① 22.11.29 ② 棄却 ③ 違法性はない	無
群馬県	安中市	① 市長 ② 損害賠償（違法な補助金の支出） ③ 損害の回収と再発防止	23.4.6	1		① 23.4.25 ② 却下 ③ 違法性はない	無
群馬県	安中市	① 市長 ② 損害賠償（違法な交付金の支出） ③ 交付金の返還	23.5.16	1		① 23.6.9 ② 却下 ③ 違法性はない	無
群馬県	みどり市	① 市長、総務課職員等 ② 違法な公金支出 ③ 損害の補填請求	(22.7.6)	1		① 22.8.19 ② 不受理却下 ③ 請求期間の1年を経過	無
群馬県	みどり市	① 市長 ② 違法な公金支出 ③ 損害の補填請求	(23.8.18)	3		① 23.8.25 ② 不受理却下 ③ 補正に応じず要件不備	無
群馬県	片品村	① 村長 ② 違法な補助金の支出 ③ 村長に対する損害賠償請求	21.5.18	1	21.6.24 文書にて通知	① 21.6.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
群馬県	玉村町	① 町長 ② 裁判中の税滞納者に対する和解金としての不当な公金の支出 ③ 町長に対する和解金及び裁判費用の全額返還請求	22.7.8	2	22.7.22（法第242条第7項の規定により、関係のある課職員が立ち会った。）	① 22.8.27 ② 棄却 ③ 違法または不当な公金流用・支出に当たらない	有
計		19件					有 3件 無 16件
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 財産の管理（盆栽の枯死は、管理を怠ったことによる。） ③ 損害の補填、財産を失った行為の是正と防止、盆栽美術館の建設差し止め	21.8.7	1	21.9.1	① 21.10.2 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為ではない 不当性なし	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 契約の締結（手数料の支出について金額交渉を怠った。） ③ 損害の補填、必要な措置	22.8.20	1		① 22.9.28 ② 却下 ③ 違法性・不当性の摘示なし	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 公金の支出（「事業仕分け」に公務として職員を派遣した。） ③ 参加した職員の人件費の支払い	22.11.8	4	22.12.7	① 23.1.13 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	さいたま市	① 市長、教育長 ② 公金の支出（支出の根拠を確認せず、補助金を支出している。） ③ 補助金の返還、または損害の補填	23.3.8	1	(陳述希望せず)	① 23.4.18 ② 一部棄却（一部却下） 正当な理由の摘示のない請求期限の徒過 ③ 違法性・不当性なし	無
埼玉県	さいたま市	① 市長、区長 ② 公金の支出（補助金交付確定は不当である。） ③ 補助金の返還、または損害の補填	23.9.1	1	23.9.22	① 23.10.31 却下（受理したが、審査中に補助金が返還されたため当該結果となった） ② ③ 補助金が返還されたため	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 公金の支出（補助金交付確定は不当である。） ③ 補助金の返還、または損害の補填	23.10.12	3		① 23.10.25 ② 却下 ③ 補助金が返還されたため	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 財産の管理（土地の管理を怠っている。） ③ 必要な措置	23.11.22	2	23.12.14	① 24.1.13 ② 棄却 ③ 違法・不当な財務会計上の行為には当たらない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 財産の管理（公有財産台帳に記載がない。） ③ 必要な措置	23.12.2	1		① 24.1.4 ② 却下 ③ 損害発生の可能性がない	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収（使用料の徴収を怠った。） ③ 使用料の請求、または損害の補填	24.1.17	1		① 24.2.2 ② 却下 ③ 違法性・不当性なし	無
埼玉県	さいたま市	① 市長 ② 公金の支出（検討委員会の委員への報酬の支払いが違法である。） ③ 報酬の返還	24.2.10	1	(陳述希望せず)	① 24.3.26 ② 棄却 ③ 損害発生の可能性がない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求するよう求めるもの	21.6.12	1	21.7.2 口頭陳述	① 21.7.30 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費①） ③ 返還請求するよう求めるもの	21.8.11	1	21.8.20 口頭陳述	① 21.9.28 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費②） ③ 返還請求するよう求めるもの	21.8.11	1	21.8.20 口頭陳述	① 21.9.28 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 違法な公金の支出（旅費） ③ 返還請求するよう求めるもの	22.7.1	1		① 22.7.29 ② 却下 ③ 違法・不当な公金の支出を確認できない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（旅費） ③ 返還請求するよう求めるもの	22.10.28	1	22.11.8 口頭陳述	① 22.12.2 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	有
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求するよう求めるもの	23.2.10	1	23.2.21 口頭陳述	① 23.3.22 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 不当な公金の支出（政務調査費） ③ 返還請求するよう求めるもの	23.8.4	1	23.8.19 口頭陳述	① 23.9.16 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（報償費） ③ 損害を補填するため、必要な措置を講ずるよう求めるもの	24.1.12	1	24.1.19 口頭陳述	① 24.2.16 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（市長交際費） ③ 損害を補填するため、必要な措置を講ずるよう求めるもの	24.1.12	1	24.1.19 口頭陳述	① 24.2.16 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出は認められない	無
埼玉県	川越市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出（選挙公営費） ③ 選挙公営費用の不当支出・公職選挙法違反行為があるため、是正を求めるもの	24.1.10	1		① 24.2.16 ② 却下 ③ 監査請求の要件を欠く	有
埼玉県	川口市	① 市長 ② H20年度政務調査費より支出した違法、不当な支出 市長に対し、違法、不当な公金支出行為による損害について、 ③ 既支出分の損害を填補するため必要な措置を講ずるよう勧告を求める	22.5.18	3	30分程度、請求人による陳述	① 22.8.17 ② 一部請求認容 ③ 2会派、議員13人分331,129円の返還勧告	無
埼玉県	川口市	① 技監兼都市計画部長、前教育総務部長 ② 違法な工事に関する契約締結、履行及び公金支出行為 ③ ①事実関係の確認・解明、及び行政手続きの瑕疵の確認②担当責任者の処分③違法支出金及び利息の返還	22.6.3	1	30分程度、請求人による陳述	① 22.8.2 ② 棄却 ③ 当該契約、支払等に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	川口市	① 市長、支出手続担当者 ② 下水道取付管、私道共同排水設備工事に係る過払い ③ 過支払全額の返還	24.1.30	12		① 24.2.21 ② 却下 ③ 期間途過	有
埼玉県	所沢市	① 市長 ② 違法な補助金の交付 ③ 補助金交付の執行差止を求める措置請求	21.12.16	1	22.1.12 証拠の提出及び陳述	① 22.2.3 ② 取下げ ③ 撤回を求めたため	無
埼玉県	所沢市	① 市長 ② 違法な給与支出 ③ 返還請求権不行使に伴う財産管理を不当に怠る措置請求	22.6.7	1	22.7.8 証拠の提出及び陳述	① 22.8.2 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	有
埼玉県	所沢市	① 市長 ② 所沢市廃プラスチック類混合焼却実証試験に関する不適切な履行 ③ 不当な公金支出の返還請求	22.6.29	9	22.7.16 証拠の提出及び陳述	① 22.8.23 ② 棄却 ③ 適切に履行されているため	無
埼玉県	所沢市	① 指定なし ② 施設に関する名称等 ③ 施設名称等に関わる措置請求	24.1.31	1		① 24.2.17 ② 却下 ③ 請求の要件を欠くため	無
埼玉県	所沢市	① 指定なし ② 施設の名称表示板の撤去 ③ 名称表示板撤去に関わる措置請求	24.2.16	1		① 24.2.21 ② 却下 ③ 請求の要件を欠くため	無
埼玉県	飯能市	① 市長 ② 違法な補助金の支出（対象補助金は市長の裁量濫用の所産であり違法） ③ 補助金の全額を飯能市に返還すること。	21.7.27	1	・半日 ・陳述会	① 21.8.11 ② 取下げ ③ 本人の請求内容の相違	無
埼玉県	飯能市	① 市長 ② 違法な補助金の支出（対象補助金は市長の裁量濫用の所産であり違法） ③ 補助金の全額を飯能市に返還、交付団体の解散、該当施策の白紙。	21.8.24	1	・半日 ・陳述会	① 21.10.6 ② 一部棄却（一部却下） ・該当補助交付に違法性や不当性は ③ ない ・財務会計上の行為ではない	無
埼玉県	飯能市	① 市長、副市長、担当職員 ② 違法な業務委託契約 ③ 応札者の選定プロセスの情報開示及び随意契約制度の排除。	23.7.11	1	・半日 ・陳述会	① 23.8.25 ② 一部棄却（一部却下） ・該当補助交付に違法性や不当性は ③ ない ・財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	飯能市	① 市長 ② 違法な所有権移転登記及び不当な公共用地の使用 ③ 移転登記及び路地上敷地の返還	23.9.6	1		① 23.9.22 ② 却下 ③ 期間経過によるもの	無
埼玉県	加須市	① 監査委員 ② 不当な公金の支出（不要な施設建替えに係る公金の支出は不当） ③ 市長への損害賠償請求	21.6.26	2	1日、口頭陳述	① 21.8.27 ② 一部棄却（一部却下） ③ 却下：期間途過 棄却：公金の支出は不当でない	無
埼玉県	本庄市	① 市長 市施設の一部を特定の団体が長期不法占拠してきた事を放置し、かつ光熱水費を請求しないことにより市財政に多大な損害を与えた。 ③ 特定の団体に対し光熱水費の請求・徴収を求める。	21.12.14	1	21.12.25 証拠の提出及び陳述	① 22.2.4 ② 棄却 ③ 請求は理由がない	無
埼玉県	春日部市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結（目的を欠いた土地の賃貸借契約） ③ 契約の解除、市長に対する損害賠償請求	21.4.15	2		① 21.5.1 ② 取下げ ③ 市民要件不備	無
埼玉県	春日部市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結（目的を欠いた土地の賃貸借契約） ③ 契約の解除、市長に対する損害賠償請求	21.5.11	2	21.6.1（文書）	① 21.6.29 ② 棄却 ③ 契約の妥当性を認める	無
埼玉県	春日部市	① 市長 ② 不当な補正予算の計上（不当行為に対する予算の計上は不当） ③ 予算を執行しないことを求める	22.5.31	1		① 22.6.15 ② 取下げ ③ 都合による	無
埼玉県	狭山市	① 市長・副市長・担当部長 ② 違法な契約の締結等（具体的に摘示なし） ③ 予算執行の差止め・実質被害に対する損害賠償請求	21.9.24	1		① 21.11.2 ② 却下 ③ 違法性・不当性の要件を欠く	無
埼玉県	狭山市	① 市長・副市長・担当部長 ② 違法・不当な公金の支出（具体的に摘示なし） ③ 予算執行の差し止め・実質被害に対する損害賠償請求	21.10.7	1		① 21.12.1 ② 却下 ③ 違法性・不当性の要件を欠く	無
埼玉県	狭山市	① 市長 ② 条例が違法・不当 ③ 執行した金額に対する損害賠償請求	22.10.5	1		① 22.11.30 ② 却下 ③ 財務会計行為ではない	有
埼玉県	狭山市	① 市長・副市長 ② 違法な契約の締結 ③ 支払いの差止め・支払い済額に対する損害賠償請求	22.11.9	110	口頭陳述30分 証拠の提出有り	① 22.12.16 ② 棄却 ③ 契約行為の無効、違法又は不当な公金の支出とする根拠がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	草加市	① 市長 ② 請求者への消防団年末警戒手当の不払いを主張するもの ③ 市は、請求者に対し、当該手当の元本2500円を支払うこと	(24.3.12)	1		① 24.4.16 ② 不受理却下 ③ 請求の要件を欠き不適法	有
埼玉県	越谷市	① 市長 ② 既存の学童保育室の現学童保育室への移転 ③ 既存の学童保育室と現学童保育室の併用使用	(21.4.20)	2		① 21.4.27 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為等に該当しない	無
埼玉県	朝霞市	① 市長 ② 報酬及び費用弁償の支出について ③ 違法・不当な支出に対する返還を求める請求	22.2.5	5	1日、非公開	① 22.3.25 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
埼玉県	北本市	① 市長 ② 委託契約の不当性、公金の違法な支出 ③ 相手方に対する損害賠償請求、市長への代位弁済請求	23.2.10	3	23.3.16 請求人の意見陳述	① 23.4.8 ② 一部棄却（一部却下） ③ 財務会計上の行為。違法な支出ではない	無
埼玉県	ふじみ野市	① 市長及び市民生活部長 ② 違法若しくは不当に公金の賦課、徴収を怠る事実 ③ 公金の賦課、徴収の適正化及び損害額の賠償請求	21.10.27	1	1日間 監査委員及び事務局職員による意見聴取	① 21.12.18 ② 一部認容・一部棄却 ③ 条例改正前の分については適法と判断するが、条例改正後の分については賦課、徴収するよう勧告。	有
埼玉県	ふじみ野市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 町会自治会連合会の補助金の返還を求める措置請求	22.4.16	5		① 22.5.25 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の請求要件を満たさない。	無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 補助金支出 ③ 補助金返還	22.6.11	3	1日（60分）事情聴取	① 22.6.14 ② 除斥による監査不能 ③ 関係者のため	有
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 補助金支出 ③ 補助金返還	22.6.11	3	1日（60分）事情聴取	① 22.7.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	有
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 講師謝礼 ③ 謝礼の返還	22.6.11	3	1日（60分）事情聴取	① 22.7.5 ② 却下 ③ 期間経過	有
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 講師謝礼 ③ 謝礼の返還	22.6.11	3	1日（60分）事情聴取	① 22.7.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 委員報酬 ③ 委員報酬の返還	22.6.11	3	1日(60分)事情聴取	① 22.7.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 委員報酬 ③ 委員報酬の返還	22.6.11	3	1日(60分)事情聴取	① 22.7.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 議長報酬 ③ 議長報酬の返還	22.6.11	3	1日(60分)事情聴取	① 22.7.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 補助金支出 ③ 補助金返還	23.7.6	3	1日(60分)事情聴取	① 23.8.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 補助金支出 ③ 補助金返還	23.7.6	3	1日(60分)事情聴取	① 23.8.5 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 補助金支出 ③ 補助金返還	23.11.11	1	1日(60分)事情聴取	① 23.12.1 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
埼玉県	嵐山町	① 町長 ② 補助金交付 ③ 補助金交付差し止め	23.6.14	4	1日(60分)事情聴取	① 23.11.21 ② 却下 ③ 不適法	有
埼玉県	鳩山町	① 町長 ② 町が暫定の自治会長に権限を与え続けた事は違法である。 ③ 暫定の自治会長の公的資格の剥奪と支出した報酬の返還を求めるよう要求	22.4.14	1	請求人に対し、陳述会を1日開催した	① 22.5.11 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がないため	無
埼玉県	鳩山町	① 町長 ② 自治会に交付された自治協力団体交付金は違法である。 ③ 町が自治会に対し、支出した交付金の返還を求めるよう要求	22.9.6	1	請求人に対し、陳述会を1日開催した	① 22.10.18 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がないため	無
埼玉県	寄居町	① 町長 ② 公金違法支出 ③ 地縁的組織の自治会を区として、行政の末端組織化して補助金交付すること及びコミュニティ助成事業の神輿補助は政教分離に反するため、公金支出の返還請求	21.11.27	4		① 22.1.7 ② 却下 ③ 法242条第1項の所定の要件を具備していないから	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
埼玉県	宮代町	① 町長 ② 不適当な懲戒処分による違法又は不当な給与の支給 ③ 過払い給与の返還請求	22.9.29	1	1日 口頭	① 22.11.24 ② 棄却 ③ 当該懲戒処分が違法又は不当でないから、給与の支給も違法又は不当でない	無
埼玉県	宮代町	① 町長 ② 違法又は不当に公金の徴収を怠り、不納欠損額を生じさせた ③ 町長に対する損害賠償請求	23.12.16	1		① 23.12.27 ② 取下げ ③ 取下げによるもの	無
埼玉県	宮代町	① 町長 ② 違法又は不当に公金の徴収を怠り、不納欠損額を生じさせた ③ 町長に対する損害賠償請求	24.2.27	1		① 24.4.11 ② 却下 ③ 請求期間経過によるもの	無
計		64件					有 14件 無 50件
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(選挙管理委員への月額報酬支出は違法又は不当) ③ 市長に対する選挙管理委員報酬の条例改正による日額化	21.4.1	1団体 (代表幹事2名)	21.4.30 口頭による	① 21.5.28 ② 却下 ③ 条例改正は請求の対象外	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結とこれに基づく支出(補償協定の内容は違法又は不当) ③ 協定の相手方ないし自治会・管理組合に対する損害額の返還請求、担当職員に対する損害額の返還請求	21.5.25	1団体 (代表幹事2名)	21.6.16 口頭による	① 21.7.24 ② 合議不調 ③	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分(固定資産税及び都市計画税の減免は違法又は不当) ③ 市長に対する固定資産税及び都市計画税の減免取消と当該税の徴収	21.10.8	1	21.11.2 口頭による	① 21.12.4 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財産の処分とは認められない	有
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(市議会会派へ交付した政務調査費は違法又は不当) ③ 各会派に対する政務調査費の返還請求	21.11.5	1団体 (代表幹事2名)	21.11.19 口頭による	① 22.1.4 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(市議会議員へ交付した政務調査費は違法又は不当) ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	21.11.26	1	21.12.17 口頭による	① 22.1.22 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(市議会議員へ交付した政務調査費は違法又は不当) ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	22. 1. 25	1団体 (代表幹事2名)	22. 2. 12 口頭による	① 22. 3. 26 ② 一部認容 ③ 議員に対する政務調査費の一部について返還請求など	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(市議会会派及び議員へ交付した政務調査費は違法又は不当) ③ 会派及び議員に対する政務調査費の返還請求	22. 3. 31	1団体 (代表幹事2名)	22. 4. 20 口頭による	① 22. 5. 28 ② 一部認容 ③ 会派及び議員に対する政務調査費の一部について返還請求など	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の処分(固定資産税及び都市計画税の減免は違法又は不当) ③ 市長に対する固定資産税及び都市計画税の減免取消と当該税の徴収	22. 4. 23	1		① 22. 5. 24 ② 却下 ③ 請求までの期間経過について正当な理由がない	有
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結(随意契約による管理業務委託及び物品供給は違法又は不当) ③ 市長に対する当該業務の随意契約の取り止めと一般競争入札化	22. 7. 21	1団体 (代表幹事2名)	22. 8. 9 口頭による	① 22. 9. 17 ② 合議不調 ③	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実(固定資産税及び都市計画税の減免取消の未実施は違法又は不当) ③ 担当職員に対する損害賠償請求	22. 9. 9	1	22. 9. 27 口頭による	① 22. 11. 8 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財産の管理を怠る事実とは認められない	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実(自動販売機設置に係る行政財産目的外使用許可を公募貸付に変更しないことは違法又は不当) ③ 市長に対する行政財産目的外使用許可による自動販売機設置の取り止めと公募貸付化	22. 10. 27	1団体 (代表幹事2名)	22. 11. 22 口頭による	① 22. 12. 20 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財産の管理を怠る事実とは認められない	無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(市議会議員へ交付した政務調査費は違法又は不当) ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	23. 2. 10	1団体 (代表幹事2名)	23. 3. 1 口頭による	① 23. 4. 11 ② 合議不調 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出(市議会会派及び議員へ交付した政務調査費は違法又は不当) ③ 会派及び議員に対する政務調査費の返還請求	23. 2. 18	1	23. 3. 1 口頭による	① 23. 4. 19 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは認められない	有
千葉県	千葉市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理を怠る事実(自動販売機設置に係る設置許可を公募貸付に変更しないことは違法又は不当) ③ 市長に対する設置許可による自動販売機設置の取り止めと公募貸付化	23. 11. 2	1団体 (代表幹事2名)	23. 11. 22 口頭による	① 23. 12. 22 ② 却下 ③ 法令が実施を排除していることを求める請求内容は不適法	無
千葉県	銚子市	① 市長 ② 学校法人への市有地売却(学校法人が市へ返還する補助金の一部をその市有地代金に充てることは違法不当である。) ③ 当該行為の防止、是正	(22. 2. 1)	4		① 22. 2. 16 ② 不受理却下 ③ 違法不当な財務会計上の行為にあたらぬ	無
千葉県	銚子市	① 市長 ② 委任契約に基づく実費支払について ③ 違法又は不当な財務会計上の行為の是正	(22. 8. 5)	1		① 22. 8. 6 ② 取下げ(不受理) ③ 請求要件整わず	無
千葉県	銚子市	① 市長 ② 委任契約に基づく実費支払について正式な手続きがなされていない ③ 違法又は不当な財務会計上の行為の是正	22. 8. 12	1	証拠提出及び陳述の機会付与について22. 8. 24通知 陳述実施日22. 8. 30	① 22. 9. 30 ② 棄却 ③ 当該支出に違法不当性はない	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(1) ③ 市長に対する損害賠償請求、補助金交付決定の取消し等	21. 8. 12	1	21. 9. 10に実施(文書で通知)	① 21. 10. 7 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法又は不当な点はない	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(2) ③ 市長に対する損害賠償請求、補助金交付決定の取消し等	21. 8. 25	1	21. 9. 10に実施(文書で通知)	① 21. 10. 7 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法又は不当な点はない	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(3) ③ 市長に対する損害賠償請求、補助金交付決定の取消し等	21. 8. 25	1	21. 9. 10に実施(文書で通知)	① 21. 10. 7 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法又は不当な点はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	市川市	① 市長 ② 固定資産税・都市計画税の免除措置 ③ 当該免除措置の取消し、当該免除税の徴収	21.11.13	1	21.12.11に実施（文書で通知）	① 22.1.8 ② 棄却 ③ 当該税の免除措置については条例に基づく減免事由が存在し、適法である	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(4) ③ 市長に対する損害賠償請求	22.2.19	1	22.3.15に実施（文書で通知）	① 22.3.31 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法又は不当な点はない	有
千葉県	市川市	① 市長 ② 固定資産税・都市計画税の免除措置 ③ 当該免除措置の取消し、当該免除税の徴収	22.2.19	1	22.3.15に実施（文書で通知）	① 22.3.31 ② 棄却 ③ 当該税の免除措置については条例に基づく減免事由が存在し、適法である	有
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(5) ③ 補助金交付団体に対する返還請求等	23.7.22	1	取下げにより未実施	① 23.9.6 ② 取下げ ③ 内容の不備によるもの	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(6) ③ 補助金交付団体に対する返還請求等	23.9.6	1	請求人から陳述は行わない旨の申出があったことにより未実施	① 23.10.25 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法又は不当な点はない	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(6) ③ 補助金交付団体に対する返還請求等	23.9.6	1	請求人から陳述は行わない旨の申出があったことにより未実施	① 23.10.25 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法又は不当な点はない	無
千葉県	市川市	① 市長 ② 条例に基づく補助金の支出(7) ③ 補助金交付団体に対する返還請求等	23.9.6	1	請求人から陳述は行わない旨の申出があったことにより未実施	① 23.10.25 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法又は不当な点はない	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 固定資産税・都市計画税の一部減免は違法または不当である。 ③ 減免の取り消しと減免額の返還を求める	21.10.7	1	21.11.13監査会議において陳述の機会を与えた	① 21.12.4 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 固定資産税・都市計画税の一部減免は条例違反である。 ③ 減免額の返還を求める	21.10.7	1	21.11.13監査会議において陳述の機会を与えた	① 21.12.4 ② 却下 ③ 要件を欠く	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 固定資産税・都市計画税の一部減免は違法または不当である。 ③ 減免措置の取り消しと減免額の徴収を求める	22.12.7	1	23.1.25陳述の機会を与えたが希望なし	① 23.2.1 ② 却下 ③ 請求の利益を欠く	無
千葉県	船橋市	① 市長 ② 固定資産税・都市計画税を全額免除した措置は違法または不当である ③ 減免の取り消しと減免額の徴収を求める	23.3.30	1	23.4.27陳述の機会を与えたが希望なし	① 23.5.23 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	有
千葉県	船橋市	① 市長 ② 町会から水増請求された町会自治会等交付金は違法不当に財産の管理を怠るものである ③ 交付金を返還するよう町会に求めること	23.8.24	1		① 23.10.7 ② 却下 ③ 要件を欠く	無
千葉県	館山市	① 市長 ② 市長交際費からの盆踊り大会等へのお祝い金支出が違法かつ不当 ③ 市長個人に対し、損害賠償請求	22.10.21	1	22.11.2 陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えた。	① 22.12.16 ② 棄却 ③ 違法性はない	無
千葉県	館山市	① 市長 ② 水路敷地売買契約は行政財産の売払いにあたり違法な契約 ③ 所有権移転登記の差止めあるいは、取消。暫定停止勧告。	24.1.11	4	24.2.7 陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えた。	① 24.3.9 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
千葉県	館山市	① 市長 ② 水路敷地売買契約は行政財産の売払いにあたり違法な契約 ③ 所有権移転登記の差止めあるいは、取消。暫定停止勧告。	24.1.12	10	24.2.7 陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えた。	① 24.3.9 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
千葉県	館山市	① 市長 ② 水路敷地売買契約は行政財産の売払いにあたり違法な契約 ③ 所有権移転登記の取消	24.1.25	163	24.2.7 陳述及び新たな証拠の提出の機会を与えた。	① 24.3.21 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
千葉県	松戸市	① 市長 ② (1)A氏の採用は不適法である。(2)A氏の給料は給与条例との均衡を失し著しく高額である。 ③ A氏の解任と既に支払われた給料を補てんするよう求める。	22.9.21	1		① 22.11.17 ② 棄却 A氏の採用は法に則って行われており、給料の額についても一定の合理性があり、均衡を失して高額とはいえない。 ③	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	松戸市	① 市長 (1) A氏の採用は不適法である。(2) 政策推進研究室はA氏の採用のため設置されており不適法である。(3) A氏の給料は給与条例との均衡を失し著しく高額である。 ③ 既に支払われた給料の返還と、研究室立ち上げに要した費用とを補てんするよう求める。	22.11.11	1		① 23.1.6 ② 棄却 A氏の採用は法に則って行われており、給料の額についても一定の合理性があり、均衡を失して高額とはいえない。課の設置については市長の裁量により行い得るものである。	無
千葉県	松戸市	① 市長 ② (1) A氏の採用は不適法である。(2) A氏の給料は給与条例との均衡を失し著しく高額である。 ③ A氏の解任と既に支払われた給料の返還を求める。	22.11.12	27		① 23.1.6 ② 棄却 A氏の採用は法に則って行われており、給料の額についても一定の合理性があり、均衡を失して高額とはいえない。	無
千葉県	松戸市	① 市長 ② (1) A氏の採用は不適法である。(2) A氏の給料は給与条例との均衡を失し著しく高額である。 ③ A氏の解任と既に支払われた給料の返還を求める。	22.11.18	4		① 23.1.6 ② 棄却 A氏の採用は法に則って行われており、給料の額についても一定の合理性があり、均衡を失して高額とはいえない。	無
千葉県	松戸市	① 市長 ② (1) A氏の採用は不適法である。(2) A氏の給料は給与条例との均衡を失し著しく高額である。 ③ A氏の解任と既に支払われた給料の返還を求める。	22.11.22	2		① 23.1.6 ② 棄却 A氏の採用は法に則って行われており、給料の額についても一定の合理性があり、均衡を失して高額とはいえない。	無
千葉県	松戸市	① 事務従事職員 ② 市職員が作成し貼付したポスターは特定の候補者を支援するもので、公職選挙法及び地方公務員法に違反する。 ③ ポスター作成費用及び職員の給与の返還を求める。	22.11.29	2		① 23.1.14 ② 棄却 ポスター作成等の行為は公職選挙法違反及び地方公務員法違反にはあたらない。	無
千葉県	松戸市	① 市長 市長が病院建替委員会の答申を一切無視し、答申案を無に帰せしめたことから、市に対し答申案作成に要した費用相当額の損害を与えている。 ③ 病院建替検討委員会に要した費用の返還を求める。	23.7.6	1		① 23.8.29 ② 棄却 ③ 公金の不当な支出の事実は認められない。	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 視察研修に対する旅費等の返還請求	21.4.7	3	21.4.24 請求人意見陳述(請求の要旨の補足説明)	① 21.6.5 ② 一部認容 ③ 旅費等の返還措置を勧告	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出及び財産の管理を怠る事実 ③ 監査結果の再審査請求	(21. 6. 30)	3		① 21. 7. 10 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象外	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 団体に対する補助金の返還請求	21. 11. 25	1	21. 12. 22 請求人意見陳述(請求の要旨の補足説明)	① 22. 1. 15 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 政務調査費の一部である出張旅費等の返還請求	22. 3. 30	1	22. 4. 23 請求人意見陳述(請求の要旨の補足説明及び新たな証拠提出)	① 22. 5. 28 ② 一部認容 ③ 旅費の返還措置を勧告	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 不適正な政務調査費の返還請求を怠る行為 ③ 政務調査費の一部の返還請求	23. 4. 26	2	23. 5. 24 請求人意見陳述(請求の要旨の補足説明及び誤記訂正)	① 23. 6. 24 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 損害を与えた金額の支払請求	23. 6. 6	1	23. 6. 30 請求人意見陳述(請求の要旨の補足説明及び新たな証拠提出)	① 23. 7. 21 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
千葉県	野田市	① 市長及び下水道課係長 ② 不当・違法行為 ③ 厳重警告を発する請求	(23. 5. 12)	1		① 23. 5. 20 ② 不受理却下 ③ 請求要件を欠き不適法	無
千葉県	成田市	① 市長 ② 開発に伴う市道等公共財産の管理 ③ 公金の支出に対する必要な措置	21. 8. 24	1	1人につき概ね30分	① 21. 10. 19 ② 棄却 ③ 理由がないため	無
千葉県	成田市	① 市長 ② 在日本大韓民国民団千葉県支部の減免措置 ③ 減免措置の取消及び減免額の徴収	21. 11. 13	1		① 21. 12. 11 ② 取下げ ③	無
千葉県	成田市	① 市長 ② 障がい者のしおりの記載内容の不備 ③ 市民、市当局に与えた損害に対する必要な措置	(22. 4. 22)	1		① 22. 5. 25 ② 不受理却下 ③ 市に損害がない	無
千葉県	成田市	① 市長 ② 補助金の支出 ③ 市が過去5年度に支払った金員の返還	22. 7. 1	1	1人につき概ね30分	① 22. 8. 2 ② 棄却 ③ 理由がないため	無
千葉県	成田市	① 市長 ② 土砂等の搬入事業 ③ 損害額の返還	22. 11. 26	1	1人につき概ね30分	① 23. 1. 5 ② 棄却 ③ 理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	成田市	① 市長 ② 政務調査費の使途 ③ 政務調査費の返還	23. 4. 14	1	1人につき概ね30分	① 23. 5. 23 ② 棄却 ③ 理由がないため	無
千葉県	成田市	① 市長 ② JR成田駅東口第二種市街地再開発事業における再開発ビル計画 ③ 予算執行の停止と凍結	23. 11. 30	5	4人で60分	① 23. 12. 28 ② 棄却 ③ 理由がないため	有
千葉県	成田市	① 市長 ② 表参道整備事業におけるセットバック事業費 ③ 本来目的に沿った補助金の支出を行うこと	23. 11. 30	3	2人で30分	① 23. 12. 28 ② 棄却 ③ 理由がないため	無
千葉県	佐倉市	① 担当職員 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の履行中止、損害賠償請求	21. 5. 20	1	21. 6. 23 口頭	① 21. 7. 17 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 政務調査費の返還請求	22. 3. 31	1	22. 4. 23 口頭	① 22. 5. 28 ② 棄却 ③ 当該公金支出に違法性はない	無
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	22. 12. 17	1	23. 1. 26 口頭	① 23. 2. 14 ② 棄却 ③ 本件請求には理由がない	無
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 債務を喪失したことによる損失 ③ 市長及び市議会議員に対する返還請求	22. 12. 21	4		① 23. 1. 26 ② 却下 ③ 法第242条第2項の要件を欠く	無
千葉県	佐倉市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 市長に対する返還請求	23. 2. 4	2		① 23. 3. 1 ② 却下 ③ 法第242条第2項の要件を欠く	無
千葉県	習志野市	① 市長 ② 不当な公金の支出（人事権を乱用し不必要な人件費の支出） ③ 損害金の返済請求	21. 9. 18	1	21. 10. 2証拠の提出及び意見の陳述	① 21. 11. 2 ② 棄却 ③ 人件費は適法支出であり不当事由は認められない	無
千葉県	習志野市	① 市長 ② 不当な公金の支出（都市公園へ元職員の再雇用を撤回し、損害金の返済） ③ 損害金の返済請求	23. 7. 15	1	23. 8. 1証拠の提出及び意見の陳述	① 23. 9. 2 ② 棄却 ③ 賠償責任は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	習志野市	① 市長 ② 不当な公金の支出（市議会議員選挙のポスター代の不正請求・不正受給） ③ 不正請求、不正受給分の返還請求	24.2.21	1	24.3.9証拠の提出及び意見の陳述	① 24.4.10 ② 棄却 ③ 不正請求、不正受給の事実は認められない	有
千葉県	柏市	① 市長 ② 違法な支出（政務調査費の支出は違法） ③ 違法不当に支出された公金の返還	21.6.1	3		① 21.7.13 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
千葉県	柏市	① 市長 ② 財産の処分（固定資産税及び都市計画税の減免措置） ③ 財産の処分行為の取り消し	21.11.16	1	1日 口頭陳述	① 22.1.13 ② 合議不調 ③	無
千葉県	柏市	① 市長 ② 違法・不当な支出 ③ 不明確	22.5.25	1		① 22.5.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性及び求める措置の内容が不明確である	無
千葉県	柏市	① 市長 ② 違法・不当な支出(第三者が負担すべき費用である) ③ 市長・副市長が連帯して返還すること	23.5.30	8	1日 口頭陳述	① 23.7.26 ② 合議不調 ③	有
千葉県	柏市	① 市長 ② 違法・不当な支出(第三者が負担すべき費用であったため不当利得請求すべき) ③ 市長が第三者に対し不当利得の返還請求すること	24.3.28	5	1日 口頭陳述	① 24.5.18 ② 合議不調 ③	無
千葉県	勝浦市	① 市長 ② 不当な契約、支出（聴取の状況調査もしていない防災無線の保守管理委託料支出は不当） ③ 不当な支出を改め難聴対策を講ずること	21.9.28	1		① 21.11.24 ② 一部認容（一部棄却） 当該支出に不当性はないが、難聴地域の把握確認、対策について調査検討すること ③	無
千葉県	勝浦市	① 市長 ② (仮称)市民文化会館の計画は杜撰 ③ 計画をやり直すこと	21.12.15	1		① 22.1.5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性、不当性を具体的かつ客観的に提示していない	無
千葉県	勝浦市	① 市長 ② 不当な支出（非民主的、不透明な団体が運営主体の事業に公金を支出するのは不当） ③ 予算化した支出をやめる	22.7.23	1		① 22.9.16 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性、不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	勝浦市	① 市長 ② 不当な支出（区民が参加していない清掃に報奨金を支出しているのは不当） ③ 報奨金を返還させること	22.11.8	1		① 23.1.6 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性、不当性はない	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 学童保育事業委託契約に係る委託料について、事業を受託した団体に対する返還請求を怠っている行為。 ③ 返還請求を怠っているため、返還請求するように勧告されたい。	21.5.27	124	1日。 証拠の提出及び陳述の機会の付与。	① 21.7.23 ② 一部認容 ③ 委託契約に係る委託料について、事業を受託した団体に対して返還するよう求めることを講じるよう勧告する。	無
千葉県	市原市	① 市長 ② 政務調査費を支出した市議会各会派に対する返還請求を怠っている行為。 ③ 不正に支出された政務調査費を市に返還させるよう求める。	24.2.28	1	1日。 証拠の提出及び陳述の機会の付与。	① 24.4.26 ② 一部認容 ③ 政務調査費を支出した市議会各会派に対する返還請求を怠っているため、返還するよう求めることを講じるよう勧告する。	有
千葉県	流山市	① 市長 ② 自治会等交付金 ③ 違法または不当な財務会計上の行為	21.7.10	1	18日、郵送による陳述及び立会い等に関する意向確認	① 21.9.3 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
千葉県	流山市	① 市長 ② 運河駅自由通路及び橋上駅舎整備工事 ③ 協定の締結の違法、無効行為	24.3.31	1	25日、郵送による陳述及び立会い等に関する意向確認	① 24.5.30 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	有
千葉県	八千代市	① 市長 ② 現在建設中の新設小学校校舎建設に係る支出 ③ 校舎建設及び開校の中断	22.3.19	1	期間：1日 方法：非公開	① 22.5.18 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為は適切	無
千葉県	八千代市	① 市職員 ② 議選監査委員の報酬に係る支出 ③ 報酬の返還	22.7.23	4	該当無	① 22.8.23 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
千葉県	我孫子市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市県民税・介護保険料賦課徴収の訂正	(22.6.17)	1		① 22.6.28 ② 不受理却下 ③ 地方自治法242条第1項の要件を不備	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	我孫子市	① 市職員 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 資産の回復及び施設管理者の変更	24.3.5	1	24.3.27 陳述の機会を与える 24.3.20 辞退の申し出	① 24.4.19 ② 棄却 ③ 請求の事実がないものと認められるため	無
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 自治会連合協議会等事務委託料に係る不当利得 ③ 自治会連合協議会等事務委託料の返還	21.7.13	1	陳述の期間：1日 関係人出席した中での陳述を行った。	① 21.9.2 ② 棄却 ③ 許容範囲とみなしたため	有
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 職務専念義務違反（自連協事務兼務） ③ 自治会連合協議会等事務委託料の返還	22.5.11	1		① 22.6.14 ② 受理前却下 ③ 補正不承諾	有
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 自治会連合協議会事務等事務委託に係る使途について（理事報酬） ③ 自治会連合協議会等事務委託料の返還	23.1.12	1		① 23.2.21 ② 受理前却下 ③ 期間制限の適用	有
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 職務専念義務違反（自連協事務兼務）及び行政財産使用許可 ③ 業務行為の差し止め	23.3.8	1		① 23.4.13 ② 受理前却下 ③ 一事不再理の適用及び財務会計と無関係	有
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 自治会連合協議会事務等事務委託に係る使途について（理事報酬） ③ 自治会連合協議会等事務委託料の返還	23.6.29	1		① 23.8.24 ② 受理前却下 ③ 一事不再理の適用	無
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 職務専念義務違反（自連協事務兼務） ③ 自治会連合協議会等事務委託料の返還	23.8.1	1		① 23.9.29 ② 受理前却下 ③ 一事不再理の適用	有
千葉県	鎌ヶ谷市	① 市長 ② 自治会連合協議会等事務委託料に係る不当利得 ③ 業務行為の差し止め	23.11.24	1		① 24.1.23 ② 受理前却下 ③ 監査請求適用外	有
千葉県	浦安市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 請求人の土地に対する固定資産税評価及び固定資産税額の取消し	21.5.18	1		① 21.6.11 ② 棄却 ③ 同一人による同一案件の請求	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	浦安市	① 市長 ② 公金の支出 ③ H20年度に支出した政務調査費に対する損害補てん	22.4.5	10		① 22.5.18 ② 棄却 ③ 政務調査費の違法又は不正な支出はない	有
千葉県	印西市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（政務調査費） ③ 政務調査費の返還、会派の調査研修体制の改善	21.4.8	1	1日 関係職員立会いのもとでの陳述	① 21.5.26 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性又は不当性はない	無
千葉県	印西市	① 市長 違法な財務会計行為が相当の確実さで予測される（法的効力のない審議資料を議案として議会に提出したことは違法でありその議決は無効である） ② ③ 当該財務会計行為の停止	21.11.10	1	1日 関係職員立会いのもとでの陳述	① 21.12.15 ② 棄却 ③ 議案提出手続きに違法性はなく、これに係る議決も無効でない	有
千葉県	印西市	① 選挙管理委員会委員（旧本埜村） ② 選挙管理委員会が行ったリコールの事務手続きは違法である ③ 当該事務に関して支払った選挙管理委員会委員報酬及び費用弁償の返還	(21.11.12)			① 21.11.30 ② 不受理却下 ③ 請求対象行為が財務会計上の行為でなく要件に欠ける	無
千葉県	印西市	① 村長（旧本埜村） ② 民意に反して合併に反対し村長の職に居座り続けることは違法又は不当である ③ 違法又は不当に居座り続ける村長に対する報酬の支払いの停止	(21.12.14)			① 22.1.14 ② 不受理却下 ③ リコール成立により請求に理由がなくなった	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理 市の管理義務違反により生じた公衆用道路の排水機能回復及び虚偽の申請により行埋立てられた土砂の入れ替え、相手方事業者に対する訴追など ③	22.10.7	1	1日 関係職員立会いのもとでの陳述	① 22.11.22 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為に違法性又は不当性があるとは言えず、市に損害をもたらす可能性はない	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 法定外公共物の管理に対する事務を怠ったことにより行政財産の土地の評価の低減を招いている 不法不当に埋設されたコンクリートガラの撤去、器物を損壊した施工業者の告発、公務員の告発義務違反による関係職員の処分 ③	(23.2.15)			① 23.3.3 ② 不受理却下 ③ 主張事実を裏付けする程度の証拠書類等の提出がなかったため、要件に欠ける	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	印西市	① 市長 ② 議会だより編集委員会の行った行政視察は事務手続き上違法であり、内容は送別懇親旅行である ③ 本件視察に支出した交通及び宿泊費の返還	(23. 5. 16)			① 23. 6. 8 ② 不受理却下 ③ 主張事実の要点に対する客観的事実を証明する書面の提出が無く、要点に欠ける	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 前記の監査請求の却下に承服できないとして、再度請求したもの ③ 本件視察に支出した交通及び宿泊費の返還	(23. 6. 20)			① 23. 6. 29 ② 不受理却下 ③ 請求期間の徒過により、要件に欠ける	有
千葉県	印西市	① 市長、部長、課長、担当職員 ② 農地や河川へ影響のある土砂が市の管理地に埋められており、将来、市に損害を与える可能性がある ③ 土砂の入れ替えを行い、将来の損害発生の可能性をなくすこと	(23. 6. 21)			① 23. 7. 7 ② 不受理却下 ③ 当該行為に違法性又は不当性はない	無
千葉県	印西市	① 市長 ② 土地一時使用契約を締結した行為は不当かつ違法である ③ 建物の取り壊し及び土地の返還を停止するよう勧告すること	(24. 3. 8)			① 24. 4. 5 ② 不受理却下 ③ 契約行為に違法性又は不当性があるとは言えず、市に損害をもたらす可能性はない。	有
千葉県	白井市	① 市長 ② 市長の公約を市ホームページに掲載したこと及びマニフェストの進捗状況を広報紙に掲載することは不当 ③ ホームページ掲載部分の削除及び広報紙にかかった経費の返還	22. 3. 11	1		① 22. 3. 19 ② 要件審査で却下 ③ 財務会計上の行為にあたらぬ	無
千葉県	白井市	① 市長・総務部長・企画政策課長 ② 市が議会が否決した予算について、市民に対してチラシの配布、広報及び説明会を行ったことは、自治法違反 ③ 広報及びチラシ作製経費及び説明会に係る人件費の返還	22. 6. 14	5		① 22. 6. 30 ② 要件審査で却下 ③ 財務会計上の行為にあたらぬ	無
千葉県	白井市	① 市長・総務部長・企画政策課長 ② チラシ、広報、ホームページ等による北総線運賃値下げのための千葉県、沿線自治体、鉄道事業者の同意事項を推奨する呼びかけが違法、不当 ③ ホームページ掲載部分の削除及び広報紙にかかった経費の返還	22. 6. 24	1		① 22. 7. 7 ② 要件審査で却下 ③ 財務会計上の行為にあたらぬ	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
千葉県	白井市	① 市長 ② 契約の締結（違法な専決処分）、それに伴う公金の支出 ③ 補助金の支払い差し止め	22.10.14	13	①陳述期間（1日）②方法は傍聴人立会いの下請求人8名を呼び証拠の提出及び陳述を行った	① 22.11.30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
千葉県	白井市	① 市長 ② 公金の支出（補助金の支出） ③ 市長及び相手側に対する損害賠償請求	22.10.21	15	①陳述期間（1日）②方法は傍聴人立会いの下請求人8名を呼び証拠の提出及び陳述を行った	① 22.11.30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
千葉県	山武市	① 市長 山武市職員給与に関する条例違反・組合立国保成東病院への派遣職員4人が組合立国保成東病院業務に従事している事実を認知しながら山武市職員給与条例に従って給与を支給しているのは、条例違反。 ② ③ 支払済みの人件費4人分の返還を求める請求。	21.11.13	2	地方自治法第242条第6項の規定により、21.12.9請求人に陳述の機会を与え、これを聴取した。	① 21.12.28 ② 棄却 人件費4人分に対して山武市職員給与条例に従って支払っている事実が無いことを確認したので、請求人の主張には、理由が無い。 ③	有
千葉県	横芝光町	① 町長 ② 予算の執行が政治活動に利用され財産的損出 ③ 予算の執行相当額を返還	22.3.23	1		① 22.5.14 ② 棄却 ③ 請求内容に事実関係がない	無
計		109件					有 29件 無 80件
東京都	港区	① 区長 i 特別区道の市街地再開発組合への違法な譲渡 ② ii 市街地再開発事業における市街地再開発組合に対する違法な補助金交付決定 i 廃止した特別区道の登記名義の回復と区が被った損害の補填 ③ ii 再開発組合に対する補助金の交付決定の取消し、補助金交付の差し止め、または補助金の返還	22.1.13	11	22.2.10に監査委員室において監査委員全員が出席し陳述する機会を設けた。	① 22.3.11 i 却下 ② ii 棄却 i 請求期間途過による ③ ii 本再開発事業は、適正な手続きを経て決定され、実施されている。補助金の交付手続きも適正であり違法であるとの主張には理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	港区	① 区長 ② 市街地再開発事業における市街地再開発組合に対する違法な補助金交付決定 ③ 市街地再開発組合に対する本年度以降の補助金交付の差止め	22.11.9	10	22.12.9に監査委員室において監査委員全員が出席し陳述する機会を設けた。	① 22.12.22 ② 棄却 ③ 本再開発事業は、適正な手続きを経て決定され、実施されている。補助金の交付手続きも適正であり違法であるとの主張には理由がない	有
東京都	新宿区	① 区長 ② 遺贈された財産の取得を放棄したことは違法かつ不当である。 ③ 権利を放棄した財産の時価に相当する金額の返還を区長に請求する。	21.10.9	1	21.11.5 陳述の機会	① 21.12.7 ② 棄却 ③ 権利の放棄の議決は議会の自主的判断として尊重されるべきで、議案を提出した区長の判断に裁量権の逸脱は又は濫用はない。	有
東京都	新宿区	① 区長 ② 区有地と民有地の土地交換について、同価格の土地と評価し等価で交換した行為は評価に誤りがあり違法である。 ③ 不動産鑑定士による複数の鑑定評価を行い、土地交換契約を解除して、その評価を基礎に適正な価額で契約すること。	21.10.28	1		① 21.11.24 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	新宿区	① 教育委員会職員 ② 区所有地上（道路）に私人が法的根拠なくして構造物（杭）を設置することは不法占拠であり、区は財産の管理を怠っている若しくは特定の者への便宜供与により公益を損なっている。 ③ 本件道路のうち区が所有する部分の適正な管理を求める。	22.6.18	1	22.7.21に陳述の機会（執行機関立会い）併せて執行機関へ陳述の機会	① 22.8.6 ② 棄却 ③ 住民監査請求時点において、区は現存する杭の寄附を受け所有権を取得し、道路と一体的なものとして管理しているので財産の管理を怠る事実があるとはいえない。また、杭は地域の公益性にも寄与しており、特定の者への便宜供与に当たらない。	無
東京都	新宿区	① 区長 ② 同報系行政無線のデジタル化契約について、緊急時に役に立たず、違法な運用をしており、議会が審議を尽くしていないことから違法・不当である。 ③ デジタル工事の契約を解除し、予算の執行停止を求める。	23.6.17	1	23.7.22に陳述の機会（執行機関立会い）併せて執行機関へ陳述の機会	① 23.8.12 ② 棄却	無
東京都	墨田区	① 区長ら執行機関 ② 21.3.31付けの土地売買契約 ③ 区長ら執行機関に対する損害賠償請求、売却契約の白紙撤回	23.3.31	1		① 23.4.27 ② 請求を受理せず却下 ③ 当該行為から1年を経過	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	江東区	① 区長 ② 政務調査費の返還請求（使途基準に違反した違法な支出である。） ③ 返還請求、支出負担行為者に対する損害賠償請求	22.1.7	4	1日 監査委員に対する陳述	① 22.3.5 ② 棄却 ③ 使途基準に違反していない	無
東京都	江東区	① 区長 ② 旅費等の違法な支出（地方自治法2条14項等に違反した違法な支出である。） ③ 区長及び支出負担行為者に対する損害賠償請求、旅費等を受給した職員に対する返還請求	23.2.12	4		① 23.3.14 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
東京都	江東区	① 区長 ② 旅費等の違法な支出（地方自治法2条14項等に違反した違法な支出である。） ③ 区長及び支出負担行為者に対する損害賠償請求、旅費等を受給した職員に対する返還請求	23.4.8	4		① 23.4.28 ② 却下 ③ 請求期間の徒過	無
東京都	江東区	① 区長 ② 違法な契約の締結及び支出（要綱の規定に反した違法な支出である。） ③ 区長に対し必要な措置を執るよう勧告すること	23.5.28	4	1日 監査委員に対する陳述	① 23.7.25 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
東京都	江東区	① 区長 ② 政務調査費の返還請求（使途基準に違反した違法な支出である。） ③ 返還請求	24.3.5	8	1日 監査委員に対する陳述	① 24.5.1 ② 棄却 ③ 使途基準に違反していない	無
東京都	品川区	① 区長 ② 目黒駅前商店街振興組合がH20年度実施した「第13回目黒のさんま祭り」に対し、助成金を支出。 区への助成金返還請求 ③ 「廃棄物の処理および清掃に関する法律」および「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」の趣旨に反する事業に対する公金の支出であるため不当。	21.6.3	1		① 21.7.22 ② 却下 ③ 請求人の主観的見解を述べたものに過ぎず、品川区の財務会計上の行為の違法性または不当性を具体的かつ客観的に示したものは認められない。	無
東京都	品川区	① 区長 ② 目黒駅前商店街振興組合がH20年度実施した「第13回目黒のさんま祭り」に対し、助成金を支出。 区への助成金（一部）返還請求 ③ 粉塵、臭気等を周辺住民に対する配慮なしに大規模発生させた「野焼き」に対する公金支出は不当。	21.9.9	1		① 21.11.2 ② 却下 ③ 請求人の主観的見解をもって、品川区の財務会計上の行為の違法性または不当性を具体的かつ客観的に示したものは認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	目黒区	① 区長 ② 政務調査費の目的外の支出 ③ 区長に対し区議会議員及び会派に対する不当利得の返還請求権の行使を求める。	21.10.23	1	21.11.13 口頭陳述	① 21.12.21(2件合併審査) ② 棄却	有
東京都	目黒区	① 区長 ② 政務調査費の目的外の支出 ③ 区長に対し区議会議員及び会派に対する不当利得の返還請求権の行使を求める。	21.11.2	1		③ 当該支出に違法・不当性はない	有
東京都	目黒区	① 区長 ② 業務委託契約の予定額は不当であり随意契約締結は違法である。 ③ 区長に対し、区が被った損害を補填する措置を講ずることを求める。	22.6.16	1	なし(請求人意思による)	① 22.8.9 ② 棄却 ③ 当該契約に違法・不当性はない。	無
東京都	目黒区	① 区長 ② 住民税を差し押え(二重課税)、私的流用し公金を搾取した疑念がある。 ③ 区長に対し、当該職員の刑事訴追及び懲戒解雇、住民税の返還、賠償金及び慰謝料の支払を求める。	22.8.2	1		① 22.8.31 ② 却下 ③ 当該住民税差押えは財務会計上の行為に非該当。	無
東京都	目黒区	① 区長 ② 子ども手当の支給は区の損害発生が予測される。 ③ 区長に対し違法若しくは不当な公金を支出する行為を防止する措置を講ずることを求める。	23.1.31	1		① 23.2.21 ② 却下 ③ 当該手当ての支給は損害発生の可能性はない。	有
東京都	目黒区	① 記述なし ② 公的補助金による住民会議の広報誌の紙面は不公平・不公正なものとなっている。 ③ 補助金による紙面として不当であり、住区住民会議補助金の返還の措置を求める。	23.6.20	1		① 23.7.1 ② 却下 当該補助金は交付目的、交付条件に反するものとは認められず、財務会計上の行為に非該当。	無
東京都	目黒区	① 区長 土地の取得後、違法若しくは不当に財産の管理を怠ってきた。 ② また、取得目的に沿った利用がされなかったことにより、区に損害を与えた。 ③ 区長に対し、区が被った損害を補填するための必要な措置を講ずることを求める。	24.3.23	1	なし(請求人意思による)	① 24.5.16 ② 棄却 当該土地の取得後、違法、不当に財産の管理を怠り、区に損害を与えたとは認められない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	大田区	① 区長ほか ② 不作為により土地を購入しなかった。 ③ 不作為により土地を購入しなかったことは、購入の機会を逸失し区民に損害を与えた。	21.4.17	1		① 21.5.27 ② 却下 ③ 土地を購入しなかったことは、住民監査請求の対象とならない。	無
東京都	大田区	① 区長ほか ② 大田区総合体育館関連施設用地の購入 ③ 大田区総合体育館関連施設用地購入にあたり不正な支出があったので弁済を求める。	22.4.1	57	1日 口頭による陳述	① 22.5.24 ② 棄却 ③ 用地の購入は、各戸の価格を区財産価格審議会に諮問し評定・答申された価格に基づいている。よって、違法・不当な公金の支出ではない。	有
東京都	大田区	① 区長ほか ② 公園用地の用途変更により区民が不当な資金負担を負うと推定される。 ③ 土地活用について、説明責任を果たし無用、不当な資金負担の発生を防止する。	22.9.22	2		① 22.10.13 ② 却下 ③ 請求内容は、請求者の主観的な見解にすぎず、当該財務会計上の行為について違法性、不当性について具体的かつ客観的に適示しているとは認められない。	有
東京都	大田区	① 区長ほか ② 公園用地を保育園用地とする土地の用途変更により補助金が減額となる。また、仮園舎は、取り壊さずに継続使用すること。 ③ 土地活用について、公園用地として減額された補助金の弁償と仮園舎を継続して使用するよう求める。	23.2.21	1		① 23.3.11 ② 却下 ③ 請求人は、土地のすべてを公園用地とした場合と比較して、補助金が減額され、区民の負担となった。保育園用地の購入と公園用地の補助金減額は別個の行為である。仮園舎の継続利用は、請求人の主観的な見解を前提とした主張にすぎない。	有
東京都	大田区	① 区長ほか ② 公園用地の用途変更により補助金が減額となった。減額による区の負担増となった金額の賠償すること。 ③ 公園用地の用途変更により補助金が減額となった額を弁済するよう求める。仮園舎の長期使用により、取り壊し経費の損失回避を図るよう求める。	23.8.31	1		① 23.9.27 ② 却下 ③ 請求人は、土地のすべてを公園用地とした場合と比較して、補助金が減額され、区民の負担となった。保育園用地の購入と公園用地の補助金減額は別個の行為である。仮園舎の継続利用は、請求人の主観的な見解を前提とした主張にすぎない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	世田谷区	① 区長、本件担当者、本件担当者的上司、本件財務会計責任者 ② 中学校給食費会計の支出超過 ③ 違法に支出した公金の返還	21.10.28	1		① 21.12.25 ② 棄却 ③ 当該処理に違法性はない	有
東京都	世田谷区	① 保健福祉部長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金の返還等	21.11.11	6		① 21.12.25 ② 却下 ③ 財務会計の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示していない	無
東京都	世田谷区	① 各校長、各教員 ② 違法な給与の支出 ③ 公金の返還	23.2.17	1		① 23.3.28 ② 却下 ③ 区の財務会計行為に該当しない	無
東京都	世田谷区	① 区長 ② HP上の違法なセキュリティ設定及び設定費用の支出 ③ セキュリティ設定の解除及び設定費用の返還	23.11.14	1		① 24.1.10 ② 棄却 ③ 当該財務会計行為に違法性・不当性はない	無
東京都	世田谷区	① 区長 ② 補助事業者との債務弁済契約 ③ 補助事業者に対する速やかな措置又は区長による返還	24.1.31	2		① 24.3.28 ② 棄却 ③ 当該債務弁済契約に違法性はない	無
東京都	渋谷区	① 区長、選管委員及び選管事務局職員 ② 15.4.27に行われた渋谷区議会議員・区長選挙の公費負担ガソリン代 ③ 12人の候補者に返還を求め、本件に従事した選挙管理委員会委員及び同事務局職員に返還を求め	21.4.7	2		① 21.4.27 ② 却下 支出行為から1年を越えており、地方自治法第242条2項に該当すること、また、同項ただし書きの正当な理由に当たらない。 ③	有
東京都	渋谷区	① 区長、前総務課長 ② H19年度、20年度の総務部総務課の食糧費の内、H19.4.4支払分ほか10件の支出 ③ H19年度及び20年度の総務部総務課の食糧費の内、当該支払い分の相当金額の返還を求め	21.4.17	4	1日 口頭陳述	① 21.6.16 棄却 ② *11件中の6件は1年を経過しているため監査対象としなかった。 ③ 本件食糧費は、懇談会において提供された弁当代であり、社会通念上相当の範囲内である。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 区長公用車使用に要した経費 ア 予約したＪＲ特急に乗らずに、送迎させたものであり、職員の出勤手当と公用車のガソリン代・高速代、ＪＲ特急代の返還を求める。 ③ イ 区議会議員の後援会旅行でのあいさつに使用したものであり、職員の超過勤務手当等とガソリン代の返還を求める。 ウ 個人的な海外旅行の送迎に使用したものであり、高速代とガソリン代分と区職員に勤務をさせた出勤手当分の返還を求める。	21.6.18	2	1日 口頭陳述	① 21.8.17 ② 棄却 ア 職員が重要事項の報告をするため、また、各都市より贈られた交流記念品を運搬するため運行したものである。区長は、予約したＪＲ特急に乗車している。 ③ イ 社会通念上儀礼の範囲での列席である。 ウ 車内において区長公務を行う必要があったためである。	有
東京都	渋谷区	① 区長、当時の教育委員 ② 学校法人ホライゾン学園に対する渋谷区行政財産使用許可 ア 本件使用許可の取消しを求める。 ③ イ 本件使用許可に係る使用料免除の取消しを求める。 ウ H20.7.1～21.3.31の使用料免除相当額を支払うよう請求することを求める。	21.7.7	7	1日 口頭陳述	① 21.9.4 ② 棄却 ア 教育委員会による使用許可は相当の理由がある。 イ 使用料の免除が裁量権の逸脱であるとまではいえない。 ③ ウ 区に損害を与えたとは認められないため、使用料免除相当額を請求する必要はない。	有
東京都	渋谷区	① 区長 ② 区議会5会派の政務調査費の支出 ③ 区議会5会派に対するH20年度第1四半期の不当利得額の返還を求める	21.7.31	4	1日 口頭陳述	① 21.9.29 ② 棄却 政務調査費の用途の一部に、用途基準に反する支出が認められたところであるが、当該経費については、本件監査請求後に会派から返還が行われたため、不当利得は生じていない	無
東京都	渋谷区	① 区長、総務課長、前総務課長 ② 区長公用車使用等に要した該当経費の支出 ア 選挙応援のための使用であり、職員に支払った超過勤務手当とガソリン代の返還を求める ③ イ 余剰な区長公用車の購入及び維持に使われた経費の返還を求める	21.9.16	2	1日 口頭陳述	① 21.11.13 ② ア棄却 イ却下 ア 区長として特定候補者の応援のためのあいさつや演説をすること自体は認められている(自治省通達)ものであり、そのための公用車使用が、直ちに社会的相当性の域を明らかに逸脱したものとは言うことはできない。 ③ イ 区長公用車は1台であり、事実誤認に基づいた主張といえる。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	渋谷区	① 区長、当時の教育委員 ② 国際交流学級設立準備会に対する渋谷区行政財産使用許可 ア 本件使用許可の取消しを求める。 イ 使用料免除を取消し、適正な使用料の支払条件を求める。 ③ ウ H21. 4. 1～9. 30の使用料免除相当額の支払請求を求める。	21. 10. 1	8	1日 口頭陳述	① 21. 11. 30 ② 棄却 ア 教育委員会が使用許可を与える相当の理由がある。 イ 国際交流学級設置による教育効果が期待される以上、使用料免除は、教育委員会の裁量の範囲と認めることができる。 ③ ウ 区に損害を与えたとは認められず請求する必要はない。	有
東京都	渋谷区	① 区長 ② NPO法人おやじ日本による勤労福祉会館内スペースの使用 ア 勤労福祉会館内スペースに係る改修工事費の補填を求める。 ③ イ 区民部の企画部に対する本件使用許可の取消しを求める。 ウ H20. 11. 1～22. 3. 31の本件使用損害金の補填を求める。	22. 2. 23	9	1日 口頭陳述	① 22. 4. 23 ② ア及びイ いずれも却下 ウ棄却 ア 支出行為から1年を経過して監査請求がなされており、「正当な理由」も認められない。 ③ イ 財務会計上の行為でない。 ウ 委託事業執行の場としての使用であり、また、光熱水費等の徴収は、徴収しないことをもって直ちに違法・不当であるとはいえない。	有
東京都	渋谷区	① 区長、当時の教育委員 ② 国際交流学級設立準備会に対する渋谷区行政財産使用許可 ア 本件使用許可の取消しを求める。 ③ イ 本件使用許可に係る使用料免除の取消しを求める。 ウ H21. 10. 1～22. 3. 31の使用料免除相当額の支払請求を求める。	22. 3. 29	5	1日 口頭陳述	① 22. 5. 23 ア及びイ 一事不再理の原則により ② 監査対象事項としなかった。 ウ 棄却 ウ 本件使用料免除は、教育委員会の裁量の範囲であると認められる。なお、一事不再理の原則から、監査対象としなかった本件使用許可及び使用料免除の期間中の一部についての使用料免除相当額の請求部分も、一事不再理の原則により、併せて許されないところであるが、請求人の所論に鑑み、念のため判断した。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 区立中学校の給食保存検食等に係る食材料費の支出 ③ 区立中学校の給食会計に不明金があり、保存検食用食材料費等の損害金の補填を求める。	22. 3. 29	3		① 22. 4. 23 ② 却下 本件は、実質的に私費会計の用途内容の適否について、監査委員の判断を求めるものであって、住民監査請求の対象である当該地方公共団体の財務会計行為に該当せず、監査対象とならない。 ③	無
東京都	渋谷区	① 区長 ② トルコ共和国からの訪問団受入れに係る宿泊費 ③ 宿泊費相当額の返還を求める。	22. 9. 28	2	1日 口頭陳述	① 22. 11. 26 ② 棄却 ③ 区長に与えられた裁量権について、著しく逸脱したものとはいえない。	無
東京都	渋谷区	① 区長、当時の教育委員 ② NPO法人国際交流学級に対する渋谷区行政財産使用許可 ア 渋谷区行政財産使用許可を取り消せ。 ③ イ 渋谷区行政財産使用許可にかかる使用料免除を取り消せ。 ウ 使用料免除相当額を支払うよう請求せよ。	22. 11. 15	8	1日 口頭陳述	① 23. 1. 14 棄却 (ア 使用許可を取り消せという主張については監査対象としなかった) イ 教育委員会の裁量の範囲であると認められる。 ③ ウ 使用料免除相当額を請求する必要はない。	有
東京都	渋谷区	① 区長 ② NPO法人おやじ日本に対する渋谷区行政財産使用許可 ア 渋谷区行政財産使用許可を取り消せ。 ③ イ 渋谷区行政財産使用許可にかかる使用料免除を取り消せ。 ウ 使用料免除相当額を支払うよう請求せよ。	23. 2. 18	8	1日 口頭陳述	① 23. 4. 19 ② 棄却 ア 区が、NPO法人おやじ日本と委託協定を締結し、事業の執行場所を勤労福祉会館とすることは、勤労福祉会館の設立目的に叶うものである。 本件委託事業の遂行は、勤労福祉会館条例に定める目的に合致していると解される。 イ 使用料を徴収しないことをもって、直ちに違法、不当であるとは言えないと解される。 ウ 使用料免除相当額を請求する必要はない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	渋谷区	① 区長 ② NPO法人シブヤ大学による渋谷区神南分庁舎の一部使用 ア 渋谷サービス公社にシブヤ大学を神南分庁舎より退去させることを求め、そうでなければ、渋谷サービス公社に対する行政財産使用許可の取消を求める。 イ H22.4.1から23.3.17までのシブヤ大学使用部分の使用料の支払請求を求める。	23.3.17	2	23.4.7に証拠の提出及び陳述の機会を与えた	① 23.5.16 ② 棄却 ア 渋谷サービス公社のシブヤ大学への転貸禁止条項違反と解するが、損害は補填されている。また、使用許可取消し請求は、本件使用許可期間経過後において回復すべき法律上の利益はなく、請求の理由はない。 イ 使用料相当損害金を請求する必要はない。	無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 議長交際費から支払った各委員会副委員長の会費及び図書カード経費 ③ 支出相当額の返還を求める。	23.10.12	2	1日 口頭陳述	① 23.12.9 ② 棄却 正副委員長も議会を代表する性格を有している。 ③ 図書カードの支出は議長の裁量権の範囲内である。	無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 渋谷区サービス公社に対する株主代表訴訟の提起 ③ 株式会社渋谷サービス公社代表取締役に対する株主代表訴訟を提起させるための請求である。	23.10.31	3		① 23.11.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為にあたらぬ。	有
東京都	渋谷区	① 区長 ② 他人の名誉を毀損したコラムが掲載されているしぶや区ニュースの発行、配布等の経費 ③ 支出相当額を返還させることを求める。	24.1.18	2	1日 口頭陳述	① 24.3.16 ② 棄却 本件区ニュースに本件コラムを掲載しても8頁を超えなければ、区が支出する費用に増減の差異が生じない。区の支出に係る具体的な損害は発生していない。 ③	無
東京都	渋谷区	① 区長 ② 渋谷区サービス公社代表取締役に対する責任追及 ③ 株式会社渋谷サービス公社代表取締役に対する株主代表訴訟を提起させるための請求である。	24.3.27	2		① 24.4.27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為にあたらぬ。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	渋谷区	① 区長、当時の教育委員、当時の教育委員会事務局次長 ② NPO法人国際交流学級に対する渋谷区行政財産使用許可 ③ 23.4.1から24.3.27までの本件使用許可に基づく適正な使用料の補填を求める。	24.3.27	2	1日 口頭陳述	① 24.5.25 棄却（使用許可の取消しを求める部分は、監査対象外【判断の変更：財務会計行為としての財産管理行為又は怠る事実には当たらない。】） ② ③ 使用料の免除が裁量権の範囲であると認められ、区に損害を与えたとはいえない。	有
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な補助金の交付 ③ 補助金の返還請求	21.10.13	1	1日 意見陳述及び質疑応答	① 21.12.11 ② 棄却 ③ 補助金の交付に違法性はない	有
東京都	中野区	① 区長 ② 不当、違法な株式の取得 ③ 株式取得に係る経費の返還請求	21.10.27	1	1日 意見陳述及び質疑応答	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 請求の主張には理由がない	無
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な出資 ③ 追加出資に係る経費の返還請求	21.11.19	3		① 21.12.24 ② 却下 ③ 請求要件を充たしていない	無
東京都	中野区	① 区長 ② 不当、違法な株式の取得及び追加出資 ③ 株式取得及び追加出資に伴う経費の返還請求	22.3.18	10		① 22.5.10 ② 却下 ③ 請求要件を充たしていない	無
東京都	中野区	① 区長 ② 違法な公金の支出 ③ 政務調査に係る経費の返還請求	23.5.2	2	1日 意見陳述及び質疑応答	① 23.6.30 ② 棄却 ③ 請求の主張には理由がない	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 区議会議員の健康診断費用の支出（支出根拠となる条例がない） ③ 支出された健康診断費用の返還請求	21.4.16	1		① 21.4.24 ② 取下げ ③ 取下届に理由の記載なし	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 区議会議員の健康診断費用の支出（支出根拠となる条例がない） ③ 支出された健康診断費用の返還請求	21.5.8	1		① 21.5.14 ② 取下げ ③ 取下届に理由の記載なし	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 政務調査費の支出（政務調査活動以外の活動に不適切な支出がされている） ③ 支出された政務調査費の不当利得返還請求権の行使	21.5.8	1 (団体)	21.5.27 口頭陳述	① 21.6.29 ② 一部認容、一部棄却 ③ 政務調査費の一部について区長に対し返還請求するよう勧告	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	杉並区	① 区長 ② 非常勤監査委員に対する月額報酬の支出（在籍日数が少ない就任月の月額報酬の満額支給は違法・無効である） ③ 当該月額報酬に対する不当利得返還請求権の行使	21.7.16	1	21.7.31 口頭陳述	① 21.8.20 ② 棄却 ③ 月額報酬の支出は条例に基き適正に執行されている	有
東京都	杉並区	① 区長 ② 政務調査費による支出（政治資金パーティ券の購入は違法である） ③ 支出された政務調査費の不当利得返還請求権の行使	21.8.14	1	21.8.20 口頭陳述	① 21.9.29 ② 棄却 返還請求権を行使しなければならない程度の不当性があるとまでは言えない ③	有
東京都	杉並区	① 教育委員会 ② 運動施設の指定管理料（指定管理料の算定根拠が不明確であり、不当に高額な金額が支出されている） ③ 支出された指定管理料の返還請求	21.9.29	1	21.10.15 口頭陳述	① 21.11.16 ② 棄却 ③ 募集要項には主張の根拠とする記載は存在しない	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 政務調査費の支出（政務調査活動以外の活動に不適切な支出がされている） ③ 支出された政務調査費の不当利得返還請求権の行使	22.5.10	1 (団体)	22.5.14 口頭陳述	① 22.6.25 ② 一部認容、一部棄却 ③ 政務調査費の一部について区長に対し返還請求するよう勧告	無
東京都	杉並区	① 教育委員会 ② 温水プールの使用料（不当な抽選方式により、使用料の適正な賦課・徴収を怠っている） ③ 逸失した収入の損害回復の請求	22.9.21	1	22.9.27 口頭陳述	① 22.11.5 ② 棄却 規則に基づいて行われたと見做すことが妥当であり、不当というべきものではない ③	無
東京都	杉並区	① 教育委員会 ② 体育施設の利用料金（不合理な団体登録制度により、利用料金の適正な賦課・徴収を怠っている） ③ 逸失した収入の損害回復の請求	22.9.27	1	22.9.27 口頭陳述	① 22.11.5 ② 棄却 体育施設使用料の設定及び団体登録制度の運用において、公金の正しい賦課・徴収を怠り、区に損害を与えたと判断できるものはない ③	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 監査委員及び選挙管理委員に対する月額報酬の支出（在籍日数が少ない就任月の月額報酬の満額支給は違法・無効である） ③ 当該月額報酬に対する不当利得返還請求権の行使	(22.10.22)	1		① 22.11.2 ② 不受理却下 請求期間を徒過しており、徒過したことについての「正当な理由」も認められない ③	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	杉並区	① 区長 ② 政務調査費の支出（政務調査活動以外の活動に不適切な支出がされている） ③ 支出された政務調査費の不当利得返還請求権の行使	22.12.16	1 (団体)	22.12.22 口頭陳述	① 23.2.10 ② 一部認容、一部棄却 ③ 政務調査費の一部について区長に対し返還請求するよう勧告	無
東京都	杉並区	① 区長 元選挙管理委員に対する報酬支払（欠勤していた期間に支払われた月額報酬について、不当利得返還請求をしておらず、財産の管理を怠っている） ② ③ 当該月額報酬に対する不当利得返還請求権の行使	23.2.17	7	23.2.24 口頭陳述	① 23.4.7 ② 棄却 条例の規定は違法とは言えず、また、当該報酬に関する減額規定が無い以上、報酬の支給は適正と見做すべきであり、不当利得と断ずることはできない	有
東京都	杉並区	① 区長 庶務事務の電算システム構築費用・運用保守費用の支出（使用していない退勤管理機能を含むシステム構築費用・運用保守費用の支出は不当である） ② ③ 支出された電算システム構築費用・運用保守費用の返還請求	23.8.4	1	23.8.10 口頭陳述	① 23.9.7 ② 棄却 ③ 二重の投資や無駄な支出が行われている事実はなく、本件財務会計行為に何ら違法・不当な点はない	無
東京都	杉並区	① 区長 ② 減税基金の積立不実行（減税基金の積立をしなかったこと及び減税基金条例の廃止の表明は違法・不当である） ③ 支出されなかった金額の返還請求	(23.10.12)	1		① 23.10.28 ② 不受理却下 減税基金の基本方針や積立額に関する事項は政策的判断にあたるものであり、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない	無
東京都	北区	① 区長、まちづくり部工事課長 ② 公園再生整備工事の違法性 ③ 条例に関して怠る事実の違法確認	22.10.15	2		① 22.11.18 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性はない	無
東京都	北区	① 教育委員会 ② 財産の管理を怠った行為 ③ 枯死に伴う損害について原状回復	24.1.25	1		① 24.2.24 ② 却下 ③ 要件行為に欠いている	無
東京都	荒川区	① 区長 南千住保育園新園舎及び学童クラブ建築工事に関する件について、予定価格の事前漏洩及び談合が疑われる。その結果、予定価格通りの高額な契約をし、区に損害を与えている。本件は1年を経過した監査請求だが、裁判所の判例どおり明らかに談合に基づくものであるからその規定は準用されない。 ② ③ 区長に対して、438,100,000円（落札価格）の20%の返還を求める措置を求める。	22.5.6	1		① 22.6.28 ② 却下 談合であること等が疎明されない場合、法令に違反している等の具体的な違反性又は不当性が客観的に示されていないこととなるため、地方自治法第242条第1項に定める要件を欠いており、同法同条第2項の請求期間を経過しているため、請求は不適法である。 ③	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	荒川区	① 区長 荒川総合スポーツセンタープールトップライトほか改修工事に関する件の入札について、予定価格の事前漏洩及び談合が疑われる。その結果、予定価格通りの高額な契約をし、区に損害を与えている。 ② ③ 区長に対して、23,182,950円(落札価格)の20%の返還を求める措置を求める。	22.5.6	1		① 22.6.28 ② 却下 談合であること等が疎明されない場合、法令に違反している等の具体的な違反性又は不当性が客観的に示されていないこととなるため、地方自治法第242条第1項に定める要件を欠いており、請求は不適法である。 ③	有
東京都	豊島区	① 区長 ② 豊島区の条例に規定されている費用弁償の日額旅費の額は高額に過ぎ違法又は不当である。 ③ 区長に対し、支給済の日額旅費相当額の支払いを区議に対して請求するよう求める。	23.6.1	1	23.6.8に陳述の機会	① 23.7.12 ② 棄却 条例の規定は議会の裁量権の範囲を逸脱するほど高額と言えず、また、本件支出には、その根拠となる実態があったことが認められるため、違法又は不当ではない。 ③	有
東京都	練馬区	① 区長 財務会計責任者 ② 行政委員会委員への報酬支払 ③ 行政委員会委員への報酬支払(日当制への変更)	21.4.17	1		① 21.5.19 ② 却下 ③ 受理要件に欠ける	有
東京都	練馬区	① 区長 ② 保育園準備委託契約 ③ 保育園準備委託契約の中止	22.5.14	3	1日 監査委員への陳述	① 22.7.7 ② 棄却 ③ 違法、不当な点はない	無
東京都	練馬区	① 区長、財務会計責任者 ② 街頭設置消火器購入費 ③ 街頭設置消火器購入費の返還	23.1.14	1	1日 監査委員への陳述	① 23.3.11 ② 棄却 ③ 違法、不当な点はない	無
東京都	練馬区	① 職員 ② 国民健康保険課職員の対応行為 ③ 国民健康保険課職員への処分措置	23.3.11	1		① 23.3.25 ② 却下 ③ 受理要件に欠ける	無
東京都	練馬区	① 区長、教育長。担当職員 ② 建設工事完了検査関係経費 ③ 支出科目の変更措置	23.10.13	1		① 23.10.25 ② 却下 ③ 受理要件に欠ける	無
東京都	練馬区	① 区長 ② 医療法人への貸付け契約 ③ 医療法人への貸付け契約の差止め等	23.12.6	5	1日 監査委員への陳述	① 24.2.1 ② 棄却 ③ 違法、不当な点はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	足立区	① 福祉部長ほか ② 式典の会場設営委託を特命随意契約で違法・不当に発注 ③ 式典に関わる一切の業務の停止	24.1.20	1	法第242条第6項の規定により24.2.3に、新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。	① 24.2.10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法・不当性はない	無
東京都	葛飾区	① 区長 ② 違法な公金の支出（補助金の過払） ③ 返還の請求	21.5.11	1	陳述を行わない旨の申し出により不実施	① 21.6.24 ② 棄却 ③ 過払分は返還済みのため	無
東京都	葛飾区	① 区長 ② 不当な公金の支出（漏水による水道料金関係） ③ 返還の請求	21.9.17	1		① 21.10.13 ② 却下 ③ 期間徒過	無
東京都	葛飾区	① 区長 ② 違法・不当な公金の支出（負担金関係） ③ 返還の請求	22.4.14	2	22.4.27 出頭し口述	① 22.6.10 ② 棄却 ③ 当該支出には法令の根拠があり妥当性も認められる。	無
東京都	葛飾区	① 区長、関係職員等 ② 違法・不当な公金の支出（補助金関係） ③ 返還、地方公務員法上の措置等の請求	23.7.1	4		① 23.7.25 ② 却下 ③ 期間徒過	無
計		85件					有 34件 無 51件
東京都	八王子市	① 担当職員 ② 補助金による八王子文化財修理業者の不適切な選定（市内業者を優先すべき） ③ 担当職員による市外業者への発注指導は疑問である	21.8.6	1		① 21.8.24 ② 却下 ③ 請求要件の不備	無
東京都	八王子市	① 担当職員 ② 「広報はちおうじ」新聞折込の不当な契約（低所得者層の差別、不明朗な履行確認） ③ 不当な公金支出である。	21.9.24	1		① 21.10.20 ② 却下 ③ 請求要件の不備	無
東京都	八王子市	① 市長 ② 特定職員の服務専念義務違反 ③ 特定職員の処分等を求める	23.7.29	1		① 23.8.30 ② 却下 ③ 請求要件の不備	無
東京都	八王子市	① 市長 ② 特定職員の服務専念義務違反と一部給与の不当支給 ③ 特定職員の処分等と不当支給給与の返還を求める	23.11.2	1	1日 陳述会場での陳述	① 23.12.28 ② 棄却 ③ 職務専念義務は順守しており、違法・不当な給与支給はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	立川市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 税金の使途に対する是正	21.9.4	1		① 21.10.27 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
東京都	三鷹市	① 市長 ② 違法な指定管理料・補助金の支払（支払手続の違法性・支出額の過大）、施設の違法な財産管理（施設の貸出手続の違法性） ③ 指定管理契約の解除、市長に対する損害賠償請求	21.8.11	1	1日 公開の場における市側・請求人側それぞれによる陳述	① 21.9.16 ② 一部棄却（一部却下） 支払の事実がない補助金に関する主張は却下する。指定管理料・補助金の支払手続が違法・金額が過大という主張には理由なく棄却する。施設の貸出手続の違法が財政上の損害を与えたという主張は理由なく棄却する。 ③	無
東京都	調布市	① 職員 ② 不当な契約の締結 ③ 当該市道に係る工事請負契約は、周辺住民の認識や理解、合意もないまま締結された不当なものであるとして、説明会の開催、工事手続の進行の中止等の措置請求をしたもの。	(21.11.30)	1		① 21.12.22 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。	無
東京都	調布市	① 職員 ② 不当な工事費の執行 ③ 当該市道は歩道利用者への配慮がないから築造費の公費負担は不当であり、安全な歩行者空間の損失は住民の損害であるとして、道路築造費用を事業者等と分担すること等を措置請求したもの。	(22.1.12)	1		① 22.2.9 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。	無
東京都	調布市	① 職員 ② 不当な契約の締結 ③ 住民とマンションの境界線道路の植樹帯に防犯上不安のある街路灯の設置は不当な契約の締結に当たるとして、同街路灯を早急に撤去するよう職員に措置請求したもの。	(22.9.13)	3		① 22.10.26 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条第1項に基づく住民監査請求の要件を充足していない。	無
東京都	調布市	① 市長 ② 対象職員が勤務を要する勤務時間中に法律相談を受けたことに対する職務専念義務違反の存否 ③ 職員が勤務時間中に私的な法律相談を受けたことは職務に専念する義務に違反し、市はその時間に対する給与の支給により損害を受けたとして、給与の返還と地方公務員法に違反したことに対する何らかの法的措置を措置請求したもの。	23.9.29	1	1日。（請求人の希望がなく欠席。） 原則、監査委員が直接請求人から当該請求に係る主張や意見などを聴取する。	① 23.11.9 ② 棄却（法的措置を求める請求は却下） ③ 請求者の主張に理由がなく、不適法として棄却。地方公務員法に違反したことに対する何らかの法的措置を求める請求は、地方自治法第242条第1項の規定による財務会計上の行為若しくは怠る事実とは認められないため却下。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	町田市	① 市長 ② 公金の支出(委託料関係) ③ 必要な措置を求める	22.6.2	1	22.6.21 口頭	① 22.7.29 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	町田市	① 市長 ② 公金の支出(委託料関係) ③ 必要な措置を求める	22.6.2	1	22.6.21 口頭	① 22.7.29 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	町田市	① 市長 ② 公金の支出(委託料関係) ③ 必要な措置を求める	22.6.2	1	22.6.21 口頭	① 22.7.29 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
東京都	小金井市	① 市長 ② 違法な職務専念義務の免除に係る承認 ③ 給与の不支給及び給与の返還請求	21.8.20	1	21.9.14 機会を与えた が出席なし	① 21.10.1 ② 棄却 ③ 承認に違法性はない	無
東京都	小金井市	① 市長 ② 違法な契約の締結に関する議案の提出 ③ 当該議案の撤回請求	22.10.12	1		① 22.10.20 ② 本人撤回 ③	無
東京都	小金井市	① 市長 ② 国基準を超える不当に高額な地域手当の支給 ③ 地域手当を国基準以内とすること	24.1.16	1	24.2.3 口頭陳述	① 24.3.2 ② 棄却 ③ 支給率に違法性はない	無
東京都	小平市	① 担当課長 ② 違法に支出された工事代金 ③ 工事代金の返還請求	21.8.6	1	21.9.1 請求人、関係職員双方を 立会人とし、陳述を行った。	① 21.9.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
東京都	日野市	① 教育長、教育部長ほか ② 不当な給与の支出 ③ 給与の返還請求	21.5.22	1		① 21.6.15 ② 却下 ③ 支出の違法性・不当性を具体的、客観的に示していない	無
東京都	日野市	① 市長 ② 補助金の金額が不当 ③ 補助金の返還請求	23.5.13	1	23.6.10 新たな証拠の 提出及び陳述	① 23.6.21 ② 棄却 ③ 主張に理由が無い	無
東京都	日野市	① 市長、副市長、企画部長ほか ② NPO法人による講演会の広報への記事掲載 ③ 不当な利益の返還請求	23.9.22	1		① 23.10.14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
東京都	国分寺市	① 市長 ② 下水道料金の違法若しくは不当な公金の支出 ③ 下水道料金の請求及び支払い停止し、既に支払ったものを返還	21.6.23	2	1日・口頭陳述	① 21.8.21 ② 棄却 ③ 財務会計行為に当たるものではなく、請求の対象となるものでない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	国分寺市	① 市長 ② 下水道施設の違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実 ③ 水道栓があるにもかかわらず、排水設備を設置していない施設に市長が早急に同設備を設置すること	21.6.23	2	1日・口頭陳述	① 21.8.21 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満たさない。	無
東京都	国立市	① 国立市長 ② 住民票無料交付費用等の違法な公金支出 ③ 市長に対する違法支出の差し止め、違法支出相当額の補填請求	21.9.29	11		① 21.11.27 ② 合議不調 ③	有
東京都	狛江市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 補助金及びそれに基づく違約加算金の返還請求	21.6.1	3	21.6.10	① 21.7.8 ② 棄却 ③ 補助金等の返還により市に損害は発生していない	無
東京都	東大和市	① 市議会議員候補者（当時） ② 選挙用ポスター作成費用の請求について（候補者が市に対して、公費負担分を過大に請求した可能性がある。） ③ 差額の返還請求	22.11.1	1	特になし	① 22.11.9 ② 却下 ③ 財務執行最終日から、一年を経過している。	無
東京都	東久留米市	① 市長、副市長及び担当部長 ② 違法な計画の作成 ③ 当該事務に係る支出の返還	21.8.7	3		① 21.9.3 ② 却下 財務会計上の行為を個別・具体的に特定認識できるものとは認められない。 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているものとは認められない。	無
東京都	東久留米市	① 市長、副市長及び担当部長 ② 違法な市民説明会の開催 ③ 当該事務に係る支出の返還	21.11.10	7		① 21.12.7 ② 却下 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているものとは認められない。	無
東京都	東久留米市	① 市長、副市長及び担当部長 ② 違法な市民説明会の開催 ③ 当該事務に係る支出の返還	21.11.10	7		① 21.12.7 ② 却下 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているものとは認められない。	無
東京都	多摩市	① 市長 ② 違法な土地の取得 ③ 土地購入代金の返還請求	22.8.17	1		① 22.10.13 ② 棄却 ③ 請求の主張には理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	羽村市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 支出を取り消す措置の要求	23.9.12	1		① 23.9.16 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的かつ客観的に示しているとは認められない。	無
東京都	あきる野市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 前払いした委託料の清算方法を誤った受託業者に返還請求を求めたもの	22.11.24	1		① 22.12.8 ② 却下 ③ 請求期限(1年)経過	有
東京都	あきる野市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収 ③ 調整区域に都市計画税を賦課しないために生じた損害の補てんを求めたもの	23.4.5	1		① 23.5.9 ② 却下 ③ 財務会計行為に当たらない	無
東京都	あきる野市	① 市長 ② 財産の取得 ③ 調整区域の下水道汚水ますの市への寄付が違法で、設置者に返還することを求めたもの	23.4.11	1		① 23.5.9 ② 却下 ③ 市に損害が出ていない	無
東京都	あきる野市	① 市長 ② 公金の賦課もしくは徴収及び財産の取得 ③ 調整区域に都市計画税を賦課しない損害の補てん及び汚水ますを設置者に返還することを求めたもの	23.9.13	1		① 23.10.13 ② 却下 ③ 非財務行為であり、市の損害がない	有
東京都	あきる野市	① 市長 ② 公金の賦課、徴収 ③ 行政財産使用料が小額に算定されたため生じた損害の補てんを求めたもの	23.9.27	1	陳述実施通知10月13日 陳述実施日10月27日 陳述方法 口頭陳述	① 23.11.24 ② 棄却 ③ 算定方法が違法・不当ではない	無
東京都	奥多摩町	① 町長 ② 第三セクターへの出資の違法性 ③ 出資金の棄却	22.4.19	1		① 22.6.14 ② 棄却 ③ 出資の違法性がない	無
東京都	神津島村	① 村長 ② 補助事業の条例規則違反 ③ 水産研究会への補助事業の無効の請求	(21.5.29)	1		① 21.6.2 ② 不受理却下 ③ 違法及び不当な公金の支出に当たらないと判断	無
東京都	御蔵島村	① 議長・村長 ② 議員辞職願の取り扱いについて ③ 辞職願を議長預かりとしたことは脱法行為である	24.3.29	1		① 24.4.5 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
東京都	青ヶ島村	① 村長 ② 製塩事業無償譲渡に関する請求 ③ 事業譲渡の取消、村に対する損害賠償請求	23.3.30	3		① 23.5.24 ② 棄却 ③ 財務会計上の行為に該当しないため	有
	計	39件					有 4件 無 35件
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な財産管理（違法な市有地の使用許可） ③ 損害の補填のための措置	(21.6.12)	1		① 21.7.17 ② 不受理却下 ③ 同一内容について監査実施済み	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 特定団体に対する違法な固定資産税減免措置 ③ 減免を行わないこと	(21.6.22)	1		① 21.7.17 ② 不受理却下 ③ 横浜市民ではない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な財産管理（市有地の不法占拠） ③ 不法占拠物の撤去	21.6.30	2	1日 監査委員への陳述	① 21.8.25 ② 認容 ③ 不法占拠物を撤去するための措置	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な補助金の支出（政教分離違反） ③ 支出の差止	(21.7.27)	1		① 21.7.31 ② 不受理却下 ③ 事実証明書がない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な支出（政務調査費の目的外使用） ③ 政務調査費の返還	(22.1.18)	1		① 22.1.28 ② 不受理却下 ③ 請求事項の特定性、具体性がない	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な支出及び不当な財産の処分（選定条件を大幅に異なる契約及び財政調整基金の取り崩し） ③ 損失の補填及び取り崩しの差止め	22.1.25	2	1日 監査委員への陳述	① 22.3.25 ② 棄却 ③ 大幅変更契約ではなく、取り崩しも裁量の範囲内	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な支出（補助金返還に伴う加算金） ③ 市長への賠償請求（地方自治法第243条の2）	(22.1.29)	21		① 22.2.12 ② 不受理却下 ③ 団体の長は職員に含まれない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な支出（補助金返還に伴う加算金） ③ 職員への賠償請求	22.3.18	3	1日 監査委員への陳述	① 22.5.25 ② 棄却 ③ 故意又は重過失があったとはいえない	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 違法な支出及び不当な財産の処分（選定条件を大幅に異なる契約及び財政調整基金の取り崩し） ③ 損失の補填及び取り崩しの差止め	(22.3.23)	21		① 22.4.12 ② 不受理却下 ③ 同一内容について監査実施済み	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な支出 (映画内容が支出に値しない) ③ 支出額の返還	(22. 3. 23)	2		① 22. 4. 12 ② 不受理却下 ③ 不当な理由の具体的な摘示がない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な支出 (MM線への公的資金) ③ 公的負担の排除	(22. 6. 25)	1		① 22. 7. 30 ② 不受理却下 ③ 期間途過	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な支出 (MM線への公金支出) ③ 資金支出の差止め	(22. 8. 5)	1		① 22. 8. 26 ② 不受理却下 ③ 同一内容について監査実施済み	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 (K1橋の不法占拠) ③ 不法占拠状態の是正	22. 8. 23	7		① 22. 9. 7 ② 取下 ③	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な債務の負担 (特定調停事件への参加) ③ 債務負担を負う行為の差止め	22. 8. 30	1	1日 監査委員への陳述	① 22. 10. 22 ② 却下 ③ 相当の确实さをもって予測される場合に該当しない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 (K1橋の不法占拠) ③ 不法占拠状態の是正	22. 9. 7	7	1日 監査委員への陳述	① 22. 11. 4 ② 棄却 ③ 不法占拠という状況は認められない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な支出 (MM線への出資) ③ 出資金の早期の回収	(22. 9. 21)	1		① 22. 10. 21 ② 不受理却下 ③ 同一内容について監査実施済み	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な財産の処分 (利用制限図書の廃棄) ③ 損害の補填のための措置	22. 11. 17	1	1日 監査委員への陳述	① 23. 1. 12 ② 棄却 ③ 裁量権の逸脱及び濫用はない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な利用制限措置 ③ 損害の補填のための措置	(22. 12. 27)	1		① 23. 1. 24 ② 不受理却下 ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 (赤道の不法占有) ③ 不法占有状態の是正	23. 5. 12	15	1日 監査委員への陳述	① 23. 7. 11 ② 棄却 ③ 是正措置を講じていないとはいえない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な支出（不当な誘導方式によるアンケート） ③ 損害の補填のための措置	(23.6.7)	4		① 23.7.8 ② 不受理却下 ③ 非財務会計行為	有
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 過大な負担金の徴収 ③ 是正措置	(23.10.11)	1		① 23.11.1 ② 不受理却下 ③ 損害の発生のおそれがない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な道路用地購入 ③ 損害の補填のための措置	(23.10.12)	1		① 23.11.1 ② 不受理却下 ③ 期間経過	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 過大な負担金の徴収による損害賠償責任 ③ 改善措置	(23.11.14)	1		① 23.12.2 ② 不受理却下 ③ 損害の発生が予測されない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な診療内容による不正な請求 ③ 損害の補填のための措置	(23.12.19)	1		① 24.1.16 ② 不受理却下 ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 過大な負担金の徴収による損害賠償責任 ③ 改善措置	(23.12.26)	1		① 24.1.16 ② 不受理却下 ③ 損害の発生が予測されない	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な支出（市所有物以外の部分の橋補修） ③ 所有者への請求	23.12.26	3	1日 監査委員への陳述	① 24.2.17 ② 棄却 ③ 市の維持管理が妥当である	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 診療報酬の不正請求 ③ 不当利得の返還請求	(24.1.30)	1		① 24.2.17 ② 不受理却下 ③ 期間経過	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 下水道料金の過少申告による違法不当な公金の賦課徴収 ③ 正当な料金の徴収	24.2.16	1	1日 監査委員への陳述	① 24.4.11 ② 認容 ③ 正当な下水道料金の徴収	無
神奈川県	横浜市	① 市長 ② 不当な支出（虚偽申請による町内会への支出） ③ 損害賠償請求	(24.3.19)	2		① 24.4.23 ② 不受理却下 ③ 損害が発生していない	有
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 朝鮮学校研修補助金支出が杜撰で不自然 ③ 学校への返還請求。返還されなければ市長自ら返還	21.6.9	1	(※ 陳述希望せず)	① 21.8.7 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出とまでは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	川崎市	① 市長及び職員 ② 経営悪化した認可保育園に対する補助金支出 ③ 損害金の支払	21.6.10 21.6.12	8	1日 口頭による陳述会の実施	① 21.8.7 ② 合議不調 ③ ・支出に違法・不当なし ・不当な公金支出である	有
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 行政委員等に対する月額報酬の支出 ③ 月額報酬の支給を停止し勤務日数に応じて支給すること	21.6.24	団体	1日 口頭による陳述会の実施	① 21.8.21 ② 棄却 ③ 職務内容・勤務態様に応じ条例で月額とすることは可能	有
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 外郭団体派遣職員人件費としての補助金支出 ③ 21年度分返還、22年度補助金支出を伴う派遣差止め	22.2.5	1	(※ 機会付与するも陳述なし)	① 22.3.30 ② 合議不調 ・市の判断に故意過失なく、損害もない ③ ・派遣法違反の支出である	無
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 政務調査費の違法支出 ③ 対象会派及び議員への損害賠償請求並びに今後の適正支出を確保するための措置	22.3.30	団体 他4	1日 口頭による陳述会の実施	① 22.5.28 ② 棄却 ③ 違法な支出は認められない	無
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 政務調査費の違法支出 ③ 対象議員の不当利得返還及び今後の適正支出を確保するための措置	22.12.21	団体 他3		① 23.1.7 ② 却下 ③ 収支報告書修正及び返還がなされ監査対象不存在	無
神奈川県	川崎市	① 市長及び職員 ② 県内広域水道企業団からの受水に係る配分水量が過大 ③ 配分水量の比率の改定	23.10.31	団体 他2	1日 口頭による陳述会の実施	① 23.12.27 ② 棄却 ③ 配分水量を定めた協定締結に違法・不当はない	有
神奈川県	川崎市	① 市長 ② 工事設計金額が県等との協定単価・積算資料に基づいていない ③ 工事代金返還（工事未了なら工事中止も）	(24.2.14)	1		① 24.3.16 ② 不受理却下 ③ 市に損害をもたらすものではない	有
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 基準を超えた不当な補助金の支出 ③ 基準を超えた部分の補助金の返還請求	21.3.5	4	口頭による陳述機会の付与 (21.4.10)	① 21.4.30 ② 棄却 ③ 当該補助に違法性又は不当性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 政務調査費(資料作成費)の目的外支出 ③ 不当利得返還請求	21.12.17	3	口頭による陳述機会の付与 (22.1.13)	① 22.2.10 ② 請求認容 違法な支出と認められる部分について返還請求等の必要な措置を講じること。 ③	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 政務調査費(調査旅費)の目的外支出 ③ 不当利得返還請求	22.10.7	3	口頭による陳述機会の付与 (22.10.26)	① 22.11.8 ② 棄却 ③ 請求人が求める返還は行われており、請求には理由がない。	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 政務調査費(資料作成費)の目的外支出 ③ 不当利得返還請求	22.11.25	4	口頭による陳述機会の付与 (22.12.9)	① 23.1.18 ② 棄却 ③ 収支報告の修正が行われており、請求には理由がない。	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 政務調査費(資料作成費)の目的外支出 ③ 不当利得返還請求	22.12.16	3	口頭による陳述機会の付与 (23.1.11)	① 23.2.10 ② 棄却 ③ 目的外支出ではない。	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 政務調査費(事務所費)の目的外支出 ③ 不当利得返還請求	23.1.6	4	口頭による陳述機会の付与 (23.2.10)	① 23.3.3 ② 棄却 ③ 請求人が求める返還は行われており、請求には理由がない。	無
神奈川県	相模原市	① 市長 ② 政務調査費(資料購入費)の目的外支出 ③ 不当利得返還請求	24.1.10	3	口頭による陳述機会の付与 (24.1.23)	① 24.3.7 ② 棄却 ③ 目的外支出ではない。	無
神奈川県	平塚市	① 市長 ② 不当な公金の支出(謝礼支払いは不当である) ③ 市長に対する公費返還請求	21.8.28	1		① 21.10.26 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	有
神奈川県	平塚市	① 市長及び関係職員 ② 不当な公金の支出(給与支払いは不当である) ③ 市長及び関係職員に対する公費返還請求	22.11.19	1		① 23.1.13 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 損害賠償請求事件の控訴及び上告に係る利息額及び訴訟費用の支出 ③ 支出額の返還を求め。	21.12.15	1	22.1.19、 請求人による陳述	① 22.2.9 ② 棄却（一部却下） 住民監査請求の対象たる財務会計上の行為ではない。違法又は不当な公金の支出はない。当該行為のあった日から2年を経過している。 ③	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 音響効果のあまりよくない場所では最高級のグランドピアノは必要ない。 ③ 支出額の返還を求め。	21.12.15	1		① 22.2.9 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年を経過している。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 市道の上に石畳、塀等を無断で存置し、市道を私物化している。 ③ 不法に占拠している物件の撤去を命じること、損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使、更に前述の措置を講じないで放置していることは違法である旨の確認をすることを求める。	22.3.5	1		① 22.3.18 ② 却下 ③ 請求人たる資格を有しない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 等価交換に予定していた市有地と処分地とは价格的に著しい差異があるため、交換は財産の不当な処分に該当する。 ③ 等価交換の差止めと、等価交換を進めるにあたって支出した土地鑑定評価業務委託料の返還を求め。	22.4.8	1		① 22.6.3 ② 却下 ③ 違法又は不当とする事実が証明されていない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 市有財産評価委員が等価交換を承した決議は、不当な財産処分を追認するもの ③ 市有財産評価審査会委員に支払われた報酬の返還を求め。	22.4.8	1		① 22.6.3 ② 却下 ③ 違法又は不当な財務会計行為に該当しない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 違法な鑑定評価に基づき土地開発公社が先行取得した土地買取り ③ 支出の差止めを請求	22.4.8	1	22.5.11、 請求人による陳述	① 22.6.3 ② 却下 ③ 違法とする事実が証明されていない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 市道上に石畳、塀等を無断で存置し、市道を私物化している。 不法に占拠している物件の撤去を命じること、損害賠償請求権及び不当利得返還請求権の行使、更に前述の措置を講じないで放置していることは違法である旨の確認をすることを求める。 ③	22.4.8	1		① 22.6.3 ② 却下 ③ 財務会計上の行為としての財産管理行為に該当しない。	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 非常勤特別職職員の行政委員に支払う月額報酬 ③ 支払った報酬から日当相当額を差し引いた残りの額の返還及び、今後、日当相当額を超える報酬の支払の差止めを求める。	22.7.21	1		① 22.9.1 ② 取下げ ③ 請求人の都合	無
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 非常勤特別職職員の行政委員に支払う月額報酬 ③ 支払った報酬から日当相当額を差し引いた残りの額の返還及び、今後、日当相当額を超える報酬の支払の差止めを求める。	22.9.1	1	22.10.12、 請求人による陳述	① 22.11.5 ② 棄却 ③ 違法又は不当な公金支出ではない。	有
神奈川県	鎌倉市	① 市長 ② 違法な手続で設立された街路樹愛護会に対する報奨金 ③ 街路樹愛護会の認可取消し、報奨金の返還、類似の愛護会等に対する認可取消し及び報奨金総額の返還を求める。	24.3.2	3		① 24.4.25 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を満たしていない。	無
神奈川県	藤沢市	① 市長 藤沢市開発行為及び中高層建築物の建築に関する指導要綱に基づく協議書及びH21年度予算に計上した武田薬品工業株式会社への下水道本管敷設工事の予算の執行 ③ 協議書の取り消し及び下水道本管敷設工事の予算の執行停止を求める。	21.6.18	12	21.7.14 口頭陳述による	① 21.8.10 ② 前段却下 後段棄却 却下の理由：住民監査請求の対象となるべき財務会計上の行為及び怠る事実のいずれにも該当するものではない ③ 棄却の理由：違法性及び不当性が認められないため	有
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 藤沢市土地開発公社による藤沢市善行六丁目地内の土地取得 ③ 土地の取得の差止め	21.12.7	1	22.1.12 口頭陳述による	① 22.2.3 ② 合議不調 ③	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 鶴沼橋一丁目地内土地取得 ③ 土地の取得のための支出手続きの差し止め	22.4.23	5	22.5.10 口頭陳述による	① 22.6.9 ② 棄却 ③ 違法性及び不当性が認められないため	有
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 辻堂市民図書館の運営 ③ 辻堂市民図書館の運営形態の変更	23.1.17	1		① 23.1.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しないため	無
神奈川県	藤沢市	① 市長 ② 辻堂市民図書館の管理委託 ③ 法に違反した契約であり、当該委託料の支出は不当である。	23.2.23	1		① 23.3.14 ② 却下 ③ 損害及び講ずべき必要な措置が何ら特定されていないため	無
神奈川県	小田原市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（市長交際費等） ③ 損害賠償請求	21.4.15	1	21.4.28 口頭	① 21.6.10 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
神奈川県	小田原市	① 市長 ② 財産の不当な処分（賃料請求権の放棄） ③ 処分の撤回の請求	23.11.21	1	陳述の希望無し	① 24.1.11 ② 棄却 ③ 不当性なし	無
神奈川県	茅ヶ崎市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長への損害賠償請求	21.6.11	1	21.6.26 陳述	① 21.7.24 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
神奈川県	逗子市	① 市長 ② 条例に基づかない付属機関設置は違法であり、委員に対する報償金支出も違法 ③ 支出された報償金の返還	22.10.12	1	22.10.17 直接陳述する機会を設定	① 22.11.30 ② 棄却 ③ 市に損害の発生はない	有
神奈川県	逗子市	① 市長 ② 違法な条例に基づく違法な公表行為に関する費用を支払ったことは違法 ③ 違法な支払相当額の損害賠償	23.7.4	1	23.7.29 直接陳述する機会を設定	① 23.8.31 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性はない	有
神奈川県	逗子市	① 市長 ② 市からの補助金を実質的審査がなく決定されたことは違法 ③ 補助金の執行を停止すること	23.10.5	2	23.10.13 直接陳述する機会を設定	① 23.11.28 ② 棄却 ③ 補助金決定に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	秦野市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 契約内容の改定、清算	21.8.4	1		① 21.8.12 ② 却下 ③ 当市住民ではない。	無
神奈川県	秦野市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 契約内容の改定、過払い金の返還	22.1.22	1	22.2.10、請求人が来庁し、監査委員に陳述。	① 22.3.19 ② 一部認容（一部棄却） ③ 一部は請求に理由がないが、一部は理由があると認めた。	無
神奈川県	秦野市	① 市長 ② 違法な事務手続き（工事の決定に関する手続きが違法） ③ 工事の中止	22.7.28	1		① 22.8.6 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない。	無
神奈川県	秦野市	① 市長、子ども健康部長、保育課長 ② 不当な財務会計上の行為（不健全と思われる団体に対する補助金の交付） ③ 補助金の返還	24.3.2	3		① 24.4.4 ② 却下 ③ 実質的要件の欠如。	有
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 議員報酬（議員報酬金額が社会通念上の妥当性を欠いている。） ③ 民法90条に違反していることの確認及び議員報酬の是正	(21.6.8)	1		① 21.6.19 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 違法な契約の締結（入札参加資格のない者が行った入札） ③ 入札の無効確認及び不正入札の契約履行による損害の補てん	22.9.21	1	1日（22.10.20）請求人が出席し、請求書の記載事項を補足する新たな事実証明書が提出され、陳述がなされた。	① 22.11.18 ② 棄却（一部却下） ③ 請求人の主張には理由がないものと判断し、棄却する。	無
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 道路台帳の違法図面の作製 ③ 違法図面の作成・調整に係る費用支出の損害補てんなど必要な措置	(22.10.25)	1		① 22.11.11 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 違法な契約の締結（市建設工事入札参加者指名基準違反） ③ 入札の無効確認と損害をこうむった損害の補てん	(22.11.4)	1		① 22.11.25 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有

都道府県名	市町村名	請求事項	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容				①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	厚木市	① 市長 違法な契約の締結（「工事費内訳明細書に単価と金額の記載がない」、「契約書に市長印がない」、「支店長と契約しているが、会社の代表権を有していない。」など。） ② ③ 契約の無効確認と損害をこうむった損害の補てん	(22.11.8)	1		① 22.12.1 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	厚木市	① 市長 違法な財産の取得（申出による「未登記道路用地取得」は要綱の取得要件を欠いている「申出書」は不適法なものである。） ② ③ 未登記道路用地取得の無効確認と損害をこうむった損害の補てん	(22.11.22)	1		① 22.12.17 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 違法な契約の締結（業務執行中である、当該道路用地の取得は違法な契約の締結である。） ③ 当該行為の即時停止	(22.12.1)	1		① 22.12.17 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 損害賠償の請求（駐車場用地測量的見積りを出したが、契約を中途解除されたため、その損害賠償金を請求する。） ③ 途中解約の損害賠償金の支払い	(22.12.3)	1		① 22.12.22 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	無
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 市長が通勤で市長専用車を使用するのは条例違反である。 ③ 専用車使用の即時中止	(23.5.16)	1		① 23.6.2 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 市議会議長の通勤に（議会に出席）及び日常活動に議長専用車（運転手付）を提供している。この行為は不当行為である。 ③ 専用車使用の即時中止	(23.5.17)	1		① 23.6.2 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 市長が通勤で市長専用車を使用するのは条例違反である。この不正行為による運転員の時間外手当支出は不当である。 ③ 不正行為による運転員の時間外手当支出の返還	(23.11.21)	1		① 23.12.2 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有

都道府県名	市町村名	請求事項	受理年月日	請求人の数	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	(請求提出日)	(人)		①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 市は労基法に基づく労働協定を締結せず長時間の時間外労働をさせている。 ③ 違法な長時間労働に対する時間外手当の支出により、市が被った損害の補てんに必要な措置	(23.12.2)	1		① 23.12.16 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	無
神奈川県	厚木市	① 市長 ② 厚木市議会議長に違法に庁用車(運転手付)を提供している。 ③ 違法な庁用車の提供についての損害賠償の支払い	(23.12.20)	1		① 23.12.28 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を対象とするものとは認められず、要件を満たさない	有
神奈川県	伊勢原市	① 市長 ② 違法な契約の履行(業務不履行及び成果品不足) ③ 市長及び相手方に対する賠償請求、市長に対する不当利得返還請求	22.7.1	1	22.8.12 口頭	① 22.8.25 ② 棄却 ③ 当該契約に対する債務不履行は断定できない。	無
神奈川県	伊勢原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実の是正(分筆登記の瑕疵及びその放置) ③ 市長に対する財産管理の是正、相手方に対する瑕疵担保履行及び財産管理課長に対する瑕疵担保履行請求	22.9.15	1	22.10.20 口頭	① 22.11.10 ② 棄却 ③ 当該行為に瑕疵及び怠る行為はない。	無
神奈川県	伊勢原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実の是正(分筆登記の瑕疵及びその放置) ③ 市長に対する財産管理の是正	23.5.17	1		① 23.5.27 ② 却下 ③ 同一事項の不再理。	無
神奈川県	伊勢原市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実の是正(分筆登記の瑕疵及びその放置) ③ 市長に対する財産管理の是正	23.5.30	1	23.7.14 口頭	① 23.7.28 ② 棄却 ③ 当該行為に瑕疵及び怠る行為はない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	海老名市	① 市長 「東柏ヶ谷近隣公園用地拡大に関する措置請求」 市の計画に基づかず、不整形地であり、公園としての利用価値が全く考えられない土地取得である。以前より売りに出されている土地に対し、移転等補償費を負担することは、公費の不当な支出である。 購入費と移転等補償費を合算すると、路線価よりも高くなり、不当な高価格で買い上げた。 ③ 市長は、土地売買代金及び移転等補償費の合計金額157,955,111円を市に返還すること。	22.11.30	1	1日間 請求人による口頭陳述	① 23.1.28 ② 棄却 当公園の用地拡大については「海老名市緑の基本計画」に位置付けられており、今後も隣接地を買収し、公園面積を広げる第一弾と位置付けられている。売りに出されている土地の更地購入の法的原則はなく、移転等補償費は、買収とは別個固有の必要性・合理性があると言える。土地購入価格は、不動産鑑定士2者に鑑定を依頼した上で決定しており、その価格は路線価を下回っている。	無
神奈川県	座間市	① 市長 ② 地域密着型サービス事業所指定の有効性には疑義があり、介護給付費の支出は不当である。 ③ 介護給付費の返還請求	21.9.18	2	21.10.16 (口頭)	① 21.11.17 ② 棄却 違法若しくは不当な財務会計上の行為を行い市に損害を与えた事実はなく、支出は適正に履行されている。	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 議会による首長の予算提出権限侵害 ③ 議会が提出した修正案の検証、検証までの執行停止	21.4.1	5		① 21.4.8 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象外	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 表彰条例違反、違法な公金支出 ③ 表彰の取消し、記念品の返還	21.5.11	7		① 21.7.2 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 町が町内会を町内・自治会館の指定管理者にしていることに対し、法人税等の徴収の措置請求 ③ 制度の見直し、税の徴収	21.11.5	1		① 21.12.22 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 下水道浄化センターの建設工事委託協定による追加工事の工事費支払い停止についての措置請求 ③ 工事費の支払い停止	22.3.29	2		① 22.5.20 ② 棄却 ③ 違反していない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	葉山町	① 町長 ② 条例によらず設置された3委員会等で支払われた謝礼金の返還措置請求 ③	22.11.12	3		① 23.1.7 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
神奈川県	寒川町	① 町長 ② 町長マニフェストの進捗状況を調査し集計した職員の行為が、地方公務員法第36条で禁止されている政治的行為に当たる。 ③ この調査に掛かった職員全員の人件費を返還させる	23.9.5	1	23.10.11	① 24.10.19 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠く	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 政務調査費の違法な支出 ③ 町長に対する返還請求	21.10.22	1		① 21.11.11 ② 却下 ③ 請求用件を具備していない。	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 政務調査費の違法な支出 ③ 町長に対する返還請求	21.10.22	1	期間：1日 方法：監査委員への直接陳述	① 21.12.18 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	無
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 補助金の違法な支出 ③ 町長に対する返還請求	22.6.15	1	期間：1日 方法：監査委員への直接陳述	① 22.8.12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	有
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 補助金の違法な支出 ③ 町長に対する返還請求	22.8.23	1	期間：1日 方法：監査委員への直接陳述	① 22.10.20 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	有
神奈川県	大磯町	① 町長 ② 事業に対しての違法な支出 ③ 町長に対する返還請求	24.3.19	1	期間：1日 方法：監査委員への直接陳述	① 24.5.21 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない。	有
神奈川県	二宮町	① 町長 ② 土地取得手続の正当性 ③ 土地取得手続の正当性の説明を求めるもの	22.8.4	1		① 22.9.3 ② 却下 ③ 非財務会計行為	無
神奈川県	二宮町	① 町長 ② 児童遊園地遊具等更新工事の手続きの不備の防止、是正 ③ 法令の不履行による事務手続きの不備の防止及び是正	22.12.20	1		① 23.1.28 ② 却下 ③ 事実を証する書面の添付なし	無
神奈川県	二宮町	① 町長 ② 業務委託料の不当見積りや発注過程での事務手続きの不備 ③ 過払い分の返納	23.12.16	1		① 24.1.30 ② 却下 ③ 違法・不当な事実を明確に示していない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
神奈川県	箱根町	① 箱根町長 ② 町有地無償貸付契約 ③ 無償貸付差止請求	21.6.26	1	21.7.7の1日 意見聴取	① 21.7.29 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	有
神奈川県	湯河原町	① 町長ほか関係機関 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 町等が地方紙に挨拶広告を掲載した広告料の返還請求	22.7.15	1	期間：1日 (22.8.5) 方法：口頭により	① 22.8.17 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出とは認められない。	無
神奈川県	湯河原町	① 町長 ② 町の財政に損害を与える財政行為 町が水道料金滞納者に対して、給水停止をせず給水を続けることは、町の財政に損害を与える行為であり、町長に相当額を負担させることを請求	22.8.5	1	期間：1日 (22.8.16) 方法：口頭により	① 22.9.1 ② 棄却 ③ 違法・不当な財産の管理を怠る事実 は認められず、また、町に損害が発生しているとは認められない。	無
神奈川県	湯河原町	① 議会事務局長、議長 ② 違法・不当な公金の支出 議会事務局長職員が町の公文書以外の諸団体等の文書を議会事務局のFAXを使用して送付した場合の電話料金の支出が違法又は不当な支出として、町の被った損害を補填させることを請求	23.2.22	1		① 23.4.13 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象行為が特定されていない。	無
神奈川県	愛川町	① 町長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 是正を求める。	23.10.24	1		① 23.12.20 ② 却下 ③ 財産にあたらなため	無
計		109件					有 33件 無 76件
新潟県	新潟市	① 市長 ② 農業委員及び事務局職員の飲食に対する不当な公金の支出、及び職員に対する不当な給与の支払い。 ③ 不明	21.12.22	1		① 22.2.12 ② 却下 ③ 地方自治法第242条の要件を満たしていない。	無
新潟県	新潟市	① 市長 ② 公有地の不正不当な使用許可、公有地への不正な侵害 ③ 公有地の使用許可の取り消し、及び不正侵害の解消	22.1.25	1		① 22.3.31 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではなく、住民監査請求の対象となる行為ではない。	無
新潟県	長岡市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 予算執行の停止	22.3.25	10	1日 4人が陳述	① 22.5.6 ② 棄却 ③ 当該支出は不当な公金支出には当たらない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
新潟県	長岡市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 予算執行の停止	22.10.22	1		① 22.11.15 ② 却下 ③ 事実証明書の不足	無
新潟県	三条市	① 市長 ② 小中一体校建設費の支出は違法・無効 ③ 公立小中学校統廃合議決を無効とし、小中一体校建設費の執行の中止を求めるもの	24.2.24	10	陳述の機会：1回1時間程度、請求人の希望により公開の場で実施。請求人から陳述内容は文書でも提出	① 24.4.27 ② 棄却 ③ 当該建設費の支出に違法性はない。	無
新潟県	燕市	① 市長 ② 住居手当及び通勤手当の不当な支出 ③ 不当に受給した職員に対し、手当の返還	23.5.16	1	口頭による。(23.6.9)	① 23.7.5 ② 棄却 ③ 手当の受給は不当とはいえ不当な公金の支出にはあたらない。	無
新潟県	佐渡市	① 議長 ② 議長の請求人に対する暴力行為 ③ 議長解任及び議員辞職請求	22.2.23	1		① 22.3.2 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
新潟県	佐渡市	① 職員 ② 不適切な手続きによる道路工事の施行 ③ 工事目的の説明及び工事施行手続の説明	21.12.28	1		① 22.1.8 ② 却下 ③ 請求期限を越えている	無
新潟県	南魚沼市	① 市長及び副市長 ② 不当な公金の支出（時代考証を無視した武将像の設置及び史跡指定年代と異なる年標記のイベントへの補助金交付は不当。） ③ 市長及び副市長に対する不当支出金の返還	24.3.30	1	24.4.25 請求人及び関係職員の口頭陳述	① 24.5.14 ② 棄却 ③ 当該事案に係る支出について不当性はない	有
新潟県	湯沢町	① 町長 ② 不当な公金の支出（町長が独断で支出したもの） ③ 支出した公金を町長自らが返還すること	22.4.13	1	1日	① 22.5.27 ② 棄却 ③ 支出は町長の独断ではなく請求に理由がない	無
新潟県	湯沢町	① 町長 ② 町の直営事業の停止（町職員の事務的財務会計の不備による行為） ③ 町の直営事業に返還すること	23.8.2	1	1日	① 23.9.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
計		11件					有 1件 無 10件
富山県	砺波市	① 市長 ② 決算の違法性 ③ 適法な決算の実施	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 棄却 ③ 違法不当な処理はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容				①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
富山県	砺波市	① 市長 ② 行政財産使用許可 ③ 行政財産使用許可の取り消し	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 棄却 ③ 行政処分は適法である	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除及び損害賠償請求	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 棄却 ③ 契約に違法性はない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 公費負担の違法性 ③ 損害賠償請求	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 棄却 ③ 公費負担は違法といえない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 市営診療所の休止にともなう什器の取り扱い ③ 適正な什器の管理要求	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求請求事項でない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 市営診療所の休止にともなう薬品の保管 ③ 適正な薬品管理の要求	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求請求事項でない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 医療法人の登記は違法 ③ 医療法人の開設廃止	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求要件でない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 市営診療所の休止は市職員の怠慢 ③ 損害賠償請求	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求請求事項でない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 市営診療所の休止にともなう他病院への影響 ③ 損害賠償請求	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を備えていない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 医療法人に市が協力していることの違法性 ③ 医療法人の開設廃止	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求要件でない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 医療法人への行政財産の使用許可の違法性 ③ 行政処分の取り消し	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求要件でない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 行政財産の使用許可の他団体との比較による違法性 ③ 行政処分の取り消し	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求要件でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
富山県	砺波市	① 市長 ② 医療法人に協力した職員の地方公務員法違反 ③ 職員の処分	22.9.3	1	22.9.30	① 22.11.15 ② 却下 ③ 住民監査請求要件でない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 違法な入札 ③ 契約の解除・入札のやり直し	23.11.22	1		① 23.12.16 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を備えていない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除・入札のやり直し	23.11.22	1		① 23.12.16 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を備えていない	無
富山県	砺波市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除・入札のやり直し	23.11.22	1		① 23.12.16 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を備えていない	無
富山県	氷見市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実（財産区事務処理をした総務課職員の給料等を財産区へ請求し、収入を得ていないこと。） ③ 市が被った損害を財産区から補填する措置	22.12.6	1		① 23.1.18 ② 棄却 ③ 損害はない	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 違法・不当な公金支出（財産区議会議長交際費を財産区議会議員の飲食の賄料金として支出） ③ 不当な公金支出を返還する措置	22.12.6	1		① 23.1.18 ② 棄却 ③ 不当な公金支出だが、返納され理由がなくなった	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 違法・不当な公金支出（財産区の草刈業務委託料の支出） ③ 不当な公金支出を返還する措置	22.12.6	1		① 23.1.18 ② 一部棄却（一部却下） ③ 1年経過後の請求のため却下・支出に違法性はない	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 違法・不当な契約締結（財産区の賃貸借契約単価が隣接地に比べ不当に安い。） ③ 必要な是正措置	22.12.6	1		① 23.1.18 ② 棄却 ③ 契約に不当性はない	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 財産の管理を怠る事実（財産区所有地が菜園として不法占拠されている。） ③ 必要な是正措置	22.12.6	1		① 23.1.18 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実とはいえない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 財産の管理を怠る事実（財産区所有地が建物敷地として不法占拠されている。） ③ 必要な是正措置	22.12.6	1		① 23.1.18 ② 認容 ③ 不法占拠の是正に必要な措置を講ずること	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 公金の賦課徴収を怠る事実（財産区土地貸付料に関する不適切な事務処理） ③ 必要な是正措置	23.3.2	1		① 23.4.19 ② 一部棄却（一部却下） 請求の特定を欠き却下・不適切な事務処理だったが、納入され理由がなくなった	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 違法・不当な契約締結（財産区の賃貸借契約価格が適正でない。） ③ 必要な是正措置	23.3.2	1		① 23.4.19 ② 一部棄却（一部却下） ③ 同一の請求のため却下・双方の合意による契約で不当でない	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） ② 違法・不当な公金支出（財産区から町内老人会への委託料の支出） ③ 必要な是正措置	23.3.2	1		① 23.4.19 ② 棄却 ③ 違法、不当な公金支出でない	無
富山県	氷見市	① 市長（財産区の管理者たる） 財産の管理を怠る事実（財産区所有地全体について管理を怠る。また、財産区所有地を道路用地として違法な手続きで無償譲渡した。） ③ 必要な是正措置	23.4.15	1		① 23.5.23 ② 一部棄却（一部却下） ③ 請求の特定を欠き却下・違法、不当な財産管理、処分でない	無
計		26件					無 26件
石川県	金沢市	① 市長 ② 官民境界の管理に対する苦情、市職員の対応への批判 ③ 具体的に明記されず	(21.5.20)	1		① 21.6.11 ② 不受理却下 ③ 要件を欠き不適法	無
石川県	金沢市	① 市長 ② 交付した政務調査費の公金支出が目的外であり違法である ③ 政務調査費のうち違法な公金支出についての返還を求める	22.8.20	1	22.8.31(意見陳述)	① 22.9.30 ② 棄却 ③ 返還請求すべき額が認められない	有
石川県	金沢市	① 市長 ② 交付した政務調査費の公金支出が目的外であり違法である ③ 政務調査費のうち違法な公金支出についての返還を求める	23.2.14	1	23.2.24(意見陳述)	① 23.3.23 ② 棄却 ③ 返還請求すべき額が認められない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
石川県	金沢市	① 市長 ② 市道の管理を怠る事実（市道に市民が築造した擁壁がはみ出している） ③ 擁壁の後退若しくは撤去	(23.8.18)	1		① 23.9.12 ② 不受理却下 ③ 要件を欠き不適法	無
石川県	加賀市	① 市長 ② 違法・不当な政務調査費の支出 ③ 市長は損害補てん措置を講ずるよう求める。	22.10.13	7	22.10.20 15:30意見陳述	① 22.12.3 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性・不法性はない	無
石川県	加賀市	① 市長 ② 市広報紙への不法な無料広告の掲載 ③ 不法行為による損害賠償補てん措置を講ずるよう市長に求める。	23.8.18	6		① 23.9.2 ② 却下 ③ 当該行為に違法性・不当性はない	無
石川県	津幡町	① 町長 ② 開催が年間30日弱の議会議員へ年間400万円超の報酬を支出している。 ③ 町議会議員に対する月額報酬と期末手当の支払停止勧告を求める。	21.4.2	1		① 21.4.13 ② 却下 ③ 財務上の違法性、不当性の具体的な内容なし	有
石川県	津幡町	① 町長 ② 議会議員の県外視察は、必要な視察を目的を定めて実施していない。 ③ 議会議員へ過去の視察による損害の賠償を請求するよう勧告を求める。	21.12.14	5		① 22.1.6 ② 却下 ③ 監査請求期間の経過など	無
石川県	志賀町	① 町長 ② 談合に対する損害賠償請求を怠ったことは違法 ③ 損害回復のための必要な措置を講ずる	21.5.29	8	受理決定を行った日から半月程度の期間、通知においてお知らせ	① 21.7.24 ② 6件中5件認容、1件棄却 ③ 町が損害を被ることのないよう必要な措置を講ずること	有
石川県	志賀町	① 関係者（担当課） ② 土地交渉に係る偽造書面の作成及び公金の違法性 ③ 関係者の処罰、土地に対する措置	22.10.18	1		① 22.11.1 ② 却下 ③ 住民請求の要件でない	無
計		10件					有 4件 無 6件
福井県	福井市	① 市長 ② 福井市長に対する食肉流通センターに関する措置請求 ③ 別紙判決により請求人は怠る事実として裁判に申し立てることができる。	21.4.13	1		① 21.5.27 ② 却下 ③ 要件を具備しない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福井県	福井市	① 市長 ② 福井市長に対する食肉流通センターに関する措置請求 福井食肉流通センター建設用地として行った買収行為は無効である。 ③ 食肉流通センターの建設費を福井市長が福井県に対し請求を行わないのは違法である。	22. 5. 18	1		① 22. 6. 28 ② 却下 ③ 過去と同様で、訴訟も経たことの再請求	有
福井県	福井市	① 市長 ② 福井市デジタル防災行政無線に関する措置請求 ③ 落札業者の求めに応じて、正当な理由なく設計変更を行った点について監査及び是正措置を求める。	22. 11. 9	1	公開で30分間の陳述機会を与えた。	① 22. 12. 27 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無
福井県	福井市	① 市長 ② 議会政務調査費の支出に関する措置請求 ③ 政務調査費の一部について福井市への返還を求める措置を講ずることを請求する。	22. 12. 16	5	公開で30分間の陳述機会を与えた。	① 23. 2. 10 ② 認容（一部棄却、一部却下） 一部は242条1項の規定を逸脱した請求、一部は請求人の主張に理由がない	無
福井県	福井市	① 市長 ② 議会政務調査費の支出に関する措置請求 ③ 政務調査費の一部について福井市への返還を求める措置を講ずることを請求する。	23. 11. 8	3	公開で1時間の陳述機会を与えた。	① 24. 1. 6 ② 認容（一部棄却、一部却下） 一部は242条1項の規定を逸脱した請求、一部は請求人の主張に理由がない	無
福井県	福井市	① 市長 ② 固定資産税の課税に関する措置請求 ③ 鑑定評価額とは異なる課税をして市に損失を与えた事は重大な過失であり必要な措置を講じるよう求める。	24. 2. 15	1		① 24. 2. 21 ② 却下 ③ 要件を具備しない	無
福井県	大野市	① 市長 ② 不当な公金の支出、賦課徴収を怠る事実、違法な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償	23. 12. 28	4	24. 1. 11（1日） 1時間以内の陳述	① 24. 2. 20 ② 棄却（一部却下） ③ 損害が発生していない。 契約から1年を経過している。	有
福井県	あわら市	① 市長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金交付申請の是正指導	21. 12. 21	1	22. 1. 15 口頭陳述	① 22. 2. 3 ② 棄却 ③ 監査請求に理由がない	無
福井県	あわら市	① 市長 ② 行政財産の目的外使用許可、使用料の減免措置 ③ 使用許可	23. 6. 14	1	23. 7. 5 口頭陳述	① 23. 7. 20 ② 棄却 ③ 監査請求に理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福井県	おおい町	① 町長、その他職員 ② 不当な補助金の支出 ③ 補助金の返還	(22.12.15)	1		① 23.1.26 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の要件を満たさない	無
	計	10件					有 4件 無 6件
山梨県	富士吉田市	① 市長 ② 公費支出後の建設工事の中止及び偽装資料の疑義 ③ 建設工事の中止と市民への背任行為による、損害賠償を請求する。	21.11.25	8	21.11.25 監査室において、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。陳述には請求人4人が出席し、本件措置要求の趣旨の補足をを行った。	① 22.1.6 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
山梨県	都留市	① 市長及び市職員 ② 指定管理者施設の会計上の不作為 ③ 損害賠償請求	23.2.10	2		① 23.3.22 ② 却下 ③ 監査請求対象外	無
山梨県	都留市	① 市長、選挙管理委員会委員長及び同委員会書記長 ② 長の兼業禁止規定への抵触 ③ 損害賠償請求	23.4.4	2		① 23.5.13 ② 却下 ③ 住民でない者の請求	無
山梨県	大月市	① 市長 ② 大月市職員措置請求書（建設課に対する質問状及びその回答） ③ 市道路占用料徴収条例に基づく架空線の占用料徴収（道路法第32条による道路上空許可を行っていない）	22.12.22	1	23.1.13請求人の陳述	① 23.2.10 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がないものとして棄却	有
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 不適法な指定管理者制度の適用 ③ 指定管理施設及び指定管理者は全て指定管理者制度を適用すべき理由はない。よって指定管理料と市納入金は違法であるため請求対象者に対し損害の賠償を求める。	22.6.16	1		① 22.8.2 ② 却下 ③ 同請求者から同内容の請求を受け既に結果を通知しているため	無
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② ③ 22.8.2付け住民監査請求の結果に対する再請求	22.8.23	1		① 22.10.20 ② 却下 ③ 22.6.16付けの監査請求と同内容であるため	無
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 違法な予算の調整 一般会計歳入歳出予算が議決により大幅に予算が調整されたことは財産の減失・毀損があったにも関わらず、これを隠蔽したことは違法であるため、請求対象者には是正等必要な処置を講ずるよう請求を求める。 ③	22.8.23	1		① 22.10.20 ② 却下 ③ 請求に理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 公金の違法な支出 ケーブルテレビの加入負担金、水道料の返還金、指定管理料及び市納入金は全て違法な支出であるため、市及び旧市町村が被った損害を賠償を求める。	23.1.28	1		① 23.3.29 ② 却下 ③ 同請求者から同内容の請求を受け既に結果を通知しているため	無
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 公金の違法な支出 歳入歳出決算書中の負担金、補助金及び交付金等は違法な支出であり、また合併後に議会に報告した決算外不明金は違法であるため、市及び旧町村が被った損害を賠償を求める。	23.1.28	1		① 23.3.29 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の規定に定める要件を欠き不適法であるため	無
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 指定管理者の違法な決定 ③ 53施設の指定管理者の決定及び管理運営実績はすべて違法であることを確認する。	23.2.16	1		① 23.4.15 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の規定に定める要件を欠き不適法であるため	無
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 指定管理者の違法な決定 ケーブルテレビ情報連絡施設の指定管理者を決定したこと及び施設に指定管理者制度を導入したことを取消せ。また施設の改正使用料を算定し、請求人を含む既加入者に対し賦課徴収したことは違法であるため、市民、市が被った損害を賠償を求める。	23.3.23	1		① 23.5.20 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の規定に定める要件を欠き不適法であるため	無
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 指定管理者の違法な決定 ケーブルテレビ情報連絡施設の指定管理者を決定したこと及び施設に指定管理者制度を導入したことを取消せ。また施設の改正使用料を算定し、請求人を含む既加入者に対し賦課徴収したことは違法であるため、市民、市が被った損害を賠償を求める。	23.6.28	1		① 23.8.26 ② 却下 ③ 23.3.23付で提出された請求と同趣旨であるため	有
山梨県	北杜市	① 市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人 ② 違法に徴収した加入金 ③ 改正前後の水道加入金は格差があり、差額加入金は違法であるため賠償を求める。	23.6.30	1		① 23.8.26 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項の規定に定める要件を欠き不適法であるため	有
山梨県	上野原市	① 市長及び幹部職員 ② 不当な公金の支出 ③ 市長及び幹部職員に対する損害賠償請求	22.2.2	1	22.2.23 1日間 口頭陳述及び書面の提出	① 22.4.2 ② 棄却 ③ 違法・不当性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山梨県	上野原市	① 市長、副市長及び総務部長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 事業の「暫定的停止勧告」及び市長等に対する損害賠償請求	23.11.28	2	23.12.6 1日間 口頭陳述及び書面の提出	① 24.1.25 ② 棄却 ③ 違法・不当性はない	有
山梨県	山中湖村	① 村長及び財務関係責任者 ② 無効な議決による公金の支出 ③ 支払の差止め	21.12.28	1		① 22.1.22 ② 却下 ③ 議会の行為は請求の対象にならない	無
山梨県	山中湖村	① 村長及び本件関係者 ② 協議会への補助金の支出 ③ 補助金の一部の返還を村長から協議会長へ求める	22.4.28	1		① 22.7.16 ② 棄却 ③ 不当、違法な支出はなく、損害も発生も認められない	無
計		17件					有 5件 無 12件
長野県	長野市	① 監理課長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 必要な措置	23.6.27	1	1日 追加の証拠提出及び陳述	① 23.8.16 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実はない	無
長野県	長野市	① 農業土木課長、担当者 ② 違法な公金（委託料）の支出 ③ 委託料の返還	23.10.13	1	1日 追加の証拠提出及び陳述	① 23.12.5 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出であるとは認められない	無
長野県	長野市	① 監理課長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 必要な措置	24.2.10	1	1日 追加の証拠提出及び陳述	① 24.4.2 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実はない	無
長野県	松本市	① 市長、職員、議員 ② 財産の管理を怠る事実（補助金返還金） ③ 旧梓川村販路開拓緊急対策事業費県補助金返還金の損害賠償請求	21.3.30	1	21.4.10 口頭陳述	① 21.7.14 ② 認容 会社法第499条第1項による相手方からの催告の確認及び調査命令の申立て	無
長野県	松本市	① 市長、職員 ② 財産の管理を怠る事実（損失補償金） ③ 3セクの借入金に係る損失補償金の損害賠償請求	21.3.30	1	21.4.10 口頭陳述	① 21.7.14 ② 認容 会社法第499条第1項による相手方からの催告の確認及び調査命令の申立て	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長、職員 ② 財産の管理を怠る事実（補助金返還金） ③ 旧奈川村地域農業拠点整備事業費県補助金返還金を当時の責任者を明確にして損害賠償請求するよう勧告すること	21.3.30	1	21.4.10 口頭陳述	① 21.7.14 ② 棄却 ③ 国庫補助金の返還により市に損害が発生していると解することはできない	無
長野県	松本市	① 市長、職員、地主等 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 学校給食センター建設用地汚染土壌撤去等費用を地主などに損害賠償請求するよう勧告すること。地主等に対する損害賠償請求	21.3.30	1	21.4.10 口頭陳述	① 21.5.18 ② 棄却 ③ 財産（債権）の管理を怠る事実があるということとはできない	無
長野県	松本市	① 市長、教育長、職員 ② 問題処理結果（給食センター建設用地） ③ 学校給食センター建設用地について教育長と市民環境部長が問題処理を取りまとめ、事の真相を松本市民に広報にて報告するよう市長から2人に指示するよう勧告すること	21.3.30	1	21.4.10 口頭陳述	① 21.5.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 用地取得 ③ 用地取得時のフローを作ることを市長に勧告すること	21.3.30	1	21.4.10 口頭陳述	① 21.5.18 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出（任期付職員の給与） ③ 明確にやることが決まっていない任期付職員の給与を、市民の税金で支払うなどはおかしいと勧告すること	21.4.10	1	21.8.3 口頭陳述	① 21.8.18 ② 棄却 ③ 市長が選考により採用したことについては裁量の逸脱・濫用は認められない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実及び固定資産税の減免 ③ 補助金の返還請求及び固定資産税の減免措置の取消し	(21.5.13)	1		① 21.6.23 ② 不受理却下 ③ 一事不再理	有
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ まつもと市民芸術館の建物についての登記を怠る事実を確認するよう求める	(21.5.13)	1		① 21.6.23 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象とならない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長、職員 ② 業務委託契約の締結及び履行 ③ 波田総合病院経営診断業務委託料を医務課長に損害賠償請求するよう勧告すること	21.10.30	1	21.11.16 口頭陳述	① 21.12.1 ② 棄却 ③ 随意契約とすることとした市長の判断に裁量の逸脱・濫用は認められない	無
長野県	松本市	① 市長、職員 ② 不当な公金の支出（職員給与） ③ 波田総合病院経営診断業務報告書の概要作成に係る職員給与を当該職員が市に返還するよう勧告すること	21.10.30	1	21.11.16 口頭陳述	① 21.12.1 ② 棄却 ③ 職員給与の支出については違法・不当ではない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 波田総合病院の経営実態に関する報告書の作成 波田総合病院の経営実態を明らかにした報告書を作れる公認会計士を選び、H21.12.26までに作らせるよう市長に勧告すること	21.10.30	1	21.11.16 口頭陳述	① 21.12.1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 波田総合病院の経営実態に関する報告書 ③ 波田総合病院に係る新しい報告書ができ次第、広報及びマスコミに発表するよう市長に勧告すること	21.10.30	1	21.11.16 口頭陳述	① 21.12.1 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 減免取扱基準 学校法人長野朝鮮学園に対する固定資産税減免の取消しが当然に無効となった本件の減免取扱基準について、公布、公示など公開手続を怠る違法事実の確認	(21.10.15)	1		① 21.11.18 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実を特定することができなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税減免措置 ③ 長野朝鮮学園の固定資産税減免取消措置の違法行為について、改めて取消しを請求する	(21.10.15)	1		① 21.11.18 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実を特定することができなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 入札談合による損害賠償請求権の行使を怠る事実 新市民会館改築工事の入札に際し、作為的操作が行われたことは明白であり、すみやかに当該業者に損害賠償請求をするように勧告すること	21.11.30	4	21.12.25 口頭陳述	① 22.2.8 ② 棄却 ③ 監査委員が談合の存在を確定させることは不可能である	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法な公金の支出（政務調査費） ③ 政務調査費の支出の取消し及び返還請求	21.11.30	1	21.12.25 口頭陳述	① 22.1.21 ② 棄却 ③ 支出は違法であると判断することはできない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 違法な公金の支出（議選の監査委員報酬） ③ 議員のうちから選任された監査委員に対する監査委員報酬の支出の取消し及び返還請求	21.11.30	1	21.12.25 口頭陳述	① 22.1.21 ② 棄却 ③ 支出は違法であると判断することはできない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 違法な公金の支出（議員の報酬及び手当） 市議会議長、副議長及び議員に対する議員報酬及び期末手当の ③ 支出の取消し及び返還請求	21.11.30	1	21.12.25 口頭陳述	① 22.1.21 ② 棄却 ③ 支出は違法であると判断することはできない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 入札談合による損害賠償請求権の行使を怠る事実 市長は、当該談合を違法不当に行った会社に対して、市が被る ③ 落札額224億5,400万円の20%相当損害額について賠償請求権を行使せよ	22.1.13	1	22.2.3 口頭陳述	① 22.3.3 ② 棄却 ③ 民事損害賠償請求事件として裁判上の請求をするとの市の意志が確認されたため	有
長野県	松本市	① 市長 ② 入札談合による損害賠償請求権の行使を怠る事実 談合による損害額の賠償請求を市長、議会の議員委員らは放置 ③ してきた結果として年率5分の利息分の損害が生じたから、その賠償請求権を併せて行使するよう求める	22.1.13	1	22.2.3 口頭陳述	① 22.3.3 ② 棄却 ③ 民事損害賠償請求事件として裁判上の請求をするとの市の意志が確認されたため	有
長野県	松本市	① 市長 ② 入札談合による損害賠償請求権の行使を怠る事実 新焼却プラント可燃ごみ処理施設、リサイクルプラザ建設工事 ③ 請負契約に係る入札談合による損害賠償請求権の行使について、財務会計、管理にかかわる法的権限を有する法的責任を負う市長が違法不当に怠る事実を確認して、違法の原因を監査ないし検査に基づき、勧告するよう求める	(22.2.12)	1		① 22.3.18 ② 不受理却下 ③ 一事不再理	無
長野県	松本市	① 市長 ② 入札談合による損害賠償請求権の行使を怠る事実 新焼却プラント可燃ごみ処理施設、リサイクルプラザ建設工事 ③ 請負契約に係る入札談合による損害賠償請求権の行使について、公正の損害額である裁判審理と公取審決確定の事実認定を無視する場合だから、その違法事実を確認して是正するよう請求する	(22.3.1)	1		① 22.3.29 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 入札談合による損害賠償請求権の行使を怠る事実 新焼却プラント可燃ごみ処理施設、リサイクルプラザ建設工事請負契約に係る入札談合による損害賠償請求権の行使について、公取審決事実認定の独禁法談合検証を違法不当に市長と市議会が怠る事実に関し、松本市の公金支出不いし賦課徴収、納入など、財務会計、その管理の監査請求を改めて求める	(22. 3. 12)	1		① 22. 4. 14 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 不当に集金したゴミ収集代金 許可条件に満たないため、本来、一般廃棄物を収集運搬することができなかった会社Aが集めたゴミ代金は、松本市民から不当に集めたお金であり、今まで不当に集めたゴミ金額の全額を松本市の責任において当該会社に請求し、返還させることを要求する	(22. 3. 23)	3		① 22. 4. 14 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象とはならない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（松本クリーンセンター） 焼却場を使用することができなかったはずのゴミ収集業者A ③ が、今まで使用した焼却場の使用代金を松本市長の責任において請求し、当該会社に支払わせることを要求する	(22. 3. 23)	3		① 22. 4. 14 ② 不受理却下 松本西部広域施設組合が管理しており、松本市監査委員が監査を行えないため	無
長野県	松本市	① 市長 ② ゴミ収集業者への諸許可 ゴミ収集会社Aに対する諸許可は、許可条件が満たされていない不法な許可であり、現在機能させている21年4月の許可は勿論、19年4月の許可についても即刻取り消すことを要求する	(22. 3. 23)	3		① 22. 4. 14 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象とはならない	無
長野県	松本市	① 市長、職員 ② 不当な許可業務 許可条件を満たしていないゴミ収集会社Aに許可するなど職員が正当に許可業務を遂行しなかったために、松本市民、松本市及び松本西部広域施設組合に多大な損害を与えていることから、市長その他職員に損害額を返還させるよう勧告することを要求する	(22. 3. 23)	3		① 22. 4. 14 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象とはならない	無
長野県	松本市	① 職員 ② 違法、不当な公金の支出（国庫補助金） 会計検査院検査の結果で、国庫補助金を返還することになったが、これは違法、不当な支出であるから、関係職員に賠償を命ずること	22. 5. 6	1	22. 6. 24 口頭陳述	① 22. 7. 13 ② 棄却 ③ 返還に伴って損害が生じているとは考えられない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 単位町会へ交付した交付金の使途に係る調査 単位町会に対する交付金の使途について、町会費を宗教関連の支出に使用していない旨の書類を提出させるのみで済ましているのは、違憲、違法状態の事実が判明しないので、正確な調査をすることを請求する	(22. 4. 30)	1		① 22. 6. 3 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実 H20年度に更正決定を行い、減免承認を取り消し賦課をしたH16年度からH20年度までの学校法人長野朝鮮学園を納税義務者とする固定資産税の徴収	22. 6. 1	1	22. 7. 5 口頭陳述	① 22. 8. 2 ② 監査不能 ③ 地方税法第22条に抵触するため	有
長野県	松本市	① 市長 ② 違法な公金の支出（補助金） ③ 学校法人長野朝鮮学園に対するH21年度運営費補助金の返還請求	22. 6. 1	1	22. 7. 5 口頭陳述	① 22. 8. 2 ② 認容 補助金の交付決定を取消し、返還を求めると及び当該補助金独自の交付要綱を定めること。また、補助金交付規則等で市税に滞納がある者に対して交付を行わない旨を規定すること	有
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の減免 旭町町会を納税義務者とする旭町正一位大天白七福稲荷神社及び旭町町内公民館に係るH21年度固定資産税・都市計画税減免承認の取消し	22. 6. 1	1	22. 7. 5 口頭陳述	① 22. 8. 2 ② 棄却 ③ 固定資産の現況等に変更がないため	有
長野県	松本市	① 市長 ② 負担付き寄付の受け入れ 市が受けた寄附について、地方自治法第96条どおり、議会の議決をとるよう監査委員は勧告すること。また、それができない場合は、市長は寄附者に対し、勉強不足でおかしな寄附手続きであったと公式に謝るよう勧告すること	(22. 5. 27)	1		① 22. 6. 25 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（町会運営活動費交付金） 市上町会は、H18年に石尊大権現神社を建設し、所有している宗教団体であり、H19年度以降に市上町会に支出した町会運営費交付金は、特定の宗教の支援をすることに当たり、違法であるので返還請求すべき	22. 6. 28	1	22. 8. 23 口頭陳述	① 22. 8. 23 ② 棄却 ③ 瑕疵の治癒が図られつつあるため	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実 ③ 巾上384番先の国有地にある石尊大権現神社の建物に対して固定資産税の賦課をすること	22.6.28	1	22.8.23 口頭陳述	① 22.8.23 ② 棄却 ③ 賦課・徴収を怠る事実は存在しない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(町内公民館整備補助金) 巾上町会公民館移転改築に際し、松本市が巾上町会に支払った物件移転補償料、土地売買契約代金及び松本市町内公民館整備補助金が、目的外の宗教施設建設に流用された疑いがあるため、返還させること	22.7.16	1	22.8.2 口頭陳述	① 22.8.23 ② 棄却 ③ 瑕疵の治癒が図られつつある	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実 ③ H18年に巾上町会が巾上緑地に建設した石尊大権現の石碑を安置する祠について、賦課・徴収すること	22.7.16	1	22.8.2 口頭陳述	① 22.8.23 ② 棄却 ③ 賦課・徴収を怠る事実は存在しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出(町会運営活動費交付金) ③ 巾上町会に対し支出した運営活動費交付金の返還請求	22.7.16	1	22.8.2 口頭陳述	① 22.8.23 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法性はない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 国有地の占有許可 ③ 国有地の占有許可を受けたことが、違法であることの確認と、石尊大権現神社施設を国有地外に収去させることを求める	(22.8.11)	1		① 22.8.11 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出(職員給与、選挙経費) 第22回参議院議員通常選挙で、ポスター掲示場が宗教関連施設に設置されていたのは、特定の宗教への支援、支持にあたり違憲であるから、選挙管理委員会職員給与、当該選挙に係る経費を返還せよ	22.7.26	1	22.8.23 口頭陳述	① 22.9.2 ② 棄却 ③ 違法、不当な公金の支出ではない	有
長野県	松本市	① 市長、副市長、職員、議員 ② 違法・不当な公金の支出(弁護士費用) ③ 市長に対して、高裁における弁護士の報酬費を市長等で弁償するように勧告すること	22.8.20	1	22.8.31 口頭陳述	① 22.10.1 ② 棄却 ③ 適正に支出されている	無
長野県	松本市	① 市長 ② 高裁準備書面の作成 市側の高裁の準備書面の中に、リフォームを課税しているA市資産税課に対して、『古民家の経験がない』(第3号証)のようなことがあったが、市長は反省し、公の場で、A市資産税課に対して誤るよう、勧告すること	22.8.20	1	22.8.31 口頭陳述	① 22.10.1 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税、都市計画税の賦課徴収を怠る事実 ③ 固定資産税及び都市計画税の賦課徴収	22.10.12	1	22.11.4 口頭陳述	① 22.11.26 ② 棄却 ③ 固定資産税の賦課徴収を怠る事実はない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 住民監査請求における監査委員の勧告 前市長の固定資産税額+都市計画税に対して、以前監査委員が出した『勧告』書(第6号証)の内容が地裁、高裁でも支持されていることを、再度、市長に理解するよう監査委員は言うこと ③	22.10.12	1	22.11.4 口頭陳述	① 22.11.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長、副市長、職員、議員 ② 古民家の固定資産の再評価 ③ 国(総務省、国税庁)、県に、住民監査及び裁判の事実経過を速やかに報告し、適切なアドバイスを受けるよう市長に勧告すること	22.10.12	1	22.11.4 口頭陳述	① 22.11.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 高等裁判所への資料 ③ 市民に対して、広報で市民に説明して、市長が謝ることを、監査委員は言うこと	22.10.12	1	22.11.4 口頭陳述	① 22.11.26 ② 却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出(町会運営活動費交付金の調査費用) H21年度に松本市が行った「町会運営活動費交付金の使途に関する調査」に要した費用(コピー用紙購入費、印刷にかかる経費、封筒代、郵送料、職員人件費)の返還 ③	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.27 ② 棄却 ③ 調査に違法性、不当性はない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 町会運営活動費の使途の調査 ③ 約500の町会に対し、町会運営活動費の使途に関する調査を改めて実施すること	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.27 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 地縁団体の認可 ③ 宗教団体化した巾上町会に対し、地縁による団体の認可を取消すこと	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.27 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 宗教施設 ③ 旭町、村井その他同様町会にも、神社の収去を請求すること	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.27 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の賦課・徴収を怠る事実 ③ 前市長の固定資産税及び都市計画税の賦課徴収	(22.8.13)	1		① 22.11.10 ② 不受理却下 ③ 一事不再理	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 違法不当に松本市財政の財務会計、その管理を、市長が怠る事実について、監査委員が確認するよう求める	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.29 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 国有地内の宗教施設 ③ 石尊大権現を国有地の女鳥羽川河川敷地外へ収去すること	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.29 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出（報償費） ③ H18年度以降に巾上町会に支出した公園維持管理協定に係る報償費の返還	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.29 ② 棄却 ③ 一部不適切な支出はあったものの、瑕疵はすでに改善されている	無
長野県	松本市	① 市長 ② 地縁団体の認可 ③ 巾上町会の地縁による団体の認可を取消すこと	22.9.28	1	22.10.12 口頭陳述	① 22.10.29 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 過料の徴収を怠る事実 ③ 巾上町会に対する松本市都市公園条例第18条による過料の徴収	22.10.12	1	22.10.22 口頭陳述	① 22.11.18 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等には該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 使用料の徴収を怠る事実 ③ 巾上町事業報告にある石尊社祭典において松本市都市公園条例第9条に規定する使用料の徴収	22.10.12	1	22.10.22 口頭陳述	① 22.11.18 ② 認容 ③ 過去の利用状況を調査し、条例に該当する場合は、不当利得返還請求権に基づき使用料を請求せよ	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出（報償費） ③ 公園維持管理協定に係る市上町会へのH21年度分の報償費の返還	22.10.12	1	22.10.22 口頭陳述	① 22.11.18 ② 棄却 ③ 一部不適切な支出はあったが、瑕疵はすでに改善されている	無
長野県	松本市	① 市長 ② 監査結果通知書に対する異議 ③ 22.8.23付け監査結果通知書に対する異議	(22.9.7)	1		① 22.11.10 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 市公園内の宗教施設 ③ 市長は、早急に、神社を公園から収去せよ	(22.9.7)	1		① 22.11.10 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 監査結果通知書に対する異議 ③ 22.8.23付け監査結果通知書に対する異議	(22.9.9)	1		① 22.11.10 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 不当に集金したゴミ収集代金 許可条件に満たないため、本来、一般廃棄物を収集運搬することができなかった会社が集めたゴミ代金は、松本市民から不当に集めたお金であり、今まで不当に集めたゴミ金額の全額を松本市の責任において当該会社に請求し、返還させることを要求する	(22.9.24)	2		① 22.11.10 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（松本クリーンセンター） 焼却場を使用することができなかったはずのゴミ収集業者A ③ が、今まで使用した焼却場の使用代金を松本市長の責任において請求し、当該会社に支払わせることを要求する	(22.9.24)	2		① 22.11.10 ② 不受理却下 松本西部広域施設組合が管理しており、松本市監査委員が監査を行えないため ③	有
長野県	松本市	① 市長、職員 ② 不当な許可業務 許可条件を満たしていないゴミ収集会社Aに許可するなど職員が正当に許可業務を遂行しなかったために、松本市民、松本市及び松本西部広域施設組合に多大な損害を与えていることから、市長その他職員に損害額を返還させるよう勧告することを要求する	(22.9.24)	2		① 22.11.10 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為又は怠る事実には該当しない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 市公園内の宗教施設 ③ 石尊大権現神社の宗教施設を巾上緑地公園の河川占用許可国有地から収去せよ	(22.9.29)	1		① 22.11.10 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	有
長野県	松本市	① 市長 ② 地縁団体の認可 ③ 巾上町会の地縁による団体の認可の取消しを怠る事実	22.11.24	1	22.12.16 口頭陳述	① 23.1.7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出(報償費) ③ 巾上町会に支出した公園管理維持協定に係る報償費の返還請求	22.11.24	1	22.12.16 口頭陳述	① 23.1.7 ② 却下 ③ 一事不再理	有
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税・都市計画税の減免措置 ③ 石尊大権現の社に係る固定資産税・都市計画税の減免の取消し	22.11.24	1	22.12.16 口頭陳述	① 23.1.7 ② 棄却 ③ 減免処理に違法性・不当性はない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(町会運営活動費交付金) ③ 巾上町会に支出したH22年度町会運営活動費交付金の返還請求	22.11.24	1	22.12.16 口頭陳述	① 23.1.7 ② 棄却 ③ 交付金の支出に違法性・不当性はない	有
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実(公園) ③ 怠る事実の是正	(22.10.18)	1		① 22.12.2 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を怠る事実 ③ 固定資産税及び都市計画税の賦課徴収	(22.10.28)	1		① 22.11.26 ② 不受理却下 ③ 賦課徴収を怠る事実は存在しないことが明らかである	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実 ③ 石尊大権現の所在する土地の固定資産税及び都市計画税の賦課徴収	22.11.15	1	22.12.16 口頭陳述	① 23.1.7 ② 棄却 ③ 該当地は固定資産税を課することができないことが明らかである	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税及び都市計画税の賦課徴収を怠る事実 ③ 固定資産税及び都市計画税の賦課徴収	(22.11.26)	1		① 22.12.22 ② 不受理却下 ③ 賦課徴収を怠る事実は存在しないことが明らかである	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（町会運営活動費交付金の返還請求） ③ 松本市町会運営活動費交付金の返還を市上町会に請求するよう市長に勧告すること	(22.12.22)	1		① 23.1.17 ② 不受理却下 ③ 一事不再理	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の賦課徴収を怠る事実 ③ 石尊大権現の所在する土地への固定資産税の賦課徴収	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 一事不再理	無
長野県	松本市	① 市長 ② 固定資産税の減免措置 ③ 石尊大権現の建物に係る固定資産税の減免の取消し	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 一事不再理	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（国有資産等所在市町村交付金の請求） ③ 石尊大権現の所在する土地への国有資産等所在市町村交付金の請求	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 棄却 ③ 当該地は交付金の交付対象ではない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 登記を怠る事実 ③ 石尊大権現の建物の登記	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 損害額の請求 ③ 石尊大権現の建物の登記を怠っている市長に対する損害額の請求	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法性の是正 ③ 松本市の違法性の是正	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 市税条例の減免規定 ③ 市税条例の減免規定の公表せよ	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 使用料の徴収を怠る事実 ③ 市上町会に対する市上緑地の使用料の徴収	23.2.28	1	23.3.23 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（町会運営活動費交付金の返還請求） ③ 巾上町会に支出した町会運営活動費交付金の返還請求	23. 2. 28	1	23. 3. 23 口頭陳述	① 23. 4. 28 ② 却下 ③ 一事不再理	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出（町会長報償費） ③ 巾上町会長に支出した町会長報償費の返還請求	23. 2. 28	1	23. 3. 23 口頭陳述	① 23. 4. 28 ② 棄却 ③ 報償費の用途は町会長の裁量に委ねられているものであり、返還請求を怠る事実はない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出（報償費） ③ 巾上町会に支出した公園管理維持協定に係る報償費の返還請求	23. 2. 28	1	23. 3. 23 口頭陳述	① 23. 4. 28 ② 却下 ③ 一事不再理	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（国有資産等所在市町村交付金の請求） ③ 巾上緑地の所在する土地への課税を市長が怠る事実（国有資産等所在市町村交付金）	23. 2. 28	1	23. 3. 23 口頭陳述	① 23. 4. 28 ② 棄却 ③ 当該地は交付金の交付対象ではない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 巾上緑地を含む市公園緑地維持管理に係る違法支出の返還及び損害額の請求	23. 2. 28	1	23. 3. 23 口頭陳述	① 23. 4. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 市公園内の宗教施設 ③ 石尊大権現の収去	23. 2. 28	1	23. 3. 23 口頭陳述	① 23. 4. 28 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 過料の徴収 ③ 巾上町会に対して松本市都市公園条例第17条に規定する過料を科すこと	(23. 5. 9)	1		① 23. 6. 14 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（公園） ③ 財産（巾上緑地）の適正な管理	(23. 5. 9)	1		① 23. 6. 14 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（損害賠償請求権） ③ 東京電力への損害賠償請求	(23.6.24)	1		① 23.8.3 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為等に該当しない	無
長野県	松本市	① 市長、副市長 ② 違法・不当な財産の取得（土地・建物） ③ 違法・不当な財産の取得（ビルの土地・建物の購入）による損害賠償請求	23.7.8	1	23.7.26 口頭陳述	① 23.8.3 ② 棄却 ③ 財産の取得に違法性はない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結 ③ 違法・不当な契約の解除（ビルの解体工事契約）	23.7.8	1	23.7.26 口頭陳述	① 23.8.3 ② 棄却 ③ 事業に妥当性が認められる以上、前提となる工事を差し止めるべき理由はない	無
長野県	松本市	① 市長 ② 他市町村からのゴミ搬入 ③ 他市町村からのゴミ搬入を撤回すること	(24.2.1)	2		① 24.3.23 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② ゴミ焼却場 ③ ゴミ焼却場を移転すること	(24.2.1)	2		① 24.3.23 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 他市町村の費用負担 ③ ゴミ焼却場の建設時の価格について、他市町村が応分の費用負担をすること	(24.2.1)	2		① 24.3.23 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 談合に係る賠償金に見合った負担金 ③ 談合事件に係る日立造船㈱から松本市への賠償金を松本西部広域施設組合に入れるとしたらそれに見合った金額を他市町村が負担すること	(24.2.1)	2		① 24.3.23 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② ゴミ搬入に伴う負担 ③ 松本市、他市町村は、地区住民に対し、他市町村のゴミ搬入に伴う負担を補償すること	(24.2.1)	2		① 24.3.23 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	松本市	① 市長 ② ゴミ搬入に伴う損害額 ③ 松本西部広域施設組合管理者及び松本市長は、松本市民及び地区住民に対し、他市のゴミ搬入に伴う損害額を負担すること	(24.2.1)	2		① 24.3.23 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為を特定できなかった	無
長野県	松本市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結 ③ 違法・不当な契約の締結（3セクの借入金に係るH19.6.29付け損失補償契約）による損害賠償請求	(24.2.28)	1		① 24.3.23 ② 不受理却下 ③ 一事不再理	無
長野県	諏訪市	① 市長 ② 不当な公金の支出（市の仕事の手順を定めた規約が無いので、無駄な仕事が多く、不当な出費が行われている。） 仕事の目的・目標をブレークダウンして日程管理する行程表を作成し、公金の効率使用を。仕事のルールを規約として明文化を。	24.3.13	1		① 24.5.1 ② 却下 ③ 住民監査請求対象外	無
長野県	諏訪市	① 市長 ② 不当な公金の支出（補助金交付に際し、「区」などの団体が透明性のある処理が可能か未確認。住民代表と言えない「区」への支出は不公平。） 区への補助金交付や公共工事に伴う地区要望受付時には、公明正大な金銭・事務処理を行えるか、真の住民代表かを「定款・規約」を確認し、不具合があれば指導是正を。	24.3.13	1		① 24.5.1 ② 却下 ③ 住民監査請求対象外	無
長野県	諏訪市	① 市長 ② 不当な公金の支出（物品購入に関して、必要以上に支出をしている可能性がある。適正な品質にものを安価に購入する手続きが行われていない。） ③ 物品購入の際、品質の良い物を、より安く購入するための規約の作成を。	24.3.13	1		① 24.5.1 ② 却下 ③ 住民監査請求対象外	無
長野県	須坂市	① 市長 ② 河川敷の無権原占有 ③ 河川敷の無権原占有により使用料・固定資産税の徴収しないことが市に財務会計上の損害を与えている。	(22.1.5)	1		① 22.1.13 ② 不受理却下 ③ 公物管理上の問題で住民監査請求としては不適法として不受理	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	須坂市	① 市長 ② 保健補導員会への負担金の支出 市の補助金交付基準で総支出の50%を超える支出は出来ないことから、補助金と同様の負担金の支出は違法であるから、市へ返還すべきである。	22. 4. 14	11	22. 5. 17 書面での証拠の提出及び口頭陳述	① 22. 6. 3 ② 棄却 ③ 規則で補助金と負担金は明確に区分されていることから請求人の主張は認められない。	無
長野県	須坂市	① 市長 ② 随意契約による修繕料の支出について ③ 随意契約による修繕料の支出は違法である	23. 10. 31	2	23. 11. 22 書面での証拠の提出及び口頭陳述	① 23. 12. 26 ② 棄却 ③ 市の合理的な裁量の範囲内で修繕料が支出されており、市に損害を与えたとは認められない。	無
長野県	伊那市	① H5年から21年の間、下水道事業の政策立案にかかわった総務部、政策推進課、財政課、行政改革推進室の全職員 下水道事業に対し事業政策、改革推進に対して「怠る事実」を積み重ねてきた結果、公債比率の悪化を招いた。 ② 「下水道使用料請求漏れ問題」で現場に責任を押し付け責任回避している点。 ③ 職務専念義務違反による分限、懲戒処分	(22. 4. 5)	1		① 22. 4. 28 ② 不受理却下 ③ 行為が特定されていない。	無
長野県	伊那市	① 市長 誘致した企業が商工業振興補助金を受けたにもかかわらず、従業員を解雇し工場を閉鎖し撤退した。 ② 市は誘致した企業の要請を受けて隣接地を工場用地として取得造成し、道路等を整備したが、企業が買い取らなかったため損害が発生した。 市長は、誘致後撤退した企業に対し補助金返還請求をすること。市長は、誘致後撤退した企業または前市長及び市長に対し、道路等の工事費用及び工場用地の地価下落分の損害賠償請求をすること。 ③	23. 8. 2	197	23. 8. 19 公開	① 23. 9. 15 ② 一部棄却（一部合議不調） ③ 補助金返還を求めて調停を行っており怠る事実はない。道路工事等は本件用地のために行ったものではないから損害は発生していない。 地価下落分の損害賠償請求については合議不調。	有
長野県	大町市	① 関係職員 ② 保育園改築事業設計業務に伴い発生した損害についての損害賠償。・公金の支出 ③ 関係職員に対する損害賠償請求権の行使	(21. 5. 25)	4		① 21. 6. 30 ② 不受理却下 ③ 一事不再理	無
長野県	大町市	① 市長・職員 ② 下水道使用料の賦課、徴収を怠ることに伴い発生した損害賠償・怠る事実 ③ 市長・職員に対する損害賠償請求	22. 3. 5	1	22. 3. 8 13:30から 文書にて通知（陳述欠席）	① 22. 4. 9 ② 一部認容 ③ 使用料の速やかな納入についての必要な措置。 無届排水設備工事施工者に対する厳正な措置、損害賠償請求権行使検討	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	大町市	① 市長・職員 ② 下水道受益者負担金の賦課、徴収を怠るに伴い発生した損害賠償請求・怠る事実 ③ 市長・職員に対する損害賠償請求	22.4.2	1	22.4.9 9:30から文書にて通知(陳述欠席)	① 22.5.16 ② 一部認容 ③ 関係職員等への損害賠償請求権行使	無
長野県	大町市	① 関係職員 ② 下水道使用料の賦課、徴収を怠るに伴い発生した損害賠償・怠る事実と同様 ③ 市長・職員に対する損害賠償請求	(22.6.30)	1		① 22.7.6 ② 不受理却下 ③ 一事不再理	無
長野県	大町市	① 関係職員 ② 下水道受益者負担金、下水道使用料金の過大徴収分精算に伴い発生する損害賠償 ③ 関係職員に対する損害賠償請求	(22.12.27)	1		① 23.2.14 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求要件を具備していない	無
長野県	茅野市	① 市長 ② 独占禁止法違反行為が認められた入札の請負工事費の損害 ③ 相手に対する損害賠償請求	22.8.2	2	無(請求人が陳述を希望しなかった。)	① 22.9.13 ② 棄却 ③ 請求の理由がなくなった	無
長野県	佐久市	① 市長及び関係職員 ② 簿価より安く土地を売却し、市に68,000,000円の損害を与えたことに対し損害を償うよう求める。 ③ 市長及び関係職員に対する賠償請求。	21.11.26	5		① 21.12.9 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たさない。	無
長野県	佐久市	① 市長 ② 市が、土地開発公社の土地売却に伴い発生した損失補てんに対する予算計上を差し止めるよう必要な措置を求める。 ③ 違法若しくは不当行為防止のための必要な措置を求める。	22.1.14	1		① 22.2.2 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たさない。	無
長野県	佐久市	① 関係職員 ② 過去5年間に行った随意契約は不適切であり、競争入札により行われた場合の契約額との差額を賠償するように求める。 ③ 関係職員に対する賠償請求	23.1.7	1	口頭により約50分	① 23.2.8 ② 棄却 ③ 損害賠償の措置を求めることに理由がない。	無
長野県	佐久市	① 関係職員 ② 正当な理由がない随意契約により、市に5年間で1200万円以上の損害を与えたことに対し損害を賠償するように求める。 ③ 関係職員に対する賠償請求	23.3.7	1		① 23.4.22 ② 棄却 ③ 損害賠償の措置を求めることに理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	佐久市	① 関係職員 公募になじまない施設として入札等を実施しないで委託契約を締結し、市に5年間で75,351,452円の損害を与えたことに対し損害を賠償するように求める。 ③ 関係職員に対する賠償請求	23.3.7	1		① 23.5.2 ② 棄却 ③ 損害賠償の措置を求めることに理由がない。	無
長野県	佐久市	① 関係職員 ② 正当な理由がない随意契約により、市に5年間で1700万円余の損害を与えたことに対し損害を賠償するように求める。 ③ 関係職員に対する賠償請求	23.4.15	1	口頭により約1時間	① 23.6.3 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	無
長野県	佐久市	① 監査委員 ② 23.4.22付監査結果に対し再度見解を求める。 ③ 上記監査結果についての意見若しくは質問及び監査委員に対する不服	23.5.9	1		① 23.6.8 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たさない。	無
長野県	佐久市	① 監査委員 ② 23.4.22付監査結果に対し再度見解を求める。 ③ 監査委員の資質を問うための監査請求	23.5.9	1		① 23.6.8 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たさない。	無
長野県	佐久市	① 関係職員及び監査委員 正当な理由がない随意契約により、市に5年間で12,000,000円の損害を与えたことに対する損害の賠償及びその監査を行った監査委員に対する報酬5年分を賠償するように求める。 ③ 関係者に対する賠償請求	23.6.8	1	口頭により約40分	① 23.7.7 ② 棄却 ③ 損害賠償の措置を求めることに理由がない。	無
長野県	佐久市	① 関係職員 随意契約を繰り返す正当性と過去5年間に契約した約3億円の委託の正当性の証明を求める。証明できない場合には競争入札を行った場合との差額である損害額の算出を行い、その賠償を求める。 ③ 関係職員に対する賠償請求	23.6.8	1		① 23.7.25 ② 棄却 ③ 損害賠償の措置を求めることに理由がない。	無
長野県	佐久市	① 関係職員 過去5年間に随意契約で7,300万円余の委託業務を発注したことは違法であるので、随意契約により生じたであろう損害について賠償を求める。 ③ 関係職員に対する賠償請求	23.6.8	1		① 23.7.25 ② 棄却 ③ 損害賠償の措置を求めることに理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長野県	佐久市	① 関係職員及び監査委員 過去5年間に随意契約で2千数百万円の委託業務を発注したことは違法であるので、随意契約により生じたであろう損害について賠償を求める。 ③ 関係技術職員に対する賠償請求	23.6.8	1		① 23.7.25 ② 棄却 ③ 損害賠償の措置を求めることに理由がない。	無
長野県	佐久市	① 関係職員 ② 随意契約により、市に5年間で12,000,000円以上の損害を与えたことに対する損害の賠償を求める。 ③ 関係職員に対する賠償請求	23.7.4	1	口頭により約1時間	① 23.8.22 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はないことから、損害賠償の措置についても必要はない。	無
長野県	佐久市	① 市長 ② 行政財産の適正な管理を求める（行政財産の目的外使用許可を受けた経過が確認できない。）。 ③ 市長に対する適正な措置を求める	23.8.29	1	口頭により約25分	① 23.10.28 ② 認容（一部棄却） ③ 適正な措置を講ずるよう勧告する（一部は請求に理由がなく棄却）。	無
長野県	佐久市	① 関係職員及び監査委員 過去の監査結果に対し、改めて住民監査請求の本旨を問うとともに、随意契約の公表方法に係る情報公開制度の正しいあり方を求める。 ③ 監査委員及び関係職員に対する賠償請求	23.10.28	6		① 23.11.25 ② 却下 ③ 法第242条第1項の要件を満たさない。	無
長野県	白馬村	① 村長 ② 指定管理者の選定（ケーブルテレビ白馬の指定管理者がその資格を有する法人でない） ③ 支出経費の返還、協定書の履行停止	23.5.26	1	23.7.8 請求人による口頭意見陳述	① 23.7.21 ② 棄却 ③ 請求人が主張する事実は認められず、請求人の主張については理由がない。	無
長野県	小布施町	① 町長 ② 法人との違法な契約の締結 ③ 契約の取り消し、法人施設工事費の返還請求	24.1.11	1	期間：1日間 方法：口頭陳述	① 24.3.5 ② 棄却 ③ 当該請求には理由がない	無
長野県	信濃町	① 町長 ② 第3セクターへの違法な出資（実質的には債務負担行為である） ③ 出資金の返還及び事業負担金を町に支払うこと	21.4.17	1	21.5.21 請求人から陳述の聴取	① 21.6.12 ② 棄却 ③ 出資について違法性はない	有
計		136件					有 24件 無 112件

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岐阜県	岐阜市	① 市長 ② 岐阜市民病院におけるA重油の購入単価が、購入実績がほぼ同量の他市の市民病院に比べて大きく上回る。 ③ 岐阜市民病院が他市の市民病院の購入単価をもって購入した場合に生じる差額分の返還を求める。	21.7.8	1	21.7.28 陳述書の提出	① 21.8.20 ② 棄却 ③ 本件の財務会計行為に違法性はない。	無
岐阜県	岐阜市	① 市長 教育委員会等の委員の月額報酬は、勤務実態から平均日割報酬に換算すると、他の各種審議会等の委員報酬と比べて高く、違法・不当な公金の支出である。 ② 教育委員会等の委員報酬を月額制支給から日額制支給へ改め、減額するよう求める。また、日額制の報酬が妥当とした場合、差額の返還を求める。	21.7.28	1	21.8.11 口頭による陳述	① 21.9.2 ② 棄却 ③ 当該支出は違法又は不当であるとは認められない。	無
岐阜県	岐阜市	① 市長 建設設計業務委託の入札において、一部業者による談合が行われていた疑いがあり、市がこの行為を黙認して放置し、予定価格に近い価格で随意契約をしていた結果、損害を被った。 ② 業者及び関係者を取り調べ、全容を解明することを求める。また、談合による不落随契で被った損害の補填のため、業者に対し必要な措置を講ずるよう求める。	22.10.20	1	22.10.26 口頭による陳述	① 22.11.22 ② 棄却 ③ 入札談合があったと断定することはできない。よって、入札談合により市が損害を被ったとは認められない。	有
岐阜県	高山市	① 市長 ② 違法・不当な補助金支出 ③ 市長及び会計管理者に対する損害賠償請求（補助金二重払いの件）	21.10.1	1		① 21.11.4 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由の記載がない	無
岐阜県	高山市	① 市長 ② 違法・不当な補助金支出 ③ 市長及び会計管理者に対する損害賠償請求（補助金の違法な支出の件）	21.10.1	1		① 21.11.4 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由の記載がない	無
岐阜県	高山市	① 指定管理者 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 指定管理者選定に対する精査	22.8.31	1		① 22.9.28 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由の記載がない	無
岐阜県	高山市	① 市長 ② 違法・不当な税の賦課・徴収 ③ 市長に対する適正な額の徴収	22.12.10	1		① 22.12.27 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由の記載がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岐阜県	多治見市	① 総務課長 ② 不当な契約の締結（契約条件に根拠がない） ③ 総務課長に対する損害賠償請求	21.9.30	1		① 21.11.13 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
岐阜県	多治見市	① 市長 ② 不当な公金の支出（負担割合に明確な根拠がない） ③ 市長に対する損害賠償請求	22.5.25	1	1日、追加資料提出及び口頭説明	① 22.7.20 ② 棄却 ③ 当該支出は不当ではない	無
岐阜県	多治見市	① 市長 ② 不当な契約の締結（借料の設定が著しく低い） ③ 市長に対する損害賠償請求	22.6.17	1	1日、追加資料提出及び口頭説明	① 22.8.10 ② 一部認容 ③ 借料が著しく低廉である	無
岐阜県	関市	① 市長 ② 庁舎等に設置される自動販売機電気料について根拠のない係数による過少徴収。 ③ 損失が被ることのないよう必要な措置を求める	22.8.4	1	22.8.12 口頭陳述	① 22.9.9 ② 棄却 ③ 市が損失を被るとは推定できない。	無
岐阜県	関市	① 市長 ② 損害賠償（井戸水汚濁に係る）示談 ③ 示談金の賠償	23.6.13	1		① 23.6.24 ② 却下 ③ 当該行為のあった日から1年以上経過しているため。	有
岐阜県	関市	① 市長 ② 不当な変更契約 ③ 地盤沈下に係る変更契約は、業者の施工不備が原因であり費用の返還を求める。	24.2.10	1		① 24.2.14 ② 取下げ ③ 費用支払い事実がないため。	無
岐阜県	関市	① 市長 ② 不当な変更契約 ③ 地盤沈下に係る変更契約は、業者の施工不備が原因であり費用の支払わないように求める。	24.2.14	1	24.3.1 口頭陳述	① 24.4.13 ② 棄却 ③ 地盤沈下は、予期できない集中豪雨が主因であり、不当な変更契約行為とはいえない。	有
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 税金の無駄遣いに関する措置要求 ③ 多目的グラウンド用地に立ち入り金防護柵を設置したが、地元住民とよく話し合いをしてほしかった。	22.7.5	1	22.7.9通知～22.7.14陳述 郵送による	① 22.8.11 ② 棄却 ③ 支出行為に著しい違法行為若しくは不当性が認められない。	無
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 税金の無駄遣いに関する措置要求 ③ 個別訪問は、通常の業務ではないため、この期間の給料は、税金の無駄遣いである。	22.7.9	1	22.7.12通知～22.7.14陳述 手渡し	① 22.8.11 ② 棄却 ③ 行政目的遂行のための通常の業務であり、妥当な判断である。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岐阜県	中津川市	① 市長 ② 公金の無駄遣いに関する措置要求 ③ 地元住民との話し合いにおける職員の休日時間外手当は、その後議事録もできていないため、公金の無駄遣いである。	22.11.30	1		① 23.1.7 ② 却下 行政上の行為が無駄であることをもって当該行為が違法若しくは不当であるとは言えない。 本請求は要件を具備していない。	無
岐阜県	各務原市	① 市長 ② 市議会議員の海外視察 ③ 議員が旅費を市に返還する・議員の海外出張の廃止等	22.9.28	5	22.10.18に市の産業文化センターで陳述の機会を設けた。	① 22.11.18 ② 棄却 市の公益になる視察かどうか審議なしで派遣議決されたという請求人の主張に根拠が無い等。	無
岐阜県	各務原市	① 市長 ② 土地の取得について ③ 道路用地を不必要な部分まで購入した。また、不要な土地を高い金額で購入した。	22.11.26	7	22.12.6に市の産業文化センターで陳述の機会を設けた。	① 22.12.27 ② 一部棄却（一部却下） 一件は1年の請求期間を過ぎている。もう一件は不要な土地を高い金額で購入したとは認められない。	有
岐阜県	各務原市	① 市長 ② 土地の取得について ③ 不要な土地の購入	24.3.2	10	24.3.9に市の産業文化センターで陳述の機会を設けた。	① 24.4.10 ② 棄却 本件土地の購入は、市の裁量権を逸脱しておらず、違法又は不当とは言えない。	有
岐阜県	各務原市	① 市長 ② 市議会議員の海外視察 ③ 議員が旅費を市に返還する・議員の海外出張の廃止等	(21.8.31)	1		① 21.10.1 ② 不受理却下 ③ 法定の請求期間の1年を経過している。	無
岐阜県	各務原市	① 市長 ② 市道の管理について ③ 市道が長い期間通行禁止の状態にある。	(23.8.16)	4		① 23.8.24 ② 不受理却下 財務会計上の行為として住民監査請求の対象となるのは、財産管理に限られ、道路行政上の管理は対象とならない。	無
岐阜県	可児市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 補助金の返還及び制度の見直し	21.5.15	1	21.6.8 口頭による意見陳述	① 21.7.2 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出はなく請求に理由が無い。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岐阜県	可児市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 報償費等の返還、制度の廃止若しくは見直し	21.6.15	1	21.7.9 口頭による意見陳述	① 21.8.7 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出はなく請求に理由が無い。	無
岐阜県	可児市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 補助金の返還及び廃止	21.7.2	1	21.7.16 口頭による意見陳述	① 21.8.21 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な公金の支出はなく請求に理由が無い。	有
岐阜県	可児市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 契約で義務付けられている財産の管理業務を怠っている。	22.4.2	1	22.4.9 口頭による意見陳述	① 22.5.26 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠った事実はない、財産に関する損害は発生していない。	無
岐阜県	可児市	① 市長 ② 違法若しくは不当な財産の管理 ③ 期限切れの農薬を使用した、市が所有する物品を無断で譲渡した	22.4.27	1		① 22.5.21 ② 取下げ ③ 本人の希望による	無
岐阜県	可児市	① 市長 ② 違法若しくは不当な財産の管理 ③ 期限切れの農薬を使用した、市が所有する物品を無断で譲渡した。	22.10.22	1	22.10.29 口頭による意見陳述	① 22.12.14 ② 棄却 ③ 違法又は不当な財産管理に該当する事実はない。	無
岐阜県	可児市	① 市長、副市長、総務部長、教育部長、建設部長、収納課長、教育総務課長、都市計画課長、建築指導課長 ② 違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実 ③ 抵当権設定額に満たない売買価格で抵当権を抹消したため不納欠損額を拡大させた。	24.2.27	1	24.3.19 口頭による意見陳述	① 24.4.18 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実はない。	無
岐阜県	瑞穂市	① 市長 ② 市長車の私的使用 ③ 燃料費、有料道路通行料の返還	23.4.26	1	意見陳述 23.5.13	① 23.6.1 ② 棄却 ③ 違法、不当支出であるとの請求人の主張には理由が無い。	無
岐阜県	飛騨市	① 前市長、元部長、元参事、元課長 ② 違法・不当な財務会計行為による使用目的・取得の必然性のない財産(土地)取得 ③ 市に与えた損害の賠償責任、損害額の弁済	23.2.28	1	1日、出頭	① 23.5.2 ② 棄却 ③ 違法性・不当性を確認できなかった	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岐阜県	下呂市	① 当該担当職員 ② 違法若しくは不当な公金の支出（訴訟に係る弁護士費用の支出は財務会計上、違法または不当な公金の支出に該当する） ③ 訴訟に係る裁判費用及び弁護士費用の当該職員に対する下呂市損害金返済請求	22. 4. 27	473	期間は1日 事情聴取を庁舎にて実施	① 22. 6. 4 ② 棄却 ③ 当該支出の違法性はない。	無
岐阜県	下呂市	① 当時の環境部長 ② 条例違反及び職権乱用及び不当な公金の徴収に該当する ③ 刈草処分手数料の過払金返還請求	23. 3. 15	1		① 23. 4. 28 ② 棄却 ③ 当該条例の違反性はなく、適正な公金徴収である。	無
岐阜県	下呂市	① 市長 違法な公金の支出（処分変更による当該職員に対する給料及び各種手当の支出は、市長個人の負担とすべきであり、違法な公金の支出に該当する） ② ③ 当該職員に対する給料、各種手当（管理職手当、期末手当、勤勉手当）及び遅延損害金の合計総額を市長個人へ請求	24. 2. 23	1	期間は1日 事情聴取を庁舎にて実施	① 24. 3. 27 ② 棄却 ③ 当該支出は市に支払い義務があり、違法な公金の支出に該当しない。	無
岐阜県	岐南町	① 町長 ② 西保育教育園の民営化に伴う財産処分は不当な行為。民営化は、町民に対して十分な説明がなく、理解が得られない。 ③ 町長は、民営化の取消し、見直し請求とともに、岐南町及び町民に損害を与えたことによる損害賠償の請求。	21. 6. 12	3	21. 6. 23 口頭陳述	① 21. 8. 10 ② 棄却 ③ 建物の無償譲渡、土地の無償賃貸等の違法性・不当性、調理室の新設に係る不当な支出について、請求人の主張は理由がない。	無
岐阜県	揖斐川町	① 町長、副町長、教育長 ② 町名義の土地に借地料を支払っている ③ 地代の返還	24. 3. 2	1	1日、意見陳述	① 24. 4. 26 ② 棄却 ③ 土地賃貸借契約は有効であり支払は妥当である	有
計		36件					有 7件 無 29件
静岡県	静岡市	① 土木事務所職員1名、道路整備第3課職員1名 ② 不当な道路舗装工事費の支出 ③ 上記工事費の返還請求	21. 8. 7	1		① 21. 9. 10 ② 却下 ③ 違法・不当性なし（要件外）	無
静岡県	浜松市	① 市長 市有財産(廃道敷)売買契約の金額決定の根拠となる不動産鑑定評価に重大な誤りがあり、不当に低い鑑定評価を受け、市に莫大な損害を与えた。鑑定評価及び売却手続に法令に違反している。 ② ③ 売買契約の破棄又は適正な価格設定に基づく契約の見直し	22. 1. 5	1	22. 1. 5 証拠の提出及び口頭陳述 (捕捉資料提出)	① 22. 3. 2 ② 棄却 ③ 不動産鑑定評価に誤りはなく、市に損害を与えていない。鑑定評価及び売却手続は違法又は不当とは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
静岡県	浜松市	① 市長 ② 私には行政連絡業務委託された配布が全く届かない。 ③ 西区自治会連合会の差別行為に浜松市との契約違反の適用を請求する。	22. 3. 31	1		① 22. 4. 14 ② 却下 法第242条に定める長や職員等による財務会計上の行為等に当たらない。 ③	無
静岡県	浜松市	① 市長 ② H21年度において、私には行政連絡業務委託された4月分の文書の配布が届かない。 ③ 西区自治会連合会の差別行為に浜松市との契約違反の適用を請求する。	22. 5. 21	1		① 22. 6. 2 ② 却下 法第242条に定める長や職員等による財務会計上の行為等に当たらない。 ③	無
静岡県	浜松市	① 市長 ② 財団法人浜松まちづくり公社が行ったH23年度浜松駅前広場等管理事業清掃等業務委託の入札 ③ 入札を無効とするなどの措置を請求する。	23. 3. 22	1		① 23. 4. 18 ② 却下 法第242条に定める長や職員等による財務会計上の行為等に当たらない。 ③	無
静岡県	浜松市	① 指定なし ② 歯科診療所への補助金の支出という市の財務会計上の行為が、違法・不当である。 ③ 歯科診療所に対する補助金の打ち切り	24. 1. 27	1		① 24. 2. 6 ② 取下げ ③ 不明	無
静岡県	沼津市	① 市長 ② 新貨物駅用地調査委託費の予算執行 ③ H21年度に繰越した土地収用法第35条に基づく新貨物駅用地測量・調査委託費の執行を差し止めよう市長に求める請求	21. 4. 28	114	・陳述日 21. 5. 22 ・請求人の代表者5名による陳述	① 21. 6. 24 ② 棄却 財務会計上の行為に先行する原因行為に違法性が認められないこと、財務会計上の行為についても適正に行われているため ③	無
静岡県	沼津市	① 市長 ② 新貨物駅に係る用地調査業務委託費執行 ③ 新貨物駅に係る土地収用法第35条に基づく用地調査業務委託費の執行を差し止めるとともに、執行済調査費の返還を市長に求める請求	21. 8. 28	575	・陳述日 21. 9. 25 ・請求人の代表者5名による陳述	① 21. 10. 26 ② 棄却 関連する法律に違反する事実が認められないこと、同事業に係る財務会計上の行為に違法性及び不当性が認められないため ③	有
静岡県	熱海市	① 市長 ② 福祉関係業務委託契約に関する行為 ③ 契約者の選考と支払方法の違法性	21. 9. 3	1		① 21. 9. 25 ② 却下 ③ 期間経過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
静岡県	島田市	① 市長 ② 財務会計行為（訴訟費用の支出） ③ 市が支出した費用は違法・不当、市長に損害賠償請求	23.7.19	13	期間：1日 方法：監査委員による聴取	① 23.9.1 ② 一部棄却（一部却下） ③ 財務会計行為は違法・不当ではない	有
静岡県	富士市	① 市長 ② 土地区画整理事業に伴う物件移転補償契約 ③ 市長に補償金の返還を求めるよう勧告	21.8.20	1		① 21.9.25 ② 取下げ ③ 公金の違法、不当な支出がないと理解したため	無
静岡県	焼津市	① 市長 ② 不適切な会計処理 ③ 財団法人における不適切な会計処理	22.12.17	3		① 23.2.10 ② 却下 ③ 監査の対象外	有
静岡県	焼津市	① 市長 ② 不適切な会計処理 ③ 財団法人における不適切な会計処理	23.5.11	3		① 23.6.10 ② 却下 ③ 監査の対象外	有
静岡県	掛川市	① 市長 ② H17・18・19年度政務調査費の一部不当支出 ③ 使途基準に反し支出した政務調査費を会派に返還請求すること。	21.5.1	2	1日 議会事務局職員を同席させ聴取した。	① 21.6.23 ② 認容 ③ 不当な政務調査費返還のための措置を講じること。	有
静岡県	下田市	① 市長 ② 不当な予算執行及び粗大ごみ処理委託による不当利益收受 ③ 予算執行の中止及び不当利益の還付請求	21.10.2	1	1日（21.10.8）口頭陳述	① 21.11.30 ② 認容 ③ 中間処理処分が発生する有価物の処分について契約書に明示する措置を講じる。	無
静岡県	下田市	① 市長 ② 寄附金の使用目的変更の予算措置 ③ 寄附金の基金への積立	21.12.17	3	1日（22.1.14）口頭陳述	① 22.2.10 ② 棄却 ③ 請求による違反性又は不当性は認められず市に損害を及ぼすものでなく措置請求に理由がない。	無
静岡県	下田市	① 市長 ② 特別負担金の不当支出、繰越明許費の違反 ③ 予算執行の中止	22.6.29	3		① 22.7.21 ② 却下 ③ 同一人による同一内容の再監査請求であり、違反事実がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
静岡県	河津町	① 町長 ② 町有地無償貸付（不法な財産管理） ③ 相手方に費用負担させるよう是正と損害の賠償請求	22. 1. 22	7	22. 3. 8の1日間 河津町役場にて口頭陳述 地自法第242条第6項	① 22. 3. 23 ② 一部認容（一部棄却） 一部不当であり相手方に負担させるよう是正を求める。一部申請理由の事実が認められない。	無
計		18件					有 5件 無 13件
愛知県	名古屋市	① 具体的な記載なし ② 新斎場整備事業（契約）の履行 ③ 新斎場整備事業に係る契約締結の差止め又は解除を求める請求	21. 4. 21	1		① 21. 5. 8 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 未納市税の電話催告業務委託 ③ 未納市税の電話催告業務委託に係る損害賠償請求措置を求める請求	21. 6. 9	1	21. 6. 23 口頭陳述	① 21. 8. 4 ② 棄却 ③ 本件業務委託契約は、違法・不当ではない	無
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 平針黒石地区に係る開発許可 ③ 里道敷地所有権の範囲、管理等を明確にするための必要な措置を	21. 8. 24	1		① 21. 9. 8 ② 却下 ③ 財産の管理を怠る事実該当しない	無
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 準コミュニティセンター管理運営補助金等 ③ 不当利得返還請求権に基づく交付補助金の一部の返還請求	22. 3. 24	1		① 22. 4. 14 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 選挙管理委員会委員長及び市長 ② 議会解散請求の署名審査費用 ③ 署名審査の執行の即時停止及び既執行額の返還請求	22. 11. 4	1	22. 11. 17 口頭陳述	① 22. 12. 13 ② 棄却 ③ 本件審査期間の延長は違法ではない	無
愛知県	名古屋市	① 選挙管理委員会委員長 ② 市議会リコール署名簿の審査費用 ③ 選管の支出の停止等を求める請求	22. 11. 4	1		① 22. 11. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 選挙管理委員会委員長 ② 選挙管理委員会の追加審査費用 ③ 選挙管理委員会の追加審査費用の弁済を求める請求	22. 11. 8	1	22. 11. 17 口頭陳述	① 22. 12. 13 ② 棄却 ③ 本件審査期間の延長は違法ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	名古屋市	① 選挙管理委員及び委員長 ② 選挙管理委員会の審査費用 ③ 選挙管理委員会の審査費用の弁済を求める請求	22.11.8	1		① 22.11.11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 選挙管理委員及び委員長 ② 選挙管理委員会の審査費用 ③ 選挙管理委員会の審査費用の弁済を求める請求	22.12.6	1		① 22.12.9 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の違法性・不当性を具体的に提示していない	無
愛知県	名古屋市	① 市長 ② 黒塗車保有に伴うリース料等 ③ リース契約の解除等を求める請求	24.1.25	3	24.2.14 口頭陳述	① 24.3.22 ② 棄却 ③ 本件経費の支出は違法・不当ではない	無
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 用途基準及び手続きの逸脱 ③ 政務調査費の返還	22.4.9	4	22.4.16 口頭陳述	① 22.5.13 ② 棄却 ③ 不当利得有りとは判断できない	有
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 預け金の違法状態の継続 ③ 損失が無いような措置	(22.6.18)	1		① 22.7.7 ② 不受理却下 ③ 期間経過	有
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 補助金の違法な支出 ③ 補助金の返還請求	22.12.22	1	23.1.5 口頭陳述	① 23.2.7 ② 棄却 ③ ただちに違法と判断できない	無
愛知県	豊橋市	① 市長 ② 違法行為に対する支出は公金の不当な支出 ③ 事務費、人件費について返還を請求	(23.2.14)	1		① 23.3.1 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
愛知県	岡崎市	① 市長 ② 不適正な設備管理業務、勤務手当の不当受給、違法な補助金交付、不当な売払い ③ 当該行為における損害の補填、返還、補助金の返還	21.6.4	6		① 21.7.17 ② 却下 ③ 個別的、具体的に摘示されていなく、請求の特定を欠く不適法なものであるため	無
愛知県	岡崎市	① 市長 ② 違法・不当な政務調査費の支出 ③ 当該政務調査費の返還	23.11.25	2	23.12.21 1日 事務局にて陳述及び質疑応答	① 24.1.23 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出であるとは認めがたい。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	一宮市	① 市長 ② 不当な公金の賦課もしくは徴収を怠る事実があったもの ③ 請求内容については、明確に記載されていない	22.11.22	1		① 22.12.27 ② 却下 ③ 法第242条第1項に定める要件を具備していない	無
愛知県	一宮市	① 市長等 ② 不動産競売事件における交付要求に遅延があったもの ③ 配当金が受けられなかったため市に損害が発生したとして、市長等に対し損害賠償請求	23.2.7	1	23.2.21 公開にて請求人による40分間の陳述後、監査委員による質疑を行った	① 23.3.24 ② 棄却 ③ 当該行為は違法・不当な行為又は怠る事実は見当たらず、市に損害も発生していない	無
愛知県	一宮市	① 市長 ② 町内云運昌父付金寺の町会長個人への文相は違法と認められたもの ③ 町会長個人に支給した全額の返還請求	24.3.6	1		① 24.3.23 ② 却下 ③ 当該行為から1年以上経過している	無
愛知県	瀬戸市	① 市長、担当課長及び課長の指導管理に当たる職員 ② 不正確な都市計画基本図及び税金の徴収を怠る事実 ③ 不当な公金の支出の返還及び課税台帳等の是正	21.9.18	1	21.9.30 口頭陳述	① 21.10.26 ② 棄却 ③ 不当、怠る事実は、ない。	無
愛知県	半田市	① 市長 ② 違法な工事の施行 ③ 請負業者への工事費返還及び違約金請求	21.10.16	1	1日・口頭意見陳述	① 21.12.10 ② 棄却 ③ 当該施行に違法性はない	有
愛知県	半田市	① 市長 ② 報酬の不当支出 ③ 相手方に対する報酬の返還	22.6.9	9	無	① 22.7.8 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
愛知県	半田市	① 市長 ② 補助金の不当支出 ③ 相手方に対する補助金の返還	22.9.30	2	1日・口頭意見陳述	① 22.11.22 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
愛知県	春日井市	① 小学校校長 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償	21.9.29	1		① 21.11.26 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な契約とは認められない。	無
愛知県	春日井市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 返還請求	21.10.19	1	口頭陳述	① 21.12.16 ② 棄却 ③ 不当な支出に当たらないため。	有
愛知県	春日井市	① 小学校校長 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償	22.2.5	1	4日、文書陳述	① 22.3.25 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な契約とは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	春日井市	① 小学校校長 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償	22.12.16	1		① 23.2.10 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当な契約とは認められない。	無
愛知県	春日井市	① 教育総務課長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 損害賠償	23.5.12	1		① 23.7.5 ② 棄却 ③ 不当な支出に当たらないため。	無
愛知県	春日井市	① 教育総務課長 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償	24.1.25	1		① 24.2.3 ② 却下 ③ 請求要件の不具備	無
愛知県	春日井市	① 教育総務課長 ② 違法若しくは不当な契約の締結 ③ 損害賠償	24.2.24	1		① 24.3.13 ② 却下 ③ 請求要件の不具備	無
愛知県	春日井市	① 教育総務課長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 損害賠償	24.3.21	1	口頭陳述	① 24.5.10 ② 棄却 ③ 不当な支出に当たらないため。	無
愛知県	豊川市	① 市長 ② 市議会議員選挙における選挙用ポスター作成費用に係る公費負担(過大請求である) ③ 過大な公費負担部分の返還	23.7.26	1	23.8.16 請求人の口頭による陳述	① 23.9.14 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
愛知県	刈谷市	① 生涯学習部長 ② 旧市民会館取壊し工事の分割・支出の増大 ③ 工事の分割による支出増大分の返還請求	22.10.27	1	22.11.30 証拠の提出 口頭陳述	① 22.12.24 ② 棄却 ③ 財務会計行為に違法性又は不当性はない	有
愛知県	安城市	① 市長 ② 不当な契約の締結(市民交流センター南側側溝工事は無駄な工事であり、不当な公金支出である) ③ 支出の差し止め	21.10.19	1	期間:1日 方法:口頭陳述	① 21.12.10 ② 棄却 ③ 請求人の求める措置の必要性は認められないと判断した。	無
愛知県	西尾市	① 固定資産税賦課責任者 ② 違法な公金の賦課、徴収を怠る事実(土地に係る固定資産税を誤った根拠により算出している。) ③ 賦課責任者による損害の補填及び誤った徴収があった場合は納税者に返還	21.10.1	1		① 21.10.6 ② 取下げ ③ 不明	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	西尾市	① 市長 ② 違法不当な契約の締結及び公金の支出（廃置分合議決前の合併関連予算の執行は認められない。） ③ 契約の締結及び予算の執行停止	22. 2. 19	1	22. 4. 30 請求人本人による陳述を非公開で実施	① 22. 6. 17 ② 棄却 ③ 契約の締結及び予算の執行に違法性や不当性はない	無
愛知県	西尾市	① 市長 ② 不当な公金の支出（セレモニーでの事故による負傷に対し補償費を支払ったことは不当である。） ③ 旧町長及び消防団員に対する損害賠償請求	24. 1. 27	2	24. 2. 10 請求人本人による陳述を非公開で実施	① 24. 3. 23 ② 棄却 ③ 当該支出に不当性はない	無
愛知県	西尾市	① 市長 ② 違法な公金の支出（消防団に対する運営交付金を実質的には団員への報酬となっている。） ③ 旧町長に対する返還請求	24. 1. 30	2	24. 2. 10 請求人本人による陳述を非公開で実施	① 24. 3. 26 ② 一部棄却（一部却下） ③ 請求期間徒過・当該支出に違法性はない	無
愛知県	西尾市	① 市長 ② 違法な公金の支出（消防団に対する運営交付金を実質的には団員への報酬となっている。） ③ 旧町長に対する返還請求	24. 2. 14	2	24. 2. 22 請求人本人による陳述を非公開で実施	① 24. 3. 26 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
愛知県	西尾市	① 市長 ② 違法な公金の支出（消防団に対する運営交付金を実質的には団員への報酬となっている。） ③ 旧町長に対する返還請求	24. 2. 15	2	24. 2. 22 請求人本人による陳述を非公開で実施	① 24. 3. 26 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
愛知県	西尾市	① 市長 ② 違法な公金の支出（消防団に対する運営交付金が消防団活動以外のものに消費されている。） ③ 市長、消防長、消防団長に対する返還請求	24. 3. 22	2	24. 4. 5 請求人本人による陳述を非公開で実施	① 24. 5. 18 ② 一部認容（一部棄却） 交付金から支出した費用弁償で、重複して支払われたものや疑わしきものは適正に処理をされたい。また、条例で定められた費用弁償について支払基準を明確にされたい。 ③	無
愛知県	蒲郡市	① 市長 ② 職員が賃料支払請求及び供託請求を拒否したため市に遅延損害金が発生した。 ③ 市長に対し、職員へ遅延損害金の補填を求める請求	23. 12. 26	1	陳述の機会 24. 1. 12 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① 24. 1. 27 ② 棄却 ③ 請求人の主張には、理由がなく、措置の必要は認められない。	有
愛知県	犬山市	① 市長等 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市長等に対する損害賠償請求	22. 1. 8	4	1日 請求人代表者による口頭意見陳述及び証拠の提出	① 22. 3. 9 ② 棄却 ③ 違法・不当性なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	犬山市	① 市長 ② 違法、不当な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	23.9.14	247		① 23.10.26 ② 却下 ③ 期間途過	有
愛知県	犬山市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	23.9.14	248		① 23.10.26 ② 却下 ③ 財務会計行為に該当せず	有
愛知県	江南市	① 市長 ② 民生委員の選任方法に異議 ③ 違法な民生委員の選任により、担当部課長に対し懲戒免職請求	24.1.26	4		① 24.3.19 ② 棄却 ③ 請求の要件に該当しない。	無
愛知県	江南市	① 市長 ② 支援物資を職員に配布した責任 ③ 担当部長、担当課長の損害賠償請求	24.1.31	1		① 24.2.10 ② 却下 ③ 損害はすでに補てんされたことにより、請求には該当しない。	無
愛知県	稲沢市	① 市長、副市長 ② 違法な土地取得代金及び物件補償費の支出 ③ 返還請求	21.5.25	1	21.6.18 請求人からの請求内容を補足するための陳述の機会を与えた	① 21.7.9 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
愛知県	稲沢市	① 市長 ② 違法な負担金及び補助金の支出 ③ 返還請求	23.8.12	6	23.9.2 請求人からの請求内容を補足するための陳述の機会を与えた	① 23.9.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
愛知県	日進市	① 福祉部長・福祉部参事 ② 委員会を開催し、委員に対する報酬の支出。 ③ 違法・不当な公金の支払があるため返還を求める	21.10.8	2	1日、口頭陳述	① 21.12.4 ② 棄却 ③ 違法・不当な請求の事実は認められない	無
愛知県	日進市	① 市長及び担当部長 ② 街路樹の伐採を行い、歩道整備を行った支出 ③ 違法・不当な公金の支払があるため返還を求める	22.5.13	1	1日、口頭陳述	① 22.7.9 ② 棄却 ③ 違法又は不当とはいえない	無
愛知県	日進市	① 市長及び関与した教育部職員 ② 学校用地の前倒し購入により生じた償還利息の支出 ③ 不要な償還利息の返還を求める	24.3.30	1	1日、口頭陳述	① 24.5.23 ② 棄却 ③ 適正に処理されており、請求理由がないと判断する	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	愛西市	① 市長 ② 愛西市総合斎苑計画における「農業振興地域の整備に関する法律」の違法行為及び内周道路建設に伴う損害賠償等 不要な総合斎苑計画地周辺道路建設に要した費用及び合併特例債を適用せずに用地購入したことによる損害を支払うことへの措置を求める。 ③	21.5.18	6	21.6.15 口頭陳述	① 21.7.10 ② 棄却 ③ 違法、不当な点は認められない。	無
愛知県	清須市	① 市長 ② 違法又は不当な財務会計上の行為 ③ 不当な支出の返還請求	21.4.16	7	21.5.8(金) 午前9:30~11:26	① 21.6.15 ② 棄却 ③ 不当な支出は認められない	無
愛知県	弥富市	① 市長 ② 活動していない消防団員への報酬の支出行為 ③ 上記の支出を止めること。	24.3.22	1	1日・口述	① 24.5.10 ② 棄却 ③ 請求人の主張することに理由がないため。	無
愛知県	みよし市	① 市長 ② 一般廃棄物処分場の起債費償還額の負担割合が、違法・過大である。 ③ 違法・過大な負担金支払いを、止めるための措置を勧告するよう請求。	21.5.25	2	請求人の陳述：21.6.4 方法：監査委員が請求人から直接、請求に関する話を聞く（公開）	① 21.7.6 ② 棄却 ③ 当該負担金の支払いに違法性はない。	有
愛知県	みよし市	① 市長 ② 公有財産の土地の無償譲渡が違法である。 ③ 市長に対する損害賠償請求。	(22.3.18)	1		① 22.4.27 ② 不受理却下 ③ 当該無償譲渡に違法性はない。	有
愛知県	あま市 (甚目寺町)	① 町長 ② 借地料の支出（契約未締結） ③ 必要な措置	21.11.19	1	陳述の機会を通知したが、辞退。	① 22.1.13 ② 棄却 ③ 請求者の請求主旨は理由がないと判断。	無
愛知県	あま市	① 不明確 ② 内容未記入等のため不明確 ③ 支出金の返還	23.12.8	1	受付後に面談を行い、その後補正の通知（不明瞭な事項の補正を請求）を行った。	① 24.1.11 ② 取下げ ③ 請求者が違法性はないとの判断。	無
愛知県	あま市	① 不明瞭 ② 内容未記入等のため不明確 ③ 不明瞭	23.12.9	1	受付後に面談を行い、その後補正の通知（不明瞭な事項の補正を請求）を行った。	① 24.1.11 ② 取下げ ③ 請求者が本市への違法性はないとの判断（国に確認）。	無
愛知県	阿久比町	① 町長及び職員 ② 違法な公金の支出（未完了業務への支出） ③ 違法に支出された公金の返還	22.3.16	1	陳述の機会 22.4.26 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① 22.5.10 ② 棄却 ③ 請求事項は既に措置済み	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛知県	阿久比町	① 町長及び地権者 ② 違法な公金の支出 (不当な用地単価で締結された契約) ③ 町長及び相手方に対する損害賠償請求	22. 8. 10	1	陳述の機会 22. 8. 25 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① 22. 9. 17 ② 棄却 ③ 用地単価の算出に不当性はなく当該契約に違法性は認められないことからその支出についても違法性はない	有
愛知県	阿久比町	① 町長及び地権者 ② 違法な公金の支出 (不当な補償により締結された契約) ③ 町長及び相手方に対する損害賠償請求	22. 10. 5	1	陳述の機会 22. 10. 25 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① 22. 11. 12 ② 認容 ③ 町長に対し、必要な措置を講ずるよう勧告	無
愛知県	阿久比町	① 町長及び職員等 ② 不当な公金の支出 (選挙事務従事者の休息時間に係る不当な支出: 参議院議員・町長選挙) ③ 町長及び相手方に対する損害賠償請求	23. 4. 18	1	陳述の機会 23. 5. 25 請求要旨の補足陳述及び補足資料の提出	① 23. 6. 15 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金支出であるとは認めがたい	無
愛知県	阿久比町	① 町長及び職員 ② 不当な公金の支出 (選挙事務従事者の休息時間に係る不当な支出: 知事・県議・町議員選挙) ③ 町長及び相手方に対する損害賠償請求	24. 3. 5	1		① 24. 3. 27 ② 却下 ③ 23. 4. 18付け請求時に併せて監査を実施し済	無
計		65件					有 12件 無 53件
三重県	津市	① 市長 ② 違法な契約の締結 (随意契約は違法) ③ 市長に対する損害賠償請求	21. 3. 26	1	1日・口頭	① 21. 5. 20 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
三重県	津市	① 市長及び職員 ② 定年延長は地公法違反のため、無効 ③ 市長及び補助職員に対する処分取消措置請求	21. 6. 3	1	1日・口頭	① 21. 7. 22 ② 却下 ③ 非財務会計行為である	無
三重県	津市	① 市長及び職員 ② 補助金交付は、違法な公金の支出 ③ 市長及び職員に対する損害補填措置請求	22. 10. 12	1	1日・口頭	① 22. 12. 1 ② 一部認容 ③ 補助金返還を勧告	無
三重県	津市	① 教育委員会等 ② 違法な現金の処理 ③ 教育委員会等に対する指示勧告請求	22. 10. 29	1	1日・口頭	① 22. 12. 22 ② 却下 ③ 非財務会計行為である	無
三重県	津市	① 職員 ② 違法な公金の支出 ③ 違法な公金の支出に対する損害賠償請求	22. 11. 26	1	1日・口頭	① 23. 1. 20 ② 棄却 ③ 違法・不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	津市	① 市長及び職員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	23.1.12	1	1日・口頭	① 23.3.4 ② 棄却 ③ 違法・不当性はない	無
三重県	津市	① 市長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 当時の市長に対する損害賠償請求	23.4.7	1	1日・口頭	① 23.5.27 ② 棄却 ③ 怠る事実はない	無
三重県	津市	① 市長 ② 補助金返還に係る利息免除の措置 ③ 補助金返還に係る利息免除に対する損害賠償請求	23.8.1	1	1日・口頭	① 23.9.30 ② 却下 ③ 同一請求人による同一行為	無
三重県	津市	① 市長 ② 補助金返還のために補助金を財源充当 ③ 市長に対する損害賠償請求	23.11.7	1	1日・口頭	① 23.12.22 ② 却下 ③ 違法・不当性はない	無
三重県	津市	① 市長及び職員 ② 違法・不当な契約による公金の支出 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	24.2.14	12	1日・口頭	① 24.3.30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
三重県	津市	① 市長及び職員 ② 違法・不当な契約による公金の支出 ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求	24.2.23	13	1日・口頭	① 24.3.30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	有
三重県	四日市市	① 上下水道事業管理者 ② 取水協力費の支出 ③ 損害金額の返還を求める。	21.11.17	1	21.12.15	① 22.1.14 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法又は不当性は認められない。	無
三重県	四日市市	① 市長 ② 海外行政視察のための旅費等の支出 ③ 不当利得の賠償を求める。	22.1.28	1	22.2.16	① 22.3.15 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法又は不当性は認められない。	無
三重県	四日市市	① 市長 ② 地上デジタル放送同時再送信に関する負担金の支出 ③ 事業者に対し返還請求を求める。	23.10.24	1	23.11.10	① 23.12.21 ② 棄却 ③ 公金の支出に違法又は不当性は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.4.24	2		① 21.5.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下。	無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.6.3	3		① 21.7.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下。	無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.6.3	3		① 21.7.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下。	無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.6.3	2		① 21.7.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下。	無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.6.3	3		① 21.7.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.6.3	3		① 21.7.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下。	無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.6.3	2		① 21.7.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下。	無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金の求償権の行使、違法な弁護士費用の支払 個人情報漏洩事件の訴訟に伴う損害賠償金を国家賠償法による該当求償権の行使を怠っているため求償権を行使することを求める。又、同事件での弁護士費用が違法な支出であることの確認と損害賠償金として請求すること。	21.6.3	3		① 21.7.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 理由がないものとみて棄却する。不適法なものとして却下する。	無
三重県	伊勢市	① 市長 ② 浮棧橋の安全性確認 ③ 浮棧橋の安全性確認のための検査業務の中止及び支出の差止めと市長への賠償	21.6.26	123		① 21.8.5 ② 合議不調 最終的に意見の一致を見ることができず、法242条第8項の規定による合議が整わなかった。	有
三重県	伊勢市	① 市長 ② 宇治山田港旅客ターミナル施設の撤去 ③ 宇治山田港旅客ターミナル施設の撤去関連予算の執行停止 伊勢市宇治山田港旅客ターミナル条例の廃止についての無効	22.9.21	2		① 22.11.12 ② 棄却 ③ 理由がないものとみて棄却する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	伊勢市	① 市長 ② ターミナル用地の土地賃貸借契約の違法 ③ 違法又は不当な契約の締結と公金の支出があったものとして、適正な借地料への契約是正とH19.4当時の伊勢市長、同副市長、同観光交通部長に対して伊勢市長が損害賠償請求を勧告するなどの措置を講ずること	22.10.22	1		① 22.12.6 ② 一部棄却（一部却下） 借地料の支出に関する請求は、法第242条第2項の要件を欠き、不適法なものとして却下。借地料の支出に関する請求は、違法又は不当な公金の支出と認められないので棄却する。	無
三重県	松阪市	① 職員 ② 同一講師を5年連続で依頼することは不当 ③ 不当な講師謝金の返還請求	(22.9.15)	1		① 22.10.4 ② 不受理却下 ③ 単に不当だけでは要件に欠く	無
三重県	松阪市	① 市長 ② 違法又は不当な政務調査費の支出（遠方への行政視察） ③ 政務調査費の返還請求	23.1.11	1	23.2.7 口頭陳述	① 23.3.8 ② 棄却 ③ 政務調査費の支出は適法	無
三重県	桑名市	① 市長 違法な政務調査費の支出 ② 政務調査費として、支出した視察研修費、コピー代等に違法な支出がある ③ 当該市議から市へ政務調査費を返還するよう勧告を求める	22.10.7	1	1日（22.10.21） 開取り	① 22.12.6 一部却下 一部認容 一部棄却 一部却下…法242条第2項に該当しないとして却下する。 一部認容…政務調査費交付の趣旨及び使途基準に違反するとして、返還を求める等の必要な措置を講じるよう市長に勧告する。 一部棄却…監査請求後、説明資料が議会事務局に提出・受理されたことにより、書類上の不備が補完され、条例に違反するとはいえないと判断し棄却する。	無
三重県	桑名市	① 市長、副市長、担当財務関係職員 違法な補助金の支出 ② 社会福祉協議会への、派遣職員人件費の補助金支出は違法である ③ 違法な支出を決定した、市長、副市長、担当財務関係職員に損害を賠償するよう勧告を求める。	23.3.31	2	1日（23.4.21） 開取り	① 23.5.17 ② 棄却 当該支出は市に損害を与えていないため、措置の必要は認めないとして棄却する。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 不当に補助金を支出した ③ 市に補助対象者への損害賠償請求措置を求める	21.12.24	1		① 22.1.29 ② 却下 ③ 1年経過	無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 補助金交付が違法の疑いがある ③ 不適正であれば補助対象者に返還請求を求める	23.5.25	1		① 23.7.1 ② 却下 ③ 1年経過	無
三重県	鈴鹿市	① 市長 ② 不当に補助金、その他公費を支出した ③ 公費支出を停止し、23年度分の返還を求める	24.2.20	1	陳述日：24.3.1 時間：9：30～10：00 方法：監査委員との対面式	① 24.4.13 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 政務調査費の使途基準を逸脱した支出 ③ 政務調査費にかかる市議への不当利得返還の勧告	22.3.15	1	23.3.25 文書による通知 本人欠席の報告有	① 22.5.11 ② 棄却 ③ 主張に理由なし	無
三重県	名張市	① 市長 ② 非常勤行政委員月額報酬の不当 ③ 非常勤行政委員報酬の日額報酬制への改正	22.8.23	1		① 22.8.31 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 政務調査費による購入品の所有権 ③ 政務調査費による購入品の所在の透明性を図る勧告	22.9.14	1		① 22.10.29 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 議会委員会の視察旅行随員職員旅費及び議員の海外視察経費の不当と政務調査費の手引の作成 ③ 随員職員の旅費返還と議員の海外視察経費の返還の勧告、政務調査費の手引の作成	22.11.8	1		① 22.12.24 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 非常勤行政委員の報酬及び費用弁償の妥当性 ③ 非常勤行政委員の報酬及び費用弁償の見直し	22.11.16	1		① 22.12.27 ② 却下 ③ 適法要件を具備していない	無
三重県	名張市	① 市議会議長 ② 政務調査費による購入品の所在の不透明性 ③ 政務調査費交付規則の「購入品の返還」にかかる条項の追加	22.11.24	1		① 23.1.11 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 政務調査費の使途基準を逸脱した支出 ③ 22.3.15受理の措置請求に対する再審査請求	22.12.20	1		① 23.1.13 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 議会各委員会の行政視察随員職員の経費の不当 ③ 議会各委員会の行政視察に支出した経費の返還	23.7.5	1		① 23.8.18 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	名張市	① 市長 ② 政務調査費収支報告書の改ざん ③ 政務調査費収支報告書の改ざんのない公表	23.7.25	1		① 23.8.18 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無
三重県	名張市	① 市長 ② 議会各委員会の行政視察随員職員の経費の不当 ③ 23.7.5受理の措置請求に対する再審査請求	23.10.18	1		① 23.11.28 ② 却下 ③ 実質的要件を具備していない	無
三重県	亀山市	① 不明 ② 政策アドバイザー業務委託契約は、公金の二重支出に該当する。 ③ 市が支払った公金の支出の返還及び支払予定の公金の支出差し止め	(21.9.30)	無		① 21.11.5 ② 不受理却下 ③ 請求要件を欠いており、受理に至らず却下	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 無駄な委託契約（健康増進・介護予防事業委託） ③ 契約の解除、市長及び相手方に対する委託料の一部の返還請求	22.3.10	1		① 22.4.30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 公有財産の管理（民間非営利団体への施設の無償貸与は利益供与である） ③ 市長は相手方に過去5ヵ年分の賃借料を納付させること	22.3.10	1		① 22.4.30 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
三重県	いなべ市	① 市長 ② 無駄な人件費（副市長職への給与等の支払い） ③ 副市長に対し支払った人件費等の返還	22.12.27	1		① 23.1.4 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
三重県	いなべ市	① 市長・副市長 ② 副市長の出張旅費（不当及び違法な旅費の支払い） ③ 副市長の解任と旅費の返還	23.3.2	1		① 23.4.25 ② 認容（一部棄却、一部却下） ③ 旅費の一部の返還を勧告	無
三重県	いなべ市	① 市長・副市長 ② 無駄な人件費（副市長への給与等の支払い） ③ 副市長に対し支払った人件費等の30%返還	24.1.10	2		① 24.3.2 ② 棄却（一部却下） ③ 当該契約に違法性はない	無
三重県	志摩市	① 市長 ② 固定資産税の賦課等に関する措置請求 ③ 違法若しくは不当に公金の徴収を怠る行為であり適正な措置を求める。	23.12.16	1	24.1.18（1回） 監査会（陳述）	① 24.2.10 ② 棄却 ③ 請求対象者に違法若しくは不当に公金の賦課徴収を怠る事実はない	無
三重県	伊賀市	① 市長及び対象課職員 ② 公金の賦課徴収及び財産の管理を怠る事実 ③ 上記事実を是正するために必要な措置	22.7.12	1	22.7.20 午前10時から、 監査委員2名出席	① 22.8.30 ② 棄却 ③ 請求事実がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	木曾岬町	① 職員 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 請求人の所有する建物について、2階建ての棟があるにも関わらず、木造平屋建てとして課税しているため、H18年に誤りを指摘し、正確に課税するように要望したが、放置している。	24.1.4	1	24.1.19 監査委員への意見陳述の場を設けた	① 24.3.30 ② 請求棄却 課税修正されていない事実は認められたが、公金の賦課を怠る事実は認められない。課税誤りが判明した場合は適切に対応する事。年1回は固定資産の状況を实地調査する事。	無
三重県	菰野町	① 職員 ② 工事発注：事故保険で対処すべき費用 ③ 人身事故が発生した町発注工事現場について、事故後に安全柵の設置工事費用の支出を不当とした案件	23.1.20	1	1日：口頭陳述	① 23.3.16 ② 却下 ③ 安全柵と工事に因果関係無	無
三重県	菰野町	① 職員 ② 公有保険：処理誤謬による保険金減額に基づく町費補填費用の発生 ③ 事故に係る補償について、町加入の災害補償補填保険で対応されるようですが、職員の事故状況認識に誤りがあったため、間違った報告を保険会社に行ったため、損害補償すべき額の不足分の増額に伴い町の損失が増える。	23.3.19	1		① 23.4.1 ② 棄却 具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に当たらない	無
三重県	菰野町	① 職員 ② 人身事故未補償状態での工事費用の支出 ③ 工事契約書で規定された事故などに係る第三者への対応を行わずに、工事全額の全額が支払われたことは、契約書の内容に関して違法な支出である。	23.4.27	1		① 23.6.3 ② 棄却 具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に当たらない	無
三重県	川越町	① 町長 ② 違法な契約の締結（裁量権範囲の逸脱） ③ 契約の撤回	21.5.19	4		① 21.7.8 ② 棄却 ③ 請求する理由はない	有
三重県	大台町	① 町長 ② 違法又は不当な財産の処分に関する措置要求 ③ 町長に対する損害賠償請求	23.7.25	1	23.8.17 陳述のために出席を求め、請求内容とその補足説明を受けた。	① 23.9.20 ② 棄却 ③ 当該財産の処分に違法性又は不当性はない。	無
三重県	南伊勢町	① 税務課員 ② 固定資産税の賦課徴収 ③ 賦課徴収の確認	(21.4.7)	1	陳述無	① 21.4.16 ② 不受理却下 ③ 住所要件無	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 工事請負契約・議会の否決により仮契約は失効。後の可決は違法・不当。 ③ 本契約の差し止め。	(21.4.17)	1	陳述無	① 21.4.28 ② 不受理却下 ③ 町に損害を与えると認められない	有
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 分担金の徴収・施設整備事業に分担金をあてる。 ③ 徴収した分担金を同事業の費用に充ててはならない。	(21.6.5)	1	陳述無	① 21.6.11 ② 不受理却下 ③ 町に損害を与えると認められない	有
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 地区連絡員報酬・労働実体のない同委員に対する支払いは無効 ③ 損害金380万円の返還。	21.9.8	1	21.10.5請求人との協議	① 21.10.19 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出ではない	有
三重県	南伊勢町	① 町長 ② 不正経理（不明金）・不明金の返還請求 ③ 町長は当時の町長に対し、損害を支払うよう請求。	(21.9.29)	1	陳述無	① 21.10.27 ② 不受理却下 ③ 期間制限による	有
三重県	南伊勢町	① 町長その他関係課長 ② 臨時職員賃金及び手当・賃金、手当、雇用方法について違法で支払額を返還 ③ 損害金の返還。	22.2.16	1	22.3.9請求人との協議	① 22.4.1 ② 却下 ③ 過去の和解条項による	有
三重県	南伊勢町	① 町長及び課長3名 ② 費用弁償・地区連絡員視察研修の費用弁償の支出は違法 ③ 損害額の返還。	22.12.17	1	23.1.13請求人との協議	① 23.1.28 ② 棄却 ③ 町に損害を与えたとは認められない	無
計		63件					有 10件 無 53件
滋賀県	大津市	① 市長 ② 補助金支出 ③ 廃棄物処理施設が立地する学区自治連合会への自治振興対策事業補助金等の支出が違法であったとする損害賠償請求等	22.3.17	2	1日、口頭陳述	① 22.5.13 ② 一部棄却（一部却下） ③ 公金の支出に違法不当はない	有
滋賀県	大津市	① 関係職員 ② 市営葬儀を断った 市営葬儀の依頼に関して、職員が虚偽の事実に基づき、その職務権限を逸脱して、違法、不当に断ったことによる損害賠償請求等	22.10.15	3	1日、口頭陳述	① 22.12.14 ② 一部棄却（一部却下） ③ 職務行為に違法不当はない	無
滋賀県	大津市	① 市長及び関係職員 ② 自治会等報奨金の支出 ③ 全自治会及び自治会長への自治会報償金の支出が違法であったとする損害賠償請求等	23.7.26	1	1日、口頭陳述	① 23.9.22 ② 一部棄却（一部却下） ③ 公金の支出に違法不当はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	大津市	① 市長 ② 市長の公用外での公用車利用及び市秘書課職員随行 ③ 公用車を公務外に使用したとして、公用車の使用にかかった運転手の人件費等の損害賠償請求	23.9.22	1	1日、口頭陳述	① 23.11.9 ② 認容 不適切な職務命令、それに基づく財務会計行為を行った決裁権者と、これを防止すべき指揮、監督を怠った市長に対して、損害相当額の返還するよう勧告。 ③	無
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 市民庭球場の使用料を条例・規則に定めた金額で徴収していない。 ③ 条例・規則で定めた金額を大幅に下回った年間使用料で市に歳入不足の損害を与え続けている。	22.8.5	1		① 22.9.27 ② 却下 ③ 要件を具備せず、市の財務会計上の行為に該当しないため。	無
滋賀県	長浜市	① 市長 ② 市営住宅・改良住宅で行われている違法な転貸し財産管理を怠る事実 ③ 市や借主への返還、財産管理を怠る事実についての措置要求。	23.6.28	3	23.7.15 口頭陳述	① 23.8.22 ② 棄却 ③ 実態や事実が特定できないため。	有
滋賀県	近江八幡市	① 市長 ② 指定管理者での使用料収入が不当、また、指定管理者で施設の適正な管理が行われていない ③ 指定管理者に対する指定の取消し	22.1.22	1	22.2.10 口頭陳述	① 22.3.12 ② 棄却 ③ 請求内容のうち使用料収入については、条例の問題を争点としているので、住民監査請求外 施設管理については、モニタリングにより調査・指示は行われているので、取り消しを求める状況にない。	無
滋賀県	近江八幡市 (旧安土町で請求、新近江八幡市で監査結果通知)	① 町長 ② 合併反対団体と共に総務省に陳情を行ったことにかかる旅費の支出は不当 ③ 町長・職員にかかる旅費の返還を求める	22.3.6	1	22.3.8 口頭陳述 (旧町監査委員) 22.7.28 口頭陳述 (新市監査委員)	① 22.9.13 ② 棄却 ③ 総務省への要請という公務としての出張目的からは、逸脱していない	無
滋賀県	近江八幡市 (旧安土町で請求、新近江八幡市で監査結果通知)	① 町長 ② 合併住民アンケートの実施に関し、専決処分で予算化し実施したことは不当 ③ 町長に専決処分の差止、経費の返還を求める	22.3.6	1	22.3.8 口頭陳述 (旧町監査委員) 22.7.28 口頭陳述 (新市監査委員)	① 22.9.13 ② 棄却 ③ 専決処分を行ったのは議会解散中であるので、専決処分は不当でない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	草津市	① 市長 ② 違法不当な支出（使途基準に合致しない） ③ 政務調査費を返還させる等必要な措置を求める。	22.7.13	1	1日、関係職員の立会無し 公開にて実施（傍聴有り）	① 22.8.23 ② 棄却 ③ 違法不当な支出ではない。	無
滋賀県	草津市	① 市長 ② 違法支出（公金の二重払い） ③ 報酬の返還をさせる等必要な措置を求める。	23.8.29	1	1日、関係職員の前立会無し 公開にて実施（傍聴有り）	① 23.9.30 ② 棄却 ③ 報酬相当額が返還された。	無
滋賀県	草津市	① 市長 ② 違法に公金の徴収を怠る（必要経費の未徴収） ③ 必要経費の徴収を行わせる等措置を求める。	24.1.18	1	1日、関係職員の前立会無し 公開にて実施（傍聴有り）	① 24.3.6 ② 棄却 ③ 必要経費相当額が納入された。	無
滋賀県	草津市	① 市長 ② 違法に公金の徴収を怠る（必要経費の未徴収） ③ 必要経費の徴収を行わせる等措置を求める。	24.2.7	1	上記監査請求の陳述と併せて実施。	① 24.3.6 ② 棄却 ③ 必要経費相当額が納入された。	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 市補助金等交付規則には公益性を審査する規定がない ③ 市補助金等交付規則に交付決定基準を規定すること等	21.4.22	1		① 21.6.17 ② 却下 ③ 違法性・不当性の理由が具体的に示されず	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 補助金の不当支出および行政財産使用に対する使用料未請求 ③ 不当に支出した公金の返還および使用料請求すること	21.10.21	1		① 21.11.27 ② 一部棄却（一部却下） ③ 補助金については違法性・不当性がないものとして棄却。使用料に係る請求については却下	無
滋賀県	守山市	① 市長 ② 全国市長会行政視察は公金の無駄遣いである。 ③ 全額返還を要求	22.9.2	1		① 22.10.22 ② 棄却 ③ 違法性・不当性が無いものと認める。	無
滋賀県	守山市	① 市長、関係職員 ② 東京出張は妥当性に乏しい ③ 全額返還を要求	23.7.26	1		① 23.9.16 ② 棄却 ③ 措置請求には理由がない。	無
滋賀県	栗東市	① 市長 ② 債権回収のための法的措置を取ることを怠る事実 ③ 債権回収のための法的措置を取ることを求める	23.2.16	5	1日、代表者による陳述聴取	① 23.4.14 ② 棄却 ③ 債権回収のための法的措置を怠る事実は認められない。	無
滋賀県	甲賀市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（財産賃貸借契約は無効） ③ 契約の無効確認、市長に対する損害賠償請求	22.8.3	6		① 22.9.24 ② 一部棄却（一部却下） ③ 当該契約に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	野洲市	① 市長、担当部課長 違法・不当な契約の締結、調査費用と会議費の違法支出（請負業者の費用負担で手直す必要があることから、市が支出することは違法である。） ② ③ 契約の解除、支出した公金の返還請求	24.3.9	1	実施日24.3.22 請求人に陳述の機会を設けた通知をした。	① 24.4.27 ② 棄却 違法・不当な契約の締結と履行及び ③ 違法・不当な公金の支出に該当するとは認められない。	無
滋賀県	湖南市	① 市長 ② 違法な報酬の支払い(条例によらない付属機関委員への報酬) ③ 市長に対する損害賠償請求	23.2.28	1		① 24.4.25 ② 却下 ③ 当該委員にかかる条例が制定されており、請求に根拠がない	無
滋賀県	高島市	① 市長 ② 臨時職員の任用行為について ③ 臨時職員の解雇、学校用務員、施設運営員業務の人材派遣会社への委託は、地方財政法に照らし不当かつ違法である。	22.3.2	4	陳述日：22.3.25 証拠提出及び陳述の機会を設けた。	① 22.4.19 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無
滋賀県	愛荘町	① 町長、監査委員 ② 住宅リフォーム推進事業申請のうち1件は、愛荘町事務決裁規定第6条及び別表第7（経費の支出）による誤った決裁を行った。 愛荘町長に対し、町長、副町長、農林建設主監、農林商工課長の愛荘町職員措置請求を求める。 ③ また、監査委員に対し、住宅リフォーム推進事業申請残りの71件について監査を求める。	21.10.6	1		① 21.10.27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無
滋賀県	愛荘町	① 町長、元政策調整主監 「愛荘町PR看板は設置工事」2,493,750円は、一般競争入札に付さなければならないのに、随意契約としたため町民に多大な損害を与えた。 ② ③ 愛荘町PR看板設置工事費用の返還を愛荘町長と当時の政策調整主監に求める。	23.7.1	1		① 23.7.21 ② 却下 ③ 請求書の論旨が不明確である。	有
滋賀県	愛荘町	① 町長、元政策調整主監 ② 愛荘町PR看板は、建築確認申請を行わず設置したため、撤去せざるを得ない事態を起こした責任は重大である。 愛荘町PR看板設置工事費用の返還を愛荘町長と当時の政策調整主監に求める。 ③ また、町長は随意契約の限度額を超えて契約し、撤去費用について、監査委員会は見積りを行わず放棄しているため再度請求をする。	23.9.5	1		① 23.10.7 ② 却下 23.7.1付けで提出のあった住民監査請求と同一事件であり、一時不再理の原則に反する。 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
滋賀県	愛荘町	① 町長、元政策調整主監 ② 愛荘町PR看板は、建築確認申請を行わず設置したため、撤去せざるを得ない事態を起こした責任は重大である。 愛荘町PR看板設置工事費用の返還を愛荘町長と当時の政策調整主監に求める。 ③ また、限度額を超えての随意契約のため勧告を求める。	23.11.21	1		① 23.12.9 ② 却下 ③ 請求期間の1年を経過している。	無
滋賀県	甲良町	① 町長 ② 談合疑惑が浮上し正当な競争入札が妨害された。議員が入札に参加し投札した。 ③ 契約の解除、前町長等関係者に対する損害賠償請求。	22.7.8	34		① 24.3.27 ② 認容 官製談合の確証は得られなかったが百条調査でも指摘され疑わしき点多々あるのも事実である。今後入札制度がより開かれたものとするために是正と必要な措置を講じるよう勧告。 ③	無
計		27件					有 3件 無 24件
京都府	京都市	① 市長 違法不当な公金の支出（非常勤の行政委員について、条例で月額報酬制を採ることは、その勤務実態に照らし、地方自治法に違反している。） ② ③ 違法な報酬支出分の返還請求	21.4.9	4	請求人の陳述の聴取：1日	① 21.6.30 ② 棄却 条例の規定に違法性は認められず、 ③ 当該支出が違法不当とする事情は認められない。	有
京都府	京都市	① 市長及び職員 ② 違法不当に財産の管理を怠る事実（援護費について生じた余剰金の返還請求を怠っている。） ③ 余剰金の返還請求等	21.4.14	8		① 21.6.17 ② 一部認容 ③ 市に返還されていないものについて、返還を請求すること等。	無
京都府	京都市	① 職員等 ② 違法不当な財産の管理（共同作業場の附属物置を特定の事業者が無償で占有させた行為は違法である。） ③ 違法行為を認めてきた職員に対する損害賠償請求	21.4.27	3		① 21.6.19 ② 却下 ③ 請求期間徒過により却下。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出（宗教法人の施設の修理への支出は、補助金の目的外使用であり、政教分離に違反する。） ③ 執行された補助金の返還請求	21.5.13	1	請求人の陳述の聴取：1日	① 21.7.9 ② 棄却 ③ 市の損失は存在しておらず、請求人の主張に理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 市長 違法不当な公金の支出（宗教法人の施設の修理、備品購入等への支出は、補助金の目的外使用であり、政教分離に違反する。） ② ③ 執行された補助金の返還請求	21.6.30	1		① 21.8.18 ② 却下 ③ 事実の疎明不十分及び事実に基づかない主張並びに請求期間徒過により却下。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当に公金の賦課を怠る事実（集会所等に当たるとして固定資産税を減免していることは違法である。） ③ 減免した固定資産税の徴収	21.8.5	1		① 21.10.2 ② 棄却 ③ 課税免除に違法性は認められず、違法に固定資産税の賦課を怠る事実は認められない。	有
京都府	京都市	① 職員 ② 違法不当な契約の締結及び公金の支出（学校施設の改修、修繕工事に係る随意契約が、一般競争入札の方法によった場合の適正価格と比べて過大な公費支出を生じさせている。） ③ 支出行為を決定した職員に対する返還請求等	21.8.6	8		① 21.10.15 ② 一部勧告，一部却下 ③ 請求の一部について、請求期間徒過により却下。一部の契約に係る損失について、契約の相手方に対する賠償請求又は職員に対する賠償命令等の必要な措置を講じること等。	有
京都府	京都市	① 市長，部長等 ② 違法不当な財産の処分（条例に基づく奨学金等の返還免除は違法である等。） ③ 免除を決定した者，市長等に対する損害賠償請求等	21.9.18	7	請求人の陳述の聴取：1日	① 21.11.17 ② 棄却，一部却下 ③ 請求の一部について、財務会計行為非該当により却下。免除の決定に違法不当事由は見出せない。	無
京都府	京都市	① 課長 ② 違法不当な公金の支出（仏教会の理事長をシンポジウムのパネリストに迎えて実施したことが政教分離に違反する。） ③ 公金の支出の差止め又は既に支出した公金の返還請求	21.11.4	2	請求人の陳述の聴取：1日	① 21.12.25 ② 棄却 ③ 当該各支出は、憲法第20条第3項及び第89条に照らし違法不当であると認められない。	無
京都府	京都市	① 教育委員会 ② 違法不当な公金の支出（検定テキストを小学生に配布するための購入は違法不当である。） ③ テキストの購入に係る公金の支出の差止め	21.12.18	12		① 22.2.16 ② 棄却，一部却下 ③ 請求人の一部について、住民要件を満たさず却下。教材としての適否等は、財務会計行為の行使に当たり、考慮すべき事項に当たるとは認められない等。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 市長、部長等 ② 違法不当な財産の処分（条例に基づく奨学金等の返還免除は違法である等。） ③ 免除を決定した者、市長等に対する損害賠償請求等	22.3.8	2		① 22.3.23 ② 棄却，一部却下 請求の一部について，財務会計行為非該当により却下。免除の決定については，21.9.18付け監査請求と同内容であり，違法不当事由は見出せない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当に財産の管理を怠る事実（H20年度分の政務調査費のうち目的外使用額の返還請求を怠っている。） ③ 会派及び議員に対する返還請求	22.3.18	6	請求人の陳述の聴取：1日	① 22.5.17 ② 一部勧告，一部却下 請求の一部について，請求対象の不特定及び違法不当事由の根拠の不摘示により却下。目的外使用額の返還について，該当の議員に対し返還を命じるなどの必要な措置を講じること。	無
京都府	京都市	① 職員等 ② （老人園芸ひろばの管理に係る事項について，不当である。） ③ 当該事項の是正	22.8.4	1		① 22.9.3 ② 却下 ③ 市長等による財務会計行為非該当により却下。	無
京都府	京都市	① 職員等 ② （公益通報処理業務に係る事項について，不当である。） ③ 当該事項の是正	22.8.4	1		① 22.9.3 ② 却下 ③ 市長等による財務会計行為非該当により却下。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当な財産の管理（公園施設の設置許可に伴う土地使用料が違法に減額のうえ設定された。） ③ 公園施設の設置者に対する返還請求等	22.11.2	3		① 22.12.28 ② 棄却 ③ 土地使用料の設定及び徴収について，違法不当事由は見出せない。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当な財産の管理（公園施設の設置許可に伴う土地使用料が違法に減額のうえ設定された。） ③ 公園施設の設置者に対する返還請求等	22.11.5	7		① 22.12.28 ② 棄却 ③ 土地使用料の設定及び徴収について，違法不当事由は見出せない。	有
京都府	京都市	① 公営企業管理者 ② （水道工事の施工に当たり，何ら説明を行わずに着工した業者を市の工事業者として指定することは不当である。） ③ 指定工事業者に対する指定の取消し	22.11.19	1		① 22.12.3 ② 却下 ③ 財務会計行為非該当により却下。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 市長及び職員 ② 違法不当に公金の賦課を怠る事実（児童公園の無許可占有は違法である。） ③ 公園使用料に関する請求	23.1.28	1		① 23.2.18 ② 却下 ③ 違法不当事由の不摘示により却下。	無
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当に財産の管理を怠る事実（H21年度分の政務調査費のうち目的外使用額の返還請求を怠っている。） ③ 会派及び議員に対する返還請求	23.3.29	5	請求人の陳述の聴取：1日	① 23.5.27 ② 一部勧告，一部却下 請求の一部について，違法不当事由の根拠の不摘示により却下。 ③ 目的外使用額の返還について，該当の者に対し返還を命じるなどの必要な措置を講じること。	有
京都府	京都市	① 市長 （肩書が上がるごとに給料は上がるが，市に借金があるにもかかわらず，市の職員の肩書を多く置いていることは理解できない。） ② ③ 市の職員の肩書の削減による人件費の削減	23.4.26	1		① 23.5.30 ② 却下 ③ 財務会計行為非該当により却下。	無
京都府	京都市	① 実行委員会事務局職員 （署名回覧は，思想・信条の自由を侵害するもの，個人情報に対する配慮が足りないもの，市長の政策を公費で宣伝するなど公職選挙法に違反するものである。） ② ③ 署名回覧の実施を決定した職員及びこれに要した費用の支出を決定した職員に対する同費用の返還請求等	23.10.13	5		① 23.11.18 ② 却下 請求人の一部について，請求人としての資格を有しておらず却下。 ③ 当該支出について，市長等による財務会計行為非該当により却下。	有
京都府	京都市	① 市長等 違法不当な公金の支出（事業の目標が住民の要求とかけ離れているにもかかわらず，公金を投入することは，無神経で許せない等。） ② ③ 当該事業に係る駐車場建設費及び指導料の開示	23.10.24	1		① 23.11.30 ② 却下 事実証明書の提出の欠如，違法不当事由又はその根拠の不摘示，請求期間徒過及び財務会計行為非該当により却下。	無
京都府	京都市	① 市長及び教育委員会 ② （児童館設置を条件に寄付を受けた土地を放置していることは，財産活用についての職務怠慢である。） ③ 児童館用地としての活用	24.1.12	5		① 24.2.14 ② 却下 ③ 財務会計行為非該当により却下。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	京都市	① 市長 違法不当な公金の支出及び違法不当に財産の管理を怠る事実 ② (報酬とは別に報償費を支出していることは、役務の提供がなく違法である等。) ③ 報償費の支出額の返還請求等	24.2.16	4		① 24.3.23 ② 却下 ③ 請求対象の不特定により却下。	有
京都府	京都市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出(補助金を不正流用した協会に対する補助金は無駄な支出であり、再度不正流用する可能性が高い。) ③ 補助金の支出の差止め	24.2.20	1		① 24.3.23 ② 却下 ③ 事実証明書の提出の欠如により却下。	有
京都府	京都市	① 公営企業管理者 ② 違法不当な契約の締結(職員服務規程を守らない者に保守・点検等はできない。他の業者に発注すればよい。) ③ 車両の整備、施設の整備、電気設備の整備等の安全運行の仕事の発注の差止め	24.2.22	1		① 24.3.23 ② 却下 ③ 事実証明書の提出の欠如及び違法不当事由の根拠の不摘示により却下。	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 違法入札の二者随意契約	21.4.28	1		① 21.5.20 ② 却下 ③ 当該行為から1年経過	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 官製談合入札の契約	21.5.1	1		① 21.5.20 ② 却下 ③ 請求にあたらぬ	無
京都府	福知山市	① 市長、ガス水道事業管理者 ② 違法な契約の締結 ③ 瑕疵による違法な二者随意契約	21.6.1	1	1日 口頭陳述	① 21.7.31 ② 棄却 ③ 損害の発生が認められない	有
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 善管注意義務違反による契約	21.6.17	1		① 21.7.21 ② 却下 ③ 当該行為から1年経過	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 善管注意義務違反による契約	21.6.17	1		① 21.7.21 ② 却下 ③ 当該行為から1年経過	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 事業差止と将来の損害 ③ 資金不足を生ずる事業の執行停止と損害賠償	21.7.8	1		① 21.8.11 ② 却下 ③ 請求にあたらぬ	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 補助金の目的外使用	21.7.31	1		① 21.9.2 ② 却下 ③ 請求にあたらぬ	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 事業差止と違法な支出 ③ 違法な会議設置と職員の人件費支出	21.8.7	1		① 21.9.2 ② 却下 ③ 請求にあたらぬ	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 第3セクターの不当経理処理 ③ 減資と役員報酬増額	21.9.1	1		① 21.9.28 ② 却下 ③ 請求にあたらぬ	無
京都府	福知山市	① ガス水道事業管理者 ② 違法な契約の締結 ③ 瑕疵による違法な一者随意契約	22.1.27	1		① 22.3.26 ② 棄却 ③ 契約に違法性がない	有
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な財産の取得 ③ 不当な価格の公社土地買戻し	22.5.20	1		① 22.6.9 ② 却下 ③ 当該行為から1年経過	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な財産の取得 ③ 不当な価格の公社土地買戻し	22.5.20	1		① 22.6.10 ② 却下 ③ 当該行為から1年経過	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な財産の取得 ③ 善管注意義務違反による公社土地買戻し	22.5.27	1		① 22.6.10 ② 却下 ③ 請求にあたらぬ	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な財産の取得 ③ 不当な価格の公社土地買戻し	22.8.20	1		① 22.10.14 ② 棄却 ③ 契約に違法性がない	有
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 条例に定めのない手当の支出	22.12.10	1		① 23.2.4 ② 勧告 ③ 違法な支出である	無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な財産の取得 ③ 不当な価格の公社土地買戻し	23.1.28	1		① 23.3.23 ② 棄却 ③ 当該行為に違法性がない	有
京都府	福知山市	① 市長、ガス水道事業管理者、病院事業管理者 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 法的手続きのない違法な債権の放棄	23.3.16	1		① 23.5.12 ② 棄却 ③ 違法性と損害は認めたい	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	福知山市	① 市長 ② 違法な財産の取得 ③ 不当な価格の公社土地買戻し	23.5.30	1		① 23.6.17 ② 却下 ③ 同一人による同一請求	無
京都府	舞鶴市	① 市長 ② 地区活動に係る支出が違法 ③ 支出に対し適切な措置をされたい。	22.1.26	1	1日(事前通知した上で日時を指定)	① 22.3.1 ② 請求却下 ③ 訴えにかかる事実がない	無
京都府	舞鶴市	① 市長 ② 市長公舎を無償で貸与しているのは違法 ③ 公舎として支出した公金の返納	23.11.18	1	1日(事前通知した上で陳述日時を指定)	① 24.1.13 ② 請求却下 ③ 請求に正当な理由がない	有
京都府	舞鶴市	① 市長 ② 医療政策監は高額報酬に見合う実績がない ③ 任用の打ち切り	23.11.18	1	1日(事前通知した上で陳述日時を指定)	① 24.1.13 ② 請求却下 ③ 請求に正当な理由がない	無
京都府	宇治市	① 市長、関係機関 ② 議会基本条例制定に係る違法又は不当な支出 ③ 損害の補填及び支出の差止め	22.11.18	2		① 22.11.29 ② 請求却下 ③ 請求は監査対象外	無
京都府	宇治市	① 市長、収入役、支出事務担当者 ② 年末年始加給金の違法支出 ③ 未支出分は差し止め、支出済分は損害賠償請求	23.1.13	1		① 23.3.8 ② 支出年度に応じ、請求却下、棄却及び認容 ③ 却下は期間徒過。棄却は過失なし。認容は支出差止めの勧告。	無
京都府	城陽市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 非常勤の教育委員会委員、監査委員の月額報酬について ③ 非常勤の教育委員会委員、監査委員の月額報酬を勤務実績に応じた日額支給とすることを請求。	21.3.5	2	1日間 請求人、監査委員、監査委員事務局が出席し、陳述の機会を設ける。	① 21.4.24 ② 請求棄却 ③ 当該支出に違法不当性はない。	有
京都府	城陽市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 土地区画整理事業について ③ 土地区画整理事業の公金支出の差止めを請求。	21.6.8	1	1日間 請求人、監査委員、監査委員事務局が出席し、陳述の機会を設ける。	① 21.7.29 ② 請求棄却 ③ 当該支出に違法不当性はない。	有
京都府	城陽市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 地域手当の国基準が3%であるが、市では7%を支給していることについて ③ H20年度「地域手当」受給者に対し、国基準を超える受給額の市への返還請求。	22.2.19	1	1日間 請求人、監査委員、監査委員事務局が出席し、陳述の機会を設ける。	① 22.4.16 ② 請求棄却 ③ 当該支出に重大かつ明白な違法不当性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	城陽市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 「わたり」と認定された48人分の給与過払い等について ③ 総務省・京都府に「わたり」と認定された48人分の受給額の市への返還、及び「わたり」の廃止を請求。	22.4.1	1	1日間 請求人、監査委員、監査委員事務局が出席し、陳述の機会を設ける。	① 22.5.18 ② 一部認容・勧告、一部請求棄却 職員の給与過払い分については、違法不当性はないとし、「わたり」については、引き続き是正を検討し、年度内の是正に向けた対応が図れるよう勧告した。	有
京都府	向日市	① 市長 ② 違法な契約の締結及び土地賃貸借契約の取消し ③ 契約の解除、相手方に対する損害賠償請求	21.11.13	1	21.12.4 意見陳述	① 22.1.6 ② 請求棄却 ③ 違法性、不当性はなし	無
京都府	向日市	① 市長 ② 違法な契約の締結及び土地賃貸借契約の取消し ③ 契約の解除、相手方に対する損害賠償請求	23.11.28	1		① 23.12.2 ② 却下 ③ 同一当該行為のため	無
京都府	向日市	① 市長 ② 違法な契約の締結及び土地賃貸借契約の取消し ③ 契約の解除、相手方に対する損害賠償請求	24.1.31	1		① 24.3.1 ② 却下 ③ 同一当該行為のため	有
京都府	長岡京市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 廃棄物処理手数料減額による損害金の返還請求	21.6.24	2		① 21.8.20 ② 棄却（一部却下含む） ③ 理由がない	無
京都府	京田辺市	① 市長 ② 年末年始特別手当の支給 ③ 支給された年末年始特別手当の返還	23.1.21	1	23.2.8 証拠の提出及び陳述の機会を与えた	① 23.3.22 ② 一部却下その余棄却 ③ 給与条例に基づき支給されたもので、違法な支出とはいえない	無
京都府	京田辺市	① 市長 ② 社協に対して市職員を派遣し、人件費相当額を補助金として支出したこと ③ 支出分全額の返還	23.11.29	1	23.12.15 証拠の提出及び陳述の機会を与えた	① 24.1.26 ② 棄却 ③ 派遣法、派遣条例等に沿ったもので、違法、不当な財務会計上の行為には当たらない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	木津川市	① 市長 ② 違法な協定の締結 ③ 近畿日本鉄道株式会社との新協定は無効であり、原協定の解除を求める。本来協定を実行する責務を有している近鉄の責任は問わず、木津川市と市民が一方的に新たな負担を担うことになる新協定と確認書は大きな問題を含んでいる。	24. 2. 27	1	24. 4. 6に地方自治法第242条第6項の規定による証拠提出及び意見陳述	① 24. 4. 23 ② 棄却 (1)本件無償譲渡については、旧木津町長ないし木津川市長の裁量権の範囲であり、かつ、その判断に、裁量権の行使の逸脱・濫用があったとは認められない。また、現時点では、近鉄が抵当権等の負担のない完全な所有権を有しており、(中略)上記のとおり、本件無償譲渡自体が適法であり、かつ、本件幼稚園用地が近鉄に譲渡されたのみで、そこに幼稚園が設置されて運営される可能性がある以上、本件幼稚園用地が、幼稚園を設置運営しないと考えられる第三者の所有となりあるいは所有となる可能性が極めて高いような状況にならない限り、上記の想定される損害(近鉄に所有権が移ったことそれ自体)は、すべて正当化され、賠償されるべき対象とならないものと解される。という「裁判所の判断」は肯定すべきと考える。	有
京都府	大山崎町	① 町長 職員が職務専念義務を免除された事は不当である(自主研修日の嘘偽申請)事により、町に損害を与えた事、その行為は、町長の職務怠慢によるものであり、損害賠償を求める ③ 当該職員の職務専念義務を不当に免除した1日当たり給与相当額及び当該職員が免除された事による代替臨時職員が業務に従事した賃金相当額の損害賠償請求	21. 10. 16	1		① 21. 10. 19 ② 請求却下 ③ 当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過しており、請求出来ない。	有
京都府	精華町	① 町長 ② 不当な予算の執行(予算の執行により、指定管理者との基本協定の限度額が超過する。) ③ 町長に対する予算執行停止の措置請求	22. 5. 14	1		① 22. 7. 16 ② 請求棄却 ③ 当該予算に不当性はない	無
京都府	精華町	① 町長 ② 違法又は不当な公金の支出(当該支出は、指定管理者との基本協定に違反する。) ③ 町長に対する損害賠償の措置請求	23. 10. 24	1		① 23. 12. 26 ② 請求棄却 ③ 当該支出に違法性又は不当性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
京都府	精華町	① 町長 ② 不当利得返還請求権の行使を怠る事実（入札談合によって生じた損失に係る請求権の行使を怠っている。） ③ 落札業者及び関係職員に対する不当利得返還措置請求	24.1.19	1	1日間 監査対象部局職員立会いの下、監査委員面前において、請求の趣旨の補足説明の機会を与えた。	① 24.3.19 ② 請求棄却 ③ 不当利得返還請求権を町が有すると認めることはできない	有
計		64件					有 25件 無 39件
大阪府	大阪市	① 市長 財産（債権）の管理を怠る事実 ② （介護事業所による介護報酬の不正受給を発生原因とする返還請求権の不行使） ③ 不正請求によって支出された介護保険給付金について返還請求権を行使する	21.4.6	1	21.4.21 口頭陳述	① 21.6.1 ② 認容 ③ 本件について調査を完遂し、2か月以内に所要の措置を講じること	無
大阪府	大阪市	① 地域団体 民生委員協議会などより支給された交付金や補助金を地域団体に利用した際、支出に不明朗な点が多くあり、不正使用が予測される ③ 地域団体の会計報告の内容が不明朗	21.4.27	1		① 21.5.21 ② 却下 ③ 本市職員等による財務会計上の行為等を直接窺わせるものは存在しない	無
大阪府	大阪市	① 市長、市職員 ② 公金の支出、財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 不当利得額の返還	21.6.9	13	21.7.3 口頭陳述	① 21.8.5 ② 棄却 財産（債権）の管理を怠る事実を違法不当とする主張は前提を欠いている	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産の処分（減免決定） ③ 固定資産税を減免することなく厳格に徴収すること	21.6.25	1	21.7.15 口頭陳述	① 21.8.20 ② 棄却 固定資産税の減免適用（財産の処分）の判断内容に裁量逸脱の違法があるとしてなされた本件請求には理由がない	有
大阪府	大阪市	① 市職員 ② 公金の支出 ③ 違法不当に支出された公金の返還	21.7.17	11	21.8.5 口頭陳述	① 21.9.14 ② 棄却 ③ 本市に損害が発生するとまでは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大阪市	① 市長、市職員 ② 公金の支出(精算)。契約の履行、財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 違法不当に支出された公金の返還	21.9.4	4		① 21.9.30 ② 却下 ③ 違法不当性が具体的な理由をもって摘示されていない	無
大阪府	大阪市	① ゆとりとみどり振興局職員 ② 公物管理 ③ 公園施設の使用状態に対する不満、疑問	21.9.4	1		① 21.10.7 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象となる行為に該当しない	有
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産の処分(減免適用) ③ 固定資産税を減免することなく厳格に徴収すること	21.9.9	1		① 21.10.14 ② 却下 ③ 期間徒過に正当な理由は認められない	有
大阪府	大阪市	① なし ② 教育委員会による懲戒免職処分や当該処分に係る訴訟の控訴提起 ③ 懲戒免職処分に係わった職員に、市に与えた損害を返還し、市の損害を拡大しないために控訴を取り下げ、自主的解決を図ること	21.9.9	1		① 21.10.14 ② 却下 ③ 財務的処理を直接の目的とする法所定の当該行為等ではない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 外郭団体行った駐車場管理委託による納付金の収入を市は怠っている ③ 大阪市人権協会による市営住宅付帯駐車場管理業務委託に関し、同協会が大阪市に対する納入を怠った違法な収益を返還させる	21.9.30	1		① 21.11.6 ② 却下 ③ 違法不当性が具体的な理由をもって摘示されていない	有
大阪府	大阪市	① 市長、市職員 ② 公金の支出(精算)、契約の履行、財産(債権)の管理を怠る事実 ③ NPO法人が大阪市から支出された公金について返還請求権を行使するなど	21.10.5	4	21.10.30 口頭陳述	① 21.12.2 ② 棄却 ③ 履行されたか否かの判断に明らかかな不合理さや著しい逸脱等があるとまでは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市長、市職員 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 市社協などに、補助金についての損害賠償の請求をする	21.10.16	1	21.11.6 口頭陳述	① 21.12.14 ② 棄却 ③ 補助金等の不正受給があるとまでは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大阪市	① 健康福祉局職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 仕様書において特掃賃金を明記することなど	21.11.12	1		① 21.12.9 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 違法不当な公金支出の返還請求権および不当利得返還請求権を行使する	21.12.18	15		① 22.1.15 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	有
大阪府	大阪市	① 介護保険担当職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 不正行為等によって事業者が受領した保険給付を市に返還させる	22.2.26	1	22.3.26 口頭陳述	① 22.4.26 ② 棄却 ③ 事業者による介護報酬の架空請求があったとは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 市が支払う必要のない給与はもとより、契約内容に反して得た業者の不当利得について返還請求権を行使するなど	22.3.19	7	22.4.12 口頭陳述	① 22.5.17 ② 棄却 ③ 債権が特段の事情なく相当期間にわたり行使されていないとまでは認められない	無
大阪府	大阪市	① なし ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 政務調査費の返還請求額について利息の支払を請求する	22.3.25	1		① 22.5.12 ② 却下 ③ 本市職員等の当該行為等について具体的に主張していない。具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 本市職員 ② 公金の支出、財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 修会等に参加した区役所職員に対する日相当分の返還等	22.3.30	10		① 22.5.12 ② 却下 ③ 本市職員等の当該行為等について具体的に主張していない	無
大阪府	大阪市	① 本市職員 ② 公金の支出 ③ 正当な会計処理を求めると共に正当な生活保護費の支給を求める	22.4.5	1		① 22.4.26 ② 却下 ③ 法所定の違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての主張とは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出（精算）、財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 補助金の返還	22.7.22	8	22.8.17 口頭陳述	① 22.9.17 ② 棄却 ③ 違法不当な支出（精算）があったとは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大阪市	① 本市職員 ② 公金の支出(精算)、公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 補助金の返還、市民税の賦課及び徴収	22.12.17	10	23.1.14 口頭陳述	① 23.2.14 ② 棄却 ③ 違法不当な公金の賦課徴収を怠る事実があったとは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.7	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.2.3	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容				①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.2.1	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 地域懇談会の開催経費の返還等	23.1.28	1		① 23.3.4 ② 請求却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① なし ② 公金の支出 ③ 優待乗車証の不正使用分とみなして算定した損害額の返還	23.1.31	7		① 23.3.10 ② 却下 市職員等の当該行為等を問題とする ③ 本件請求は、その主張の前提を欠いている	無
大阪府	大阪市	① なし ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 政務調査費の用途基準に違反する支出額の返還等	23.2.8	5		① 23.4.7 ② 却下 本市職員等の当該行為等について具体的に主張していない。具体的な違法不当事由の適示等がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大阪市	① なし ② 公金の支出 ③ 選定委員に市が支出した報酬の返還	23.2.9	1		① 23.3.15 ② 却下 ③ 本市職員等の当該行為等について具体的に主張していない。具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 公金の支出 ③ 雨水滞水池築造工事費を支出しないこと	23.4.6	104		① 23.5.17 ② 却下 ③ 法が住民監査請求の対象を財務会計上の行為又は怠る事実に限った趣旨、目的等を逸脱している	有
大阪府	大阪市	① 本市職員 ② 公金の支出 ③ 使用期限のない回数カードは払戻しをし、使用期限のある回数カードは払戻しをしないことを求める	23.4.15	1		① 23.5.17 ② 却下 ③ 違法不当な財務会計上の行為又は怠る事実の予防は正等を求めるものとは認められない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 朝鮮学校に対する補助金の返還補助金支出の予防	23.5.16	1	23.6.13 口頭陳述	① 23.7.14 ② 棄却 ③ 本市職員等による違法不当な公金の支出があったとまでは言えない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 公金の支出 ③ 生活保護費として支給した金額の返還を求める。又今後の生活保護の支給を行わないことを求める。	23.6.23	1		① 23.8.5 ② 却下 ③ 個別具体的な財務会計上の行為の是正等を求めたものではない	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 公金の支出(精算)、財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 補助金のうち、研修会の経費に充てられた分の支出相当額の回復	23.7.29	6	23.8.23 口頭陳述	① 23.9.26 ② 棄却 ③ 調査すべき具体的な事情があったとまでは言えない	無
大阪府	大阪市	① 都市整備局長 ② 財産の処分又は契約の締結 ③ 買い取り者と都市整備局長は連帯して損害額を弁償すること	23.9.22	2	23.10.17 口頭陳述	① 23.11.21 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由に乏しい	無
大阪府	大阪市	① 市長 ② 財産(債権)の管理を怠る事実 ③ 交付金の全額を返還等	23.12.5	1	23.12.20 口頭陳述	① 24.2.2 ② 棄却 ③ 本市職員等による財産(債権)の管理を怠る事実は理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 高齢者食事サービス事業補助金全額相当額の回復	24.1.20	8		① 24.3.5 ② 却下 ③ 具体的な違法不当事由の適示等がない	無
大阪府	大阪市	① 市長、本市職員 ② 財産（債権）の管理を怠る事実 ③ 各補助金等について発生している請求権を行使するなど、財産の管理を怠る事実を改めるに必要な措置	24.2.9	1	24.3.5 口頭陳述	① 24.4.6 ② 棄却 本市職員等による違法不当な財産（債権）の管理を怠る事実があるとは言えない	無
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法な市税の減免等 ③ 不均一課税の是正等を求める請求	21.5.21	150	21.6.12 口頭陳述	① 21.6.25 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法、不当に減免したものではない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法な市税の減免等 ③ 不均一課税の是正等を求める請求	21.5.21	68	21.6.12 口頭陳述	① 21.6.25 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法、不当に減免したものではない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法な市税の減免等 ③ 不均一課税の是正等を求める請求	21.6.10	3	21.6.12 口頭陳述	① 21.6.25 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法、不当に減免したものではない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法な工事契約の締結等 ③ 公金の支出の差し止めを求める請求	21.6.3	5	21.6.29 口頭陳述	① 21.7.23 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法、不当な支出はない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法に固定資産税を減免し、当該税の賦課、徴収を怠っている ③ 怠る事実の是正を求める請求	21.7.6	1	21.7.23 口頭陳述	① 21.8.27 ② 棄却 ③ 当該税の減免は違法ではなく、賦課、徴収を怠る事実はない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法、不当な(公金)負担金等の支出 ③ 公金の返還を求める請求	22.4.22	1	請求人から陳述を行わない申し出あり	① 22.5.30 ② 結果の決定に至らず ③	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 違法、不当な(公金)政務調査費の支出 ③ 公金の返還を求める請求	22.6.22	1	22.7.6 口頭陳述	① 22.8.12 ② 棄却 ③ 違法、不当な支出はない	有
大阪府	堺市	① 市長 ② 法人市民税及び個人市民税の賦課、徴収を怠っている ③ 怠る事実の是正を求める請求	22.12.17	1		① 23.1.14 ② 却下 ③ 怠る事実について具体的な記載がされていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	岸和田市	① 市立中学校長・教頭 市立中学校長及び教頭が、芝生化事業について説明のつかない多額の資金を集め不自然な資金管理を行った。校長及び教頭が ② 芝生化事業を押し進めた結果、最終的にはその事業が破綻し、芝生化される前の運動場に戻すため、多額の費用がかかる結果になった。 同中学校運動場を芝生化する前の元の運動場に戻す費用を校長、教頭が支払うことを請求する。また、校長・教頭が芝生化事業の資金調達とその支出についての会計報告の公表を要求する。 ③	(24. 2. 22)	7		① 24. 2. 29 ② 取下げ（不受理） ③ 都合により	無
大阪府	岸和田市	① 教育長 市立中学校運動場の芝生化に伴う設備を撤去し、芝生化する前の元の運動場に戻す費用を公費で負担することは不適切である。また教育長は、同中学校長及び教頭が、芝生化事業について不当・不正・不明瞭な会計処理を行っていることを認識しながら厳正な調査・是正を行っていない。 ② 同中学校運動場を芝生化する前の元の運動場に戻す費用を校長、教頭または芝生化事業母体である団体が支払うことを請求する。また、校長・教頭が芝生化事業の資金調達とその支出についての会計報告の公表を要求する。 ③	24. 3. 5	7	陳述会の開催(1時間)	① 24. 5. 1 ② 棄却（一部却下） 校長、教頭または芝生化事業母体である団体に元の運動場に戻す費用を請求しない行為は、「違法又は不当に財産(債権)の管理を怠る事実」に該当するものとは認められず、請求人らの主張には理由がないものと判断するので棄却する。また、芝生化事業の資金調達及び支出に不明瞭なものがあり、会計報告の公表を求める事項については、市が管理する公金とはいえず、財務会計行為には該当しないものとして却下する。 ③	無
大阪府	岸和田市	① 市立中学校長 ② 市立中学校の芝生化にかかる費用について、校長がPTA会費から不正に流用し、適正を欠く支出を行ってきた。 ③ 市立中学校校長に対し、不正流用、不適切支出により生じた損害金全額をPTA会費に返還することを要求する。	24. 3. 5	11		① 24. 3. 14 ② 不受理却下 ③ 財務会計行為には該当しないものとして却下する。	無
大阪府	岸和田市	① 市立中学校教頭 ② 市立中学校教頭が、PTA会費を長年に亘り、同校の正規の部活動でないスポーツクラブの運営費・活動費に流用してきた。 ③ 市立中学校教頭に対し、不正流用した金額をPTA会費に返還することを要求する。	(24. 3. 5)	11		① 24. 3. 14 ② 不受理却下 ③ 財務会計行為には該当しないものとして却下する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	豊中市	① 市長 ② 違法な公金の支出（要綱で設置された附属機関の委員に対して支払われた報償費の支出） ③ 市長に対する損害賠償請求	23.12.21	5	24.1.19 口頭陳述	① 24.2.6 ② 棄却 ③ 職責は果たしており、損害は発生していない。	無
大阪府	吹田市	① 市長、財務部長、契約検査室長 ② 違法な契約の締結、違法な公金の支出、公金の徴収を怠る事実 市長並びに財務部長及び契約検査室長に対する工事請負代金の返還請求、入札者参加資格要件に「過年度を含め未納なき旨の証明書」提出の規定、市長並びに財務部長及び契約検査室長に対する滞納業者分の未納税額相当額の支払請求	22.5.25	1	22.6.23 午前11時～午前11時30分 代理人による陳述	① 22.7.13 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない 公金の支出に違法性、不当性はない 公金の徴収を怠る事実にあたらぬ	無
大阪府	吹田市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実 ③ 占有料の徴収及び不当利得の返還	22.7.16	3		① 22.8.11 ② 却下 ③ 一事不再議	無
大阪府	吹田市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る事実 不当な公金の支出 ③ 市道廃止の取消と再協議	22.8.3	13		① 22.8.25 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 公金の徴収を怠る事実 ③ 市長及び施設利用者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	21.4.1	1		① 21.4.14 ② 却下 ③ 無料使用は行政上の措置であり、怠る事実にあたらぬ。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	21.6.30	1		① 21.7.13 ② 却下 ③ 記事掲載の有無により支出額の増減はなく、また、記事掲載に当たり料金を徴収する関係にないため、財務会計行為にあたらぬ。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	21.7.13	1	21.7.22 口頭陳述	① 21.8.19 ② 棄却 感謝状の贈呈は市長の裁量にゆだねられており、本件支出に違法不当はない。	有
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 自動車運送事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	21.8.17	2	21.9.2 口頭陳述	① 21.10.14 ② 棄却 ③ 本件時間外勤務の支給に違法不当性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 自動車運送事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求すること、また、給与等の支給の指し止めをすること	21.11.2	2	21.11.13 口頭陳述	① 21.12.18 ② 棄却 ③ 本件時間は社会通念上不適切な調整時分が設定されたものとは認められず、不当とはいえない。	有
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 自動車運送事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	21.12.21	3	22.1.25 口頭陳述	① 22.2.15 ② 棄却 ③ 福祉会の残余資金の返還を請求する権利が交通部に存在したものと認められない。	無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 公金の徴収を怠る事実 ③ 自動車運送事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求すること、また、本件物品等の設置等の違法性を確認し、撤去・取り壊し・立ち退きを請求すること	22.3.30	4	22.4.20 口頭陳述	① 22.5.17 ② 棄却 ③ 違法又は不当に財産の管理を怠っている事実にあたることは認められない。	有
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 自動車運送事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	22.3.30	4		① 22.4.23 ② 却下 ③ 計画に法規範性はなく、住民監査請求の対象とはならない。	無
大阪府	高槻市	① 市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	22.4.1	1		① 22.4.23 ② 却下 ③ 請求人が主張する「わたり」のどの部分が住民監査請求の要件にあたるのか具体的に示されていない。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	22.4.1	1		① 22.4.23 ② 却下 ③ 同一請求人が同一内容について再度住民監査請求を行った場合に該当する。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	22.4.14	3		① 22.4.30 ② 却下 ③ 請求人が主張する「わたり」のどの部分が住民監査請求の要件にあたるのか具体的に示されていない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 違法な公金の支出、公金の徴収を怠る事実 ③ 自動車運送事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求すること、また、本件物品等の設置等の違法性を確認し、撤去・取り壊し・立ち退きを請求すること	22. 4. 14	3		① 22. 5. 18 ② 棄却 福祉会の残余資金の返還を請求する権利が交通部に存在したものは認められない。違法又は不当に財産の ③ 管理を怠っている事実にあたることは認められない。 計画に法規範性はなく、住民監査請求の対象とはならない。	無
大阪府	高槻市	① 市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 市長、教育長、自動車運送事業管理者、水道事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	22. 5. 19	1		① 22. 6. 4 ② 却下 請求人が主張する「わたり」のどの部分が住民監査請求の要件にあたるのか具体的に示されていない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求すること、並びに今後このような事件が起こらないようなチェック体制の構築を勧告すること。	22. 6. 24	1	22. 7. 12 口頭陳述	① 22. 8. 18 ② 認容 市が被った損害を補填するために損害賠償請求等必要な措置を講じられたい。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	22. 9. 30	2		① 22. 10. 13 ② 却下 訴訟を継続する判断に基づく行為自体は住民監査請求の対象とはならない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	23. 1. 11	3		① 23. 1. 24 ② 却下 ③ 請求内容が財務会計行為ではなく、住民監査請求の対象とはならない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	23. 2. 1	1		① 23. 3. 1 ② 却下 本人通知制度自体の是非を問うものであり、財務会計行為ではないことから住民監査請求の対象とはならない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出の指し止め ③ 市長に対する公金支出の指し止め、また、公金支出が行われた場合には不当利得返還請求又は損害賠償請求すること	23. 2. 21	5	23. 3. 11	① 23. 4. 19 ② 棄却 覚書の締結は今後の事業化に向けての基本フレーム及びスケジュールを確認したものに過ぎず、具体的な譲渡金額、譲渡面積、引渡し時期が確定しておらず、議決しなければならないものとはいえない。 ③	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	23. 5. 20	1		① 23. 6. 6 ② 却下 他自治体と比べ過大な支給であると主張しているのみで、個別具体的な事項が示されているとはいえない。 ③	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	23. 5. 31	1	23. 6. 21 口頭陳述	① 23. 7. 11 ② 棄却 ③ 大阪地裁判決及び大阪高裁判決から、請求人の主張には理由がない。	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	23. 7. 29	1	23. 8. 16 口頭陳述	① 23. 9. 22 ② 棄却 管理職手当の支給が著しく不当なものでない限り、市長の裁量権の範囲の問題であり、違法不当とはいえない。 ③	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	23. 9. 26	1	23. 10. 17 口頭陳述	① 23. 11. 16 ② 棄却 設計を変更したことについては合理的な理由があり、違法不当とはいえない。 ③	無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	23. 10. 18	1		① 23. 10. 31 ② 却下 管理職として任命する行為自体は市の人事施策といえ、財務会計上の行為にはあたらない。 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な財産の管理を怠る事実 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	23.11.16	1	23.12.8 口頭陳述	① 24.1.12 ② 棄却 ③ 違法又は不当に財産の管理を怠っているとは認められない。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	24.2.23	1		① 24.3.30 ② 棄却 契約締結時には議決を経ておらず違法であったが、事後に追認する議決をもってその瑕疵が治癒され、締結時に遡って有効となったことから、契約が違法不当であることを前提とする請求人の主張に理由はなくなつたため、当該措置の必要は認められない。	無
大阪府	高槻市	① 自動車運送事業管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 自動車運送事業管理者及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	24.2.27	2	24.3.19 口頭陳述	① 24.4.24 ② 棄却 組合活動による作業変更は疑義の残るところであるが、労使間の慣行で行われており、また、勤務を命じ労働の対価として支給したものであり、違法性はない。	有
大阪府	高槻市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 市長及び関係者に対する不当利得返還請求又は損害賠償請求	24.3.30	2		① 24.4.20 ② 却下 ③ 支出日から1年の監査請求期間を経過した後に行われたものである。	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 市有地不法占拠不当利得の容認 ③ 市有地占有料の徴収または不当利得の返還請求	22.7.15	4	22.8.10 口頭陳述	① 22.9.10 ② 棄却 ③ 不法に占有されていると認められず、	無
大阪府	枚方市	① 市長 ② 憲法等に違反する給付金の支給 ③ 給付金の返還請求等	23.7.1	1	23.7.28 口頭陳述	① 23.8.27 ② 棄却 ③ 財務手続きに関して判断した結果、違法性、不当性は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	枚方市	① 教育委員会教育長 ② 小学校校門設置カメラ用看板の設置・購入 ③ 回議書の取消および設置費用の返還等	23.10.21	1	23.12.1 口頭陳述	① 23.12.16 ② 一部棄却・一部却下 支出について違法性、不当性は認められず棄却。その他部分は、措置請求の要件を満たさず却下。	無
大阪府	茨木市	① 指定なし ② 不適正と思われる入札事務がある。 ③ 不適正と思われる入札事務の是正を求める。	21.7.13	1		① 21.7.24 ② 却下 ③ 監査対象が特定されていない。	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 不適正と思われる舗装工事入札事務がある。 ③ 不適正と思われる舗装工事入札事務の是正を求める。	21.8.24	1		① 21.9.15 ② 却下 ③ 監査対象が特定されていない。	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 緑地の管理不十分により植栽が枯れ、財産の管理を怠っている。 ③ 植栽の植替えの支出は違法な支出であり、損害の補填を求める。	21.10.9	1	21.11.13 口頭陳述の場を設けたが、欠席となり、陳述書の提出がなされた。	① 21.12.4 ② 棄却 ③ 緑地の管理上、重大かつ明白な瑕疵は認められない。	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 非常勤行政委員等報酬の月額による支給、報酬条例は違法である。 ③ 報酬を月額とした場合との差額の返還及び支払いの差し止めを求める。	21.11.30	5	21.12.24 口頭陳述	① 22.1.25 ② 棄却 報酬条例に重大かつ明白な違法性は認められず、報酬の支出手続きも適法である。	有
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務調査費の交付に関する条例、規則、内規は違法である。 ③ 会派、議員に対して損害の補填を請求するよう求める。	21.12.10	7	22.1.13 口頭陳述	① 22.2.5 ② 棄却 条例等について、明白に裁量権を逸脱しているとは認められず、違法とはいえない。	有
大阪府	茨木市	① 市長、担当職員 ② 不正行為を続けている企業への奨励金の交付は税金の無駄遣いである。 ③ 奨励金の返還と不正行為の調査を求める。	22.2.18	4	22.3.24 口頭陳述	① 22.4.12 ② 棄却 ③ 不正行為は認められず、交付手続きも不適法なものは見当たらない。	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務調査費の交付に関する条例、規則、内規は違法であり、その支出は、違法・不当である。 ③ 会派、議員に対して損害の補填を請求するよう求める。	22.3.26	7	22.4.16 口頭陳述	① 22.5.20 ② 棄却 条例等について、明白に裁量権を逸脱しているとは認められず、違法とはいえない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 都市計画道路の交差点建設工事は法令等に違反している。 ③ 予算の執行停止等を求める。	22.9.2	4	22.9.27 口頭陳述	① 22.10.25 ② 棄却 ③ 交差点設置に重大明白な違法性はない。	有
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務調査費の交付に関する条例、規則、内規は違法であり、その支出は、違法・不当である。 ③ 会派、議員に対して損害の補填を請求するよう求める。	23.3.2	7	23.4.6 口頭陳述の場を設けたが、欠席となり、陳述書の提出がなされた。	① 23.4.27 ② 棄却 ③ 条例等について、明白に裁量権を逸脱しているとは認められず、違法とはいえない。	有
大阪府	茨木市	① 市長 ② 自宅に隣接する市有地が特定の市民にしか開放されておらず、不当である。 ③ 当該市有地の開放を求める	23.7.15	1		① 23.8.4 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に当たらない。	無
大阪府	茨木市	① 市長 ② 政務調査費の交付に関する条例、規則、内規は違法であり、その支出は、違法・不当である。 ③ 会派、議員に対して損害の補填を請求するよう求める。	24.3.28	7	24.4.24 口頭陳述	① 24.5.24 ② 棄却 ③ 条例等について、明白に裁量権を逸脱しているとは認められず、違法とはいえない。	有
大阪府	八尾市	① 市民税課長 ② 市府市民税額の算出過程における配当割等控除額の算出方法誤りにより市に損害を与えている。 ③ 同様の事例がないか調べ、併せて賠償されたい。	24.3.27	1		① 24.4.27 ② 却下 ③ 財務会計上の違法・不当な行為はなく、かつ損害が発生しているとは認められないことから、請求要件を満たさないため。	無
大阪府	富田林市	① 市長 ② 補助金支出行為（補助金額が不当に過大である。） ③ 市長、総務部長に対する損害賠償請求	22.10.27	1	口頭陳述	① 22.12.24 ② 棄却 ③ 損害の補てんがなされた	無
大阪府	寝屋川市	① 市長 ② 違法な開発許可に基づく契約の締結及び受託業者の不当利得 ③ 本件契約の取消し及び不当利得の返還を請求すること	21.9.4	1	21.9.11実施 監査委員対面式	① 21.10.7 ② 棄却 ③ 費用の返還及び契約無効の主張に理由がない。	有
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 不当な契約の破棄及びこの契約締結に基づく損害の補填	(23.7.6)	1		① 23.8.12 ② 不受理却下 ③ 期間徒過	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 不当な契約の破棄及びこの契約締結に基づく損害の補填	23.9.9	1	口頭陳述 1回	① 23.10.25 ② 棄却 ③ 当該契約に違法、不当はない	無
大阪府	河内長野市	① 市長 ② 不当な契約の締結 ③ 不当な契約の破棄及びこの契約締結に基づく損害の補填	24.2.22	1	口頭陳述 1回	① 24.4.13 ② 棄却 ③ 当該契約に違法、不当はない	無
大阪府	松原市	① 市長 ② 消防団業務委託料 ③ 業務委託契約が不当である	22.3.31	1	22.5.27陳述	① 22.6.15 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
大阪府	松原市	① 市長 ② 新設保育所の設置補助金 ③ 補助金の交付は、違法又は不当な支出	24.1.30	1	24.2.27陳述	① 24.3.27 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
大阪府	松原市	① 市長 ② 消防団の手当 ③ 費用弁償が不正である	21.6.29	1	21.7.17陳述	① 21.8.21 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
大阪府	大東市	① 市長 ② 人権相談事業の委託は、委託先団体の相談員が報酬支払いを受けておらず違法・不当な公金支出 ③ 委託先団体に委託料を返還させよ	21.7.6	1		① 21.8.12 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由・事実を示していない	有
大阪府	大東市	① 市長 ② 市議会議員は債権放棄議決という不法行為により市に損害を与えた ③ 提案議員・賛成議員に対し損害賠償を請求せよ	21.12.15	68		① 22.1.20 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由・事実を示していない	有
大阪府	大東市	① 市長 ② 随意契約によるゴミ収集委託料の支出は違法・不当な公金支出 ③ 市長以下関係職員に対し損害賠償を求めるとともに以降の公金支出の差し止めを求める	22.3.30	1		① 22.4.23 ② 却下 ③ 違法・不当とする理由・事実を示していない	無
大阪府	大東市	① 市長 ② 北河内記者クラブ関係経費の支出は違法・不当な公金支出 ③ 市長以下関係職員に対し損害賠償を求めるとともに以降の公金支出の差し止めを求める	22.11.5	1		① 22.12.24 ② 棄却 ③ 違法性・不当性がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	大東市	① 市長 ② 指定管理者選定委員の氏名非公開のため架空の委員報償の疑いがあり違法・不当な公金支出 ③ 市長以下関係職員に対し損害賠償を求めるとともに以降の公金支出の差し止めを求める	23.2.21	1		① 23.3.25 ② 棄却 ③ 違法性・不当性がない	無
大阪府	和泉市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 助成金の目的外使用による返還請求	21.9.14	1	21.9.25 口頭陳述	① 21.10.26 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
大阪府	和泉市	① 農業委員会会長、農業委員会事務局職員 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 生産緑地に係る市税の適正な徴収を求める請求	(21.11.30)	1		① 22.1.19 ② 不受理却下 ③ 要件不備	無
大阪府	和泉市	① 当時の市長、当時の担当副市長、都市デザイン部長、同部道路河川課長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 上伯太線橋梁工事に関する代替グラウンド整備	21.12.18	1	22.1.18 口頭陳述	① 22.2.16 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	和泉市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 上伯太線橋梁工事に関する損害賠償請求	22.1.8	1	21.1.25 口頭陳述	① 22.2.26 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
大阪府	和泉市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 農村総合整備事業補助金の返還を求める請求	22.2.1	1	22.2.15 口頭陳述	① 22.3.19 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
大阪府	和泉市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 和泉市コミュニティセンターの管理を怠る事実の是正を求める請求	22.7.8	1	22.7.30 口頭陳述	① 22.8.27 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
大阪府	和泉市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 土地開発公社への課税漏れに関する請求	22.9.22	1	22.10.25 口頭陳述	① 22.11.16 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	和泉市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 介護保険調整交付金の申請誤りに関する請求	23.3.17	1	23.4.7 口頭陳述	① 23.4.28 ② 却下 ③ 要件不備	有
大阪府	和泉市	① 市長、病院管理者 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 臨時職員への一時金支給に関する請求	23.3.10	1	23.4.7 口頭陳述	① 23.4.28 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	和泉市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 上伯太線改良工事に係る施工指導料支給に関する請求	23.7.19	2	23.8.12 口頭陳述	① 23.9.12 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
大阪府	箕面市	① 市長及び関係する職員 ② 介護給付費財政調整交付金の申請金額誤りによる損害額補填請求 ③ 損害額を市に補填するように請求する。	22.7.26	1	22.8.24 口頭陳述	① 22.9.15 ② 却下 ③ 請求要件を欠く	無
大阪府	箕面市	① 市長及び関係する職員 ② 違法支出返還請求 箕面市廃棄物減量等推進審議会を、必要な事項を市長のさだめがないまま開催した。その際の委員報酬及び費用弁償は市に補填しなければならない。	22.9.30	1	22.10.26 口頭陳述	① 22.11.15 ② 棄却 ③ 報酬及び費用弁償の支出に違法性がない。	無
大阪府	箕面市	① 市長及び関係する職員 ② 違法支出返還請求 箕面市営競艇運営審議会の報酬が月額報酬となっており、月額にしなければならない特別の理由もない。よって、報酬の支払いが違法かつ不当である。市の損害分は補填しなければならない。	22.12.8	1	23.1.12 口頭陳述	① 23.1.28 ② 棄却 ③ 報酬の支出に違法性がない。	無
大阪府	柏原市	① 市職員 ② 違法な委託料の支払い。(委託料の過払い) ③ 委託料の返還	23.3.11	1	期間：23.3.28 請求人に請求内容の説明及び新たな証拠の提出等の機械を与えた	① 23.5.9 ② 一部認容 ③ 委託料の一部返還	無
大阪府	羽曳野市	① 市長 ② 財産区財産の売却行為 ③ 売却行為の差し止め請求	21.8.25	7		① 21.10.20 ② 却下 ③ 監査請求の要件を欠いた不適法な請求である。	無
大阪府	羽曳野市	① 市長 ② 財産区財産の売却行為及びそれに伴う所有権の移転 ③ 所有権を市に回復するため必要な措置の要求	21.11.27	7		① 22.1.22 ② 棄却 ③ 当該売却行為には違法性が認められない。	無
大阪府	門真市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 職員に対する損害賠償の請求を求める	23.1.21	1	23.2.15に口頭による意見陳述	① 23.3.2 ② 棄却 ③ 請求の理由がないため	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 政務調査費の返還を求める件 ③	22.10.18	1	陳述希望なし	① 22.12.7 ② 棄却 ③ 違法な支出とは言えない	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 荒本・長瀬両青少年センターに設置した空気清浄機購入代金の返還を求める件 ③	23.2.28	1	陳述希望なし	① 23.4.22 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出とは言えない	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 東大阪市営産業施設蛇草第4事業所に係る施設使用料の請求及び同施設の明渡し請求並びに設備資金貸付金の返還請求等を求める件 ③	23.7.18	5	陳述希望なし	① 23.9.5 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠る事実があるとは言えない ほか	有
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 法定外公共物（水路敷等）に係る不法占拠物の取去及び土地明渡し請求を求める件 ③	23.9.8	1	23.9.16に口頭陳述	① 23.10.24 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠っているとは言えない	無
大阪府	東大阪市	① 市長 ② 東大阪市外国人学校補助金の返還等を求める件 ③	23.11.18	1	23.12.8に口頭陳述	① 24.1.6 ② 棄却 ③ 請求対象外 ほか	無
大阪府	泉南市	① 市職員 ② 学校給食費を滞納している生活保護世帯、就学援助家庭への給食費補助金不正支出について ③ 泉南市学校給食に関する職員に関する措置要求	21.7.23	1		① 21.9.10 ② 取下げ 学校給食事業は、保護者から徴収している給食費で運営されており、市予算は投入されていない。地方自治法第199条第7項には「監査委員は、財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。」とあり、本件は監査の対象とならないと判断される。	無
大阪府	四條畷市	① 市長 ② 物件の所有権移転契約の変更契約（履行期限変更）により、市に損害を与えた。 ③ 相手方都合の所有権移転契約の履行期限の変更契約は、合理性がなく損害賠償すべき。	(22.11.8)	1		① 23.5.30 ② 取下げ（不受理） ③ 特に理由なし（受理前の補正命令段階で取下げ）	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大阪府	四條畷市	① 市長 ② 市議会議員に対する政務調査費が、事務所の運営や本人の生活資金に充てられている。 ③ 全議員及び過去の議員に対し、5年間に亘って全額の返還を求める。	23.6.29	1		① 23.6.29 (受理と同時に却下) ② 却下 ③ 違法事実を示すよう補正命令したが、示されず。	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② サクラ華回廊事業の実施 ③ 予算執行の中止を求める	21.11.13	3	21.12.7 口頭陳述	① 21.12.28 ② 棄却 ③ 実施場所が変更されたため	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② サクラ華回廊事業費 ③ 事業費返還を求める	23.4.22	1		① 23.5.9 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第2項	有
大阪府	能勢町	① 町長 ② 府からの旧野外活動センター跡地の無償譲渡 ③ 無償譲渡を断ることを求める	23.8.1	3	23.8.1 口頭陳述	① 23.8.30 ② 棄却 ③ 財産の取得は町長の裁量	無
大阪府	能勢町	① 町長 ② 能勢町立小学校・中学校新築等工事基本・実施設計業務の入札、事業費、予算執行 ③ 入札無効、事業費返還、予算執行の停止を求める	24.1.6	3	24.1.18 口頭陳述	① 24.2.24 ② 棄却 ③ 違法性が認められないため	有
大阪府	熊取町	① 町長ほか3名 ② 住民訴訟に係る裁判費用等を税金で賄おうとする行為 ③ 対象職員への損害賠償請求	21.8.12	1	21.9.18口頭陳述	① 21.10.9 ② 棄却 ③ 違法、不当な公金の支出には該当しない	無
大阪府	熊取町	① 町長ほか2名 ② 来庁者駐車場に使用する土地の賃貸借契約 ③ 対象職員への損害賠償請求	21.9.4	2	21.10.8口頭陳述	① 21.11.2 ② 棄却 ③ 違法、不当な公金の支出には該当しない	無
大阪府	熊取町	① 町長 ② 談合による不当な契約により受けた損害に対して、損害賠償請求を怠る事実 ③ 相手方等への損害賠償請求	21.10.1	4	21.10.30口頭陳述	① 21.11.30 ② 棄却 ③ 違法、不当に財産の管理を怠る事実には該当しない	無
大阪府	熊取町	① 町長ほか4名 ② 可燃ごみ収集運搬業務委託契約 ③ 対象職員への損害賠償請求	21.11.12	2	21.12.10口頭陳述	① 22.1.8 ② 棄却 ③ 違法、不当な公金の支出には該当しない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
	計	158件					有 40件 無 118件
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 違約金の請求等を講ずること	21. 4. 22	2	21. 5. 20 請求書受理通知に併せて陳述の希望の有無を確認	① 21. 6. 18 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 教育長 病院管理者 ② 違法な公金の支出 ③ 補助金の返還	21. 5. 13	20		① 21. 5. 25 ② 却下 ③ 対象の行為等が特定されていない	有
兵庫県	神戸市	① 教育長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 行政財産の目的外使用料を徴収	21. 6. 17	7	21. 7. 16 請求書受理通知に併せて陳述の希望の有無を確認	① 21. 8. 13 ② 認容 ③ 行政財産の目的外使用料を徴収	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出 ③ 給与等の返還請求	21. 6. 29	1	21. 7. 16 請求書受理通知に併せて陳述の希望の有無を確認	① 21. 8. 27 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 固定資産税の賦課徴収	21. 7. 30	1		① 21. 9. 25 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 公金の支出差止め	21. 8. 24	3		① 21. 9. 25 ② 却下 ③ 対象が財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 損害賠償金の請求	21. 10. 20	6		① 21. 11. 25 ② 却下 ③ 対象となる供託は市の行為ではない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 使用料の徴収	21. 12. 25	1		① 22. 1. 25 ② 却下 ③ 対象が財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	神戸市	① 代表監査委員 ② 違法に財産の管理を怠る事実 ③ 市長への損害賠償金等の請求	22. 1. 4	11		① 22. 3. 2 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 補助金の返還	22. 3. 2	1		① 22. 3. 29 ② 却下 ③ 対象は財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 補助金の返還請求	22. 4. 1	1		① 22. 5. 10 ② 却下 ③ 対象となる行為が特定されていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 補助金の返還請求	22.5.24	1		① 22.6.22 ② 却下 ③ 対象となる行為が特定されていない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 公金の返還請求	22.6.7	5	22.7.2 請求書受理通知に併せて陳述の希望を確認	① 22.8.4 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 不当利得の返還請求、損害賠償請求	22.6.29	4	22.8.4 請求書受理通知に併せて陳述の希望を確認	① 22.8.26 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 補助金の返還請求	22.6.30	1		① 22.8.20 ② 却下 ③ 対象は財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求	22.9.27	5		① 22.10.25 ② 却下 ③ 対象となる行為が特定されていない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求	22.11.19	4	22.12.3 請求書受理通知に併せて陳述の希望を確認	① 23.1.17 ② 棄却 ③ 市に損害が発生していない	有
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法な財産の処分 ③ 市債権の返還請求	23.2.23	12		① 23.3.17 ② 却下 ③ 市に損害が発生していない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る ③ 遅延損害金の請求、損害賠償請求	23.4.1	1		① 23.5.30 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 公金の返還請求	23.11.9	3		① 24.1.5 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当に財産の管理を怠る事実 ③ 損害賠償請求	24.2.14	3		① 24.3.14 ② 却下 ③ 市に損害が発生していない	無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 補助金交付決定の取消	24.2.1	1	24.2.22 請求書受理通知に併せて陳述の希望の有無を確認	① 24.3.29 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	神戸市	① 市長 ② 不当に財産の管理を怠る ③ 契約の履行	24.3.30	2		① 24.5.17 ② 却下 ③ 対象は財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 非常勤の各行政委員報酬の支出について ③ 支払った報酬の全額返還・今後の報酬支払い禁止	21.5.12	1	陳述会1日（概ね1時間）	① 21.6.23 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市長交際費について ③ 交際費の返還請求	21.6.26	2	陳述会1日（概ね1時間）	① 21.8.11 ② 一部認容（一部棄却。一部却下） ③ 返還の措置を講ずる	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 政務調査費についてその1 ③ 政務調査費の返還請求	21.7.7	1		① 21.8.11 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 政務調査費についてその2 ③ 政務調査費の返還請求	21.6.24	1		① 21.7.7 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 政務調査費についてその3 ③ 政務調査費の返還請求	21.6.24	1		① 21.7.7 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 政務調査費についてその4 ③ 政務調査費の返還請求	21.6.25	1		① 21.7.7 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 政務調査費についてその5 ③ 政務調査費の返還請求	21.6.29	1		① 21.7.7 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 政務調査費についてその6 ③ 政務調査費の返還請求	21.6.30	1		① 21.7.7 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 公文書非公開決定通知に係る文書経費の支出 ③ 経費の返還請求	21.7.10	1		① 21.7.30 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市長交際費の支出について ③ 交際費の返還請求	22.1.6	2	陳述会1日（概ね1時間）	① 22.2.12 ② 一部認容（一部棄却） ③ 返還の措置を講ずる	無

都道府県名	市町村名	請求事項	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容				①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市議会議員の本会議、委員会出席費用弁償について ③ 費用弁償等の返還請求、条例改正	22.1.6	2	陳述会1日（概ね1時間）	① 22.2.12 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 空き瓶処理・処分委託契約に係る支出について ③ 委託料の返還請求	21.12.22	1		① 22.1.14 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 職員の通勤手当の支出について ③ 返還請求	22.1.7	1		① 22.1.14 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 空き瓶処理・処分委託契約に係る支出について ③ 委託料等差異分の返還請求	22.2.24	1		① 22.3.4 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 職員の出張旅費の支出について ③ 旅費の返還請求	22.3.23	1		① 22.4.14 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 河川等占用使用料の未徴収について ③ 使用料の徴収請求	22.4.14	1	陳述会1日（概ね1時間）	① 22.5.31 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 新聞購読料の支出に係る請求について ③ 購読料の支出差し止め等	22.4.26	1		① 22.4.26 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 県水の受水増量分の受水料費の支出について ③ 受水費の返還	22.6.4	1		① 22.6.14 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市議会議員の費用弁償の支出 ③ 返還請求,支給禁止	22.6.8	4		① 22.6.24 ② 取下げ ③	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 職員の勤務実態に伴う給与返還 ③ 給与等の返還請求等	22.6.11	1		① 22.6.24 ② 却下 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 職員の給与の返還について ③ 職員の給与返還請求等	22.6.22	1		① 22.7.7 ② 却下 ③ 要件不適	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 集落排水処理施設の管理 ③ 維持管理費の損害金返還請求等	22.7.7	5	陳述会1日（概ね1時間）	① 22.8.11 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② エコパークあぼしの爆発事故に伴うごみ処理経費の支出 ③ 処理経費の全額返還請求	22.8.30	1		① 22.9.22 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 真浦財産区が所有する土地に係る固定資産税について ③ 固定資産税相当額の返還請求	22.11.2	1		① 22.11.16 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市長公用車の目的外使用について（21年度） ③ 目的外使用に係る支出の返還請求	22.11.18	2	陳述会1日（概ね1時間）	① 23.1.14 ② 合議不調 ③	有
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 固定資産税の課税について ③ 現況課税との差額分の税額請求	22.12.13	1		① 22.12.22 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市長公用車の目的外使用について（22年度） ③ 目的外使用に係る支出の返還	23.3.3	1	陳述会1日（概ね1時間）	① 23.5.2 ② 合議不調 ③	有
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 議会選出監査委員の報酬及び期末手当について ③ 返還請求	23.3.22	1		① 23.3.29 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市長公用車の目的外使用について ③ 目的外使用に係る支出の返還	23.4.13	1	陳述会1日（概ね1時間）	① 23.5.12 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由がない	有
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 財団法人姫路市まちづくり振興機構への出資について ③ 出資金の返還請求等	23.3.31	1		① 23.4.13 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 市長公用車の目的外使用にかかる経費の支出 ③ 経費の返還請求	23.4.20	1		① 23.4.28 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 固定資産税の課税について ③ 適正な課税徴収	23.5.23	1		① 23.6.1 ② 却下 ③ 要件不適	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② 検査料の不徴収について ③ 検査料の返還請求	23.12.5	1		① 23.12.15 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② H23年度市議会政務調査費について ③ 政務調査費の返還請求	23.12.16	1		① 23.12.27 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	姫路市	① 市長 ② H22年度市議会政務調査費について ③ 政務調査費の返還請求	23.12.19	1		① 23.12.27 ② 却下 ③ 要件不適	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 使用料免除している施設使用者からの使用料徴収	21.4.10	1		① 21.5.12 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 支出した補助金の返還	21.4.30	1		① 21.5.12 ② 却下 ③ 要件不備	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 行政委員会委員の月額報酬の支給停止	21.7.22	1		① 21.9.2 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 行政財産使用者からの使用料徴収	21.8.17	1		① 21.9.2 ② 却下 ③ 要件不備	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 市税を軽減している企業への軽減取消・賦課徴収	22.4.2	4	陳述日を指定し、陳述時間は1時間以内	① 22.5.28 ② 合議不調 ③	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 使用料免除している施設使用者からの使用料徴収	22.4.13	1		① 22.4.20 ② 却下 ③ 要件不備	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 支出した補助金の返還	22.4.26	1		① 22.5.14 ② 却下 ③ 要件不備	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 行政財産使用者からの使用料徴収	22.8.19	1		① 22.9.10 ② 却下 ③ 要件不備	有

都道府県名	市町村名	請求事項		受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容					①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 政務調査費の一部返還		22.9.27	2		① 22.11.2 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 使用料免除している施設使用者からの使用料徴収		22.11.17	1	陳述日を指定し、陳述時間は1時間以内	① 22.12.21 ② 却下 ③ 要件不備	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 支出した報償費の返還		23.3.8	1		① 23.4.21 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市からの助成金の適切な会計処理		23.3.18	1		① 23.4.15 ② 却下 ③ 要件不備	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 使用料免除している施設使用者からの使用料徴収		23.4.12	1		① 23.4.21 ② 却下 ③ 要件不備	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 支出した補助金の返還		23.4.27	1		① 23.5.23 ② 却下 ③ 要件不備	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 行政財産使用者への使用料徴収		23.8.17	1		① 23.8.29 ② 却下 ③ 要件不備	有
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 使用料免除している施設使用者からの使用料徴収		23.8.16	1	陳述日を指定し、陳述時間は1時間以内	① 23.10.3 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
兵庫県	尼崎市	① 市長 ② 違法・不当に公金の賦課徴収を怠る事実 ③ 賃貸料を軽減している土地使用者への軽減取消・徴収		24.1.17	1	陳述日を指定し、陳述時間は1時間以内	① 24.3.2 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
兵庫県	明石市	① 市長 ② 違法な公金の支出等 ③ 損害を填補する措置を講ずること		21.5.22	1	21.6.12 請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認	① 21.6.30 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
兵庫県	明石市	① 市長 ② 違法な公金の支出等 ③ 支出した費用の返還すること等		21.9.25	3	21.10.7 請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認	① 21.11.4 ② 認容 ③ 返還する措置を講ずること	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	明石市	① 市長及び公営企業管理者 ② 不当に公金の賦課・徴収を怠っている ③ 全額補填する措置を講ずること	24. 2. 17	1	24. 2. 24 請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認	① 24. 3. 16 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	21. 3. 25	2		① 21. 4. 22 ② 却下 ③ 既に監査済み	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	21. 4. 17	2	21. 4. 20 請求人1名が来庁し陳述	① 21. 5. 28 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	21. 4. 17	1	21. 4. 21 請求人が来庁し陳述	① 21. 5. 28 ② 棄却 ③ 支出に違法性は認められない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な河川廃止・交換 ③ 河川廃止・交換の差止め	21. 6. 24	1		① 21. 7. 27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	21. 6. 26	1		① 21. 7. 27 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	21. 7. 2	1		① 21. 7. 27 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な河川廃止・交換 ③ 河川廃止・交換の差止め	21. 8. 17	1		① 21. 9. 11 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	有
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	21. 11. 19	5	21. 11. 30 請求人2名が来庁し陳述	① 21. 12. 25 ② 棄却 ③ 支出に違法性は認められない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	22. 5. 13	1	22. 5. 28 請求人が来庁し陳述	① 22. 6. 11 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	22. 4. 28	6	22. 5. 28 請求人5名が来庁し陳述	① 22. 6. 18 ② 棄却 ③ 支出に違法性は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	22.7.7	1		① 22.8.6 ② 却下 ③ 既に監査済み	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	22.7.7	1		① 22.8.6 ② 却下 ③ 既に監査済み	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	23.3.2	4	23.3.18 請求人3名が来庁し陳述	① 23.4.22 ② 一部認容（一部棄却） ③ 返還請求等勧告	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	23.7.8	1	23.7.15 請求人が来庁し陳述	① 23.9.2 ② 棄却 ③ 支出に違法性は認められない	無
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	23.10.31	4	23.11.18 請求人3名が来庁し陳述	① 23.12.22 ② 棄却 ③ 支出に違法性は認められない	有
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出 ③ 相手方への公費返還請求	23.12.27	4	24.1.12 請求人2名が来庁し陳述	① 24.2.17 ② 棄却 ③ 支出に違法性は認められない	有
兵庫県	西宮市	① 市長 ② 違法な公費の支出、財産の管理・取得 ③ 公費の支出返還、財産の管理是正・取得取止め	24.1.24	13	24.2.28 請求人4名が来庁し陳述	① 24.3.16 ② 棄却 ③ 支出等に違法性は認められない	有
兵庫県	芦屋市	① 市長 ② 職員の通勤手当の不正受給及び市営住宅への不正居住 ③ 該当職員に対する損害賠償及び調査結果と是正措置するよう市長に勧告することを求める	21.11.25	1	期間は1日、ファックスと郵送により通知した。結果は欠席であった。	① 21.12.15 ② 棄却 ③ 請求に理由はなく措置の必要性を認めない	有
兵庫県	芦屋市	① 市長 ② 市議会議員が改良住宅に入居 ③ 該当市議会議員に対して改良住宅から退去するよう勧告及び再発防止に必要な措置を講じること	22.12.17	1		① 22.12.24 ② 却下 ③ 監査請求の対象にならないもの	無
兵庫県	芦屋市	① 市長 ② 市議会議員が改良住宅に入居 ③ 該当市議会議員に対して改良住宅から退去するよう勧告及び再発防止に必要な措置を講じること	22.12.28	1		① 23.1.11 ② 却下 ③ 地方自治法第242条の要件を満たさないもの	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	豊岡市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出を防止 ③ 一部事務組合への負担金の支出の防止を求める。	23.2.8	1	①陳述日時を指定 ②口頭陳述 ③30分以内	① 23.3.22 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出が相当の確実さをもって予測されるとは言えない。	無
兵庫県	豊岡市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 一部事務組合への負担金の返還を求める。	23.9.13	1	①陳述日時を指定 ②口頭陳述 ③30分以内	① 23.11.10 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出は認められない。	無
兵庫県	加古川市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実（行政財産の一部を個人が使用）、公金の賦課徴収を怠る事実（仮清算金の未徴収） ③ 相手方に対する土地の返還、賃料相当額の請求、仮清算金の徴収	23.7.5	1	1時間 口頭による陳述及び新たな証拠の提出	① 23.8.19 ② 棄却 ③ 仮換地指定の効力により財産の管理を怠る事実該当しない。仮清算金を徴収しないことが直ちに関係者に不利益を与えるものではない。	有
兵庫県	西脇市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 入札予定価格調書の偽造の監査請求	(23.6.14)	1		① 24.7.4 ② 不受理却下 ③ 監査請求事項に非該当	無
兵庫県	西脇市	① 市長 ② 不当な契約締結及び履行 ③ 指定管理料の契約締結及び履行の不当性の監査請求	23.10.11	1		① 24.11.22 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
兵庫県	宝塚市	① 市長及び上下水道事業管理者 ② 違法な勤勉手当等の支払 ③ 職員に対する勤勉手当等の返還請求	21.6.23	1	1日 口頭陳述	① 21.8.6 ② 棄却 ③ 違法な支出に当たらない	有
兵庫県	宝塚市	① 市長及び上下水道事業管理者 ② 違法な勤勉手当等の支払 ③ 職員に対する勤勉手当等の返還請求	22.1.8	1	1日 口頭陳述	① 22.2.17 ② 棄却 ③ 違法な支出に当たらない	有
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 違法又は不当な政務調査費の支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	22.4.6	1	1日 口頭陳述	① 22.5.18 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出に当たらない	無
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 違法又は不当な損失補償金の支払 ③ 関係者に対する損失補償金の返還請求	22.6.22	14	1日 口頭陳述	① 22.8.5 ② 合議不調 ③	有
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 違法又は不当な政務調査費の支出 ③ 議員に対する政務調査費の返還請求	23.1.11	1	1日 口頭陳述	① 23.2.22 ② 棄却 ③ 違法又は不当な支出に当たらない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	宝塚市	① 市長 ② 違法な管理職手当の支給 ③ 係長級職員に対する管理職手当の返還請求	23.2.4	1	1日 口頭陳述の機会を設定したが、書面により陳述	① 23.3.25 ② 棄却 ③ 違法な支出に当たらない	有
兵庫県	高砂市	① 市長 ② 違法な道路位置指定 ③ 道路位置指定の取消とやり直しを求める措置請求	21.8.7	1		① 21.8.27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	川西市	① 市長 ② 市の工事で違法・不当な設計変更及び変更契約手続きにより提訴されており、その訴訟費用と追加工事費用について ③ 訴訟費用の返還及び追加工事費の差止めを求める	21.3.9	1	1日 (21.4.9) 口頭陳述	① 21.5.22 ② 棄却 ③ 違法・不当な行為に該当しない	無
兵庫県	川西市	① 市長 条例の策定に係るワークショップ開催経費は違法・不当な行為である。(ワークショップ開催後、職員のみで条例素案を作成するのであればワークショップは無意味である) ③ ワークショップ開催経費は違法・不当な公金の支出であるため、経費の返還及び条例策定の市民参画推進を求める	21.5.15	1		① 21.6.2 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無
兵庫県	川西市	① 市長 工事施工管理(監理)を民間に委託しているが、管理は市が直接行うべきである。民間に委託することで市の財政赤字を増大させている ③ 市の職員1名が常駐し、施工業者監督と密接に施工・進捗管理を行うべきである	23.2.8	1		① 23.2.17 ② 却下 ③ 請求要件を満たしていない	無
兵庫県	三田市	① 市長 ② 違法・不当な請求による委託料・補助金の支払い(支払いの基礎に事実誤認、過失がある。) ③ 相手方に対する返還請求	23.8.16	1	概ね30分(日時を設定し事前に通知)	① 23.9.26 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出ではない	有
兵庫県	三田市	① 市長 ② 虚偽の報告による報奨費の支払い(過払金の返還請求権を行使していない。) ③ 相手方に対する返還請求	24.3.22	3	概ね60分(日時を設定し事前に通知)	① 24.5.18 ② 一部認容、一部棄却 ③ 調査を実施し、過払金がある場合は返還請求すること	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長交際費の返還	21.5.18	1		① 21.6.1 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	加西市	① 議員 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 百条委員会設置が不当、市長選挙費用の返還請求	21.5.27	9		① 21.7.7 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない 請求期間徒過	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長交際費の返還	21.9.14	1	1日 (口頭陳述)	① 21.10.27 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出はない	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法・不当な契約の締結、公金の支出 ③ 支出した公用車整備点検、修繕に係る費用の返還	22.4.1	3	1日 (口頭陳述)	① 22.5.20 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出はない	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法な懲戒処分、違法・不当な公金の支出 ③ 当該支出の返還	22.6.23	1		① 22.7.12 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない 違法・不当な支出はない	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 過怠税の支払	22.7.15	1		① 22.7.27 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法な公金の支出 ③ 弁護士費用の返還	22.8.16	1		① 22.8.31 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法・不当に公金の徴収を怠る事実 ③ 施設使用料、施設に係る水道使用料の徴収	22.12.15	1	1日 (口頭陳述)	① 23.1.26 ② 一部認容、一部棄却 ③ 水道使用料の徴収	有
兵庫県	加西市	① 市長、議員 ② 政治倫理に関する条例等違反 違法・不当な契約の締結 ③ 当該契約に係る支出の返還	23.1.19	2	1日 (口頭陳述)	① 23.3.10 ② 一部棄却、一部却下 ③ 違法・不当な契約、支出はない	有
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長交際費の返還	23.4.4	1	1日 (口頭陳述)	① 23.5.30 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出はない	無
兵庫県	加西市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 市長交際費の返還	23.5.24	1		① 23.6.23 ② 却下 ③ 請求期間徒過	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 選挙公報の配布委託料の支出について ほか	21.6.29	1	1日 来庁による口頭での陳述	① 21.7.24 ② 棄却 ③ 当該公金支出に不当性はない	有
兵庫県	篠山市	① 市長 ② 不当な公金の支出 ③ 各種研修会の参加費等の支出について	23.11.24	1	1日 来庁による口頭での陳述	① 24.1.9 ② 棄却 ③ 当該公金支出に不当性はない	無
兵庫県	丹波市	① 市長、教育長 ② 認定こども園建設に伴う土地の交換について、不当な交換金額により市に損害を与えた。 ③ 正当な評価に値する金額で、差額の精算を求める。	22.5.17	2	請求受理通知に併せて陳述希望の有無を確認（開催希望なし）	① 22.6.21 ② 棄却 ③ 土地の交換について、違法・不当は認められず、損害が発生したとする主張にも理由がない。	無
兵庫県	丹波市	① 市長 ② 市クリーンセンター施設整備・運営事業について、違法・不当な判断のもとに進め公金を支出させた。 ③ 支出した費用の返還	23.3.18	2	一日間、口頭陳述	① 23.4.28 ② 棄却 ③ 支出について、違法・不当は認められず、損害が発生したとする主張にも理由がない。	有
兵庫県	丹波市	① 市長 ② 市消防署出張所整備事業について、違法・不当な意図のもとに進め公金を支出させた。 ③ 支出した費用の返還	23.5.18	2		① 23.5.27 ② 却下 ③ 請求期間の1年を経過しており、対象とすることができない。	有
兵庫県	南あわじ市	① 市長 18～20年度庁舎等公共施設整備検討委員会は条例に基づかない附属機関であるため委員報酬及び費用弁償支給は、違法な支出である。 ③ 市長に委員会に要した費用の返還を求める	22.3.24	1		① 22.3.31 ② 却下 ③ 期間途過	無
兵庫県	南あわじ市	① 市長 ② 21年度行財政改革審議会、学校等適正規模及び教育施設検討委員会は条例に基づかない附属機関であるため、審議会及び委員会に要した費用は、違法な支出である。 ③ 市長に審議会及び委員会に要した費用の返還を求める	22.3.25	4	22.4.9に陳述の機会を設けた。	① 22.4.28 ② 棄却 ③ 市に実質的損害がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	南あわじ市	① 市長 指定管理者が支払うべき電気料金を市が名義変更をしていなかったため、指定管理者が破産したことにより市が電気料金を支払った。電気契約の名義変更をしなかったことは、管理義務という責務を果たしていない。 ② ③ 市長に電気料金の返還を求める	24.1.30	1	24.2.15に陳述の機会を設けた。	① 24.3.28 ② 棄却 ③ 指揮監督の過失は認められないため、損害賠償責任は生じない。	無
兵庫県	淡路市	① 市長 ② 違法・不当な財産の管理を怠る事実、違法・不当な公金の支出、違法・不当な公金の徴収を怠る事実 ③ 道路の原状回復措置、支出費用の返還、負担費用の請求	22.8.6	3	22.8.17 1日間、口頭陳述	① 22.9.27 ② 一部認容（一部棄却） ③ 道路の原状回復措置を講じるよう勧告。その余の請求に理由なし	無
兵庫県	淡路市	① 市長 ② 違法・不当な公金の徴収を怠る事実 ③ 負担費用の請求	23.4.11	3	23.5.11 1日間、口頭陳述	① 23.6.14 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
兵庫県	宍粟市	① 市長 ② 不当若しくは違法な土地建物の取得 ③ 市長に対する損害賠償責任	22.5.12	2	期間：1日 方法：法第242条第6項	① 22.6.25 ② 棄却 ③ 請求の理由がないものとする	有
兵庫県	加東市	① 当時の町長及び幹部職員 ② 下水道施設に係る違法な公金の支出 ③ 損害賠償請求	21.5.13	2		① 21.6.5 ② 却下 ③ 期間経過し正当な理由なし。	無
兵庫県	加東市	① 当時の市長 ② 社会福祉法人との無償貸付契約 ③ 損害賠償請求	21.6.3	2		① 21.6.26 ② 却下 ③ 監査委員が除斥のため。	有
兵庫県	加東市	① 市長 ② 下水道施設に係る違法な公金の支出 ③ 差止請求	21.9.9	2		① 21.10.28 ② 却下 ③ 法の要件満たさず。	無
兵庫県	加東市	① 市長 ② 上下水道料金・使用料等の徴収 ③ 損害賠償請求	22.7.20	2	22.8.17 請求人2名からの口頭意見陳述	① 22.9.17 ② 棄却 ③ 怠る事実なし。	無
兵庫県	加東市	① 当時の市長、副市長、会計管理者、総務部長、総務課長 ② 仕組み債の購入 ③ 損害賠償請求	22.10.7	1		① 22.10.29 ② 却下 ③ 期間経過し正当な理由なし。	無
兵庫県	加東市	① 市長 ② 公共施設解体及び統合庁舎建設 ③ 差止請求	24.2.24	3		① 24.3.30 ② 却下 ③ 法の要件満たさず。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
兵庫県	たつの市	① 市長 ② 公売の執行をしたにも拘わらず、滞納税を全額徴収出来なくて不足が発生した ③ 市長に対する損害賠償請求	22.12.27	1		① 23.1.11 ② 却下 ③ 怠る事実には当てはまらない	無
兵庫県	播磨町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 違法な事務手続きによる弁護士費用の返還	21.5.26	1	21.6.23に請求人から陳述の聴取を行う	① 21.7.22 ② 棄却 ③ 合法かつ正当な支出である	無
兵庫県	播磨町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 重大な過失による慰謝料及び裁判費用の返還	23.3.24	4	23.3.29に請求人から陳述の聴取を行う	① 23.4.12 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出と認められない	無
兵庫県	上郡町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 支出した費用の返還	22.8.6	1	22.9.28 証拠の提出及び陳述	① 22.10.1 ② 合議不調 ③	無
兵庫県	上郡町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 支出した費用の返還	22.10.5	1		① 22.12.1 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出と認められない	無
兵庫県	上郡町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 支出した費用の返還	22.10.5	6		① 22.12.1 ② 却下 ③ 要件不適	無
計		149件					有 40件 無 109件
奈良県	奈良市	① 市長 ② 不当な公金の支出（臨時バス運行に係る老春手帳優待乗車証の奈良市負担額190万円の支出は契約に基づかないものである。） ③ 奈良交通㈱に対し、奈良市負担額190万円の返還請求を行うことと再発防止措置を請求	21.6.15	1	21.6.22に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 21.7.30 ② 一部認容 ③ 契約書における老春手帳優待乗車証の通用区間の範囲を明確にするための措置を講じるよう勧告	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法な財産の処分（旧西部会館跡地を売却する際にプロポーザル方式を採用し、その結果最高額よりも約3億4千万円安い業者と契約したことは市に損害を与えている。） ③ 工事の中止要求及び買戻しの措置を求め、前市長に違約金を支払うよう求める。	21.8.25	1	21.9.3に陳述の機会を設けた。文書により通知した。	① 21.10.14 ② 棄却 ③ 奈良市の行った土地売買契約は違法ではない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（環境清美工場粗大ごみ処理施設破砕機爆発による損傷個所の復旧補修等の費用が違法・不当である。） ② ③ 奈良市が被った損害金を奈良市環境清美部の管理者及び当事者に補てんさせるよう請求	21.10.7	1	21.10.19に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 21.11.24 ② 棄却 ③ 奈良市の行った公金の支出は違法・不当ではない。	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法な公金の支出（下水道事業特別会計に対する一般会計からの持出金は違法な支出である。） ③ H22年度から下水道事業特別会計に対する操出金を止めるよう請求	22.9.3	6	22.9.28に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 22.10.19 ② 棄却 ③ 奈良市の行った公金の支出は違法ではない。	無
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（二名地区自治連合会に対する奈良市地域活動推進交付金は、交付要綱に定める対象事業に充当されたかどうか、十分確認されていない。） ② ③ 交付金の返還と交付金の使途の精査を請求。	22.10.6	1	22.10.15に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 22.11.30 ② 一部認容（一部棄却） 二名地区自治連合会を除くその他47地区自治連合会に交付したH21年度交付金が要綱に基づき適正に支出されたかどうかを精査し、必要な場合は、返還請求せよ。	無
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（環境清美工場4号炉排ガス施設点検整備及びその他補修にかかる契約は不当な随意契約である。） ③ 奈良市が被った損害金を業者に請求するとともに関与した職員に責任を持たせる等の措置を請求する。	22.12.10	1	22.12.21に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 23.1.24 ② 棄却 ③ 奈良市の締結した随意契約には違法性はない。	有
奈良県	奈良市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出（環境清美工場耐久劣化診断及び1号炉焼却施設延命対策工事設計業務委託は違法である。） ③ 奈良市が被った損害を不当に利益供与した職員に賠償させるよう請求。	23.4.1	1	23.4.4に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 23.5.10 ② 棄却 ③ 奈良市の締結した随意契約には違法性はない。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な財産の管理に怠る事実（中山泉ヶ丘街区公園において私人の植栽による垣根によって囲い込まれ、奈良市の財産が不当に侵害されている。） ② ③ 財産の管理を怠る事実を改め、原状回復を求める措置を講じるよう請求。	(23.10.17)	2		① 23.10.31 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象となる要件を欠く。	有
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（奈良市が旧日奈良市史跡文化センター解体後のH22.10分（H22.10.21支払）からH23.7分までに支出した共聴アンテナにかかる電気料金は違法又は不当な公金の支出である。） ② ③ 奈良市の被った損害を補てんするよう措置を請求	23.10.24	1	23.11.4に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 23.12.12 ② 棄却 ③ 奈良市が行った電気料金の支出は違法・不当とは言えない。	無
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（保健所移転に伴う備品等運搬業務委託契約の当初の契約に対し、増額の変更契約をH23.2.11の祝日に締結したことが違法又は不当である。） ② ③ 奈良市が被った損害を補てんするよう措置を請求。	23.10.25	1	23.10.31に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 23.12.12 ② 棄却 奈良市が行った契約の締結の経緯及び公金の支出に違法又は不当ではない。	無
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（連合奈良北和地域協議会の事務所が設置されているライフサポートセンター奈良に対し、支出した補助金は不当である。） ② ③ 奈良市に被った損害を市長が補てんするよう措置を請求。	23.11.1	1	23.11.4に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 23.12.12 ② 棄却 ③ 奈良市が行った補助金の支出は不当ではない。	無
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（奈良市がH23.3に近鉄大和西大寺駅南西側出口付近の横断歩道等と示す交通標識を移動させる際に標識柱を切断したことにより鋼管ポールを購入したのは不当である。） ② ③ 奈良市の被った損害を補てんするよう措置を請求	23.12.19	1	24.1.16に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 24.2.2 ② 棄却 ③ 奈良市が行った公金の支出は不当な支出には当たらない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	奈良市	① 市長 違法又は不当な公金の支出（西大寺駅周辺整備事務所において、H23.8.3に発注した朱肉付印鑑ホルダーに対する支出は不当に公金の支出にあたる。） ② ③ 奈良市の被った損害を補てんするよう措置を請求	24.2.2	1	24.2.17に陳述の機会を設けた。 文書により通知した。	① 24.3.23 ② 認容 ③ H23年度に購入した「はん蔵」6個分2,520円の返還を求める。	無
奈良県	大和郡山市	① 市長 ② 開設前の園児募集は市議会議決前の行為で不当・違法 ③ 広報紙での陳謝と防止策の公表	(22.6.8)	1		① 22.6.18 ② 不受理却下 ③ 住民監査請求の対象とならない	無
奈良県	大和郡山市	① 市長 ② 議会議決書の広報紙掲載 ③ 広報紙掲載費用の返還	22.11.1	1	12日間 口頭による陳述	① 22.12.16 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出な認められない	無
奈良県	天理市	① 市長 ② 市が行った上告受理の申立 ③ 訴訟費用の返済	21.11.27	1	意見の陳述及び資料の提出	① 22.1.20 ② 棄却 ③ 上告を行うかは市長の裁量の範囲内である	無
奈良県	天理市	① 市長 ② ごみ処理手数料の徴収 事業系ごみを家庭系ごみとして扱った ③ 差額の返済	22.3.15	1	意見の陳述及び資料の提出	① 22.5.10 ② 棄却 ③ 事業系ごみではない	有
奈良県	天理市	① 市長 ② ごみ処理手数料の徴収 事業系ごみを家庭系ごみとして扱った ③ 差額の返済	23.3.24	1	意見の陳述及び資料の提出	① 23.5.16 ② 棄却 ③ 減免措置をとっている者からの持込である	有
奈良県	天理市	① 市長 ② 委託業務の履行を確認せずに支払を行った ③ 損害の填補	23.11.15	1	意見の陳述及び資料の提出	① 23.12.2 ② 取下げ ③ 再検討	無
奈良県	天理市	① 市長 ② 委託業務の履行を確認せずに支払を行った ③ 損害の填補	23.12.2	1	意見の陳述	① 24.1.12 ② 却下 ③ 期間の経過	無
奈良県	天理市	① 市長 ② ごみ処理手数料の徴収 事業系ごみを家庭系ごみとして扱った ③ 損害の填補	24.3.22	1	意見の陳述及び資料の提出	① 24.5.16 ② 棄却 ③ 少量の事業系ごみを家庭系として集積所への排出することを認めるのは市長の施策の範囲内である	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	橿原市	① 市長 ② 用地取得の予算支出の差止め ③ (仮称) 橿原市地域防災センター用地取得について、予算支出差止めの措置を求める。	21.11.5	13	1日、口頭及び書面	① 21.11.17 ② 却下 ③ 違法性、不当性の摘示欠如	無
奈良県	橿原市	① 市長 ② 違法な予算支出の差止め ③ (仮称) 橿原市地域防災センター用地取得について、予算支出差止めの措置を求める。	21.11.24	42	1日、口頭及び書面	① 21.12.15 ② 棄却 ③ 用地取得につき市長の裁量権行使の逸脱はない。	有
奈良県	橿原市	① 市長 ② 違法な予算支出の差止め ③ 農業委員報酬を日額制に改め、予算支出差止めの措置を求める。	22.4.8	8	1日、口頭及び書面	① 22.6.4 ② 棄却 ③ 条例が月額報酬制を採用していることを違法と認めることができない。	無
奈良県	橿原市	① 市長 ② 違法な予算支出の差止め ③ 政務調査費支出の一部が違法・不当であるとして返還を求める。	24.2.7	10	1日、口頭及び書面	① 24.3.27 ② 棄却 ③ 条例、規則に基づく交付のため違法不当な支出に該当しない。	有
奈良県	桜井市	① 市長、福祉保健部長、福祉保健次長、グループホーム職員 ② 不正請求に係る返納金について ③ 一括返納と加算金の支払いを求める。	21.6.2	1	1日、口頭による。	① 21.7.30 ② 棄却 ③ 返納額は適正であった。	無
奈良県	桜井市	① 市長 ② 私的な行為における公用車の使用 ③ 損害額の弁済を求める。	21.9.9	1		① 21.11.6 ② 棄却 ③ 私的な行為と言えず、違法、不当ではない。	無
奈良県	桜井市	① 市長、福祉保健部長、外関係職員 ② 介護報酬付与の違法性 ③ 報酬の全額返還	(21.11.4)	1		① 21.11.16 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為に当たらない。	無
奈良県	桜井市	① 環境部担当職員 ② 発注工事の不当な手続きについて ③ 手続きの適正化を求める。	(23.12.19)	1		① 24.1.18 ② 不受理却下 ③ 補正に応じなかったため。	無
奈良県	五條市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出。政務調査費の違法支出 ③ H21年度政務調査費の違法支出による返還	22.11.25	1	陳述期間 1日	① 23.1.20 ② 認容 ③ 返還勧告	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	五條市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出。市長交際費の返還請求 ③ H22年度市長交際費の秘書課内規の基準以上に支出しているものについての返還と内規の見直しを求める。	23.8.8	1	陳述期間 1日	① 23.9.27 ② 認容 ③ 必要な措置を講じるよう勧告。	無
奈良県	御所市	① 市長 ② 違法な費用負担契約の締結及び費用支出 ③ 市長に対する損害賠償請求	23.7.26	21		① 23.9.15 ② 合議不調 ③	有
奈良県	御所市	① 市長 ② 違法な賃貸借契約の締結及び賃料支出 ③ 市長に対する支出の差止め及び損害賠償請求	24.3.30	21		① 24.5.9 ② 合議不調 ③	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 交付要綱に反する補助金の交付 ③ 交付済みの補助金について返還請求を行うこと。	21.4.7	17	1日(21.4.10)	① 21.5.19 ② 棄却 ③ 直ちに要綱に違反するとは認められない。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 謝礼の支出 ③ 当該謝礼支出について損害賠償請求	(21.4.1)	1		① 21.4.28 ② 不受理却下 ③ 正当な理由なく1年を経過	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 受益者負担金の賦課徴収の怠る事実 ③ 受益者負担金の徴収	21.5.19	1	1日(21.6.1)	① 21.6.24 ② 棄却 ③ 市に損害があったとは認められない。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 市税の賦課徴収の怠る事実 ③ 賦課対象年度まで遡って賦課徴収すること。	21.5.19	1	1日(21.6.1)	① 21.6.24 ② 認容 ③ 調査のうえ適切な処理を行うこと。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 道路改良事業に伴う補償工事が不当に過大である。 ③ 当該工事及び工事代金の支出の差し止め請求	21.6.22	2	1日(21.7.8)	① 21.8.12 ② 棄却 ③ 直ちに違法不当とはいえない。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 随意契約の締結(性質、目的は競争入札に適する) ③ 競争性のある入札にすること。	21.8.11	1	1日(21.8.18)	① 21.10.1 ② 認容 ③ 一般競争入札等の実施可能性等について調査検討を行うこと。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 委員会の委員に対する報酬の支出 ③ 報酬の支出の損害賠償請求及び審議会を経て策定された計画の撤回・再策定	21.10.26	1	1日(21.11.11)	① 21.12.1 ② 一部棄却(一部却下) 報酬は違法ではない。また、財務会計上の行為でないことについては却下。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 随意契約の締結(緊急性はなく違法である) ③ 市長に対する損害賠償請求	21.10.26	58	1日(21.11.11)	① 21.12.1 ② 一部合議不調(一部却下) 同一人による同一の行為についての請求は却下。契約の違法性については合議不調。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 行政委員会の委員に対する月額報酬の支出 ③ 報酬に係る予算執行の差し止め請求	22.4.14	3	1日(22.4.23)	① 22.5.31 ② 棄却 ③ 違法又は不当とは認められない。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 補助金の支出が交付要綱に反している。 ③ 補助金の返還請求を行うこと。	22.6.2	20	1日(22.6.11)	① 22.7.21 ② 棄却 ③ 交付要綱に違反するとは認められない。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 市税の賦課徴収の怠る事実(違法不当に減免している) ③ 減免相当額の損害賠償請求	22.7.13	104	1日(22.7.22)	① 22.8.25 ② 一部合議不調(一部却下、) 正当な理由なく1年を経過した分については却下。減免要件の適否については合議不調。	有
奈良県	生駒市	① 市長 ② 市税の賦課徴収を怠る事実について ③ 市税の徴収、職員の処分	(23.2.4)	11		① 23.3.8 ② 不受理却下 ③ 財務会計行為が特定されていない。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 違法または不当な事業に関連する公金の支出 ③ 支出相当額の損害賠償請求	23.9.2	28	1日(23.9.9)	① 23.10.4 ② 一部棄却(一部却下) 正当な理由なく1年を経過した支出及び財務会計行為が特定されていない支出に係る請求については却下。余の請求については、法令等に違反しているとは認められず、棄却。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 随意契約の締結(契約先の選定手続きは違法又は不当) ③ 市長に対する損害賠償請求	23.11.29	19	1日(23.12.8)	① 24.1.13 ② 棄却 ③ 違法又は不当とは認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項			監査の結果		住民訴訟提起の有無
		①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
奈良県	生駒市	① 市長 ② 報酬の支出(委員会等は法令等の定めによらず要綱により設置されているから違法である。) ③ 過去1年間に支出した報酬について損害賠償請求	23. 11. 29	19	1日(23. 12. 8)	① 24. 1. 13 ② 一部認容(一部棄却) 報酬の支払による市への損害は認められないので請求を棄却。ただし、 ③ 附属機関と思料される委員会等とそうでないものを整理し、適切な措置を検討するよう勧告。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 物件売買契約による公金の支出 ③ 支出相当額の損害賠償請求	(24. 2. 20)	1		① 24. 3. 6 ② 不受理却下 ③ 同一人による同一の財務会計行為についての請求。	無
奈良県	生駒市	① 市長 ② 報酬の支出(会議は法令等の定めによらず要綱により設置されているから違法である) ③ 支出した報酬について損害賠償請求	24. 3. 27	5	1日(24. 4. 5)	① 24. 5. 7 ② 一部認容(一部棄却) 報酬の支払による市への損害は認められないので請求を棄却。当該会議の存続について適切な措置を講じること及び措置を講じるまでの間活動を停止することを勧告。	有
奈良県	生駒市	① 市長 ② 物件売買契約による公金の支出 ③ 支出相当額の損害賠償請求	(24. 3. 14)	1		① 24. 4. 6 ② 不受理却下 ③ 同一人による同一の財務会計行為についての請求。	無
奈良県	香芝市	① 市長等 ② 不作為 ③ 固定資産税について、土地開発公社への課税を怠っていることに関する措置請求	(23. 3. 15)	1		① 23. 4. 1 ② 不受理却下 ③ 請求対象事項にあたらず	無
奈良県	香芝市	① 市長等 ② 不作為 ③ 固定資産税について、土地開発公社への課税を怠っていることに関する損害賠償請求	23. 4. 19	1	23. 5. 6 陳述の機会付与	① 23. 6. 9 ② 棄却 ③ 損害が生じた事実なし	無
奈良県	香芝市	① 市長等 ② 不作為 ③ 固定資産税について、土地開発公社への課税を怠っていることに関する損害賠償請求	(23. 6. 22)	1		① 23. 8. 9 ② 不受理却下 ③ 同一人による同一案件についての再度の監査請求	無
奈良県	香芝市	① 市長等 ② 損害賠償請求 ③ 休日議会開催に伴う経費の返還請求	23. 11. 15	1	23. 12. 2 陳述の機会付与	① 24. 1. 4 ② 棄却 ③ 損害が生じた事実なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	香芝市	① 当該担当部長等 ② 損害賠償請求 ③ 街路樹の枯れ死に係る損害賠償請求	(23.11.28)	1		① 24.1.24 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為に非ず	無
奈良県	香芝市	① 市長 ② 損害賠償請求 ③ 街路樹の枯れ死に係る損害賠償請求	(24.3.5)	1		① 24.5.1 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為に非ず	無
奈良県	香芝市	① 市長等 ② 損害賠償請求 ③ 職務専念義務違反に係る損害賠償請求	24.3.27	1	24.4.27 陳述の機会付与	① 24.5.17 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無
奈良県	葛城市	① 市長 ② 違法な超過勤務手当の支払い ③ 市長に損害補填及び当該人に返還要求	21.4.1	1		① 21.4.9 ② 却下 ③ 期間制限に抵触	無
奈良県	葛城市	① 市長 ② 市税滞納金にかかる違法な時効消滅処理 ③ 時効消滅処理の改善と損害補填	21.6.8	1		① 21.6.18 ② 却下 ③ 違法とする個別・具体的な摘示がない	無
奈良県	葛城市	① 市長 ② 自己都合による退職を勧奨退職と認めた ③ 勧奨と自己都合による退職金の差額の返還	21.10.29	1		① 21.12.25 ② 棄却 ③ 関係法令・条例等の規定に違反する行為ではない。	無
奈良県	河合町	① 町長 河合町大字穴關106番地1の河合町有財産をH21.12.25に売買契約し、H22.2.8に奈良県北葛城郡河合町広瀬台1丁目12番5 A氏に所有権移転登記した行為 ③ 河合町有財産売却及び所有権移転等、登記の無効の措置請求	23.1.18	2		① 23.2.16 ② 却下 ③ 期間途過によるもの	無
奈良県	下市町	① 町長 ② 寄付による所有権移転は寄付用地として不存在である。 ③ 寄付による所有権移転に伴う町に対する損害	23.7.11	1	無	① 23.9.7 ② 却下 ③ 請求期限が過ぎており、監査請求の要件を欠いている。	無
奈良県	下市町	① 監査委員 ② 監査請求に時効は存在しない。 ③ 7月の監査請求却下に対して監査委員の職責に対するの請求	23.9.11	1	無	① 24.1.26 ② 却下 ③ 請求期限が過ぎており、監査請求の要件を欠いている。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
奈良県	野迫川村	① 村長外7名 ② 違法な入札（官製談合及び違法行為） ③ 村長、職員、落札業者に対する損害賠償請求	22.10.1	1		① 22.11.19 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たさない	有
奈良県	野迫川村	① 村長外7名 ② 違法な入札（官製談合及び違法行為） ③ 村長、職員、落札業者に対する損害賠償請求	22.10.18	1		① 22.12.10 ② 却下 ③ 法第242条の要件を満たさない	有
奈良県	上北山村	① 村長 ② 違法な公金の支出及び契約の締結、不当に公金（負担金）の徴収を怠った事実 ③ 村長に対する損害賠償請求	23.4.14	1	23.4.28 証拠の提出及び陳述会を公開により実施	① 23.6.3 ② 認容 ③ 契約に基づかない公金の支出及び負担金の徴収と契約の違法性	有
奈良県	上北山村	① 村長 ② 不当な公金支出と違法な目的外支出、不当な契約内容の財務会計上の違法行為 ③ 契約の解除と村長に対する損害賠償請求	23.6.28	1	23.7.12 証拠の提出及び陳述会を公開により実施	① 23.8.22 ② 棄却 ③ 当該公金支出、契約内容に違法性は無い	無
奈良県	上北山村	① 村長 ② 不正な公金の支出 ③ 村長に対する損害賠償請求	23.10.7受付	1		① 23.11.9 ② 却下 ③ 当該請求は、正当な理由がなく、1年の請求期間を越えて行われたもの	無
計	14団体	69件					有 14件 無 55件
和歌山県	和歌山市	① 市長 ② 不当な公金支出 ③ 公金の返還	21.12.24	1	監査委員の合議により付与することを決定。期日を指定した通知文書を送付し、監査室において、約1時間の陳述の機会を与えた。	① 22.2.3 ② 棄却 ③ 不当な公金支出により市に損害を与えた事実が認められない	無
和歌山県	橋本市	① 市長 ② 投票所の設置基準に大きな格差があり、人件費ほか費用（税金）をムダに使っている。 ③ 税金をムダに使っていないか監視する。	23.2.7	1	23.2.4請求人に対し、証拠の提出及び陳述が行われた。	① 23.3.30 ② 棄却 ③ 不当とする理由は認められない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
和歌山県	田辺市	① 市長（農業振興課職員） 違法若しくは不当な公金の支出（H20年度中山間直接支払交付金の実績報告書の予備費、次期繰越金は不用額で補助対象外とすべきである。） ② ③ 違法若しくは不当に支出された公金について、相手方(中山間直接支払交付金の交付を受けた集落協定)に返還命令せよ	22. 3. 26	1	22. 4. 16 市役所において、証拠の追加提出及び口頭による陳述を行った。	① 22. 5. 18 ② 棄却 中山間直接支払交付金は対象農用地の面積に応じ交付され、活動実績に係る費用等に交付されるものではないので、「違法若しくは不当な公金の支出」を確認するものはない。 ③	無
和歌山県	田辺市	① 市長（農業振興課職員） 22. 7. 12違法若しくは不当な公金の支出(H21年度の中山間直接支払交付金の交付を受けた集落協定の不正な支出。)について、公開質問書を提出したが8. 22現在、回答を受領していない。 ② ③ 違法若しくは不当な公金の支出について、監査し是正するよう勧告せよ。	22. 8. 23	1		① 22. 9. 13 ② 却下 22. 8. 25付けで請求人に送付された回答書を確認したが、違法若しくは不当な公金の支出を確認するものはない。 ③	無
和歌山県	紀の川市	① 市長 ② 違法な公金支出（中学校を現地建替でなく移転建替とし巨額の費用を支出した） ③ 市長に対する損害賠償請求	22. 9. 21	25	期間：1日 方法：追加資料の提出及び補足説明	① 22. 11. 2 ② 棄却 ③ 違法な行為にあたらぬ	有
和歌山県	紀美野町	① 町長 ② 入札時に談合が行われ不当な額で落札されている 町が受けた損害額について落札業者に対して損害賠償請求しないことは、財産管理を不当に怠るものであるから地方自治法第242条に基づき監査委員が紀美野町長に対し、その行使を勧告することを請求する ③	21. 8. 7	1	期間：1日 方法：証拠の提出及び陳述日を設定	① 21. 9. 29 ② 棄却 ③ 談合があった事実が確認できない。	有
和歌山県	湯浅町	① 住民 ② 違法な公金の支出（水道誤配管補償について議会の議決を得ていない。） ③ 監査委員による監査を請求	21. 7. 24	1		① 21. 7. 31 ② 認容 ③ 補償費から保険額を差し引いた額を返還	有
和歌山県	湯浅町	① 住民 ② 町税の不納欠損処分の違法性 ③ 町長に損害賠償請求	23. 9. 26	1		① 23. 9. 26 ② 取下げ ③ 請求内容を町に確認した後、取下げ	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
和歌山県	湯浅町	① 住民 ② 社協会費（町職員団体会費）の町会計からの支出は不適切処理 ③ 町長に損害賠償請求	23. 9. 29	1		① 23. 11. 30 ② 却下 ③ 当該請求に理由がない	無
和歌山県	湯浅町	① 住民 ② 都市計画税歳出の不当な財務会計処理 ③ 町長に損害賠償請求	23. 11. 30	1		① 24. 1. 31 ② 認容 ③ 都市計画税の法令の対象となる費用に充てること	無
計		10件					有 3件 無 7件
鳥取県	鳥取市	① 市長 ② 違法な公金支出（契約手続瑕疵もしくは債務不履行にもかかわらず公金を支出） ③ 支出金額の返還請求及び契約専決権者等への損害賠償請求	24. 3. 22	2	24. 4. 18まで証拠の提出もしくは陳述	① 24. 5. 21 ② 棄却 ③ いずれの主張も該当しない	無
鳥取県	米子市	① 職員 ② 職員の法第242条第1項の要件に該当しない行為 ③ 職員の処分	21. 4. 27	1		① 21. 6. 12 ② 却下 ③ 請求要件非該当	無
鳥取県	米子市	① 市長 ② 土地賃借料の違法・不当な支出 ③ 市長及び相手方に対して、実支出額と適正な土地賃借料額との差額分の返還を求めること	23. 11. 9	5		① 23. 12. 26 ② 棄却 ③ 違法・不当な支出に当たるとは認められない	有
鳥取県	八頭町	① 町長 ② 税の徴収における不適切な処理 ③ 税徴収の不適切処理に伴う監督責任及び損害弁償	23. 7. 25	1		① 23. 9. 16 ② 棄却 ③ 当該処理の町への損害なし	無
鳥取県	大山町	① 町長 ② 談合により行われたとする不当な請負契約の締結 ③ 損害賠償権及び不当利得返還請求権の行使	22. 4. 12	1	22. 6. 3 配達証明付書留郵便で請求人に通知書を発送し、請求人は監査委員に、措置請求の要旨を説明した。	① 22. 6. 11 ② 棄却 ③ 当該契約に談合の事実及び違法性は認められない	無
鳥取県	大山町	① 町長 ② 談合により行われたとする過去の請負契約の締結 ③ 損害賠償権請求権の行使	24. 2. 27	1	24. 4. 18 配達証明付書留郵便で請求人に陳述の機会を与える旨通知したが、請求人欠席。	① 24. 4. 27 ② 棄却 ③ 当該契約に談合の事実は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
	計	6件					有 1件 無 5件
島根県	松江市	① 市長 ② 行政財産の違法・不当な使用許可 ③ 許可取消及び原状回復	22.10.20	1	H22.11.17	① 22.12.15 ② 棄却 ③ 請求人の主張事実は認められない。	無
島根県	松江市	① 市長 ② 行政財産使用料の違法・不当な減額 ③ 減額された使用料の返還	23.3.11	1	H23.4.6	① 23.5.10 ② 認容 ③ 不当に減額された使用料の返還	無
島根県	出雲市	① 町長、議長 ② 財務会計上の行為又は財務会計に関する一定の怠る事実 ③ 出直し町長選挙に要した費用など町議らに請求するよう勧告	22.3.25	22		① 22.4.30 ② 棄却 ③ 請求には理由がない	無
島根県	飯南町	① 町長 ② 金銭消費貸借契約書の不履行 ③ 貸付金の返還請求	23.4.25	1	H23.5.16	① 23.6.23 ② 棄却 ③ 手続きに違法性はない	無
島根県	川本町	① 川本町長 ② 有印私文書を偽造し、不正に補助金を受け取った ③ 補助金返還	23.6.28	1	23.7.13本人による陳述	① 23.8.25 ② 棄却 ③ 補助金交付は、違法又は不当な公金の支出にあたらぬ。	無
	計	5件					無 5件
岡山県	岡山市	① 市長 ② 政務調査費の返還請求を怠る行為は違法 ③ 政務調査費について返還請求することを求める	21.4.10	1	21.4.28 口頭による陳述	① 21.6.8 ② 一部認容 ③ 一部返還すべき額があると認め、返還請求をするよう勧告	有
岡山県	岡山市	① 市長 ② 公金(海外視察旅費)の違法支出 ③ 海外視察旅費及びこれに対する利息の返還・賠償請求	22.1.27	1	22.2.9 口頭による陳述	① 22.3.25 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
岡山県	岡山市	① 市長 ② 政務調査費の返還請求を怠る行為は違法 ③ 政務調査費について返還請求することを求める	22.4.23	1	22.5.21 口頭による陳述	① 22.6.21 ② 一部認容 ③ 一部返還すべき額があると認め、返還請求をするよう勧告	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岡山県	岡山市	① 市長 ② 改良目的に達していない橋梁建設に公金を支出することは不当な行為 ③ 当該行為の是正	22.11.1	1		① 22.12.24 ② 却下 ③ 財務会計行為が終わった日から1年が経過	無
岡山県	岡山市	① 市長 ② 政務調査費の返還請求を怠る行為は違法 ③ 政務調査費について返還請求することを求める	23.4.28	1	23.5.16 口頭による陳述	① 23.6.24 ② 一部認容 ③ 一部返還すべき額があると認め、返還請求をするよう勧告	有
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 違法不当な支出 ③ 不当に支出された補助金の返還	21.4.20	2		① 21.5.22 ② 却下 ③ 請求期間徒過のため	有
岡山県	倉敷市	① 市長・副市長・職員 ② 合理性と合法性のない補助金交付 ③ 市長に損害賠償請求	21.7.14	1	1日 会議へ出席	① 21.9.1 ② 却下 ③ 請求期間徒過のため	有
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 違法な補助金支出 ③ 補助交付額を返還すること	21.9.24	1	1日 会議へ出席	① 21.11.20 ② 棄却 ③ 違法性がない	有
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 政務調査費の目的外使用 ③ 損害を金額補てんすること	21.12.24	1	1日 会議へ出席	① 22.2.22 ② 一部認容 ③ 一部を市長へ返還請求する	有
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 補助金交付は、目的外の不当違法な支出 ③ 損害を全額補てんすること	22.7.22	1	1日 会議へ出席	① 22.9.1 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出であるとは認められない	無
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 政務調査費の目的外の不当違法な支出 ③ 損害を全額補てんすること	22.12.22	1	1日 会議へ出席	① 23.2.17 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金の支出であるとは認められない	有
岡山県	倉敷市	① なし ② 職員駐車場の使用料の不徴収 ③ 職員駐車場の使用料の徴収を求める	22.12.28	1		① 23.2.7 ② 却下 ③ 請求の対象が特定されていない	無
岡山県	倉敷市	① 市長・会計管理者 ② 公有財産の管理を怠る事実、違法不当な公金の支出 ③ 使用料相当額の補てんをすること	23.1.12	1		① 23.2.7 ② 却下 ③ 請求の対象が特定されていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 不納欠損による公金の徴収を怠る事実 ③ 当該損害を補てんすること	23.1.14	1		① 23.2.7 ② 却下 ③ 請求の対象が特定されていない	無
岡山県	倉敷市	① 市長・会計管理者・職員 ② 委託業務にかかる公金の支出 ③ 不法行為者に損害額の補てんを求める	23.1.26	1		① 23.2.10 ② 取下げ ③	無
岡山県	倉敷市	① 職員 ② 委託業務にかかる公金の支出 ③ 職員が業者に支出額の返還を求める	23.2.10	1	1日 会議へ出席	① 23.3.29 ② 棄却 ③ 損害が発生しているとは言えない	無
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市が被った支出額の返還を求める	23.7.13	1	1日 会議へ出席	① 23.9.7 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠っているとは言えない	有
岡山県	倉敷市	① 職員 ② 違法若しくは不当な公金の支出や公金の徴収を怠る事実 ③ 公金支出額及び庁舎使用料の損害を返還すること	23.10.3	1	1日 会議へ出席	① 23.11.30 ② 棄却 ③ 違法・不当な公金支出とは言えない	無
岡山県	倉敷市	① 市長 ② 政務調査費の財産の管理を怠る事実 ③ 市が被った損害を会派に請求すること	23.12.21	7	1日 会議へ出席	① 24.2.15 ② 棄却 ③ 財産の管理を怠っているとは言えない	有
岡山県	津山市	① 市長 ② 公金の支出（公金の支払いは違法又は不当） ③ 議員報酬の他に行政委員の報酬受領は二重支給として返還請求	21.4.3	1	1日 口述	① 21.5.27 ② 一部棄却（一部却下） 却下：法第242条第1項の要件を満たさない。 棄却：理由なし	無
岡山県	津山市	① 市長 ② 公金の支出（公金の支払いは違法又は不当） ③ 団体を受取人として支出した委託料の返還請求	22.4.12	3	1日 口述、新証拠の提出	① 22.6.9 ② 棄却 ③ 支払いは全て有効	有
岡山県	津山市	① 市長 ② 公金の支出（公金の支払いは違法又は不当） ③ 政務調査費（会派分）の一部返還請求	24.3.6	1	2日 口述、新証拠の提出	① 24.5.1 ② 棄却 ③ 理由なし	無
岡山県	玉野市	① 職員、農業土木指導員 ② 工事の不履行 ③ 工事の履行又は支払経費相当額の返還	23.2.22	1	23.3.1（1日） 請求人の陳述	① 23.3.28 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岡山県	玉野市	① 職員 ② 市有財産の不当管理 ③ 主張する境界の確定	23.5.12	1		① 23.5.27 ② 却下 ③ 請求要件を具備しない	無
岡山県	笠岡市	① 職員 ② 生活保護費の不当支給 ③ 監督責任不履行による財務損失の是正	23.8.26	1		① 23.9.20 ② 却下 ③ 財務会計行為に当たらない	無
岡山県	新見市	① 市長 ② 補助金に係る協定の不認定（不認定理由、異議申立方法等の明示なし。） ③ 必要な措置	(23.4.1)	1		① 23.4.7 ② 不受理却下 ③ 地方自治法第242条に規定する要件を満たしていない。	無
岡山県	備前市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出 ③ 支出した公金の返還措置請求	23.5.30	8	1日 口頭陳述	① 23.7.27 ② 棄却 ③ 請求理由なし	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 政務調査費の用途基準に反した支出 ③ 支出した公金の返還措置請求	21.7.30	2		① 21.8.6 ② 却下 ③ 期間経過による	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 損害賠償請求権の行使を怠る事実 ③ 損害を補填するために必要な措置を講ずる請求	21.11.25	1	21.12.11 文書の送付	① 22.1.22 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	有
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 土地購入に係る違法・不当な支出 ③ 支出した公金の返還措置請求	23.1.12	1		① 23.1.21 ② 却下 ③ 期間経過による	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 土地購入及び登録免許税に係る違法・不当な支出 ③ 支出した公金の返還措置請求	23.1.12	1		① 23.1.21 ② 却下 ③ 期間経過による	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 補償金に係る違法・不当な支出 ③ 支出した公金及び金利分の返還措置請求	23.5.18	1		① 23.5.27 ② 却下 ③ 期間経過による	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 過年度事業に係る違法な支出 ③ 支出した公金の返還措置請求	23.11.10	1		① 23.12.26 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
岡山県	赤磐市	① 市長 ② 市民病院を診療所化する決定 ③ 市民病院について再検討することの請求	24.3.29	4		① 24.4.6 ② 却下 ③ 請求要件を欠いたもの	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
岡山県	和気町	① 和気町長 ② 人権啓発推進の状況、公金の支出について ③ 情報開示請求	21.9.18	1	21.10.13 9:30~10:30 口頭陳述	① 21.11.5 ② 棄却 ③ 不当な公金の支出なし	無
岡山県	和気町	① 和気町長 ② 土地賃貸契約内容 ③ 賃料の見直し	22.4.28	1	22.5.17 11:00~12:00 口頭陳述	① 22.6.23 ② 棄却 ③ 請求人の主張に理由なし	無
岡山県	久米南町	① 町長と関係職員 高額介護サービス費の支給事務処理に重大な過失があり、町はそれを補填するため支出したが、補填した額の求償権の行使を行っていない ② ③ 求償権行使を怠る事実により町の被った損害金を補填するため必要な措置を講ずべきこと	22.6.17	1	1日、請求代理人による意見陳述	① 22.8.5 ② 棄却 ③ 職員が行ったことは事務の怠慢とは言えるが、重大な過失があるとは認められず、国家賠償法による求償権は無いと判断した	有
計		37件					有 14件 無 23件
広島県	広島市	① 市長及び企画総務局長並びに経費の支出権限を持つ給与担当課長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 期末・勤勉手当の加算について	22.1.5	1	22.1.26 口頭陳述・公開	① 22.3.3 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	有
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③ 政務調査費の交付について	22.3.31	1	21.4.19 口頭陳述・公開	① 22.5.28 ② 認容 ③ 市長は、違法又は不当と認めた支出の合計額に相当する額の返還を求めよう必要な措置を講ずること。	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ オバマジョリティー・キャンペーン事業について	22.7.29	12	22.9.16 口頭陳述・公開	① 22.10.4 ② 棄却（一部却下） ③ 請求に理由がないため	無
広島県	広島市	① 市長、副市長、経理業務に責任ある各局長、部課長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 不適正経理による不当な公金の支出について	23.1.5	2	23.1.26 口頭陳述・公開	① 23.3.4 ② 棄却（一部却下） ③ 請求に理由がないため	有
広島県	広島市	① 都市活性化局担当課長 ② 違法又は不当な公金の支出及び契約の締結、履行 ③ 広島市新球場設計提案競技記録書CD-ROM作成業務について	23.3.31	1	23.4.13 口頭陳述・公開	① 23.4.28 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理及び財産の管理を怠る事実 ③ 法定外公共物の管理について	(23.5.16)	1		① 23.6.27 ② 不受理却下 ③ 請求の要件を具備していないため	無
広島県	広島市	① 市長 ② 違法又は不当に財産の管理を怠る事実 ③ 法定外公共物の管理について	24.2.13	1	24.2.22 口頭陳述・公開	① 24.4.2 ② 却下 ③ 請求の要件を欠くものとなったため	無
広島県	呉市	① 市長、企業管理者 ② 契約の締結(高額な最低制限価格の設定) ③ 市長等に対して抑制できた支出額の補填請求	22.3.25	1	「陳述の機会」の要望の有無を文書通知したが、請求人から要望がなかった。	① 22.5.19 ② 棄却(一部却下) ③ 契約に違法・不当性はない。	無
広島県	呉市	① 企業管理者 ② 契約の締結(不適正な失格基準価格の設定) ③ 市長等に対して抑制できた支出額の賠償請求	(22.9.6)	2		① 22.10.7 ② 不受理却下 ③ 監査請求期間の徒過	有
広島県	呉市	① 市職員 ② 財産の管理を怠る事実等(損害賠償等の未請求等) ③ 損害賠償及び私有地の返還請求	22.12.27	1	1日 監査委員に対して、直接、陳述	① 23.2.15 ② 認容(一部棄却) ③ 適正な財産処分研修実施	有
広島県	竹原市	① 市長及び教育長 ② 不当な契約の締結が、相当な確実をもって予測される。(学校給食の民間委託契約は、必要のない支出を市民に負わせる。) ③ 民間委託の公募一旦中止、H25年度末までの直営運営実施請求	22.7.22	1	22.8.3 30分を予定し、10分間申立人本人が陳述(非公開)	① 22.9.13 ② 一部棄却(一部却下) ③ 当該契約に、不当性はない。	無
広島県	竹原市	① 市長 ② 違法かつ不当な契約の締結(不平等な競争入札をした後、仕様違反業者と業務委託契約を締結した。) ③ 契約の解除、不当利得返還請求又は損害賠償請求	23.5.10	3	23.5.25 1時間を予定し、約1時間申立人本人2名と代理人1名が陳述及び証拠提出(非公開)	① 23.7.1 ② 棄却 ③ 当該契約に、違法性又は不当性はない。	有
広島県	竹原市	① 市長 ② 違法な契約の締結が、相当な確実をもって予測される。(建設業法における下請契約に違反するおそれのある業者が工事を落札した。) ③ 落札者の無効措置	23.10.19	1		① 23.11.18 ② 取下げ ③ 理由は取下げ書に記入なし	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 財務調査費の返還請求	21.6.9	1		① 21.6.16 ② 却下 ③ 請求期間要件に不適合	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 財務調査費の返還請求	21.12.3	1	21.12.17請求要旨の説明	① 22.1.29 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 財務調査費の返還請求	21.12.8	1	21.12.17請求要旨の説明	① 22.1.29 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 財務調査費の返還請求	22.2.10	1	22.2.26請求要旨の説明	① 22.3.30 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 財務調査費の返還請求	22.9.15	1		① 22.9.28 ② 棄却 ③ 事実、理由の摘示がない	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 財務調査費の返還請求	22.9.15	3		① 22.9.28 ② 棄却 ③ 事実、理由の摘示がない	無
広島県	尾道市	① 監査委員 ② 監査委員の職務放棄による損害 ③ 却下した前請求を監査し、損害額を監査委員に返還させること	(22.10.27)	2		① 22.11.15 ② 不受理却下 ③ 前請求の却下に対する不服であるため	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 政務調査費の返還請求	22.12.10	3	22.12.27請求要旨の説明	① 23.1.31 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	無
広島県	尾道市	① 市長 ② 違法、不当な公金の支出 ③ 政務調査費の返還請求	24.1.13	2	24.1.30請求要旨の説明	① 24.3.9 ② 棄却 ③ 違法性、不当性はない	有
広島県	福山市	① 市長 ② 違法又は不当な公金支出 ③ 市長の返還請求権の行使	21.4.9	5		① 21.6.5 ② 棄却 ③ 請求の理由がない	無
広島県	福山市	① 市長、副市長 ② 違法又は不当な公金支出 ③ 契約履行及び支出の差止め、市長の返還請求権の行使、市長、副市長に対する損害賠償請求	21.7.31	8	21.8.18意見陳述	① 21.9.11 ② 一部棄却（一部却下） ③ 請求の理由がない棄却 請求の要件を具備していない却下	有
広島県	福山市	① 市長、副市長及び関係職員 ② 違法又は不当な業務及び公金支出 ③ 今後の支出の差止め、市長、副市長及び関係職員に対する損害賠償請求	22.3.12	13	22.3.23意見陳述	① 22.4.15 ② 一部棄却（一部却下） ③ 請求の理由がない棄却 請求の要件を具備していない却下	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
広島県	福山市	① 市長 ② 違法又は不当な契約の締結、公金支出 ③ 今後の委託及び支出の一部差止め、市長に対する公金の一部返還請求	23.3.18	41	23.3.31意見陳述	① 23.4.28 ② 棄却 ③ 請求の理由がない	無
広島県	府中市	① 市長 ② 土地開発公社が先行取得した土地 ③ 市による土地取得の是正等の措置	21.6.1	5		① 21.7.13 ② 却下 ③ 前回の監査請求と同一	無
広島県	府中市	① 市長 ② 土地開発公社への経営健全化補助金交付 ③ 市が被った損害の補てんに必要な措置	23.5.18	6	23.6.15 14時から 45分間請求人6人の陳述	① 23.7.13 ② 棄却 ③ 損害補てんの理由がない	無
広島県	府中市	① 市長 ② 埋立センター増設事業浸出水処理施設建設工事 ③ 支払った請負代金の損害補てんに必要な措置	23.9.29	5	23.10.20 14時から 45分間請求人5人の陳述	① 23.11.25 ② 棄却 ③ 損害補てんの理由がない	無
広島県	庄原市	① 市長、総務課長 ② 公金の賦課・徴収を怠る事実 ③ 職員への物品購入券の給付に対する源泉所得税の賦課徴収を怠っていたことに対する措置	22.3.18	1		① 22.4.12 ② 却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない	無
広島県	庄原市	① 市長、総務課長 ② 違法不当な公金の支出 ③ 源泉所得税の賦課・徴収を怠ったため、不納付加算税、延滞税を公金から支出し被った市の損害に対する措置	22.3.18	1	22.4.21	① 22.4.12 ② 棄却 ③ 見解の相違によるものであり、故意又は重大な過失はなく、不当に公金の賦課・徴収を怠る事実があったとは認められない	無
広島県	庄原市	① 市長 ② 違法不当な公金の支出 ③ 補助対象事業者からの回収が困難なことが明らかな国への補助金返還のため、市が損害を被ることを防ぐ措置	23.6.30	28	23.8.2	① 23.8.24 ② 棄却 ③ 補助金の支出について違法性・不当性は認められず、国から補助金返還命令も発生していないため、市は債務を負っていない。よって請求に理由がないと認める	無
広島県	廿日市市	① 市長 ② 違法な補助金の支出 ③ 補助金の返還	21.7.16	7	1時間、3人	① 21.9.9 ② 棄却 ③ 当該補助金の支出に違法性はない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
広島県	廿日市市	① 教育委員会 ② 違法な備品購入 ③ 購入費の返還	22.1.26	1		① 22.3.2 ② 却下 ③ 期間途過	無
広島県	廿日市市	① 市長 ② 違法、不当な財産の管理（建物使用停止） ③ 使用停止の解消	22.9.10	3	1時間、2人	① 22.11.15 ② 棄却 ③ 当該財産の管理に違法性、不当性はない	無
広島県	廿日市市	① 市長 ② 違法、不当な契約など ③ 随意契約による委託契約を廃止するなど	23.3.24	1		① 23.5.9 ② 却下 ③ 期間途過、要件不備	無
広島県	廿日市市	① 市長 ② 支所建替え案など ③ 建替えの撤回など	24.2.8	1		① 24.3.29 ② 却下 ③ 期間途過、要件不備	無
広島県	安芸高田市	① 市長 ② 不当な補助金の支出 ③ 補助金の返還	22.12.3	1		① 22.12.24 ② 却下 ③ 市が補助金を支出した相手方の支出経費のため、監査委員の権限が及ばない	有
広島県	熊野町	① 町長 ② 錯誤譲与による登記 ③ 錯誤による所有権更正登記要求	22.8.23	1		① 22.10.21 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件に該当しない	無
広島県	熊野町	① 町長 ② 所有権の無いものとの賃貸借契約締結 ③ 所有権確認証明の提出要求	22.10.25	1		① 22.12.21 ② 取下げ ③ なし	無
広島県	熊野町	① 町長 ② 所有権の無いものとの賃貸借契約締結 ③ 賃貸人確認要求	23.5.9	1		① 23.6.20 ② 取下げ ③ なし	無
広島県	熊野町	① 町長 ② 所有権の無いものとの賃貸借契約締結 ③ 賃貸借契約の解除要求	23.5.18	1		① 23.6.20 ② 取下げ ③ なし	無
広島県	熊野町	① 町長 ② 錯誤譲与による登記 ③ 現在の管理者への所有権移転登記要求	23.6.20	1		① 23.8.8 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件に該当しない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
広島県	熊野町	① 町長 ② 錯誤譲与による登記 ③ 錯誤による所有権更正登記要求	23.9.30	1		① 23.11.18 ② 却下 ③ 同一人は同一事件について再監査請求はできない	無
計		44件					有 10件 無 34件
山口県	下関市	① 職員 ② 職員措置請求 ③ 職員に対し生活保護費の損失補てん	23.8.30	1		① 23.9.26 ② 取下げ ③ 請求の趣旨と措置請求書の内容が相違するため	無
山口県	下関市	① 職員 ② 職員措置請求 ③ 職員に対し生活保護費の損失補てん	23.9.26	1		① 23.11.22 ② 棄却 ③ 請求人の主張は理由がないもの	無
山口県	宇部市	① 市長 ② 公の施設の管理運営（指定管理）に係る違法又は不当な公金の支出、公金の徴収を怠る事実等 ③ ②の対象行為・事実等の是正を求める	23.2.10	1	23.2.18 口頭による陳（新たな証拠の提出は23.2.25まで）	① 23.3.29 ② 棄却 ③ 請求人の主張には措置を必要とする理由がないため	無
山口県	防府市	① 市長及び市関係職員 ② 駅前広場賃貸借契約とタクシープールの使用 ③ (1) 駅南広場賃貸借契約に基づく貸付料の返還、(2) 駅前広場無償貸付予定の中止、(3) 自家用車整理場管理委託料の返還	23.1.17	1	1日、直接口頭及び陳述書提出による	① 23.3.10 ② 一部棄却（一部却下） ③ (1)(2)要件を具備せず却下、(3)理由がなく棄却	有
山口県	岩国市	① 市議会議員 ② 違法に財産の管理を怠る事実（市道用地の不法占用） ③ 市道用地の不法占用に伴う道路法による管理者の罰則規定の適用処理の有無についての監査を請求	(22.5.14)	1		① 22.6.29 ② 不受理却下 ③ 要件不違法	無
山口県	岩国市	① 市長 ② 違法な契約の締結（工事請負契約に係る瑕疵担保責任の放棄は不法行為） ③ 全工事請負契約の瑕疵担保の状況の調査及び市の法令遵守ガバナンスの確立を求める	(23.4.20)	1		① 23.5.27 ② 不受理却下 ③ 要件不違法	無
山口県	美祢市	① 市職員 ② 財産の原状回復義務を履行させる未措置（財産の原状回復義務を履行させる措置を行っていない） ③ 財産の原状回復措置の確認、担当市職員の公共財管理義務違反の調査請求	21.6.8	1	1日間 監査委員会事務局において請求人による証拠の提出と請求内容及び補足説明の陳述	① 21.7.27 ② 棄却 ③ 請求理由がない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法な契約の締結（工事請負契約は随意契約理由に該当しない） ③ 追加工事代金の返還請求	(22.11.15)	1		① 22.11.29 ② 不受理却下 ③ 当該契約に違法性はない	無
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法な契約の締結（工事請負契約は随意契約理由に該当しない） ③ 追加工事代金の返還請求	(22.12.1)	1		① 22.12.14 ② 不受理却下 ③ 当該契約に違法性はない	無
山口県	美祢市	① 市長 ② 違法な予算の執行（指定管理者との協定書の裏付けを欠く） ③ 契約の相手方に対する不当利得返還及び損害賠償請求	23.12.12	1	1日間 監査委員会事務局において請求人による証拠の提出と請求内容及び補足説明の陳述	① 24.2.2 ② 棄却 ③ 請求理由がない	有
山口県	山陽小野田市	① 市長 ② 旧山陽市民病院の建物解体費用 ③ 市が負担する理由がない	22.1.15	1		① 22.3.15 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
計		11件					有 2件 無 9件
徳島県	徳島市	① 市長、関係職員 ② 違法な公金の支出（指定タクシー券の私的利用） ③ 公務外で利用したタクシー乗車券の費用の合計の損害賠償請求	21.6.19	1 (法人)	21.6.26 日時を調整し、監査委員全員の出席により請求人の補足説明を聞いて、請求内容を確認する。	① 21.8.3 ② 一部認容（一部棄却） ③ 一部について補てん措置を講ずるよう勧告。その余は違法性なし	無
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金の支出（適法性を欠く随意契約）、損害賠償請求権の行使を怠る事実 ③ 適法性を欠く随意契約等により違法に支出された委託費用の合計の損害賠償請求	21.11.26	12	21.12.16 上記と同じ	① 22.1.15 ② 一部棄却（一部却下） ③ 一部、請求期間を経過。その余は違法性なし	有
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な公金の支出（市立高校PFI事業者との変更契約） ③ 適法性を欠く変更契約により違法に支出された整備費用の損害賠償請求	22.2.12	1 (法人)	22.2.22 上記と同じ	① 22.4.2 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な政務調査費（20年度）の返還請求を怠る事実 ③ 議員が違法に使用した政務調査費の返還請求措置を求める	22.3.30	9	22.4.14 上記と同じ	① 22.5.19 ② 棄却 ③ 本市に不当利得返還請求権が生じているとはいえない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法な随意契約（市営住宅の修繕工事にかかる）締結、それに伴う公金の支出、財産の管理を怠る事実 ③ 適法性を欠く随意契約等により違法に支出された委託費用の合計の損害賠償請求	22.4.5	11	22.4.21 上記と同じ	① 22.5.28 ② 一部棄却（一部却下） ③ 違法性なし・財務財政上の行為とはいえない	有
徳島県	徳島市	① 市長 ② 損害賠償請求金（葬祭場公金横領）の回収を怠る事実 ③ 市長が回収を怠ることにより生じた損害の補てん措置を求める	22.5.26	1	22.6.3 上記と同じ	① 22.7.16 ② 棄却 ③ 違法・不当に賠償金の徴収を怠っているとはいえない	無
徳島県	徳島市	① 市長 ② 違法公金の支出（市立高校PFI事業者との変更契約） ③ 適法性を欠く変更契約により違法に支出された整備費用の損害賠償請求	22.6.28	2	請求人が陳述を希望していないため実施せず	① 22.7.22 ② 棄却 ③ 違法・不当な契約とはいえない	有
徳島県	徳島市	① 市長 ② 政務調査費（18年度）の返還を求める措置を怠る事実 ③ 議員が違法に使用した政務調査費の返還請求措置を求める	22.7.15	1	22.7.26 日時を調整し、監査委員の出席により請求人の補足説明を聞いて、請求内容を確認する。	① 22.8.27 ② 一部棄却（一部却下） 一部については、違法・不当性が具体的・客観的に示されていないので却下。一部については、目的外の使用とはいえないので棄却	無
徳島県	徳島市	① 市長、関係職員 ② 違法な公金の支出（相手方の不当工事と水増し請求により市に損害が発生している） ③ 市長及び相手方に対する損害賠償請求	23.11.28	8 (市民団体及び住民7人)	23.12.16 請求人が出席しなかったため、実施せず	① 24.1.16 ② 棄却 ③ 監査期間中に必要な措置を講じている	無
徳島県	徳島市	① 資産税課 ② 固定資産税の誤賦課 ③ 過納した固定資産税の返還	(23.9.29)	1		① 23.10.17 ② 不受理却下 ③ 財務会計行為に該当しない	無
徳島県	徳島市	① 市長、関係職員 ② 補助金を交付した団体の職員による運営費の着服 ③ 交付した補助金の返還請求	(24.2.23)	1		① 24.3.14 ② 不受理却下 ③ 市の財務会計行為に該当しない	無
徳島県	鳴門市	① 企業局長及び企業局職員 ② 違法な公金の支出 ③ 企業局長及び関係職員に対する損害賠償請求	23.5.20	1	陳述の機会を23.6.6に設定。文書で通知し出欠を返送してもらう方法。	① 23.7.14 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	鳴門市	① 企業局長及び企業局職員 ② 違法な公金の支出 ③ 企業局長及び関係職員に対する損害賠償請求	23.6.9	4	陳述の機会を23.6.17に設定。文書で通知し出欠を返送してもらう方法。	① 23.7.28 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性なし	無
徳島県	鳴門市	① 企業局長及び企業局職員 ② 違法な公金の支出 ③ 企業局長及び関係職員に対する損害賠償請求	23.7.1	7	陳述の機会を23.8.4に設定。文書で通知し出欠を返送してもらう方法。	① 23.8.22 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性なし	有
徳島県	鳴門市	① 企業局長及び企業局職員 ② 違法な公金の支出 ③ 企業局長及び関係職員に対する損害賠償請求	24.2.3	2	陳述の機会を24.3.23に設定。文書で通知し出欠を返送してもらう方法。	① 24.3.30 ② 合議不調 ③	有
徳島県	小松島市	① 市職員 ② 不適切な事務処理により契約を締結 ③ 不適切な事務処理について説明責任を果たし、損害があれば返還すること	(21.6.20)	1		① 21.6.24 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為に当たらない	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 不適切な差押え処分 ③ 請求者への謝罪、登記簿の訂正と再発防止	21.4.13	1		① 21.5.19 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象とはならない	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 不適切な差押え処分 ③ 請求者への謝罪、登記簿の訂正と再発防止	21.4.28	1		① 21.5.19 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象とはならない	無
徳島県	阿南市	① 市長、議長、担当職員 ② 違法、不当な公金の支出（トリビューンしこくの広告料） ③ 返還、支払いの取止め	21.11.4	1	21.11.30 請求人出頭のうえ口頭で陳述	① 21.12.28 ② 審議の結果、合議に至らなかったため 監査の結果を出すことはできなかった（市議は市の職員に当てはまらないので棄却） ③	無
徳島県	阿南市	① 市長 ② (株)コトートベール徳島の減損会計処理行為に対して、同社取締役副会長の市長はこれに同意し、甚大な被害を与えた 違法・不当に市が被った損害の賠償・補填させる勧告など適切な措置 ③ 破綻状態の本件ゴルフ場を速やかに解散し、公共のゴルフ場や保健保養施設等に改造するよう勧告するなど適切な措置	22.1.18	2		① 22.2.12 ② 却下 ③ 請求要件を欠いて不合法である	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 事務事業等に虚偽等がある ③ 関係職員の懲戒処分	23.1.19	1		① 23.1.31 ② 却下 ③ 請求要件を欠いて不適法である(財務会計上の行為を対象としていない)	無
徳島県	阿南市	① 市長、担当職員 ② 県が行った受託財産指定用途外使用承認行為の取り消しと北岸土地改良区に対し善管注意義務違反を原因とする損害賠償責任を認識させ、同改良区から始末書等を徴求するよう求める	23.5.16	1	23.6.3 請求人出頭のうえ口頭で陳述	① 23.7.6 ② 却下 ③ 監査請求の対象ではない	有
徳島県	阿波市	① 市長 ② 阿波市新庁舎建設位置に関する事 ③ 市長が決定した新庁舎建設位置を撤回し、合併協議会で決定した地所へ速やかに建設するよう勧告することを求めるとして	(22.5.31)	2		① 22.7.8 ② 不受理却下 ③ 具体的な事実証明書の添付がなく、新庁舎建設位置については監査の対象ではなく行政判断にゆだねられる問題として却下。	有
徳島県	阿波市	① 市長 ② 訴訟に要した弁護士費用に関する事 ③ 訴訟を起こした一任意団体に対し弁護士費用を請求すべきであるが、それを履行せず弁護士費用を支出するのは不当な公金の支出であり、不当な契約の締結履行であるとして	(23.4.19)	1		① 23.5.9 ② 取下げ(不受理) ③ 無し	無
徳島県	阿波市	① 市長 ② 入札に関する事 ③ A業者が指名停止期間中に行われた公共嘱託登記業務に関する入札において、官製談合があったとみなし、損害額の返還を求めるとして	(23.9.12)	3		① 23.10.31 ② 不受理却下 (23.9.29一部却下分) 請求人の資格を有しないため。 ③ (23.10.31却下分) 事実証明書が、請求人の主張を裏付ける事実が確認できる書面とは言い難いため。	無
徳島県	阿波市	① 市長並びに建設部長 ② 市道の管理に関する事 ③ 市道に障害物等があり交通に支障を及ぼしているにもかかわらず、市道(財産)の管理を怠っているとして、障害物の撤去及び境界標の設置、旧図上に存在する青線水路について必要な措置を講ずることを請求するとして	24.1.30	1	期間:1日 方法:陳述会の実施	① 24.2.13 ② 棄却(一部却下) ③ 不当に財産の管理を怠っていないとして棄却。また、財務会計上の損害が発生しているとは認められず、市の所有権が存在しない財産もあったため、一部却下。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	石井町	① 町長 ② 役場来客用駐輪場整備工事・池田児童公園駐輪場図面、確認、完了申請業務についての違法・不当な公金の支出 ③ 町長に対する損害賠償請求	21.3.30	19	21.4.27 に石井町役場内委員会室において陳述の機会を与えた	① 21.5.28 ② 棄却 ③ 町長の裁量権の逸脱があるものとは判断できない	有
徳島県	神山町	① 町長 ② 町有財産の管理を怠る事実(町民による不法占拠) ③ 不法占拠している土地の復元	21.10.23	1	21.11.9 14:00~14:47 監査委員による聴取	① 21.12.7 ② 認容 ③ 速やかに、公有地としての管理に十全を期せられたい旨の勧告	有
徳島県	那賀町	① 町長 ② 虚偽の報告(借入金返済額の計算間違い) ③ 町長に対する損害賠償請求	22.11.2	1		① 22.12.7 ② 却下 ③ 請求期間の要件を欠く	無
徳島県	那賀町	① 町長 ② 違法若しくは不法な支出(委託料の過払い) ③ 町長に対する損害賠償請求	23.9.26	2		① 23.10.17 ② 却下 ③ 請求期間の要件を欠く	無
徳島県	那賀町	① 町長 ② 違法若しくは不法な支出(委託料の過払い) ③ 町長に対する損害賠償請求	23.10.25	1		① 23.11.4 ② 却下 ③ 同一の財務行為によるため	無
徳島県	板野町	① 町長 ② 工期延伸の変更契約締結の専決処分 ③ 上記専決処分による契約は違法である	22.4.28	44	1日 面接	① 22.6.25 ② 棄却 ③ 当該専決処分は違法でない	無
徳島県	板野町	① (前)課長 ② 下水道工事に係る侵入水発生による不当な公金の支出 ③ (前)課長に対する損害賠償請求	22.9.7	1	1日 面接	① 22.9.14 ② 取下げ ③ 不明	無
徳島県	板野町	① (前)町長、(前)課長 ② 下水道工事に係る侵入水発生による不当な公金の支出(調査費等) ③ (前)町長、(前)課長に対する損害賠償請求	22.9.22	1	1日 面接	① 22.11.18 ② 棄却 ③ 当該公金の支出は不当でない	無
徳島県	板野町	① 町長 ② 入札談合疑惑及び違法な公金の支出 ③ 入札談合疑惑に係る工事代金支出の損害賠償請求	23.2.4	1	1日 面接	① 23.2.23 ② 却下 ③ 地方自治法242条に定める要件を満たしていない	有
徳島県	板野町	① 町長 ② 違法に財産管理(公営住宅)を怠っている ③ 公営住宅家賃滞納者への法的措置を講じること	23.6.1	1	1日 面接	① 23.7.25 ② 認容(一部棄却) ③ 業務改善措置(収納率向上等)	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
徳島県	板野町	① (現・前・元) 町長 ② 債権回収業務を怠っている (住宅新築資金等貸付事業) ③ 上記に係る業務を違法に怠ったことに対する損害賠償請求	23.6.1	1	1日 面接	① 23.7.5 ② 棄却 ③ 3町長に対する損害賠償措置を講ずる原因はない	無
計		37件					有 11件 無 26件
香川県	高松市	① 市長または職員 ② 交際費から市幹部職員親族死亡に伴う葬儀用生花代金を支出したこと ③ 市長に対し、本件公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	21.10.13	1	21.10.13通知・21.10.19 陳述の有無回答期限・ 21.10.21書面による陳述 提出期限・21.10.26陳述 【陳述なし】	① 21.11.18 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 市長 ② 高松競輪場臨時従事員共済会に対し、同共済会離職選別給付事業交付金を交付したこと ③ 市長に対し、本件交付金の公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	21.10.13	1	21.10.13通知・21.10.19 陳述の有無回答期限・ 21.10.21書面による陳述 提出期限・21.10.26陳述 【陳述なし】	① 21.11.18 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 職員 ② 高松競輪場臨時従事員に離職餞別金を支出する資金として、高松競輪場臨時従事員共済会に対し、同共済会離職餞別給付事業交付金 (H20.10支出分) を支給し、共済会を通じて従事員に離職餞別金を支給したこと ③ 市長に対し、本件交付金の公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	21.10.26	1	21.10.15通知・21.10.19 陳述の有無回答期限・ 21.10.21書面による陳述 提出期限・21.10.26陳述 【陳述なし】	① 21.12.7 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 職員 ② 高松競輪場臨時従事員に離職餞別金を支出する資金として、高松競輪場臨時従事員共済会に対し、同共済会離職餞別給付事業交付金を支給 (H21.3支出分) し、共済会を通じて従事員に離職餞別金を支給したこと ③ 市長に対し、本件交付金の公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	21.10.26	1	21.10.15通知・21.10.19 陳述の有無回答期限・ 21.10.21書面による陳述 提出期限・21.10.26陳述 【陳述なし】	① 21.12.7 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	高松市	① 職員 ② 高松競輪場臨時従事員に対し、冬季の一時金を支給したこと 市長に対し、一時金の公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。 ③	21.10.26	1	21.10.15通知・21.10.19陳述の有無回答期限・21.10.21書面による陳述提出期限・21.10.26陳述【陳述なし】	① 21.12.7 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 職員 ② 高松競輪場臨時従事員に対し、夏季の一時金を支給したこと 市長に対し、一時金の公金支出につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。 ③	21.10.26	1	21.10.15通知・21.10.19陳述の有無回答期限・21.10.21書面による陳述提出期限・21.10.26陳述【陳述なし】	① 21.12.7 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 市長 文化財保護のため、既に多額の損失補償をしているにもかかわらず、更に土地を購入するという事実により、違法な公金支出があったと判断する。 ② ③ 市長に対し、高松市が被った損害を補てんするため、必要な措置を講じるよう求める。	(22.3.24)	4		① 22.4.9 ② 取下げ（不受理） 事実証明書が不足しており、受付後補正をするよう請求人に指示したが、関係書類が整わないため取下げの申し出があった。 ③	無
香川県	高松市	① 市長 高松市が、市議会議員に交付したH20年度分政務調査費の一部について、その使途に照らし、市長が不当な支出に当たるものとして返還の請求をしていないこと ② ③ 議員に対して本件政務調査費の一部返還請求を行なうことを市長に勧告することを求める。	22.4.6	1	22.4.6通知・22.4.16陳述の有無回答期限・22.4.16書面による陳述提出期限・22.4.26陳述【陳述なし】	① 22.5.28 ② 一部認容（一部棄却、一部却下） 【一部認容】市長に対し、本件政務調査費のうち3,400円の支出分について、22年.7.30までに当該議員に対し、その返還およびこれに対する民法所定年5分の割合による遅延損害金の支払を求めるに必要な措置を講じるよう勧告する。【一部棄却】措置請求に理由がない。【一部却下】本件請求前に利得返還が行なわれている別表No.38に係る措置請求は、請求事由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	高松市	<p>① 市長および職員</p> <p>高松市が、市議会議員に交付したH20年度分政務調査費の一部にパソコン購入費を計上したことについて、政務調査費は、必須のものでない上、購入したパソコンが必要以上に高価で特殊な機種であることなどに鑑み、市長ら担当公務員は、当該市議会議員が自己の財産形成を目的として政務調査費を使用したことにより市に損害を与えたものとして、当該議員に対しパソコン購入代金相当額の損害賠償と遅延損害金の請求をすべきであるにもかかわらず、これをしていないこと</p> <p>②</p> <p>③ 当該議員に対して損害賠償請求を行なうなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。</p>	22.7.5	1	22.7.5通知・22.7.12陳述の有無回答期限・22.7.12書面による陳述提出期限・22.7.16陳述【陳述なし】	<p>① 22.8.24</p> <p>② 棄却</p> <p>③ 措置請求に理由がない。</p>	無
香川県	高松市	<p>① 市長および職員</p> <p>A議員が交付を受けた政務調査費の一部をもってパソコンを購入したことについて、政務調査費は、必須のものでない上、購入したパソコンが必要以上に高価で特殊な機種であることなどに鑑み、市長ら担当公務員は、A議員が自己の財産形成を目的として政務調査費を使用したことにより市に損害を与えたものとして、A議員に対しパソコン購入代金相当額の損害賠償と遅延損害金の請求をすべきであるにもかかわらず、これをしていないこと</p> <p>②</p> <p>③ 当該議員に対して損害賠償請求を行なうなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。</p>	22.7.26	1	22.7.26通知・22.8.2陳述の有無回答期限・22.8.2書面による陳述提出期限・22.8.9陳述【陳述なし】	<p>① 22.9.17</p> <p>② 棄却</p> <p>③ 措置請求に理由がない。</p>	無
香川県	高松市	<p>① 市長および職員</p> <p>B議員が交付を受けた政務調査費の一部を人件費に支出したことについて、政務調査費は、必須のものでない上、政務調査費の一部から支出した人件費の使途に鑑み、市長ら担当公務員は、B議員が当然に報酬で賄うべき議員活動に要する用務費を政務調査費の一部から支出したことにより市に損害を与えたものとして、B議員に対し、人件費支出額相当額の損害賠償と遅延損害金の請求をすべきであるにもかかわらず、これをしていないこと</p> <p>②</p> <p>③ 当該議員に対して損害賠償請求を行なうなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。</p>	22.7.26	1	22.7.26通知・22.8.2陳述の有無回答期限・22.8.2書面による陳述提出期限・22.8.9陳述【陳述なし】	<p>① 22.9.17</p> <p>② 棄却</p> <p>③ 措置請求に理由がない。</p>	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	高松市	① 市長 市議会議員が、費用弁償に係る金員の支払請求権を行使しないとして、その費用弁償に係る金員を受領せず、これを高松市に供託させ続けていることについて、当該議員に対し、同供託費用相当額の損害賠償請求をしていないこと ③ 当該議員に対する損害賠償請求を違法に怠っている高松市長または責任を有する者に対して、本件違法な怠る事実に係る損害の補てんを求めるほか、必要な措置をとるよう高松市長に対して勧告することを求める。	(22.9.7)	1		① 22.9.16 ② 不受理却下 同一住民が同一の財務会計上の行為または怠る事実を対象として、再度の住民監査をする事は許されないと、本件請求は、前請求において主張した違法事由が継続していることを主張しているにすぎず、前請求と同一の財務会計上の怠る事実を対象として、再度なされたものであることが明白である。	無
香川県	高松市	① 市長 市議会議員に交付したH21年度分政務調査費に関し、当該議員が第16回全国市民オンブズマン岡山大会に出席した費用を政務調査費の研究研修費で支出したことについて、市長は、違法な支出として、当該議員に対し返還請求または損害賠償請求すべきであるにもかかわらず、これをしていないこと ③ 当該議員に対して返還請求または損害賠償請求を行なうなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。	22.9.16	1	22.9.16通知・22.9.22陳述の有無回答期限・22.9.22書面による陳述提出期限・22.9.27陳述【陳述なし】	① 22.11.4 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 市長 市議会議員に交付したH20年度分政務調査費に関し、その交付を受けた当該議員が議会報告誌作成費用を政務調査費の広報費で支出したことについて、市長は、違法または不当な支出として、当該議員に対し返還請求をすべきであるにもかかわらず、これをしていないこと ③ 当該議員に返還請求を行なうべき責任を有する者に対して、これを怠ったことによる損害を補てんさせるなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。	22.10.25	1	22.10.25通知・22.11.1陳述の有無回答期限・22.11.1書面による陳述提出期限・22.11.5陳述【陳述なし】	① 22.12.10 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 市長 市議会議員に交付したH21年度分政務調査費に関し、その交付を受けた当該議員が議会報告誌作成費用を政務調査費の広報費で支出したことについて、市長は、違法な支出として、当該議員に対し返還請求をすべきであるにもかかわらず、これをしていないこと ③ 当該議員に返還請求を行なうべき責任を有する者に対して、これを怠ったことによる損害を補てんさせるなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。	22.10.25	1	22.10.25通知・22.11.1陳述の有無回答期限・22.11.1書面による陳述提出期限・22.11.5陳述【陳述なし】	① 22.12.10 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	高松市	① 市長 市道五番町西宝線に自転車道を整備するため、測量設計と2件の工事を総額7,005万9,150円で工事請負業者等に発注する工事請負契約等を締結し、それに伴う工事代金等を公金で支出しようとしていること ③ 市長に対し、本件請負契約締結につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	23.5.13	1	23.5.13通知・23.5.20陳述の有無回答期限・23.5.20書面による陳述提出期限・23.5.25陳述【陳述なし】	① 23.7.4 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 職員 高松市の職員が、高松市内の鉄骨鉄筋コンクリート造1階建住宅6階部分47.54平方メートルの敷地である住宅用地に対する固定資産税の賦課徴収について、速やかに固定資産税の賦課徴収に必要な固定資産の実地調査をすべき職部を履行すれば、区分所有の併用住宅の一部が事務所に変更しているため、小規模住宅用地に対する特例措置の適用が異なることが分かり、従前の税額より多額の固定資産税を賦課徴収できたのに、実地調査を行なわなかったため、増額されるべき固定資産税の賦課徴収を違法もしくは不当に怠ったこと ③ 市長に対し、固定資産税の賦課徴収につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	23.7.19	1	23.7.19通知・23.7.29陳述の有無回答期限・23.7.29書面による陳述提出期限・23.8.5陳述【陳述なし】	① 23.9.8 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	有
香川県	高松市	① 職員 ② 市のH22年度予算から柗川ダム建設事業負担金1,037万円を支出したこと ③ 市長に対し、支出に係る金員を返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	23.8.11	1	23.8.11通知・23.8.22陳述の有無回答期限・23.8.22書面による陳述提出期限・23.8.29陳述【陳述なし】	① 23.10.3 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 職員 懲戒処分に対する不当性を主張しており、特定性・具体性はあるが、財務会計上の行為に対する違法性・不当性を主張するものではない。 ③ 職員の入札情報漏洩に係る処分が不十分であり、承認しがたいものであるため、市長に代位弁済を求める。	(23.8.22)	1		① 23.9.1 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為に対する違法性・不当性を主張するものではないので、住民監査請求としての適格性を有しないものと判断する。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	高松市	① 市長 H22年度に政務調査費を支出したうち、調査研究には該当しない市政報告会のため2,000人分の茶菓子代に、政務調査費が支出されていることは、地方自治法第100条第14項の規定に違反しており、高松市長が、違法な公金支出であることを知りながら当該政務調査費の返還請求を怠っていること ③ 遅延損害金の徴収を怠る事実に責任を有するものに対し、これによる損害の補てんをさせるなど必要な措置をとるよう高松市長に勧告することを求める。	23.8.11	1	23.9.1通知・23.9.20陳述の有無回答期限・23.9.20書面による陳述提出期限・23.9.26陳述【陳述なし】	① 23.10.31 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 市長 H22年度に政務調査費を支出したうち、調査研究には該当しない市政報告会のため約22万1,000円相当の茶菓子代に、政務調査費が支出されていることは、地方自治法第100条第14項の規定に違反しており、高松市長が、違法な公金支出であることを知りながら当該政務調査費の返還請求を怠っていること ③ 遅延損害金の徴収を怠る事実に責任を有するものに対し、これによる損害の補てんをさせるなど必要な措置をとるよう高松市長に勧告することを求める。	23.8.19	1	23.9.1通知・23.9.20陳述の有無回答期限・23.9.20書面による陳述提出期限・23.9.26陳述【陳述なし】	① 23.10.31 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 市長 H22年度に政務調査費を支出したうち、調査研究には該当しない市政報告会のため14万円余の茶菓子代に、政務調査費が支出されていることは、地方自治法第100条第14項の規定に違反しており、高松市長が、違法な公金支出であることを知りながら当該政務調査費の返還請求を怠っていること ③ 遅延損害金の徴収を怠る事実に責任を有するものに対し、これによる損害の補てんをさせるなど必要な措置をとるよう高松市長に勧告することを求める。	23.9.1	1	23.9.1通知・23.9.20陳述の有無回答期限・23.9.20書面による陳述提出期限・23.9.26陳述【陳述なし】	① 23.10.31 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 市長 市議会議員に交付していたH22年度分政務調査費のうち広報費の湯茶代として支出した金58万8,600円の返還を受けながら、これに対する利息相当額の遅延損害金を徴収していないこと ③ 損害遅延金の徴収を怠る事実に責任を有する者に対し、これによる損害を補てんさせるなど必要な措置をとるよう市長に勧告することを求める。	23.9.1	1	23.9.1通知・23.9.20陳述の有無回答期限・23.9.20書面による陳述提出期限・23.9.26陳述【陳述なし】	① 23.10.31 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	高松市	① 職員 ② 高松市の職員が、H22年度予算から鶴尾神社4号墳保存対策事業進入路整備工事の代金を支出したこと ③ 市長に対し、本件工事代金の支出に責任を有する者にその代金支出による損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	23.9.26	4	23.9.26通知・23.10.3陳述の有無回答期限・23.10.3書面による陳述提出期限・23.10.6陳述【23.10.5および11陳述書提出・陳述において請求の要旨の補足説明等あり】	① 23.11.11 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	有
香川県	高松市	① 市長 市道五番町西宝線自転車道整備工事の23整備区間約0.6キロメートル分工事を代金8,376万2,700円で工事請負業者に発注する工事請負契約を締結したこと ② 市長に対し、本件請負契約締結につき責任を有する者に損害を補てんさせるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	23.11.30	1	23.12.5通知・23.12.12陳述の有無回答期限・23.12.12書面による陳述提出期限・23.12.19陳述【陳述なし】	① 24.1.26 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない。	無
香川県	高松市	① 職員 ② 市のH22年度予算から栴川ダム建設事業負担金1,037万円を支出したことが、必要のない ③ 市長に対し、支出に係る金員を返還させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	(23.10.17)	1		① 23.10.25 ② 不受理却下 同一住民が同一の財務会計上の行為または怠る事実を対象として、新たに違法・不当事由を追加し、または新証拠を資料として提出する場合であっても、別個の監査請求になるものではない。 ③	無
香川県	高松市	① 市長および職員 ② 市職員等が、法令違反行為をしているにもかかわらず、給与等の支給を受けていることは、不当利得に該当する ③ 当該職員に対し求償するよう求める。	(24.1.4)	1		① 24.1.16 ② 不受理却下 財務会計上の行為に対する違法性・不当性を明確かつ具体的な理由をもって主張するものではない。 ③	無
香川県	高松市	① 市長および上下水道管理者 ② 市職員等が、法令違反行為等をし、市に損害を与えている ③ 市長および高松市上下水道事業管理者に求償するよう求める。	(24.1.25)	1		① 24.2.16 ② 不受理却下 財務会計上の行為に対する違法性・不当性を明確かつ具体的な理由をもって主張するものでない。 ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	高松市	① 市長および職員 市上下水道局が、国および県に対し提出した報告書は、一切の裏付証拠が添付されていない捏造、偽文書、虚偽作成行使公文書であるにもかかわらず、市が市費用負担金として公金を支出していることは、必要のない違法・不当な公金支出に該当する。 ③ 市長および高松市上下水道事業管理者に求償するよう求める。	(24. 2. 10)	1		① 24. 2. 29 ② 不受理却下 財務会計上の行為に対する違法性・ ③ 不当性を明確かつ具体的な理由をもって主張するものでない。	無
香川県	高松市	① 職員 高松市の職員が、昭和50年から本件請求時まで引き続いて市の水道水を使用している市内在住者に対する市水道料金の徴収を違法または不当に怠っている。 ③ 市長に対し、職員をしてこの市内在住者から未徴収の市水道料金を徴収させるなど必要な措置を講じるよう勧告することを求める。	24. 3. 5	1	24. 3. 5通知・24. 3. 15陳述の有無回答期限・24. 3. 15書面による陳述提出期限・24. 3. 22陳述【24. 3. 12陳述書提出あり】	① 24. 4. 24 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない	無
香川県	丸亀市	① 上下水道部経営課長 ② 水道事業検針事務委託規程の改正 ③ 規程の改正を求める	23. 5. 31	1		① 23. 6. 15 ② 却下 ③ 財務上の行為でない	無
香川県	丸亀市	① 都市整備部建設課長 ② 道路幅員を狭くし、不必要な工事の実施 ③ 不必要な工事費に対する賠償請求	23. 7. 15	1		① 23. 7. 29 ② 却下 ③ 当該工事に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 職員が財産の管理を怠っている ③ 市が所有する自転車の管理を職員が怠っているため、これにより生ずる損害の補填を求める。	21. 4. 10	1		① 21. 7. 22 ② 却下 ③ 要件を具備していない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 宗教法人に委託しているのは違法である。 ③ 市が観光資源管理業務委託料として、宗教法人に委託しているのは違法である。	21. 5. 25	1	2日 口頭による意見陳述 証拠書類の提出	① 21. 7. 16 ② 棄却 ③ 当該支給に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 私立幼稚園教育振興補助金で、備品購入したのは違法である。 ③ 私立幼稚園教育振興補助金で、園児用テーブルおよび椅子を購入したのは違法である。	21. 7. 10	1		① 21. 7. 22 ② 却下 ③ 当該支給に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 新聞購入は不当な公金支出である。 ③ 報道機関が加盟する記者クラブの記者が読まないような新聞は公金で購読する必要のない新聞であり、その新聞の支払は不当な公金支出である。	21.7.10	1		① 21.7.22 ② 却下 ③ 当該支給に不当性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 不当な検収での支出 ③ 観光地清掃委託として1年間契約なのに、半月程度の検収で支出しているのは不当な公金支出である。	21.7.21	1		① 21.8.6 ② 却下 ③ 当該支給に不当性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 私立幼稚園教育振興補助金で、備品購入したのは違法である。 ③ 私立幼稚園教育振興補助金で、公立幼稚園の2.66倍の金額の椅子を購入したのは違法な公金の支出である。	21.7.30	1		① 21.8.21 ② 却下 ③ 当該支給に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 財産の管理を怠っている。 ③ 駅南口モニュメントと同一製作者による酷似したモニュメントが近隣に存在するのは、財産の管理を怠っている。	21.8.14	1		① 21.9.7 ② 却下 ③ 当該財産支給に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 美術作品の購入 ③ 市が行っている全国公募展での入賞作品を美術館で買い上げるのは不当な財産の取得である。	22.1.21	1		① 22.2.10 ② 却下 ③ 当該支給に不当性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 予算の差し止め ③ 交際費の差し止めを求める。	22.4.1	1		① 22.4.14 ② 却下 ③ 要件を具備していない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 管理者としての能力判断 ③ 管理者としての能力のないものが、部長になるのは違法である。	22.4.5	1		① 22.4.14 ② 却下 ③ 要件を具備していない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 旅費規程 ③ 委員に支給した日当・旅費は不当な公金支出である。	22.4.7	1		① 22.4.14 ② 却下 ③ 当該支給に不当性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 定数外職員任用等取扱規程の判断 ③ 嘱託員を常勤雇用しているのは、違法である。	22.4.8	1		① 22.4.14 ② 却下 ③ 当該支給に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 条例制定 ③ 「地域手当」の条例制定は、違法である。	22.4.26	1		① 22.5.19 ② 却下 ③ 要件を具備していない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 運営協議会条例の委員推薦 ③ 運営協議会委員に、議長より推薦された議員を任命したのは違法である。	22.5.10	1		① 22.5.19 ② 却下 ③ 当該支給に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 教育委員会委員の選任 ③ 法律改正後、教育委員会委員の選任に、保護者の委員を選任せず、他の委員を選任したのは違法である。	22.5.11	1		① 22.5.31 ② 却下 ③ 当該支給に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 通園費補助の支出 ③ 通園費補助金を、全額補助するのは、不当な公金の支出である。	22.5.13	1		① 22.5.31 ② 却下 ③ 当該支給に不当性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 損害賠償・慰謝料額 ③ 市道での事故による損害賠償・慰謝料額の調査・是正を要求する	22.11.29	1		① 22.12.16 ② 却下 ③ 要件を具備していない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 地方交付税の報告 ③ 地方交付税に係る虚偽報告について、適法に監査できる期間の監査を求める。	22.11.29	1		① 22.12.16 ② 却下 ③ 要件を具備していない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 地域手当の支給 ③ 職員に支給する地域手当の支給割合が、違法・不当である。	22.11.29	1		① 22.12.16 ② 却下 ③ 当該支給に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 地域手当の支給 ③ 県に派遣した職員に支給する地域手当は、違法・不当である。	23.1.12	1		① 23.1.28 ② 却下 ③ 当該支給に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 公用車の所有 ③ 高級公用車の所有は、違法・不当である。	23.1.24	1		① 23.2.8 ② 却下 ③ 当該所有に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 健康診断業務の委託契約の締結 ③ 職員の定期健康診断業務の委託契約は、違法・不当な契約の締結である。	23.1.27	1		① 23.2.9 ② 却下 ③ 当該契約に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② コピー機設置要綱の料金設定 ③ 公衆コピー機設置要綱の料金設定は、違法・不当な財産管理である。	23.1.31	1		① 23.2.9 ② 却下 ③ 当該料金設定に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 公用車購入 ③ 議長公用車購入は、違法・不当である。	23.3.2	1		① 23.3.24 ② 却下 ③ 当該購入に違法性はない	無
香川県	坂出市	① 責任を有する者（市長） ② 通学助成金交付要綱の助成支出 ③ 統合校以外の学校に通学させる保護者に対する助成は、違法・不当である。	23.4.13	1		① 23.4.26 ② 却下 ③ 当該助成に違法性はない	無
香川県	東かがわ市	① 市長ほか ② 当該覚書による市の措置は違法であり、当該規則による公金支出は違法行為であること ③ 当該規則の執行停止、廃止	23.1.7	1	23.1.14聴取	① 23.2.23 ② 棄却 ③ 公金支出は合理性があり、違法性又は不当性はない。	無
香川県	小豆島町	① 町長 ② 不必要な事業への違法な負担金支出 ③ 当時の町長への賠償請求	22.3.10	148		① 22.4.19 ② 却下 ③ 不適法な請求	有
香川県	小豆島町	① 監査委員 ② 指定管理者選定審議会による業者選定における不当行為 ③ 指定管理者選定のやり直し	24.1.4	1	1日、口頭陳述	① 24.1.18 ② 請求人からの取下げ ③	無
香川県	三木町	① 町長 ② 農業集落排水処理施設の建設用地の取得 ③ 農業集落排水処理施設建設のための公金支出差し止め等	22.4.26	4	22.5.25 口頭意見陳述	① 22.6.21 ② 棄却 ③ 請求に理由がないため	有
香川県	琴平町	① 町長 ② 町長交際費のうちホテル創立周年記念祝金の支出 ③ 公金支出に係る損害の補填	21.9.29	1	半日。文書通知による出席案内	① 21.11.6 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	琴平町	① 町長 ② 歌舞伎製作記者発表に係る出張旅費 ③ 公金支出に係る損害の補填	21.9.30	1	半日。文書通知による出席案内	① 21.11.6 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無
香川県	琴平町	① 町長 ② いこいの郷敷地造成追加工事について ③ 怠る事実に係る損害の補填	21.12.28	1	半日。文書通知による出席案内	① 22.1.26 ② 却下 ③ 要件を具備していない	有
香川県	琴平町	① 町長 ② 前副町長による不正借入金問題について ③ JA香川県が相殺した金員の損害の補填	22.1.14	1	半日。文書通知による出席案内	① 22.3.11 ② 棄却 ③ 係争中案件であり、現時点で措置の必要がない	有
香川県	琴平町	① 町長 ② いこいの湯に水道水を流したのは、違法な財産の管理及び処分 ③ 公金支出に係る損害の補填	22.10.15	1	半日。文書通知による出席案内	① 22.12.8 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無
香川県	琴平町	① 町長 ② いこいの湯の工事について、契約不履行に係る損害賠償請求を怠っている ③ 公金支出に係る損害の補填	22.10.28	1	半日。文書通知による出席案内	① 22.12.21 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無
香川県	琴平町	① 町長 ② いこいの湯の工事について、契約不履行に係る損害賠償請求を怠っている ③ 財産の管理を怠る事実に係る損害の補填	23.2.10	3	半日。文書通知による出席案内	① 23.3.29 ② 認容 ③ 温泉工事施工業者に対し係る損害の補填を求め、その補填が得られなかった場合は損害賠償請求訴訟を行うよう求める。	有
香川県	琴平町	① 町長 ② 議会会議録反訳費用 ③ 公金支出に係る損害の補填	24.2.20	1	半日。文書通知による出席案内	① 24.3.28 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 温泉購入契約について ③ 予定されている公金支出に係る損害の補填	24.2.20	1	半日。文書通知による出席案内	① 24.4.27 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無
香川県	琴平町	① 町長 ② 広報印刷経費に係る契約 ③ 公金支出に係る損害の補填	24.3.28	1	半日。文書通知による出席案内	① 24.5.23 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
香川県	琴平町	① 町長 ② 広報印刷経費に係る契約 ③ 公金支出に係る損害の補填	24.3.30	1	半日。文書通知による出席案内	① 24.5.23 ② 棄却 ③ 本請求に理由がないと判断	無
計		72件					有 7件 無 65件
愛媛県	松山市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約方法は是正勧告及び契約に基づく収入の市民への返還	21.6.17	5		① 21.8.13 ② 一部棄却(一部却下) ③ 違法、不当な点は認められない	無
愛媛県	松山市	① 市長 ② 違法な支出 ③ 支出額の補填と当該費用の返還請求	22.11.10	26		① 22.12.28 ② 棄却 ③ 違憲・違法は認められない	有
愛媛県	松山市	① 市長 ② 不適当な事業運営に伴う公金の支出 ③ 当該費用の返還及び適正な事務運営の勧告	23.3.22	1		① 23.5.20 ② 一部棄却(一部却下) ③ 違法性、不当性は認められない	無
愛媛県	今治市	① 市長 ② 教育委員の私的評価による教科書採択の違法性 ③ 教育委員の報酬と資料コピー代の返還 教師用図書の購入差し止め	22.2.24	7	22.4.5 直接聴取	① 22.4.20 ② 棄却 ③ 措置請求に理由がない	有
愛媛県	今治市	① 市長 ② 行政協力金は合理性を欠き、違法である ③ 18～22年度分のｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ-行政協力金の返還 23年度分の支出の差し止め	23.7.25	1	23.8.31 直接聴取	① 23.9.21 ② 18～20年度分 却下 21～23年度分 棄却 ③ 監査期間を経過している 措置請求に理由がない	無
愛媛県	今治市	① 市長 ② 教育委員長が関与する教科書採択の不公正 ③ 教育委員長が関与する教科書を除外する もしくは委員長の関与しない措置を講ずること	23.8.18	4		① 23.8.26 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	無
愛媛県	今治市	① 市長及び教育委員会 教科書の記述内容の違法性 ② 教育委員の教科書の専門的知識・実践経験の欠如 教育委員の私的評価による教科書採択の違法性 教科書採択の取り消し、教師用図書の購入差し止め、また購入した場合は、財務会計職員に損害補填させ、教育委員に損害を連帯して返還させること、財務会計職員は教科書の内容・採択方法を審査し、適切な措置を講ずること ③	24.2.29	6		① 24.3.14 ② 却下 ③ 要件を満たしていない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
愛媛県	宇和島市	① 市長 ② 違法な財産の取得・違法な指定管理者の指定 ③ 財産購入契約・指定管理契約の解除、職員に対する損害賠償請求	23.10.3	2		① 23.11.21 ② 棄却 ③ 違法又は不当・不正とは認められない	有
愛媛県	西予市	① 市長 ② 違法な公金の支出（本件土地の購入価格が適正価格でない。） ③ 市長に対する損害賠償請求	22.4.30	1		① 22.5.27 ② 棄却 購入目的及び価格に妥当性があり、 ③ 裁量権の逸脱ないし濫用とまでいえない。	有
愛媛県	愛南町	① 町長 ② 時間外手当の支出は不当である ③ 町長に対する損害賠償請求	21.8.26	1	21.9.25 事務局にて陳述会開催	① 21.10.22 ② 棄却 ③ 違法不当な支出ではない	有
愛媛県	愛南町	① 町長 ② 行政視察で支払われた旅費・交際費は不当である ③ 損害を填補するための必要な措置を求める	22.4.20	1	22.4.30 事務局にて陳述会開催	① 22.6.9 ② 認容 ③ 必要な措置を講じるよう勧告	無
計		11件					有 6件 無 5件
高知県	高知市	① 水道事業管理者 ② 財産管理事務及び不必要な工事代金の支出 ③ 土地の筆界特定及び車止め設置工事代金の返還請求	21.9.24	4		① 21.10.21 ② 却下 土地の筆界特定は財務会計上の行為に該当せず、また、工事代金の返還請求については、監査請求期間を経過している	無
高知県	高知市	① 市長 違法性の承継による財務会計上の行為（建設予定地の使用料免除に係る法規違反及び市長の裁量権の逸脱があり、それを前提とした建設関連経費の差止め） ② 除に係る法規違反及び市長の裁量権の逸脱があり、それを前提とした建設関連経費の差止め ③ 事業費の支出の差止め請求	22.10.14	4		① 22.11.4 ② 却下 ③ 請求内容が適法性を欠く（先行行為の違法性を評価し得る段階にない）	無
高知県	高知市	① 市長、水道事業管理者 ② 不必要な工事代金の支出等 ③ 公金の支出、土地の筆界確定及び一般的行政事務の是正、改善	22.10.19	2		① 22.12.3 ② 却下 工事代金の返還請求については監査請求期間を経過しており、また、土地の筆界特定は財務会計上の行為に該当しない ③ 一般的行政事務の是正、改善を図ることは監査請求の対象ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
高知県	高知市	① 市長等 違法性の承継による財務会計上の行為（建設予定地の使用料免除に係る法規違反及び市長の裁量権の逸脱があり、それを前提とした建設関連経費の差止め） ③ 事業費の支出の差止め請求（再審査）	22.11.12	4		① 22.12.3 ② 却下 ③ 請求内容が適法性を欠く（先行行為の違法性を評価し得る段階にない）	無
高知県	高知市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理（高知県警に対する損害賠償請求権の不行使） ③ 市長が原告となり高知県警に対する損害賠償請求訴訟を提起することを求める等	23.1.17	2		① 23.2.10 ② 却下 高知県警に対する損害賠償請求権の不行使について、市長が違法又は不当に財産の管理を怠っている事実の摘示がなく、また、高知県警の証拠捏造の有無を監査委員に求めることは制度上、適法なものではない	無
高知県	高知市	① 市長等 ② 違法又は不当な財産の管理（市道の私道への編入に伴い、市が寄附を受けた土地を違法又は不当に返還している） ③ 土地の返還を受けた者に対して、再返還する等の必要な措置を講じさせることを求める	24.3.21	1		① 24.4.16 ② 却下 ③ 請求内容が適法性を欠く（市が寄附を受けた事実がない）	無
高知県	室戸市	① 市長 ② 公の施設の規定に反する施設の取得は不当であり、費用の支出は違法な支出である。 ③ 建設費の返還	21.11.26	1	1日、口頭陳述	① 22.1.22 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当は、認められない。	無
高知県	安芸市	① 市長 ② 土地売払いによる土地代金回収対応の不備 ③ 収入未済額と延滞金を市長に弁償	21.8.5	1	請求人と日程調整をして文書による通知（1週間程度）	① 21.9.30 ② 認容 ③ 未収金・延滞金回収に適切な措置を求める	有
高知県	安芸市	① 市長 ② 国保税の不納欠損に対しての職員の怠る事実 ③ 損害補償を市長に求める	22.8.12	1	請求人と日程調整をして文書による通知（1週間程度）	① 22.9.15 ② 棄却 ③ 不納欠損に対しての怠る事実なし	無
高知県	安芸市	① 市長及び担当職員 ② 住宅新築資金未回収金の債権確保による職員の怠る事実 ③ 未回収金の全額償還	23.3.25	1	請求人と日程調整をして文書による通知（1週間程度）	① 23.5.13 ② 棄却 ③ 出納閉鎖期限前に全額償還を主張することは請求に理由なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
高知県	安芸市	① 職員 ② 農業排水路の適正管理と不当占拠の行為解除 ③ 不当占拠の解除	23.5.13	1		① 23.5.20 ② 却下 ③ 住民監査対象でない	無
高知県	須崎市	① 市長 ② 指定管理者の基本協定に違反した自主事業の実施 ③ 指定管理料の一部返還、指定管理者の指定取消し	23.9.16	4	期間：23.10.6 方法：公開の場での口頭による陳述	① 23.11.14 ② 一部棄却（一部却下） ③ 実施した自主事業には違法性はない	無
高知県	宿毛市	① 市長 ② 違法な権利放棄 ③ 返還金の未請求に対する措置を講じるよう請求する	23.11.10	1		① 23.11.18 ② 却下 ③ 監査対象に当たらない	無
高知県	四万十市	① 市長、農業委員会会長及び同委員会の職員 ② 応訴費用に係る公金支出の違法性の可否 ③ 応訴費用の返還	23.10.7	1	23.11.7（一日） 口頭陳述	① 23.11.30 ② 棄却 ③ 公金の支出には違法性がない	無
高知県	東洋町	① 町長 ② 公金の不当支出 ③ 公金の返還	23.3.10	1		① 23.4.12 ② 棄却 ③ 補正に係る提出期限切れ	無
高知県	東洋町	① 町長、担当課職員 ② 補助金不当支出 ③ 補助金の返還	23.7.14	1	1日、口頭、欠席	① 23.9.8 ② 棄却 ③ 違法、不当でない	有
高知県	奈半利町	① 町長・議長 ② 違法・不当な公金の支出(交際費) ③ 返還請求	23.1.6	1	23.1.18口頭陳述	① 23.2.18 ② 却下 ③ 請求理由なし	無
高知県	奈半利町	① 町長 ② 違法・不当な公金の支出(旅費) ③ 返還請求	23.1.6	1	23.1.18口頭陳述	① 23.2.18 ② 棄却 ③ 違法性・不当性なし	無
高知県	奈半利町	① 町長・議長 ② 違法・不当な公金の支出(交際費) ③ 返還請求	23.1.6	1	23.1.18口頭陳述	① 23.2.18 ② 却下 ③ 請求理由なし	無
高知県	いの町	① 町建設課職員 ② 違法または不法な公物(公共的財産)として道路を設定した行為 ③ 元の私道への回復を求める	23.10.5	1	23.10.27監査委員による要件審査時に請求者本人から内容確認のためのヒヤリング実施(2時間20分)	① 23.11.2 ② 却下 ③ 請求期間経過、財務会計上の行為ではない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
高知県	佐川町	① 町長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約の解除、相手方に対する返還請求及び担当職員に対する損害賠償請求	23.6.27	2	23.7.11	① 23.8.22 ② 棄却 ③ 違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実はない	有
計		21件					有 3件 無 18件
福岡県	北九州市	① 市長 ② 違法・不当な政務調査費の支出(裁量権の逸脱) ③ 違法・不当な支出全額の返還	22.8.17	3		① 22.10.15 ② 棄却 ③ 違法性は認められない	無
福岡県	福岡市	① 市長 ② 新こども病院に関する福岡市政PR広告は不当・違法な公金の支出が予想される。 ③ 当該支出の執行停止(支払済み場合は当該費用の返還)	21.12.24	3	1日 陳述を公開のうえ、請求人2名から陳述を受けた。	① 22.2.15 ② 棄却 ③ 市長の裁量権の逸脱又は濫用に当たるとは認められず、違法又は不当な事実は認められない。	無
福岡県	福岡市	① 市長及び博多港開発 こども病院の移転用地に係る契約は議会の議決があるとは言えない、仮にあるとしても移転場所の選定は市長の裁量権の逸脱がある。 ③ 当該支出の返還	22.2.25	206	1日 陳述を公開のうえ、請求人3名及び請求人代理人1名から陳述を受けた。	① 22.4.22 ② 合議不調 ③ -	有
福岡県	福岡市	① 保健福祉局長等 ホームレスが賃貸住宅に入居する際の敷金等の住宅扶助費を不 ② 動産仲介業者が水増し請求したことにより市が損害を被っている。 ③ 損害額の返還等	23.5.17	1	1日 陳述を非公開のうえ、請求人から陳述を受けた。	① 23.7.13 ② 棄却 ③ 違法又は不当な事実は認められない。	有
福岡県	福岡市	① 市長 H21年度朝鮮初級学校教育整備事業補助金について、福岡朝鮮学園はトンネル会社である納入業者を使い、実際の納入価格を水増し請求させ、又は架空取引により不法な利益を得ている。 ③ 福岡朝鮮学園に対する補助金交付決定の取り消し、交付済み補助金の返還及び加算金の納付の請求	24.3.19	2	1日 陳述を公開のうえ、請求人2名から陳述を受けた。	① 24.5.17 ② 一部認容(一部棄却) ③ 請求に係る補助金のうち一部について、市長は補助の交付決定を取り消し、学校法人朝鮮学園に対し、30日以内に返還請求するとともに、当該補助金の受領日から納付日までの日数に応じた加算金を請求することを勧告	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福岡県	福岡市	① 市長 H23.4.10 執行の福岡市議会議員一般選挙に関し、市議選の候補者とポスター作成業者が共謀し市に対して選挙運動用ポスター費用の水増し請求を行っている。 ③ 当該市議選に係る公金支出の実態調査を行い、不正がある場合は候補者・ポスター作成業者に対して、不当利得返還請求権及び不法行為に基づく損害賠償請求権を行使すること	24.3.30	1	1日 陳述を公開のうえ、請求人から陳述を受けた。	① 24.5.25 ② 棄却 違法・不当な公金の支出及び違法又は不当に財産の管理を怠る事実はない。	有
福岡県	大牟田市	① 市長 ② 市政調査研究費の使途基準の規定で定める経費以外のものに使用 ③ 市政調査研究費の規定外経費の返還措置請求	21.7.6	1		① 21.7.17 ② 却下 ③ 期間経過	無
福岡県	大牟田市	① 企業管理者 ② 公共下水道事業における受益者負担金及び延滞金の賦課、徴収を怠っている ③ 公共下水道事業受益者負担金の賦課徴収に係る企業管理者に関する措置請求	22.8.18	1	22.9.7 公開による陳述	① 22.10.13 ② 一部認容（一部棄却） 棄却：徴収を怠っている事実はない ③ 勧告：延滞金の徴収がなされていない	無
福岡県	直方市	① 市長 ② 不当な使途の政務調査費の返還措置を怠っている ③ 不当利得の返還措置請求	21.4.6	1	1日間、公開	① 21.5.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
福岡県	直方市	① 市長 ② 解体費用の支出は都市計画法等に違反する ③ JR直方駅舎解体に関する費用の支出差止め	23.5.17	12	1日間、公開	① 23.7.15 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	有
福岡県	飯塚市	① 市長 ② 公金の支出、財産の管理を怠る行為 ③ 土地改良区農家負担管理費の返還	(21.10.5)	1		① 21.10.13 ② 不受理却下 ③ 法242条の請求として不適	無
福岡県	飯塚市	① 市長 ② 契約の締結・履行、財産の管理を怠る行為 ③ 市有地売却の無効	(22.6.7)	2		① 22.6.11 ② 不受理却下 ③ 法242条の請求として不適	無
福岡県	飯塚市	① 市長 ② 契約の締結・履行、財産の管理を怠る行為 ③ 市有地売却の無効、適正価格との差額の賠償	22.6.25	2	22.7.23 請求要旨の補足説明（陳述及び質疑応答）	① 22.8.11 ② 棄却 ③ 違法性なく、勧告の必要なし。	無
福岡県	筑後市	① 市長 ② 条例に定める基準を上回る金額の勤勉手当を支給していた ③ 職員に対し基準を上回る部分の金額を市に返還させること	21.8.11	1	21.8.20 陳述書の読上げ	① 21.10.5 ② 棄却 ③ 責任は全て市当局にあり、職員個人には直接責任は無い	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福岡県	小郡市	① 市長 ② 違法な公金の支出（補助金の使途が不適切） ③ 厳正な補助金交付審査事務	22.8.2	1		① 22.9.6 ② 却下 ③ 法定要件を満たしていない	無
福岡県	小郡市	① 市長 ② 違法な公金の支出（補助金の使途が不適切） ③ 厳正な補助金交付審査事務	22.10.19	1	1日 口頭陳述	① 22.12.17 ② 棄却 ③ 主張に理由がない	無
福岡県	小郡市	① 担当課長、係長 ② 違法な公金の支出（根拠のない水道行政を行い、人件費、事業費に費やされた税、国庫補助金が違法な支出） ③ 対象者の給与返還及び請求人が支払った住民税返還	23.11.1	1		① 23.11.17 ② 却下 ③ 法定要件を満たしていない	無
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 交付金及び補助金の余剰金の返還	22.4.1	1	一日間 (口頭陳述)	① 22.5.28 ② 認容 ③ 余剰金の返還を求める。	無
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 借入負担利息の増に係る損害補填	23.4.4	1	一日間	① 23.6.1 ② 棄却 ③ 請求の事実は認められない。	無
福岡県	大野城市	① 市長 ② 違法又は不当な公金の支出 ③ 補助金の返還等	23.7.11	1		① 23.8.12 ② 却下 ③ 具体的根拠の記述なし。	無
福岡県	宗像市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約解除と工事の差し止め	23.12.21	1		① 24.1.10 ② 却下 ③ 当該契約に違法性がない	無
福岡県	宗像市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 契約解除と工事の差し止め	24.1.20	2		① 24.1.24 ② 却下 ③ 当該契約に違法性がない	無
福岡県	宗像市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 財産的損害の提示、措置内容ともに記載なし	24.3.1	1		① 24.4.11 ② 取下げ ③ 補正が広範にわたるため	無
福岡県	宗像市	① 市長 ② 違法な補助金の受給 ③ 財産的損害の提示、措置内容ともに記載なし	24.3.2	1		① 24.4.11 ② 取下げ ③ 補正が広範にわたるため	無
福岡県	福津市	① 市長 ② 福岡県市町村福祉協会の負担金、補助金合計4,720千円について、行き過ぎた職員への福利厚生は違法判決も出ている。 ③ 違法な支出4,720千円を市長に返還を求める。	22.2.25	1	1日・通常の方法	① 23.4.16 ② 棄却 ③ 違法性なし	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福岡県	福津市	① 市長 指定管理者の選定において、現指定管理者の提案額より3,460万円も高い業者が選定されていることで、不当な契約の締結、不当な公金の支出がの恐れがある。 ② ③ 選定委員を再度選定し、選定委員会の再審査を経て、大規模公園の指定管理者の決定を行うこと。	24.2.8	1	1日・通常の方法・出席無	① 24.3.29 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
福岡県	うきは市	① 市長 ② 事業実施要綱及び審査基準を無視した不当な公金支出 ③ 不当な公金支出行為の是正	21.6.17	1	1日。法第242条第6項の規定により通知。	① 21.8.13 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有
福岡県	うきは市	① 市長 ② 違法・不当な公金の支出(政務調査費の用途が違法・不当) ③ 不当な公金支出行為の是正	23.7.19	1	1日。法第242条第6項の規定により通知。	① 23.9.9 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
福岡県	うきは市	① 市長 ② 違法な債権放棄(不納欠損)による損害 ③ 市長に対する損害賠償請求	24.2.17	1	1日。法第242条第6項の規定により通知。	① 24.4.13 ② 棄却 ③ 違法に当たらない	有
福岡県	宮若市	① 市長 ② 所有権移転登記手続きは違法である ③ 所有権移転登記手続きの是正	21.5.11	1		① 21.6.10 ② 却下 ③ 請求期間超過のため	無
福岡県	嘉麻市	① 市長 ② 低い価格による市有地の売却 ③ 市長に対する損害賠償請求	22.6.4	3	22.6.16 14:30～ 証拠の提出及び陳述	① 22.6.25 ② 棄却 ③ 市の損害はない	有
福岡県	芦屋町	① 町長 ② 町営住宅跡地売却は、不当な財産処分 ③ 町長に対する損害賠償請求	23.8.18	1	23.9.9 1日 陳述会	① 23.10.17 ② 棄却 ③ 土地の売却決定及び処分に違法性はない。	無
福岡県	水巻町	① 町長 ② 町有地の売買契約・使用許可・管理費支出に関する監査 ③ ・町有地を不当に廉価に貸しているのは便宜供与である。 ・町有地内杭打ち及び針金取付け作業代は借主が負担すべきもので、町が支出するのは不当である。 よって、当該土地の現状復旧と、便宜供与によって町が損害を被った費用の町への返還。	22.10.1	10		① 22.10.27 ② 却下 ・当該土地は土地開発公社のものであった。 ・町に帰属後の支出は、一般的な公有財産管理の為の支出であり、不当な公金の支出には該当しない よって住民監査請求の対象となりえず、その要件を欠くものである。	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福岡県	水巻町	① 町長 ② 霊園開発に伴う町有地の不法占有に関する監査 ・告訴及び被害届の提出 ・開発会社への損害賠償請求 ③ ・測量調査費の町への返還 ・広報折込チラシ代金の町への返還	24. 2. 24	1		① 24. 4. 17 ② 棄却 ・司法が捜査中のため監査委員としての裁定を下すことは適切でない。 ・経済的な損失はない。 ・違法な公金の支出には該当しない。 ③ ・チラシは公文書であり、公金の支出は必ずしも不当なものとはいえない。	無
福岡県	遠賀町	① 町長 ② 敬老会補助金の返還受理 ③ 敬老会補助金再交付の請求	22. 2. 1	2		① 22. 2. 8 ② 却下 ③ 住民監査請求の要件を欠き不適法のため	無
福岡県	川崎町	① 町長 ② 文化施設の閉鎖・縮小により、文化活動の停滞、交流人口の減少を招いた ③ 文化施設を以前の状態に戻し、施設閉鎖等の理由を町の広報紙に掲載すること	24. 3. 23	1		① 24. 4. 6 ② 却下 ③ 財務会計上の行為の要件を満たしていない	無
福岡県	福智町	① 町長 ② 違法又は不当な契約締結、履行にあたる。 ③ 契約の解除ないし履行の差し止め。	23. 10. 26	4	23. 11. 2～23. 11. 17 追加証拠書類及び陳述の機会の付与文書を郵送した。23. 11. 17に追加書類が提出され、その日に陳述会も開催した。	① 23. 12. 2 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない。	有
福岡県	福智町	① 町長 ② 工事に関する補償費が違法又は不当な支出にあたる。 ③ A氏・B氏(補償を受けた町民)が支払を受けた補償費を町に返還すること。返還不能のときは、町長が町に補填すること。	24. 2. 14	17		① 24. 4. 17 ② 60日以内に結果を出せなかった ③ 同上	有
福岡県	福智町	① 町長 ② 違法又は不当な契約締結、履行にあたる。 ③ 町長に対する損害賠償請求	24. 2. 23	3		① 24. 4. 25 ② 60日以内に結果を出せなかった ③ 同上	有
福岡県	苅田町	① 町長 ② 違法な基金運用 ③ 基金運用特別委員会の設置及び損害賠償	(21. 11. 19)	1		① 21. 12. 9 ② 不受理却下 ③ 損害を与えていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福岡県	苅田町	① 町長 ② 違法な基金運用 ③ 基金運用特別委員会の設置及び損害賠償	(22. 1. 19)	1		① 22. 1. 29 ② 不受理却下 ③ 同一内容の再監査請求	無
福岡県	苅田町	① 町長 ② 違法な基金運用 ③ 基金運用の是正措置	(23. 1. 13)	1		① 23. 1. 18 ② 不受理却下 ③ 適法要件を充足していない	無
福岡県	苅田町	① 町長 ② 違法な基金運用 ③ 基金運用の是正措置	(23. 1. 19)	1		① 23. 1. 25 ② 不受理却下 ③ 適法要件を充足していない	有
福岡県	築上町	① 町長 ② 支出が違法または不当 ③ 町長に対する損害賠償請求	21. 8. 25	3	21. 9. 8に監査室に来てもらい陳述	① 21. 10. 19 ② 棄却 ③ 違法・不当とはいいがたい	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21. 11. 6	1	21. 11. 20に監査室に来てもらい陳述	① 21. 12. 24 ② 棄却 ③ 21. 8. 25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21. 11. 6	1	21. 11. 20に監査室に来てもらい陳述	① 21. 12. 24 ② 棄却 ③ 21. 8. 25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21. 11. 6	1	21. 11. 20に監査室に来てもらい陳述	① 21. 12. 24 ② 棄却 ③ 21. 8. 25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21. 11. 6	1	21. 11. 20に監査室に来てもらい陳述	① 21. 12. 24 ② 棄却 ③ 21. 8. 25付けで提出分と同一内容と認められる	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21.11.6	1	21.11.20に監査室に来てもらい陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 21.8.25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21.11.6	1	21.11.20に監査室に来てもらい陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 21.8.25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21.11.6	1	21.11.20に監査室に来てもらい陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 21.8.25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21.11.6	1	21.11.20に監査室に来てもらい陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 21.8.25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21.11.6	1	21.11.20に監査室に来てもらい陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 21.8.25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21.11.6	1	21.11.20に監査室に来てもらい陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 21.8.25付けで提出分と同一内容と認められる	有
福岡県	築上町	① 町長及び協議会 ② 損害賠償及び町有施設明渡請求 ③ 町長及び協議会に対する町有施設賃料相当額の損害賠償、移転補償費の損害賠償及び町有施設明渡請求	21.11.6	1	21.11.20に監査室に来てもらい陳述	① 21.12.24 ② 棄却 ③ 21.8.25付けで提出分と同一内容と認められる	有
計		55件					有 25件 無 30件
佐賀県	佐賀市	① 市長及び市選挙管理委員長 ② 選挙公報に公文書不実記載をした ③ 当該広報の印刷代を賠償すること	21.12.9	1	1日 陳述会	① 21.12.25 ② 棄却 ③ 違法又は不当と認められる事実などは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する	無
佐賀県	佐賀市	① 市長及び市教育長 ② 委託業務について業務委託契約の不履行があるのに委託料を不当に支出した ③ 受託者に不当支出相当額を返還させるよう勧告すること	22.1.5	1	1日 陳述会	① 22.2.19 ② 棄却 ③ 請求人が主張する不当とまでは言えない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
佐賀県	佐賀市	① 市長 ② 建設する市道の設計図の幅員が違う ③ 市道設計の断面図幅員を平面図幅員に符合するよう訂正すること、用地内にある里道は代替として建設する市道に編入すること	(22.6.1)	1		① 22.6.15 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為が、法令に違反している等の違法性、不当性が具体的に主張されておらず、住民監査請求制度の趣旨にそぐわない。	無
佐賀県	佐賀市	① 市長 ② 公益上の必要性がない補助金を交付 ③ 交付した補助金を市に返還するよう必要な措置を講ずること	23.7.13	1	1日 陳述会	① 23.8.8 ② 棄却 ③ 違法又は不当と認められる事実などは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する	無
佐賀県	佐賀市	① 市長 ② 政務調査費を使い、必要性が不明な視察を実施 ③ 市議会議員に対し、政務調査費返還の措置を講ずること	23.10.31	7	1日 陳述会	① 23.12.19 ② 棄却 ③ 不当は認められず、市長が市の財産の管理を怠る事実はないと判断する	無
佐賀県	佐賀市	① 市長及び市議会 ② 請求人に対し法に反して課税権を行使し、その税収を見込んだ予算案を承認 ③ 具体的な措置の内容が記載されていない	(23.6.17)	1		① 23.7.13 ② 不受理却下 ③ 市が被った損害は確認できないことから、住民監査請求の要件を満たしていない	無
佐賀県	佐賀市	① 特定されていない ② 法律の本旨に反して補助金を交付 ③ 支出した補助金を市に返還させる措置を講ずること	(23.6.17)	1		① 23.7.13 ② 不受理却下 ③ 監査対象者が特定できず、事実証明書が添付されていなかったため、補正を求めたが、適切に補正されなかったことから、住民監査請求の要件を満たしていない	無
佐賀県	佐賀市	① 市長 ② (再請求) 公益上の必要性がない補助金を交付 ③ (再請求) 交付した補助金を市に返還するよう必要な措置を講ずること	(23.8.18)	1		① 23.8.29 ② 不受理却下 ③ 同一の行為又は怠る事実を対象とする再度の住民監査請求はできないものとする	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 市営住宅(4団地)の非公募による損害 ③ 市長に対する損害賠償請求	21.11.30	2		① 22.1.13 ② 却下 ③ 一事不再議の原則により	有
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 旧大島邸を解体し、大志小学校の新校舎建設 ③ 地方財政法に反した違法不当な財産の管理及び支出行為	22.4.27	2,192	約40分間 陳述会開催 (請求内容の補足説明) (22.6.2)	① 22.6.25 ② 棄却 ③ 地方財政法上の違法不当な行為でない	無
佐賀県	唐津市	① 市長 ② 大手口再開発事業に係る土地、建物の取得による損害 ③ 市長に対する損害賠償請求	23.1.27	2	約1時間 陳述会開催 (請求内容の補足説明) (23.2.23)	① 23.3.25 ② 棄却 ③ 違法不法な公金の支出に当たらない	無
佐賀県	鳥栖市	① 市長及び関係職員 ② 違法な契約の締結(競争入札に付さなかったこと) ③ 長期継続契約の修正努力及び関係職員の処分を勧告すること	21.5.27	1	21.7.7 口頭陳述(30分)	① 21.12.10 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
佐賀県	伊万里市	① 市長以下の職員 ② 違法な契約の締結(違法な随意契約により一般競争入札だった場合との差額について市は損害を被った。) ③ 市長以下の職員に対する損害賠償請求	23.3.29	58	23.4.19 請求人代表者2人から 庁内会議室で聴取	① 23.4.26 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
佐賀県	武雄市	① 市長 違法な公金の支出(百条調査委員会の設置はその趣旨目的に抵触し違法であるため、当委員会に係る支出は違法な支出である。) ② ③ 百条調査委員会の活動への公金支出を防ぐために必要な措置を取る	(22.1.8)	1		① 22.1.25 ② 不受理却下 ③ 法定要件を具備しているとは認めがたい。	無
佐賀県	武雄市	① 市長及び職員 ② 違法な契約等(土地・建物等売買契約は、裁量権を著しく逸脱しており違法等) ③ 武雄市への損害賠償その他適切な措置	22.3.3	85	22.3.23 請求者3名に来庁してもらい、意見陳述を実施	① 22.4.12 ② 棄却 ③ 違法かつ不当な行為は認められない	有
佐賀県	有田町	① 町長 ② 不当な公金(補助金)支出 ③ 当該支出の返還を求める措置請求	22.1.6	2	22.1.13、口頭で陳述	① 22.2.5 ② 棄却 ③ 当該公金支出は不当ではない。	有
計		16件					有 3件 無 13件
長崎県	長崎市	① 市長、病院事業管理者、病院局管理部長 ② 新市立病院整備運営事業の入札に係る落札者決定(選定過程について合理性も整合性も認められない。) ③ 契約を無効にすること	22.9.28	1	22.10.6 口頭陳述	① 22.11.11 ② 合議不調 ③	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長崎県	長崎市	① 市長、福祉保健部長、建築住宅部長 市の適用補助金を受けて整備される地域密着型特別養護老人ホームの新築工事（設計業者等が建築確認済証を偽造して工事を施工していた。） ③ 当該福祉施設事業許可の取消と国庫補助金等の返還	22.10.18	1	22.11.19 口頭陳述	① 22.12.25 ② 棄却 選考査定内容についても不適正と思われる事実は見受けられず、補助金交付規則の取消条件と照合した結果、補助金交付取消理由に該当しない。	無
長崎県	長崎市	① 市長、総務部長、市議会事務局長 違法・不当な公金の支出（H21年度政務調査費について、市政に関する調査研究と明らかに無関係な支出や、関係が確認できない支出が多くみられる。） ③ 損害の補償及び必要な措置の勧告等	23.1.25	4	23.2.3 口頭陳述	① 23.3.28 ② 一部認容 市長に対し、H21年度に交付した政務調査費のうち、目的外（不適正）と判断する支出について、期限を定め、該当の議員に対して返還を命じるなど、必要な措置をH23.5.31日までに講じるよう勧告。	無
長崎県	諫早市	① 職員 ② 市有地の民間業者への売却計画 ③ 市有地売却反対	(21.5.11)	1		① 21.5.25 ② 不受理却下 ③ 同一の行為等を対象とする監査請求は許されない。	無
長崎県	大村市	① 市長 ② 違法な条例の制定 ③ 条例の廃止	24.1.25	1		① 24.1.30 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではない	無
長崎県	松浦市	① 不正手続きを行った者 ② 備品設備工事費及び追加工事費が不正に支出された ③ 適切な指導・勧告	24.3.5	3	「改めて話すこともない」との回答があり、陳情会は実施していない	① 24.3.29 ② 棄却 ③ 理由がない	無
長崎県	松浦市	① 市長 ② 工業団地造成費用、コンサルタント費用が不要 ③ 支出金の返還、解体工事の中止	24.3.5	5	「改めて話すこともない」との回答があり、陳情会は実施していない	① 24.3.29 ② 棄却 ③ 理由がない	無
長崎県	対馬市	① 市長 ② 違法な契約の締結（公平・公正な入札の妨害） ③ 落札価格と最低水準価格との差額の返還	24.1.24	1	24.1.31 新たな証拠の提出及び陳述	① 24.3.16 ② 棄却 ③ 当該契約に違法性はない	無
長崎県	壱岐市	① 市長 ② 不当な公金の支出（不祥事を起こした職員の雇用を続け、給与を支給した） ③ 当該職員の解雇と支払った給与の返還	23.3.3	1		① 23.3.11 ② 却下 免職の請求は財務会計以外の問題であり、給与の支給は不当な公金の支出とは言い難い ③	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	住民訴訟提起の有無
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	
長崎県	壱岐市	① 市長、教育長 ② 不当な公金の支出（学校統廃合により教職員用のパソコンに余剰が生じた） ③ 不要となったパソコン代金の返還請求	23. 3. 29	1	23. 4. 21 陳述会開催。請求人、監査委員事務局職員立会い。傍聴可（撮影・録音不可）	① 23. 5. 18 ② 棄却 ③ 市に損害を与えたとは認められず請求の理由がない	無
長崎県	壱岐市	① 市長、教育長 ② 不当な公金の支出（不要な解約金の支払で市に損害を与えた） ③ 解約金の返還	23. 7. 26	1		① 23. 8. 11 ② 却下 ③ 請求時点で支払の事実がなく返還要求に該当しない	無
長崎県	壱岐市	① 市長 ② 違法な補助金の支出（根拠法令等がない） ③ 補助金の返還と法規整備	23. 12. 27	1		① 24. 1. 17 ② 却下 ③ 違法な公金の支出にはあたらない	無
長崎県	五島市	① 市長 ② 土地の所有権抹消登記及び閉鎖登記、表示登記及び所有権を回復する権利の不行使、固定資産税納税義務者証明書 ③ 廃川敷の一部の土地の閉鎖登記を取り消し、当該土地を回復し、五島市の所有とするための措置を求める	21. 12. 1	1		① 22. 1. 22 ② 却下 ③ 監査請求期間の徒過	無
長崎県	五島市	① 市長 ② 廃川敷土地等の一部の売買契約締結の不履行、固定資産税等の賦課徴収権の不行使、建物の固定資産税納税義務者証明書、土地の一部の売却に伴う損害賠償請求権の不行使 ③ 廃川敷の一部の売買契約締結の履行、固定資産税等の賦課徴収権の行使等	21. 12. 14	1		① 22. 1. 22 ② 却下 ③ 監査請求期間の徒過	無
長崎県	西海市	① 市長 ② 自治会運営費補助金（数年にわたる過大請求・支出あり） ③ ②について、過払い分の返還を求める	22. 3. 31	1		① 22. 4. 6 ② 却下 ③ 期間経過・違法性は認められない	無
長崎県	西海市	① 市長 ② 自治会運営費補助金及び行政区長報酬について（数年にわたる過大請求・支出あり） ③ ②について、過払い分の返還を求める	24. 2. 29	1		① 24. 4. 17 ② 却下 ③ 期間経過・監査の要件を欠く	無
長崎県	雲仙市	① 市長 ② 補助金等に係る予算の執行について ③ 支出した補助金の国や市に対する返還請求	22. 7. 29	3	1日間 監査委員2名による面接	① 22. 9. 21 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
長崎県	南島原市	① 市長 ② 用地購入に係る特別控除の適用を職員の説明誤りにより、住民税等を公金で支出 ③ 市長に対する公金の不当支出分の賠償	24.3.5	3	1日、対面方式	① 24.5.1 ② 棄却 ③ 公金支出に違法性、不当性はない	有
長崎県	佐々町	① 町長 ② 不当に賦課徴収 ③ 町長に全額返還の損害賠償請求	21.10.1	1		① 21.11.26 ② 棄却 ③ 事務手続きに遺漏はあるが損害賠償を求めることは相当でない	有
長崎県	佐々町	① 町長 ② 適法性を欠いた入札の執行 ③ 入札の取消	22.2.1	2		① 22.2.24 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
長崎県	佐々町	① 町長 ② 公金の違法な支出 ③ 町長に全額返還の損害賠償請求	23.3.1	1		① 23.4.28 ② 棄却 ③ 違法性なし	無
計		21件					有 4件 無 17件
熊本県	熊本市	① 市長 ② 不当な公金の支出（合併特例区交付金（区長給与等相当額分）） ③ 返還及び支出差止請求	21.4.7	35	21.4.22 陳述の機会付与	① 21.5.25 ② 棄却 交付金の交付事務に違法性はない。 ③ また市長には合併特例区長の給料及び協議会構成員の報酬の支出権限はない。	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 不当な公金の支出（市長と秘書随行の出張旅費等） ③ 返還請求	21.4.27	18		① 21.5.21 ② 却下 ③ 期間途過	無
熊本県	熊本市	① 合併特例区長 ② 不当な公金の支出（合併特例区長に対する区長給与及び協議会構成員報酬） ③ 返還及び支出差止請求	21.6.15	53	21.6.25 陳述の機会付与	① 21.7.31 ② 棄却、職権による勧告 規則制定手続き及び支出事務に違法性はない。 ③ ただし、職権で協議会構成員の報酬に関して、区長に対して減額の措置を講じるよう勧告した。	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 不当な公金の支出（行政委員会非常勤委員報酬） ③ 支出差止及び月額報酬から日額報酬への変更を求める請求	21.11.26	3	21.11.31 陳述の機会付与	① 22.1.14 ② 棄却 ③ 条例、条例制定手続き及び支出事務に違法性はない。	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 返還請求権の不行使（政務調査費） ③ 返還を求めるよう請求	21.12.4	10		① 21.12.10 ② 取下 ③ 請求人による取下げの申出	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 返還請求権の不行使（政務調査費） ③ 返還を求めるよう請求	22.6.4	12	22.6.9 陳述の機会付与	① 22.8.2 ② 棄却（一部却下） ③ 当該各支出が条例等で定める使途基準に違反しているとはいえない。返還により請求の理由がなくなった。	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 返還請求権の不行使（政務調査費） ③ 返還を求めるよう請求	22.11.26	12	22.11.30 陳述の機会付与	① 23.1.21 ② 棄却 ③ 当該各支出が条例等で定める使途基準に違反しているとはいえない。返還により請求の理由がなくなった。	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 不当な公金の支出（地域公民館運営費補助金） ③ 返還請求	23.6.16	4	23.6.27 陳述の機会付与	① 23.8.5 ② 棄却 ③ 本件補助金の公益性、算定、使途、申請内容に違法性はない。	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 違法又は不当な財産の管理若しくは処分及び財産の管理を怠る事実（水路の不法占拠） ③ 不法占拠の是正を求める請求	23.8.12	2		① 23.8.31 ② 却下 ③ 期間経過	無
熊本県	熊本市	① 市長 ② 返還請求権の不行使（政務調査費） ③ 返還を求めるよう請求	24.3.16	14	24.3.19 陳述の機会付与	① 24.5.11 ② 一部認容（一部却下） ③ 当該各支出が条例等で定める使途基準に違反しているとはいえない。返還により請求の理由がなくなった。一部返還を勧告。	無
熊本県	人吉市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 市長に対する損害賠償請求	21.5.8	1	21.5.14、請求人出頭による証拠の提出及び口頭陳述	① 21.6.23 ② 棄却 ③ 違法性は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
熊本県	荒尾市	① 市長 ② 違法若しくは不当な公金の支出 ③ 返還請求	23.3.4	1	23.3.10に監査委員協議会を開催し、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、新たな証拠の提出及び陳述はなかった。	① 23.4.22 ② 棄却 ③ 法的根拠がなく、違法な支出とはいえない。	無
熊本県	荒尾市	① 市長・副市長・職員 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 条例に違反しているのに過料に処していない。里道を原状回復し損害額を補填せよと求める。	24.1.17	1	24.1.31に監査委員協議会を開催し、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、新たな証拠の提出及び陳述はなかった。	① 24.3.6 ② 棄却 ③ 過料は財務会計上の行為ではない。また、財産管理ではなく、公物管理であるため対象外である。	無
熊本県	水俣市	① 市長 ② 財産の管理を怠る事実 ③ 市役所(学校)敷地内の職員駐車場の使用料の徴収を求めるもの	23.6.23	1	23.6.28 監査委員に対する口頭陳述	① 23.8.15 ② 却下 ③ 財産の管理を怠る事実があるとは認められない。	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 北陵ニュータウン下水道受益者負担金の賦課について 購入した土地に含まれる下水道工事費の額及び排水設備に該当するということであればそれに該当する額、並びに支払った受益者負担金の額等の返還	(21.10.16)	1		① 21.12.9 ② 不受理却下 ③ 負担金の賦課によって市が損害を受けるとは認められず適格要件を欠いている。	無
熊本県	天草市	① 市長 ② 市が区に対して支出した委託料 ③ 市から区に対して支払われた委託料が、区の代表である区長の個人口座へ振り込まれたものについて、区長が区に対し返還することを求めるもの	23.11.22	1	23.12.14 陳述	① 24.1.12 ② 一部棄却(一部却下) 市が支出した委託料については、違法若しくは不当な支出でないため棄却、区長に対して区に返還を求めた部分については監査の対象外であることから却下	無
熊本県	和水町	① 町長 ② 合併旧町間における情報通信料の是正及び違法は契約の締結(オフトーク・防災行政無線) ③ 情報通信料の返還及び契約の議決請求	21.5.26	1		① 21.7.17 ② 棄却 ③ 当該契約等に違法性はない	無
熊本県	和水町	① 町長 ② 違法な公金流用及び工作物の設置 ③ 公金の返還請求及び工作物の適正な設置請求	22.1.20	1		① 22.2.10 ② 取下げ ③ 工作物の撤去により解決	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
熊本県	和水町	① 町長 ② 巨額な小中一貫校校舎の新築 ③ 事業の中止請求	23.3.9	11	1日 請求人陳述	① 23.4.7 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項に規定の財務会計上の行為に非該当	無
熊本県	和水町	① 町長 ② 財産の不適切な処理 ③ 使用料の徴収、登記請求	23.7.4	2	1日 請求人陳述	① 23.8.22 ② 棄却 ③ 請求に理由なし	無
熊本県	南関町	① 町長 ② 公有財産管理の不作為責任 ③ 不法に占有された町道部分の回復	23.6.7	1		① 23.7.12 ② 却下 ③ 不法占有の事実なし	無
熊本県	南関町	① 町長 ② 社会通念上儀礼の範囲を逸脱した交際費の支出 ③ 違法不当な寄付行為であり、返還を求める	23.6.7	1		① 23.7.12 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
熊本県	南関町	① 町長 ② 補正予算の用途が不明確である ③ 当該補正予算の支出金額の返還を求める	23.6.7	1		① 23.7.12 ② 棄却 ③ 適正に支出されており不明確ではない	無
熊本県	南関町	① 町長 ② 私道の補修工事を町道維持管理費から支出したのは不当 ③ 公費の返還を求める	23.6.7	1		① 23.7.12 ② 一部認容 ③ 私道部分に支出した公費の返還を勧告	有
熊本県	小国町	① 町長 ② 風力発電所所在地土地賃貸借契約 ③ 契約の破棄及び土地所有権の帰属	22.2.12	1	1日 監査委員事務局出頭による。	① 22.4.7 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項所定の要件を欠いている。	無
熊本県	小国町	① 町長 ② 風力発電所所在地土地賃貸借契約 ③ 契約の破棄及び土地所有権の帰属	24.2.8	1	1日 監査委員事務局出頭による。	① 24.6.4 ② 却下 ③ 地方自治法第242条第1項所定の要件を欠いている。	無
熊本県	南阿蘇村	① 村長 ② 小学校増築工事に係る委託料、工事代金の支出 ③ 支出額の損害賠償をするよう勧告せよ	23.1.31	234	与えていない	① 23.4.5 ② 却下 ③ 代理人による請求を認めない	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
熊本県	南阿蘇村	① 村長 ② 小学校増築工事に係る委託料、工事代金の支出 ③ 支出額の損害賠償をするよう勧告せよ	23.3.4	10	与えていない	① 23.4.5 ② 棄却 ③ 適切な行政行為であり不都合な点はない	有
熊本県	南阿蘇村	① 村長 ② 小学校増築工事に係る委託料、工事代金の支出 ③ 支出額の損害賠償をするよう勧告せよ	23.10.5	10	23.10.30 1日、請求人1名及び代理人1名	① 23.11.21 ② 棄却 ③ 適切な行政行為であり不都合な点はない	有
熊本県	南阿蘇村	① 村長 ② 村長交際費に係る不当な公金支出 ③ 返還勧告せよ 支出基準の見直し、公開	21.12.4	3	22.1.18 請求人3名	① 22.2.1 ② 認容 ③ 返還勧告	無
熊本県	南阿蘇村	① 議長 ② 議長交際費に係る不当な公金支出 ③ 返還勧告せよ 支出基準の見直し、公開	22.6.8	3	22.8.2 請求人3名	① 22.8.23 ② 認容 ③ 返還勧告	無
熊本県	御船町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 町長に対して、御船町に支払いを請求	22.6.7	35	22.6.21 口頭陳述	① 22.7.23 ② 棄却 ③ 請求に理由がない	無
熊本県	御船町	① 町長 ② 違法、不当及び怠る事実がある公金の支出 ③ 町長に対して、御船町に支払いを請求	23.3.9	560	23.3.22 口頭陳述	① 23.4.15 ② 認容 ③ 町長に対し、支払いを請求することを求める	有
熊本県	甲佐町	① 町長・農業委員会 ② 農地法3条2項の規定違反・個人情報保護条例違反 ③ 町長及び農業委員会に関する措置請求	23.9.9	1		① 23.9.29 ② 却下 ③ 財務会計上の行為でない	無
熊本県	甲佐町	① 町長・農業委員会 ② 開示請求における公金の徴収を怠る行為 ③ 公金の賦課・聴衆を怠る行為に対する措置請求	23.11.10	1		① 23.12.16 ② 却下 ③ 負担費用の請求の必要性無し	無
熊本県	甲佐町	① 町長 ② 土地の違法、不当な売買行為 ③ 損害額とする相当額の返還請求	23.11.21	1	23.12.16 証拠提出の上、口頭による陳述	① 24.1.23 ② 棄却 ③ 違法性無し・不当に認定	有
熊本県	山都町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 庁舎用地取得に係る不当公金支出調査	(22.8.25)	4		① 22.8.30 ② 不受理却下 ③ 請求趣旨に具体的に示されていない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
	計	37件					有 6件 無 31件
大分県	大分市	① 市長 ② ふるさと雇用再生特別交付金事業委託業務の受託業者らについて ③ 市長及び職員に対する損害賠償請求、契約差止め	23.3.9	1		① 23.4.27 ② 棄却 ③ 理由がないものとして棄却	無
大分県	中津市	① 市長 ② 「分担金」として請求された500万円が「観光施設費等寄付金」として徴収し、処理されている。 ③ 「観光施設費等寄付金」の徴収方法及び処理方法についての監査請求	21.4.21	1		① 21.5.8 ② 却下 ③ 住民監査請求の対象にはならない	無
大分県	佐伯市	① 市長 ② 法定外公共物の用途廃止（財産の不当な管理） ③ 法定外公共物の用途廃止の受理	22.1.5	1	1日間（出頭による）	① 22.2.12 ② 却下 ③ 法242条第1項の対象外	無
大分県	宇佐市	① 市長 ② 違法な公金の支出（在留外国人に対する手当の支給） ③ 「外国人高齢者福祉手当支給規則」の廃止請求	23.2.14	1		① 23.3.8 ② 却下 ③ 請求の要旨が要件を満たさない内容	無
大分県	宇佐市	① 市長 ② 違法な公金の支出（市及び土地開発公社に損害を発生させた） ③ 市及び土地開発公社に損失補填	24.3.5	44		① 24.3.19 ② 却下 ③ 市：損害発生なし、公社：対象外	無
大分県	由布市	① 市長 ② 市長交際費の違法な支出・記念式典祝い金 ③ 該当分の返還及び交際費支出基準の見直し	21.9.8	2	1日間（出頭による）	① 21.10.21 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
大分県	由布市	① 市長 ② 市長交際費の違法な支出・記念式典会費 ③ 該当分の返還及び交際費支出基準の見直し	22.6.14	2	1日間（出頭による）	① 22.7.29 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
大分県	由布市	① 市長 ② 公用車運用に関する経費 ③ 当該分に要した経費の返還	22.7.14	2		① 22.8.4 ② 却下 ③ 1年経過による	無
大分県	由布市	① 市長 ② 契約の違法性・弁護士の顧問委託料 ③ 当該分の差し止め請求及び契約事務の見直し	23.4.28	2	1日間（出頭による）	① 23.6.6 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
大分県	由布市	① 市長 ② 契約の違法性・動向調査委託料 ③ 当該分の返還及び契約事務の見直し	24. 1. 30	2	1日間（出頭による）	① 24. 3. 23 ② 棄却 ③ 当該支出に違法性はない	無
	計	10件					無 10件
宮崎県	宮崎市	① 市職員及び市議会議員 ② 学園木花台幹線道路防犯灯設置工事 ③ 追加工事費虚偽記載公文書の抹消等	(21. 4. 28)	1		① 21. 5. 14 ② 不受理却下 ③ 法第242条第1項の請求要件を欠く	無
宮崎県	宮崎市	① 市職員 ② 桜ヶ丘児童遊園土地交換に係る件 ③ 公金で支払った顧問弁護士委託料の市への返還請求	(23. 5. 24)	1		① 23. 6. 17 ② 不受理却下 ③ 法第242条第2項の請求要件を欠く	無
宮崎県	宮崎市	① 市長 ② 浄化槽清掃業許可申請に対する不許可処分 ③ 不許可処分取消訴訟費用の市への返還請求	(23. 5. 24)	1		① 23. 6. 17 ② 不受理却下 ③ 法第242条第2項の請求要件を欠く	無
宮崎県	宮崎市	① 市長 ② 警察退職者の採用について ③ 採用理由と措置請求	(23. 5. 24)	1		① 23. 6. 17 ② 不受理却下 ③ 法第242条第1項の請求要件を欠く	無
宮崎県	都城市	① 市長 ② 違法な契約の締結 ③ 土地売買契約の取消と当該土地の原状回復及び明渡請求	22. 4. 23	1		① 22. 5. 21 ② 却下 ③ 当該契約行為から1年経過	有
宮崎県	延岡市	① 市長 ② 出張旅費の日当、特別車両料金の支給 ③ 日当の削減、特別車両料金の廃止	(22. 1. 15)	1		① 22. 2. 3 ② 不受理却下 ③ 条例の改正を求める内容であり、請求要件を欠く	無
宮崎県	延岡市	① 市長 ② 延岡宅地建物取引業協同組合との延岡市営住宅等の管理運営に関する年度協定書の締結 ③ 年度協定書の廃止	23. 8. 19	1	23. 9. 22 口頭による陳述	① 23. 10. 4 ② 棄却 ③ 違法・不当とする理由が認められない	無
宮崎県	日南市	① 市長 ② 日南市議会政務調査費は不当な公金支出である ③ 不明	22. 11. 10	1		① 23. 1. 5 ② 却下 ③ 請求の要件を欠き、不適法	無
宮崎県	日向市	① 市長 ② 議員政務調査費（使途、報告内容の一部条例違反） ③ 政務調査費の一部返還、条例に基づく使用の勧告	21. 11. 24	13	1日、代表者3名以内陳述	① 22. 1. 15 ② 認容 ③ 政務調査費の一部返還	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果	
						①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
宮崎県	日向市	① 市長 ② 公有財産の調査（市の施設のアスベスト調査報告の未送付） ③ 市の施設のアスベスト調査報告の送付	21.7.8	1		① 21.7.24 ② 却下 ③ 財務会計上の行為ではないとするもの。	無
宮崎県	えびの市	① 市長 ② 雇用促進住宅の購入が違法かつ不当な財産の取得である。 ③ 財産取得の取消を求める請求	21.5.29	4	1回	① 21.7.15 ② 棄却 ③ 当該財産取得に違法性はない	無
宮崎県	都農町	① 町長 ② 違法な契約の締結(随意契約額が高額) ③ 相手方に不当利益返還勧告及び契約期間の変更	21.2.17	7	21.2.27 1日 意見陳述	① 21.4.17 ② 却下 ③ 違法若しくは不当な財務会計行為に該当しない	有
計		12件					有 2件 無 10件
鹿児島県	薩摩川内市	① 市長 ② 違法な印刷製本費の支出（十分な議論、検討がないまま総合計画基本構想を作成した。） ③ 不当な公金支出であるため、市長に返納を求める。	22.8.24	1		① 22.10.1 ② 却下 ③ 財務会計行為に違法性はない。	無
鹿児島県	曾於市	① 市長 ② 温泉健康センターへの人件費不払い ③ 人件費を10人から9人に行っているのは、指定管理料の不正執行ではないか	23.5.20	1	23.6.27 口頭による陳述	① 23.7.11 ② 却下 ③ 財務上の事由に該当しない (当該契約に違法性はない)	無
鹿児島県	霧島市	① 市長 ② 違法な公金の支出（市の社会福祉法人への補助金が違法な業務運営に使用されている） ③ 市長に補助金の返還請求及び違法な業務を行わないことを前提とした補助金の交付を求めるもの	22.11.18	1	1日 監査委員の前での口頭陳述	① 23.1.11 ② 棄却 ③ 財務会計上の違法、不当な行為な認められない	無
鹿児島県	霧島市	① 市長 ② 違法、不当に財産の管理を怠っている事実（法定外公共物について） ③ 財産管理を怠った職員の処分また条例どおりに財産管理をするよう求めるもの	23.10.17	1	1日 監査委員の前での口頭陳述	① 23.11.25 ② 棄却 ③ 違法、不当に財産の管理を怠っている事実は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
鹿児島県	南九州市	① 市長 ② 市が締結した物件移転補償契約の履行期限延長により、交付金及び起債の対象外となった経費の損害賠償 ③ 職員の懲戒免職、市長の損害賠償請求	21.10.29	1	21.11.26 証拠書類提出、陳述機会付与	① 21.12.21 ② 棄却 職員の免職要求は、住民監査請求の要件に該当しない。交付金等の対象外経費を一般財源で措置した行為は市長の裁量の範囲で弁済の必要はない。 ③	有
鹿児島県	南九州市	① 市長 ② 市道整備事業後の地積測量図作成を怠り、相続人名義変更等に要した経費の損害賠償 ③ 職員の処分、市長の損害賠償請求	21.12.4	1	22.1.21 陳述機会付与	① 22.2.1 ② 棄却 職員の処分は、住民監査請求の要件に該当しない。相続関係人の増大による経費の不当な財務会計上の行為を具体的に摘示していない。 ③	無
鹿児島県	南九州市	① 市長 ② 市が締結した物件移転補償契約の履行期限延長により、交付金及び起債の対象外となった経費の損害賠償 ③ 職員の懲戒免職、市長の損害賠償請求	22.2.24	1		① 22.3.1 ② 却下 同一住民が先に監査請求の対象とした行為、事実を重ねて監査請求しているため。 ③	無
鹿児島県	南九州市	① 市長 ② 市が締結した物件移転補償契約の履行期限延長により、交付金及び起債の対象外となった経費の損害賠償 ③ 市長の損害賠償請求	22.2.24	1	22.3.3 陳述機会付与	① 22.3.30 ② 棄却 交付金等の対象外経費を一般財源で措置した行為は市長の裁量の範囲で弁済の必要はない。 ③	無
鹿児島県	南九州市	① 市長 ② 契約の違法性（地方教育行政の組織及び運営に関する法律に定める手続きを経ないもの） ③ 違法な財産設置等の防止措置及び違法な公金の支出行為を是正要求	22.5.25	1	22.6.2 証拠書類提出、陳述機会付与	① 22.7.15 ② 棄却 ③ 教育委員会での必要な手続きは行われており、違法性は存在しない。	無
鹿児島県	南九州市	① 市長 ② 契約の違法性（入札の談合疑い） ③ 談合の是正措置を求めるとともに、談合による損害を補てん請求	23.11.15	1		① 23.12.13 ② 取下げ ③ 特に理由を付さずに取り下げ	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
鹿児島県	始良市	① 市長 ② 虚偽申請による減免許可 ③ 減免許可の取消しを求める	23. 3. 23	1	1日間 請求人から直接聞き取り	① 23. 5. 2 ② 棄却 ③ 当該許可に違法性はない	無
鹿児島県	屋久島町	① 町長 ② 不当な公金の支出 ③ 屋久島町職員措置請求	23. 1. 25	1		① 23. 3. 22 ② 却下 ③ 損害賠償を求める請求人の主張については理由がないものと判断	無
鹿児島県	徳之島町	① 町長 ② 違法な土地の購入 ③ 土地購入代金及び支払利息の弁済	23. 5. 27	5		① 23. 6. 24 ② 棄却 ③ 土地購入について違法制はない	有
鹿児島県	徳之島町	① 町長 ② 虚偽による土地購入 ③ 土地購入代金の弁済	24. 3. 29	5		① 24. 5. 18 ② 棄却 ③ 土地購入は正当性がある。	有
計		14件					有 3件 無 11件
沖縄県	那覇市	① 総務部管財課 企画財務部情報政策課 ② 本庁1階ロビーに設置したパソコンを不当に撤去し、市民生活と市に損害を与えた。 ③ パソコンを元の場所に戻すことを要求する。	(21. 7. 15)	1		① 21. 8. 18 ② 不受理却下 ③ 財務会計上の行為に該当しない。	無
沖縄県	那覇市	① 総合青少年課課長 ② スクールソーシャルワーカー活用事業に係る報償費の支出が違法又は不当。 ③ 上記、違法不当の支出を最終的に決裁した総合青少年課課長へ市負担分の返還を求める。	21. 11. 20	1	21. 12. 4 10時～10時30分 請求人による意見陳述	① 22. 1. 6 ② 棄却 ③ 会議に出席したスクールソーシャルワーカーに対する報償費の支出は正当ではないとする請求人の主張には理由がないと認める。	無
沖縄県	那覇市	① 教育委員会 ② 目的外使用許可 (PTAに関する) における減免措置 ③ 違法または不当に行政管理を怠り市に損害を与えた	22. 4. 26	1		① 22. 6. 15 ② 棄却 ③ 請求人の主張には理由がない	無
沖縄県	那覇市	① 市長及び教育長 ② 誤った事実による久茂地公民館・図書館の解体事業予算の議会承認 ③ 解体事業予算執行及び解体工事指名競争入札の中止、それによる公金支出の差止め	24. 2. 3	3	24. 3. 6 請求人及び関係職員からの陳述	① 24. 3. 19 ② 棄却 ③ 当解体事業の執行に違法性又は不当性は認められない	無

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
沖縄県	糸満市	① 市長 ② 違法、不当な契約及び公金の支出 ③ 損害金の補填 業務執行停止、契約の破棄・撤回	23. 8. 25	162	1日 陳述を徴収する会	① 23. 10. 14 ② 却下 ③ 地方自治法第242条に規定する住民 監査請求の要件を欠き、不適当なものと判断	無
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 地方自治法、地方財政法の趣旨を逸脱する違法な支出が既になされ、また、なされようとしている ③ 事業の公共工事関連費用相当額の損害賠償の請求 事業に関して、一切の公金を支出し、契約を締結し、債務その他の義務を負担することを禁止する	21. 4. 1	7		① 21. 5. 13 ② 却下 ③ 現に係属している事案について監査を求めているので、法242条の住民監査請求として不適法である	無
沖縄県	沖縄市	① 市長 ② 違法な事業への参加、法の趣旨を逸脱する違法な支出がなされようとしている ③ 事業に関して、一切の公金の支出を禁止、一切の契約の締結を禁止する	23. 5. 27	121		① 23. 7. 15 ② 却下 ③ 予算の執行差止めになる違法、不当な財務会計上の行為が認められない	有
沖縄県	うるま市	① 市長 ② 契約履行確認を怠り市に損害を与えた ③ 損害賠償請求	(23. 12. 22)	1		① 24. 1. 5 ② 不受理却下 ③ 財務会計外で監査対象外である	無
沖縄県	うるま市	① 水道部長 ② 水道庁舎の移転は地方公営企業法の理念に反し水道料金の適正化を阻害する ③ 水道庁舎移転の撤回	24. 3. 6	1	24. 3. 15 地方自治法第242条第6項の規定により証拠の提出及び陳述の機会を設けた。	① 24. 4. 20 ② 棄却 ③ 請求内容が将来において相当の確かさをもって予測される場合に該当しない。	無
沖縄県	豊見城市	① 市長等 ② 不当な公金の支出(補助金の使途が不適切) ③ 市長等に対する損害賠償請求	23. 6. 3	243	1日 口頭による陳述会の実施	① 23. 7. 22 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	有
沖縄県	豊見城市	① 市長等 ② 不当な公金の支出(補助金の使途が不適切) ③ 市長等に対する損害賠償請求	23. 7. 1	115	1日 口頭による陳述会の実施	① 23. 8. 3 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	有
沖縄県	豊見城市	① 市長等 ② 不当な公金の支出(補助金の使途が不適切) ③ 市長等に対する損害賠償請求	23. 7. 14	117	1日 口頭による陳述会の実施	① 23. 8. 3 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	有

都道府県名	市町村名	請求事項 ①請求対象者、②請求対象行為・事実の概要、③請求の内容	受理年月日 (請求提出日)	請求人の数 (人)	請求人に陳述の機会を与えた期間及びその方法	監査の結果 ①監査結果通知年月日、②監査結果、③却下・棄却した場合の理由又は請求を認容した場合の勧告の内容	住民訴訟提起の有無
沖縄県	豊見城市	① 市長等 ② 不当な公金の支出(補助金の使途が不適切) ③ 市長等に対する損害賠償請求	23.8.8	84	1日 口頭による陳述会の実施	① 23.9.21 ② 棄却 ③ 請求の主張に理由なし	無
沖縄県	恩納村	① 水道事業管理者・村長 ② 私道の水道管取替工事に伴う測量は事前調査と称し、所有者への確認を得ずに行ったのは不当である。 ③ 所有者に対し、無償譲渡の交渉を講ずべきと勧告	21.12.22	4		① 22.1.18 ② 却下 ③ 期間経過	無
沖縄県	恩納村	① 村長 ② ホテル建設により里道が消滅し、海岸への通行が不可能となった。新里道を帰属せず財産的損害を受けている。 ③ 新里道を村に帰属	23.1.24	1		① 23.2.3 ② 却下 ③ 村の管理が及ばない。	有
沖縄県	金武町	① 町長 ② 土地の取得についての違法、不当な公金支出 ③ ・違法な公金支出の差し止め ・違法不当な公金支出の返還、損害を補填するための措置	23.3.31	9	23.4.20 陳述・追加の証拠書類提出	① 23.5.27 ② 棄却 ③ 違法、不当な公金の支出とは認められず請求に理由がない	有
沖縄県	中城村	① 村長 ② 財政調整基金の取崩し内容について ③ 公金支出の差し止め請求	22.7.12	1	22.8.26 事情聴取及び陳述、請求事項に関する資料説明	① 22.8.31 ② 棄却 ③ 当該配分に違法性は無い	無
計		17件					有 6件 無 11件

ウ 法第242条の2による住民訴訟が提起された場合

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	札幌市	学校法人に対する補助金交付決定の取消し及び当該補助金の返還請求を行うことを求めるもの	23.6.14	○					○		○						※札幌地裁係属中
北海道	札幌市	本市が市議会議員の各会派に対して平成22年度の政務調査費に係る返還請求を行うことを求めるもの	24.2.8	○							○						※札幌地裁係属中
北海道	札幌市	市長に対する、市長個人への損害賠償請求(22,363,371円)、民間会社等への不当利得(22,363,371円)の返還請求	21.10.30	○							○						※函館地裁係属中
北海道	小樽市	市長に対する新市立病院建設に係る基本設計業務委託契約の解約料(既成部分に係る委託料25,810,048円)の返還請求	20.10.28	○							○	○					22.11.11札幌地裁棄却
北海道	室蘭市	市長、公の施設の指定管理者に対する使用料等の返還請求及び損害賠償請求	20.7.10	○							○		○				23.3.11札幌地裁一部認容・却下・棄却
北海道	室蘭市	元職員に対する違法徴収した使用料等の返還請求及び遅延損害金請求	20.8.15	○							○	○					21.2.5札幌地裁却下・棄却 21.11.6札幌高裁控訴棄却 22.7.15最高裁上告棄却・不受理
北海道	室蘭市	市長に対する財産の管理を怠る事実についての損害賠償請求及び元市長の相続人に対する違法支出について損害賠償履行請求	21.7.22	○							○						24.3.14札幌地裁請求却下・棄却 ※24.7.31札幌高裁控訴棄却 現在、上告中
北海道	室蘭市	市長、元職員、公の施設の指定管理者に対する違法行為についての損害賠償請求	21.11.26	○							○	○					22.9.2札幌地裁請求却下・棄却 23.3.4札幌高裁控訴棄却 23.10.4最高裁上告棄却・不受理
北海道	室蘭市	市長、元市長の相続人、公の施設の指定管理者に対する損害賠償請求	23.1.27	○							○						※札幌地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
北海道	室蘭市	市長に対する違法契約に基づく支出差止請求、市長に対する公金の違法支出等についての損害賠償請求	23. 3. 16	○				○				○					※24. 10. 19札幌地裁一部認容・却下・棄却 現在、札幌高裁係属中
北海道	室蘭市	市長に対する違法契約に基づく支出差止請求、市長に対する公金の違法支出等についての損害賠償請求	23. 3. 16	○				○				○					※24. 10. 19札幌地裁一部認容・却下・棄却 現在、札幌高裁係属中
北海道	室蘭市	市長、元市長の相続人、元職員、公の施設の指定管理者に対する損害賠償請求	24. 3. 29	○								○					※札幌地裁係属中
北海道	室蘭市	市長、元市長の相続人、元職員、公の施設の指定管理者に対する損害賠償請求	24. 3. 29	○								○					※札幌地裁係属中
北海道	室蘭市	市長、元市長の相続人、元職員、公の施設の指定管理者に対する損害賠償請求	24. 3. 29	○								○					※札幌地裁係属中
北海道	北見市	不当利得金返還請求事件	22. 2. 24	○								○					23. 3. 3 札幌高裁控訴棄却 23. 6. 28 最高裁不受理決定
北海道	深川市	市長に対し、公示の談合により市が被った損害金(契約金額の10%)と年5分の割合による金員を前市長と各落札業者に支払うよう請求	20. 10. 28	○								○		○	○		23. 4. 27 旭川地裁一部認容 市側控訴 24. 2. 24 札幌高裁原判決主文を一部変更、その余の請求は棄却
北海道	湧別町	固定資産税の賦課徴収を怠る事件	23. 8. 23	○								○					※釧路地裁係属中
北海道	湧別町	児童センター業務委託が違法	23. 10. 1	○								○					※釧路地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
北海道	新得町	町有地を不当に売却したとして、財産分類換え処分の取消と所有権移転登記抹消請求、不当に安く売却したとしての賠償金請求（293万円）	23.4.2	○					○	○	○						23.12.20釧路地裁却下 ※24.4.27 札幌高裁控訴棄却、24.9.28 最高裁上告棄却
計		19件		19件	0件	0件	0件	2件	3件	2件	17件	0件	4件	2件	0件	1件	
青森県	弘前市	市長に対し、違法契約締結に伴う損害金（4,722万9千円）を前市長へ請求すること	21.12.18	○							○						24.2.24 青森地裁棄却 ※24.10.26 仙台高裁、控訴棄却、最高裁係属中
青森県	横浜町	補助金参加人に対する補助金返還履行請求	21.1.26	○							○	○					23.3.25 青森地方裁判所請求却下 確定
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	0件	0件	
岩手県	遠野市	市長による市有財産の占用料（624,000円）の請求行使及び第三者の当該市有財産の占用状態の是正	24.2.8	○							○						※24.9.14 盛岡地裁棄却、仙台高裁係属中
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
宮城県	仙台市	市長に対し議員の海外出張旅費の返還請求権の行使を求めるもの。	19.6.6	○							○		○				20.12.18仙台地裁一部認容 21.9.18 仙台高裁原審判決取消、原告請求棄却 22.6.4 最高裁上告不受理
宮城県	仙台市	市長に対し違法、無効な国直轄道路事業負担金相当額の返還請求又は損害賠償請求権の行使を求めるもの。	21.7.22	○							○						23.2.10仙台地裁棄却 23.9.14仙台高裁控訴棄却 ※24.5.8最高裁上告不受理

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
宮城県	仙台市	市長に対し違法な議員の費用弁償の返還請求権の行使を求めるもの。	21. 8. 26	○							○						22. 10. 26仙台地裁棄却 23. 4. 13仙台高裁控訴棄却 ※24. 7. 31最高裁上告不受理
宮城県	仙台市	行政委員の月額報酬の支出差し止めを求めるもの。	21. 9. 29	○				○									23. 9. 15 仙台地裁一部認容 ※24. 4. 13仙台高裁原審判決取消、原告請求棄却、24. 9. 18最高裁上告不受理
宮城県	仙台市	市長に対し議員の政務調査費の返還請求権の行使を求めるもの。	22. 6. 25	○							○						※仙台地裁係属中
宮城県	仙台市	監査結果の取消、市有地の用途変更の取消、定期借地権設定契約の無効確認を求めるもの。	23. 3. 7	○					○			○					23. 9. 27仙台地裁請求却下確定
宮城県	多賀城市	市が行った出資（土地）に伴う損害金（金1,210万円及び金利）を職員（市長）に請求することの請求	20. 9. 4		○						○		○				20. 12. 25仙台地裁棄却 21. 1. 5原告控訴 21. 5. 21仙台高裁控訴棄却 21. 6. 5確定
宮城県	多賀城市	①市が行った補助金（金4,640万円）の交付決定の取消及び②当該補助金の返還等を補助相手方に請求することの請求	22. 5. 18		○				○		○						23. 10. 11仙台地裁請求①却下 請求②棄却 23. 10. 18原告控訴 ※24. 8. 29仙台高裁控訴棄却、24. 9. 14確定
宮城県	大崎市	宮城県大崎合同庁舎への大崎市農業委員会事務局の設置の差止請求	21. 9. 8	○				○				○					21. 12. 28仙台地裁却下判決 22. 1. 12判決確定
計		9件		7件	2件	0件	0件	2件	2件	0件	6件	2件	2件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
秋田県	北秋田市	市税徴収を怠る行為による損害賠償義務付け等請求	23.6.27	○							○						※秋田地裁係属中
	計	1件	/	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	/
山形県	小国町	廃棄物処理の補償費に対する損害賠償請求	22.9.16	○							○						原告取下げ
	計	1件	/	1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	/
福島県	会津美里町	町に対し、町長に違法公金支出金(86百万円)の返還請求をせよ	23.1.12	○							○	○					23.6.7 福島地裁請求棄却
福島県	会津美里町	町に対し町長に違法公金支出金(108万円)の返還請求をせよ	23.8.16	○							○						※福島地裁係属中
	計	2件	/	2件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	/
茨城県	土浦市	市長に対する違法な水道事業基本計画に基づく損害金の請求等(3,496,500円及び支払日から年5%の遅延損害金)(H23.12.9 金額変更申立65,835,244円)	22.8.11	○							○						※水戸地裁係属中
茨城県	常総市	市長に対する委託契約に基づいて生じた不法行為による損害賠償請求権の行使の請求	23.2.2	○							○						23.8.17水戸地裁取下げ
茨城県	常陸太田市	公文書偽造により公金横領を行った市長に対する市の損害金6億1,380万6,000円の返還請求	24.6.26	○							○						※水戸地裁係属中
茨城県	那珂市	市長は、違法な公金の支出に関して関係者に返還請求せよとする事件(52万円)	21.12.4	○			○				○	○					24.1.26東京高裁確定
茨城県	桜川市	市長・T商事株式会社・前都市整備課係長に対する違法契約締結に伴う損害金(356万6,241円)の請求	22.10.1	○							○	○					24.3.2水戸地裁確定

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
茨城県	桜川市	市長に対し、Y土建株式会社へ不当利得返還請求することの措置請求	23. 2. 25	○							○						※水戸地裁係属中
	計	6件		6件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	6件	0件	2件	0件	0件		
栃木県	宇都宮市	市長及び市職員に対する移設された忠魂碑等に係る原状回復又は損害金(約1,100万円)の請求	22. 12. 16	○							○						※24. 5. 17宇都宮地裁棄却・一部却下、24. 11. 27東京高裁棄却
栃木県	宇都宮市	市長に対する補助金交付に伴う損害金(約9億7,000万円)の請求	23. 8. 18	○							○						※宇都宮地裁係属中
栃木県	栃木市	入湯税に関する損害賠償等請求義務付けの請求	19. 8. 16	○							○	○					22. 2. 24宇都宮地裁請求棄却(確定)
栃木県	栃木市	元市長に対する市営住宅敷地賃借更新料支出分(21,678,598円及び遅延損害金)の請求	20. 12. 31	○							○	○					24. 2. 16宇都宮地裁却下(確定)
栃木県	栃木市	市長に対する違法な補助金支出に伴う損害金(1,256万円)の請求	20. 12. 31	○							○	○					23. 3. 23宇都宮地裁却下(確定)
栃木県	栃木市	①土地開発公社が購入した工場跡地の固定資産税滞納分(3,000万円)を、当時の元副市長等に対し、市長が請求するよう求める請求 ②土地開発公社の工場跡地購入により市が被る1億800万円(購入額-評価額)を、元市長等に対し、市長が請求するよう求める請求	23. 5. 26	○							○						①宇都宮地裁係属中 ②24. 2. 20付取下げ
栃木県	上三川町	町長に対する不当利得による残業手当返還請求(2億406万9569円)	24. 2. 2	○							○						※24. 9. 26宇都宮地裁却下、24. 10. 12宇都宮地裁(確定)
栃木県	野木町	公金支出防止請求	23. 7. 27	○						○		○					24. 3. 28宇都宮地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
栃木県	野木町	不作為違反確認請求	23. 9. 22	○					○								24. 3. 28宇都宮地裁請求却下 ※東京高裁係属中
栃木県	高根沢町	栃木県県土整備部交通政策課からの依頼に基づき、都市整備課長が民間団体の主宰した「ガソリンの暫定税率の維持を求める署名活動」に協力するため、町所有の用紙を使用して町部課長等に署名協力を依頼する文書を送付し、取りまとめた署名簿を依頼元である栃木県県土整備部交通政策課に送付した。	20. 8. 7	○							○			○			22. 2. 24宇都宮地裁(確定)
計		10件	/	10件	0件	0件	0件	0件	2件	0件	8件	2件	2件	1件	0件	0件	/
群馬県	藤岡市	三本木工業団地違法支出返還等請求事件	22. 2. 3	○					○				○				23. 9. 28前橋地裁(確定)
群馬県	安中市	ごみ処理施設の建設工事の指名競争入札において談合により不当に高い金額で落札した業者に対して損害賠償請求するよう市長に対して請求	22. 12. 26	○							○	○					23. 11. 30前橋地裁(確定)
群馬県	玉村町	町長(個人)に対する違法な公金支出(62万円)について、町から町長(個人)へ請求するよう請求	22. 9. 6	○							○						※25. 1. 25前橋地裁原告の請求認容係属中
計		3件	/	3件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	1件	1件	0件	0件	0件	/
埼玉県	川越市	議会運営委員会行政視察旅費違法支出金賠償請求	23. 1. 11	○							○	○					23. 11. 9さいたま地裁却下(確定)
埼玉県	川越市	川越市監査委員に提出した選挙公費費用の不当支出・公職選挙法違反行為に係る住民監査請求の却下処分の取消請求	24. 3. 6			○			○								※24. 7. 25さいたま地裁却下(確定)
埼玉県	川口市	下水道取付管工事及び私道共同排水管設備工事に係る損害賠償命令請求事件	24. 3. 12	○							○						さいたま地裁係属中 ※24. 9. 12さいたま地裁却下 結審

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
埼玉県	秩父市	市長等に対する工事請負契約に伴う公金支出の損害金の請求	19. 7. 24	○							○	○				22. 6. 11東京高裁(確定)	
埼玉県	所沢市	違法給与支出金返還請求事件	22. 8. 27	○							○					23. 1. 12 取下げ	
埼玉県	東松山市	市長に対する談合入札による元職員及び落札業者に対する損害賠償請求の行使を請求	21. 6. 19	○							○		○	○		22. 12. 22 さいたま地裁 原告一部勝訴	
埼玉県	狭山市	条例が違法・不当	22. 12. 24	○							○					24. 2. 29 さいたま地裁 原告一部勝訴 ※24. 7. 26 東京高裁 棄却、24. 9. 27最高 裁上告却下、上告受 理申立て申請中	
埼玉県	狭山市	違法な契約の締結	23. 1. 14	○							○	○				24. 3. 21さいたま地 裁 棄却(確定)	
埼玉県	草加市	消防団年末警戒手当が不払いであるとして、不払いにより発生する利息125円を市に損害を与えており、「市は市長に対して、125円を草加市に支払うよう請求せよ」とするもの	24. 5. 7	○				○								さいたま地裁係属中 ※24. 12. 5さいたま 地裁却下	
埼玉県	ふじみ野市	市長及び一般廃棄物処理業者に対する事業系ごみ処理手数料不足分の支払請求	22. 1. 12	○							○		○			24. 2. 15 さいたま地 裁(確定)	
埼玉県	嵐山町	町がH21・22年度に交付した補助金287万円について、町長に不当利得の返還請求を行うこと及びH24補助金の交付差し止めを求めるもの。	22. 8. 5	○				○			○					※24. 9. 26さいたま 地裁棄却・一部却下 東京高裁係属中	
埼玉県	嵐山町	町がH20・21年度に支出した講師謝金46万円について、町長に不当利得の返還請求を行うことを求めるもの。	22. 8. 5	○							○					※24. 4. 4さいたま地 裁棄却・一部却下、 24. 11. 22東京高裁控 訴棄却、最高裁上告 中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
埼玉県	寄居町	地縁的組織の自治会を区として、行政の末端組織化して補助金交付すること及びコミュニティ助成事業の神興補助は政教分離に反するため、公金支出の返還請求	22. 2. 4		○												※24. 8. 8さいたま地裁棄却、東京高裁係属中
計		13件		11件	1件	1件	0件	2件	1件	0件	11件	1件	2件	2件	0件	1件	
千葉県	千葉市	市長に対する違法な負担金支出に伴う損害金(1,442,000円)の請求	20. 7. 4	○							○		○				21. 4. 24千葉地裁(確定)
千葉県	千葉市	市長に対する違法な税免除処分の取消し	21. 12. 11	○					○						○		23. 5. 13千葉地裁(確定)
千葉県	千葉市	市長に対する違法な税免除処分の取消し	22. 6. 18	○					○			○					22. 10. 5千葉地裁(確定)
千葉県	千葉市	市長に対する違法な政務調査費支出に伴う損害金(3,733,823円)の請求	23. 5. 16	○							○						※24. 10. 30東京高裁棄却(確定)
千葉県	市川市	市長に対する違法な公金の支出に伴う損害金(275,009円)の請求	H22. 4. 23		○						○		○				23. 12. 14東京高裁棄却(確定)
千葉県	市川市	市川市に対する固定資産税及び都市計画税の免除措置の取消請求	H22. 4. 23		○				○								23. 2. 15千葉地裁訴え取下げ
千葉県	船橋市	市長に対する某団体に係る固定資産税及び都市計画税の免除措置の取消の請求	23. 7. 12		○				○				○				24. 3. 23千葉地裁(確定)
千葉県	館山市	法定外公共物(水路)の用途廃止無効確認及び払下取消請求	24. 4. 6	○					○								※24. 11. 16千葉地裁棄却(確定)
千葉県	松戸市	市長に対する違法に採用した職員への給与の支払いに伴う損害金(1,600,000円)の請求	22. 12. 16	○							○		○				24. 2. 17千葉地裁(確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
千葉県	野田市	自治会長会議費の支出は、地方自治法第2条第14項のに違反し、本件補助金支出は、同法第232条の2の規定に違反する。	20.1.25				○						○				23.2.1千葉地裁棄却（確定）
千葉県	成田市	公金支出差止請求事件	23.12.28	○				○									※24.11.9千葉地裁一部却下・一部棄却
千葉県	習志野市	選挙ポスター作成費用に係る公費負担の違法確認請求	24.5.7	○						○							※千葉地裁係属中
千葉県	柏市	副市長が平成22年4月9日の記者発表において4名の個人地権者分の汚染土壌除去費用を柏市が負担する旨の表明を行ったことは権限踰越の行為であるとし、また、平成23年4月12日に柏北部中央地区小学校整備事業負担金として柏市から千葉県へ支払った金74,712,225円のうち金67,934,160円は、4名の一般地権者が支払うべきものであり違法な支出であると主張し、被告柏市長に対し、柏市長及び副市長に対し、連帯して金済まで年5分の割合による金員の支払を請求することを求めているもの	23.8.24		○												※24.7.19 原告取下げ 24.8.8 被告同意（訴訟終了）
千葉県	市原市	市長に、政務調査費を不正に支出した市議会各会派に対する返還請求（8,634,818円）を請求	24.5.24	○													※千葉地裁係属中一部（372,030円分）取下げ
千葉県	流山市	公金支出差止、公金支出返還請求事件	24.6.22	○													※千葉地裁継続中
千葉県	鎌ヶ谷市	不当利得返還請求事件	21.9.18	○									○				23.10.4（確定）
千葉県	鎌ヶ谷市	損害賠償請求事件	22.6.30	○													地裁：却下 高裁：差戻し 最高裁：上告不受理 ※係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
千葉県	鎌ヶ谷市	不当利得返還請求事件	23. 3. 18	○							○	○				24. 3. 28 (確定)	
千葉県	鎌ヶ谷市	業務行為差止請求事件	23. 4. 28	○				○				○				23. 12. 15 (確定)	
千葉県	鎌ヶ谷市	損害賠償請求事件	23. 10. 17	○							○					※地裁：却下	
千葉県	鎌ヶ谷市	業務行使差止請求事件	24. 2. 21	○				○								※24. 7. 31却下判決	
千葉県	浦安市	原告が所有する土地の平成21年度固定資産税課税課税評価額の不当性・公金の賦課を怠る違法なものであることの確認	21. 7. 2	○							○	○				23. 4. 7東京地裁棄却 24. 1. 13 最高裁不受理結審	
千葉県	浦安市	平成20年度に交付を受けた政務調査費の一部に対する不当利得返還請求	22. 6. 15	○							○	○				23. 7. 15千葉地裁棄却 (確定)	
千葉県	印西市	合併準備に係る財務会計行為の差止請求	22. 1. 22	○				○				○				23. 5. 31東京高裁勝訴 (却下) 23. 6. 16 (確定)	
千葉県	印西市	住民監査請求の却下についての取消請求	23. 7. 27	○				○				○				23. 11. 22千葉地裁勝訴 (却下) 23. 12. 10 (確定)	
千葉県	印西市	市出張所建物の取り壊し、同建物所在地の借地契約の解約及び返還の差止請求	24. 5. 1	○				○								※24. 7. 27千葉地裁取下げ	
千葉県	白井市	北総鉄道値下げ支援補助金の支出が違法な公金支出であるとして、市長に損害金 (1575万4000円) を請求	22. 12. 21	○							○					※千葉地裁係属中	
千葉県	山武市	国保成東病院に対する特別運営負担金の支出が違法であるとして損害賠償を請求された事件	22. 1. 28	○						○		○				24. 1. 25千葉地裁 (確定)	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	品川区	<損害賠償命令請求住民訴訟事件> 平成20年度「第13回目黒のさんま祭り」の実施にあたり、品川区から事業主体に対し交付されたイベント助成金について、原告が、当該事業の内容は法律等に違反する「野焼き」に当たることから、同区が行った当該助成金の支出は違法であり、同区は、同振興組合および同区職員である品川区長個人に対して不当利益の返還および損害賠償を請求すべきであると主張して住民訴訟を提起。	21.12.2	○							○	○				22.12.16東京高裁控訴棄却（確定）	
東京都	目黒区	区長に、政務調査費(540万円余)の返還請求をすることを求める。	19.3.23	○							○	○				21.12.24東京地裁棄却（確定）	
東京都	目黒区	区長に、違法な契約の損害金(2200万円余)の返還請求をすることを求める。	20.6.6	○							○	○				21.3.26東京地裁請求棄却 21.8.5東京高裁控訴棄却（確定）	
東京都	目黒区	区長に、違法な契約締結に伴う損害金(4900万円余)の返還請求をすることを求める。	21.5.8	○							○					23.4.12東京地裁一部却下・棄却 24.1.25東京高裁棄却 ※上告受理申立中	
東京都	目黒区	区長に、違法支出の損害金(2100万円余)の返還請求をすることを求める。	21.5.29	○							○	○				22.5.11東京地裁請求棄却（確定）	
東京都	目黒区	区長に、違法な契約の損害金(460万円余)の返還請求をすることを求める。	21.6.19	○							○	○				22.1.22東京地裁請求棄却 22.6.29東京高裁控訴棄却（確定）	
東京都	目黒区	区長に、政務調査費(90万円余)の返還請求をすることを求める。	22.1.20	○							○					23.8.31東京地裁棄却 ※24.10.31東京高裁一部認容、上告受理申立中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
東京都	目黒区	子ども手当の支給に関し、財源の一部を負担し、一切の公金を支出してはならない。	23. 3. 10	○							○						23. 6. 14東京地裁取下げ
東京都	目黒区	区長に、財産の管理を怠ったことによる損害金（5億700万円余）の返還請求をすることを求める。	24. 6. 14	○							○						※東京地裁係属中
東京都	大田区	区長等に対する違法な土地及び建物の取得に伴う損害金（5億5442万6550円）の請求	22. 6. 21	○							○	○					23. 1. 21 東京地裁請求棄却、一部却下（確定）
東京都	大田区	区長に対する違法な土地の取得に伴う損害金（1億7千万円）の請求	23. 10. 31	○							○						※24. 8. 23 東京地裁取下げ
東京都	世田谷区	職員に対する違法な公金振替に伴う損害金（11, 374, 231円）の請求	22. 1. 21	○							○	○					23. 1. 14東京地裁（確定）
東京都	渋谷区	区長に対する政務調査費の不当利得額（1, 683, 802円）の返還をを求める請求	21. 2. 26	○							○	○					21. 11. 26東京地裁（確定）
東京都	渋谷区	区長ほかに対する議長交際費の支出に伴う損害金（72, 000円）の請求	21. 4. 27	○							○	○					21. 7. 31東京地裁（確定）
東京都	渋谷区	区長に対する選挙自動車ガソリン代の不当利得額（4, 830円）の返還をを求める請求	21. 5. 18	○							○	○					22. 10. 21東京地裁（確定）
東京都	渋谷区	区長ほかに対する総務課食糧費支出に伴う損害金（271, 825円）の請求	21. 7. 8	○							○	○					22. 8. 31東京地裁（確定）
東京都	渋谷区	区長ほかに対する公用車使用に伴う損害金（72, 790円）の請求	21. 9. 14	○							○	○					22. 4. 16東京地裁（確定）
東京都	渋谷区	区教委に対する行政財産使用許可処分の取消の請求等	21. 9. 29	○						○	○						※平成20年提起の別事件に併合し、東京地裁にて係属中
東京都	渋谷区	区長ほかに対する公用車の使用等に伴う損害金（797, 810円）の請求	21. 12. 11	○							○	○					22. 5. 7東京地裁（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
東京都	渋谷区	区教委に対する行政財産使用許可処分の取消の請求等	21.12.18	○					○		○					※平成20年提起の別事件に併合し、東京地裁にて係属中	
東京都	渋谷区	区長に対する賃料相当分不当利得額(4,740,212円)の返還請求権不行使の違法確認請求等	22.5.21	○							○	○				※東京地裁係属中	
東京都	渋谷区	区教委に対する行政財産使用許可処分の取消の請求等	23.2.4	○					○		○					※平成20年提起の別事件に併合し、東京地裁にて係属中	
東京都	渋谷区	区長に対する株式価値を毀損させた公社役員に責任追及等の訴えを提起しないことの違法確認請求	23.12.5	○							○					※24.8.30東京地裁請求棄却、東京高裁係属中	
東京都	渋谷区	区教委に対する行政財産使用許可処分の取消の請求等	24.6.21	○					○		○					※平成20年提起の別事件に併合し、東京地裁にて係属中	
東京都	中野区	区長に対する違法補助金支給に伴う損害金(267000円)の請求	22.1.7	○								○				23.1.14東京地裁棄却 23.9.1東京高裁控訴棄却 24.2.28最高裁上告棄却、上告不受理	
東京都	杉並区	区長に対する違法な設備関連費用、訴訟費用等の支出に伴う損害金の請求	21.5.22	○								○				21.6.9東京地裁取下げ	
東京都	杉並区	違法な条例に基づき非常勤監査委員に支給した報酬の返還の請求をすることを区長に対して求める請求	21.10.14	○									○			22.9.30東京地裁一部認容・一部棄却(確定)	
東京都	杉並区	違法な支出に係る政務調査費の返還の請求をすることを区長に対して求める請求 (第1回口頭弁論において本件政務調査費の返還請求は取り下げられたため、請求は、遅延利息及び訴訟費用に限ることとされた。)	21.11.4	○												22.11.9東京地裁棄却 24.1.31東京高裁控訴棄却 ※24.4.11最高裁上告却下	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が職務に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
東京都	杉並区	違法な条例に基づき非常勤監査委員等に支給した報酬の返還の請求をすることを区長に対して求める請求	22.12.13	○							○	○					23.5.26東京地裁却下 23.9.29東京高裁控訴棄却(確定)
東京都	杉並区	病欠していた選挙管理委員に報酬の返還を請求することを区長に対して求める請求及び不当利得返還請求権の行使を怠ることの違法確認	23.5.16	○						○	○						※東京地裁係属中
東京都	豊島区	議員に対する損害賠償(費用弁償日額旅費分)請求事件	23.8.10	○							○						24.3.21東京地裁棄却 ※24.9.24東京高裁棄却、最高裁係属中
東京都	荒川区	区長に対する違法な公金支出に伴う損害金(92,256,590円)の請求	22.7.28	○							○	○					23.1.19東京地裁訴え却下 23.6.23東京高裁控訴棄却(確定)
東京都	練馬区	区長に対して、保育園運営業務委託料相当額の返還を請求した事件	18.6.26	○							○	○					20.12.19東京地裁棄却(併合審理) 21.10.22東京高裁控訴棄却(確定)
東京都	練馬区	区長に対して、保育園運営業務の受託者選定処分および同委託契約等が無効であることの確認を求めた事件	18.6.27	○					○			○					20.12.19東京地裁請求棄却(併合審理) 21.10.22東京高裁控訴棄却(確定)
東京都	練馬区	区長に対して、選挙運動用自動車の借入れ代金の公費負担につき、水増し請求された金額に係る返還請求権をレンタカー会社に対して行使することを求めた事件	21.5.19	○							○			○			22.7.13一部認容・一部棄却 区側控訴 22.8.18控訴取下げ・確定(確定)
東京都	練馬区	区長に対して、区選挙管理委員会委員長等の月額報酬に係る公金支出の差止めを求めた事件	21.5.27	○				○					○				22.3.31東京地裁棄却(確定)
計		40件		39件	1件	0件	0件	3件	5件	4件	35件	2件	18件	2件	0件	1件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
東京都	立川市	土木工事の入札で談合した建設業者に対して市に代位して損害賠償を求めた住民訴訟	14. 5. 17	○							○			○	○	平成21年（行ツ）第242号及び平成21年（行ヒ）第307号（確定）	
東京都	国立市	別件訴訟に関連して、市が支払った損害賠償金及びそれに対する利息を、国立市長が前市長（住民訴訟提起当時）に対して請求することを求める訴訟	H21. 5. 19	○							○			○	○	22. 12. 22東京地裁請求認容 23. 1. 5 控訴 23. 5. 30 控訴取下げ	
東京都	国立市	住基ネットに接続していれば必要のない支出を、市が違法に支出しているとして、国立市長に対して、これらの支出の差止め及び個人として市長（住民訴訟提起当時）に損害賠償請求することを求める住民訴訟	H21. 12. 22			○		○			○		○	○	○	23. 2. 4東京地裁一部認容、一部却下、一部棄却 23. 2. 16 控訴 23. 5. 24 控訴取下げ	
東京都	あきる野市	前払いした委託料の清算方法を誤った受託業者に返還請求することを求めた事件	22. 12. 21	○							○					※24. 7. 11 東京地裁請求棄却	
東京都	あきる野市	調整区域に都市計画税を賦課しないこと及び下水道汚水ますの市への寄付の違法事件	23. 11. 10	○					○	○	○					※東京地裁係属中	
東京都	青ヶ島村	製塩事業譲渡に伴う村長に対する損害賠償（金25,770,900円）の請求	23. 9. 21	○				○								※東京地裁係属中	
計		6件		5件	0件	1件	0件	2件	1件	2件	4件	0件	0件	1件	2件	3件	
神奈川県	横浜市	工場工事発注における談合を前提とした過払分についての求償権不行使に係る怠る事実の違法確認請求事件	12. 7. 21	○							○	○	○			18. 6. 21横浜地裁原告一部勝訴 20. 3. 18東京高裁控訴棄却 21. 4. 23最高裁：上告棄却（確定）	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	横浜市	B区連合町内会主催の研修旅行に区職員が参加するための市外出張旅費の支出が違法であるとして、横浜市長に対し、職員に対する損害賠償請求及び賠償命令並びに当該支出の相手方に対する不当利得返還請求をすることを求めた事件	17.11.24	○												20.5.28横浜地裁棄却 20.11.26東京高裁一部勝訴 22.10.28最高裁上告棄却(確定)	
神奈川県	横浜市	教員研究用教科書の購入費用に係る住民訴訟事件	19.1.19	○									○			22.5.13横浜地裁一部却下・一部棄却 22.12.9東京高裁棄却 23.11.1最高裁棄却(確定)	
神奈川県	横浜市	政務調査費を広報費に使用したことが違法な公金の支出に当たるとした住民訴訟事件	19.6.8	○										○		22.6.9横浜地裁一部認容・一部棄却 22.11.5東京高裁一審認容額縮減・一部棄却(確定)	
神奈川県	横浜市	議員の海外視察費返還履行請求住民訴訟事件	19.6.19	○										○		20.10.29横浜地裁棄却 22.6.24東京高裁一部却下・一部棄却(確定)	
神奈川県	横浜市	久保山墓地における墓地の使用許可処分の取消し及び当該墓地の使用に対する返還請求を行うことを横浜市長に対して請求した事件	19.9.18	○						○	○		○			21.7.15横浜地裁却下(確定)	
神奈川県	横浜市	横浜市長に対する久保山墓地の墓地使用料の請求を怠る事実の違法確認請求事件	21.1.5	○										○		21.12.14横浜地裁棄却 22.5.20東京高裁棄却 22.10.8上告棄却(確定)	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	横浜市	産業廃棄物処理事業に係る負担金の支出及び損失補償の履行を差し止めるとともに、産業廃棄物処理業者に対し監査請求申立の1年前から本訴提起までの間に支出された負担金相当額の不当利得返還請求をするよう、横浜市長に対し求めた事件	19.11.28	○									○	○			23.10.5横浜地裁棄却 24.3.21東京高裁棄却（確定）
神奈川県	横浜市	横浜市長に対する市有地を不当に廉価にて賃貸したことに伴う損害賠償金（50,753,958円）の請求	20.6.20	○									○	○			23.9.7横浜地裁一部却下・一部棄却（確定）
神奈川県	横浜市	消防団が受領した寄付金を歳入金収納することなく費消した金員（492,850円）を職員に請求することを怠る事実の違法確認及び当該職員に対する当該金員の請求	19.6.25	○									○	○			22.3.24横浜地裁棄却（確定）
神奈川県	横浜市	消防団員活動奨励費を違法に支出したとして、当該奨励費を支出した者らに対する賠償命令（77,060,250円）又は損害賠償（627,926円）の請求	20.12.22	○									○	○			22.3.24横浜地裁一部却下・一部棄却（確定）
神奈川県	横浜市	平成17年度に主要各会派に交付された政務調査費に係る不当利得返還請求事件	20.1.22	○									○	○			21.11.25横浜地裁却下 22.3.24東京高裁棄却 22.7.15 上告棄却（確定）
神奈川県	横浜市	平成20年度に主要各会派に交付された政務調査費に係る不当利得返還請求事件	22.2.25	○									○				22.9.29横浜地裁却下 23.2.23東京高裁原判決取消・原審差戻し ※24.8.29上告棄却、地裁へ差戻し
神奈川県	横浜市	開港150周年記念事業に係る損害賠償を求めると等を請求する事件	22.4.23	○				○	○				○				※横浜地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	川崎市	市が締結した建物解体工事請負契約の無効確認を求めるもの	24.4.6	○					○							※24.9.19横浜地裁請求却下 確定	
神奈川県	平塚市	承認決裁事務に伴う違法公金支出返還請求事件	19.5.24	○								○				22.1.20横浜地裁請求棄却(確定)	
神奈川県	平塚市	協議会委員報酬の違法公金支出返還請求事件	19.5.24	○				○				○				22.1.20横浜地裁請求棄却(一部却下)(確定)	
神奈川県	平塚市	違法公金支出返還請求事件	21.1.15	○								○				横浜地裁 22.8.26の経過により訴えの取下げ擬制	
神奈川県	平塚市	事業者選定委員会謝礼返還請求控訴事件	21.10.30	○								○				23.3.23横浜地裁請求棄却 23.9.15東京高裁請求棄却(確定)	
神奈川県	鎌倉市	市長に対する用地取得費の予算取消請求事件	21.1.26		○			○				○				21.8.26横浜地裁請求却下(確定)	
神奈川県	鎌倉市	市長に対する土地取得費の予算措置差止請求事件	22.7.7	○				○				○				23.3.2横浜地裁請求却下(確定)	
神奈川県	鎌倉市	市長に対する行政委員月額報酬返還請求権行使等請求事件	22.12.3	○								○				24.2.29横浜地裁請求棄却(確定)	
神奈川県	藤沢市	市長に対する違法支出差止(第一審中に市長に対する損害金(8236万0774円)の請求に訴えを変更)	21.9.8	○				○				○				22.10.6横浜地裁請求棄却 23.8.9東京高裁請求棄却(確定)	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	藤沢市	市長に対する違法契約締結に伴う用地買取り差止請求	22.3.4			○		○								※24.7.25横浜地裁原告勝訴。現在、公費負担について東京高裁係属中)	
神奈川県	藤沢市	市長に対する違法契約締結に伴う用地買取り差止請求	22.7.8	○				○								※24.10.17横浜地裁請求棄却、東京高裁係属中	
神奈川県	逗子市	市長に対し、金51万円余を市に支払うこと等を内容とする	22.12.28	○							○					※24.6.13横浜地裁請求一部却下、一部棄却、東京高裁係属中	
神奈川県	逗子市	市長に対し、金38,325円余を市に支払うことを内容とする	23.9.29	○							○					※横浜地裁係争中	
神奈川県	秦野市	損害賠償請求住民訴訟事件	24.5.4	○							○					※訴訟継続中 24.12.20第4回口頭弁論	
神奈川県	厚木市	市長が市議会議員に議員報酬を支給した行為の無効確認請求	21.6.26	○					○			○				22.1.27横浜地裁却下(確定)	
神奈川県	厚木市	市長に対する道路台帳図面作製のための支出に関し、怠る事実の違法確認請求	22.11.18	○							○					23.6.8横浜地裁却下(確定)	
神奈川県	厚木市	市長に対する道路用地測量業務委託の無効確認請求	22.12.6	○					○							23.1.12横浜地裁訴訟取下げ	
神奈川県	厚木市	市長に対する道路台帳補正業務委託契約の無効確認請求	22.12.6	○					○			○				23.6.8横浜地裁却下(確定)	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
神奈川県	厚木市	市長に対する道路用地取得事業の無効確認及び当該事業に係る支出の違法確認請求	23.1.4	○					○	○				○			23.3.23横浜地裁却下 23.7.28東京高裁棄却 23.11.29最高裁棄却（確定）
神奈川県	厚木市	市長に対する道路用地取得事業の無効確認及び当該事業に係る支出の違法確認請求	23.1.7	○					○	○							23.2.14横浜地裁訴訟取下げ
神奈川県	厚木市	市長に対する市長専用車の使用差止め請求	23.6.22	○				○						○			24.1.11横浜地裁却下（確定）
神奈川県	厚木市	市長に対する議長専用車の使用差止め請求	23.6.22	○				○						○			24.1.11横浜地裁却下（確定）
神奈川県	厚木市	市長に対する市長専用車の使用に伴う不当利得（8,373,610円）返還請求	23.12.12	○												○	※横浜地裁係属中
神奈川県	厚木市	市長に対する議長専用車の使用に伴う損害金（26,020,898円）の請求	24.1.5	○												○	※横浜地裁係属中
神奈川県	伊勢原市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（122万1,246円）の請求	23.8.29	○												○	※24.4.11横浜地裁請求棄却 24.9.13東京高裁請求棄却
神奈川県	大磯町	町長に対する違法支出に伴う損害金（358万円及びうち指定期間の年5分の割合による金員）の請求	22.9.9	○												○	※24.8.8横浜地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
神奈川県	大磯町	町長に対する違法支出に伴う損害金(58万円及びうち指定期間の年5分の割合による金員)の請求	22.11.18	○							○						※24.8.8横浜地裁請求棄却
神奈川県	大磯町	町長に対する違法支出に伴う損害金(934万2428円及び指定期間の年5分の割合による金員、373万6971円及び指定期間の年5分の割合による金員)の請求	24.6.14	○							○						※横浜地裁係属中
神奈川県	箱根町	町長に対する町有地無償貸付差止請求	21.9.15		○			○				○					22.4.21横浜地裁請求棄却 22.10.13東京高裁訴え却下 23.6.28最高裁上告棄却
計		52件		49件	2件	1件	0件	13件	8件	7件	34件	9件	18件	2件	0件	0件	
新潟県	南魚沼市	市長に対する損害賠償請求(23,058,000円)	24.6.13 24.8.10(訂正) 24.8.17(受付)	○							○						※24.9.21新潟地裁口頭弁論、24.11.30棄却
計		1件		1件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	0件	
石川県	金沢市	政務調査費返還請求事件	22.10.27	○							○						原告による請求取下げ
石川県	金沢市	政務調査費返還請求事件	23.3.30	○							○						※24.10.16第一審原告一部勝訴、名古屋高等裁判所係属中
石川県	津幡町	町議会議員に対する政務調査費の支出の返還請求	21.6.10	○							○						※金沢地裁係属中
石川県	津幡町	町議会議員に対する月額報酬と期末手当の支払停止請求	21.5.12	○				○				○					22.11.30金沢地裁(確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
石川県	志賀町	町長に対する損害賠償請求義務付請求	21.12.7				○			○							※係属中
	計	5件		4件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	3件	0件	1件	0件	0件		
福井県	福井市	福井市長に対する食肉流通センターに関する事件	20.12.30	○						○			○				21.6.3地裁却下 21.10.21高裁棄却 21.12.22最高裁却下
福井県	福井市	福井市長に対する食肉流通センターに関する事件	21.5.30	○						○			○				21.9.9地裁却下 22.1.25高裁棄却 22.5.10最高裁棄却
福井県	福井市	福井市長に対する食肉流通センターに関する事件	22.7.20	○						○		○					22.12.17地裁却下 (確定)
福井県	大野市	市長に対する固定資産税を課税しなかったことによる損害賠償金の請求	24.3.14	○							○						※福井地裁係属中
福井県	あわら市	市長に対する行政財産の目的外使用許可の取消の請求	23.8.10	○				○									※福井地裁系属中
	計	5件		5件	0件	0件	0件	1件	0件	3件	1件	1件	2件	0件	0件	0件	
山梨県	大月市	道路占用料徴収条例違反等	23.2.22	○						○			○				(確定)
山梨県	北杜市	市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人に対し、違法に徴収したケーブルテレビ改正利用料金総額(5億5685万4375円)の損害賠償請求	23.9.26	○							○		○				23.9.26甲府地裁請求却下(確定)
山梨県	北杜市	市長、監査委員個人、職員個人、議会議長個人に対し、水道加入金改正に伴う改正前後の金額に格差があり違法であるため、差額加入金(10万円)の損害賠償請求	23.9.27	○							○	○					23.9.27甲府地裁請求却下(確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
山梨県	上野原市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（19,289,340円）の請求	22.4.28	○						○	○		○				23.10.18甲府地裁請求棄却（確定）
山梨県	上野原市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（53,433,134円）の請求	24.2.14	○						○	○						※係属中
計		5件		5件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	4件	1件	3件	0件	0件	0件	
長野県	松本市	市長に対する、町会への固定資産税減免措置の取消し及び補助金返還請求等の損害賠償請求権行使の請求	21.7.20	○						○	○		○				22.10.8長野地裁却下・棄却 23.6.2東京高裁棄却（確定）
長野県	松本市	市長に対する、規則等公表義務の不作为違法確認、団体に対する固定資産税減免措置及び市議会議員の報酬支払の取消し、議員等への損害賠償請求権行使の請求	21.11.23	○						○	○		○				22.10.8長野地裁却下・棄却 23.6.2東京高裁棄却（確定）
長野県	松本市	市長に対する、談合による損害の特定に係る怠る事実の違法確認及び市議会議員等への損害賠償請求権行使の請求	22.1.1	○						○	○		○				23.1.21長野地裁却下・棄却（確定）
長野県	松本市	市長に対する、談合を行った事業者等への損害賠償請求権行使の請求	22.3.7	○							○						訴訟取下げ
長野県	松本市	市に対する、町会への地縁団体認可の取消しの請求	22.7.20	○						○			○				23.4.4長野地裁棄却 23.8.31東京高裁棄却 24.2.16最高裁棄却
長野県	松本市	市長に対する、国庫補助金返還に係る職員への損害賠償請求権行使の請求	22.8.6	○							○		○				23.5.27長野地裁棄却（確定）
長野県	松本市	市長に対する、税滞納者への補助金交付の支払中止及び補助金返還請求権行使の請求	22.9.1	○					○		○		○				23.7.8長野地裁棄却 23.12.21東京高裁棄却（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
長野県	松本市	市長に対する、町会への補助金返還請求等の怠る事実の違法確認請求及び補助金返還請求権行使の請求	22.9.3	○						○	○	○					23.2.4 長野地裁却下 23.6.8 東京高裁棄却 24.1.17 最高裁棄却
長野県	松本市	市長に対する、参議院選挙候補者ポスター掲示に伴う損害に係る選挙管理委員等への損害賠償権行使の請求	22.9.23	○							○	○					22.9.23 長野地裁却下・棄却 23.9.29 東京高裁棄却 24.3.8 最高裁棄却
長野県	松本市	市長に対する、一般廃棄物収集運搬業許可の取消し及び損害賠償請求権の行使の請求	22.12.3	○					○		○	○					23.10.7 長野地裁却下・棄却（確定）
長野県	松本市	市長に対する、宗教施設の収去、町会への固定資産税減免措置の取消し及び損害賠償請求権の行使の請求	22.12.8	○					○		○						23.9.2 長野地裁却下・棄却 ※24.4.17 東京高裁棄却、24.10.12 最高裁棄却
長野県	松本市	市長に対する、町会への交付金等返還請求等の損害賠償請求権行使の請求	23.1.7	○								○					23.9.2 長野地裁却下・棄却 24.2.16 東京高裁却下・棄却 ※24.9.14 最高裁棄却
長野県	伊那市	企業誘致に伴い市が支出した用地造成事業費及び補助金について①立地に至らなかった企業の市に対する損害賠償②市長及び前市長の市に対する損害賠償を、市長が、当該企業、市長、前市長に対して請求するよう求めるもの	23.10.14	○								○					※長野地裁係属中
長野県	信濃町	町長が被告に対して出資金の返還請求を怠っていることが違法であることを確認する。	21.7.14	○						○		○					23.4.1長野地裁請求棄却（確定）
計		14件		14件	0件	0件	0件	1件	5件	3件	12件	1件	9件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
岐阜県	岐阜市	市長に対し、財産管理を怠る事実（談合を放置）について、違法の確認及び損害賠償の請求	22.12.24	○						○							23.5.11取下げ
岐阜県	関市	市長に対して、示談金の支出についての損害賠償請求	23.7.25	○							○						23.11.17取下げ
岐阜県	関市	市長に対して、施工業者に支払った地盤沈下に係る工事費を返還させる措置を講ずるよう求める請求	24.5.14	○							○						※岐阜地裁係属中
岐阜県	各務原市	違法土地取得に係る損害賠償金・不当利得の返還を市長に求めるもの	23.1.26	○							○						※岐阜地裁係属中
岐阜県	各務原市	違法土地取得費の返還を市長に求めるもの	24.5.10	○							○						※岐阜地裁係属中
岐阜県	可児市	市長に対して、自治会活動報償費と自治連絡協議会活動補助金の支出等は違法であるのでその損害の賠償請求を求める	21.9.1	○							○	○					23.12.22岐阜地裁棄却（一部却下）
岐阜県	飛騨市	前市長が為した土地取得行為を不当として、その取得額を前市長に請求するよう市長に求めたもの	21.1.21	○													23.8.22岐阜地裁原告より取下書が提出
岐阜県	揖斐川町	土地賃貸借契約に係る支払済の賃貸借料の返還と差止を求める請求	24.5.21	○				○		○	○						※岐阜地裁係属中
計		8件		8件	0件	0件	0件	1件	0件	2件	7件	0件	1件	0件	0件	0件	
静岡県	静岡市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（12,967,650円）の請求	20.10.29	○							○	○					23.2.18静岡地裁請求棄却 23.3.9（確定）
静岡県	静岡市	市議会の2会派に対する違法政務調査費支出に伴う損害金（計317,805円）の請求	21.5.28	○							○	○					23.2.17静岡地裁請求棄却 23.8.24東京高裁控訴棄却 24.2.23最高裁上告受理申立不受理

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
静岡県	沼津市	公金支出差し止め等請求	21.12.18	○				○			○						取下げ
静岡県	島田市	市長に対する契約締結に伴う損害金(1,169万8,717円)の請求	17.6.24			○					○		○		○		23.4.19最高裁 上告棄却
静岡県	島田市	市長に対する住民訴訟の応訴に伴う損害金(356万4,536円)の請求	23.9.28	○							○						※静岡地裁係属中
静岡県	焼津市	市長に対する財団法人の財産管理の怠る事実による減少分(980万7,000円)の請求	23.3.11	○							○						23.5.13取下
静岡県	焼津市	市長に対する財団法人の財産管理の怠る事実による減少分(金額不明)の請求	23.8.11	○							○						24.2.10静岡地裁 請求却下 ※東京高裁係属中
静岡県	掛川市	不当利得返還請求権行使の請求	21.7.22	○							○						※静岡地裁係属中
計		8件		7件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	8件	0件	2件	1件	0件	1件	
愛知県	名古屋市	監査結果において棄却された部分に相当する不当利得金の返還及びその遅延損害金の請求をすることを求める。	20.4.17	○							○		○				22.9.30最高裁 上告棄却(第1審判決 (原告一部勝訴) (確定)
愛知県	名古屋市	政務調査費の目的外支出による不当利得返還請求権を時効消滅させた部分に相当する金員の返還及びその遅延損害金の請求をすることを求める。	20.6.16	○							○	○					22.10.22最高裁 上告棄却(第1審判決 (請求却下) (確定)
愛知県	豊橋市	外国視察に係る政務調査費のうち用途基準に含まれない支出が含まれていたとして政務調査費の返還を命ずることを求める請求	22.6.11	○							○						※24.7.12名古屋地裁 請求棄却(確定)
愛知県	豊橋市	不適正経理調査結果を受けて預け金は解消されていないものとして預け金残金の返還を求める請求	22.8.4	○							○	○					※24.7.13最高裁 上告棄却(第1審 請求却下) (確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
愛知県	半田市	半田市立半田病院外来駐車場整備工事の変更契約における工事代金は請負業者の不当利得であることから、市長に対して返還請求などの必要な措置を請求	21.12.30	○													24.3.1名古屋地裁請求棄却(確定)
愛知県	春日井市	市議会議員の海外視察に日当及び食卓料を支払ったのは違法であると訴えたもの	22.1.15	○													23.12.15名古屋地裁一部却下・一部棄却 ※24.6.29名古屋高裁 棄却(確定)
愛知県	刈谷市	旧市民会館取壊し工事を分割したことによる支出増大分を返還請求させることを請求	23.1.21	○													※名古屋地裁係争中
愛知県	蒲郡市	市長に対し、職員へ遅延損害金の補填を求める請求	24.2.25	○													※名古屋地裁係属中
愛知県	犬山市	市長等に対する違法な公金の支出に伴う損害金の請求	22.4.7	○													23.12.22名古屋地裁請求棄却 ※24.4.26名古屋高裁控訴棄却
愛知県	犬山市	市長等に対する違法な契約の締結及び違法な公金の支出に伴う損害金の請求	23.11.22	○													※名古屋地裁係属中
愛知県	新城市	市長に対し、新城市南部地区農業集落排水事業に係る公金の差止請求	21.6.24	○													22.11.12名古屋地裁和解
愛知県	みよし市	町長に対する県振興協会へ配分金(4億3,995万2,406円)を支払う請求をすることを怠る事実の違法確認等請求事件	18.5.22	○													21.5.8最高裁請求棄却
愛知県	みよし市	町長に対する一般廃棄物埋立処分場起債償還費の過大な負担割合に伴う負担金(6,017万円)の返還の請求	21.8.3	○													※24.5.31最高裁請求棄却
愛知県	みよし市	市長に対する土地の無償譲渡に伴う損害額(1億9,348万円)の請求	22.5.26	○													※24.9.20名古屋地裁棄却、名古屋高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
愛知県	阿久比町	町長及び地権者に対する違法な公金(上水道拡張事業用地売買代金)支出に伴う損害賠償請求行為(34,658,800円)請求事件	22.10.13	○							○						※第1審 名古屋地裁係属中
計		15件		15件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	15件	1件	2件	1件	0件	0件	
三重県	津市	市長及び前市長に対する不適切な道路用地買収に伴う損害金(約6600万円)の請求	24.4.25	○							○						※津地裁係属中
三重県	津市	市長及び前市長に対する不適切な処分場用地買収に伴う損害金(約1億6100万円)の請求	24.4.25	○							○						※津地裁係属中
三重県	伊勢市	海上アクセス係留施設整備事業損害賠償請求住民訴訟事件	21.9.4	○							○						22.7.22取り下げ
三重県	桑名市	社会福祉協議会に支払った派遣職員人件費補助金が違法であるとして、支出負担行為及び支出命令を専決した職員に対し、市長が金員を請求することを求めた。	23.6.29	○							○						※24.4.19 津地裁判決 一部敗訴、 24.5.1 名古屋地裁に控訴、 4.12.18 名古屋高裁判決 全部勝訴 確定
三重県	いなべ市	賃貸借契約に基づき支払った賃貸借料(4,000万円)の返還と今後の支払いの差止め請求	18.8.9	○							○	○					23.12.2最高裁判決 原判決取消
三重県	川越町	違法公金支出金返還請求事件	21.7.31	○							○		○		○		23.5.26津地裁判決一部敗訴
三重県	南伊勢町	公金支出差止等請求住民訴訟事件	21.5.12	○							○	○					22.1.28請求棄却 22.2.4控訴 22.5.28控訴棄却(確定)
三重県	南伊勢町	違法行為等差止請求住民訴訟事件	21.6.16	○							○	○					22.4.28 請求棄却(確定)
三重県	南伊勢町	損害賠償等請求住民訴訟事件	21.11.17	○							○	○					23.3.3請求棄却(確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
三重県	南伊勢町	損害賠償等請求住民訴訟事件	21.11.17	○							○	○					22.12.24請求棄却(確定)
三重県	南伊勢町	損害賠償等請求住民訴訟事件	22.4.9	○							○	○					23.2.24原告の請求却下(確定)
計		11件		11件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	11件	3件	3件	1件	0件	1件	
滋賀県	大津市	前市長に対する補助金支出に伴う損害賠償請求及び公金支出の差止め請求	22.6.1	○				○			○						※大津地裁係属中
滋賀県	長浜市	財産管理を違法に怠る事実確認等請求	23.9.16	○						○	○						※24.10.4大津地裁請求棄却
滋賀県	愛荘町	愛荘町PR看板設置費用を愛荘町長村西俊雄に対し、288万3750円及び平成21年4月10日から支払い済みに至るまで年5分の割合による金員を愛荘町に請求する。	24.1.7				○				○						※大津地裁係属中
計		3件		2件	0件	0件	1件	1件	0件	1件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	
京都府	京都市	市長及び副市長に対する平成15年及び平成16年度に地域改善対策奨学金等の貸与者に自立促進援助金を違法に支出したことに伴う損害金4億5711万6670円の請求事件	16.9.10	○							○						20.1.29京都地裁本市側一部敗訴 21.9.17大阪高裁和解成立
京都府	京都市	市長及び副市長に対する平成17年度及び平成18年度に地域改善対策奨学金等の貸与者に自立促進援助金を支出した違法な支出決定に関与した損害金5億3420万2990円の請求事件	19.1.19	○							○						21.9.28京都地裁取下げ
京都府	京都市	市長及び文化市民局長らに対する財団法人京都府部落解放推進協会及び財団法人京都地域人権問題総合センターへの違法な土地の貸付けに伴う損害金3882万5790円の請求事件	18.9.21	○							○		○				20.12.9京都地裁本市側勝訴 21.11.13大阪高裁本市側一部敗訴 22.9.24最高裁上告棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
京都府	京都市	市長及び支出に関与した職員等に対する予防接種業務に係る報酬以外の謝礼を市医に支出したことに伴う損害金397万6000円の請求事件	24.4.20	○												※京都地裁係属中	
京都府	京都市	市長、支出の決定権者等に対する給与条約主義に反する違法な支出による損害金（計7193万1401円）の請求	16.09.24	○										○		19.12.26京都地裁原告全部勝訴 20.10.14大阪高裁原告全部勝訴 23.4.22最高裁原告全部勝訴	
京都府	京都市	市長、支出の決定権者等に対する、違法な委託契約、教材購入に係る損害金（計1583万9000円）の請求	18.10.25	○									○			22.3.23京都地裁原告一部勝訴 22.11.26大阪高裁原告一部勝訴取消し 23.4.22最高裁原告上告棄却	
京都府	京都市	支出の決定権者、タクシーチケット使用者等に対する、違法なタクシーチケット使用に係る損害金（計84万620円）の請求	20.11.16	○												22.6.11取下げ（関係職員が請求に係る金員を自主返還したため。）	
京都府	京都市	市長、支出の決定権者等に対する、違法な随意契約に係る損害金（計2356万3032円）の請求	21.11.17	○												※24.6.17京都地裁一部判決 原告請求棄却、24.12.12大阪高裁（一部判決に係る部分のみ）判決予定、その余、京都地裁係属中	
京都府	福知山市	新図書館用の図書購入費及び新学校給食センター用食器購入費が違法支出であるとして、前市長他に対し、損害賠償するよう請求することを求めるもの	21.5.27	○												24.2.28大阪高裁請求棄却 ※現在最高裁上告及び上告受理申立て中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
京都府	城陽市	市長に対する政務調査費の不当利得返還請求行為の請求	20.12.19	○							○						22.3.4京都地裁原告請求取下げ
京都府	城陽市	市長に対する公金支出の差止請求	21.5.22	○				○					○				22.12.21京都地裁請求棄却(確定)
京都府	城陽市	市長に対する違法な事業遂行による公金支出差止の請求及び損害賠償請求	21.9.7	○				○			○						※24.4.13京都地裁原告請求取下げ
京都府	城陽市	市長等に対する違法な給与支給の差し止め及び損害賠償の請求	22.6.17	○				○			○	○					23.7.19京都地裁請求棄却 24.2.24大阪高裁控訴棄却(確定)
京都府	向日市	財産区財産の土地賃貸借契約の取消し等	24.3.27	○							○						※京都地裁係属中
京都府	木津川市	違法、無効な財産の処分、平成19年3月8日に旧木津町が開発事業者との間において締結した協定書により、旧木津町から開発事業者へ無償譲渡した木津川市木津川台五丁目4番2の宅地の所有権を回復すること。	20.5.22	○							○						※24.10.31大阪高裁
京都府	木津川市	平成19年4月に執行された木津川市長選挙及び市議会議員選挙において、木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例により、公費支出された選挙運動用ポスターの作成費用、選挙運動用自動車の使用料、燃料代及び運転手報酬について、違法若しくは不当であるので返還を求める。	21.3.6	○							○		○				23.12.10大阪高裁
京都府	木津川市	近畿日本鉄道株式会社との新協定は無効であり、原協定の解除を求める。	24.6.7	○							○						※京都地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
京都府	大山崎町	職務専念義務を不当に免除された職員に対して、町長から損害賠償請求するよう求めたもの	21.11.16	○							○						22.11.2京都地裁訴えの取下(確定)
京都府	精華町	工事請負契約締結業者に対する不当利得金又は損害賠償金(4,350,465円)の請求	21.5.1	○								○					22.12.9京都地裁請求棄却(確定)
京都府	精華町	町長に対する違法な支出に伴う損害金(5,280,000円)の請求	24.1.24	○							○						※京都地裁係属中
京都府	精華町	落札業者並びに町長及び副町長に対する入札談合に伴う損害金(20,789,000円)の請求	24.4.19	○							○						※京都地裁係属中
計			36件	36件	0件	0件	0件	5件	1件	1件	33件	0件	7件	2件	1件	0件	
大阪府	大阪市	市長に対する適正な賃料を超える部分に係る支出の差止請求及び損害8,329,345,626円の賠償請求をすることの請求	16.6.3	○				○					○				20.6.26大阪地裁請求棄却 22.1.29大阪高裁控訴棄却(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な特別昇給に基づく公金支出に係る損害840,000,000円の賠償請求をすることの請求	17.7.11	○									○				19.9.6大阪地裁請求棄却 21.2.18大阪高裁請求棄却 最高裁22.7.8(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な退職給付のための公金支出に係る損害約19,000,000,000円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	17.7.11	○													19.7.12大阪地裁請求棄却 20.5.22大阪高裁原判決取消 最高裁地裁差戻 23.9.29大阪地裁和解
大阪府	大阪市	市長に対する第3セクターに関する特定調停に係る損害51,702,833,000円の賠償請求をすること及び支出の差止請求	17.7.12	○				○					○				23.1.14大阪地裁請求棄却 23.10.20大阪高裁控訴棄却(確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	大阪市	市長に対する違法な委託料の支出に係る支出の差止及び損害1,009,267,726円の賠償請求をすることの請求	18.2.16	○				○					○				21.8.20大阪地裁一部認容 22.7.29大阪高裁原判決取消・棄却 最高裁23.8.24(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な請負代金の支出に係る損害223,524,744円の賠償請求をすることの請求	18.5.16	○									○				22.5.21大阪地裁一部却下・一部棄却(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な請負代金の支出に係る損害223,524,744円の賠償請求をすることの請求	18.7.10	○									○				22.5.21大阪地裁一部却下・一部棄却(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する第3セクターに関する特定調停に係る損害8,628,000,000円の賠償請求をすることの請求	18.10.4	○									○				21.5.22大阪地裁請求棄却 22.1.28控訴棄却(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する目的外使用許可に基づく事業の収益金に係る徴収を怠る事実の違法確認及び目的外使用許可に係る使用料の減額に係る損害13,580,084円の賠償請求をすることの請求	19.5.2	○									○				21.8.20大阪地裁請求棄却 22.7.29大阪高裁控訴棄却 23.8.24最高裁(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な公金支出に係る損害3,835,000,000円の賠償請求をすること及び同額の賠償命令の請求	19.5.25	○									○				20.12.25大阪地裁請求棄却 21.7.8大阪高裁請求棄却 21.11.26最高裁(確定)
大阪府	大阪市	市長に対する違法な退職給付のための公金支出に係る損害約30,000,000,000円の不当利得返還請求及び賠償請求をすることの請求	19.11.6	○									○				23.9.29大阪地裁和解

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	堺市	市長及び上下水道事業管理者に対して、社団法人大阪府市町村職員互助会に不当利得返還請求等を行うこと等を求める請求（合併した旧美原町の訴訟を承継したもの）	16.7.1	○												19.11.22大阪地裁一部認容・一部却下・一部棄却 20.9.12大阪高裁一部却下・一部棄却 21.12.1最高裁原告の上告不受理	
大阪府	堺市	市長に対して、ため池への固定資産税等の賦課徴収を怠る事実の違法確認等を求める請求（平成15年度分～平成19年度分）	17.5.2	○						○	○		○			20.2.29大阪地裁一部認容・一部却下・一部棄却 20.11.25大阪高裁一部却下・一部棄却 22.10.15最高裁一審原告の上告不受理	
大阪府	堺市	市長に対して、ため池への固定資産税等の賦課徴収を怠る事実の違法確認等を求める請求（平成17年度分～平成19年度分）	20.5.14	○						○	○					20.10.24取下げ	
大阪府	堺市	市長に対して、ため池への固定資産税等の賦課徴収を怠る事実の違法確認等を求める請求（平成17年度分～平成20年度分）	20.8.13	○						○	○	○				21.5.21大阪地裁棄却 21.11.5大阪高裁却下 22.10.15最高裁一審原告の上告不受理	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	堺市	市長に対して、社会福祉法人の設置する通所介護事業所が偽りその不正の行為により堺市から受けた介護報酬に対する加算金を当該法人に支払うことを求める請求	17.5.24	○													(併合審理) 20.1.31大阪地裁 一部認容・一部棄却 20.7.23大阪高裁 一部(確定)・一部棄却 23.7.14最高裁 一審原告の請求を棄却
大阪府	堺市	市長に対して、社会福祉法人が設置する通所介護事業所等が偽りその不正の行為により堺市から受けた介護報酬のうち、返還済み分を除く残額を当該法人に支払うことを求める請求	17.9.2	○													23.3.4大阪地裁 棄却(確定)
大阪府	堺市	市長に対して、特定非営利活動法人が設置する居宅介護等事業所が堺市から受けた居宅生活支援費相当額を当該法人に損害賠償請求等を行うこと等を求める請求	18.8.19	○						○	○						23.3.4大阪地裁 棄却(確定)
大阪府	堺市	市長に対して、4社への企業立地条例に基づく固定資産税等の軽減措置等の停止を求める請求	21.7.24	○					○								※大阪地裁係属中
大阪府	堺市	市長に対して、建設工事に関する費用の支出等の差止を求める請求	21.8.21	○					○								※大阪地裁係属中
大阪府	堺市	市長に対して、特定団体の施設に行ってきた固定資産税等の減免措置の取り消しを求める請求	21.9.29	○													22.1.20取下げ
大阪府	堺市	市長に対して、委託契約業者等に損害賠償請求をすること等を求める請求	22.6.29			○					○	○					※大阪地裁係属中
大阪府	堺市	市長に対して、市議会議員が支出した政務調査費について、当該議員に損害賠償請求又は不当利得返還請求をすること等を求める請求	22.9.3	○													※24.10.18大阪地裁 認容、大阪高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	高槻市	市長に対して、(1)行政委員会の委員に対する報酬支給の差止め、(2)市長(個人)に対する報酬相当額18,412,800円の損害賠償請求を行うよう求めたもの	21.5.8	○				○								22.11.18大阪地裁 請求棄却 23.5.18大阪高裁 請求棄却 ※24.9.13最高裁上告棄却及び上告受理申立て不受理の決定	
大阪府	高槻市	市長に対して、市長(個人)、当時の都市産業部長に対し総額1,571,597円の損害賠償請求をするよう求めたもの	21.5.13	○								○				22.9.10大阪地裁 請求棄却 23.7.1大阪高裁 請求棄却 23.11.10最高裁 上告棄却及び上告受理申立て不受理の決定	
大阪府	高槻市	市長に対して、市長(個人)に対して29,785円の損害賠償請求を、当時の市長公室長に対して9,975円の賠償命令又は損害賠償請求をするよう求めたもの	21.9.14	○								○				22.8.18大阪地裁 一部却下・一部棄却 23.6.17大阪高裁 請求棄却 23.12.20最高裁 上告棄却及び上告受理申立て不受理の決定	
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者に対して、当時の自動車運送事業管理者(個人)4名及び当時の企画室長2名に対して総額1,834,878,374円の損害賠償請求をするよう求めるとともに、賃金の支給の差止めを求めたもの	22.1.15	○				○				○				※大阪地裁係属中	
大阪府	高槻市	市長、水道事業管理者及び自動車運送事業管理者(各個人)、人事課長外4名及び職員に対し損害賠償請求又は不当利得返還請求するよう求めるとともに、給与の支出の差止めを求めたもの	22.5.24	○				○				○				24.2.23大阪地裁 一部却下・一部棄却 確定	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	高槻市	(1)自動車運送事業管理者に対して、自動車運送事業管理者（個人）及び総務課長に対して総額994,602円の損害賠償請求をするよう求めるとともに、(2)自動車運送事業管理者が土地及び建物を不法占有している物件等の所有者に対し、当該物件等が占有する土地及び建物の明渡請求を行わないことが違法であることの確認を求めたもの	22.6.17	○						○	○						※大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	土地及び同土地に建設される建造物の全部若しくは一部の取得に関する公金の支出、契約の締結若しくは履行、債務その他の義務の負担又は地方債起債手続の差止めを求めたもの	23.5.18	○				○									※24.4.29大阪地裁却下（確定）
大阪府	高槻市	里道及び水路に係る占用料の徴収を怠っていることが違法であることの確認を求めるとともに、市長に対して、市長（個人）、管理課長及び里道及び水路の占有者らに対して、総額12,984,000円の損害賠償請求又は不当利得返還請求をするよう求めたもの	24.2.10	○						○	○						※大阪地裁係属中
大阪府	高槻市	自動車運送事業管理者に対して、(1)自動車運送事業管理者（個人）及び交通部営業所長に対し損害賠償請求として総額65,900円、(2)交通部労働組合役員に対し不当利得返還請求として総額65,900円の支払を請求するよう求めたもの	24.5.22	○							○						※大阪地裁係属中
大阪府	枚方市	違法な給与（非常勤職員に対する特別報酬）の支出に係る損害（135,658,346円）についての市長らに対する賠償請求	17.1.17	○							○	○					20.10.31大阪地裁原告の請求認容 22.9.17大阪高裁原告の請求棄却 原告上告せず、控訴審判決（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	茨木市	市長に対する政務調査費の違法な支出（平成22年度分8,795,599円）の会派及び議員への返還請求	24.6.22	○							○						※大阪地裁係属中
大阪府	茨木市	市長及び水道事業管理者に対する市町村職員互助会補給金についての損害金（1,300,239,601円）の市町村職員互助会への賠償請求	17.6.22	○							○			○			22.9.21 最高裁
大阪府	茨木市	市長に対する臨時職員一時金支払についての損害金（515,035,000円）の賠償請求	17.9.6	○							○	○					22.9.10 最高裁
大阪府	茨木市	市長に対する政務調査費の違法な支出（平成18年度分21,536,214円）の会派及び議員への返還請求	20.6.25	○							○		○				24.2.15 大阪高裁（確定）
		市長に対する政務調査費の違法な支出（平成19年度分22,875,069円）の会派及び議員への返還請求	21.4.23（併合）														
大阪府	茨木市	市長に対する債権放棄の議決による損害金（66,890,000円）の当該議決に賛成した議員、市長及び副市長への賠償請求	21.5.29	○							○						22.9.21 取下げ
大阪府	寝屋川市	不当利得返還請求	H21.11.5	○							○	○					大阪高裁 23.4.22
大阪府	河内長野市	市長に対する違法契約締結に伴う不当支出金（345,000円）回収の請求	23.9.13	○							○						※24.4.11大阪地裁請求棄却

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
大阪府	和泉市	土地開発公社に対する固定資産税等の賦課徴収を怠ったことは違法であるとして、専決権を有する職員へ損害賠償請求することを求める住民訴訟	22.12.15	○												24.1.19大阪地裁(市敗訴) 24.2.1大阪高裁控訴 ※係属中	
大阪府	和泉市	平成21年度介護給付費財政調整交付金の諸係数調べについて、誤った所得段階被保険者数を報告したため過少交付となり、市に損害を与えたとして、専決権を有する職員及び担当者へ損害賠償請求することを求める住民訴訟	23.5.10	○												※大阪地裁係属中	
大阪府	和泉市	上伯太線道路整備事業に伴う施工指導料の支払いが違法であるとして、市長及び関係者へ損害賠償請求することを求める住民訴訟	23.10.11	○												※大阪地裁係属中	
大阪府	羽曳野市	元市長及び契約の相手方に対し、不当な土地賃貸借契約及び土地交換契約に係る損害14,522万円及び年5分の割合による金員賠償請求、土地賃貸借契約の解除、土地交換契約の無効による登記の抹消など	16.11.19	○									○			19.12.27大阪地裁原告一部勝訴 21.2.24大阪高裁原告一部勝訴 21.9.24最高裁調書(決定) 原告棄却(大阪高裁判決確定)	
大阪府	門真市	被保護者2名に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求を市長に求める請求	23.3.31	○												24.2.3原告の取下げ	
大阪府	東大阪市	市が蛇草生協に対して有する貸付金の返還請求権及び産業施設の使用料請求権の行使を違法に怠っていることの確認及び同請求権の行使並びに市が蛇草生協から保育所等の給食用食材を違法に購入していることの確認を求めるもの。	23.9.16	○						○	○					※第1審大阪地裁係属中	
大阪府	能勢町	町長に対する違法な公金の支出についての損害(14,175,000円)賠償請求	23.6.7	○												※24.5.16大阪地裁請求却下(確定)	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
大阪府	能勢町	町長に対する違法な入札により締結された契約に基づく支出の差し止め請求	24. 3. 23	○				○									※大阪地裁係属中
	計	71件		70件	0件	1件	0件	14件	1件	12件	64件	2件	27件	4件	2件	2件	
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	17. 6. 22	○				○			○		○				21. 4. 2最高裁
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	17. 9. 27	○				○			○		○				22. 6. 25最高裁
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	18. 4. 5	○							○			○			21. 12. 10最高裁
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	18. 7. 18	○						○	○		○				22. 12. 21最高裁
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	19. 4. 20	○						○	○		○				21. 5. 15神戸地裁(確定)
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	20. 6. 6	○				○			○		○				22. 7. 2最高裁
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	21. 6. 23	○							○		○				23. 7. 27大阪高裁(確定)
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	21. 6. 23	○				○			○						22. 10. 28神戸地裁請求棄却(原告控訴) 23. 9. 16大阪高裁一部差戻し、請求棄却(被控訴人上告及び上告受理申立て) ※24. 4. 20最高裁地裁差戻し、神戸地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	神戸市	市に対して、違法な行政処分の取消請求	21.10.27	○					○					○		22.11.2神戸地裁	
兵庫県	神戸市	市長に対して請求を怠る事実の違法確認の請求	22.3.26	○							○					22.10.28神戸地裁棄却（原告控訴） 23.3.15大阪高裁棄却（控訴人上告及び上告受理申立て） ※24.4.20最高裁高裁差戻し、大阪高裁係属中	
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求めるもの	23.2.16	○												※神戸地裁係属中	
兵庫県	神戸市	市長に対して市長個人等に違法な公金支出に係る損害賠償を求める等	24.4.27	○				○								※神戸地裁係属中	
兵庫県	姫路市	月額又は年額を持って報酬が支給されている非常勤の各行政委員の報酬について、返還請求と支払い差し止めを求めたもの	21.7.22	○									○			23.9.6 最高裁不受理	
兵庫県	姫路市	市長公用車の目的外使用に係る経費の返還請求	23.1.25	○												※24.6.21地裁判決言渡し	
兵庫県	姫路市	市長公用車の目的外使用に係る経費の返還請求	23.5.26	○												※24.4.19地裁判決言渡し	
兵庫県	姫路市	市長公用車の目的外使用に係る経費の返還請求	23.5.26	○												※24.6.21地裁判決言渡し	
兵庫県	尼崎市	総合センター等の使用許可取消し等請求事案	21.5.14	○									○			第1審請求棄却 第2審請求棄却 上告棄却 上告受理申立不受理	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
兵庫県	西宮市	自治振興会に対する補助金の一部の返還請求事件	17.6.24	○							○			○		大阪高裁 22.2.24 (確定)	
兵庫県	西宮市	給食会に対する補助金の一部の返還請求事件	18.9.22	○								○				大阪高裁 22.6.4 (確定)	
兵庫県	西宮市	水路を許可なく占有している者に対する水路使用料相当額に係る損害賠償請求事件	20.7.24	○									○			神戸地裁 22.1.26 (確定)	
兵庫県	西宮市	市議会の会派及び議員に対する政務調査費の一部の返還請求事件	21.1.21	○									○			神戸地裁 23.5.11 (確定)	
兵庫県	西宮市	市長が訴外株式会社に対して行った開発許可処分が無効確認等を求める事件	21.10.7	○				○	○	○		○				神戸地裁 22.7.15 (確定)	
兵庫県	西宮市	選挙公営費の一部の返還請求事件	24.1.19	○												※24.10.23神戸地裁請求棄却、大阪高裁係属中	
兵庫県	西宮市	市議会の会派及び議員に対する政務調査費の一部の返還請求事件	24.3.15	○												※神戸地裁係属中	
兵庫県	西宮市	開発事業主らに対する市有地の占有を回復するための措置を採らないことの違法の確認等を求める事件	24.4.10	○				○		○	○					※神戸地裁係属中	
兵庫県	芦屋市	市長に対する、市営住宅不正入居に伴う損害金(380万300円)の請求	22.1.14	○								○				23.2.4 神戸地裁請求棄却(確定)	
兵庫県	加古川市	市長に対する建物の収去及び土地の明渡しの請求並びに仮清算金の賦課徴収することを怠っていることについての違法性の確認	23.9.16	○												※24.6.26神戸地裁請求却下、大阪高裁係属中	
兵庫県	宝塚市	勤勉手当等返還請求事件	21.9.4	○									○			22.11.15神戸地裁棄却(確定)	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
兵庫県	宝塚市	勤勉手当等返還請求事件	22. 3. 17	○							○		○			21. 9. 4付け同訴訟と併合（確定）	
兵庫県	宝塚市	アピア逆瀬川損害賠償請求住民訴訟事件	22. 9. 2	○							○					※係属中	
兵庫県	宝塚市	日本共産党宝塚市議団政務調査費返還請求事件	23. 3. 23	○							○					※24. 10. 2神戸地裁一部認容	
兵庫県	宝塚市	係長級の管理職手当等返還請求事件	23. 3. 29	○							○	○				24. 1. 19神戸地裁却下（確定）	
兵庫県	高砂市	職員互助会が市からの負担金を違法に流用したとして、流用した金員等の返還を職員互助会に求めるよう市長に求める訴訟	17. 6. 30	○							○		○			最高裁 22. 9. 14（確定）	
兵庫県	高砂市	市長が職員給与等に係る不当利得返還請求権の行使を怠っていることの違法確認訴訟	18. 2. 16	○							○		○			大阪高裁 22. 11. 12（確定）	
兵庫県	高砂市	夏季特別休暇、自己啓発研修及び地域手当について給与条例主義に反し違法であるが、市長がこれに基づく返還請求を怠っており、その分につき損害賠償を求める訴訟	19. 8. 24	○							○		○			大阪高裁 23. 2. 10（確定）	
兵庫県	高砂市	退職手当組合への負担金の支出、勤勉手当の基礎額に扶養手当が含まれていること、職員専用駐車場として賃借した土地の賃借料につき、高砂市に損害が生じているとして賠償を求める訴訟	20. 7. 5	○							○		○			大阪高裁 23. 6. 29（確定）	
兵庫県	三田市	市長に対する違法・不当な請求による委託料・補助金の支出に伴う損害金（644,800円）の請求	23. 10. 12	○							○					※神戸地裁係属中	
兵庫県	加西市	市長に対する施設使用料等の徴収を怠ったことによる損害金（239万7330円）の請求	23. 2. 23	○							○		○			23. 7. 29神戸地裁一部却下、一部棄却（確定）	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
兵庫県	加西市	市長に対する違法委託契約締結に伴う損害金（76万7360円）の請求	23. 3. 22	○							○		○				23. 11. 30神戸地裁請求棄却（確定）
兵庫県	篠山市	違法公金支出返還請求	21. 9. 3	○							○		○				23. 1. 28控訴 →23. 6. 16請求棄却判決（確定）
兵庫県	丹波市	市長に対する違法支出に伴う損害金（2,415万円）の請求	23. 5. 25	○							○						※神戸地裁係属中
兵庫県	丹波市	市長に対する違法支出に伴う損害金（64,617,300円）の請求	23. 6. 16	○							○						※神戸地裁係属中
兵庫県	朝来市	違法公金支出損害賠償請求事件	22. 4. 12				○				○						22. 10. 5神戸地裁却下（確定）
兵庫県	宍粟市	市長等に対する違法又は不当な土地建物取得に係る損害金（4,456万円）の請求	22. 7. 21	○							○		○				23. 11. 9神戸地裁請求棄却（確定）
兵庫県	加東市	市長に無償貸付契約を締結した当時の市長に対して損害賠償請求を求めたもの	21. 7. 21	○							○		○				22. 7. 8神戸地裁請求棄却 23. 3. 18大阪高裁控訴棄却（確定）
兵庫県	加東市	市長に公共施設解体及び統合庁舎建設差止めを求めるもの	24. 4. 25	○				○									※24. 11. 20神戸地裁請求棄却（確定）
計		56件		54件	0件	0件	2件	9件	3件	10件	51件	3件	27件	7件	0件	3件	
奈良県	奈良市	副市長に対する違法公金支出に伴う損害金（29,144,680円）の請求	23. 2. 25	○							○						24. 2. 23奈良地裁請求棄却 ※24. 7. 19大阪高裁控訴棄却、最高裁係属中
奈良県	奈良市	市長・副市長・環境清美部長に対する違法公金支出に伴う損害金（合計29,620,500円）の請求	23. 6. 8	○							○						24. 3. 22奈良地裁請求棄却 ※24. 11. 8大阪高裁控訴棄却、最高裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
奈良県	奈良市	市長に対する違法に財産の管理を怠る事実の確認の請求	23. 11. 15	○						○							※24. 9. 21奈良地裁請求取下げ
奈良県	天理市	ごみ処理手数料の徴収について事業系ごみを手数料の安い家庭系ごみとして扱ったので、その差額の支払を市長に請求せよと原告が主張するもの	22. 6. 11	○													取下げ
奈良県	天理市	ごみ処理手数料の徴収について事業系ごみを手数料の安い家庭系ごみとして扱ったので、その差額の支払を市長に請求せよと原告が主張するもの	23. 6. 17	○													取下げ
奈良県	天理市	ごみ処理手数料の徴収について事業系ごみを手数料の安い家庭系ごみとして扱ったので、その差額の支払を市長に請求せよと原告が主張するもの	24. 6. 15	○													取下げ
奈良県	橿原市	防災センター用地取得に係る公金支出差止めを求める。→公金の返還を命ぜよ	22. 1. 13	○													23. 10. 27奈良地裁請求棄却 ※24. 4. 13大阪高裁請求棄却（確定）
奈良県	橿原市	平成22年度に支出された橿原市議会議会政務調査費支出のうち、調査旅費、資料購入費、事務所費等の一部が違法・不当であるとして、当該費用の返還を求めるもの	24. 4. 27	○													※係属中
奈良県	御所市	市が民間し尿処理業者のし尿中間貯留槽の改修工事費1780万円を負担したのは違法だとして、市が負担した改修工事費の返還を求めるもの	23. 10. 14	○													※一審継続中
奈良県	生駒市	市長に対する東コミュニティ施設用地の取得を差し止める請求	19. 7. 3	○				○					○				22. 3. 30奈良地裁請求棄却（確定）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
奈良県	生駒市	市が行った独立行政法人都市再生機構の土地に係る固定資産税等の減免処分を取り消す請求	22.9.24	○					○								24.2.9奈良地裁請求棄却 ※24.7.19大阪高裁請求棄却、最高裁係属中
奈良県	生駒市	条例ではなく要綱に基づき設置された「市民自治推進会議」の委員報酬について市長に対し損害賠償を求める請求	24.5.16	○													※奈良地裁係属中
奈良県	野迫川村	村長、村職員及び建設業者の違法な入札（官製談合及び違法行為）に伴う損害金1,936万円の請求	22.12.16		○												22.12.16奈良地裁同地裁係属中
奈良県	上北山村	村長に対する違法な支出に伴う損害金（315,000円）の請求	23.9.29				○										※24.10.4奈良地裁請求棄却
計		14件		12件	1件	0件	1件	1件	1件	1件	11件	0件	1件	0件	0件	0件	
和歌山県	紀の川市	市長に対する公金違法支出	22.11.29	○							○						※和歌山地裁係属中
和歌山県	紀美野町	入札時に談合が行われ不当な額で落札され、町が受けた損害額868,943千円を落札業者に対し請求するよう求める（損害賠償請求義務付け住民訴訟請求事件）	21.10.23	○							○						※24.5.29和歌山地裁棄却、24.6.12大阪高裁控訴、現在係属中、24.11.21控訴審判決
和歌山県	湯浅町	水道誤配管補償費にかかる町長に対する違法支出金（5,728,541円）の請求	21.9.28				○			○		○					23.11.29 和歌山地裁棄却（確定）
計		3件		2件	0件	0件	1件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	
鳥取県	米子市	市長に対する土地賃貸借契約に基づく賃貸借料の一部の支払の差止め等の請求	24.1.26	○							○						※鳥取地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
岡山県	倉敷市	市長に対して不法行為に基づく損害賠償金（5,092,262,800円）の請求を行うことを求める事件	17.2.14	○							○	○				20.2.7岡山地裁請求棄却 21.7.16広島高裁控訴棄却（確定）	
岡山県	倉敷市	市長に対して任意団体へ支出した補助金（958,720円）の返還請求を行うことを求める事件	18.10.31	○									○			22.3.11岡山地裁請求一部認容（確定）	
岡山県	倉敷市	市長に対して任意団体へ支出した補助金（5,896,609円）の返還請求を行うことを求める事件	21.5.28	○							○	○				23.12.27岡山地裁請求一部認容 ※24.7.12広島高裁控訴一部認容 24.7.25最高裁上告提起及び上告受理の申立て	
岡山県	倉敷市	市長に対して町内会へ支出した補助金（8,236,000円）の返還請求を行うことを求める事件	21.9.29	○							○	○				22.9.28岡山地裁請求却下（確定）	
岡山県	倉敷市	市長に対して町内会へ支出した補助金（8,236,000円）の返還請求を行うことを求める事件	21.12.17	○								○				22.9.28岡山地裁請求棄却 23.9.29広島高裁控訴棄却（確定）	
岡山県	倉敷市	市長に対して市議会議員へ支出した政務調査費（319,970円）の返還請求を行うことを求める事件	22.3.11	○							○	○				22.11.17岡山地裁請求棄却（確定）	
岡山県	倉敷市	市長に対して市議会議員へ支出した政務調査費（2,541,743円）の返還請求を行うことを求める事件	23.3.2	○							○	○				※24.11.27岡山地裁請求棄却，原告控訴	
岡山県	倉敷市	市長に対して談合に伴う損害賠償金（108,856,755円）の請求を行うことを求める事件	23.9.28	○							○	○				※岡山地裁係属中	
岡山県	倉敷市	市長に対して市議会会派へ支出した政務調査費（5,538,730円）の返還請求を行うことを求める事件	24.2.24	○							○	○				※岡山地裁係属中	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
広島県	尾道市	政務調査費の用途が違法であるから市長が議員に対し政務調査費を返還請求するよう求めた訴え	24.3.28				○				○						※24.9.19取り下げ
広島県	福山市	契約履行及び支出の差止め、市長の返還請求権の行使、市長、副市長に対する違法に支出した損害金(416,605,834円)の請求	21.10.9	○						○							※広島地裁係属中
広島県	福山市	市長に対する違法に支出した損害金(106,751,309円)の請求、今後の支出の差止め	22.5.14	○						○							※広島地裁係属中
広島県	廿日市市	市長及び前市長、専決権者に対する補助金支出に対する返還請求	21.10.7	○				○	○		○		○				24.3.21広島地裁請求却下、その他の請求棄却(確定)
広島県	安芸高田市	市長他に対する地域団体への補助金支出に係る損害賠償請求	24.6.26	○						○							※広島地裁係属中
計		11件		10件	0件	0件	1件	5件	2件	2件	8件	1件	4件	0件	0件	0件	
山口県	防府市	損害賠償請求事件	23.4.6	○							○						23.9.27取下げ
山口県	美祢市	怠る事実の違法確認請求・損害賠償等請求住民訴訟事件	24.2.28	○							○	○					※山口地裁係属中
計		2件		2件	0件	0件	0件	0件	0件	1件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
徳島県	徳島市	・市長に対する負担金支出の差止めの請求 ・団体に対する負担金の返還及び職員に対する損害金の請求をすることを市長に対して求める請求	20.5.30	○						○		○					22.2.12徳島地裁請求却下(確定)
徳島県	徳島市	業者に対し庁舎等の管理に係る違法な随意契約締結に伴う損害金(136,560,144円)の請求をすることを市長に対して求める請求	22.2.12	○							○		○				23.10.14徳島地裁請求棄却(確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
徳島県	徳島市	業者に対し市営住宅の修繕に係る違法な随意契約締結に伴う損害金(1,474,566円)の請求をすることを市長に対して求める請求	22.6.25	○									○	○			23.9.26徳島地裁請求棄却(確定)
徳島県	徳島市	PFI事業者に対し違法な変更契約締結に伴う不当利得(115,386,600円)の返還請求をすることを市長に対して求める請求	22.8.19	○													※24.7.13徳島地裁請求棄却
徳島県	鳴門市	市長等による故意・過失のある違法な補助金に対する不当利得の返還請求。	23.9.20	○													※徳島地裁係属中
徳島県	鳴門市	市長等による故意・過失のある違法・無効な公金支出に対する返還請求及び賠償請求。	24.4.25			○											※徳島地裁係属中
徳島県	阿南市	県が行った受託財産指定用途外使用承認行為の取消し	23.8.1	○					○				○				23.12.26徳島地裁(確定)
徳島県	吉野川市	市長に対する政務調査費違法支出損害賠償請求	19.10.5	○										○			22.2.19徳島地裁原告一部勝訴 22.9.2高松高裁請求棄却(確定)
徳島県	阿波市	阿波市新庁舎建設計画決定取消請求	22.8.6	○					○				○				23.4.14徳島地裁(確定)
徳島県	阿波市	道路管理を怠る事実の違法確認請求	24.3.12	○						○							※24.10.1徳島地裁棄却、高松高裁係属中
徳島県	石井町	石井町役場来庁者用自転車置場新設工事が違法支出でありその損害賠償を求めるもの	20.11.17	○									○	○			24.3.23最高裁
徳島県	石井町	池田公園駐輪場設置工事に伴う建築確認申請手数料が違法支出でありその損害賠償を求めるもの	21.6.24	○									○	○			24.3.23最高裁
徳島県	神山町	町長に対する財産管理の懈怠についての違法性の認定	23.3.22	○	○		○						○				23.12.19徳島地裁請求却下(確定)

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
計		13件		12件	1件	1件	1件	1件	2件	2件	9件	4件	5件	0件	0件	0件	
香川県	高松市	市有地を無償で漁協に貸与していることは、条例等規定違反として、市長が市長個人に対し損害賠償を請求するよう求めたもの。	16. 7. 26				○				○		○				22. 3. 15高松地裁請求棄却 22. 10. 21高松高裁請求棄却 23. 7. 1最高裁請求棄却
香川県	高松市	職員Aが税務調査を怠ったとして、発生した固定資産税額の損害について、市長がA個人に対し損害賠償を請求するよう求めたもの。	23. 10. 11				○				○						24. 2. 21原告取下げ
香川県	高松市	市が行った特定事業用進入路の整備工事について、B神社に対して、その要した費用の応分の負担請求を怠る事実が違法であることの確認を求めるもの。	23. 12. 6				○			○							※24. 9. 19高松地裁請求棄却、24. 9. 26原告控訴
香川県	小豆島町	当時の町長に対する違法負担金支出の賠償請求	22. 5. 12	○							○						※高松地裁係属中
香川県	三木町	町長に対する農業集落排水施設への公金支出差し止め請求	22. 7. 20	○				○									23. 1. 31請求取り下げ
香川県	琴平町	町長に対し、いこいの郷敷地造成追加工事の違法契約締結に伴う損害金(84, 255, 100円)の請求	22. 2. 1	○					○								23. 2. 7高松地裁請求棄却 ※高松高裁係属中
香川県	琴平町	町長に対して、前町長の不法行為に対する損害金(85, 554, 805円)の請求	22. 3. 23	○							○		○				23. 2. 7高松地裁(確定)
香川県	琴平町	町長に対して、いこいの湯の工事について、契約不履行に係る損害金(97, 000, 000円)の請求	23. 4. 25				○				○						※訴訟係属中
計		8件		4件	0件	0件	4件	1件	1件	1件	5件	0件	2件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
愛媛県	松山市	市民にテレビドラマの視聴を薦めるために市が作成したチラシの経費が違法な公金の支出に当たるとして、市長が当該行為者（当時の関係職員）を名宛人として損害賠償請求等をするよう求められたもの。	23. 1. 26	○							○	○					23. 8. 8松山地裁 請求却下 24. 3. 30高松高裁 一部差戻し ※松山地裁係属中
愛媛県	今治市	平成21年度教科書採択について ・教育委員会に対する教科書採択の無効確認、同策宅の取消し ・市長が教育委員会に対し扶桑社版教科書を採択の対象から除外する措置を怠ったことの違法確認 ・次の行為の無効確認（教育委員会委員らに配布した資料の作成代金の支出、教育委員会に出席した教育委員らの報酬等の支出、教師用指導書の購入代金の支出） ・市長が上記費用の支出について負担行為権者等に賠償命令を怠る行為の違法確認 ・市長、教育委員ら、負担行為担当者に対し連帯して上記支出の返還請求	22. 5. 19	○						○	○	○					※24. 3. 27結審（判決言渡未）
愛媛県	今治市	H23年度教科書採択について ・教育委員会に対する教科書採択の違法確認 ・教育委員会に対する教科書採択の取消し ・市長に対する教科書採択に当たり適正かつ公正な環境を整える措置を怠ったことの違法確認 ・次の行為の無効確認（資料のコピー代の支出、教師用指導書購入代金の支出） ・市長に対する教育委員ら及び支出負担行為者への上記支出賠償命令及び不当利得返還請求 等々	24. 4. 10	○						○	○	○					※24. 7. 18結審（判決言渡未）

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
愛媛県	宇和島市	市長に対する職員に違法な給与支出の返還を命じさせる請求	21. 2. 10	○							○	○					22. 9. 30最高裁
愛媛県	宇和島市	市長に対する職員に違法契約締結に伴う損害金（10,000千円）の支払いを命じさせる請求	23. 12. 14	○							○						※松山地裁係属中
愛媛県	西予市	市長に対する違法公金支出金（3,708万8,920円）の返還請求	22. 6. 25	○							○	○					23. 2. 23松山地裁請求棄却 確定
愛媛県	愛南町	町長に対する違法専決処分により支給した時間外手当（損害金18,003円）の請求	21. 11. 16	○							○	○					22. 4. 20松山地裁請求棄却 22. 8. 30高松高裁控訴棄却 22. 12. 17最高裁上告棄却
計		7件		7件	0件	0件	0件	0件	2件	3件	7件	1件	2件	0件	0件	0件	
高知県	安芸市	土地売却未済額の回収手続きが怠っており未済額と延滞利息の弁償を市長に勧告することを求める	21. 10. 27	○						○							※1 審継続中
高知県	東洋町	町長に対する補助金交付要綱違法に伴う損害金（20万円）の請求	23. 10. 3	○							○						※24. 5. 22高知地裁請求棄却
高知県	佐川町	町長に対する違法契約締結に伴う違法確認及び損害金（12,597,201円）の請求	23. 9. 21	○						○	○						※高知地裁係属中
計		3件		3件	0件	0件	0件	0件	0件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	0件	
福岡県	福岡市	市長に対し、違法な契約締結と支出について損害賠償又は不当利得返還の請求権の行使を求める請求	22. 5. 21	○							○						※福岡地裁係属中
福岡県	福岡市	市長に対し、生活保護費に係る違法な支出をしたとされる職員等に対する損害賠償の命令を求める請求	23. 8. 9	○							○						※福岡地裁係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福岡県	福岡市	市長に対し、違法不当な選挙ポスター費の請求に関わった候補者と業者に対する不当利得返還請求権及び損害賠償請求権の行使を求める請求	24.6.25	○							○						※福岡地裁係属中
福岡県	大牟田市	市長に対する道路整備事業に関する公金支出差止等請求	19.3.1	○				○					○				23.2.9福岡高裁(確定)
福岡県	大牟田市	市長に対し、公金支出差止め及び前市長に対する区画整理組合への支出金(2億7千万円)の請求	15.3.17	○				○					○				22.7.9最高裁上告棄却
福岡県	直方市	市長に対する「委託料等公金支出差止め請求」	23.8.9	○													※福岡地裁係属中
福岡県	筑後市	筑後市長に対する損害賠償請求(違法な公金支出)	21.10.30	○													22.1.29和解訴訟取下げ
福岡県	うきは市	市長に対する違法な公金支出に伴う損害金(180万円)の請求	21.9.7	○									○				22.9.27福岡地裁請求棄却(確定)
福岡県	うきは市	市長に対する違法な債権放棄に伴う損害金(3268768円)の請求	24.5.8	○													※福岡地裁係属中
福岡県	嘉麻市	市長に対する、市有地を不当に廉価で売却したことによる損害の賠償請求	22.7.25	○													23.4.28飯塚地裁請求棄却 23.11.10福岡高裁請求棄却 ※最高裁係属中
福岡県	水巻町	町有地(旧土地開発公社有地)を不当に廉価に貸したることによる損害または損失を、町は関係者へ請求するよう求める	22.11.26	○									○				23.7.14福岡地裁請求却下(確定)
福岡県	福智町	町長に対する違法契約締結に伴う損害金(1,860万5,500円)及び別の土地の売買契約締結・履行の差止め請求	24.1.13	○													事件番号平成23年(行ウ)第69号福岡地方裁判所 ※現在係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴		
福岡県	福智町	町長に対する違法な支出による損害金（1,260万7,500円）を請求	24.5.10			○										事件番号平成24年（行ウ）第24号福岡地方裁判所 ※現在係属中	
福岡県	福智町	町長に対する違法な支出による損害金（824万4,630円）を請求	24.5.21			○										事件番号平成24年（行ウ）第26号福岡地方裁判所 ※現在係属中	
福岡県	苅田町	町長が財産の管理を怠る事実の違法確認請求	23.2.24	○						○			○			24.7.13最高裁請求棄却	
福岡県	築上町	町長は町長個人に対して移転補償費の支出に伴う損害金（32,042,400円と利子）の請求をせよ	21.11.18	○				○								23.4.19福岡地裁一部認容一部棄却 23.9.21福岡高裁棄却 ※最高裁係属中	
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金（32,042,400円と利子）の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○								提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった	
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金（32,042,400円と利子）の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○								提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった	
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金（32,042,400円と利子）の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○								提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった	
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金（32,042,400円と利子）の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○								提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金(32,042,400円と利子)の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○									提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金(32,042,400円と利子)の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○									提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金(32,042,400円と利子)の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○									提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金(32,042,400円と利子)の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○									提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金(32,042,400円と利子)の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○									提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金(32,042,400円と利子)の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○									提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった
福岡県	築上町	町長は町長個人と団体に対して移転補償費の支出に伴う損害金(32,042,400円と利子)の請求をせよ、並びに団体への町有施設使用許可処分取消の請求	22.1.22	○				○									提訴後に上記訴訟と併せて共同訴訟となった
計		27件		25件	0件	2件	0件	14件	0件	1件	14件	1件	4件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の不備がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
佐賀県	唐津市	市長に対する市営住宅（4団地）の非公募による損害金（664,480円）の請求	22.2.10	○							○	○				○	22.10.22佐賀地裁請求却下 23.3.22福岡高裁請求却下 23.4.11福岡高裁（確定）
佐賀県	武雄市	市長に対する違法契約締結に伴う損害金（約21億6000万円）の請求	22.5.10	○							○						※佐賀地裁係属中
佐賀県	有田町	町長に対し、違法な公金支出を受けた事業協同組合に損害賠償金（1950万円）の請求を行うことを求めた。	22.3.1	○							○	○					22.7.2佐賀地裁請求却下（確定）
計			3件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	3件	2件	0件	0件	0件	1件		
長崎県	長崎市	市長に対する仮契約行為等の中止及び無効の確認並びに違法の確認請求	22.11.29	○				○									24.3.9訴え取下げ
長崎県	雲仙市	監査結果が無効であることの確認請求	22.10.19	○					○		○						23.2.28長崎地裁請求却下（確定）
長崎県	南島原市	市長に対する公金の不当支出分の賠償請求行為の請求	24.5.29	○							○						※長崎地裁係属中
長崎県	佐々町	町長に対する不当に賦課徴収した金額および利息の全額返還・徴収不納となった分の全額返還	21.12.22	○							○	○					22.7.12長崎地裁請求却下（確定）
計			4件	4件	0件	0件	0件	1件	1件	0件	2件	2件	0件	0件	0件	0件	
熊本県	南関町	町道の維持管理工事の公金支出は違法であり、町長はその金額を賠償すること	23.9.29				○				○						※係属中
熊本県	南阿蘇村	統合小学校の増築工事の財務会計上の行為が違法	23.4.28	○							○						※係属中
熊本県	南阿蘇村	統合小学校の増築工事の財務会計上の行為が違法	23.12.21	○							○						※係属中

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合	監査委員が監査又は勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
熊本県	南阿蘇村	統合小学校の増築工事の財務会計上の行為が違法	23. 4. 28	○							○						※係属中
熊本県	御船町	違法、不当及び怠る事実がある公金の支出に伴う損害金の請求	23. 6. 14				○				○						※熊本地裁係属中
熊本県	甲佐町	町長に対する損害賠償請求事件	24. 2. 17	○							○						※熊本地裁係属中
計		6件		4件	0件	0件	2件	0件	0件	0件	6件	0件	0件	0件	0件	0件	
宮崎県	都城市	市長が土地売買契約の取消と当該土地の原状回復及び明渡を請求しないことを違法に財産の管理を怠る行為とする確認請求	22. 6. 14	○							○	○					23. 3. 25宮崎地裁請求却下（確定）
宮崎県	都農町	町長等に対する不当契約に伴う損害賠償請求（1,420万及び1億4,270万余り）	21. 5. 14	○				○									24. 3. 9宮崎地裁請求却下及び棄却 ※24. 9. 26福岡高裁控訴棄却、最高裁係属中
計		2件		2件	0件	0件	0件	1件	0件	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件	
鹿児島県	南九州市	市が締結した物件移転補償契約の履行期限延長により、交付金及び起債の対象外となった経費の損害賠償	22. 1. 22	○							○	○					23. 10. 5鹿児島地裁請求棄却 24. 3. 28福岡高裁宮崎支部請求棄却（確定）
鹿児島県	徳之島町	違法な土地購入に対する差止請求	23. 7. 21	○			○	○									※25. 3. 18第13回口頭弁論
鹿児島県	徳之島町	違法な土地購入に対する損害賠償請求	24. 6. 15	○			○				○						※25. 3. 18第13回口頭弁論
計		3件		3件	0件	0件	2件	1件	0件	0件	2件	0件	1件	0件	0件	0件	

都道府県名	市町村名	事件の内容	訴訟提起日	訴えの理由				請求事項				訴訟の結果				公費負担の状況	訴訟の係属状況等
				監査委員の監査の結果又は勧告がある場合	議会、長その他の執行機関又は職員が措置に不服がある場合	監査委員が勧告を法定期間内に行わない場合	議会、長その他の執行機関又は職員が必要な措置を講じない場合	第1項第1号による請求	同項第2号による請求	同項第3号による請求	同項第4号による請求	請求却下	請求棄却	原告一部勝訴	原告全部勝訴	第12項の規定に基づく請求に対する支払い	
沖縄県	沖縄市	市長に対し一切の公金の支出を禁止、一切の契約締結の禁止を求める	17. 5. 20	○				○						○	○	21. 10. 15福岡高裁那覇支部判決	
沖縄県	沖縄市	市長に対し、事業に関して一切の公金を支出し、契約を締結し、債務その他の義務を負担してはならない	23. 7. 22	○				○								※那覇地裁係属中	
沖縄県	豊見城市	市長等に対する補助金支出に伴う返還請求	23. 8. 21	○							○					※那覇地裁係属中	
沖縄県	豊見城市	市長等に対する補助金支出に伴う返還請求	23. 8. 21	○							○					※那覇地裁係属中	
沖縄県	豊見城市	市長等に対する補助金支出に伴う返還請求	23. 8. 21	○							○					※那覇地裁係属中	
沖縄県	恩納村	村長に不作為に対する損害金(160万円)の請求	22. 3. 4				○									※24. 5. 6那覇地裁請求却下、福岡高裁係属中	
沖縄県	金武町	損害賠償請求	23. 6. 23	○							○					※那覇地裁係属中	
計		7件		6件	0件	0件	1件	2件	0件	1件	4件	0件	0件	1件	0件	1件	
合計		568件		527件	12件	8件	26件	92件	48件	78件	456件	47件	171件	30件	7件	16件	